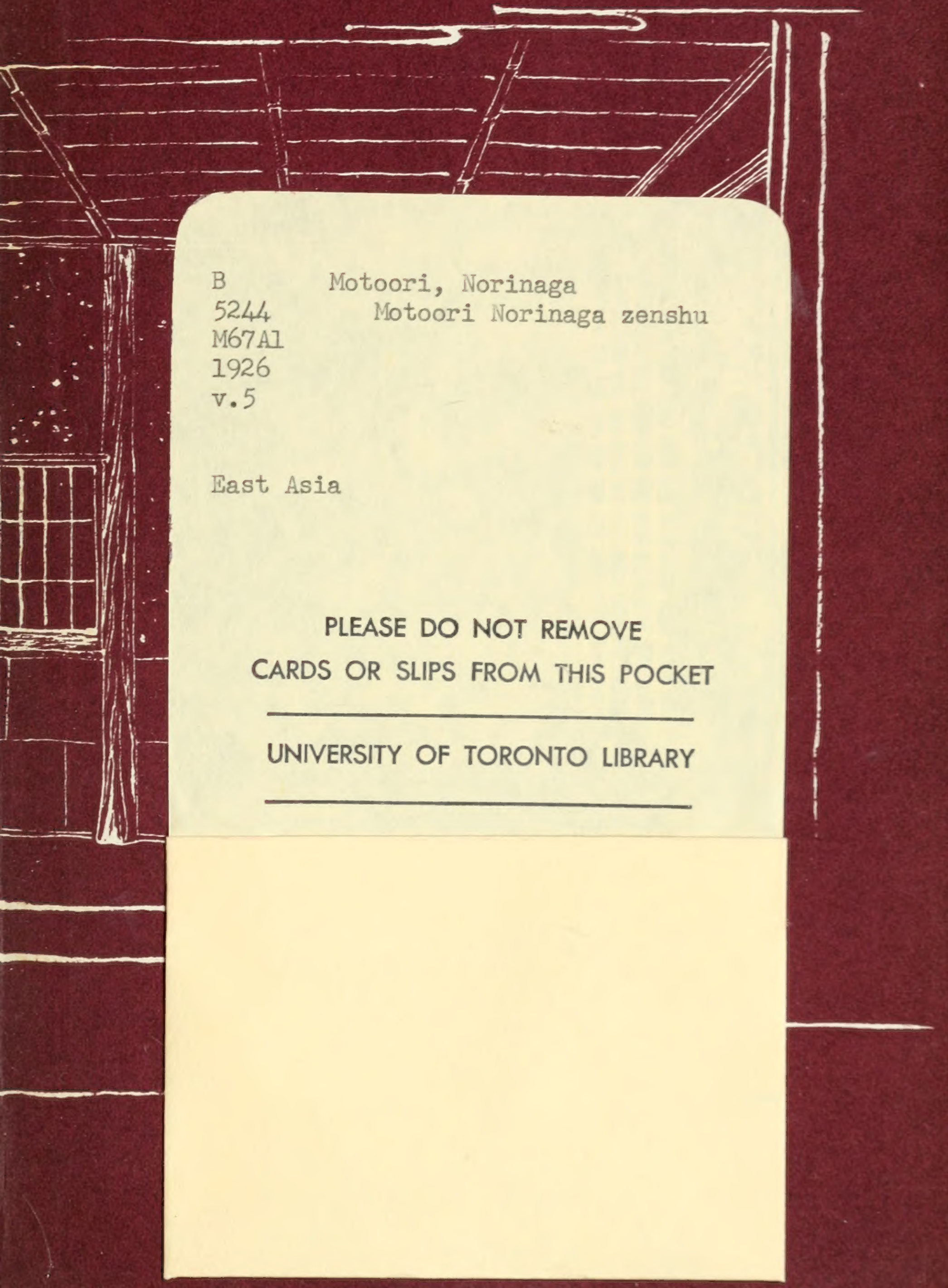

鈴





贈從三位本居宣長著

增補本居宣長全集

第五

正三位本居豊穎校訂

例言

一　本輯には、「歴朝詔詞解」「出雲國造神壽後釋」「大祓詞後釋」「くずばな」「鉗狂人」の五部十三卷を收めたり、

二　「古事記傳」以下諸書の排列、舊全集と大に異るは、なるべく同種類のものを順次掲載せんとせるが故なり、

三　句讀點濁點等、すべて原本のまゝなり、

四　括弧【　】を附したるは、原本細註なるを一行にせる印なり、

五　宣命書きの細書の部分、原本には二行に記せるを、すべて一行となす、

六　「歴朝詔詞解」のところ〴〵に、○或は□を以て、或文字を圍みたるがあり、今○を□に、□を「　」に改む、

七　「鉗狂人」は、舊全集には寫本を採りたれど、木版本を用ゐる、

目次

續紀歷朝詔詞解（六卷）一……二八二
出雲國造神壽後釋（二卷）二八三……三四二
大祓詞後釋（二卷）三四三……四五四
くずばな（二卷）四五五……五一六
鉗狂人 水草のうへの物語（一卷）五一七……五五〇

歴朝詔詞解序

掛久者雖畏。神之大御代爾。皇御孫之命之天降坐而。安國登平久所知食志、與理始弖。人之代登那理弖母。彌繼々爾生坐流日之御子之。現御神登神隨所知。此御食國能大政事者皆。於高天原而。遠津神皇祖之神量々賜祁牟。天津法之麻々爾々許曾波有那米。如此、有者事、登、有毎爾。天下爾令賜比志。太古之詔詞之旨波志。卽其神隨治賜比志政事爾斯弖。其詞母亦。神隨之麗美久妙有詞爾波阿理祁牟乎。其遠津太古能波世爾不遺。此平城之朝庭爾至而之。御々代々之詔詞能美許曾。今之現爾傳波理弖波有祁禮。其本與理太古之狀乎傳徹。太古之詞乎云續來而有者。大形者同伎狀爾阿流倍久斯弖。最尊美重美可爲物爾志有乎。唯不良加母。由々志伎加母。當昔既久言痛伎漢國之敎。伊那志許米佛國之道等。富毘許理被行而。專其風爾學比。其詞爾習比。彼神代之隨、有。大御風母可美詞母。漸爾被失弖。甚母慨久懷悒伎枉事。多爾那母麻自

禮理祁流。然爾世々、能物知人母。不見識哉有祁牟。諸而哉有祁牟。其麗美登解有書。此、不良登論有書者。都而母阿良受弖。千萬歳月。可惜古言廢來爾志乎。靈幸比坐神之御心加。本居平大人。生涯乎古學爾心盡佐志。許、多之書卷書著志。萬世爾敎喩登爲而。此詔詞乎母。如此那母解明論置賜儆理祁流。故混亂有異國風之枉事等者。委曲爾見別禮。癈來志皇國之正久麗美伎弖夫理許登婆波。眞淸明爾顯而。音違有八紘之琴乎。調正有事能如久。塵居曇有眞十見之鏡乎。磨成有事能如久爾那母成出多流。阿那意牟加志。底寶寶之書登。遠久長久都多波理由加牟。是能六卷之此解說書

享和三年三月　　大神安守

續紀歴朝詔詞解一卷

本居宣長解

まづこりすべていふ事ども

世にいはゆる宣命は、すなはち古への詔にして、上代の詔は、此外なかりしを、萬の事漢さまにならひ賜ふ御世御世となりては、詔も、漢文のを用ひらるゝ事多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を、詔書勅書とはいひて、もとよりの皇國言のをば、分て宣命とぞいひならへる、西宮記に詔書ノ事、改元改錢、并赦令等ノ類也、臨時大事爲詔、尋常小事爲勅、勅書事、攝政關白賜隨身、皇子賜源氏姓、內親王准三宮、宛封戸等ノ類、可尋註宣命事、神社山陵告文、立皇太子、任大臣節會任僧綱天台座主、及贈家告文等ノ類也、公卿勅問詔書と見えたるが如し、北山抄にもかく有り、されど此ノ續紀のころは、なほ然にはあらず、皇國言のをも、もろもろの事にも、おほく用ひられて、これをも共に、詔といひ勅といへりき、さて宣命といふ目は、此續紀の十の卷に、始めて見えて、そは命を宣しにて、宣とは、命を受傳へて、告聞するをいふ也、神祇令に、中臣宣祝詞とありて、義解に、宣布也、言以告神祝詞、宣聞百官とあるごとく、宣命の宣もその意也、釋紀に、宣命使とあるも、勅を宣る使也、其外つねにいふ上宣口宣下宣などもみな、宣ノ字は、告聞する人に係れり、されば今の續紀に見えたる宣命も、其義にて、古語のにまれ漢文のにまれ、勅命をうけ給はりて、宣聞する事をさしていへる目にこそあれ、その文をさしていふ名にはあらざりしを、後ノ世には、直に其文をさして、宣命といひ、さるから宣ノ字をも、詔勅のと、ぞ心得たる、西宮記の、上ノ件の文のつゞきにもまた、別に

宣命、或詔書之可宣命、詔之宣命云々とある、こは又一説を擧られたるにて、これぞ古への意なりけれ、可宣命とは、その儀式をとゝのへて、宣聞するをいふ也、

○上ッ代の詔勅は、みな此宣命といふさまの文にぞ有けむを、古事記にも書紀にも、しるされたることなければ、持統天皇よりあなたの御世〳〵のは、一つだに世につたはらずなりぬ、書紀に多く載せられたる詔ども、上ッ代のはみな、撰者の心もて、新に造りて、かざりに添へられたる、漢文のなれば、意も詞も、古へにあらざるを論なし、推古天皇の御卷などよりこなたのは、實の當時ノ文にも有ルべけれど、それはたゞみな漢文のみなれば、いにしへまなびのためには、さらにやうなきを、あはれ古への皇國言のは、いかに麗美く雅たる、たふとき文なりけむ、いとも〳〵ゆかしきを、書紀撰ばれたりし時、いと上代のこそ、世にのこらざることもありけめ、やゝ近き御世〳〵のは、多く傳はりてぞ在ッべきを、みな棄て載せられず、ことごとくに消亡て、世にのこらずなりぬるは、いとも〳〵あたらしく、くちをしく、うれたきわざになむ有ける、宣長書紀を讀むごとに、かの上代のからざまの造詔の、こちたくうるさきにつけても、古語のまことの詔詞の、いとしぬはしき歎きぞ、たへがたかりける、然るを續紀には、これをすてずして、御世〳〵のを、こゝら載せられたるは、いとも〳〵めでたくたふときを、申すもさら也、おほかた奈良ノ朝よりあなたの、古言の文詞の、世につたはれるは、延喜式にのれる、もろ〳〵のふるき祝詞と、此續紀の詔詞とのみこそ有けれ、これらをはなちては、あることなし、然るにこの續紀の詔詞といへども、まれには漢文言のまじり、又詞のみにもあらず、意さへに漢なることもおほかるこそ、なほいとあかぬわざなりけれ、かく皇國言の詔詞にしも、漢意をまじへらるゝことも、推古天皇 孝徳天皇 天智天皇などの御世〳〵よりぞ始まりけむ、又聖武天皇 高野ノ天皇の御世のには、佛事のいとこちたくおほかるは、殊にうるさく、ふさはしからぬわざなりかし、おほかたかくのみ、からごゝろ佛ごとの多くまじりて、詞はた漢ざまなるも、まれ〳〵

にはまじらぬにしもあらざれども、猶大かたの文詞のいとめでたく、古く雅たることはしも、後の世の人の、かけても及ばざるさまにぞありける、

○續紀のつぎ／＼、後紀よりこなたの史どもなる宣命ノ詞を、つぎ／＼に見もてゆくに、御世／＼を經るまに／＼、古言はやう／＼に少クなりつゝ、たゞ漢意漢詞のみ、いよ／＼ます／＼おほく、語のつゞきざまなどはた、からぶみぶりがちになれる、其中に、たゞふるき例のある事をいへる詳々のみは、その古き文によれる故に、なほ古言のまじれども、さらに例なき事を、新につゞれるふしは、たゞ文字の書ざまのみ、いにしへの宣命書にて、すべてたゞ漢文ぶりにて、むげに見ぐるしく、いと拙き物にぞなりにける、そもいかなれば、かくつたなくはなれるぞといふに、よろづすべて詔勅を作ることは、内記の職にて、職員令に、大内記二人、掌造詔勅、凡御所記錄事、中内記二人、掌同大内記、少内記二人、掌同中内記、と見え、貞觀儀式、讓國ノ儀に、大臣召内記、令作讓位宣命之詞、先以草案、覽内侍奏聞、【若有可損益者、改定更進淸書、勅畫可之】返賜、大臣復本所、令書黄紙、挾於書杖、祗候、また延喜ノ内記式に、凡有諸山陵ノ宣命、大臣宣、令内記作之、内記作了、進大臣、大臣轉使進之、など見えたるが如し、さて内記には、學才ある人を任ぜらるゝ、ここに、て、後ノ世までも然にて、職原抄にも、儒門之中、堪文筆者任之、草詔勅宣命也、とあるがごとし、然るに儒ばかりといへば、たゞ漢學のみにて、皇國の古への事を、ことに學ぶわざはなかりしかば、物しれる人といふも、たゞ漢籍なる事を、よく知れるのみこそあれ、皇國の古へのすぢには、うとく昧かりし故に、年月にそへて、古言古意は漸に埋もれつゝ、世にこれをしれる人もなくなれる也、そは書紀の私記の書どもの、稱くつたなきを見ても知べし、此仁明のころすら、はやく然りければ、ましてそれより後々のものしり人たちは、おしはかるべし、されば宣命ノ詞の、やうに拙く、もはら漢ざへづりのさまになれるは、必しも作る者の、漢ざまを好みてのみにもあらざりけれども、古意古言を

えしらざる故に、せむかたなく止ム事得ずて、おのづから然流れゆきたるなめりかし、

○いにしへは、片假字平假字といふ物なかりしかば、物をしるすに、皇國語のまゝにはものしがたければ、から國のしなしざまにならひて、萬の事みな、漢文もてしるしけるを、哥のみは、いはゆる萬葉假字をもてしるし、又祝詞宣命と、古語のまゝに書て、一もじもたがへず、てにをはの假字をさへに、細書に添へたる、是を世に宣命書(ミコトノリガキ)といへり、そも／＼これらのみは、漢文にはしるさで、然ヵ語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も、神に申し、宣命も、百官天ノ下ノ公民に、宣聞(ノリキカ)しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしみて感(カマ)くべく、其詞に文(アヤ)をなして、美麗(ウルハシ)く作れるものにして、一もじも、讀ミたがへては有ルべからざるが故に、尋常(ヨノツネ)の事のごとく、漢文さまには書キがたければ也、かゝれば宣命といふものは、聞ク人の心に染(シ)めて感(カマ)くべく作れる物なれば、その文詞の作りざまは、さらにもいはず、これを讀ミ擧る事をさへに、古へはいと重く嚴(オゴソカ)にせられて、其法正しく、くさ／＼ならひごとも有しことなり、三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野ノ親王薨、親王者(ハ)桓武天皇之(ノ)第十二ノ皇子也云々、幼(ヨリ)辨慧、性寬裕云々、親王能(ク)㆓奏壽宣命ノ之道㆒、音儀詞語、足ㇾ爲ルニ㆓模範ト㆒、當時王公、罕(マレ)ㇾ識ルニ㆓其儀ヲ㆒、勅ニ參議藤原ノ朝臣基經、大江ノ朝臣音人等ニ㆒、就テ㆓親王ノ六條ノ亭ニ㆒、受ニ㆓習(ハシム)其ノ音詞曲折ヲ㆒焉、故致仕左大臣藤原ノ朝臣緒嗣、授ク㆓此ノ義ヲ於親王ニ㆒、親王襲持テ、不ㇾ失㆓師法ヲ㆒焉、と見えたるにて、いとたやすからざりしほどもしるべし、ふるき書籍目錄に、宣命譜といふ物出たり、今は傳はらぬ書なれば、いかさまなるものにか、しられねど、譜と名づけたるをもて思ふに、その讀揚(ヨミアゲ)ざま、音聲の巨細長短昂低曲節などを、しるしたる物にこそありけめ、そも／＼かくまでやむことなきわざにしあれば、今此紀なるをよむにも、そのこゝろばへ有べし、訓を附ること、いと／＼大事也、一トもじといへども、なほざりにすべきにあらず、よく／＼古語の例格を尋ね考へ、語のしらべをうるはしく物すべきわざなり、すべて何事をいふにも、その詞の文(アヤ)によりて人も神も、こよなく感(カマ)け給ふことなれば、祝詞宣命のたぐひは、殊に言(コト)

詞の文を主とすべきわざ也、神代紀ノ天ノ石屋戸ノ段に、天兒屋命云々、而廣厚稱辭祈啓焉、于時日ノ神聞之、曰頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之、とあるをもて、神も、殊に詞のうるはしきを感で玉ふことをしるべし、近き世のものしり人共のごとく、たゞ空理をのみ説て、言詞をなほざりに思ひすつるは、例の漢意にして、古への意にあらず、

○宣命の儀式は、貞觀儀式の條々に、多く見えたる中に、大嘗祭巳ノ日のところに、内記以宣命文進大臣、大臣執奏之、訖大臣喚參議以上一人授宣命文、受即復座、云々、皇太子立座東西面、次親王以下、共降立之、宣命大夫下殿、進就版宣制、其詞云々、云々皆聞食止宣、【皇太子先稱唯、次親王以下共稱唯、皇太子先再拜、次親王以下共再拜、】更宣云々、云々聞食止宣、【皇太子先稱唯、次親王以下稱唯、訖皇太子先再拜、次親王以下小齋□再拜、】宣命大夫復本座、親王以下亦復本座、と見ゆ、何れのをりの宣命の儀も、大かたかくのごときもの也、宣命ノ大夫といふは、宣命ノ文を讀む人にて、宣命使ともいへり、上に喚宣命者參議以上一人とある是也、就版とは、宣命ノ版とて、かねて設け置る、その處に就をいふ、宣制とは、制は即チ命にて、これも宣命といふと同じ意なれども、宣命といふは、其事の儀式を、ひろくいひつらぬる名なる故に、其中につきて、正しく其文を讀擧る事なれば、宣制といひて、事を分てる也、

○内記式にいはく、凡宣命ノ文者、皆以黄紙書之、但奉伊勢大神宮文、以縹紙書、賀茂社以紅紙書、

○今此解は、續紀に出たる詔書のかぎりを擧て、その詞を解たり、つぎ〳〵第一詔第二詔とやうに標すは、もとより然定まれるにはあらず、今たゞ私に、假にまうけて定めたる也、然定めまうけたる故は、解の中に、しば〳〵他詔を引出て、そのたびごとに、某年の某月日の某ノ詔と書出むは、言多く煩はしければ、言少なにものせむため、又此解をみむ人の、かれこれ尋ね合はすにも、便りよからむため也、

○今此書に擧たる本文は、世にひろまれる印本(スリマキ)の外に、寫本(ウツシマキ)どもをも、三つ四つよみ合せて、中によしとおもふを、えりとりてものしつ、さてその本どものよきあしきことは、その所々の解(トキコト)にことわれり、
○解の中に、書の名をあげずして、引る文は、續紀なり、又たゞ紀とのみいふも、續紀なり、
○すべてもろ〳〵の書に、宣命ノ文をしるせるやう、てにをはの假字を、細書(コガキ)にして添たる、其例、大かたには定まれる如くにて、たとへば勅(ノリタマハク)波久とあるがごとき、波久(ハク)は活(ハタラ)く辭(タシ)なるが故に、添へたり、いづれの詞もかくのごとし、然れどもまた、勅(ノリタマハク)久とやうに、波(ハ)ノ字は省きて、書(カ)ざるたぐひも常の事也、必ス同じさまに定まれることはあらず、又細書にすべきを、大書にし、大書にすべきを、細書にしたるたぐひも多く、かならず細書の假字を添ふべきところに、省きて添へざるもおほし、すべてかゝるたぐひ、もとより然るも有ルべく、又後に寫すとて、變(カハ)れるも有ルべく、くさ〴〵正しからざる書ざま、つねおほかるを、宣長今これを書クに、大書細書のけじめの例をば、正しく定めて、物せむとすれども、なほこと〳〵くこまかには定めがたきこともあり、されど又ひたぶるに本のまゝにてあらむは、あまりにみだりなること多かれば、今は此大書細書ばかりは、本にかゝはらず、大かたには例をさだめてものしつ、
○いづれの詔も、おの〳〵其(ソ)を作れる人の、心々とおぼしくて文字づかひなどかはれること有リ、たとへば仕奉(ツカヘマツル)を、供奉或は奉侍とのみ書き、所念(オモホス)をみな所思、大命(オホミコト)を、みな御命とも書るたぐひ也、假字も然にて、とほりて定まれることはなし、にゝみな爾を用ひたる詔も有リ、又みな仁を用ひたるもあり、てに乎を書るもあり、又みな天を書るもあるたぐひ也、これはたおの〳〵、作者の心々にぞ有けむ、又まれには、つねにはをさ〳〵用ひぬ、めづらしきもじを用ひたることもあり、又假字の清濁は、分て用ひたりと見ゆるもあれども、また自ノ字夫ノ字などを、多く清書にも用ひたるたぐひ、分れざるも多し、又すべて細書の假字は、今の本、全くもとのまゝともおぼえぬ事有リ、弖と天、爾と仁などのたぐひ、此本

と彼ノ本と、異なるとも多かるを見れば、中には後につぎ〳〵寫せるときに、何心もなく書たがへたるたぐひもあるにやあらむ、

第一詔

一の卷の始めに、天之眞宗豐祖父ノ天皇【文武天皇】云々、高天ノ原廣野姬ノ天皇ノ十一年、立爲二皇太子一、八月甲子ノ朔、受レ禪ヲ即位、庚辰詔曰とあり、持統天皇紀には、八月乙丑ノ朔、天皇定二策禁中一、禪二天皇位於皇太子一とあり、八月朔の、乙丑と甲子と、たがひたるは、七月を、大としたると、小としたると、暦法の異なりけむ故なり、庚辰は十七日なり、

現御神止大八嶋國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔。高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至麻弖爾天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾大八嶋國將知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨聞看來此天津日嗣高御座之業止現御神止大八嶋國所知倭根子天皇命授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐弖此

乃食國天下乎調賜比平賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母隨神所思行佐久止詔天皇大命乎諸聞食止詔。是以百官人等四方食國乎治奉止任賜幣留國國宰等爾至麻弖爾天皇朝庭敷賜行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨支直支誠之心以而御稱稱而緩怠事無久務結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔故「爾」如此之狀乎聞食悟而欵將仕奉人者其仕奉禮良牟狀隨品品讚賜上賜治將賜物曾止詔天皇大命乎諸聞食止詔

現御神止は、阿伎都美加微登と訓べし、此訓の事、出雲國造神壽後釋にいへり、明御神明津神なども書り、止は、爾弖といはむがごとし、第五詔には、現御神止坐而とも有、皇止坐父止坐なども、皇にて坐父にて坐也、此言は、天皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしろしめすよし也、景行紀雄略紀に、現人神とあるも、同じ意也、又萬葉に、遠神吾大王と申し、又天皇の御うへの事には、神ながら云々と申すも、神にてましますまゝにといふ意也、そもそも後世に至りて、天皇を畏れ奉らざる者も、出來たりしは、世ノ人の心、漢意にうつりて、現御神にましますの御事を、わすれたるが故也、あなかしこく、○大八島國の事、古事記傳にいへり、○所知は、志呂志賣須と訓べし、食ノ字を省きて書る也、萬葉十八廿には、之良志賣之とも有、又六には、所知座とも有、○天皇大命は、須賣

良我意富美許登と訓べし、十二詔に、天皇我命、卅二詔に、天皇我大御命良麻止、四十二詔に、天皇我御命良麻止、四十四詔に、天皇我御命、四十八詔に、天皇我勅命、など有をもて知べし、四十詔に、天皇我御世當ともあり、○良麻止は、附ていふ辭と聞えたり、武烈紀に、臣をヤツコラマ、顯宗紀に、御裔僕をミナスエヤツコラマ、など訓るに同じ、現御神云々の大命ぞと、たしかにいひ聞する意に添たる辭なるべし、師は、詔らまにて、詔むといふ也といはれたれど、わろし、大命のらむと詔ふとは、いふべくもあらぬ言なるに、詔旨良麻など書たるは、のらまとは訓がたきをや、○集侍の事、大祓詞ノ後釋に云り、○皇子等云々、此等もかの後釋に、親王諸王諸臣百官人等とある所にいへり、皇子等は、親王とあると同じ、王臣は、諸王諸臣とあると同じ、すべてかくさまの、常に定まれるとは、其字はさまざまに、具にも省きても書たれど、讀はみな同じ也、たとへばおほみことを、大御命とも、大命とも、御命とも、勅命とも、命とも書るが如し、此類、其隨の字によりて、訓を異るはひがこと也、等ノ字も、王の下臣の下にも有べきを、こゝは略きて書る也、みな多知と讀付べし、十三詔に、王多知、また臣多知、卅八詔に、親王多知臣多知、百ノ官ノ人等、四十二詔に、諸王多知臣多知、などあるをもて定むべし、○天下は、万葉五また廿などに、阿米能志多とあるに依て訓べし、つねにあめがしたといふは、俗言也、○公民は、意富美多加良と訓べし、委くは古事記傳廿四の巻にいへり、○諸は、皇子等云々諸にて、上に屬る言なり、古事記に、天神諸などあるが如し、○聞食と、伎許志賣佐閇と訓べし、卅三詔に、皆聞食宣、卅九 五十三 五十四詔などにも、かく食ノ字を省て書る也、佐閇は上を承たる也、又つねのごとく、宣世と訓むもあしからず、三代實録廿一ノ巻ノ詔には、皆聞宣ともある也、○宣、これは宣なり、宣とも訓べし、宣命使のみづからいふ也、詔とは書たれども、天皇の詔ふといふにはあらず、此詔には、宣をもみな詔と書たり、古へは凡て、言だに同じければ、字にはかゝはらず、いかにも〳〵通はし書たり、なほ宣命の事、大祓詞後

釋に委くいへり、續後紀三代實錄などには、此宣に、詔布と、布ノ字を添て書る所もあれども、そはそのかみはやく、心得誤れるか、但しみづからの事にも、給ふといふ古言の例あれば、これものりたまふともいへるか、そはいかにまれ、たとひ然訓ても、意はみづから宣ル也、決て天皇の詔ふよしには非ず、思ひ混ふべからず、さてすべてもろ／＼の詔に、かく諸聞食止宣ルといふ處、一段にて、此一段終る毎に、集侍れる諸、共に稱唯例なり、○高天原爾、爾ノ字、本ともに、乎と作るは誤也、第五詔に、高天ノ原爾事波自米而とあるによりて、今改めつ、○事始而、道饗ノ祭ノ祝詞に、高天ノ原爾事始氐、皇御孫之命云々、遷却崇神ノ祝詞に、高天之原爾神留坐氐、事始給志、神漏伎神漏美能命以氐云々、さて此ノ語は、下の天坐神之依之奉之隨、といふへ係りて、天津日嗣の御事を、始め給ふをいふ也、○遠天皇祖は、登本須賣漏岐と訓べし、十三詔に、遠天皇御世始氐、今朕御世爾當氐母、十七詔に、自ニ遠天皇御世一、五十七詔に、遠天皇ノ御世々々、また第三詔に、遠皇祖御世乎始而、天皇御々世々、第五詔に、遠皇祖ノ御世ヲ始メ而、中今爾至氐、十四詔廿三詔にも、同じさまに見えたり、孝德紀に、又詔ニ於百濟ノ使ニ曰ク、明神御宇日本天皇詔旨、始メ我ヵ遠皇祖之世云々、これをトホツミオヤと訓るはわろし、持統紀にも、新羅元來奏テ云ク、我國ハ、自ニ日本遠皇祖代一云々、また自リ我ヵ國家遠皇祖代ニ云々、万葉にも、皇祖皇祖神皇神祖などみな、スメロギと訓ミ、假字書キにも十五 十七 十八 廿などに、須賣呂伎と有リ、又十九に、皇祖神之遠御代三世波、【三は假字にて御なり】廿に、ひさかたの天の戸ひらき、高千穗のたけにあもりし、須賣呂伎の神の御世より云々、さてすめろぎとは、上件の書どもに書る字のごとく、古への御世々々の天皇を申し、又今の天皇までをかけても申せることも有リ、故レ天皇とのみも書る處も有也、さて上に引る第三第五第十三などの詔によれば、こゝにも此下に、始而と有しが、脫たるかとも思へど、こゝは上に事始メ而とあれば、重ねてはいふまじく、こゝは御世御世と有べきこころ也、されば御世一つ脫たるなるべし、○中今とは、今をいふ也、後世の言には、

當時のことを、降れる世後の世などいふは、よろしくもあらぬいひざまなるを、中といへるは、當時を盛りなる最中の世と、ほめたる心ばへ有て、おもしろき詞也、此言第四第五第十三詔にも有り、さて此言は、下の天都神乃御子隨母云云聞看來、といふへ係れり、次の天皇御子之云々へはつゞかず、○阿禮坐は、生坐也、古事記神武ノ段に、阿禮坐御子、神功段に、其ノ御子者阿禮坐など、なほ多し、○彌繼々は、又繼キ又繼キ繼キゆく也、○次止、都藝豆と訓べし、ついでといふは、やゝ後の音便言也、四十五詔には、天ノ日嗣高御座乃業とも書たり、さてこは天津日嗣しろしめす次第といふ事也、出雲國造神賀詞に、天穗日命乎云々、仰賜比志次乃隨爾とあるも、天穗日命より、國造の繼々に仕奉るを、次といへり、又續紀に、陛下正統當奉治繼と有り、さて此ノ言、下の依之奉へ係れり、此次ノ字を、一本には須と誤れり、○天ッ神ノ御子とは、天照大御神の御子のよしにて、天ノ忍穗耳ノ命邇々藝ノ命より始メ奉りて、御世御世の天皇を申す御稱にて、古事記書紀に、神武天皇をもかく申し、神代紀に、天孫をも、アメノカミノミコとよめる所あり、さてこゝに、天都神と書れたるを以て、すべて天神は、かくよむべき事を知べし、あめのかみとよむはひが事也、○隨母は、神隨のながらと同くて、天照大御神の御子に坐ますまゝにといふ也、母ノ字、印本には、爾と有り、そはマニ〳〵と訓べし、同意ながらこれは、まに〳〵といひては、次なる隨と重なりて、語穩ならず、故今は一本に依れり、此は、第五第九詔十三五十四詔などに、隨神母と有ごとく、添へたる辭也、萬葉二に吾子隨任賜者云々、○天ニ坐ス神は、他の詔に、天ニ坐ス神國ニ坐ス神など、廣くいへるとは、心ばへ異也、こゝは諸ノ祝詞に、高天原に神留坐云々とある天ッ神にて、もはら天照大御神高御産巣日ノ神をさして申せる也、たゞ天ッ神とはいはずして、天ニ坐スといへるは、上の天都神と、同言の重なる故に、少しかへて申せる也、○依之奉之隨は、古事記に、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而、天降也云々、又天照大御神

高木神命以、詔二太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命一云々、是以隨白之、科レ詔二日子番能邇々藝命一、此ノ葦原ノ水穗ノ國者、汝所知國、言依賜、故隨命以可天降、とある是也、猶書紀神代ノ下ッ巻にも見ゆ、隨は、こゝは麻爾麻爾と訓つ、下に爾ノ字なければ也、假字書キに麻爾麻爾とも有リ、されど又まに〳〵とも訓べし、○聞看來、此ノ三字は、諸ノ本に云な脱たるを、十四詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御々世々聞看來、食國天日嗣高御座乃業止奈母云々、廿三詔に、云々止事依奉乃任、遠皇祖ノ御世始弖、天皇御々世々、聞看來、食國高御座乃業止奈母云々、などある例によりて、今補つ、こゝに此語なく、本のまゝにては、上の中今爾至麻弖爾といへる語を承るところなく、又次の語へもつゞかざればなり、○天津日嗣の事、古事記傳にいへり、○高御座之業、高御座は、天の御座といはむが如し、高とは天をいふ、たゞ高きよしにはあらず、天皇の御座は、卽チ高天原にして、天照大御神のまします御座を、受ケ傳へますよしをもて、高御座とは申す也、さて高御座之業とは、天皇の此ノ御座に坐シまして、天ノ下を治めさせ給ふ御業を申す也、大殿祭ノ詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以弖、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐弖、天津璽乃劍鏡乎、捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都ノ御子、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐弖、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食、言寄奉賜比弖云々、さて上の高天原爾事始而といふより、是までの文、事のつゞきの趣、まぎらはしきが如し、よくせずば心得たがへなむ、文の條理をこまかに尋ね正して看べし、高天原爾事始而、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止、天坐神之依之奉之隨、遠天皇祖御世、中今至麻弖爾天都神乃御子隨母聞看來云々といふ次第也、○現御神止云々天皇命は、こゝは持統天皇をさして申シ給ふ也、倭根子と申す御稱の事、古事記傳廿一の巻にいへり、御世々々の天皇の通へる御號なり、天皇に命ノ字を添て書る例、古事記又出雲國造神賀詞などにも見ゆ、○授賜比

は、持統天皇の、今文武天皇に授奉給ふ也、此高御座の御業は、高天原に事始て云々の御業ぞとして授ヶ賜ふといふ文のつゞき也、○負賜ふは、負セ持タしめ給ふよし也、常に仰せといふ言も、もと其事を負セ持タしむるよしにて、これと同言也、假字は四十五詔に、勅ノリタマヒ於保世給ふと有、○貴ク高ク廣ク厚ク、印本には、廣クの二字脱たり、他ホカの本どもみな此二字有リ、第六詔に、太上天皇厚ク廣ク徳チ蒙而、高ク貴ク行ヒ而依而、五十一詔に、公民之上ヘ乎、廣厚慈ク而、また仕奉ル事廣ク厚クなども有リ、又明ク淨ク直ク誠之心以而などやうに、かく同じたぐひの言を、いくつも重ねいふは、宣命の語の文にして、其事をねもころにする古ヘの文なり、かゝる格、祝詞又書には、をさ〳〵見えず、さてかく言を重ぬる例、後世なれば、終りの一つを受キといひて、上はみな久といひてつゞくるを、かくみな受キと云ヒて重ぬるは、古ヘの格也、さて受ノ字は、己の音なるに、きの假字に用ひたるは、伎ノ字の偏を省ける也、古ヘは偏を省きて書る例多きこと、古事記傳に委くいへり、○受賜ハリは、持統天皇の授ケ賜ひ負せ給ふ大命を、文武天皇の受ケ被ハリ賜玉ふ也、常に、人のいふを聞クことを、うけたまはるといふも、もと此字の意にて、こゝも受聽玉ふ意にも轉りて聞ゆる也、又物を賜ハルふを賜ハルといふも通へり、○恐坐マスは、もとは字のごとく、恐畏る意なるを、それ畏ミ承諾ウベナふ意になりて、萬葉に多く、天皇の命畏みといひ、古事記に、須佐之男ノ命の、櫛名田比賣を、吾に奉むやと詔へる御答に、足名椎の、恐奉むといへるなども然り、俗言に、奉畏ミといふこれ也、さて天皇は、御自ミヅカラの御事をも、尊みて詔ふ例にて、こゝも恐坐マスとはのたまふなり、此たぐひ皆然り、○食國は、古事記に、夜ノ食國とある處に、訓レ食云ニ袁須一と註せり、万葉に聞看者は、十七に、須賣呂伎能乎須久爾能許等、また於保伎美乃美許等可之古美、乎須久爾能許等申多麻比知豆、十八に、須賣呂伎能可未能美許登能、伎己之乎須久爾能麻保良麻爾など見ゆ、しろしめす國といふこと也、さて食國天下とつゞきたることは、續日紀文德實錄三代實錄などには、食國乃と乃ノ字あれども、續紀には、いとあまた見えたる中に、一つ

も乃ノ字あるはなければ、今は乃とは訓マず、○調賜比、第三詔に、此天下乎治賜比諧賜岐、第九詔に、上下乎諧留和氣弖、四十五詔に、汝等乃心乎等々能倍直之、万葉二に、御軍士乎安騰毛比賜齊流、三に、網引爲跡網子調流、海人之呼聲、十に、左男牡鹿之妻整登鳴音之、十九に、物乃布能八十友之雄乎、撫賜等々能倍賜、廿に、安佐奈藝爾可故等登能倍、など見ゆ、これらを合せて思ふに、此言は、よそにあらせ居る者を、呼ヒ集めて、みだれなく治むる意也、其中に呼ヒ來す方を主といへると、亂れなく治むる方をむねとしていへるとの異ある也、○平賜比、第九詔にも、天下乎治賜比平賜比弖と有、こは必しも不服者ありて、討チ平ラぐるにはあらず、平らかにするをいふ也、○惠賜比は第十三詔に、天下乃撫惠備賜とあるによりて、賣具備と訓つ、凡て備とも美とも通はしいふ言、例多し、○撫賜比弖、すべて撫るは、愛み憐むしわざなるが故に、必しも撫ざれども、愛み憐むをかくいふ也、万葉六に、天皇朕、宇頭乃御手以、掻撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜なども有リさて奈毋は、後の文に、なむといふ辭也、なむは、此奈毋を、音便にいふ也、○隨神は万葉に假字書に、可武奈何良と有リ、此言、諸の詔に多く有リ、下に毋を添ていへる所々もあり、天皇の御事には、何事にも、神ながら云々と申すことにて、萬葉の哥にもいと多し、天皇は、現御神と申シて、まことに神にましますが故に、神にて坐シますまゝに物し給ふよし也、○所思行佐久止、於毋本志賣佐久止と訓、行ノ字を書クは、もと於毋本志於許那波須といへるより出て、其字を、おもほしめす、しろしめす、きこしめすなどの賣須にも、通はして書る也、其事委くは古事記傳廿七の巻、看行の解にいへり、みそなはすは、見しおこなはすを切めたる意也、佐久は須を延たる也、○諸は、始メに出たる、皇子等云々諸也、○聞食止詔、この詔ノ字も宣也、此所又一段なり、○四方食國乎云々等等爾至留麻弖爾、こは諸國の司をいふ、天皇の御爲に、その國々を治メ奉れとして、任給へる等といふ也、任は麻氣と訓べし、麻氣は、令レ罷を切めたる言にて、其國々へ罷らせ給ふよし也、されば任をまけと訓ムは、京外の

官に限れること也、京官の任は、めし又よさしなど訓べし、宰は、守介掾目などを總いふ、これを美許登毛知といふは、命持にて、天皇の大命を受賜より負持て、其國の政を申すよしの名也、さてこゝの文、此宰も、百官人の内にて、上は大臣より、下國々の宰に至るまでの意也、國司は、その一國の民を治むる官にて、その任重きによりて、是をとり分て擧らるゝなるべし、孝德紀に、大化元年八月、同二年三月など、百官の中に、殊に國司の事のみ、とり分てくはしくさだけられたるなどをも思ふべし、○天皇朝庭は、須賣良我美加度と訓べし、大祓ノ詞に、天皇我朝廷、鎭御魂齋戸祭ノ祝詞に、皇我朝廷、など有、これらで定むべし、さてこの、天皇朝廷敷賜行賜幣といふ十字、諸本共に、百官人等の上にあるは、次第の亂れたるもの也、此語は、かならず下の國ノ法といふへ係れる語なるに、百官人云々とつゞきては、語の條理とゝのはず、故今改めて、[illegible]の下にうつしつ、○過犯事無ク、大祓ノ詞に、官々尓仕奉ル人等乃過犯ケム雜々罪ヲ云々、さて犯の假字は、古書どもに見えたることなきを、言の意を考るに、大かす也、故に於の假字を定む、大かすは、大凡になほざりにする意也、○明キ淨キ直キ誠之心以而、第一詔に、以明淨心而、第五詔に、清キ明キ正キ直キ心以テ、第七詔に淨伎明心ヲ持而、此詔に、以テ明直心ヲ、廿九詔に、貞シ淨キ心ヲ以テ、卅一詔に、明ニ貞キ心ヲ以テ、卅三詔に、貞ニ能ク淨キ心ヲ以テ、四十四詔に、己ガ心ヲ明ク淨ク貞ニ謹ミ、五十九詔に、清直心ヲ毛知、などさまざまに、少しづゝかはれど、みな意は同じ、○御稱々而は、決く誤字也、いと心得がたし、これは試にいはば、彌進々而にやあらむ、御と彌とは、草書はよく似たり、こゝは必ス彌といふべき處也、奬ノ字は、人をすゝむるにて、みづからすゝむ意にはあらざれども、古は、向と迎とを通はし書るごとく、自他を相通はして書ることも有なれば、これもみづからすゝむことにも用ふべし、さて大殿祭ノ祝詞に、百官人等云々、邪意穢心無ク、宮進メ宮勤メて、咎過在ラバ、見直シ聞直シ坐ヨとあると、上下の文のつゞきよく似たり、考へ合すべし、但しかれは、大宮ノ官ノ神の百官人

等を、令進給ふをいふ故に、進米とあるを、こゝはみづからの事なれば、須々美と訓べき也、しばらく此考へを用ふ、なほよく考ふべし、印本にこれを、ミハカリ〳〵テと訓たるを、師も、稱量の意以て書たる也、みはかり〳〵てと訓べし、出雲國風土記、大殿祭祝詞などにも有といはれたれど、出雲風土記に御量とあるは、宮を造る事につきていひ、大殿祭ノ詞なるは、事をはかるをいひて、神議々而といふと同く、事の有ルに就ていへるなれば、皆こゝにはよしなし、そのうへ稱ノ字、秤の意はあれども、はかりといふに、此字を書べきにもあらず、○緩怠事無々、十三詔又五十一詔に、無ニ怠緩事一久、卅二詔に、今田久前仁毛、緩怠事無之久、四十一詔に、晝毛夜毛倦怠己止無久など有、○務結而、結ノ字、諸本に給に誤れるを、今例に依て改めつ、志麻理と訓べし、第三詔に、淨明心以而、彌務爾彌結爾云々、卅一詔に、常毛益須益須勤結理奉侍など見え、類聚國史、弘仁十四年十一月ノ詔に、日夜忘ルヽ事無久、務米志麻理、伊佐乎志天、奉仕流爾依テ、文德實錄三に、日夜無ニ怠事一久、務結利、勤ミ々仕奉ル爾依テ、三代實錄卅二に、務志万利、伊佐乎之、など有、同書三にも此語あるを、それもこゝの如く、結を給に誤れり、さて志麻理は、志婆理と同くて、劒の手上とりしばりなどいふ如く、堅くすきまなく執持て、弛緩べぬ意也、俗言に、放逸たる者の、行ひの直りて、忠實になるを、しまるといふも、同言なり、古事記清寧天皇ノ段ノ哥に、意富岐美能美古能志婆加岐、夜布士麻理斯麻理母登本斯とあるも、大君の御子の柴垣、八節結々廻しにて、柴垣を結堅め廻らしたるをいふ也、夜布は、八段に結へる也、とふの菅薦の十節と同じ、万葉十二に、玉勝間島熊山、玉勝間安倍島山といへるも、共に玉勝間は、島にかゝれる枕詞にて、籠の目を堅く結へるよしのつゞきなり、○故而、故は、古文に常に多く有て、みな加禮と訓むことにて、かるがゆゑにといへる例はなければ、こゝの爾ノ字は、後ノ人の、ふさかしらに書加へたるにや、削リ去リてよろし、○如此之状は、加久乃佐麻と訓べし、然いひては、之てふ言いかゞなるやうなれども、つねにかくのごとくといふも、之の格同じことなり、廿七詔に

は、恪久状と書り、五十九詔に、如此時とあるを、かくのときと訓べく、五十五詔六十詔に、此之状とあるも、かくのさまと訓べし、○欸は、此字の注に、志純也とも、忠誠也ともいへれば、まめにと訓べくおもはるれども、五十一詔に、欸事明とあるは、美ノ字あれば、うは訓がたし、故伊佐乎志久と訓べし、第十詔に、其人の宇武何志伎事、欸事など、遂不得忘とあると、十三詔に、伊蘇之美宇牟賀斯美、忘不給とあることを合せて、然訓べきことを知べし、五十二詔に、累世国仕奉麻佐部流事、加多自気奈美伊蘇之美、思坐すとも有、伊蘇志に、常に勤ノ字を書て、古書に多き言也、伊蘇は、伊佐乎の切れるにて、いさしはいそしと同じ、○品々とは、その冠賜ひ上賜ふ品等あるをいふ、○冠賜は、冠位なり、○上賜は、諸詔に、冠位上賜とあるごとく、位階を昇せ給ふ也、廿八詔に冠位阿氣賜治賜とあるに依て阿氣と訓べし、○治将賜、凡治賜とは、賞を云にて、吉凶を何事にまれ、處分行ひ給ふをいふ也、官に任を、某官に治賜といひ、或は刑罰をも、某罪に治賜などいふがごとし、かくて、こゝは、冠賜上賜ふ即治賜なるを、語の文にかく重ねいへる也、第四詔に、冠位上可賜人々治賜なども有り、さて将ノ字は、賜字の上に在る意也、

第二詔

三の巻に、慶雲四年夏四月壬午、詔曰、とありて、藤原ノ不比等ノ朝臣に、食封を賜ふ詔なり、

天皇詔旨勅久、汝藤原朝臣乃仕奉狀者今乃未爾不在掛母畏支

天皇御世御世仕奉而今母又朕卿止爲而以明淨心而朕乎助奉仕奉事乃重支勞支事乎所念坐御意坐爾依而多利麻比弖夜夜彌賜閇婆忌忍事爾似事乎志奈母常勞彌重彌所念坐久止宣又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃汝父藤原大臣乃仕奉賈流狀乎婆建內宿禰命乃仕奉賈流事止同事叙止勅而治賜慈賜賈利是以令文所載多流乎跡止爲而隨令長遠久始今而次次被賜將往物叙止食封五千戶賜久止勅命聞宣

天皇詔旨勅久は、旨の下に、第一詔の如く、良麻止といふ辭を添て、スメラガオホミコトラマトノリタマハクと訓べし、すべてかやうの、いつも定まれることは、かくもじを多く省きても書る、常の事なり、然るをたゞそこの文字のまゝに訓ては、古言をしらざるもの、しわざ也、省きたる所をも、具に書る所の例によりて、定まれる語のごとくに訓べきこと、大かた此類みな准へて然り、○汝は、第五詔に、美麻斯親王、また美麻斯乃父、五十一詔五十一詔などに、美麻之大臣、などあるに依て、美麻斯と訓べし、○藤原ノ朝臣、朝臣は、阿曾美と訓べし、あそんといふは、後の音便讀也、此紀卅二に、阿曾美爲朝臣ト云々とあるは、阿曾美の字を、朝臣と書ク事をいへるなり、書紀天武ノ卷、八色ノ姓の處の朝臣をも、アソミと訓り、さて此藤原ノ朝臣は、不比等ノ公也、○今乃ミ不在は、今の御世に仕奉るのみに非ず也、○

掛ᵐ畏ᵏこは、言に掛て申すも、恐れ多きこといふこと也、○天皇ᴳ御世々々云々、不比等公は、天武天皇の御世より ぞ、仕奉り初め給ひけむ、書紀には、持統天皇の三年に、此卿始めて見えて、同十年に、位は直廣貳にて、資人五十人を賜ふよし見えたり、續紀にては、初メ中納言にて、大寶元年三月、大納言となり、和銅元年三月、右大臣になり給へり、鎌足公の第二子也とあり、かくて養老四年八月癸未、正二位右大臣にて薨(ウクレ)給ひき、年六十二とあり、同年十月、太政大臣正一位を贈らる、天平寶字四年八月、勅曰云々、其先朝太政大臣藤原朝臣者、云々、宜進近江國十二郡、封為淡海公云々、餘官如故云々、叙位は、公卿補任に、大寶元年三月正三位、同四年正月從二位、慶雲五年正月正二位と見え、

○卿は、麻閇都岐美と訓べし、萬葉[illegible]等に、麻敝都伎美とある是也、天皇の御前に侍ふ君といふ意也、書紀に、卿又大臣卿などを、マヘツギミ又マウチギミなど訓、和名抄にも、大臣を於保伊萬宇智岐美とあるなどは、みな後に訛れる訓にて、正しからず、○嚴ᴷは、伊加志と訓べし、書紀に、皇極天皇の大御名の重日を、此云伊柯之比、とあり、又明に、嚴矛此云伊箇之保虚、また祝詞等に、茂槍(イカシホコ)伊賀志御世(イカシミヨ)、茂御世(イカシミヨ)、また春日祭ノ祝詞に、千年卿等[illegible]久、天皇我朝廷ヲ、伊賀志夜具波江能如久、仕奉利佐加叡志米賜比、平野祭ノ祝詞にも、伊夜高ニ伊夜廣ニ、伊賀志夜具波江能如久、仕奉こと、などあるを合せて、此言の意を知るべし、重日(イカシヒ)嚴矛(イカシホコ)などは、重(オモ)くおごそかにして畏き意、茂御世(イカシミヨ)いかしやくはえのごとは、茂く繁く榮えて大きなる意也、いかしやくはえとは、[illegible]の、[illegible]にて、繁りいやがうへにしげり榮ゆるをいふ、されはおほよそ所聞し、又俗言に、物の大きなるを、いかいといふ、物なども、いかいことといふなど、又いかめしといふなども、みな此詞にて、意通へり、されば此、御重より、やむことなく重く大きなる意也、○[illegible]は、此上詞に、[illegible]伊賀志御世と有に依て、伊賀志御世と訓べし、此言は、いにしへいたはるごと、同じくて、をはふつがと其事に物宜ぬいふを、又後の思ふにも通はしいへり、常に云る意也、ことさへは、かしこしといふ言なども、由と其

人の事にもいひ、又他より然思ひて、かしこむこゝにもいふがごとし、かくてこゝの重支勞支は、藤原ノ大臣のうへを、直に詔ふともすべし、廿三詔に、天下政乎聞看事者、勞支重支事爾在家利、とあるが如し、俗言に、苦勞なる事、大義なる事といふ意也、然れども此言、他の詔にもあまたある多くは他のうへを然思召をいへれば、こゝも此大臣のうへを、天皇の然思ご召すかたともすべし、五十二詔に、朕臣乃仕奉状波、勞支重支とあるも、こゝと同じ、こは俗言に人の勞を謝て、御骨折御大義御苦勞と云ふに當りて、大義なる事、苦勞なる事と、おぼしめすよし也、第三十四詔にごに、天地之心乎勞美重美畏坐とあるは、天地の、いかゞにおぼしめして、心を勞苦め給はむと、天皇ノ畏み坐す也、さていたはるといふ言も、病するなどをいふは、みづから苦む方にて、萬葉五に、意乃何身志伊多波斯計禮婆といへる類也、又人のうへを、他よりあはれむをもいふ、又物語書などに、いとほしといへるは、人の勞苦むを、あはれむよりいひて、俗言に、案じるといひ、氣之毒などいふ意に多く用ひたり、五十八詔に、勞久念坐志計とあるも、其意也、万葉十二に、誰心勞跡鴨直渡異六、また誰ノ心乎勞美鴨、云々、十九に、大夫之語勞美、又國傳者別而などあるも同じ、又俗言にいとしといふも、此言の訛れるにて、あはれむを悲むといふごとく、是もいたはるに同じ、〇多利麻比豆夜々爾賜日夢、此所誤字あるか、すべて心得がたきを、強て試にいはゞ、多利麻比は、利ノ字は、草書似たれば、知の誤にて、立廻なるべし、伊勢物語ノ哥にも、昨日けふ雲のたちまひかくろふはと有り、立ノまはり也、此大臣を、いかにもして、なほ高く褒賞ばやと、御心をつけて、立まはりつゝ、うかがひ玉ふよし也、夜々彌に、連宿にて、速にはえ物せずして、事のさまを考へうかゞひ看つゝ、やすらひ玉ふよしなり、俗言に、速にものせずして、まふ猶豫ふを、見合すといふにあたれり、三代實錄四十六、元慶八年六月の詔に、太政大臣藤原朝臣、先御世々々、天下乎濟助介、朝政乎總攝奉仕利、云々、朕將レ議ニ其賞一ヲ、大臣案懷ニ謙挹ノ心ヲ、必固辭退天、政事若擁滯世毛加止、也々美思保之天、云々とあ

る、印本には、也々美ノ三字を脱せるを、今は古き寫本に依て引り、件の詔、すべての趣も、こゝの詔と全同じ事也、考へ合せて、こゝの語の意をもさとるべし、又五六百年ばかりさきの書に、やゝ見あふるまもなく、といふこと有しやうにおぼゆるは、漸有敢用も無にて、これも件の意と合へり、又思ふに、源氏物語などに、やゝましといふ言あるも、此やゝみと、同言の活用と聞ゆるを、それは心やましき意と注したる、まことに其意と聞えたるを、もし然らば、こゝもおぼしめしわづらひて、御心をやましめ給ふよしにもやあらむ、三代實録に、也々思はしとつゞきたるを思へば、此方やまされたるらむ、これは何れにしても、すべての意は同じことも、さて上件の如く心得る時に、何とか申言[illegible]たらはぬこゝちすれども、一直行越し見れば、聞ゆる也、かく行越たる語も、古書に例あることも、行越とは、いかにもして、猶褒むとおぼして、辛とはりつゝうかゞひ玉ふ也、然れども速にも然と物し給はで、やゝ久給へばの意なるを、その然れどもといふ言を略きて、行越る也、○忌忍事者御事[illegible]、これも心得がたし、誤字などにや、されど姑く上の考へに就て、例の強ていはゞ、忌忍事とは、何事にまれ、云々すまほしと思ふ事のあるに、然しては、宜しからぬにしあるによりて、忌憚りて、さもえせず、忍ひて默止居るをいふ也、さて今此大臣を、褒賞まほしくも、早くこりおぼしめせども、事のさまをうかゞひて、今まで猶康ひおはしますが、かの宜しからぬにしある事を、忌憚て、忍ひ過すに似たらむことを、いとほしくおぼしめすといへる也、辛苦の事は、助辭也、○常は、常に也、而といはずるは古言也、○宜は、詔なり、○又は、又一つには也、○蘇我大臣云々に、蘇我大臣也、蘇我の日向の豐崎宮と申すに、宮敷坐りき、○御字は、當代の御事に申す時は、天の下しろしめすと訓、古への御事を申すには、天の下しろしめしゝと訓也、下のしは、過去し事をいふし也、○蘇我大臣に、蘇我臣也、大臣は、すべて意富淤美と訓ぞ古言なる、おほまへつぎみなど訓るは、後のこと也、○仕奉者、實は、誠ノ誤字なり、もし實ノ字ならば、け

の假字なるべけれど、此處はけるといふべきところにあらざるうへに、此字を假字に用ひたることこそ、此詔より外に例なし、一本には、賞とあれども、あるといふべき所にもあらざれば其も誤字也、故ニ考るに、第三詔に、敷賜ヒ而留、また立賜留などあれば、こゝの賞も、覇を寫シ誤れるにて、つかへまつらへる也、れるを延へて、らへるといへる也、かくさまに延ヘ云フ例多し、書紀にも、への假字に、覇を用ひられたるところ有、○建內ノ宿禰ノ命の事は、古事記傳廿二の巻に委ク云り、○間は、万葉に多く於夜自とあれば、然訓べし、○勅而は、孝德天皇の詔へる也、書紀にかく詔へることは見えざれども、皇極紀に、三年云々、輕ノ皇子深ク識ル中臣ノ鎌子ノ連ノ之、意氣高逸、容止難キヲ犯シ、乃使下寵妃阿陪氏ヲ淨ニ掃別殿ヲ、高ク鋪キ新蓐ヲ、靡レ不ル具給セ、敬重特異云々、孝德紀ノ首に、以テ大錦冠ヲ授ク中臣ノ鎌子ノ連ニ、爲ニ內臣ト、增ス封若干戸ヲ云々、中臣ノ鎌子ノ連、懷テ至忠之誠ヲ、據テ宰臣之勢ニ、處ニ官司之上ニ云々、白雉五年正月、以テ紫冠ヲ授ク中臣ノ鎌足ノ連ニ、增ス封若干戸、などあるを以思へば、かゝる詔も有けむかし、○令文は、乃理乃布美と訓べし、文は書の意也、○跡は例也、かゝる例はいまだあらざれども、令に見えたるを例として也、○隨令と重ねていへる、これに、先に例はなけれどもといふ意あり、○長ク遠クは、被賜の上へ係て心得べし、第三詔にも、長ク遠ク不ル改ル、十一詔にも、長久遠久仕奉[illegible]と有リ、萬葉ノ哥には、彌遠長備とよめり、○始メ今ヨ而は、今より始めて也、○次々は子孫の嗣々なり、○被賜、すべて賜ふとは、與ふる方をいひ、賜はるとは、受る方をいひて、彼此のたがひあり、四十五詔に、此ノ賜布帶乎多麻波利弖、と有ルにて知べし、故レ古書どもには、賜はるには多く被ノ字を添ても書る也、こゝは此大臣の子孫の、受る方をいへり、後ノ世に至りては、此けぢめをしらず、賜ふをも、常に賜はるといふは、ひがことなり、○食封は、孝德紀天武紀持統紀などに、へビトと訓り、皇極紀持統紀などには、封一字をも然訓り、幣毘登は、戸人なり、凡て封は、賜ニ幾戸ヲといひて、民戸を賜ふなるを、そは其戸の內の人の出す、調庸などを賜ふことなる故に、戸人を賜ふとはいふ也、食ノ字は、食祿の意

を以て書る也、さるノヽ食封を賜ふことは、上代の制にはあらず、孝徳天皇の御世より始まれり、書紀ノ彼ノ御卷に、大化二年正月甲子朔、賀正ノ禮畢、卽宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封大夫以上各有差降、とある是也、此時、上代よりの御制を改めて、始めて食封を賜へる也、かくて賦役令に、凡封戸者、皆以課戸充、【謂戸有中男一人以上者、卽爲課戸、】其封戸仕丁、亦給其主也、】調庸ハ全ク給、其田租ハ爲二分、一分入官、一分給主、と見えたり、封戸とは、人に食封に賜ふ民戸をいふ、全給とは、其戸を賜はれる人に、みながら給ふ也、主とは、其戸を給はれる人をいふ、調の事庸の事、みな同令に見えたり、庸は、役のかはりに出す物をいふ、さて民部省式に、凡封戸、以正丁四人中男一人爲一戸、率租毎戸以四十束爲限、云々とあるは、現戸の數にはかゝはらず、正丁中男女租稲の數を以て計りて、賜戸と定めたるものなり、こはや、後の制にぞありけむ、さて親王一品より、臣太政大臣以下、從三位までの常の定まれる封戸の數は、祿令に見えたり、正四位以下は、食封を賜ふ限にあらず、○五千戸は、伊知幣と訓べし、常には五十と伊とはいひて、五は伊都といへども、今は五百の例に依て、然訓り、さてかの祿令に見えたる、定まれる食封は、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸なるを、こゝは殊に賞て、かく五千戸を賜へる也、同令に、凡令條之外、若有特封及賜者、並依別勅、とある、是也、さて此給へる食封の事、天平十三年正月、故太政大臣藤原朝臣家、返上食封五千戸、二千戸、依舊還賜其家、三千戸、施入諸國國分寺、以充造丈六佛像之料、とあり、また天平神護元年四月、右大臣藤原朝臣豐成等上表言、臣曾祖大織冠内大臣、踏義履忠、許身奉國、皇朝嘉其代之勳、賜以無窮之賞、贈其子正一位太政大臣、讚陳丹誠、竭其國獻、天朝卽割賜二千戸、傳及子孫云々、伏願奉納先代所賜功封云々、詔許之、また後紀に、弘仁六年六月、右大臣藤原朝臣園人等、上表乞還先祖功封曰、臣等高祖大織冠内大臣鎌子云

云、賜封一萬五千戸、胤子正一位太政大臣、常播相承、門風是存、由茲寶字四年、特賜封五千戸、大臣固辭、天恩允請、即減定二千戸、傳及子孫、天平神護元年、從一位右大臣、抗表奉返、寶龜元年、特更還賜、大同三年、正二位守右大臣內麻呂、又抗表奉返、不蒙允聽、臣等云々、伏願奉納所傳功封、云々以聞、不許、とあり、件の神護元年の文は、太政大臣の下に脫文有り、後紀の方と相照して知べし、これらの文の事、猶下にいふべし、○閑官、閑の下に、食ノ字を畧きて書る也、此例も多く有り、訓は、食ノ字有るところと同じ、さてこゝは、不比等公に當れる故に、諸とはいはざる也、○此詔の下につゞきて、辭而不受、減三千戸、賜二千戸、一千戸傳子孫とあり、然るに右に引る天平十三年の紀に、返上五千戸とあるはいかゞ、もしそれより先きに、又更に五千戸を給へる事有しか、紀に漏たるにや、されどさては、神護元年弘仁六年の文と合はず、猶いかゞ、又かの神護元年弘仁六年の文に、即減定二千戸、傳及子孫とあるも、こゝに一千戸傳子孫とあると、合はざるが如くなれど、これは違へるにはあらず、二千戸の内一千戸にまれ、傳へむには、傳へ及すといひつべければ也、さて又こゝの詔に、令文所載を跡と爲而云云、とあるを、心得がたし、其故は、功田にも、田令に、凡功田、大功世々不絶、上功ハ傳三世云々、と見えたれども、食封は、祿令に、凡五位以上、【謂一品以下也】以功食封者、其身亡者、大功減半傳三世、上功云々、下功不傳、とこそ見えたれ、永く子孫世々に傳ふる事は、見えざればなり、もしくは、祿令の件の文の次に、凡令條之外、若有特封及增者、並依別勅、とあれば、此文を例とするよしにや、又は天智紀十年、天武紀十一年、持統紀三年などにも、律令法令の事見えたれば、大寶より前の、それらの令條に見えたるにや、猶よく考ふべし、これより後には、天平寶字二年八月、藤原仲麻呂を、大保とせられし時の詔に、更給功封三千戸、功田一百町、永爲傳世之賜、以表不常之勳、また弘仁十一年正月の詔に、藤氏先祖云々、是以褒賞封戸、歷代不絶、總一萬五千戸云々、などゝ見えたり、

第三詔

四の卷のはじめに、慶雲三年十一月、豐祖父天皇不豫、始有禪位之志。天皇謙讓、固辭不受。四年六月、豐祖父天皇崩。庚寅、天皇御東樓、詔召八省卿及五衞督率等、告以依遺詔攝萬機之狀。秋七月壬子、天皇卽位於大極殿。詔曰、とあり、元明天皇の御位のをりなり、

現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣。關母威岐藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月、爾此食國天下之業乎日並知皇太子之嫡子今御宇豆留天皇爾授賜而並坐而此天下乎治賜比諧賜岐。是者關母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改常典止立賜比敷賜覇留法乎受被賜坐而行賜事止衆受被賜而恐美仕奉利豆羅久止詔命乎衆聞宣。如是仕奉侍爾去年十一月爾威加母我王朕子天皇乃詔豆羅久朕御身勞坐故暇間得而御病欲治。此乃天豆日嗣之位者大命爾坐世大坐坐而治可賜止讓賜命

乎受被賜坐而答曰豆羅久朕者不堪止辭白而受不坐在間爾遍多久日重而讓賜倍婆勞美威美今年六月十五日爾詔命者受賜止白奈賀羅此重位爾繼坐事乎奈母天地心乎勞美重美畏坐在久止詔命衆聞宣故是以親王始而王臣百官人等乃淨明心以而彌務爾彌結爾阿奈奈比奉輔佐奉牟事爾依而志此食國天下之政事者平長將在止奈母所念坐又天地之共長遠不改常典止立賜爾留食國法母傾事無久動事无久渡將去止奈母所念行左久止詔命衆聞宣遠皇祖御世乎始而天皇御世御世天豆日嗣止高御座爾坐而此食國天下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久治賜比慈賜來業止奈母隨神所念行須是以先豆先豆天下公民之上乎慈賜久〔漢文〕賜久止詔天皇大命乎衆聞宣

八洲御宇、第四詔にたゞ、御宇、また公式令第十詔などに、御大八洲などあるは、こゝもなきを、こゝは字ノ字いかゞなる書ざま也、さてはじめより、聞宣まで、第一詔の初メと、同じ語なるを、字は畧きも易もして書キたれども、みな其に書る方にならひて訓べき也、〇關ヲ、關ノ字を、印本などには、開に誤れり、今は一本に依れり、次なるも同じ、關ノ字を書るは、關係の意也、万葉六には、缺卷毛とも書キれば、こゝも關の誤リかとも思へど、然にはあらじ、萬葉十の卷に、開之宜朝夏之とある開ノ字も、關の誤也と、師もいはれき、〇藤原ノ宮云々は、持統天皇也、〇丁酉は、持統天皇の十一年にて、即文武天皇の元年也、〇日並知皇太子、一本には、知の上に、所ノ字あり、それもさる事也、さて此御名は、比那賣斯乃美古等と訓奉る也、此ノ太子は、天武天皇の御子、草壁ノ皇子と申せしにて、御母は持統天皇に坐り、天武紀に、十年二月、立草壁皇子尊爲皇太子因以令攝萬機、持統紀に、三年夏四月癸未朔乙未、皇太子草壁ノ皇子ノ尊薨と見えたり、日並知は、御謚なるべし、万葉二に、日並皇子ノ尊ノ殯ノ宮之時、柿本ノ朝臣人麻呂作長哥あり、又皇子ノ尊ノ宮ノ舍人等慟傷作哥廿三首あり、かくて天平寶字二年八月に、岡ノ宮ニ御 宇 天皇と、追號奉られたり、さてかく御名の下につけて申す皇太子は、みこのみことゝ訓ム例なり、推古紀に、廐戸ノ豐聰耳ノ皇子ノ命、天武紀に、高市ノ皇子ノ命、万葉二に、日雙斯皇子ノ命、此紀一に、日並知ノ皇子ノ尊、など有ルを以て知ルべし、〇嫡子の詞、物に見えたることなし、繼体紀に、ヒツギノミコと訓たることあれども、あたらぬ訓なり、殊にこゝは、天皇の御子にもあらざれば、然訓べきよしなし、故今新に、牟加比賣波良乃美古と訓つ、正妃をムカヒメと訓、字鏡にも、嫡ノ牟加比女とあれば也、凡て嫡子とは、正妻の腹の子をいへり、今世に長子をいふとは異也、〇今御宇シ天皇は、文武天皇也、此ノ天皇は、日並知ノ皇子ノ尊ノ第二子也、母ハ天命開別ノ天皇ノ之第四女、平城ノ宮ニ御宇シ日本根子天津御代豐國成姬ノ天皇是也、と一の卷のはじめに見え、元明紀の始ノにも、適日並知ノ皇子ノ尊ニ生天之眞宗豐祖父ノ天皇ヲ、と有リ、そも

そも持統天皇の御世、皇太子草壁ノ皇子ノ尊薨坐て後、高市ノ皇子を皇太子に立テ奉リ給ひしを、十年七月に、それも又薨坐ぬ、後ノ皇子尊とある是也、此高市皇子の、皇太子に立チ給へる事も紀に記されず、もれたり、かくて後、文武天皇の太子に立チ玉へる事も、書紀には漏れたり、そは、十一年春正月云々、各有ル差とある、此時に太子に立給ひし也、次に二月に、東宮ノ傅春宮ノ大夫などを任ぜられたる事有ルをもて知べし、此紀ノ一の巻に、十一年、立テ爲皇太子ト、と見えたり、さて同年ノ八月朔に、受禪即位なり、此天皇は、持統天皇の御ためには、御父方の御孫、御母方の御甥にましませり、○並坐而云々は、文武天皇に授ケ玉ひながら、持統天皇も、太上天皇とましまして、なほ相並ばして、共に政きこしめし、よし也、○近江ノ大津ノ宮云々は、天智天皇也、○大倭根子、大ノ字の添れると、殊なる意なし、○不改常典は、加波流麻自伎都祢乃能理と訓べし、まじきといふ言は、ふるくは仁徳紀ノ大御哥に、許禮麻志枳、舒明紀ノ大御哥に、倭須羅廮麻自珥など有リ、又とこしへなるべき、など訓べきかとも思へど、云々共遠、又下にも長ク遠ク、第五詔に万ノ世而など、ある、上よりのつゞきを思ふに、絶かはるまじきと訓べき也、常も不易の意也、顯宗紀に、不易之典とも有り、又十四詔には、不改自常典とある、自は乃の誤ならむか、然らばいづれをも、字音に讀ムべきにや、いかにも此言は、もとよりの古言にはあらず、此文字を本にて出來たる言なれば、音に讀ても、あしからじ、さて此ノ典法を立テ給へる事は、天智紀にも、十年春正月、東宮皇太弟、奉ニ宣施ニ行冠位法度之事一、とあれども、そは又いさゝか、改め玉へるとは有リもしけめども、全く始めて新に立テ玉へるは、既ク孝徳天皇の御世にて、其事彼ノ御卷、大化元年より次々見えたるが如し、然るにこれを、孝徳天皇といはずして、天智天皇の立給へりとするよしは、此事孝徳天皇の御世ながらも、皇太子中ノ大兄ノ皇子の御心より出て、物し給へる御しわざなるが故也、然いふ故は、まづ皇極紀に、三年春正月云々、中臣ノ鎌子ノ連、曾善ニ於輕皇子一、故詣ニ彼ノ宮一、而將ニ侍宿一、輕皇子深識ニ中臣鎌子連之意氣高逸、容止難ニレ犯乃、

云々敬重、中臣ノ鎌子ノ連、便感所遇、語舍人曰、殊奉恩澤、過前所望、誰能不使王天下耶、舍人便以所語、陳於皇子、皇子大悦、中臣ノ鎌子ノ連、爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿云々、歴試王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄云々、自爲相善、倶述所懐、既無所匿、云々、路上往還之間、並肩潜圖、無不相協とも見えて、これより中ノ大兄ノ皇子、中臣鎌子ノ連と御心を合せ給ひ、蘇我ノ蝦夷入鹿を誅し給ひしよりして、天下の權、此皇子と鎌子ノ連とに歸れり、輕ノ皇子は孝徳天皇、中ノ大兄は天智天皇の御名也、さて孝徳紀の首に、天豐財重日足姫ノ天皇四年六月、思欲傳位於中大兄、而詔曰云々、中大兄退語於中臣鎌子連、中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子殿下之舅也、方今古人大兄在、而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心、且立舅以答民望、不亦可乎、於是中大兄、深嘉厥議、密以奏聞、天豐財重日足姫ノ天皇、授璽綬禪位、策曰、咨爾輕皇子云々、由是輕皇子、不得固辭、升壇卽祚、以中大兄爲皇太子とあり、さて此ノ孝徳天皇は、爲人柔仁とあること、大化元年、古人ノ皇子謀反、吉備ノ笠ノ臣垂、自首於中大兄曰云々、中大兄卽討古人大市皇子、また同二年、皇太子使使奏請曰云々、などあることを合せて思ふに、天下の政は、いよいよ中ノ大兄の御心にぞ有けむ、かくて此時、鎌子ノ連をば、内臣といふになし給ひて、中臣ノ鎌子ノ連、懐至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上、故進退廢置、計從事立とあるを見れば、なほ上に左大臣阿倍ノ内麻呂ノ臣、右大臣蘇我ノ倉ノ山田ノ石川麻呂ノ臣など在といへども、大權は鎌足ノ連に在りし也、されば孝徳天皇の御世に立玉へる、此等の典法は、みな中ノ大兄の、鎌足ノ連と議り玉ひての御しわざなれば、なるを、上件の趣どもを、よく考へて、おしはかり知べし、同孝徳紀に、白雉四年、皇太子奏請曰、欲冀遷于倭京、天皇不許焉、皇太子乃奉皇祖母尊、間人皇后、幷率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮、于時公卿大夫百官人等、皆隨而遷、由是天皇恨、欲捨於國位云々、とあるを以て、此御世のすべてのやうを、おしはかるべし、公卿百官人ども

な天皇には從ひ奉らずして、中ノ大兄に從ひ奉れるをや、さて此天智天皇の、はじめよりの御しわざを、つら〳〵考へ奉るに、まづ皇極天皇、御位を傳へ給はむと有しを、辭び玉ひて、孝德天皇を御位に即奉り給ひて、御みづからは皇太子にて坐し、孝德天皇崩り坐ても、なほ即位し給はず、ふたゝび皇極天皇を即位せしめ奉りて、御みづからはなほ皇太子にてまし〳〵、皇極天皇崩り坐て、つひに御みづからの御世になりても、六年といふまでは、なほ皇太子と申して、即位の禮をも行はれず、又己命の御子たちもおはしますをばおきて、御弟の大海人ノ皇子を、皇太弟と立て玉へるなど、すべて初よりみな、強て謙遜を以て、世ノ人を感しめむためにて、から國の聖人風の御しわざ也けり、かくのみよろづにもてつけて行ひ玉ひしかども、十年冬十月、大御病し給へりしほどに、つひに實の御心ぞ顯はれ坐る、そは御病重らせ給へる時に、東宮大海人ノ皇子を、大御許に召入れて、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝云々、於是再拜稱疾固辭、不受曰、請奉洪業付屬大后、令大友王奉宣諸政、臣請願奉爲天皇、出家修道、天皇許焉、東宮云々、爲沙門云々、東宮見天皇、請之吉野、修行佛道、天皇許焉、東宮即入於吉野、とある、此時に至りて、己命の御子大友ノ皇子に、位を授けまほしくおぼしめす下の御心の、え忍びあへ玉はで、ほころび出たるなりけり、然れども、大海人ノ皇子はじめより皇太弟にてましませば、やむことえず、以後ノ事屬汝とは詔ひつれども、そは御心にはあらざりしことは、天武紀のはじめにも、此事を記して、天皇臥病、以痛之甚矣、於是遣蘇我臣安麻侶、召東宮、引入大殿、時安麻侶素東宮所好、密顧東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀、而愼之、天皇勅東宮、授鴻業、乃辭讓之曰云々、とあるごとくにて、實は大友ノ皇子に授け給はむとおぼして、その御謀有けむほど、いちじるし、もしさる御陰謀なくは、東宮の出家せむことを請玉ふを、たやすく許し給ふべきにあらず、さて又かの詔の後に、大友ノ皇子、左大臣蘇我ノ赤兄ノ臣をはじめて、五人の重臣と誓盟て、六人同心、奉天皇詔、若有違者、必被天罰、と見え、また

五臣奉二大友皇子一、盟二天皇前一など有ルをも思ふべし、かの陰謀は、天皇の御心にこそ有ける、されば大海人ノ皇子、かの安麻侶が告ヶ申せるに依て、その御心しらひして、出家し給はむとを、請申シ給ひつればこそ、難をまぬかれ給ひしか、もし何の御心もなく、遺詔を受ヶ給はり玉ひてあらましかば、ほご／＼危かりなまし、そも／＼天智天皇の此御しわざよ、始ノより、おもほしめす御心のまゝに、大友ノ皇子を東宮に立テ給ひてあらましかば、壬申のいみしき亂は出來ましやは、此皇子ぞ、めでたく平ラに御世はしろしめしてまし物を、よろづに聖人ぶりを好み給ひて、中々のうはべのつくろひの、遜讓だての御しわざによりてぞ、御位をもてそこなひ玉ひける、かくて此ノ不改常典といふも、よろづの事、改新をむねとにする、漢國ぶりの御しわざにして、神代より有來しさまをば停廢て、悉く漢國の制にならひて、新に定め給へる也、さるはかの國にも、周の代までの、封建の制といひしは、皇國の上代よりのさまに、なるをさ異なるともなかりしを、今ならひこり給へるは、秦よりこなたの、郡縣の制といふものにて、古へとはいたくさま變れり、そも／＼かく漢國風をまねび行ひ玉へるは、うはべこそめでたくとゝのひ備はれるが如くなれ、まことには、これぞ中々に、朝廷の大御稜威の衰へ坐べき、基本をはじめ給へる物なりける、此ノ後やう／＼に臣等の威權つよく成りになりて、いとも畏く、天皇をもなほざりに思ひ奉るやうになりぬるは、もはら人の心、此漢國ふうにうつりて、皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちも、たゞから國意をのみ思ひて、此ことわりをえさとらず、由に此天皇を、中興の君としもか得たれ、さて此不改常典といふことを、かく重く嚴に詔たまふとは、はじめ此律制を立給へりし時よりの事にぞ有べき、さるは神代よりの有來し國制を、いたく變改玉ふ御しわざなれば、王臣百官人、天ノ下の公民までも、たやすく信服ざらむと、又後に舊きに復すともやと、よろづにおやぶみおほしめせるからなるべし、かくて其例となりて、次々の御世／＼までも、必ずかく詔玉ふことゝはなれるなるべし、そも／＼かく天地と共に長く

違く、かはるまじくこは、定め給へれごも、わづかに五百年ばかりのほごに、やう／＼に頽れもてゆきて、保元平治元
暦文治のほごより、天下諸國の有さまは、又ふるきに立かへりて、此ノ常典に、たゞ名のみのこりて、おのづから又上代
の形（カタチ）になりかへりにたる、皇神の御心を思ふべし、あなかしこ／＼、○敷賜ミ、覇ノ字は、呉音へなるを、取用ひたる
也、書紀又佛足石ノ哥の中にも、此字をへ。の假字に用ひられたり、そも／＼此字、他の詔には、一つも用ひたることな
きに、第二詔ミ此詔ミにのみ、重ねて用ひたるは、同じ作者にて、其人の心なりけむ、敷賜こは、敷キほごこほし玉ふ也、
○受被賜坐は、持統天皇文武天皇つぎ／＼、此常典を受賜はり坐て、其典（ノリ）のまゝに、天下の政を行ひ玉へりこ也、
○衆被賜云々、衆は、親王諸王諸臣百官人天下ノ公民もろ／＼也、此典は、天智天皇、新に立給へる制なる故に、當初（ハジメ）
すみやかに普（アマネ）くは行はれがたく、やゝもすれば頽（クツ）れやすかりけむ故に、かくのごく取ッ分て、ねもころには詔玉へる、
そのはじめよりの例にて、御世／＼の詔にも、かならずかくは詔玉ふなるべし、もし然らざらむには、此事かくこちた
きまで、勅（ノリ）給はずこもあるべきわざ也、○仕奉有豆羅久止は、衆（モロ／＼）の仕奉る也、豆羅久（ツラク）は、都流（ツル）を延たる言にて、いふを
いはくこいふ類也、○詔命は、元明天皇のなり、○仕奉侍而は、上を承て、衆の仕奉るをいふ内に、元明天皇の御み
づからの御事をもこめ給へる也、故レ侍こは其意也、衆こは、親王以下をいふなれば、其中に、御みづからの御事も
こもれり、さて侍は、波閇流（ハヘル）こ訓て、閇（ヘ）は清音也、はんべるこいふは、後の音便に、ん。を添、ん。に依て、へ。を濁る也、
猶此言の意、古事記傳十四に委ク言り、三代實錄貞觀十二年の詔に、起居失レ便（ヒヨテハヘリ）天波部利こ有、○去年十一月、元明
紀の首（ハジメ）に、慶雲三年十一月、豐祖父ノ天皇不豫、始（メテ）有ニ禪レ位之志一、天皇謙讓、固辭不レ受、こある是也、○威加母、加ノ字、
印本には久こ有（リ）、今は一本又一本なごに依れり、いづれにてもよし、此讓り給ふ大命の畏きよし也、○我王朕子天皇
こは、文武天皇を申シ給ふ也、我王こは、殊に親み尊みて申シ給ふ也、他の詔にも多し、孝德紀に、皇太子の天皇に

奏玉ふ御言にも、天皇我皇と有、哥にも多し、朕子とは、元明天皇は、文武天皇の大御母命に坐せば也、○詔久は、元明天皇に也、○勞は、都加良志久と訓べし、四十五詔に、朕御身都可良之久於保麻之麻須爾依天、太子爾天日嗣高御座乃業天方、授麻都流止命天、五十八詔に、此月頃間、身勞聞食、など有、みな御病の事也、後の言にも、いたはりといひ、所勞といふ、同じ意也、○欲治は、乎佐米賜牟登須と訓べし、欲ノ字は將の意也、○大命坐大坐々而、此語、もろ〳〵の詔、又祝詞などにも、多くあるを、その訓ざま〴〵まぎらはしく、意もいと心得がたきを、まづ訓は、大命の爾は、いづれもかくあれば決し、坐の世は、こゝは本共には、毋と作れども、他の例をあまねくかうへわたすに、第九詔には、大命爾坐而奏賜久とあるを、一本に、而を西と作り、十四詔には、御命坐、伊夜嗣云々、廿一詔には、御命坐宣と有、又類聚國史、天長二年十月ノ詔には、大命坐、石作乃山陵申給く、春日祭ノ祝詞にも、天皇我大命坐世云々、廣前に白く、平野祭ノ祝詞にも、天皇我御命坐世云々とあり、これらを合せて考るに、多く坐とあれば、第九詔なる而も、一本には西なれば、坐とあるぞ正しくて、こゝの毋も、十四詔の世も、寫誤なりけり、故今は坐と定めて、共に然改めつ、さてかくさまの世は、なべては令する辭なれども、これは然にはあらず、めづらしきいひざまにて、聞なれねども、かくいふべき古言なるべし、かくて大命坐といふ言の意、第六詔をはじめて、多く大命坐詔久とあるは、坐といふ言のみこそ、いさゝか聞えにくけれ、大命は、事もなく聞えたる細くなれども、こゝなると、第六詔十四詔なるなどに依れば、大命といふを、たゞに其時に詔玉ふ命をいへるにはあらず、いさゝか得がたきを、例のしひて試にいはゞ、坐は借字にて、令隨の意ならむか、まづ坐を借字ならむといふ故は、こゝに次に大坐々而とつゞきたればなり、さて令隨とは、もと麻とのみいふを、即隨の意にて、それより麻々爾ても、麻爾々々とも、麻加世ともいふなるべし、さて大命令隨とは、まづ萬葉の哥につねに、天皇の命かしこみとよ

めるは、天皇の大命は、いかなるこゝにても、背きがたく、其命のまに〳〵、畏まりて仕奉るよしにて、これは臣民の方よりいふ言なるを、此大命にませは、こを天皇の方よりいへる詞にて、天皇は、天の下の萬の事を、大命の隨に令ㇾ為玉ふよし也、されば大命に任せといふと同意也、されば神ながらと申すたぐひにて、天下萬の事、大命のまゝなる天皇と申す意にて、此詞やがて天皇の御事となれるにて、かの大命爾坐詔々といふ類は、天皇の詔はくといふ意、又こゝの如くいへるは、天皇となりて大坐々て也、されば大命とは、たゞに其詔をさしていへるにはあらざると、此詔第六詔十四詔などの語のつゞきを以てさとるべし、よく〳〵せずは混るべし、さて又今一つの考へも有、万葉九に、命乎志麻勢久可願とあると、遊仙窟に、安穩をマセと訓ることを合せて思へば、坐世は、其意にて、安見しゝといふ類か、されど万葉ノ哥は、久可願といへると、言も字も穩ならざれば、師の麻狹伎久吐賾を誤れる也、といはれたるや然るべからむ、そのうへ件の意とし は、大命爾といふと、聞えがたし、されば此考へは、取がたかるべし、猶よく考ふべきこと也、大坐坐は、おはしまし也、おはしましといふは、即チおほまし〳〵の、ほまをはと切ていふ也、古今集の詞書には、おましくとも有、四十一詔に、別好久大末之末世波、四十五詔に、於保麻之麻須、また古事記仁徳ノ段に、命ニ大坐ニなど有、一本に、坐ノ字一つなるは、一つ落たる也、○治可ㇾ賜止、上の天つ日嗣の位者とあるは、こゝへ係れり、汝命天皇となり坐て、天下を大命に令隨おはしまして、天つ日嗣の位をば治メ玉ふべしと也、是まで文武天皇の詔玉へるよし也、○答曰豆都久は、元明天皇の也、○不ㇾ堪は、天皇と爲リて、天下を治むるに不ㇾ堪じ也、天皇謙讓、固辭不ㇾ受とある是也、○遍多久は、多毘麻禰久と訓べし、しげく度々の意なり、五十四詔に、一二遍能味に不在、遍麻年久、万葉十九に、多婢末禰久、また廿三詔に、年長久日多久、五十九詔に、麻禰久在、万葉二に、眞根久往者、八應知見、四に、君之使乃、麻禰久通者など、猶多し、數多と書たるにも、まねくと訓べき、これかれあり、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ

祝詞に、歳實尼久と有、○日重、日ノ字、本どもに、田に誤れり、今改めつ、○詔命者は、度々讓ニ玉へる、右の詔命也、○受賜ヽ、此賜は、御みづから愼みてのたまふ辭也、被ル賜にはあらず、さて文武天皇は、六月十五日辛巳に崩とあるを、十五日は、即其日なれば、こゝに至りて、やむことを得ず、受申ノ給へるなるべし、○白ニ賜ヒ、白は、文武天皇に申シ給ふ也、奈賀羅は、隨にの意也、俗にいふながらの意にはあらず、第十詔に、教賜ヒ遣賜ヒ、受賜リ持、十五詔に、云々勅賜ヒ、成賜ヒ、五十二詔に、思ヒ坐ス、これらも皆、まゝにの意也、さてこゝの奈賀羅に、繼坐といふまでにのみ係りて、其下へはかゝらず、○天位爾繼坐、こは位ヲとあるべくおぼゆるに、爾とあるは、第五詔にも、天ッ位ニ嗣坐ト詔、云々と有、すべて乎といひても、爾といひても、よきこゝろのある也、○天地ノ心ヲ云々、卅三詔に、天位が、天地ノ置賜ヒ授賜フ位ニ在、とあるたぐひ、すべてかく天地に心有て、世ノ中の吉凶事どもを、天のなすわざのごとくいふは、皇國の意にあらず、漢意也、書紀の卷々の詔などに、此類の語の多かるは、上代の卷々なるは、みな撰者の潤色の文なれば、論ふべき限にあらざるを、末々の卷のころに至りては、やうやうに漢意のうつりて、實にさる語も有し也、殊に孝德天皇天智天皇の御世になりては、萬に漢をまねび玉へれば、さらなること也、この天地ノ心ヲ云々といふことを、御世々々の詔に、いつもいつも詔玉ふも、この御代よりぞ始まりけむ、すべて此紀のもろもろの詔ども、みな古ながらに、その意は、漢なることの多くまじれるは、おそらくは天智天皇よりぞ始まりつらむ、○彌務ニ、既に第一詔に出たり、○輔佐ヶ奉リ、これも輔佐奉と同意の言と聞えたれ、かくて言の然いふ本の意を考るに、足荷なるべし、凡て足は、人にも器にも下に在て、揭支持物也、荷は、物を揭持をいふ、俗には、朸の兩端に物を着て擔をのみ、になふといへど、いへども、それには限らざること也、かゝれば此言は、物の足の、揭支持が如く、臣の下に在て、君を輔持をいふ也、和名抄造作具に、麻柱ハ阿奈奈比、竹取物語にもあなゝひをゆひて、小右記、長和四年造内裏の事を記せる所に、

にも、安奈々比結こ有、これらは、今の世に足代こいふ物こ聞えたり、麁柱こ書る字は、いかならむしらねごも、足代は、扶揚て下を支持物なる故にぞ、阿奈々比てふ名は負こつらむ、さて此言、第五詔廿四詔四十八詔六十一詔なごにも有、いづれも扶こ重ねいへり、同意の言を重ねていふは、つねのこ也、改賜比換賜比、或は惠賜比撫賜比なごのたぐひなり、○依而志、志は助辭なり、此字、本ごもに者に誤れり、今は廿四詔四十八詔の例によりて改めつ、○平長、第九詔に、平久長久可有志、第十詔の次なる大御詔に、多比良氣久那何久伊末之弖、○不改常典止立賜爾云々、上に既に、天下之政事者平長將在こ詔玉へるに、引つゞけて又しも、此事をかくくりかへし詔玉ふは、上に申せる如く天智天皇の此新法を立給へりし時に、人の信服ざらむことを、あやぶみ思召て、かへすぐ詔玉へりしよりの例なるべし、○傾事無久、傾クも動クも、變易るをいふなり、○渡將去は、御世ぐを經行也、万葉十七に、立山にふりおける雪のここなつに消ずて和多流波神ながらこぞ、又ゐまひつゝ和多流あひだに云々、これらも月日を經行クを、わたるこいへり、○遠皇祖云々此上に又ノ字あるべくおぼゆ、○辭立、辭は借字にて、事の意なるべし、第七詔に、此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、十五詔にも見ゆ、古事記仁德ノ段に、言立者足母阿賀迦邇嫉妬、伊勢物語に、正月なればことだつこて、なご有り、平常に異りて、殊なることをするをいふ也、○人祖、祖は父母也古書には、於夜には、父母をいへるにも、おほく祖こ書たり、さておやを人のおや、子を人の子こいふは、古への常也、○弱兒は、和久碁こ訓べし、武烈紀ノ哥に、思寐能和俱吾、繼躰紀ノ哥に、愷那能倭俱吾、万葉十四に、等能乃和久胡なご有り、これらはみな、少壯士をいへるなれご、小兒をいふも、言は同じ、古へは幼稚きをも、共にわかしこぞいへる、○養治は、夜志那比比多須こ訓べし、又ひたしをさむるこも訓べし、神代紀に、養又長養又持養なごを、ヒタスこ訓ミ、古事記垂仁ノ段に、日足奉こ有て、此字の意にて、兒を育るを云、○事乃如久凡て物の譬へをいふに、たゞに云々のごこくこはいはで、事こいふことを入レ

て、云々の事の如くこいふぞ、古文のつねなる、○慈賜來、來は、遠皇祖の御世を始て御世〳〵也、○先〻先〻云々、上ノ件の如く、天皇こ坐ては、天下の民を、已が弱兒を養育ごとく、慈賜來るわざなるが故に、卽位の始に、先ヅ第一に、此慈を行ひ玉ふこ也、豆ノ字を添たるは、さき〴〵こいふに、紛はむこを思ひてなるべし、○慈賜への下、漢文こ記したるところは、大ニ赦天下ニ、自慶雲四年七月十七日昧爽以前、大辟罪以下、罪無ク輕重ト、已發覺未發覺、咸赦除之、其八虐之內、已殺之、及强盜竊盜、常赦不免者ハ、並不在赦例ニ、前後流人、非反逆緣坐、及移ニ郷者ハ、並宜シ放還ス、亡命山澤ニ、挾藏軍器ヲ、百日不首、復罪如初、給侍高年、百歲以上ハ、賜籾ニ斛ヲ、九十以上ハ、一斛五斗、八十以上ハ一斛、八位以上ハ、殊別加賜一端ヲ、五位以上ハ、不在此例ニ、僧尼ハ、准八位以上ニ、各施籾布、賑恤鰥寡惸獨、不能自存者ニ、人別賜籾一斛ヲ、京師畿內、及太宰所部ノ諸國ハ、今年ノ調、天下諸國ハ今年ノ田租復、こある是也、これその慈ノ一件々にて、そは皆、事も文も、定まれる漢籍のまゝなれば、今は用なく、煩はしさに、省ける也、これら一わたりは、解むもよかるべけれご、おのれもこよのたご〳〵しき漢事を、今さら考へ求むるも、暇入ことゝ、古學びに益なければ、ひたぶるに略けり、餘の詔なるも、此筋の文は准へて皆然り、いづれも、令律などを考ふれば、大かたみな聞えたる事どもぞかし、

第四詔

和銅元年春正月乙巳、武藏ノ國秩父ノ郡獻ス和銅ヲ、詔シテ曰クこ有、

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天

下公民衆聞宣高天原與利天降坐志天皇御世乎始而中今爾至麻弖爾天皇御世御世天豆日嗣高御座爾坐而治賜慈賜來食國天下之業止奈母隨神所念行佐久止詔命乎衆聞宣如是治賜慈賜來留天豆日嗣之業今皇朕御世爾當而坐者天地之心乎勞彌重彌辱彌恐彌坐爾聞看食國中乃東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉此物者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福波倍奉事爾依而顯久出多留寶爾在羅之止奈母神隨所念行須是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣故改慶雲五年而和銅元年爲而御世年號止定賜是以天下爾慶命詔久冠位上可賜人人治賜〔漢文〕免武藏國今年庸當郡調詔天皇命乎衆聞宣

高天原與利、與ノ字、一本に由ともあり、第七詔にも、由利又由理ともあり、萬葉廿にも然あり、古へよりこともゆりとも、通はしいへる也、哥には、りを畧きて、よこもゆこもいへり、〇天降は、阿毛理と訓べし、万葉に見ゆ、あまおりの切りたる

也、此天降坐し天皇は、邇々藝命を申せん也、すべて神代にても、天皇と申し又人の代にても、天皇をば神と申シて、神代人ノ代異なることなし、○中今、第一詔に出、○天ツ日嗣の下に、止と讀付クべし、第三詔第五詔などに、天ツ日嗣ヲ高御座ニ坐而、とある例也、○高御座ニ坐而、爾ノ字一本に止と作るは誤也、○惠賜來ミヲは、末に出たる御慈の件々を詔玉はむために、まづかくは詔玉ふ也、○食國天下之業とは、食國天下を治メ賜ふ御業といふ意にて、天皇の御業といはむがごとし、○天ツ日嗣之業此下にも、止と讀付くべし、第十三詔に、云々惠賜來ヲ、天日嗣乃業与、今皇朕云々、とあると同じ例なれば也、止は、として意なり、○皇朕は、天皇の御みづから詔ふ言也、他の詔にも多く見ゆ、万葉六にも、天皇朕宇頭乃御手以云々、○辱ミ、四十一詔に、可多自氣奈美念ス、五十一詔に、加多自氣奈ミ、伊奈志ミ思坐須、五十四詔に、恥賀多自氣奈ミなど、猶多し、此言は、恐れ憚る意にて、恥る意をも帶たり、俗言に、恐れおほい、物體ナイ、などいふにあたれり、今俗にかたじけないといふは、意の轉れるにて、雅言と異也、但し廿六詔に、云々字辛苦ヲ辱ミ、又右に引る四十一詔五十一詔なる、又五十七詔に、辱ミ歎ミなどあるは、俗言の意にも、おのづから通ひてもきこゆる也、○自銅は、爾伎阿加賀禰と訓べし、伎は清音也、こはいはゆる熟銅なるべし、熟ノ字も、にきと訓りとてこれは、自然とあれば、はじめよりの熟銅に、出たるにて、それがめづらしきなり、○出作、多頭に作字を借ル事、古事記にも見え万葉に多し、すべて多頭は、此阿禮マ生阿禮と切られる言なれば也、○献守、すべてかゝる所に、爲などの助字を添て書ること万葉ノ歌にはをかもと紀中宣命にはこれをおきて外には例なしめづらし、○用すは奈とは、俗言に、神の納受し給ふといふに當れり、宇豆は、珍御子、宇豆乃幣帛、宇豆乃御手、などある宇豆にてうるはしくめでたきをいふ、奈比は、活かぬ言を活用かすに、添へいふ辭にて、商なするをあきなふ、いざとひてさそふをいざなふ、卜なひするをうらなふ、といふ類にて、うづなひは、御世の政を、神のめでゝ、宜好と喜ばせ給ふ意

也、相は、必しも互にせねども、彼と此との間の事には、添ていふ言也、又思ふに、仁徳紀に、納八田皇女一将為妃、時皇后不聴、とある不聴を、ウナヅルナズと訓るはうなづきゆるすといふことゝ聞ゆ、うなづくは、物言ふごとにも見えて、人のいふことを、聴入ゆるす意にて、俗言に合點するといふことなり、さればうべなひも、うなづきなひにもあらむか、件の二つ、いづれにても、つひには同意にて、納受たまふよし也、此言、第六詔、十三詔、廿三詔、四十六詔などにも有、萬葉十八にも、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御霊多須気弖と見ゆ、同十三に、現命ツナセと訓るは、ひがこと也、こはウツシクとぞ訓べき、○福ハ凡てさきはひといふこと、さきはへといふことは、自他の差あり、集ひと集への如し、さきはへは、他を福はしむるをいひて、さきはひ、せのはせを切めてへといふ也、さきはひと混ふべからず、○顯ヲ出シ、久を、一本に文と作るは誤也第五詔に、宇都斯久皇朕御世當、顯見留物者不在、第六詔にも見ゆ、古事記に、宇都志伎青人草とあるを、書紀に、顯見蒼生と書れたり、○瑞寶、瑞は、他の詔にも、ただ瑞とのみも、又大瑞とも、貴瑞ともある、いづれも志流斯と訓べし、欽明紀に徴表、仁徳紀に、有瑞、是天之表焉、これら瑞をさしてしるしといへり、然るに同じ書紀に、瑞逋瑞稻瑞鶏などある瑞をば、アヤシキと訓るに、さも有べけれども、大瑞又たゞ瑞とのみあるなどは、アヤシキとは訓がたし、又書紀に、鴉瑞天瑞など、凡てミヅと訓るは、いみしきひがこと也、祥瑞の瑞を、然訓べきよしなし、万葉十九に、従古昔無利之瑞多婢末禰久申多麻比奴、この瑞をも、ミヅモと訓るはひがこと也、然訓ては一もじ足ざるを、モと讀付たるも、いと穏ならず、是もシルシとぞ訓べき、又書紀に、祥をサガと訓るもわろし、孝徳紀に、休祥などあるは、即チ瑞も同じければ、これらをもシルシと訓べし、祥ノ字は、徴也と注し、瑞も、信の意なれば、共にしるしにて宜きをや、御世の政のめでたきに依て、其徴表の顯はれたる物なれば也、さてこゝの瑞寶は、出たる和銅をいふ、○御世年號、此四字を美余之那と訓べし、文徳實録、齊衡元年の詔

に、御世ノ名、天安元年の詔にも、御代ノ名、三代實錄、元慶元年の詔にも、皆かく有、これらぞ古への讀のまゝなるべき、第五詔に、御世ノ名とあるも、年號の事也、其外は此紀には、みな年號とのみあれど、こはたゞ漢國の目によりて、そのまゝに書たるにこそあれ、としの、なとは訓べきにあらず、ことわりを思ふにも、御世の名とこそいふべけれ年毎にかふるにあらずは、年の名とはいふべきにあらざるをや、○慶雲、すべて年號は、みな字音なるべし、もとより然定められたる物と聞えたり、天武天皇の御世の朱鳥に、阿訶美等利といふ訓注あれども、そはたゞかれ一つのみ也、其餘訓にはよみがたきも多し、かの朱鳥は、いかなるよしにて、しか唱へけむ、もしくはそのかみ天皇の大御心に、年號をも、皇國言もて命まほしくおもほして、殊に然唱ふべしとの詔もや有けむ、されどそは、かの時のみにし、止ぬるならべし、さて又いづれの年號も、吳音漢音の間、定まれることはなかりしにや、此慶ノ字も、いかに唱へけむしらねど、姑く世に唱へ來しまゝに、今もケイと讀つ、○和銅は、かの朱鳥の例によりて、ニキアカヾネと訓べきにやとも思へど、なほ年號にては、これも音讀にぞすべき、○慶命詔久、此次、冠位云々の文、即チ此ノ命也、○冠位、冠は加賀布理と訓べし、賀ハ濁音、布ハ清音也、万葉五に、麻綾引可賀布利、又廿に、宇[illegible]奈加我布理などもあれる、冠は、頭にかゞふるといふ用言を、體言にしたる名也、字鏡には、加々保利とあり、和名抄に、加宇布利とあるは、後の音便に頽れたる唱也、さて位階の上を、冠位といふ故は、推古天皇の御世に、始行冠位、また始賜冠位於諸臣、とありて、此御時に、始めて十二階の冠を制玉ひて、其冠のさまによりて、尊卑を識[illegible]、かくて後孝徳天皇の御世に、これを七色十三階とし給ひ、又十九階とし給ひ、天智天皇の御世に、二十六階とし給ひ、天武天皇十四年に、更改爵位之號、と有て、四十八階とし給へり、かくのごとく位階はもとは、冠を以て、其の貴賤をわかたせられし故に、冠位とはいふなり、さて文武天皇大寶元年に、又官名位號を制られて、これより停賜冠、易以位記、と有て、此時より冠を賜ふこと

は、止ぬれども、其後も猶官命などには、もとの名目のまゝに、かく冠位と詔給ふ也、○治賜ふ、すなはち冠位を上給ふをいふ也、○漢文としるしたる所は、大赦天下、自和銅元年正月十一日昧爽以前大辟罪已下罪无軽重、已發覺未發覺、繫囚見徒、咸赦除之、其犯八虐、故殺人、謀殺人已殺、賊盜、常赦所不免者、不在赦限、亡命山澤、挾藏軍器、百日不首、復罪如初、高年百姓、百歳以上、賜粗三斛、九十以上二斛、八十以上一斛、孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、優復三年、鰥寡惸獨、不能自存者、賜粗一斛、賜百官人等祿、各有差、諸國郡司、加位一階、其正六位上以上、不在進限、とある是也、○庸は、知加良志呂と訓べし、孝徳紀に、庸布をチカラシロノヌノと訓り、力代の義也、賦役令に、凡正丁、歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、義解に、其收庸者、須隨鄕土所出、不可以布爲例也、と見えたり、唐書食貨志に、用民之力、歳二十日、不役者、日爲絹三尺、謂之庸と見えたる如く、役のかはりに收る物也、故力代といへり、不役者とは、或は役はるべくして、役はれざる者、或は役ふべき事少くて、役はざる者などにて、其日數をはかりて、庸を收る也、そはおほくは布を收るとなれども、義解に見えたるごとく、必布に限れるにもあらず、何にまれ、其鄕土より出る物をも、布に准へて收るなり、○當郡は、曾乃許保理と訓べし、書紀にも、當は、當縣當里など、曾乃と訓り、こゝは和銅の出たる秩父郡をさしていへり、○調は都岐と訓べし、みつぎ物也、調の事、賦役令に委く見えたり、さてこゝは、武藏國中おしなべて、庸を免し給ひ、又殊に秩父郡は、調をも免し給ふなり、

本居宣長解

第五詔

九の卷に、神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、大赦天下、詔曰とあり、聖武天皇の、御位に即せ給へるをりの詔也、

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣高天原爾神留坐皇親神魯岐神魯美命吾孫將知食國天下止與佐斯奉志麻爾麻爾高天原爾事波自米而四方食國天下乃政乎彌高彌廣爾天日嗣止高御座爾坐而大八嶋國所知倭根子天皇乃大命爾坐詔久此食國天下者掛畏伎藤原宮爾天下所知美麻斯乃父止坐天皇乃美麻斯爾賜志天下之業止詔大命乎聞食恐美受賜懼理坐事乎衆聞

食宣可久賜時爾美麻斯親王乃齡乃弱爾荷重波不堪自加止所念坐而皇祖母坐志志掛畏岐我皇天皇爾授奉岐依行而是平城大宮爾現御神止坐而大八嶋國所知而靈龜元年爾此乃天日嗣高御座之業食國天下之政乎朕爾授賜讓賜而教賜詔賜都良久掛畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃萬世爾不改常典止立賜敷賜閇留隨法後遂者我子爾佐太加爾牟倶佐加爾無過事授賜止負賜詔賜比志爾依弖今授賜牟止所念坐間爾去年九月天地貺大瑞物顯來理又四方食國乃年實豐爾牟倶佐加爾得在止見賜而隨神母所念行爾于都斯久母皇朕賀御世爾當顯見留物爾者不在今將嗣坐御世名乎記而應來顯來留物爾在良志止所念坐而今神龜二字御世乃年名止定弖改養老八年爲神龜元年而天日嗣高御座食國天下之業乎吾子美麻斯王爾授賜讓

賜止詔天皇大命乎頂受賜恐美持而辭啓者天皇大命恐被賜
仕奉者拙久劣而無所知進母不知退母不知天地之心母勞久
重百官之情毛辱愧美奈母隨神所念坐故親王等始而王臣汝等
清支明支正支直支心以皇朝乎穴奈比扶奉而天下公民乎奏賜
止詔命衆聞食宣辭別詔久遠皇祖御世始而中今爾至麻弖天日
嗣止高御座爾坐而此食國天下乎撫賜慈賜波久時時狀狀爾從
而治賜慈賜來業止隨神所念行須是以宜天下乎慈賜治賜久
[漢文]又官官仕奉韓人部一二人爾其負而可仕奉姓名賜又百
官官人及京下僧尼大御手物取賜治賜久止詔天皇御命衆聞食
宣

諸王、これに親王もこもれり、王臣といふ時も、王に親王はこもれり、おほきみといふは、天皇を始奉りて、親王諸王にわたれる號なれば也、○神留坐、此事、大祓ノ後釋に委く云り、○皇親神漏岐云々、これもかの後釋に委くいへり、さて十四詔又諸の祝詞などに、命以弖とあるごとく、こゝも命以の下に、以ノ字有しを、脱たりけむとおぼゆるに、十九詔

廿三詔にも、以ノ字はなければ、脱たるにはあらざるにこそ、然れどもこゝも廿三詔も、正しくは、命以とも有べき文也、以ノ字ある時は、命は其詔命也、以ノ字無きときは、たゞ尊みて申す命也、○吾孫、孫に美麻と訓ム、十五の巻の大ノ御哥に、美麻乃彌己止とある、これ美麻と申す言の、正しく見えたる也、さて廿三詔にも吾孫、十四詔に吾孫ノ命、垂仁紀にも、御孫尊又皇御孫尊、諸の祝詞などにも、つねに皇御孫ノ命とあり、さて美麻と申す意は、いまだ考へ得ず、中昔よりこなた、子の子をむまごといひ今はまごといふによりて、麻はむまごの略きか、と思ふ人有べけれど、古へは子の子をば、比古とこそいへれ、むまごといへるとなし、○與佐斯は、十四詔廿三詔などに、事依とある是也、神代紀に勅任と書り、○高天原爾事波自米而、第一詔に見ゆ、天ッ神の依し奉り給ひしより始まれるよしなり、本に、米ノ字を末に誤れり、○彌高彌廣爾、高も降盛なるをいふ、万葉一に、此山乃彌高良之とよめるも、吉野ノ宮の御榮えを禱て、此山のごく高くといへる也、五十九詔に、祖乃門不レ滅、彌高爾仕奉とも有、○倭根子天皇、はじめなるは聖武天皇、ここは元正天皇を申せり、思ひ混へ奉るとなかれ、さて上の高天原爾神留坐云々よりして、此元正天皇の御世へ係て、いひくだしたる文也、○大命爾坐、此事第三詔にいへり、○此食國云々、これより、元正天皇の、聖武天皇に詔給へるよし也、○藤原ノ宮爾云々、父止坐天皇は、文武天皇なり、美麻斯は汝也、他の詔にも多く見ゆ、こゝは聖武天皇をさして詔玉ふ也、次なるも同じ、父止坐スとは、父たるといふとにて、その多流は、止阿流の切りたるなれば、尊みて申すには、止坐といふ也、○美麻斯爾賜志云々、此事、紀には見えざれども、さる御事有しにや、又文武天皇の御子は、聖武天皇一柱ならでは、おはしまさゞりしかば、御位は、必ス此御子に授ヶ玉ふべきことわりなるを以て、かくは詔玉へるにや、○詔大命乎云々、元正天皇の詔玉ふ大命を、聖武天皇の聞シ食シて也、さて下文の、可久賜時爾云々も、なほ上よりつゞきたる、元正天皇の詔にて、こゝは其中間なるに、かく詔玉ふは、汝に賜ひし天ノ下の業ぞとある御言を、聞給

ひて、まついたく恐み懼り給へるよしを、中間に挟みて詔玉ふ也、此所よくせずば紛ひぬべし、○可久賜時ニ云々、

これもなほ元正天皇の大命のつゞきにて、上に美麻斯ニ賜ヒこあるをうけて、如此賜へる時ニ詔玉ふ也、○又年弱ニ

荷重ハ云々とは、弱きは幼き也、文武天皇の崩リ坐シし年は、聖武天皇は、わづかに七歳におはしましき、寧楽天皇は

異なる御事にて、此時いまだ、幼王の天下しろしめし、例は、おはしまさゞりし也、○荷重ミには、天下を治め給ふ

御業の、重く大きなるを云、荷の重きにたとへたるなり、卅三詔にも、年長ク日多ク、此ノ座ニ坐ハ、荒キ力弱ク、不堪

負荷ニ有リ、○所念坐而は、文武天皇の也、○皇祖母は、淤保美淤夜ニ訓べし、文武天皇の大御母命のよしにて、元明

天皇を申せる也、こも／＼御母を、皇祖母こ申しては、祖ノ字いかゞなれば、是に聖武天皇の御祖母のよしならむ、

思ふ人あるべかめれど、然にはあらず、まづ古へは凡て、母を御祖こいへること、古事記などに多く見え、近く上ノ卷下

ふ御祖ノ命ニ申すなども、上鴨ノ別雷ノ神の御母に坐スが故也、又此紀の此卷の詔に、天皇の大御母藤原ノ夫人を、宣ノ文、

間ニ皇大夫人、語ニ則大御祖云々こあるを、これにて大御祖こ申すは、大御母なるを、いよ／＼明らけし、さてこれに母ノ

字を添て書る事は、皇祖このみにては、皇御祖こ混ふ故に、御母なることを知らさむため也、その例に、皇極紀に、吉

備ノ嶋ノ皇祖母命こあるも、天皇の御母吉備姫ノ王の御事也、又孝徳紀にもこれかく、皇祖母ノ尊こ有るは、皇極天皇の御

事にて、皇太子中ノ大兄の御母にて、天皇の御姉に坐ませるを、大御母こ崇ノ奉り給へる也、これら皆御祖母にはましまさ

す、御母也、此事は、玉勝間の山菅の卷にもいへり、すべて古への書の文字つかひにのみなれて、古言にうとき人

は、思ひまどへて誤ると、此類多きぞかし、○我皇天皇ニ授奉キ、聖武天皇いまだ幼稚くましましゝによりて、しばらく

元明天皇に授奉給へる也、○依行而は、行ノ字は、此ノ字の誤なるべし、草書にては形近し、依此而こいふ言、他の

詔に多く有、○是ノ平城ノ大宮ニ云々は、元明天皇の御事也、此御世和銅三年に、藤原ノ宮より、平城宮に都をうつし給

へり、○朕ヶ授賜、は朕は元正天皇也、此天皇は、元明天皇の御子にて、文武天皇の御姉に坐り、大宝の末[illegible]、霊亀元年九月庚辰、天皇禪位于氷高ノ内親王ニと有て、漢文の詔に、因以テ此神器ヲ欲スレ讓ラント皇太子ニ、而年齒幼稚云々とみゆ、皇太子は聖武天皇也、和銅七年六月に、十四歳にて、太子に立せ玉ひて、霊亀元年は、十五歳の御時也、○負賜詔賜久は、其時に、元明天皇の、元正天皇に詔玉ふ也、○我子は、皇太子に也、聖武天皇は、元明天皇の御孫にて、皇太子に坐せば、かくは詔玉ふ也、又思ふに、これは御子の元正天皇に對ひて、御孫の御事を詔ふたれば、阿基こ訓て、たゞ弱き人を親みて詔へる稱にも有べし、○牟俱佐加爾は、茂榮ムクサカの意と聞ゆ、下文にも、年實豐ト𛀁牟俱佐加爾と有、万葉十三に、在年日本國茂道乎とある、木工は茂く也、又神代紀に、枝葉扶疏シゲシ、應神紀に、若草茂盛、顯宗紀に賦功茂爲などあり、牟久と同久と同じ言也、又森といふ名も、木の生茂りたるより也、万葉六に、百樹盛、山者木高之、これも盛モリはしけりといふと也、今ノ本、成とあるは誤也、さてこゝは、壽祝キ詔へるにて、今俗言に、めでたう賑々敷なごいふこゝろばへ也、○無過事クツは、俗言に相違なくといふにあたれり、○負賜、負の假字は、四十五詔に、於保世給ぬと有、さてこは元明天皇の、元正天皇に、かく仰せ給ひしよし也、○依、今授賜ふ所ノ此間者、舊本其に、依より念ませ、大小九字なし、今卑の意を考へて、私に補へり、此所、かならずかくさまの文有しが脱たると、決ければ也、今は、俗言にいふやがての意にて、遠からぬほどにといふと也、○天地ノ貺、瑞の顯はれたるを、天地の賜へることは、例の漢意也、○大瑞物顯、養老七年十月ノ詔に、今年九月七日、得タル左京人紀家所獻白龜、仍下所司勘ヘ檢圖諜ヲ、奏稱云々、是知ル天地ノ貺、國家ノ大瑞ナルコトヲ云々、とある是也、大瑞とは、漢籍に、大瑞上瑞中瑞下瑞といふ品があるに依て、此方にても、其品々を立られて、其種々の物、治部省式に載られたり、其中に、白龜は見えず大瑞の中に、神龜といふ有りを、四十ノ詔にも、白龜の出たることを、合ヘ大瑞ニとあれば、白龜を神龜に取て、大瑞とはせらるゝ也、

故ニ此瑞に依て、改められたる年號も、神龜といへり、〇來ヲは、祁リと訓べし、但し是は、つねにいふ辭のけりにはあらず、來而在といふとを、古言にけりといふ、それ也、書紀に、詣ニ至來ニ歸などを、マウケリと訓る、詣來而在の意也、万葉に辭のけりに、常に來と書るも、これを借りたる字也、〇年實、二字を登志と訓べし、凡てとしといふは、もと年穀の名也、書紀に、豐年をトシウ、凶年をトシエズと訓り、〇于都奇久ヲは、第四詔に出、本ども、都ノ字を脱せるを、今補、〇今將嗣坐御世名ヲ、皇太子の御世を詔玉ふ也、御世ノ名は年號也、嗣ノ字、諸本嗣に誤れり、今改、〇記ノ而とは、年號とすべき瑞物の現れたるをいふ也、万葉十七に、新シキ年のはじめに豐の年思流須とならし雪のふれるはとあるも、豐年のしるしの現はれたるを、しるすといへり、凡てしるしは、しるすを體言になしたるにて、本一つ言也、〇應は、許多門と訓べし、皇極紀に、時人說ニ前謠之應ニ曰云々、齊明紀に、爲ニ徴所ニ誠之應一也と見ゆ、哥に由ゐこたふといふごとく、此處にある事の、彼處にひゞくやうのとを、應といふ、こゝは皇太子の德に應へて、出來つるよし也、二ツの來ノ字、上の來ヲと同じけれど、こゝはきたりきたると訓てある也、〇所念乘は、元正天皇の也、〇二字は、布多毗自と訓べし、もじといふは、もと文字ノ字の音をとりて、字ノ字の訓に設けたる言なり、俗をはうしといふ類也、古今集序に、みそもじあまりひともじと有、〇上詔天皇大命、上の此ノ食國天下者といふまで、こゝの讓賜といふまで、聖武天皇に、元正天皇の詔玉へる大命也、〇頂ニ受賜ハ、頂ノ字、本どもに須に誤れり、今例によりて改つ、十四詔に、頂ニ受賜ニ恐ミ、廿四詔に、頂ニ受賜ニ恐ミ、廿五詔、四十二詔、四十五詔、四十九詔、六十一詔などにも見えたる、皆同じ、第九詔なる頂ノ字をも、一本に順に誤れり、さて頂は、万葉三に、伊奈太吉とあるに依て訓べし、和名抄字鏡などには、いたゞきと有り、さてこれよりは聖武天皇の也、〇恐ミ持而にて、姑く語を切て心得べし、次へつづけては心得べからず、〇辭啓ハ者云々、これより所念行るやう也、上ノ件ノ大皇の大命なれに、辭ヒ申さむは畏し也、

○被賜、此上に、受ノ字有しが、脱たるなるべし、うけたまはりこあるべき所也、○仕奉ラ者、天皇こ坐て、天下をしろしめす事を、仕奉こは、いかゞなるやうなれごも、是は前の天皇の御讓を、敬ひ畏み謙りて、かくは申給ふ也、○おぢ而は、乎遲那久豆こ訓べし、四十五詔に、謀乎遲奈之、古事記、袁祁ノ命ノ御哥に、意富多久美、袁遲那美許曾、佛足石哥に、乎遲奈伎夜、和禮仁於止禮留、竹取物語に、をぢなきことする船人にもあるかな、雄略紀に、懦弱又怯、欽明紀に、微弱などあり、廿四詔に朕雖拙弱、廿六詔に、知所無久怯久劣、卅二詔に諸劣人等教伊佐奈比○無所知は、志禮流許止那志こ訓べし、凡てかくさまの所ノ字を、こころこ訓ムは、皇國言にあらず、漢籍讀ミの言也、然るを此紀の詔ごもの中にも、必スこころことよまでは、えあらぬ所々もあるは、既くからぶみよみの言のうつれる也、さればこゝなごも、もこよりしるこころなしこ訓ムべくて、書るにもあるべけれご、皇國言に讀ては、からぶみよみをば省むぞ、古書よむ法なるべき、さてかく詔玉へる意は、拙く劣くて、知れる事もなき我なれば、大命を受賜はりて、天下治めむとは、いこ畏しこ也、○進母不知、退母不知、不知は、志良爾こ訓べし、万葉哥に常しらぬ言也、十四詔四十八詔なごには、不知爾こ、爾ノ字を添ても書り、退は志叙久こ訓べし、凡てしりぞくこいふ類の、りを省きしいふも、古言に例多し、しぞくこいへるは、土左日記に、しりへしぞきにしぞきてこ見え、猶物語書に多し、さて此ノ進母不知々てふ語は、いたく恐みて、せむすべしられぬさまを詔玉ふ也、他詔にも多く有て、進母不知、退母不知、夜日畏恐けなごも有り、かく詔玉ふとは、もこは漢籍によれるとなるべし、上代の意こは聞えぬと也かし、○勞久重、重の下にも、久ノ字あらまほし、○王臣汝等は、汝王臣等こいふと也、○皇朝、又天皇朝、天皇朝廷などある、いづれも須賣良賀美加度こ訓べきと、大祓ノ後釋にいへるが如し、第十詔にも、皇我朝こ有、○穴奈比、本に奈ノ字を落せり、今は、廿四詔四十六詔六十一詔などの例に依て、補へり、穴は借字なれば、奈を讀ミ付クべきにあらざれば也、○天下公民乎

集に、天下申すといふと同じくて、天下の公民の事を執て、政申す也、〇辭別詔は、他詔にも多く見え、祝詞にもなきし也、國とたるまゝの意にて、こゝなることなし、〇高御座爾坐而、本ども、爾坐ノ二字を脱せるを、今は、第三詔、第四詔、第五詔十三詔などの例に依て補つ、〇無禍ク、久の下に、今一つ造ノ字有けむを、寫す時に、衍と心得て、除きたるなるべし、無禍ク造クと有べきところ也、かくいはでは、たらはず、〇宜は、決ノ字の誤也、例を考ふるに、第三詔に、云々隨神所念行す、是以先天下ノ公民之上乎、慈賜へ、とあるとも同じければ、先ノ字を脱れるなるべし、故ニ宜ヲ訓り、是と寛と、草書は似たり、又は宣の二字を脱れるにも有べし、〇漢文としるせる所は、大ニ赦天下ニ、内外文武職事、及五位已上、賜文後者、授動一級、賜高年百歳已上、穀一石五斗、九十已上、一石、八十已上、井惸獨不能自存者、五斗、孝子順孫義夫節婦、表其門閭、終身勿事、天下兵士、減今年調半、京畿悉免之、とあり、〇官々仕奉は、官に仕奉て、其職を仕奉也、〇韓人部は、三ノ韓及漢ノ國ノごとより歸化て、皇國人となれる部也、部は伴緒と訓べし、十三詔に、伊勢ノ大鹿首部とある部と同じ、又廿一詔に、秦等とあるも同じ、〇一二人は、これかれといはむごとし、誰しも、二人に限れるにはあらず、〇賜而可仕奉姓名、賜とは、姓を賜はりて、其を己が姓とするをいふ也、姓名は、氏々名々などありて、名も姓の事也、姓と名とにはあらず、つねにいふ姓名とは異也、さて、韓人に姓を賜へる事は、此紀の文には見えず、漏たるか、但し此年五月辛未、從五位上塞妙觀ニ、賜ニ姓河上忌寸ヲ、といふあり、正ノ位に學木僞春麻田連といふまで、廿餘人に、おのへ姓を賜へること見えたれ、これか、又天平寶字五年三月なことにも、韓人に姓を賜へること多く見えたり、〇百官ノ官人は、百官人といふと異にして、諸司に屬ける、すべての官人也、司寮の宮司に、大臣諸卿大夫等、官人等、といふごとく、官人のことにて、其のなかで、すべてをいふとに、其長官といふ故々、惣余也と訓ふは、皇國言にあらず、からぶみ讀也、故レ古事記などなるは、己レはみな、麻多と訓り、然れども奈良のころに

なりては、おのづから漢籍讀ミの言のうつれるも、これかれ有て、此紀の詔ことの中にも、其類見えたれば、これらも、もとよりおよびと讀ムべくて、書れたりとおぼゆれば、今も然訓つ、○京下は、美佐斗と訓べし、みやこといふは、廣くわたれる名なれども其中に、皇大宮に闕らで、たゞ京の內の事をいふには、みさと、いへり、和名抄に、左右京職、美佐止豆加佐と見え書紀にも、京をミサトと訓る、所々あり、孝德紀に、凡京、毎レ坊置レ長、などあるを見て、みやこといふこのけぢめを知べし、万葉十に、山遠　京儞之有者、これもミサトと訓べし、同十六に、京兆儞出而將レ來、これも京兆を本に、ミヤコと訓るはわろし、○僧尼、僧をほうしといふは、法師の字音をとりて、訓としたる也、和名抄に、玄蕃寮の訓、保宇之万良比止乃豆加佐とあるは、僧と蕃客との司のよし也、阿摩といふは、もと女の梵語也といへども、此方にては古くより、女僧をいへること、さら也、○大御手物は、天皇の大御手づから賜ふよしの目也、○取賜ヒ万葉十三に、大御手ニ所取賜而とあるは、賜ヒは、たゞ尊みて添へたる詞なるを、こゝは然らず、御手に取し給ひて、賜ふよしと聞ゆ、然らざれば言たらず、他詔には、僧尼には、布施賜ふとのみ有て、取賜ふといへる例はなければ、もしくは取ノ字は、施などを誤れるにはあらじか、又思ふに、人に物を與ふるを、とらすといふは、受る人の手に取しむるなよしか、又はそれもとは、取して給ふよしか、然らば取賜といふことも有やしけむ、

第六詔

十の卷に、神龜六年八月癸亥、天皇御ニ大極殿ニ詔曰と有、年號を天平と改め給ふよしの大命也、

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命（乎）親王等諸王等諸臣等百官
人等天下公民衆聞宣高天原（由）天降坐（之）天皇御世始而許能
天官御座坐而天地八方調賜事者聖君（止）坐而賢臣供奉天下
平（久）百官安（久）爲而（之）天地大瑞者顯來（止奈毛）隨神所念行
詔命（乎）衆聞宣如是詔者大命坐皇朕御世當而者皇（止）坐朕（毛）
聞持（弖）事之（久）見持（弖）行少（久）朕臣爲供奉人等（乃）一二（乎）漏落
事（毛）在（牟加止）辱（美）愧（美）所思坐而我皇太上天皇大前（爾）恐古士
物進退（爾）匍匐廻（保理）白賜（比）受被賜（久）者卿等（乃）問來政（乎）者加久
（夜）答賜加久（夜）答賜（止）白（賜）（比）白賜官（爾）治賜（止）白賜（倍）教賜
於毛夫氣賜答賜宣賜隨（爾）此（乃）食國天下之政（乎）行賜敷賜（牟）
供奉賜問（爾）京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等（伊）負圖龜一頭
獻（止）奏賜（不爾）所聞行驚賜怪賜所見行歡賜嘉賜（且）所思行（久）者

于都斯久毛皇朕政乃所致物爾在米止此者太上天皇厚支廣支德乎
蒙而高支貴支行爾依而顯來大瑞物曾止詔命乎衆聞宣辭別
詔久此大瑞物者天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉福奉事爾依
而顯久出多留瑞爾在羅之止奈母神隨所思行須是以天地
之神乃顯奉留貴瑞以而御世年號改賜換賜是以改神龜六年
爲天平元年而大赦天下百官主典已上人等冠位一階上賜事
乎始一二乃慶命詔賜惠賜行賜止詔天皇命乎衆聞食宣

高天原ョリ、自を由といへる、書紀万葉などには、常のことなれども、文には例なし、第四詔第七詔などに、みな由利とあれば、こゝも利ノ字の脱たるか、但し第十三詔に、爾とあるは、余もしくは由を誤れるか、猶かの詔ノ處にいふべし、○天官御座は、決く高御座なれば、高を、天官の二字に誤れるか、はた官ノ字、高の誤りにて、天高御座か、天ノ高御座といへることは、例見えざれども、天ツ位ともあれば、此御世のころになりては、さもいひしにや、○天地ノ方ヲ調賜事者、一本に、方の下にも、賜ノ字あるは、治賜と有しが、治ノ字の落たるにこそ、第三詔に、天下ヲ治賜ヘと有り、さて又一本には、調ノ字を落せり、さて天下といはずして、天地八方といへるは、天地の大瑞の出たる事を詔玉ふ大命なる故に、廣くいへるなり、されど天地を調ってといふこと、からぶみに燮理陰陽などいへる意に似て、ふさはしから

すこと、事皆言と云〻字を考へ見れば同意也、○聖ノ君ト坐テ、此ノ字、本ノ其レ字に誤れるを、今改む、第九詔に、聖乃天皇命、廿五詔に、聖ノ天皇、四十二詔に、聖ノ皇、万葉一に、橿原乃日知之御世從と有り、さて此日知と申すは、もろこしの國言にはあらで、聖ノ字の訓に、日知の意を以て、設けたる名なるべし、古事記仁徳天皇ノ段に、稱ニ其ノ御世一謂ニ聖帝世一也とあり、彼ノ御時こそよき御世の始まりけれ、このよし委くは、彼ノ傳卅五の卷にいへり、さてこゝの意は、聖なる人、君にてましく〱、といふ意にも聞ゆれども、今は然にはあらで、天皇ノ、聖ノ君にて坐ス意なるべし、○百官は、こゝに二種をのみ謂は、もしくは百姓を漏せるには非るか、○式部司、即ち諸〻、たゞ諸の意也、又二詔には、諸の詔に、すべて此ノ類は、力を入れて、強くいふことの例也て、かく詔ふこと多し、天皇聖ノ君にます也、の意は、大かた天地の大道の道はる、事に、御代々の御世〱、天下を治め賜ひ賜ふやうを考へ見るに、天皇聖ノ君にます也、しく〱、臣下も賢人にして、政ごとしく、天下平らけく、百官平安の御世にこそ、あるべけれとおぼしめす也、○とすゝる詔ふことは、大き御まつりごとの事を取出て、もはら天皇の聖なる事を、重くいへる也、○大命〻、此の、第三詔の始に、某云々とありて、こは宣る天皇の御事を申すに、大命らまといふ、即ちご天皇を申すこと也、○前御時は（アタリテハ）、殿ノ御世に當りて、大嶋の出へけるしなしといふを、御心にもひたすら御也、○前持者云々、持（タモツ）とは、下に捧ぐる物を、放（ハナチオカ）ず捨（ステ）る事なく、聞たる事のみを、忘れず、重く詔給はず、事は、我が謂にあれば、重しと、謂ことには非ず、天下ノ御政の重さはいふ也、○仕へ、○卿等主の如くなる也、少又、少々にといふことにて、少也、○ニ詔所、には、多くの中に、まれにはといふ意也、猶も此字の義をとせば、ふ賢人もし然らば、上くすの、になりに、

落事等云々、漏落は、過失のいひにて、おぼえずあやまつをいふ也、十四詔に、漏落事無くあらむ、[illegible]に、闕ぬる失を、アヤマチと訓り、さて此段、御みづからの御事は、全く謙損て、詔玉ひ、臣たちの事をば、たゞおほめがしく、ニッニッといひ、漏落といひ、又在なると疑ひて、すべて輕く詔玉ひ、それも御みづからの不徳によりてと、すべて御みづからの不徳に詔玉ひなしたる御しらひ也、○太上天皇は、元正天皇也、こゝ〳〵太上天皇は、持統天皇をの始メにて、それより前には、例ましまさず、諸の書に、その訓見えたることなし、持統天皇の御時には、いかに申けむ、思ふにたゞ字音のまゝにぞ申けむ、然れども宣命なごには、同じく皇國言に讀奉らまほしければ、今新に意富[illegible]命と訓奉りつ、○大前は、御前なり、古事記雄略天皇ノ御哥に、意富麻幣爾麻袁須と見え、古へはすべて、神の御前をも、大前と申て、古き祝詞には皆然あるを、フトマヘと訓るは、ひがごと也、又後の祝詞なごには、みな大前とあれども、そは古くは見えざること也、○恐古士物、十四詔にも、云々物ナリト御命ヲ、畏自物受賜リと見え、凡て自物といふ言、武烈紀ノ哥に、斯々貳暮能とあるを始めて、萬葉に、鹿子自物鳥自物鴨自物馬自物犬自物鶏自物なごあるは、いづれも、それがやうにといふ意と聞え、又同じに男自物、こゝに雄自毛能、十一に男士物なごあるは、男のすぢきをざるたる意にいへりと聞ゆるを、こゝと十四詔なるとは、件の二つとは、又意異りて、たゞ恐まりてといふやうに聞え、又用言の下に付たるも、件の例ともと異なり、こゝに稍掛ノ大小か、万葉に就て考へたるは、自物は、状之なるべし、ざまとじもと、音通へり、鹿自物は、鹿狀之にて、此類みな同じ、男自物は、男の狀として といふ意にて聞ゆといへり、此考へさも有べし、さてこれによりて思ふに、恐士物も、恐狀之にて、進退匍匐ニ其恐狀也、十四詔なるも、其狀は詔玉はねども、このごとく、進退匍匐ひ、恐狀にて、受賜はり玉ふよしなるべし、○進退は垂仁紀に、則只懼リ則只非側仰喉咽進退而血泣と見え神武紀には棲遑不知其所跋渉景行紀にもかくあり これらに依て斯々麻比と訓べ

し、○匍匐は古事記に乃匍匐御枕方匍匐御足方而哭、書紀にもかく有り、万葉十九に赤駒之腹葡匐、○廻、古事記倭建命ノ段に、匍匐廻其地之那豆岐田而哭、又上巻に、匍匐委蛇とも有、万葉二に、鶉成伊波比廻、なほ多し、もこほる」、めぐるの古言也、さて進退よりこれまでは、いたく恐懼み惑ひ玉へる状也、○白賜は受賜者は、次なる事共を、問申給ひて、その御言をうけ給はり玉ふ也、物語書などにも、とひきくといへるに同じ、とひきくは、人に物を問て、其答をきく也、こゝに白といふに、請問玉ふ意あり、古書ともに、請ノ字を、まをすと訓も其意也、○卿等も、これとい、答賜ふといふまで、請申給ふ御言也、○聞來敢は、云々の事は、いかさまに仕奉らむと、天皇へうかゞひ問奉る也、○加久答賜は、此言を二つ重ねて申給ふは、かやう〱にや侍らむ、將かやう〱にや奉侍らむと、その御心に背へ給はむ事を、くりかへし申試みて、問奉り給ふ也、一本に、下の加久の久ノ字なきは、同じ言の重なれるを凝ひて、此を衍なるべしと思ひて、さかしらに削れるなるべけれど、かくの云々かくの云々とて、同じ此を重ねいふ也、万葉五にも、可久由既婆、比等爾伊等波延、可久由既婆、比等爾弥良延とあるなど、同じ格也、さて答賜は、二つ共に、答賜ふと有べきに、波弁の字なきは、疑はしけれど、或は賜はむと訓べき語也、ともかくもこゝは、卿等の問奏ス政を、御みづからは定め給はず、みな太上天皇に、問うかゞひ、其奉給ふまゝ也、○白賜へば、太上天皇に問。申給ひ也、諸本に、此ノ字なきは、次なる白賜と重なれる故に、衍なりと心得て、さかしらに削れるなるべけれど、任ニ賜ニ云々は、上の答賜の此字を受る言なり、請さゝの詞也、故今帰へは、○白賜官事云々は、又卿等に、人を任シ、賜ニ官に任シて侍らむさ、白すをは、白すさゝに、其官に任侍らむか、いかゞとやうに、任官なさの事をも、太子大臣にかく問奉りし也、此白賜は、卿等の、天皇へ申すよしにて、上の白賜とは異なり、○白眼詔は、天皇の、又上天皇に、かくかくの上へ御申給ふ也、○白詔云々は、其事は、かくのごとくし玉へ、其事は、

かくのごとくし給へと、太上天皇の、天皇に、ねもころに教へ寄へ給ふと也、於毛夫氣は、令ニ趣にて、加世を切て、氣といふ也、かくのごとくし玉へと教へ玉ふが、即其方へ趣かしむる也、第十四詔に、教賜ヒ趣ヶ賜ヒ、十三詔に、天母夫教ヘシ事不レ過、などあり、○答賜、答ノ字、本に益に誤れり、今は一本に依、○件は、年月を經る意也、○供奉賜、天皇と坐て、天下を治め給ふを、供奉と詔に云ふは、これをも、太上天皇に仕奉り給ふわざとして詔る也、○京職大夫は、和名抄に、左京職、比多利乃美佐止豆加佐、右京職、美岐乃美佐止豆加佐、同書に、長官、云々、職曰ニ大夫ト云云已上指加美、○從三位、和名抄に、位階の、正は於保伊、從は比呂伊と有、こは天武天皇の十四年に、定め給へりし位階に、毎レ階有ニ大廣ト、この大廣の訓を取て、正從の訓とせられたる也、おほきいひろきといふべきを、きを共にいといふは、後の音便なれば、今は正しきにつきて、ひろきと訓べし、○藤原ノ麻呂等伊、此卿は、不比等公の四男也、天平九年七月に、參議從三位兵部卿にて薨られたり、京職ノ大夫になられたりしは、養老五年六月辛丑、從四位下藤原ノ朝臣麻呂、爲ニ左右京大夫ト有、此時は、左京右京拜せての大夫たりし也、此卿、万葉四にも、京職ノ大夫とあり、紀廿四に、藤原ノ惠美ノ朝臣訓儒麻呂をも、左右京尹とあり、さて、藤原氏四族の内、此麻呂卿ノ末を、京家といふ、そは此卿、久しく京職ノ大夫にて有し故也、等とは、一人の事にも附ていへど、こゝは、京職の亮進などをも、こめていへるなるべし、伊は、多く人ノ名の下に、附ていふ助辭也、繼体紀ノ哥に、慨那稀倭俱伊、柘曳衞能朋枳、毛野ノ若子伊、笛吹上ル也、万葉三に、志斐伊波奏、こは志斐ノ嫗が、みづから志斐伊といへる也、強にはあらず、十二詔に、百濟王敬福伊、十九詔に、奈良麻呂古麻呂等伊など、猶諸の詔に殊に多し、又人ノ名ノ下ならでも、万葉四に、木乃關守伊、將留鴨、九に、菟原壯士伊、仰天、十二に、家有妹伊、將鬱悒、など見え、又用言の下にも、十三詔に、治賜伊自、また祖乃心成伊自、子等可在、四十五詔に、此持伊自、稱ヘ致ヘ、捨伊自、謗ヘ招都、萬葉三に、玉緒乃、不絶射妹跡、七に、花待伊間爾、十に、

不亂伊豆爾なとあり、そも〳〵此助辭を置たる所は、置といひても、渡といはでも、付といひても、あまりかはらざるこゝろにて、まづは余といふに近けれども、余にても穩ならず、必伊といふべき所のみなる也、其味は、例どもを考へわたして知べし、○賀茂社奏云々、此ノ年六月丁卯、左京職獻龜、長サ五寸三分、闊サ四寸五分、其背有文、云、天王貴平知百年、とあるこれなり、かくて此詔の次に、其獲龜人、河内國古市郡人、无位賀茂子虫、授從六位上、賜物、絁二十疋、綿四十屯、布八十端、大稻二千束と見えたり、万葉一に、圖負留神龜毛、新代登泉乃河爾とあるは、出と、泉の序にまうけしいへる、詔詞也、○高明聖朕は、不德なる朕が御世に、しるしでたき祥瑞の出べきにあらざるを、怪み驚きましなり、○歡賜、歡は、上件訓へし、たゞ聞しめしては、怪み思ひしかども、正しく見てなほして、歡嘉せ給ふよし也、○所致（イタセル）、すべていたすは、令至（スイタラ）にて、令渡（スワタラ）をわたす、令返（スカヘラ）をかへすといふ類の格也、大瑞を至らしむるをいふ、此處に來るをも、至るといふ也、○作は、はありすといふことを、つよくいふ言也、○高貴行も、太上天皇の御行也、○依而は、其御蔭に賴る意也、常に云よりてよりは重し、まで上の字も同、太皇の嘉び給ひ稱へ玉ふよし也、○辭別詔久、諸本に、詔ノ字を脱せり、今は例に依て補へり、辭別とあるいへる例はなければ也、親詔に、辭別云々、又辭別云々宣なさ、中に詔を隔てることはあれども、こゝは其とは異なり、○顯久出云々、此處、諸本共に、顯の下に廿六字有故に、上の此ノ大瑞ノ物者、といへるを承たる言にて、語さ[illegible]て、聞えがたし、故考るに此段、或本に、此ノ物者、天ニ坐神地ニ坐祇乃、相于豆奈倍奉、福波倍奉ル事ニ依而、顯久出寶爾在羅志止所念行須、是以天地之神乃顯奉留瑞寶爾依而、御世年號改賜とあるを、今本に脱たれば、今此詞に依て、顯を顯（アラハシ）まで、大小廿六字を補つ、こは顯ノ字の二つあるにまぎれて、紛ひて、其間の文を落したる也、かゝる例よくあることなし、○貴瑞以而、以ノ字は、これも件の諸國の如く、依字ならむを、以ノ誤れるなるべし、且にても

聞ゆれども、なほ然にはあらじ、○大赦天下は、阿米乃志多比呂久都美由流須と訓べし、持統紀などに、大赦天下とこ訓たれども、大赦を音によまばこそ、天下にとはいふべけれ、訓によまむには、爾といふべきにあらず、又大に爾と付たるも、皇國言にうとし、大赦は、曲赦に對ひたる目なれば、ひろくとこそいふべけれ、○主典は、孝德紀持統紀などに、フムヒトと訓り、職員令神祇官ノ條に、大史一人、掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文、餘主典准此、少史一人、掌同大史とあり、大史少史は、神祇官の主典也、餘ノ主典とは、諸ノ官の主典をいふ、和名抄には、主典を佐官とあげて、訓をばしるさず、諸司皆佐官といふよししるせり、これをさうくわんといふは、佐を音便にさうと呼也、さてもろ〳〵の官に、おの〳〵長官次官判官主典とある也、此中に判官をば、後世にはなべて、じようと呼ふは、八省の判官の丞の字音よりうつれる也、又主典を佐官といふは、いかなるよしにか、いぶかし、○云々事始は、此事をはじめとして也、○慶命詔賜云々、諸ノ本に、詔賜ノ二字なし、そは賜字の重なれるより紛ひて、寫し落せし也、故、命惠賜といふつゞき、穩ならず、これによりて今、件の二字を補へり、第四詔にも、慶命詔とあり、さきには、宣を惠に誤れるかとも思ひしかども、然にはあらず、

第七詔

同月戊辰、詔立正三位藤原ノ夫人爲皇后、壬午、喚入五位及諸司ノ長官于内裏、而知太政官事一品舍人ノ親王宣勅曰とあり、

天皇大命良麻止親王等又汝王臣等語賜幣止勅久皇朕高御座爾

坐初由利今年爾至麻弖六年爾成奴此乃間爾天都位爾嗣坐倍伎次止為弖皇太子侍豆由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜加久定賜者皇朕御身毛年月積奴天下君坐而年緒長久皇后不坐事母一豆乃善有良努行爾在又於天下政置而獨知倍伎物不有必母斯理幣能政有倍之此者事立爾不有天爾日月在如地爾山川有如並坐而可有止言事者汝等王臣等明見所知在然此位乎遲定都良久波刀比止麻爾母己我夜氣授留人乎波一日二日止擇比十日二十日止試定牟止之伊波婆許貴太斯伎意保美意夜天下乃事乎多夜須久行無止所念坐而此乃六年乃内乎擇賜試賜而今日今時眼當衆乎喚賜而細事乃状語賜部止詔勅聞宣賀久詔者挂畏支於此宮坐弖現神大八洲國所知倭根子天皇我王祖母天皇乃始斯皇后乎朕賜日爾勅豆良久女止云波等我加久

云其父侍大臣乃皇我朝乎助奉輔奉弖頂伎恐美供奉乍、夜半曉時止休息無久淨伎明心乎持弖波波刀比供奉流所見賜者其人乃宇武何志伎事欸事乎送不得忘我兒我王過无罪無有者捨麻須奈忘麻須奈止負賜宣賜志大命依而加爾加久爾年乃六年乎試賜使賜弖此皇后位乎授賜然毛朕時乃未爾波不有難波高津宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而食國天下之政治賜行賜家利今米豆良可爾新伎政者不有本由理行來迹事曾止詔勅聞宣

語賜宣止、語ノ字、一本に、詔と作るは誤也、下文にも、細事乃状語賜止詔と有、廿七詔にも、卿等諸語宣、○由利は、自なり、万葉廿にも、阿須由利也と有り、明日よりや也、○此乃間は、上の六年の間なり、○天都位は、もとよりの皇國言とは聞えず、漢文訓なるべし、但し書紀に、天業天基天暦天緒天嗣などある類も、漢文ながら、ここのは、皇國の古意にかなへり、孝德紀には、天位をアマツカミクラと訓り、○皇太子、此御子は、藤原ノ夫人の御腹にて、神龜四年閏九月に生坐て、同年十一月に、皇太子に立給ひ、同五年九月に、二歳にて薨坐ぬ、○侍豆は、坐豆とあるべきに、かくあるは、天皇に對へ奉りて也、○婆々は母也、○藤原ノ夫人、夫人は、伎佐伎と訓べし、反正紀に、皇夫人又夫人と

ある、これ古言にかなへる訓也、さて此藤原ノ夫人は不比等公の御女にて、光明子と申せし也、天平寶字四年六月に崩坐て、そこに傳あり、其中に、神龜元年、聖武皇帝即位、授二正一位一、爲二大夫人一とあるは、誤也、正一位は、こゝになほ正三位なるに合はず、又當御世の夫人を、大夫人と申し給ふといふこと、大ノ字かなはず、神龜元年に、正一位に大夫人とし給へるは、天皇の御母の藤原ノ夫人、宮子と申せし也て、其事九の卷に見えたり、然るに此を光明子皇后の傳にしるされたるは、紛ひたるもの也、○皇后は、意富伎佐伎と訓べし、古へは妃夫人なとの列なるを、みな伎佐伎と申し、此中の第一の伎佐伎を、大后と申して、これ皇后也、此事委くは、古事記傳廿の卷にいへるがごとし、かの記などには、皇后をみな大后と記せり、後世に、皇后をきさき、皇太后を大きさきと申すとは、古へは異也、○年月積ヽとは天皇今年、廿九歳にならせ給へれば、よきほどの御齡にならせ玉へるよしなるべし、○年緒長ヽ、緒ノ字、本に諸に誤れり、今は一本に依れり、年ノ緒は、たゞ年のこと也、五十七詔にも、年緒不落と有、万葉三に、年緒長久作年、四にも、荒玉年之緒長なと、猶卷々に多し、○善有行在、よからぬは、よくあらぬの切りたる也、故有ノ字を書り、行は、ここは和邪と訓べし、爾在は、那理也、すべてなりといふ辭は、此爾在の切りたる也、古文には、多くは本詔のまゝに、にありといへり、○於天下政置而、置ノ字、本に宜に誤れり、今は一本に依れり、さて常には於ノ字をオイテとよめども、こゝは古書の例にて於ノ字をば爾といふ辭に用ひて別に置とは書るにて意は於の意なり○獨知、知は行ふ也、○必ズ、必ズ上に斯を添たるを、めづらし、○斯理幣ノ政、は後方の政にて、後宮の事也、神代紀に、背揮此云志理幣手、御古傳、古事記に、後方手歸此云斯理幣之とこれらはしりへてふ言の例也、さて後紀、弘仁六年七月、橘ノ皇后を立給ふ詔にも、食國天下ノ政者、獨知倍伎物不有、必母斯理幣能政有倍志、此者我必自之不云、古自行來事云々と見え、貞觀儀式、立皇后ノ儀に見えたる宣命にも、かく有、○事立、第三詔に出、○山川は、山と川と也、山の川にはあらず、○靈華は、

天皇と皇后と也、○言事有は、言も事も、たゞ辭にて、たゞに可レ有者といはむも同じこと也、すべて此言事といふ辭を添ていふこと、今も古へも同じこと也、然るを今の人は、文を書くに、かくさまの辭を、煩はしとして略くは、中々に漢ざま也、○此位は、皇后の位也、○遲定（米豆良久波）、印本には、定ノ字なし、今は一本によれり、早くするを、早めといへば、遲くするをも、遲めといひつべければ、定ノ字なくても有べけれど、猶此字あるかたまされり、豆良久はつる也、遲く定めつる故は、といふ意に見べし、○刀比止麻爾母、こはいと／＼心得がたきを、下のつゞきの語によりて考るに、かりそめにもなどいふ意の古言なるが、こゝより外には傳はらぬにやあらむ、さるたぐひも、古事記書紀万葉などにも、まれにはあること也、又誤字脱字などの有ルか、又思ふに、賤き官職の名にもやあらむ、然いふ故は、次にいふべし、もし然もあらば、久良比止賣なるを、久を刀に誤り、良を落し、賣を麻に誤れるか、古事記仁徳天皇ノ段に、倉人女といふもの見ゆ、後宮職員令十二司の中に、藏司あり、それに藏人女といふも有しか、たとひ當時はなくとも、古へにありし名なれば、かく詔玉ふまじきにあらず、さてこゝは、皇后を立玉ふことにつきて詔給ふなれば、女官の賤き者を詔玉はむも、よしある也、又は加刀比止部なるを、加を落し、部を麻に誤れるか、職員令、衛門府の下に、門部二百人とある、是を語には、門人部といひしか、上の件の考へども、よろしとにはあらねどもせめて思ひよれるまゝに、姑くしるせる也、猶よく考ふべし、○己我は、天皇の御自詔玉ふ也、そは太上天皇の大命、或は卿等の中すなどにはあらで、己命の御心もて、物し給ふよしにて、分てかく詔玉ふ也、○夜氣、夜ノ字は、安を誤れるにて、上也、廿八詔にも、阿氣賜治賜久と書り、又廿六詔に、上奉止授賜、五十一詔に、上賜比授賜、これらのつゞきと同じ、麻氣の誤にて、任ならむと思ふ人有べけれど、麻氣といふは、京外の官ならではいはぬこと也、○十日二十日止、これも上の一日二日といへると、同意にて、程の短く速なる意にいへる也、次の六年乃内乎と對へて心得べし、○試定止伊波婆、伊

波婆は、たゞ輕き辭にて、試に定めなばといふ意也、斯は助辭也、さて此伊波婆の下に、脱たる語有べし、そは容易く輕々しかるべし、などやうの語の有べきなり、さて刀比止麻爾波伊といふより、これまでの、すべての意は、いかに賤き官職にても、たゞ己が心もて、上授る人をば、わづかに一二日十日廿日ばかりの間、試に擇て定めなば、速にて、たやすく輕々しきしわざなるべしといへるにて、さてまして皇后を定めむとはなど、次にいふ也、○許貴太斯くは、古事記神武天皇ノ大御哥に、許紀陀、万葉二に、己伎太雲、などある言にて、十八詔に、己巳太久とあるも同じ、又こきばくとも、こゝばくとも、こゝだくとも、おほきさまなどにいふ皆同言也、此言の事、猶古事記傳十九に委く云り、萬葉に幾許と書て、もとは物の數の多きよりいひて、いかばかりかといふ意也、故ニ万葉の内に、同じ幾許を、いかばかりと訓る處も有也、さていかばかりかの意にて、おのづから甚しき意重き意大きなる意になる也、こゝは重く大きなる意也、○貴岐は大き也、○天下ノ事をば、天ノ下に關る事也、又天ノ下の事の中に、重く大きなる事とも聞ゆ、夜は下へうつして、多夜須久夜波行無の意也、皇后は、天皇に並び坐す位なれば、其を定むることは、いたく大きなる重き事なるを、たやすくやは行ふべきと也、○六年ノ内ニ、内ノ字は、間の誤りにはあらざるか、○試賜而、本ともに而ノ字なし、今は一本に依、○眼當は、前に同じ、まへは目方なれば也、中昔の言に、目路といひ、今の言に、目通りといふも、眼當と同意也、○衆は、はじめに親王等云々とある是也、○細事の状、細は、久波志と訓べし、古書には、くはしに、此字を多く書り、○語賜ヲ、印本には、此四字脱たり、今は一本によれり、○賀久語者は、如此詔故はといふ意にて、そは聞ぇ此藤原ノ夫人を、如此皇后に定むる故はといふこと也、○此宮は平城ノ宮也、○祖母は、御祖母ましし也、井聞是よりこれまで、一つゞきにて、元正天皇を申給ふ也、祖母の文字に就ては、元明天皇の御ことなれども、然にはあらず、祖母と書て、美麻夜と訓ることゝ、第五詔の下にいへるが如し、元正天皇は、實には大御叔母命にはましま

さゞれども、世御禪を受嗣坐せれば、御母と共に申給ふなり、○斯皇后、皇后と定め給へるよし、既に上に詔玉へる故に、今はたゞに皇后と詔玉ふ也、○朕賜ニヘル、廿一の卷、此皇后の傳に、聖武皇帝儲貳之日、納レテ以爲レ妃ト、時ニ年十六とあり、天平寶字四年薨坐し時、春秋六十とあれば、十六歳は、靈龜二年にて、元正天皇の御世なれば、彼ノ天皇の詔命にて、納玉へるなるべし、故レ朕ニ賜ヘルとは詔玉ふ也、朕の下に、爾ノ字あらまほし、○勅豆久は、元正天皇の也、○女云云云は、女といへば、何れの女も、なべて等ヒトシき物と思ひてやは、朕がかく此女を納レて、汝命の妃とし玉へとはいはむ、此女は、尋常の女と等ヒトシなみの女にはあらねばこそ、かくいへと也、加久云は、如此カク汝命の妃とし玉へと云て、納レしむるよし也、○其父ト侍ル大臣は、不比等公也、其時は、此大臣いまだ存在コニマシしほどなりき、○皇朝、本に、我ノ字を大書にしたるは非也、すめらわがにはあらず、○助奉、此ノ助は、阿奈々比アナナヒと訓べし、他の詔に、輔タスケ奉とつらねていへるは、みな阿奈々比奉なれば也、第三　第五　廿四　四十八　六十一等詔を見て知べし、○頂キは戴キ也、十一詔に、祖ノ名ヲ戴キ持而、十二詔に、恐ミ戴マ持キ、十三詔に、頂キ受賜リなど有、後拾遺集に、大中臣ノ輔親、おほぢ父うまご輔親三世までにいたゞきまつるすめら大神、○曉時、曉を、万葉にはみな阿加止伎アカトキとよめり、あかつきといふは後のこと也、○休息無久は、五十一詔に、暫シマラクノマ之間母、罷リ出而休ヤス息安ム事無ク、とあるに依て訓べし、又同詔に、天下ノ公民之息安ヤスム事乎なども有、○波波刀比は、いと〳〵心得がたし、これも古言なるが、外には傳はらざるにや、又は誤字か、もし誤字ならば、爲夜万比ヰヤマヒなどを誤れるにや、爲と波と似たり、四十一詔に、晝ヒ夜ヨ倦怠モ止無久、謹ミ禮ヰヤ末比仕奉とあり、上下のつゞき似たり、卅八詔に、爲夜備ヰヤビ末利ともあり、ゐやまひは、禮々キヤクしくといはむも同じこと也、廿七詔に、宇也宇ウヤウ也自久とも有、爲夜宇ヰヤウ夜同じこと也、此考へも、必スよろしとにはあらず、たゞせめて思ひよれることをいふ也、さて下の彼ノ字、一本には婆と作り、○所見賜者、所見は、美志ミシと訓べし、万葉一に、見之賜者ミシタマヘバ、六に、見之賜而ミシタマヒテなどなほ

なし、出を宣志こいふは、聞をきこし、知をしらし、なごいふ格の古言也、○其人は、不比等公也、○宇武何志呂は、十三詔に、云々事仲麻呂之宇牟賀斯美、忘不得給事、孫等一二治賜、廿六詔に、云々事そ、宇牟我自母念行、ここ見ゆ、於牟何志こいふも同じ、書紀竟宴集ノ哥に、伊佐袁志久多陀斯岐知乃於牟迦斯佐、神功紀に、相見ゝ欲、恵、厚、禮、斉、選、まこ我よ心に深く懐、昔ここ有、萬葉十八には、牟賀思久伊安、これは珍なる賞もる也、字鏡にも、偉魔、悦也奇也賞也、古曲也、於毛我志之字鏡にも有、凡て同じ也、○獻、事は、第一詔に出、○遂不得忘、遂ノ字は、逢る能なるべし、命のまにまにも忘れじ也、一つに、忘の下にも、不得二字あるは、衍か、又次の文によるに、不得捨とありし、捨ノ字の脱ここにもあるべし、○我兒我王は、天皇をさして詔ふ也、ここにかく詔玉ふは、太政に申し出せる御ことにて、此詔もふ事を、觀切に詔給ふ也、○過ちしとは、此皇后の御事也、上よりの語のはこびにて、おのづから然聞ゆ、○忘れずは、彼ノ父大臣の功勞を忘れずにて、それ即ち此皇后をたてまつらにおほしめしそこいふ意也、これまで、元正天皇の、かく詔玉ひ置しこし也、○負賜、すべて云々はとこ仰するは、其事を負持しむるにて、荷を負持しむると同じ故に、仰せ賜る由也、事(ミコトモチ)こいふも、仰せ給ふ命を受て、負持ツ意の名也、○加爾加久爾は、彼に此にとて、万葉には左右こ書り、後世にはこれを、こにかくにこいふ、○年乃六年ヲ、萬葉十一に、年之八歳乎吾竊舞師、十六に、年之八歳乎待騰本不曾、○使賜、古事記に豊に、使一百足比賣者云々、亦、使、木花之佐久夜毘賣者云々、垂仁天皇ノ段に、今帝に此二女王、淨公民、故宜使也、これらの外、應神天皇仁徳天皇ノ段などにも見えて、傳に委く云り、今帝にいふ、人をつかふこ同じき也、詔ヲは、其使はれを切てこいふにて、使はるゝ方よりいふ言、使には、其を使ふ方よりいふこにて、同言也、○然は、志加阿礼迦こ讀べし、難有も也、こは正にあらずして、臣の女を、皇后こし給ふミ也、今の文して知べし、○高御座、諸本に、御ノ字を落せるを、今補へり、此御は、讀付クべきにあらず、畧きて書

る例なければ也、○大鷦鷯、一本に、大焦と作るは、雀を焦に誤れるなるべし、此大御名古事記には、みな大雀と書り、故思ふに、こゝも本は然有しを、後ノ人さかしらに書紀によりて、鷦鷯とは改め書るにや、○葛城ノ曾豆比古は、古事記に、建内宿禰の九人の子の中の、第八にあたる子にて、葛城ノ長江ノ曾都毘古と有、○伊波乃比賣ノ命皇后、乃ノ字、印本に及に誤れり、今は一本に依れり、さて此御名、命の下に皇后といふことを添たるは、こゝに此事を擧給ふは、皇后に坐しことを詔玉ふが主なる故に、そをたしかにせむため也、○御相坐而、古事記に、伊邪那岐ノ命伊邪那美ノ命ノ遘合ふも、御合といひ、又邇々藝ノ命の御事をも、御二合高木神之女万幡豐秋津師比賣ノ命一と有、猶中卷にも見えたり、○治賜行賜家利、印本には、行賜ノ二字なし、今は一本に依、○新政者不有とは、臣の女を、皇后とし給ふと也、政は、たゞ事といふと同じ、天皇の行ヒ給ふ事なる故に、政とはいへる也、さて荒木田ノ久老ノ神主の云、すべて新は、万葉などにても、みなアラタと訓べし、廿の卷なる、年月波安多良安多良爾云々といふ哥も、一本に、安良多安良多爾とあるぞよき、すべて古へに、新をあたらしといへることなし、あらたし也、そを後にあたらしといふは、可惜と混ひたる訛也といへる、此説さも有べくおぼゆる故に、こゝもアラタシキと訓つ、○本由理は、舊くより也、○迹事とは、舊くより有し例によれる事といふ意也、そもそも皇后を立給ふとは、上つ代より御世々々、常の事なるに、殊に仁徳天皇の例をしも引て、かくくはしく詔玉ふ故は、いかにといふに、まづ古事記を考るに、御世々々の間々に、大后と記せるは、神武天皇の伊須氣余理比賣ノ命、垂仁天皇の比婆須比賣ノ命、仲哀天皇の息長帶比賣ノ命、仁徳天皇の石之比賣ノ命、允恭天皇の忍坂之大中津比賣ノ命、安康天皇の長田ノ大郎女、雄畧天皇の若日下部ノ王、繼體天皇の手白香ノ命など也、件の餘の御世々々のうちにも、有つらめども、大后と記せる文の、たまたまに無きなるべし、さて件の大后とあるかぎりを考るに、神武天皇のは、大三輪ノ神の御女なれば、殊事也、その餘は、石之比賣ノ命を除き奉りては、皆々王にして、臣の女なるはましますことな

し、されば此件の外に有けむも、皆王なりけむと、おしはかりてしるべし、然るを書紀には、安寧天皇、懿徳天皇、孝昭天皇、孝靈天皇、孝元天皇、開化天皇などの御世々々に、立某爲皇后とあるは、みな臣の女なるは、すべて書紀は、かゝる事にも、漢さまのかざりを多くして、事ノ實にたがへるたぐひあれば、これらも、爲皇后とあるは、例の潤色の文也、崇神天皇よりこなたの御世々々の皇后に、臣の女なるは半ヌとしもをさして、かの御世々々の、臣の女なりしは、實に皇后には坐ざりしをさとるべし、されば此件の御世々々、古事記には、大后と記せるは、一つも見えざりけれ、凡て古ヘは、王にあらざれば、皇后には立給ふ事なし、これ種姓カバネを重くせられし也、かの漢國の、たゞに同姓を嫌ひて、臣が心にまかせて、卑賤の者の女をも、皇后といふにする俗ナラハシとは、いみしき異カハリにぞ有ける、大寶の令は、多く漢國の制によられたれども、妃すらなほ、親王ならではゐ給はぬ制にて、妃二員四品以上と有て、臣の女は、夫人以下にて、品といはず、位とあり、是にても、古ヘのやうを知べし、然るに仁徳天皇の石之比賣ノ命のみは、いかなることなりけむ、臣の女にして、皇后に立給へりしは、これより外には、例あることなし、故ニ今聖武天皇の、藤原氏を皇后と定て、うちまかせては、世の人のうけ引がたかるべき事なるが故に、此石之比賣ノ命の例を引て、かく詔玉ふ也、されば今案イマノ良司なき事にはあらずと、ことさらに詔玉ふも、實にはいとあらぬかなる事なるが故也、さてこゝにかく、此石之比賣ノ命の例をしも引玉へるを思ふにも、かの書紀の、上つ御代々々に、臣の女を爲皇后とあるは、みな潤色なると、いよいよ決し、

上なる詔の次につゞきて、既ニ而中納言從三位阿倍ノ朝臣廣庭、更宣レ勅曰と有、こは上なることつゞきたる詔なれども、更ニ宣こと有て、はなれたる故に、今別に擧ク、此たぐひ、餘も然り、

第八詔

天皇詔旨今勅御事法者常事爾波不有武都事止思坐故猶在倍伎物爾有禮夜止思行之豆大御物賜久止宣

御事法は、上件の詔のこと也、事法と書るは、借字にて、御言詔の意也、さてみことのりといふと、これに正しく見えたり、○常ノ事爾波不レ有は、尋常の詔とは、異なるよし也、○武都事は、親しく語る言也、今皇后を立給ふにつきて、かく細き事の狀を、詔聞せ給ふは、よのつねの例の事にはあらず、殊に汝等を親しみて、語り聞せ給ふぞと也、さて〳〵此言は、古今集俳諧に、むつごともまだつきなくに明ぬめり、といへるを始めて、後の哥に、男女閨ノ内にて語ふことをいふを思へば、こゝも、臣の女を皇后にし給ふとは、尋常ならざる事なる故に、親王諸王諸臣の思はむとを、憚りおぼしめして、件の詔は、ひそかに内々に告語るべき事ぞ、との意かとも思へど、然にはあらず、○猶在倍伎、猶は借字にて、默止也、十五詔にも、猶止事不得爲弖と有、又廿五詔に、默在加止爲禮止毛、止事不得、四十一詔に、默在ナ止不得ニて、これらの默も、こゝに效ひて、奈保と訓べく、又こゝの猶も、默の意なることをも、相照して知べし、伊勢物語に、宮づかへのはじめに、たゞなほやは有べき、源氏物語花宴卷に、なほあらじに云々、又万葉に、默然といふと、卷々に多かる中に、七の卷に、默然不有跡云々といふ哥を、かの花宴卷の河海抄に引れたるには、なほあらじとゝ有、昔は然訓たりけむ、默然は、十七

に、由太乙安良牟と、假字書きあれば、由太と訓べきことは、論なけれど、那保と訓むも、意はたがはずなほあるも、もだあるも、何ともせずて、たゞにある也、○有めやは、あらめやといふと同意也、本に、禮夜止や、禮夜と作るは、横に讀行例を以て書るにて、此格ところどころに有、訓にはあらず、然れどもさてはまぎらはしければ、今は皆よのつねのごと改め書つ、○大御物は、他の詔に、御物ともある、同じことにて、禄を給ふ也、即此次に、賜親王等絁二百疋、大納言二百疋、云々、五位、一十疋、とある是なり、四十六詔に、御物給まはくと宣と有て、次に、賜禄有差としるせり、

第九詔

十五の詔に、天平十五年五月癸卯、宴群臣於内裏、皇太子親舞五節、右大臣橘宿禰諸兄、奉詔奏太上天皇曰と有、皇太子は、孝謙天皇也、天平十年正月、立阿倍内親王為皇太子、とある是也、同十五年は、廿六歳の御時也、太上天皇は、元正天皇也、五節の舞の始めは、即此詔に見えたるを以て、正しとすべし、然るに政事要略に、五節舞者、浄御原天皇之所制也、相傳曰、天皇御吉野宮、日暮彈琴有興、俄爾之間、前岫之下、雲氣忽起、疑如高唐神女、髣髴應曲而舞、獨入天瞻、他人無見、擧袖五變、故謂之五節、其歌曰、乎度綿度茂、乎度綿左備須茂、可良多麻乎、多茂度邇麻岐底、乎度綿左備須茂、と見え、河海抄江次第裏書などにも、本朝月令を引て、件の文を引れたり、三善清行の、延喜十四年に奉れる意見封事、請減五節妓員文の中にも、按舊記、昔者神女來舞、未必有定數、といふとあれば、これも古き傳説なりけり、然れども其神女の説は、古事記雄略天皇の條に、天皇幸行吉野宮之時、吉野川之

濱、有童女、其形姿美麗云々、坐其御呉床、彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛、作御歌、其歌曰、阿具良韋能、加微能美弖母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、とあるを取て、造りかへたる物にして、かの乎度綿度茂云々の哥も、四の句まで、万葉五なる長哥の中の句と、全同じければ、其をとりて、結の句を造りそへたる也、さて又公事根源に、天平五年五月に、まさしく内裏にて、五節の舞は有けるとぞ、としるされたるは、こゝの事にて、天平十五年の、十の字の落たるなるべし、されどこれより前、天平十四年正月にも、天皇御大安殿宴群臣、とありて、五節ノ舞有しと見えたり、又此後も、天平勝寶元年十二月、同四年四月など、東大寺行幸の時も、彼寺にて、此舞も有しこと見ゆ、さて此舞、後世には、十一月の節會に限りたる事なれども、もとは然らざりしと、上件のごとし、

天皇大命爾坐西奏賜久、掛母畏伎飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命天下乎治賜比平賜比弖所思坐久、上下乎齊倍和氣弖无動久靜加爾令有爾波、禮等樂等二都並弖志平久長久可有登隨神母所思坐弖、此乃舞乎始賜比造賜比伎等聞食弖、與天地共爾絶事無久、彌繼爾受賜波利行牟物等之弖、皇太子斯王爾學志頂令荷弖、我皇天皇大前爾貢事乎奏

大命爾坐西、西ノ字、印本には而と作れども、餘の本どもには、西と有り、此言の事、第三詔に委くいへるが如し、○奏賜久

は、上は天皇に申給ふ也、○淨御原ノ宮ノ字あるは衍也今は無き本に依、○上下は君臣也、○齊、本に、齊シと訓れり、○和ぎ、すべてやはらかやはらぐといふは、物の一つに和合するを也、俗言にいふ意にはあらず、催馬樂ノ貫川ノ哥に、由波良加爾奴留與波奈久天とあるも、男女一つに合て寐る夜はなくてといへる也、やはらげは、和合せしむる也、やはすともいへり、○令有波、波ノ字、本共に八と作れども、今は一本に依つ、○禮ト樂ト、こはもはら漢國の趣によれることなれば、二つともに、字音に讀むべし、もし訓ならば、禮を韋夜、樂は宇多麻比と訓べし、和名抄に、儛樂ノ字を末比乃宇知佐とあるこれ樂の訓也、されば由しくは、阿奈備といへど、樂の名なれども、禮樂と並べいふ時などは、あそびとてはいかゞ也、さて禮も樂も、世ノ中の萬の事の中の一つにこそあれ、かくとりわきて、此二つをならべて、國を治むるわざの第一としてことたつるは、漢國のこと也、みだれやすく治まりがたき國を治むる、戎國の上にこそ、かゝるわざをも頼みて、治むるやうもあらめ、天照大御神の天ノ日嗣を受繼して、神ながらしろしめす、天皇の御政に、かゝるわざをしも、むねと頼み給ふことは、有べくもおぼえぬを、何事もたゞ、漢をまねび主へる御世の御しわざとしてぞかくは有けん、移風易俗莫善於樂などいふことも、皇國にては、さらに用なく、あぢきなきわざ也、樂はたゞあそびの外なきものをや、○聞食は、聖武天皇の也、○與天地共長久々は、此五節ノ舞ノ事也、○受賜リ而行キムトは、天武天皇の造給へるを、受被賜て、御世〳〵永く傳へ行クべき物として也、○牟ノ字、印本に无と誤り、一本には乎に誤れり、今は又一本に依れり、○斯王、皇太子、此時未上天皇の大前にして舞給へるなれば、此王とさして申給ふ也、○學は、麻那毘と訓べし、書紀等々に皆、モノナラフと訓り、古今集に、詞書に、ものならひに朝なゆふなにのかはしまめる、古言也、○頂令有ゞは、學取て、有たしむる意也、天武天皇の、重く思して造り給へる御わざを、棄ずかく詔給ふ也、十一詔に、戴持而、十四詔に、食國ノ政ヲ戴持而、續紀一の詔に、戴持而

あり、一本に、頂ノ字を順に、令ノ字を命に誤れり、○我皇、天皇は、太上天皇を申給ふ也、○大前、大ノ字、一本に太と作るは、非也、今改 ○貢ルことは、大前にて舞しめて、御覽ぜさするをいふ、

第十詔

上件の詔につゞきて、於是太上天皇詔報曰とあり、

現神御大八洲我子天皇乃掛毋畏伎天皇朝廷乃始賜比造賜弊留寶國寶等之弖此王乎令供奉賜波天下爾立賜比行賜部流法波可絶伎事波無久有家利止見聞喜侍止奏賜等詔大命乎奏又令日行賜布態乎見行波直遊止乃味爾波不在之弖天下人爾君臣祖子乃理乎教賜比趣賜布止爾有良志止奈毋所思須是以教賜比趣賜比奈何良受被賜持弖不忘不失可有伎表等之弖一二人乎治賜波奈止那毛所思行須等奏賜止詔大命乎奏賜波久止奏

我子天皇とは、聖武天皇を申給ふ也、○天皇朝廷とは、こゝは天武天皇を申給ふ也、そもそも直に天皇を指奉りて、みかどゝ申すは、後のことのやうなれども、はやく奈良のほどより有しこと也、こゝも、始メ賜とつゞきたれば、朝廷とは、即天皇をさして申給へる也、廿六詔に、聖ノ天皇朝(スメラガミカド)云々、四十五詔に、天乃御門帝皇(スメラガ)云々など見え、万葉廿に、可之故伎也安米乃美加度乎可気都禮婆、とよめるなども、皆然也、されば書紀に、天子皇帝王とあるを、ミカドと訓るも、わろしとはいひがたし、今ノ京となりては、後紀、弘仁元年九月ノ詔に、柏原ノ大朝廷ノ御中々、これは大は、天の寫誤れるか、續後紀一の詔に、柏原御門乃天朝、とあるはいかゞ也、同八に、掛畏キ天朝乃賜ヒ云々、三代實録八に、天皇ノ朝廷ノ、天日嗣ノ位ヲ平安ノ御座ニ、又御冠加賜ヒ、人ト成賜ヘ事ト云々など、みな天皇をみかどゝ申せり、○寶國寶、上の寶ノ字は寫誤なるべし、此舞乎、もしくは舞手、など有べき所也、故、始まひをと調つ、○此王ノは、皇太子也、○乎は、をしての意也、○令供奉は、舞しめ給ふをいふ、これも此舞を尊みて、かくは詔玉ふ也、○天下ノ法ト立賜ヒ行賜ヘ天下乃法等、といふ意也、○無行ハは、なかりけり也、天武天皇の、上下を斉へ和げて、長く平らかにあるべくとおぼしめして、造リ玉へることの舞を、國の寶とおぼしめして、今皇太子に舞しめ給へるを以テ見れば、すたらずて行ハれ玉ふ、天下の法は、永く絶ることなく、行はるべしとおぼしめすよしなり、○見聞は、舞を見玉ひ、此言を聞玉ひ也、○侍とは、天皇へ申給ふ詔なる故に、かなたへ對ひて、尊みて申す言也、此侍なとは、後の文に、言の下に付ていふ侍に、いと近し、○奏賜は、太上天皇の、天皇に申給ふ也、○詔大命ヲ奏とは、傳ふる人の詞にて、太上天皇の、云云と申給ふ大命を、天皇へ奏すといふなり、○又今日といふより、又太上天皇の詔也、○見行ハは、太上天皇の、御みづから御覧玉ふ也、○直遊ビト不在、古へはすべて樂を遊びといひ、樂をするを、遊ぶといへり、然るに今日行ふ舞を舞しめ給ふを見れば、たゞ遊びのためのみにはあらずと也、直ノ字、一本に宜に誤れり、遊ノ字、印本に進に誤れり、今は

皆別本に依れり、○君臣は、伎美夜都古と訓べし、凡て君に對へていふ臣は、みなやつこと訓べき也、書紀にも、皆然訓たり、やつこといふは、賤き者のみの稱にはあらず、君に對へては、凡人をば、貴きをも皆やつこといへり、國ノ造伴造なども、國ノ御臣作ノ御臣也、但し天皇に對へても、王をばやつことはいはず、されどことは、さるけぢめまでをいふべきにはあらず、たゞ漢國にいふ君臣也、皇太子親王諸王などの文に、みづから臣と書キ玉ふなども、漢やう也、さて臣をおみといふは、朝廷に仕奉る人を、尊みていふ稱也、○祖子は、親子也、親を祖と書クは、古への常也、こゝは君臣父子と、漢籍に常にいへる言に依て、詔玉へる也、そもそも樂を以て、君臣父子の義を敎るなどいふことも、漢意のさだ也、皇國の古へには、さることかつてなし、○趣賜布止而、一本に、趣字を迺に、布ノ字を而に誤れり、止ノ字、一本には等と作り、○趣賜比奈何良は、趣け給ふまゝになり、○受被賜持止云々は、王臣百官公民もみなみな、君臣祖子のことわりを也、○諸賜比奈、万葉十七に、米具美多麻波奈、佛足石ノ哥に、和多志多麻波奈、また須久比多麻波奈などある、これ万葉五に、咩佐宣多麻波禰とあると同じくて、禰と奈と通はしいふ也、されば此奈は、禰と同じくて、願ふ辭也、然るを奈を牟の畧と心得るは、あらず、牟を畧くべきよしなし、又牟を奈といふ事有、行むをゆかなといふ類也、されどこれはそれにもあらず、思ひまがふることなかれ、さて治め給はなとおもほしめすとは、治め給へかしと、願ひおほしめすよし也、さて然おほしめし願ふことを、今の天皇に告ケ申給ふ也、○此詔につゞきて、因ヶ御製歌日とて、大御哥三首あり、みな太上天皇の御也、その御哥、

蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯多布度久安流羅之許能末比美例波

御哥の意、今此哥を見れば、倭の國の、かくたふときは、神からにて有けらしと也、倭とは、皇國の大名の倭也、神からとは、昔の天皇を申給へるにて、天武天皇をさし奉り給へるなるべし、かゝるめでたき舞を、はじめ造り給ふばかりの、大德ましますす天皇の、しろしめせるによりてこそ、倭の國は、かくたふときならめと也、

阿麻豆可未美麻乃彌己止乃登理母知弖許能等與美岐遠伊可多弖未都流

此御哥の意は、さまぐ\に聞えて、思ひさだめがたければ、いつれをともあぐ、其一つは、初二の御句は、天ッ神之御孫ノ命に、天皇をさし申給ひ、二の御句の下の乃ノ字は、衍ニ誤り、結ノ御句の可ノ字は、諸本に寸と作るを、今は政事要畧、及年中行事秘抄などに、可と作るに依れるを、これも亦聞えがたければ、本ノ誤れるにて、今賦、はた伊ノ字ノ誤の誤にて、賦歟、かくて一首の意は、此豊御酒を、朕がとりもちて、天皇に献ることゝ云へるにや、一つは、たてまつることは、きこしめすをのたまへるにて、天皇の、今此豊御酒をとりもたして、きこしめすことゝ給へるか、中昔の物語書などに、貴人の御衣を着給へるとを、果て奉れりと常にいへれば、御酒などをきこしめすをも、たてまつるといふべき也、次なる御哥の豐御酒も、きこしめすこと、聞えたり、一つは、古事記、神功皇后の大御哥に、此御酒は、わが御酒ならず、くしの神、とこよにいます、岩たゝす、少名御神の、云々、本の來し御酒ぞ、あさずをせさゝ、とよみ玉へると同意にて、又二神昔の御世〳〵の天皇たちの、此豊御酒をとりもたせて、今天皇に献り給ふ也と、帝紀申給へる趣、此意なれば、天神と御孫ノ命とは、二つにて、御孫ノ命とは、御世〳〵の天皇を申奉へる也、件のふたつの中、いづれの意ならむ、後のかしこき人のえらびを待也、さて凡て御孫命をば、みまのみこと、訓なるべきこと、此御哥に依りて見えたり、さて又三

四の御句は、何れの意にても、四三とついでゝ心得べし、彌ノ字、本に禰に誤れり、今は一本に依ル、

夜須美斯志和己於保支美波多比良氣久那何久伊末之豆等與美岐麻都流

夜須美斯志は、師の冠辭考の說の如く、安見爲也、見を美斯といふは、知をしろし、聞をきこしといふ類の格也、下の志は爲也、万葉十九に、國看之勢志弖とも、豐宴見爲とも有、さて爲の意ならば、やすみしすといふべきに、すといはずして、しといふは、枕詞の格にて、霰ふり遠ツ江、いさなとり海などの例也、これらも、ふるとるとはいはず、さて冠辭考に、斯志を知しと解れたるは、たがへり、印本に、志ノ字を留と作るは、後ノ人のさかしら也、今は一本又年中行事秘抄に引るに依れり、此言の例皆しゝにて、しるといへるは、例なければ也、○和己は、吾也、此ノ吾、古事記書紀の哥には、みな和賀とのみ有て、わごといへるとはなきを、万葉ノ哥には、多く和期と有、こは吾大とつゞく便りに、賀於の切りて、おのづから期となれる也、故レこは、吾大王とつゞく時にのみ限れる事にて、外に吾果といふに、わごといへるとはなし、さてこゝの吾大王は、聖武天皇を申給ふなり、○麻都流は、奉ルにて、きこしめすと聞えたり、もと奉ルは、他より献るをいふ言なれども、これ即チきこしめす事にもなれるなるべし、さてこゝは結の流、穩ならず聞えて、禮と有べくおぼゆ、流にては、四の御句と、かけ合ヒいかゞなるやうなるを、なほかくもいふべきにや、

第十一詔

上件の御歌につゞきて、右大臣橘宿禰諸兄、宣詔旨とあり、こは聖武天皇の詔なり、

天皇大命良麻等勅久今日行賜比供奉賜態爾依而御世御世當弖供奉禮留親王等大臣等乃子等乎始而可治賜伎一二人等選給比治給布是以汝等母今日詔大命乎君臣祖子乃理乎忘、事無久繼坐牟天皇御世御世爾明淨心乎以而祖名乎戴持而天地與共爾長久遠久仕奉禮等之、冠位上賜比治賜布等勅大命衆聞食宣又皇太子宮乃官人爾冠一階上賜布此中博士等任賜弖下道朝臣眞備爾冠二階上賜比治賜波久等勅天皇大命衆聞食宣

今日行賜其云々、印本に、今日の二字脱たり、今は一本に依れり、供奉賜態とは、皇太子の、五節舞を、太上天皇の大前にして、仕奉り給へるをいふ、○子等は、直の子のみならず、末孫までにわたれり、○一二人云々、上件の太上天皇の詔に、一二人乎治賜者止所思行而とあるを、受賜はり坐て、治給ふ也、○汝等とは、今日の宴に預り侍ふ人々をさし

て詔玉ふ也、上に宴群臣と有、○今日詔大命は、上なる太上天皇の詔也、○祖乃云々は今よりのくさぐさの也、○祖乃
名は、氏々の、各先祖より仕奉り來たる職業也、十三詔に、男能、父名負て、女能伴波爾物阿禮、廿八詔に、先祖乃大臣
止之天、仕奉之位名乎、繼止思而云々、先祖乃名乎、興繼比呂米云々、万葉十八に、祖名不絶、また毛能乃敷能、夜麻等母
能乎毛、於能我於敝流、於能我名々負、大王乃、麻氣能麻爾麻爾、廿に、於夜乃名多都奈など、みな家の職業を名こい
へり、猶委くは、古事記傳、允恭天皇ノ段、卅九の卷、氏々名々こある處にいへり、○戴持は、先祖より承襲來たる職業
を、重みし、つゝしみて、たもつをいふ、右に引る中に、名を負こいへる、即戴持こ同じ、戴ノ字、本に載に誤れり、
今は一本又政事要略に引るなごに依ル、○天地與共云々は、子孫の末々に至るまで、家門を絶ず、咎過なく仕奉れこ也、
○仕奉等之仕、上なる太上天皇の詔に、云々不忘不失可有等之云々、こある意にて、仕奉れこいふ表こしてこい
ふ意也、○皇太子宮乃官人は、東宮職員令に見えたるが如し、和名抄に、職員令云、春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐こ有り、
さて東宮職員令に、傅こ學士こを舉て、次に東宮坊官こて、大夫以下を舉られたり、これによりて、傅こ學士こをば、東
宮官こいひて、東宮坊官こはせず、かくて令には、坊官をも、東宮坊こ作れたるを、常には、傅こ學士こには東宮こ書、
坊官には春宮こ書て分つ、こは後の事かこ思へば、はやく持統紀にも、十一年の所に、東宮ノ大傅春宮ノ大夫こ見え、此
紀にも、かく書分られたり、又右の和名抄にも、職員令云こて、春宮坊こあれば、令ももこは然有けむを、後の人さ
かしらに、東ノ字には書なせるにこそ、○博士は、波加世こいふ、書紀にも然訓り、こは此字の音を、やがて訓にしたる
にて、蘭をらに、錢をせに、芭蕉をはせを、紅梅をこをばいこいふ類也、さて下道ノ朝臣眞備は、天平十三年七月に、
爲東宮學士こあるを、こゝに博士こあるは、學士をも、はかせこいへりしなるべし、東宮職員令に、傅一人、掌以
道德輔導東宮、學士二人、掌執經奉說こ有、○任は、賣志こ訓べし、顯宗紀に、拜山官、推古紀に、任僧正

僧都などの、除目を、司召といひ、任大臣を、大臣めしといふ類にても知べし、同じき任ノ字にも、ヨサスマケなどと訓むは、趣キ異なるを、今ノ世ノ人の、官に任ずるをばみな、マケと訓むをのみ、古言と心得たるは、ひがこと也、○下道ノ朝臣眞備は、寶龜六年十月ニ二日、前ノ右大臣正二位勳二等吉備ノ朝臣眞備薨とありて、そこに傳あり、右衛士ノ少尉下道ノ朝臣國勝が之子也、靈龜二年、年廿二、從ニ使人ニ入ル唐ニ、留學、受ケ業ヲ、研ニ覽ミ經史ヲ、該ニ渉ス衆藝ニ、我ガ朝ノ學生、播ス名ヲ唐國ニ者ハ、唯大臣ト朝衡トニ人而已云々、姓を吉備ノ朝臣と賜へるは、天平十八年十月なり、薨時年八十三とあり、眞備は、マキビと訓べし、此名の事、玉勝間からある卷にいへり、○冠一階上賜、此次に除位を記せる中に、此人は、正五位下なりしに、從四位下を授王ふと見えたり、

第十二詔

十七の卷に、天平勝寶元年夏四月甲午朔、天皇幸ニ東大寺ニ、御ニ盧舍那佛像ノ前殿ニ、北面ノ對ニ像ニ、皇后太子並ニ侍ス、群臣百寮、及士庶、分頭ノ行ニ列ス殿ノ後ニ、勅遣ニ左大臣橘宿禰諸兄ヲ、白ニ佛ニとあり、

三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那像乃大前仁奏賜部止奏久、此大倭國者天地開闢以來爾黃金波人國用理獻言波有止毛斯地者無物止念部流仁聞看食國中乃東方陸奥國守從五位上百濟

王敬福伊部内少田郡仁黄金出在奏弖獻此遠聞食驚悦備貴備念久波盧舍那佛乃慈賜比福波倍賜物爾有止念閉受賜里恐理戴持百官乃人等率天禮拜仕奉事遠挂畏三寶乃大前爾恐美恐美毛奏賜波久止奏

三寶とは、佛書に、佛と法と僧との三ッをいへり、然れどもこゝはたゞ佛也、下文に、三寶乃大前爾とも、三寶乃勝神爾大御言とも見え、又卅八詔に、三寶仁供奉、四十一詔に、三寶與諸天毛、などあるも同じ、推古紀にも、三寶をホトケと訓たり、又天武紀に、云々天皇御三寺南門一而禮三寶一、また奉珍寶於三寶一、などあるも、たゞ佛を三寶といへり、○奴止仕奉流、そも〳〵此天皇の、殊に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に、これらの御言は、天ツ神の御子ノ尊の、かけても詔玉ふべき御言とはおぼえず、あまりにあさましくかなしくて、讀ミ擧るも、いとゆゝしく畏ければ、今は訓を闕ぬ、心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなむ、○盧舍那は、梵語にて、漢國にては、光明遍照とも、淨滿とも飜譯せり、また毘盧遮那は、徧一切處と譯して、此二つ共に、なべての佛のうへにいふと也、又摩訶毘盧遮那は、大日と飜譯せり、然るに皇國にて古へ盧舍那といひしは、件の義ともにはあらず、いかなる故にか、ただ大きなる佛像をいへりと聞えたり、十五詔に見えたる、河内國の智識寺の盧舍那佛といふも、大像と聞えて、三代實錄十二に、河内守菅野ノ豐持を、智識寺の佛像を修理する別當とせられし事見えたり、大像にあらずは、さる事あらじ、そも〳〵大佛像をしも、わきて盧舍那といへるは、心得がたき事也、又盧舍那と毘盧遮那とは、別事と聞えたるに、此

東大寺の大佛を、文德實錄三代實錄などには、大毘盧遮那佛とも毘盧遮那大佛とも記されたり、これによりて思へば、此大佛は、大日かと思へば、さも見えぬさま也、そのかみいまだ密教は渡りきて來ざりし御世なれば、大日なるべきにあらず、元亨釋書などに、日輪を附會して、大日佛のごとくいへるは、いと心得ぬ也、或は釋迦なりといふは、さも有べし、然れども盧舍那といふは、釋迦一佛の名にはあらず、又釋迦の名としもいへるにもあらず、とにかくに大きなる佛像の名としていへりとこそ聞ゆれ、さて此東大寺の大像、長十六丈、殿ノ高廿五丈六尺、東西廿九丈、南北十七丈と、或書にいへる、此事みな疑ひ有、さて又此像は、此時既に成リ訖たるさまなるに、此後天平勝寶四年四月、盧舍那大佛像成、始開眼、是日行幸東大寺云々、とあるはいかゞ、かれは此十一詔の時の事なるが、記のまがひたるにはあらざるか、月も共に同じ四月也、此元年に既に成れるさまなるに、四年まで開眼なかるべきにあらず、○奏賜ヘ奏、は、天皇の申給ふを申す也、天皇の詔玉ふを、奏賜ヘとのたまふは、佛を尊み給ひて也、さて奏ノ字は、多くは、への假字に用ひて、此下文に用ひたるも、へなれば、こゝも、へ賜とも思へど、なほこゝは、ふの假字也、此字、十三詔にも、ふに用ひたる例ある也、ふさへとにて、こゝの言の意、うらうへの易(カハリ)あり、ふなれば、奏賜ふは、天皇の申給ふにて、下の奏へは、傳ふる人の申さくなるを、奏へとする時は、奏賜へは、申給へと、傳ふる人に詔ふ御言となりて、下の奏久が、天皇の申給ふになる也、さては事たがへり、結(トヂメ)り、奏賜ヘ奏も、同例にて、天皇の奏賜ふを、傳ふる人の奏すよしなるをや、○種々は、くさぐさと訓べし、○黃金は、万葉十八に、久我禰(クガネ)とあるに依て訓べし、和名抄には、古賀禰(コガネ)と有て、常にも然いへど、古くはくがねといへりしにこそ、○人國は、異國なり、万葉十五に比等久爾(ヒトクニ)、○[illegible]、古注、[illegible]、たゞ言ふことの謂なり、○從五位上、和名抄に、正四位上、於保伊[illegible]乃久良井乃加美[illegible]、從八位下、比呂[illegible]乃久良井[illegible]作り、從二位を、尒比ツ之奈(ニヒツシナ)と有り、すべての位階、これにならひて訓べし、但し於保伊比呂伊(オホイヒロイ)の伊は、後の音便に頽(クヅ)れたる訓也、其

に伎と訓べし、古今集序に、おほきみつの位とあるぞ正しき、○百濟王敬福、百濟は、姓、王は尸、敬福は名也、天平神護二年六月、刑部卿從三位百濟ノ王敬福薨ぬと有て、そこに傳あり、云々、天平年中、仕至從五位上陸奧守一、時聖武皇帝、造盧舍那銅像一、冶鑄云畢、塗金不レ足、而陸奧國馳レ驛、貢二小田郡所レ出、黄金九百兩一、我國家黄金、從レ此始出焉、聖武皇帝甚以嘉尚、授從三位一、云々、神護初、任二刑部卿一、薨時年六十九と有、陸奧ノ守になれるは、天平十八年九月也、然るをそれより先、十五年六月の處にも、爲二陸奧守一とあるは、紀の誤也、二度なれるにはあらず、さて此百濟氏は、敬福卿の曾祖父禪廣、參來て皇朝に仕奉て、百濟ノ王といふ稱号を賜ひてより、それ即チ姓ノ尸となれる也、王は、許爾伎志又許伎志と訓べし、これをしもオホキミと訓は、いみしきひがと也、又敬福は音讀也、異國人の子孫には、字音の名多し、○部内は孝德紀には、クニと訓れども、天武紀に、所部百姓とあるに依て、くにのうちと訓つ、敬福の治むる國の内也、○黄金出在、諸本に出ノ字脱たり、今補へり、十三詔にも、小田ノ郡爾黄金出在止奏弖と有、出たりのたりは、てありの切りたる辭なるが故に、在ノ字を書ク也、さて此黄金の出たる事は、天平廿一年二月、陸奧ノ國始貢二黄金一、於是奉レ幣以告二畿内七道ノ諸社一とある是也、かくて同四月丁未に、天平感寶と改元有しも、此黄金の出たるによりて也、さて同月乙卯、陸奧守從三位百濟ノ王敬福、貢二黄金九百兩一とあるは、始めて貢りたる後に、又貢りたるにや、これは此詔より後の事也、万葉十八に、大伴家持の、賀三陸奧國出レ金詔書一長歌あり、此度の事也、其哥に、鷄鳴東國能美知能久乃小田在山爾金有等麻宇之多麻敝禮云々、同反哥に、須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久、そも〳〵黄金の事、これよりさき文武天皇の御世、大寶元年にも、陸奧國に人を遣はして、冶レ金しむる事見えたれども、成らざりしなるべし、又同年、對馬より出せる事も見えたれど、そは詐欺なりしよし見えたり、さて此天平廿一年の後は、つゞきて出たりと見えて、勝寶四年二月、陸奧ノ國ノ調庸者、多賀以北ノ諸郡、令レ輸二黄金一、其法、正丁四人

一兩と有、○物能有リは、ものなり也、○含は、含(フヽム)といふべきを、婁を省きていはざる古語の一ッの格也、十四詔に、不敢(タマハズアレ)云々、また貢賜(オホセタマヘ)云々、廿六詔に、所念坐(オモホシマセ)云々、などあるも、みな同格にて、あれは賜へはませばの意也、此格、万葉ノ巻々の長歌にも多かり、○受賜(ウケタマハリ)は、盧舎那佛の授ケ賜へる此黄金を、受て被レ賜(タマハリ)主ふよし也、○恐(カシコミ)は、恐(カシコマ)といふと同じくて、美(ミ)より少し重く聞ゆ、他詔にも、恐麻利と多く有リ、すべて美(ミ)とも麻理(マリ)ともいふ言、屈(カヾ)みかゞまり、縮(シヾ)みしゞまりなど、猶有リ、○禮拜仕奉は、今日かく参詣坐(マヰデマシ)てなり、○恐恐は、諸本、字か誤り或は脱せり、印本には、恐毛久と作(カキ)、一本には、恐毛光毛と作、一本には、恐毛恐美毛と作る、皆誤也、まづ恐毛の毛は、誤なること論なし、次に光と作、光と作るは、恐ノ字を脱して、細字の光を、大字に誤りたる也、また恐毛と作るは、今ノ京となりてこなたの音便にて、恐(カシコム)恐(カシコムモ)ともある、その美を、例の音便に光(ム)といひなせるにて、後の正しからざる辭なるを、その音便辭になれたる後の人の、こゝをも、光毛とは寫誤れる物なるべし、十五詔に、恐恐申賜とあるをも、類聚國史には、こゝの美を、共に光と作るを以ても、その誤れる例を准へ知べし、此紀の詔には、光毛(ムモ)といへる例なし、恐美毛といふとは、出雲國造神賀詞、齋内親王奉入時祝詞などを始め、其外も多く見えて、定まれる語なる故に、今は改め正しつ、

第十三詔

上件の詔につゞきて、從三位中務卿石上ノ朝臣乙麻呂宣と有リ、上なるは、佛像に申し給へるなれ、此詔は、其時に、群臣百寮及士庶、分頭(ワカチ)列(ツラナル)殿ノ後ニ とあるもろ〳〵の人に、宣(ノ)聞しむる詔也、

現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣高天原爾天降坐之天皇御世乎始天中今爾至麻弖爾天皇御世御世天日嗣高御座爾坐弖治賜比惠賜來流食國天下乃業止奈母神奈我良母所念行久止宣大命衆聞食宣加久治賜比惠賜來流天日嗣乃業止今皇朕御世爾當弖坐者天地乃心遠勞彌重彌辱美恐美坐爾聞食食國乃東方陸奧國乃小田郡爾金出在止奏弖進禮利此遠所念波種種法中爾波佛大御言之國家護我多仁波勝在止聞召食國天下乃諸國爾最勝王經乎坐盧舍那佛化奉止爲弖天坐神地坐祇乎祈禱奉挂畏遠我皇天皇御世治弖拜仕奉利衆人乎伊謝奈比率弖仕奉心波禍息弖善成危變弖全平牟等念弖仕奉間爾衆人波不成牟登疑朕波金少牟止念憂都都在爾三寶乃勝神枳大御言驗乎蒙利天坐神地

坐神乃相宇豆奈比奉佐枳波倍奉利又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜
夫事依弖顯自示給夫物在自等念召波受賜利歡受賜利貴進母
不知退母不知夜日畏恐麻利所念波天下撫惠備賜事理爾坐
君乃御代爾當弖可在物乎拙久多豆何奈佐朕時爾顯自示給禮波
辱美愧美奈母念須是以朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟天下共頂受
賜利歡備理可在等神奈我良母念坐弖奈母衆乎惠賜比治賜比
御代年號爾字加賜久止宣天皇大命衆聞食宣辭別弖宣久大神
宮乎始弖諸神多知爾御戸代奉利諸祝部治賜夫又寺寺爾墾田
地許奉利僧綱乎始弖衆僧尼敬問比治賜比新造寺乃官寺止
可成波官寺止成賜夫大御陵守仕奉人等一二治賜夫又御世
御世爾當天天下奏賜比國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃侍所
爾置表弖與天地共人爾不令侮不令穢治賜部止宣大命衆聞食

宣又天日嗣高御座乃業止坐事波進弖波拝畏天皇大御名乎受賜利退弖波婆婆大御祖乃御名乎蒙弖之食國天下乎撫賜惠賜比奈母神奈我良母念坐須是以王多知大臣乃子等治賜伊自天皇朝爾仕奉利婆婆爾仕奉爾波可在加以挂畏近江大津宮大八嶋國所知之天皇大命止之弖奈良宮大八洲國所知自我皇天皇止御世重弖朕宣白久大臣乃御世重天明淨心以弖仕奉事爾依弖奈母天日嗣波平安久聞召來流此辭忘給奈弃給奈止宣比之大命乎受賜利恐麻利汝多知乎惠賜比治賜久止宣大命衆聞食宣又三國眞人石川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人止自弖奈母簡賜比治賜夫又縣犬養橘夫人乃天皇御世重弖明淨心以弖仕奉利皇朕御世當弖毛無怠緩事久助仕奉利加以祖父大臣乃殿門荒穢須事无久守川川在自之事伊蘇之美宇牟賀斯美忘不給止自弖奈母孫等一二治賜

夫、又爲大臣弖仕奉部留臣多知乃子等男波隨仕奉狀弖種種治賜
比川禮等母女不治賜是以所念波男能未父名負弖女波伊婆禮奴物爾阿
禮夜立雙仕奉自理在止奈母念須父、我加久斯麻爾在止念弖於
母夫氣教部牟事不過不失家門不荒自弖天皇朝爾仕奉止自弖奈母汝多
知乎治賜夫又大伴佐伯宿禰波常母云如久天皇朝守仕奉事顧
奈伎人等爾阿禮波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍山行
波草牟須屍王乃幣爾去曾死米能杼爾波不死止云來流人等止奈母
聞召須是以遠天皇御世始弖今朕御世爾當弖母內兵止心中古止
波奈母遣須故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在此心不失自弖明淨
心以弖仕奉止自弖奈母男女并弖一二治賜夫又五位已上子等治賜
比、六位已下爾冠一階上給比東大寺造人等二階加賜比正六
位上爾波子一人治賜夫、又五位已上及皇親年十三已上无位

大舍人等至于諸司仕丁麻弖爾大御手物賜夫又高年人等治賜比困乏人惠賜比孝義有人其事免賜比力田治賜夫罪人赦賜夫又王生治賜比知物人等治賜夫又見出金人及陸奥國國司郡司百姓至麻弖爾治賜比天下乃百姓衆乎撫賜比惠賜久止宣天皇大命衆聞食宣

高天原爾、爾ノ字は誤也、第四詔に、高天原由利と有て、こゝと語のつゞき同じとなるを、一本には由利と有、第七詔にも、自を由利といへり、又第六詔には、高天原由と有、これは利ノ字の脱たるか、こゝもかの例にて、爾ノ字は、由を誤れりとして有べきか、されど利を略きて、由とのみいへると、文には例なければ、いかゞ也、なほ由利もしくは余利なりけむを、利ノ字を落し、爾に誤れる也、○中今、上に出、○高御座爾坐止、爾ノ字、諸本に止に誤れり、今改む、第三詔第四詔第五詔などの例を見て知べし、○天日嗣乃業止、止は、としての意也、此同じ語、第四詔にも有、(此詔所念波は、此事をおもほしめすにといふ意也、此御詞ははるかに下の、示給夫物在自等念召波といふ處までへ係れり、○種々法中爾在云々は、もろ／＼の道の中に、國家を護るためには、佛の説勝れたりといふ也、種々ノ法中といふは、何とかや、佛の諸の法の中にと聞えて、其中に、國家を護るには、最勝王經すぐれたり、といふ意のごと聞ゆれども、語のやう、其意にはとりがたく、又こは盧舍那佛作奉へも係りたれば、其意にはあらず、さて印本には、佛ノ御言と有て、大ノ字はなし、今は一本に依れり、下にも、三寶乃勝神枳大御言とあれば也、之ノ字、印本に久に誤ル、今は一本に依ル、○國家は、アメノ

ミタミも、ミカドゝも訓る中に、こゝはミカドと訓べし、下文に、天ノ下、奏賜ヘ、國家護仕奉ごも有、○多仁には、舊には也、万葉五に、奈良乃美夜古邇、許牟比等乃多仁、佛足石ノ哥に、乃利乃多能、與須加止奈禮利ご有、多能はための也、○最勝王經は、金光明最勝王經にて、十卷卅一品あり、唐の三藏義淨譯也、國を護る事を、むねと說たる經にて、此經のことは、天武紀、五年に、遣使於四方國、說金光明經仁王經、九年に、說金光明經于宮中及諸寺、朱鳥元年に、請一百僧、讀金光明經於宮中、持統紀、六年に、詔令京師及四畿內、講說金光明經、八年に、以金光明經一百部送置諸國、必取每年正月上玄讀之、十年に、勅旨講讀金光明經、など見えて、文武天皇よりこなたの御世〳〵にも、此類の事たえず、此聖武天皇の御世には、神龜五年十二月、金光明經、六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別十卷、先是諸國所有金光明經、或國八卷、或國四卷、至是寫備頒下、隨經到日、即令轉讀、爲令國家平安也、また天平十三年三月、詔曰云々、經云、若有國王講宣讀誦、恭敬供養流通此經王者、我等四王常來擁護云々、宜令天下諸國、各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部云々、又每國、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺云々、其僧尼、每月八日、必應轉讀最勝王經云々、また同十九年十一月の詔にも、件の事のいまだ成ざるにつきて、諸國司の怠緩を咎めて、催し仰せられたり、四天王の事は、かの經に、四天王護國品といふ有て、國を護る事を說たればなり、仁王經金光明經法華經、これを鎭護國家三部經ともいふ也、○現世は、現世と訓べし、現世は今世の切りたる言にて、こゝは御世をいへり、欽明紀に、安置小墾田家、懃修出世業爲因、などと見え、其外にも、人を牟しむるをも、マセと訓ること多し、○作奉、化ノ字は、作と誤れる也、さて〳〵、盧舍那佛を造り給ふ事のはじめは、天平十五年十月の、漢文の詔に見えたり、其時は、近江國の紫香樂に、都を遷さむとおぼし

あしこころにて、此大佛をも、かしこの山に、造り始め給ひしを、京うつりの事止にし故に、平城に造られたる也、○遠我皇天皇御世治之、此所聞えず、誤りあるべし、遠天皇と申すとは、第一詔の解にいへる如く、例多かるを、遠我皇といふとは、例もことわりもなし、又我皇天皇と詔玉へる例は多かれど、それもこゝにはよしなし、かにかくに我皇ノ二字は、衍なるべし、治ノ字は、始の誤なるべし、さて考るに、下の文に、天ニ坐神地ニ坐神乃、相宇豆奈比奉リ、佐枳波倍奉リ、又天皇御靈多知乃恵賜比云々、とあると照して思へば、こゝは、遠天皇始之、御世御世天皇御靈多知乎拝、など有けむが、亂れ脱誤れるなるべし、故レ姑くかく訓て、後の考へをまつ也、また世治之の三字、靈多知乎の誤にて、遠天皇の御靈たちを拝、ならむかとも思ひしかど、さしは遠天皇の御靈のみを拝ミ玉ひて、近き御世〳〵の御靈、あづかり給はねば、いかゞ也、○仕奉心波、仕ノ字は、作を誤れるなるべし、たとひ仕奉にても、作リ奉ル意也、心波は、此大佛を造り給ふ意趣は也、○善成、成は借字也、ヨクナリと訓べし、禍の止て、なほるをいふ也、ヨキコトナリとも訓べけれども、次の全平の對なれば、これも用言なるべき也、○危は、體言にて、危キ事也、○不成得奈波は、此事いたく大造なれば、成リがたからむかと疑ふ也、○金少牟止、少は、スクナケムと訓べし、すくなからむの意也、金は、皇國には出ず、異國より渡リ來るばかりなれば、足じとなり、朝野群載に、此大佛の大きさなど記せる處に、用ひたる錬金、一萬四百三十六兩とあり、○憂都都、都々、一本には門々、一本には川々と作たり、○大御言驗乎蒙とは、此度黄金の出たるを也、佛の説に、國家を護り、福をあたふるを説たる、其驗を得玉へるよし也、○撫賜比、夫ノ字、本どもに、天に誤ル、今改む、さて夫ノ字は、古事記万葉などには、必ス濁音にのみ用ひたるを、此紀には、清音にも多く用ひたり、○事依之、依ノ字、印本又一本には、從と作り、今は一本に依ル、○顯自示給夫物在自は、黄金の事也、物は辭也、其黄金をさしていふにはあらず、○念召波、印本、波ノ字を脱せり今は一本に依ル ○受賜有歡は、此賜へる黄金を受て也、歡ノ字、一本に觀と作るは誤也、○所念波は、

思召すにといふ意也、上の畏恐言にて、語を切べし、云々恐(カシコ)まりて、此事を思ふに、といふ意なり、○天下者、違ノ字、一本掌に誤れり、○理賜牟君は、理のごとくにかなひ玉へる君也、○可在物は、かゝる貴き寶の始めて出る事は也、○多豆何者は、こゝより外には見えぬ言也、揺(ユラ)し劣(ウラ)しなど、同意の言と聞ゆ、たどりなきといふことならむか、物をよく思ひめぐらすを、たどるといひ、物語書などに、たどりあり、たどり深し、たどりなしなど、多くいへり、たづきをも、たどきともいへば、どきつと通ふべし、源氏物語桐壺ノ巻ノ詞に、たづかなき雲ゐにひとりねをなくことあるは、たづきなき意によめりと聞ゆれば、こゝとは意異也、○給者、禮ノ字、一本に禮と作るは誤也、○朕一人のみ云々は、朕一人のみ、これを受べきにはあらずの意也、さて夜波といふ詞、古書には、宇波とのみ有て、夜波とはいはざるを、これはめづらし、今一つ、十六詔にも見えたり、○大瑞、黄金の出たるをも、御世の嘉瑞とする也、○應者は、上に合ノ字有しが、脱たるなるべし、然らざれば、流ノ字讀がたく、又こゝも合(シム)とあるべき也、故ココロバシユルと訓り、自は助辭也、○字加賜ァは、同月、丁未、天皇幸ニ東大寺ニ云々、改テ天平二十一年ヲ爲ニ天平感寶元年ト、とある是也、もとよりの天平に、感寶二字を加へ玉ふ也、○御戸代は、古人の、御年代也といへる、よろし、年とは稲をいふ、田の御稲をつくる料の田也、代は、苗代などいふ代にて、御(ミ)田のこと也、書紀に、神田、御戸田地とある、御戸の御にはあたらず、○祝部は、こゝは神社に仕奉る、神主禰宜祝部の類を、ひろくいへるなるべし、一本に祝ノ字を、兄と作るは誤也、兄部といふこともあれど、こゝにはよしなし、○墾田地は、墾開(ハリ)田とすべき地を占るを、許し給ふなり、治とは、公より擇賜ふにはあらで、私に、或は買得、或は積越の地人を受入などして、其寺の墾田の地とするをいふるある也、此年七月乙巳の日、定ム諸寺墾田地限ヲ、と有て、各其限の數を奉られたり、其中に、必要べきが、もれたる寺寺もあらば、此限を定められざりしなるべし、又これより前、同年閏癸丑の日、寺々に絁綿布稻、墾田地一百町つゝを

捨とあるは、公より賜へるにて、許とあるは別也、故レ其量、これは皆一百町なるを、かの限を定めされたるは、四千町二千町、一千町など見えて、こよなく多きは、公より賜ふにはあらざるが故也、万葉十八に、天平感寶元年五月五日、饗ニ東大寺之占ニ墾地一使僧平榮等ト云々とあるは、此墾田ノ地を占ることを許されたるにつきての使なるべし、〇僧綱は、保宇志乃都加佐と訓べし、そもそも僧官を任されたることは、推古紀、卅二年より始めて見えたり、其時の僧官は、僧正僧都法頭也、天武紀、十二年三月、任ニ僧正僧都律師一、因以勅曰、統ニ領僧尼一云々と見えて、朱鳥元年の處に、三綱律師とある、三綱これ僧綱にて、僧正僧都小僧都をいへるなるべし、小僧都といふも、同紀かの十二年より先に見えたれば也、かの法頭といふ官も、孝徳紀にも見えたれども、そは白衣なれば、三綱には入るべからず、さて後には、僧正僧都律師を僧綱といふ、大寶二年にも、僧正大僧都少僧都律師と任されたる事見ゆ、僧尼令に、僧綱、謂ニ律師以上一、と見え、義解にも、謂ニ僧綱一者、僧正僧都律師也と有り、延喜ノ治部省式にいへる僧綱も、僧正大小僧都律師也、さて又續紀よりこなたに、諸寺ノ三綱といふ物有、それは天武紀に、僧綱を三綱といへるとは別にして、此三綱といふは、諸寺に有て、おのおの其寺の僧尼の事を掌るものにして、僧尼令の義解に、三綱者、上座寺主都維那也、とある是なり、玄蕃式に見えたるも同じ、同式に、凡ッ諸寺、以ニ別當一爲ニ長官一、以ニ三綱一爲ニ任用一と有り、諸寺の三綱の事は、こゝに用なけれども、物のついでに、いさゝかいへる也、〇敬問、問は訪ふ也、さて上に許ニ奉リとある奉り、こゝに敬とあるなどを以て、佛法を尊み給ひしその甚しきを知べし、〇新造寺、出雲國風土記に、新造院といふ物、多く見えたり、皆寺の事也、これと同じかるべし、〇官寺止可レ成波、諸本、官ノ字を脱せり、今補ふ、本のまゝにては、聞えざれば也、〇官寺、官ノ字、本に宮に誤る、今改む、官は、つねにはツカサと訓めども、私に對へて、官某といふ類は、オホヤケと訓べき也、天武紀に、司をも然訓る處有り、官寺とは、官の治めにあづかる寺をいふ、天武紀に、九年四月、勅ス、凡ッ諸寺者、自レ今以

後、陛下爲國大寺一二三以外、官司莫治云々、且只爲飛鳥寺、不可關于司治、然元爲大寺、而官司恒治、復嘗有功、是以猶入官治之例になごあることろばへ也、○大御陵守、大ノ字、天と作る本はわろし、今は一本に依れり、こは陵戸の人をいふなるべし、○當、天ノ字、本に久に誤、今改、○天下奏賜は、天下の政を執申す也、本に、奏ノ字を、奉に誤、今改、○侍、所とは、其墓をいふ也、凡て臣等は、死ぬて、墓に葬られて後も、なほ朝廷を護り伺候ふ意も、侍といへる、おもしろき言也、古事記に、大國主ノ神の、於僕者於百不足八十坰手隱而侍、と申給へる侍と同意也、持統紀九年に、賜十八氏上進其祖等墓記、といふこともあり、但し書紀には、墓ノ字、塋と作り、いづれよけむ、○遣、送ノ字、本に冒に誤、今改、萬葉十八の、上に引る長哥の反哥に、大伴乃等保都可牟於夜能於久都奇波、之流久之米多弖、比等能之流倍久と有、之流志は、標を建る也、此哥は、即この詔によりて、よまれたるなるべし、下文に、大伴氏のことも有也、○與天地共は、天地のあらむかぎり、永き世までに也、○不令侮云々は、その墓を也、○高御座之業と食國天下之業とは、此業を食みたる言にて、此在の意にて、業たるとは也、たるは、とあるの切りたる辭也、○申賜、こは事を二ついふ時にいふ、漢籍語也、皇國語にあらず、○挂畏天皇、こゝはおほさは、大御父文武天皇、又元明天皇元正天皇をさして申給ひ、なほ廣く、御世々々の皇祖天皇にもわたるべし、○大御名、十一詔に、親ノ名とある處にいへる如く、名とは、職業をいひて、天皇の大御名は、即天下を治め給ふ御業也、○褒賜大御祖、すべて母を御祖といふと、第五詔にいへるがごとし、此天皇の大御母命は、不比等ノ大臣の御女、文武天皇の夫人、藤原ノ宮子と申せし也、後に大皇太后と申して、天平勝寶六年七月に崩坐り、光明皇后の御姉命に坐り、○御名乎蒙とは、子を養育し成長す、これ母の職業なれば、其を蒙り給へるよし也、そもそもこゝは、王たちと、大臣の子孫とを、治め給ふにつきて詔ふ故に、先づ己ノ命の御父母の御事を詔ふ也、○念坐須、須ノ字、本に流、作るは誤也、今改む、オモホシマセルといふべき處に

非れは也、○大臣乃子等、等ノ字、一本に弟、一本に第と作り、みなわろし、子等は子孫にて、こはたゞ大臣の子孫也、上の王たちよりつらねての子孫にはあらず、又十一詔に、親王等大臣等乃子等とあれば、こゝの王は、ミコと訓て、親王のことにて、親王の子等、大臣の子等歟とも思へど、然にはあらじ、さて大臣は、御世〳〵の大臣たりし人々也、○治賜伊自、伊といふ助辞の事、第六詔にいへり、自も助辞なり、伊自とつらねたる例、下文に、利乃心成伊自とも有り、又四十五詔には、持伊波云々捨伊波云々ともあり、さてこゝの類の自てふ助辞は、いづれも曾といふ意に近くして、重く聞ゆ、○天皇朝は上の推畏天皇とある天皇也婆々も上なるを申給ふ也、○仕奉伊波可在、かく詔ふすべての意は、朕が御父も、かく天下の大なる御業を、朕に授ヶ玉ひ、御母も、朕を養育成長し給ひて、朕其御父母の御蔭を受ヶ蒙てあれば、朕も又、其御心の如く、御世〳〵の御後たる王たち、又大臣の子どもを、治め恵まむぞ、朕が御父母の御徳に、報い仕奉るには有べきと也、○加以は、卅三詔に、然乃味仁不在、とあるに依て訓り、常には切あて、シカノミナラズと訓むなり、○大命坐せ、こゝにて語を切ルべし、此言は、下の朕宣自久へ係れり、○奈良宮云々天皇は、元正天皇也、洲ノ字、本に州と作るは誤也、今改む○御世重ぬは、天智天皇より、元正天皇まで次々に也、○朕宣自久、朕の下に、備ノ字あらまほし、元正天皇の朕に詔玉ひし也、さてこゝの語のすべての意は、天智天皇の大命を、天武持統文武元明元正と、御世を重ねて、次々に受賜はり傳へ來坐て、元正天皇の、これは天智天皇の詔玉へるを、御世〳〵傳へ坐る大命ぞとて、朕に詔玉ひしといふと也、そを約やかに短くよくいひとれるは、古文の勝れたる也、さて宣自久といふも他の詔にも多きを、考へわたすに、いづれも皆、當時に詔玉ふにはあらで、過し方の事にいへり、能理多麻比志久と訓べし、志は、過し事をいふ志也、こゝもはやく詔玉ひしよし也、タマハシクと訓べきが如くなれど、そはわろし、廿八詔には、湊ツ久ともある、それも過し方の事也、仁徳紀に、先ノ皇ノ謂とある謂を、ノタウビシクと訓る、ノタウビは、のたまひを、音便にいへるなるを、シク

ハ古昔を失はぬ訓也、さて万葉四に、吾妹子之、念有四九四、面影二三湯、七に、玉拾之久、常不所忘、また背向爾宿之久、今思悔裳、八に、來之久毛知久、古事記應神ノ段、太子の御哥に、泥斯久袁斯叙母、これら志久といへる例にて、志は皆過し方をいへり、万葉十に、戀敷者氣長物乎、廿に、故非之久能於保加流禮波、こゝ志久は、たゞ添たる辭のごと聞えて、別也、○大臣乃御世重弖は、一人の大臣の、御世を重ねて、仕奉るよしにはあらず、御世〳〵を重ね來るあひだ、いづれの御世ごでも、其時々の大臣の、明キ淨キ心を以て、仕奉るに依ての意也、○平安ケクは、多く見えたる中に、十四詔に、天下者平ケク安ケク、廿四詔に、天下ハ平ケク安ケク、など有に依て訓べし、○宜ト定命は元正にも見ゆ也、○承諾、今ノ世の言に、人といひつくるとを、承諾て畏まりましたといふこ、おのづから通ひて聞ゆるは、本末の合へる也、○三國ノ眞人は、姓氏録に、諡繼體ノ皇子、椀子王之後也、○石川ノ朝臣は、同書に、孝元天皇ノ皇子、彦太忍ノ信ノ命之後也とあり、建内ノ宿禰の子、蘇賀ノ石川ノ宿禰の末也、○鴨ノ朝臣は、同書に、賀茂ノ朝臣ハ、大神朝臣同祖、大國主ノ神之後也ご云、○伊勢ノ大鹿ノ首、此姓、古事記敏達ノ段に見ゆ、姓氏録に、大鹿ノ首ハ、津速魂ノ命ノ三世ノ孫、天ノ児屋根ノ命之後也と有り、なほ伴の氏々の事、委くは、皆古事記傳にいへり、○部は、第五詔に、雜ノ人部とある處にいへるが如し、○可ニ治賜人止爲氏、伴の氏々の人を、殊に治メ賜ふ事は、いかなる故由ならむ、知がたし、もしくは御乳母などのたぐひにもやあらむ、○諸賜には、諸の氏人の中より、件の氏々の人を擇出て也、又伴の氏々の中にて、人を擇てにもあらむか、○縣ノ犬養ノ橘ノ夫人、姓氏録に、縣ノ犬養ノ宿禰、神魂ノ命ノ八世ノ孫、阿居太都命之後也と見ゆ、此ノ夫人は、從四位下縣ノ犬養ノ宿禰東人の女にて、名を三千代と申せしが、敏達天皇の御曾孫、美努王に嫁て、葛城ノ王佐爲王牟漏女王などを生給へり、又後に藤原ノ不比等公の嫡室となりて、光明皇后を生奉り給ひ、和銅元年に、縣ノ犬養ノ橘ノ宿禰といふ姓を賜はり、天平五年正月に薨玉へる、そこに内命婦正三位と有り、天平寶字四年八月、贈ニ正一位一、以爲ニ大夫人一とあり、天平八年に、葛

城ノ王佐爲ノ王に、橘ノ宿禰ノ姓を賜へるは、此母の賜はり玉へる姓を繼よしにて、請申されし故也、さて此夫人は、宮づかへはし給へれども、たゞ内命婦にて、夫人にはあらざるを、夫人といふは、不比等ノ大臣の室なるを以て也、されば此夫人をば、於保刀自と訓べき也、凡て人の家の女主を、刀自といへば、貴人の夫人をば、尊みて大刀自とぞいへりけむ、續書紀に、天皇の夫人をば、キサキと訓るはよろしきを、又其をオホトジとも多く訓るは、臣ノ家の夫人を然云より、紛ひつるものとおぼしければ、これ臣ノ家の夫人をば、然訓べき據とすべし、又万葉八に、天武天皇の藤原ノ夫人五百重娘を注して、字曰二大原大刀自一といひ、同廿に、同天皇の藤原ノ夫人氷上娘を、字曰二氷上大刀自一といへるなども、尊みてかく申せし也、これらはたゞ字をかく申せしよしにて、夫人の號に關れるとにはあらず、思ひまがふべからず、天皇の夫人をばキサキと訓べきこと、第七詔にいへるが如し、さてこゝの夫人を、オホトジと訓むには、右に引る文に、傳ニ大夫人一とあるなれば、いかに訓べきぞといふに、大夫人といふは、たゞ文書のうへの號なれば、字音に讀べし、オホオホトジなどは訓べきにあらず、○御世重ては、天武天皇より、元正天皇まで、五御世也、○助仕奉、一本に、仕の下に、綱書の天ノ字あるは、衍也、今御夫ル、もし天は夫の誤にて、ツカフマツリ賜、と思ふ人もあらむか、そは後ノ世の音便言也、古へには然云ることなし、たとひ然いはむにても、こは音便なれば、字の假字也、夫と書べきに非ず、○祖父大臣は、天皇の御外祖父にて、不比等ノ大臣也、○殿門は、家門といふも同じ、家を門といふこと、今の世も同じこと也、十六詔に、已カ家々已門々、廿八詔に、氏々ノ門、卅一詔に、先祖乃門、四十五詔に、門不レ絶など有リ、○守リ在テ、印本には、川々ノ二字なし、一本にはツヽと有リ、一本には川と有リ、今は彼レ此レを合せて取リつ、さてつの假字に、川を用ひたる例、他の詔にも多し、万葉にも十八に、安我末川君我といふ一ッ有、神樂催馬樂ノ哥ノ古本には、多く用ひたり、こは水門に調ノ字を用ひたる類とにて、津に此字を用ひたりし事の有しより、假字にも用ひたるにや、詳ならぬこと也、門ノ字也とするは、中

中にかあし、在之は、阿理を延て阿良志といへるにて、言をたゞしなどいふ格也、下の之に、過し事をいふ辭也、さてこは、養老四年に、不比等ノ大臣薨玉ひしより後、此夫人の、其家をよく守りつゝ、おはせし事也、仕へといふは、年月を經わたる意なれば、川々とはいふ也、○伊蘇麻志は、勤しみにて、勤しみするをいふ、すべて此伊蘇志、功の切りたる言にて、功しきとする意也、○宇合賀等、第十詔に出、○孫等は、比古麻古と訓べし、凡て孫をば、古は比古といへり、さてこゝは、不比等公の孫にはあらず、此夫人の先の夫の子、橘ノ諸兄公同佐爲ノ宿禰牟漏ノ女王などの子どもをいふなるべし、次の叙位の中に、橘ノ奈良麻呂見えたり、○仕奉は、えられたるを主て、らしめといへる也、○子等は、子孫なり、○種々は、しなじなとよむべき也、○治賜[illegible]、即ち、可字を脱せり、今は一本に依れり、又一本にはツを脱り、○女は、こゝは賣乃古と訓べし、書紀に、女又女人又婦など、然訓る處多し、古語拾遺に、男子女子をいへる男女を、ヲノコメノコと訓り、○所念は、おもほすに同意也、○父ノ名、十一詔に、祖ノ名とある處に、いへるごとし、○伊夜彌取物は阿禮いはれぬことは、然らずとして取らざるをいふ言にて、こゝは、女子は父の名を負べき物にあらずとして、棄る意也、奴ノ字、一本に女に誤れり、阿禮佐は、あらあらしといふと同意に、あらずといふ意也、女ことも、父の名を負ふまじきにはあらずと也、○立僕は、男も女も也、○父ノ加久斯麻云々、かくしとは、如此也、佐婆を斷たとへるは、様とまをも、まこしまといふ例の如し、今の俗言に、ゆくとまかへるとまたとを、いきにたかへりしたなどいふも、しかは、しまを讀れたる也、さてこゝのすべての語の意は、此父の、子を、かくのごときにあれかしと思ひて、然數へ賜けたる、おもてをあやまたずといふ也、山ノ字、本に國に誤れり、今は一本に依れり、○[illegible]せよ、那と誤れるなるべし、必ずかと有べき處也、此ノ字、諸本皆に誤れり、今改めて、第十詔に、[illegible]、受賜時、不忘不失さる有、○大伴佐伯ノ宿禰、大伴宿禰は、天ノ忍日ノ命の後にて、古事記書紀に其事などに見えたるか

如し、佐伯ノ宿禰は、雄畧天皇の御代、大伴ノ室屋ノ大連の世に、別れて、其子談連の末也、姓氏錄に見ゆ、なほ此二氏の事、委くは、古事記傳十五の巻にいへり、○常ニ云如ク、諸本に、如ノ字なくて、語ごとのはず、聞えがたし、故ニ今補へり、天皇の、常々詔玉ふよし也又常に世ノ中にて云ふごとくの意にもあるべし、○顧奈伎とは、己が身命をかへり見ずして、勤しく仕奉るをいふ、万葉廿、防守の哥に、祁布與利波、可敝里見奈久弖、意富伎美乃、之許乃美多弖等、伊弖多都和例波、次に引ク十八の長哥に、可弊里見波、勢自等許等太弖などあり、顧ノ字、一本に除ニ誤れり、伎ノ字、波に誤レリ、今は一本に依ル、○汝多知とは、此二氏の、現在人々をさして詔玉ふなり、○祖止母は、世々の祖也、○云來久は、其祖より世々、云ヒ傳ヘ來る也、○海行ば云々、美豆久は、万葉廿に、美豆久屍とも有て、水に漬る也、豆ノ字、本に内ニ誤る、一本に、門ニ作るは、さかしらなるべし、門ノ字を用ひたる例なし、もしは川ノ字にてもあらむか、今は万葉に依て、豆と定めつ、○草牟須屍とは、屍の上に、草の生るをいふ、そもそも海にも山にも死なむといふことを、かくいへるは、めでたき古言也、まことにいとふるく、先祖よりいひ來つることなるべし、○王乃幣ニは、天皇の方にての意也、俗に御馬前といふが如し、さてこゝの語のすべての意は、天皇の御從に仕奉りて、もし海を行ク時に事あらば、天皇の御爲に命をすてゝ、海ノ中にも沈みてむ、山を行ク時ならば即チ其山にて、命をすてむといふ也、○能杼西波不死は、事なく安らかには死なじ、にて、いたづらには死なじ、此身命をば、天皇の御爲にこそ捨めの意也、万葉十三に、吹風邪、和者不吹、また立浪裳、篋跡丹者不起、さて同十八、家持主の長哥に、大伴能遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知弖、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許曾死米、可弊里見波、勢自等許等太弖、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝由、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐曾云々、○御世始而、始ノ字、印本に治に誤ル、今

は一本に依、○内兵は、宇知乃伊久佐と訓べし、十七詔にも、又大伴佐伯ノ宿禰等は、自ノ遠天皇御世ノ内ノ兵ト為而、仕奉来
とあり、兵は、雄略紀欽明紀に、兵士、天智紀に兵、などイクサとよめり、いくさとは、もと其人をいふ名也、つはものといふは、
兵器のことにて、其人をいふ名にはあらざるを、漢國にては、其人をも兵といへるにならひて、後には古言にても、もはら
其人をいふ名となれり、さて又戦の時ならでも、いくさとはいふ也、万葉廿に、伊佐美多流、多氣吉軍卒等、禰疑多麻
比、云々、又須賣良美久佐、などあるも、事ある時にはあらず、防人をいへり、さて大伴佐伯の二氏は、古代より、殊
に武事をもて、仕奉る氏なるが故に、兵とはいふ也、内といふは、殊に親く給ふ稱也、内臣、又伊勢大神宮に、内人
といふ類なるを、所然也、○心中ノ事乎は、むねに聞えず、誤字也、そは今丹なとありしを、誤れるにや、姑くよみて、後
の意へ也、事字、一本に大に作れり、誤也、一本に先と作るもわろし、○遣は、使ひ給ふ也、遣字にかくは
るべからず、人を使ふといふ也、第十詔に出、○成伊、伊は助辞、上にいへり、自は助辞なから、皆といふ勢に近し、祖
心を成すとは、父の継思へりし心の如く、其を成就するをいふ、上の、父を加久斯云々とある所と、思ひ合すべし、
○子者祖乃心成伊自、さてこの子といふ物なるべしの意也、○此心不失て、祖の心を成すべき義を失はず也、これから、世
世の祖の、前代に名云々、といひ来れる意を成すべしとの意也、○并は、男女并て也、并て二つつくにはあらず、
本に、並と作るは誤也、今改む、さてこれまでは、大伴佐伯氏の事也、次の叙位の中に、大伴氏、男には、牛養朝臣家
持など、女には、三原、佐伯氏は、男には、浄麻呂常人毛人雄等など、女には夫等女見えたり、さもくゝのもの氏
氏の中に、大伴佐伯を、かくとり分て治め給ふ上には、上代よりの例なるべし、○五位已上ノ子等、これとのは、諸氏なべ
ての事也、これの子等は、直の子なり、子孫にはあらず、○六位已下ニ云々、六位以下は、位を一階上給ふに、五位以
上は、然もせざる故は、五位以上は、やゝ貴くして、一階といへどもたやすからざれば也、さる故に、いはゞいふも、六位

以下に一階を給ふ時も、五位以上には、其かはりに、物を給ひなごする例也、○東大寺造る人等、諸本、造ノ字を脱せり、今補ふ、十五詔の次に、預造東大寺人、隨勞叙位、有差、また十八の卷の始めつかたにも、造東大寺官人已下、優婆塞已上、一等十二人、叙位二階、二等二百四人一階、三等四百三十四人一階、などあるをもて知べし、さて東大寺といふ名は、音に讀ても有べけれご、書紀に、百濟ノ大寺高市ノ大寺大官ノ大寺國ノ大寺など見えたれば、これも其例に、ヒムカシノオホテラと訓べき也、寺號は別にある也、○子一人云々、上に五位以上には、子等とあるは、子ども皆なるを、これは、たゞ一人づゝ也、さて又上に六位以下には、子をいはず、其身の位を上ゲ玉ふを、其中に正六位にいるは、其身を上げずして、子一人治メ玉ふとは、上にいへる如く、五位はやゝ貴くして、たやすからざるに、正六位上を、一階上せば、五位になるを、五位までは、たやすく上すまじきが故に、其かはりに、子一人を上ゲ玉ふ也、いつとても然る例也、其身をも上せたるうへに、又其子をも上すにはあらず、上の六位已下云々の次に、東大寺云々の事は隔たれども、正六位上爾といへる爾波は、六位已下云々を承たる辭にて、其六位已下の中に、正六位上の人にはといへる也、○皇親、此訓、古書に見あたらず、美宇賀良と訓べし、天武紀に親、万葉五に親族など、ウガラと訓り、神代紀に、族の訓注にも宇我邏と有、さて皇親とは、五世までの諸王をいひて、天皇の御親族のよし也、天皇の御子を、一世と申し、御孫を二世、御曾孫を三世、御玄孫を四世、御來孫を五世といふ也、繼嗣令に、凡皇兄弟皇子、皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限、と有、然るに慶雲三年二月、制七條事中に、准令、五世之王、雖得王名、不在皇親之限、今五世之王、雖有王名、已絶皇親之籍、遂入諸臣之例、顧念親々之恩、不勝絶籍之痛、自今以後、五世王在皇親限、其承嫡者、相承爲王、自餘如令、○年十三已上、祿令にも、凡皇親年十三以上、皆給時服料、云々と見ゆ、○先位大舍人、まづ舍人といふ物は、上代より有て、天皇及王たちの、親しく使ひ玉ふ物也、

この舎人の事は、古事記傳卅三の卷にいへり、すべて大舎人といふ稱は、雄略紀に始めて見えたり、こは天皇の使へ給ふ舎人を、分て大とはいふ也、天武紀二年に、詔公卿大夫、及諸臣連、并伴造等曰、夫初出身者、先令仕大舎人、然後選簡其才能、以充當職と見え、職員令に、大舎人六百人とあり、又文武天皇大寳元年に、別に内舎人といふ物をも置れて、職員令に、其員九十人と有て、掌帶刀宿衞、供奉雜使、若駕行、分衞前後と有、こは思ふに、大舎人は數もいと多くして、いつとなく外ざまになりて、親しからざる故に、別に文武勇ある人をえらびて、此職を置て、近く宿衞の事を物せさせられたるなるべし、内といふは、親しく主ふよし也、中昔よりも、内舎人には、武勇ある人をえらびてなされし也、さて大舎人も内舎人も、賤き者にはあらず、良家の子弟これに補せられしなり、さてこれに任さるるは、大舎人の中にも、位あるは、主の六位已下云々の内にて、位階を賜へば、これは其の家也、□諸司仕丁、仕丁は、私記に[illegible]保呂と訓、賦役令に、凡仕丁者、每五十戸二人、【以一人充廝丁】三年一替云々と見えて、諸國の民、五十戸毎に、其内より、二人づゝ、京に上りて、諸の官司に役はるゝ者也、職員令に、もろもろの官司に、仕丁何人とあるも是也、[illegible]とは、古事記傳卅六にいへり、さて右の賦役令の注に、以一人云々とあるは、二人の中、一人の上下給はる也と、或人のいへる、然るべし、二人の中にて、一人を以て也、廝丁は、其夫に、炊事役する也と有て、此二人の中の一人を以て役ふ也、□大御手物賜、其下に、[illegible]、大舎人下、諸司仕丁以上、賜禄各有差と見ゆ、□四等人は、八十歳以上なるべし、續後紀一の詔にも、天下高年[illegible]、八十歳以上[illegible]には、[illegible]也、戸令に見ゆ、□四等人、四十八歳より見えたり、五十歳[illegible]、イ[illegible]ヒトに訓して、持統紀に困窮と有、又其下に、在所困窮、[illegible]、又不能自存[illegible]子孤獨云々とあれば、右の在所のいへる、不能自存者をいへる也とぞ、[illegible]訓べし、書紀に、[illegible]鰥寡困

苦なごを、然訓り、又タヅキナキヒトとも訓べし、○孝義、凡て漢國の名目を、取用ひられたる中に、此なり古には讀こたきもあるを、強て訓めば、中々にこごわり明らかならざると有り、此孝義なご然也、德ノ字孝ノ字なご、正しく當れる訓なし、さればこゝなごも、たゞ音讀にすべき也、孝義有人とは、戸令に、孝子順孫義夫節婦、とある類をいふ、○世事とは、課役をいふ、こもノヽ孝子順孫義夫節婦は、賦役令に、表其門閭、同籍悉免課役、とあれば、免されたるは、本よりのことなるべきに、かく更に分て擧らるゝは、既に門閭に表して、これと定まれるをいふにはあらで、又新にさるたぐひの聞えある者をえり出し、免さるゝなるべし、○力田、これも字音に讀べし、漢國より取れる名目也、力は勤也、田の事に勤功ある者をいふ、此下に、五月庚寅云々、孝子順孫云々、力田ノ人者、並位叙一階、とある是也、天平十九年五月、力田外從五位下前部ノ寶公、授外從五位上、其妻久米舍人妹女外少初位上、續後紀一の詔に、力田之輩乃、其業超衆者爾、賜爵一階、同二に、安藝ノ國言、力田佐伯ノ郡ノ人伊福部ノ五百足、同姓豐公、若櫻部ノ繼常等、所耕作田、各卅町已上、貯積之稻、亦各四萬束已上、並立性寬厚、周施困乏、往還糧絶、風雨寄宿之輩、皆得賴焉、請各叙一階、同十三に、下野ノ國那須ノ郡ノ大領、外從六位下勳七等、丈部ノ益野、勸課農田一千五百七十一町、增益戸口二千四十一人、國司褒擧、借外從五位下、文德實録二に、伊豫ノ國ノ力田、物部ノ連道吉、鴨部ノ首福主等、叙位一階、道吉等、傾盡私產、賑贍窮民、故有此賞、三代實録六に、和泉ノ國和泉ノ郡ノ人、白丁川枯ノ首吉守、叙位一階、獎力田也、○罪人赦賜は、次の文に、乙未、大赦天下云々これ也、○王生、王ノ字は、決く寫誤なり、故今二ツの考有り、一ツには、王生歟、凡て王生といふは、御產部にて、御產殿に仕奉る諸部也、さればもこみうぶべなるを、畧きてみぶとはいふ也、其よし委くは、古事記傳卅五、仁德ノ段、定壬生部とある處に、證ごもを引ていへり、考へ見べし、かくてこゝは、當時の天皇の生坐るをりの、御產部なるべし、二ツには、書の草書ゐを、王に誤れるにて、書生歟、書生は、學

生也、撰古紀に、云々選書生三四人、以俾學習焉、訓は、書紀に、學生を、フムヤワラハとも、モノナラフヒトとも訓る中に、ものならふひとゝは、廣くいふべし、ふむやわらはとは、大學寮の學生をいふべし、天智紀に、學職頭を、フムヤヅカサノカミと訓れば也、かくてこゝは、學問する人を、廣くいふにはあらず、大學寮の學生に限るべければ、布佐夜和良波と訓べきなり、職員令に、大學寮に、學生四百人と有り、わらはといふは、年十三以上十六以下より、入學する故也、さて物知人を後に擧て、學生を先に擧たるは、人數の多き故なるべし、さて件の二つの考への内、いづれともえ思ひ定めぬを、今はしばらく、物知人とつらね擧られたるによりて、書生の方につきて訓つ、なほよき考をまつものぞ、○知物人等、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ祝詞に、百能物知人等と有り、さてこゝは、これも世の物知人を廣くいふにはあらで、大學寮の諸博士をいふなるべし、職員令に、大學寮に、博士一人、助教二人、音博士二人、書博士二人などある是也、○是出金人及云々は、次の文に、從五位上百濟ノ王敬福、從三位を授られ、五月庚寅、陸奧ノ國者、免三年調庸、小田郡者、永免、其年限者、待後勅、また閏五月甲辰、陸奧ノ國ノ介從五位下、佐伯ノ宿禰全成、鎭守判官從五位下、大野ノ朝臣橫刀、並授從五位上、大掾正六位上、余足人、獲金人、上總ノ國ノ人、丈部ノ大麻呂、並從五位下云々、出金山神主、小田郡、日下部ノ深淵、外少初位下とあれど、郡司の事は見えず、郡司の訓は、西宮記に、大領、古保乃美ヤツ古、北山抄には、古木乃ミヤツコ、又大古木乃ミヤツコ、領、古木乃ミヤツ古、○天下乃百姓云々は、上件の五月庚寅、小田郡云々の次に、自餘諸國、國別、一郡免三年田租、并國郡司、又減天下今年田租とある是也、

續紀歷朝詔詞解三卷

本居宣長解

十七の卷に、天平勝寶元年秋七月甲午、皇太子受レ禪卽ニ位於大極殿ニ詔曰とて有、皇太子は、孝謙天皇也、これよりさき閏五月丙辰、天皇遷ニ御藥師寺宮ニ爲ニ御在所ニとて有、又同月それよりさき、癸丑ノ日の御願文には、太上天皇沙彌勝滿、とあるはいふかし、御讓位はそれよりさきに有けるにや、

第十四詔

現神止御宇倭根子天皇可御命良麻止宣御命乎衆聞食宣高天原神積坐皇親神魯岐神魯美命以吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨遠皇祖御世始而天皇御世御世聞看來食國天日嗣高御座乃業止奈母隨神所念行佐久止勅天皇我御命乎衆聞食勅平城乃宮爾御宇之天皇乃賜比志掛畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃不改自常典等初賜比定賜部流法隨斯天

日嗣高御座乃業者御命爾坐世伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅天御命乎畏自物受賜理坐天食國天下乎惠賜比治賜布間爾萬機密久多久志天御身不敢賜有禮隨法天日嗣高御座乃業者朕子王爾授賜止勅天皇御命乎親王等王臣等百官人等天下乃公民衆聞食宣又天皇御命良末止勅命乎衆聞食宣掛畏我皇天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜弖仕奉止負賜閇頂爾受賜恐末理進毛不知退毛不知爾恐美坐久止宣天皇御命乎衆聞食勅故是以御命坐勅久朕者拙劣雖在親王等乎始而王等臣等諸天皇朝庭立賜都食國乃政乎戴持而明淨心以誤落言無助仕奉爾依弖天下者平久安久治賜比惠賜布物爾有止奈毛神隨所念坐久止勅天皇御命乎衆聞食宣

此詔は、聖武天皇の御讓位の詔と、孝謙天皇の御即位の詔とを、つらね宣れるにて、はじめの程には、聖武天皇の詔也、

○天皇一本には可ノ字なし　○神脅伎、印本に、脅の下に美ノ字あるは、衍也、又一本には、伎ノ字を斯と作り、○毋孫命乃、下の乃ノ字、印本に天に誤る、今は一本に依ル、○奉乃隨、かく用言の下に、乃云々といふこと例有り、卅三詔にも、奉依奉乃任爾、卅九詔に、立乃後仁、卅一詔に、教賜乃末仁々々、三代實錄二の詔に、仕奉乃隨など有り、まで云々、隨聞看來、とつゞく語也、○天ノ日嗣川ノ字、印本などにはなし、今は一本に依れり、又一本には、ツと作り、次々なるには皆川ノ字はなけれども、こゝはあるに依れり、○所念行佐久止、佐ノ字、本どもに波に誤れり、今例によりて改ム、○平城乃宮爾云云は、元正天皇也、○詔之久は、昔シ聖武天皇に詔玉ひし也、此之久の事、上にいへり、○不改目、目ノ字は、乃の誤歟、といふと、第三詔の處にいへるがごとし、又思ふに、目伎の伎の落たるにも有べし、○定賜者、部ノ字、本どもに都と作るは誤也、都流とはいふまじき語なれば也、故ニ今第三第五などの詔なる例に依て改めつ、○御命ヲ牟、世ノ字、本に世に誤ル、今改む、此語の事、第三詔の下に委く云り、○伊夜嗣ヲ嗣ノ字、印本副に誤ル、今は一本に依ル、○奈ガ御命は、汝ガ命也、古事記に多く見ゆ、御ノ字は、添へて書るのみ也、建内ノ宿禰の哥に、汝が王とも有り、さてこゝは、聖武天皇をさして詔玉ひし也、○物夫御命は、元正天皇の也、○畏自物は、第六詔に出たり、○受賜者は、聖武天皇の也、○萬機は、用明紀に、ヨロヅノマツリゴトヽ訓り、○不敢賜有、不レ敢は不レ堪に同じ、卅六詔に、太政大臣ノ官ヲ授ケ賜ヘ、敢多比奈牟可等奈毛念、四十一詔に、今ガ身ヲ不レ敢阿流良久物ヲなど、敢は皆堪也、さて有禮の禮ノ字、本に良に誤、今は一本に依、有禮婆の意にて、婆を省きていはざる格也、此例、十一詔に、念ヽとある處にいへり、○朕子王とは、孝謙天皇をさして詔玉ふ也、○天皇大命、はじめよりこれまで、聖武天皇の詔也、○又天皇御命、これよりは、孝謙天皇の詔にて、上とは別なるを、引キつゞけて宣れる也、又とは、上件の聖武天皇の詔に對へて、又新天皇の大命といへる也、○我皇天皇とは、聖武天皇をさして申シ給ふ也、○高御座乃業ヲ、こゝにて姑く語を切ルべし受賜リへはつゞかず、○受賜リテ云々は、孝謙天皇

に、受賞賜仕奉れとて、断業を負せ給へりとの也、○賞賜は、賞賜へばの意也、○拙劣は、第五詔に、拙劣而、世六詔に、怯劣、○天皇朝庭、これも直に天皇をさして、朝庭とは申給へる也、○戴持而は、たふさ重ゝして、持つ也、戴ノ字、本に載に誤、今改ツ、○御命ヲ衆、本には乎ノ字なし、今は一本に依れり、

第十五詔

同年十一月辛卯朔己酉、八幡大神託宣向京、甲寅、遣参議従四位上石川朝臣年足、侍従従五位下藤原朝臣魚名等、以為迎神使、路次諸国、差発兵士一百人以上、前後駆除、又所歴之国、禁断殺生、其従人供給、不用酒宍、道路清掃、不令汚穢、十二月戊寅、遣五位十人、散位二十人、六衛府舎人各二十人、迎神於平群郡、是日入京、即於宮南梨原宮、造新殿以為神宮、請僧四十口、悔過七日、ミ有て、と 同月丁亥、大神ノ禰宜、尼大神朝臣杜女【其輿紫色、一同乗輿】拝東大寺、天皇太上天皇太后、同亦行幸、是日、百官及諸氏人等、咸会於寺、請僧五千、礼仏読経、作大唐渤海呉楽、五節田儛久米儛、因奉大神一品、比咩神二品、左大臣橘宿禰諸兄、奉詔白神曰、ミ此詔あり、八幡ノ大神は、豊前ノ国宇佐ノ大神也、託宣は、京に上り給はむとの託宣也、此詔の中に見えたる託宣のことにはあらず、大神ノ禰宜は、此八幡ノ大神の禰宜也、尼大神ノ朝臣杜女は、本に神ノ字を脱せるを、今は一本に依て補り、尼ノ字、本に尼に誤れり、こは詔の次の文に、尼杜女とあるに依て、今改めつ、尼にして禰宜に仕奉らむとは、かけても有まじきわざなれども、此御世のこれは、さるたぐひのまがこと、めづらしからず、此杜女は、これよりさき十一月朔、禰

大神ノ禰宜、外從五位下、大神社女、主神司從八位下、大神ノ田麻呂二人に、大神朝臣ノ姓を賜ふ、とあり、さて社女は、モリメと訓べし、廿七の卷に、毛理賣と書れたり、白神は、八幡大神に白す也、神の上に、大ノ字脱たる歟、さて上件の文を思ふに、此日、此大神をも東大寺に、幸さしめ奉り給へりけむを、此宣命は、紀の文にもれたり、

天皇我御命爾坐申賜止申久、去辰年河內國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天則朕毛欲奉造止思登毛得不爲之間爾豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神〔爾申賜閉止〕勅久、神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉事立不有銅湯乎水止成我身遠草木土爾交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴禮波歡美貴美奈毛念食須然猶止事不得爲天恐家禮登毛御冠獻事乎恐美恐美毛申賜久止申、

申賜ト申ス、すべて神に白し給ふ詔は、愼みて、申スと詔玉ふ也、さて此詔は、太上天皇の詔也、○去辰ノ年は、天平十二年也、○大縣郡は、和名抄、河內ノ國の郡名に、大縣ハ於保加多、○智識寺、天平勝寶元年十月、行幸河內國智識寺、同八歲二月戊申、行幸難波、是日至河內國、御智識寺南行宮云々、天平神護元年閏十月、捨弓削寺食封二百戶、智識寺五十戶、など見ゆ、又三代實錄に、貞觀八年閏三月、以河內守從五位下菅野朝臣豐持、爲修理

智識寺佛像ノ別當ト○禮奉ト、禮は、ヰヤガミと訓べし、佛書には、拜むことを、禮拜頂禮などいふ故に、此字を書る也、さてかの辰ノ年には、智識寺に幸の事は、紀に見えざれども、其年二月に、難波ノ宮に幸の事見えたれば、その路次に、幸ししなるべし、かの勝寶八歳に、難波に幸の度も、此寺に幸しゝこと、上に引る文の如くなれば也、○欲奉造、欲ノ字は、字書に、將也と注したる意にて用ひたり、其例は、五十九詔に、欲禮讀經所念、又三代實錄廿九に、應令作欲奉、思たまへ有、此字をば、必ホリスとのみ訓むとゝ心得たるは、ひがこと也、○思ヘは、思ひしかどもといふべきが早くなれども、次の不得の之までつゞけて、思ひしかどもの意となるなり、さて上の則は、其時に即速に、造り奉らむと思召しゝ意也、こは禮奉ての次にいふべかりしを、忘れてこゝにはいへる也、○豐前は國ノ字あれば音にも讀べけれども猶古言に訓べし、和名抄に豐前ノ止與久邇乃美知乃久知○廣幡ノ八幡ノ大神は、神名帳に、豐前ノ國宇佐ノ郡、八幡大菩薩宇佐ノ宮【名神大】と有、そもそも此聖武天皇孝謙天皇の御世には、さばかりいみじく佛を尊み給ひて、神をも、佛の奴のごとおぼせしが如くなれども、なほ此大神を、大菩薩と申せるとは、なかりしとおぼしくて、此紀には見えたるとなきを、いつの御世よりかは、さるまがまがしき御號は、負せ奉り給ひけむ、いといとゆゝしき御事なり、さて此大神を、廣幡の八幡と申すは、いとめでたくみやびたる御號なるに、後には、此御號はかくれて、世にしれる人もなく、又八幡と申すをも、たゞ字音にのみ唱へ奉りて、やはたといふは、たゞ此大神を祭れる社のある地ノ名にのみ、こゝかしこにのこれる、それはた皆、はを音便にまかせて、和と唱ふると、本稱なるの如く、これは幡にまれも清音なれば、はをも正しく、廣幡の如く唱へ奉りて、さてかのまがまがしき號をやめて、古のごとく、廣幡のやはたの大神とこそ、正しく申し奉らまほしきわざなれかし、○申賜ヘ、此五字、こゝにはいらにかなはず、文の亂れたる物と見えたり、かく有ては、上よりのつゞきも聞えず、次の神我にもかなはず、又申賜ヘといはゞ、其下も必申ト云有べき例なるに、唯トとあるは、

申スと勅とにしたがひて、語とゝのはず、さればこゝは、此五字を除きて、八幡ノ大神ノ勅々とつゞけば、ことゝもなく聞ゆる也、故レ今は然定めて訓つ、但し猶いはゞ、豐前國云々といふとは、はじめにこそ有べきに、初メにはなくして、こゝにあるは、穩ならず、卽チ其大神に對ひて、申給ふ御言には、よそげに聞ゆる也、故レもろ〳〵の祝詞、又他書どもに見えたる、此類の詔ごもの例に依て、今こゝろみにいはゞ、天皇我御命爾坐、豐前國宇佐郡爾坐、廣幡乃八幡大神爾申賜閉止申久、去辰年云々、得不爲之間爾、大神乃勅久、神我云々、とあるべき文也、○神我は、天皇が朕と詔玉ふと同じことに、神の御みづからの御事を、かくのたまふ也、天平勝寶七年三月、八幡ノ大神ノ託宣ニ曰ク、神吾不レ願下矯託二神命一云々、○必成奉スは天皇の造リ玉ふ大佛像を、必ス成就せしめ奉む也、○事立不レ有ニは、第三詔の下にいへるが如し、但しこゝは、異なるともなしといふ意に聞ゆ、○銅湯キ云々は、本文など有賊、そはいまだ考へざれども、意は聞えたり、銅をとらかしわかしたる湯は、殊に熱きのすぐれたる物なるを、それをも忽チに、冷水になさむといへるにて、いかに難き事なりとも、たやすく成し得むとのたとへ也、○我身遠云々は、いかなる艱難をしてなりとものの意也、交は、草木土と等くなす也、交の下に、毛ノ字脫たるか、なくても其意とは聞ゆる也、○障事無久は、たゞ次の成さむへ係りたるのみ也、上をうけたる言にはあらず、○勅賜奈我良は、かく勅諭し給へるまゝに也、○成奈志奈波は、大佛像成就せしをいふ、○歡は、ウレシミと訓べし、凡てよろこぶとうれしとは、一つ事なるを、たゞいひざまのかはれるのみ也、其ノ差は、うれしとは、よろこぶ心を、たゞにいふ言、よろこぶとは、うれしく思ふよしをいふ言也、○念食須、須ノ字、本に流に誤レル、今改ム、○然は、佐弖と訓べし、佐は、志加の切りたる言にて、佐弖は、然して然ありてといふ意也、此外然を佐といふ類、常に多し、そも〳〵佐弖といふ言は、古言めかざるが如くなれども、奈良のころより有けむかし、此紀の詔どもに、然ノ字多くある中に、佐弖と訓マむより外は、訓べきやうなきぞ多かる、○猶は、字は借字にて、猶也、此言の事、第八詔にいへ

り、なほやむは、たゞに止也、廿五詔にも、猶在ナホアラ不ズ止、止事不ㇾ得と見ゆ、○恐ミ恐ミモとは、此大神は、なべての神
社とは異にして、天皇祖の御靈に坐すが故也、故ㇾ獻り給ふ御冠も、一位にはあらで、一品也、○御冠獻は、はじめに引
る文に見えたるがごとし、○恐美恐美毛、上の美ノ字、本に毛に誤、今改、又類聚國史に、美ノ字二つともに、毛と作るは、
正しからず、○此詔につゞきて、尼杜女授ニ從四位下一、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、施ニ東大寺封四千戶、奴百人、婢
百人一、又預ル造ル東大寺一人、隨ㇾ勞叙ㇾ位、有ㇾ差と有り、そこ／＼此詔の、有ける事のよしを考るに、まづ天平二十年八月、
八幡ノ大神ノ祝部、從八位上、大神ノ宅女、從八位上、大神ノ杜女、並授ニ外從五位下一と見え、今年十一月朔に、大神ノ朝
臣ノ姓を賜へるなど有、此詔に見えたる託宣を奏せし故の賞なるべし、然るに天平勝寶六年十一月甲申、藥師寺ノ僧行信、
與ニ八幡神宮主神大神ノ多麻呂等一、同ㇾ意厭魅、下シテ所司ニ推勘スルニ、罪合ニ遠流一、於是云々、因ニ行信ヲ配ス下野藥師寺ニ、丁亥、從
四位下大神ノ朝臣杜女、外從五位下大神ノ朝臣多麻呂、並ニ除名、從ニ本姓ニ、杜女ヲハ配ス於日向國ニ、多麻呂ヲハ於多褹嶋ニ、因テ更ニ
擇ニ他人ヲ、補ス神宮禰宜祝ニ、其封戶位田、幷ニ雜物一事已上、令ム大宰ニ撿知セ焉、さて天平神護二年十月、授ニ無位大神ノ朝
臣田麻呂、外從五位下一、爲ニ豐後員外掾一、田麻呂者、本是レ八幡大神宮ノ【この間に、主神也叙の四字有しを、脫たるなる
べし、】禰宜大神ノ朝臣杜女ガ之時、授ニ五位一、任ニ神宮司ニ一、及ニ杜女厭魅事覺ルニ、俱ニ遷サル日向ニ、至テ是ニ復ニ本姓ニとあるを見れ
ば、かの厭魅の事、田麻呂は緣ナキナにて、たゞ行信と杜女がしわざにぞ有ける、かゝれば杜女は、いさゝか穢キタナき心有し也け
り、これによりて思へば、此詔に見えたる、八幡ノ大神の託宣も、又京に向はむと有し託宣も、共に此杜女が、詐イツハリ造り
しことにぞ有けらし、なほ又尼にして禰宜になれりしも例の託宣などにこそありけめ、すべて此ころの御世には、かの
行基僧正、伊勢ノ大御神の託宣を僞り造りて、朝廷を諂欺奉りて、よからぬ行ひたりしたぐひの事多かりしぞかし、あな
かしこ、

第十六詔

二十の卷に、天平寶字元年六月甲辰、先是去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫ノ時、左大臣橘ノ朝臣諸兄ノ祗承人、佐味ノ宮守告テ云ク、大臣飲酒之庭ニ、言辭无禮、稍有反狀云々、天皇優容不咎、大臣知之、後歲致仕、既而勅召越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂、問下識此語耶上、美濃麻呂言曰、臣未曾聞、但慮佐伯全成應知、於是將勘問全成、大后慇懃固請、由是事遂寢焉、語具田村記、至是從四位上山背王、復告下橘奈良麻呂備兵器謀圍田村宮、正四位下大伴ノ宿禰古麻呂、亦知中其情上、秋七月戊申、詔曰くて、此詔あり、戊申は二日也、橘ノ諸兄ノ大臣は、大后の異父同母の御兄なるが故に、固ク請ひ玉ひて、勘ヘ問フ事寢て有し也、奈良麻呂は、諸兄公の第一男にて、母は藤原氏、不比等ノ大臣の女、從三位多比能なり、天平十二年五月、天皇幸右大臣相樂別業、宴飲酣暢、授大臣男无位奈良麻呂從五位下、天平勝寶元年七月、爲參議、寶字元年六月、爲左大辨、この時位は、正四位下也、大伴ノ古麻呂は、父祖いまだ考へ得ず、天平十七年正月、從五位下、勝寶二年、遣唐副使、そのゝち官、左大辨、陸奧鎭守將軍、陸奧ノ國ノ按察使、位、正四位下に至る、此度謀反の事によりて、拷問せられて、みまかれり、万葉四又十九に、胡麻呂とある、此人也、

今宣久、頃者王等臣等乃中爾無禮久逆在流人止母在而計家良久、大宮乎將圍止云而私兵備布止聞看而加遍須加遍須所念誰奴加朕朝乎背而然爲流人乃一人母在將止所念波隨法不治賜、雖然一事乎數人重奏賜倍波可問賜物爾夜波將在止所念止母茲

政者行(布仁)安爲(良)此事者天下難事(爾)在者狂迷(遍流)頑(奈留)奴心
(乎)慈悟(志)正賜(倍伎)物在(止)所念看(波奈母)如此宣(布)此狀悟而人(乃)
見可咎事和射(奈止奈)如此宣大命(爾)不從將在人(波)朕一人極而
慈賜(止毋)國法不得已成(奈年)己家家己門門祖名不失勤仕奉(禮止)宣
天皇大命(乎)衆聞食(止)宣

今宣(ニ)、ははじめにかへる例、廿二詔、卅六詔、卅八詔、四十詔、四十一詔、四十六詔、四十七詔など也、又はじめか
ら宣命には、五十七詔に有、○無禮(ハ)、古事記景行ノ段に、不伏无禮人等、又顯宗ノ段にも見え、他の書にも多かり、多く
は、朝廷を恐奉らず、あしきわざをするをいへり、皇極紀に、蘇我ノ臣、專(ニ)擅(ニシ)國政(ヲ)、多(ク)行(フ)無禮(ヲ)、とあるがごとし、又
不敬無禮などをも、ヰヤナシと訓り、万葉十二には、無禮を、ナメシと訓たれども、廿九詔に、无禮(ク)不從、在(ル)奴、在
とあれば、さは訓べからず、○逆在(ル)、これも朝廷に背き奉るをいへり、十九詔に、悪(シ)逆(ニ)在(ル)奴、廿八詔に、逆(ニ)穢(キ)
奴など有、○計(ル)、家ノ字、本に奈に誤れり、今例に依て改、此詔又四十三詔に、謀(ル)とこそ有、○大宮は、皇宮也、こゝは當
時の御在所、田村ノ宮をいへり、上文に、將レ圍(ム)田村ノ宮(ヲ)とある是也、いにし五月、天皇移(リ)御(ス)田村ノ宮(ニ)、爲(ニ)改(メ)修(セムガ)大宮(ヲ)也
とあり、田村は、奈良の内なる地ノ名にて、此宮は、藤原仲麻呂の家也、これより先にも、勝寶四年四月にも、御(シテ)大納
言藤原朝臣仲麻呂田村第(ニ)、以爲(ス)御在所(ト)、といふこと有き、○圍は、加久牟といふぞ古言なる、仁徳紀皇后(ノ)御歌に、箇句
謨、万葉廿に、可久(ム)などあり、○如此(ノ)詔(ヲ)云々は、いく度も、うちかへしく、さまぐと思ひ見まくこも也、○

誰奴には、多禮志乃夜都古加と訓べし、万葉十一に、誰之能人毛と有、又孰云人毛ともあり、續後紀哥には、誰例夜誰比等毋ともあり、卅一詔に、誰人か、とあるは、朝廷を背き奉る者は、かけてもあるべきことにあらずとして、つよく詔玉へる御言也、○随法云々は、法のまゝに勘へ問て、罪ひ玉ふべきなれども、さる逆なる事は、かけても有べきにあらず、實にては有まじとおもほす故に、勘へ問ひ玉ふことなしと也、○一事は、同じ事を也、○可闇昂、闇ノ字は、闇を誤れるなるべし、佐志於伎と訓べし、さるは闇ノ字に、その義はなけれども、皇國にては、然用ひならへり、食物を置く所を、闇といふをあれば、置くといふ意より、借り用ひたるにや、これも後ノ世のことめきたれども、三代實錄四十七に、權僧正遍照、辭職上表勅答に、自今闇、勿傷朕懐と有、なほこれより古くも有しやうにおぼゆれども、さだかにおぼえず、○茲者、茲ノ字は、慈を誤れるなるべし、次なる慈悟の慈をも、茲に誤れり、茲政にては、次なる此事者とかけ合ず、○行布爾安爲弖とは、人を慈むわざは、人の歡ぶことなれば、たとひ誤りても、害なければ、行ひ易きよし也、○此事者は、謀反の人を罸ふ事也、○難事は、上の安爲弖の反にて、大事といはむがごとし、○狂迷、狂は、多夫禮と訓べし、十九詔に、惡逆在奴、久奈多夫禮麻度比、奈良麻呂古麻呂、万葉十七に、多夫禮多流、之許都於吉奈乃などと見ゆ、齊明紀に、狂心、三代實錄十三の詔に、若狂人乃國家乎亡止謀留事などあり、謀反する者を、狂といふ也、迷も同じ、すべて朝廷を傾奉むと謀るは、正しき現心にはあらず、狂れ惑へるものとする也、○頑奴、四十五詔に、頑無禮心乎念弖、横乃謀乎構と有、皇極紀に愚癡、天智紀に癡奴などと見ゆ、奴といふも、謀反する人を、惡み賤しめていへる也、右に引る十九詔の詞、又廿八詔にも、逆仁穢岐奴仲麻呂と有、○慈悟志は、かへりてあはれみおぼしめして、諭し正して、直さしめむ物ぞと也、慈ノ字、印本、茲に誤、今は一本に依、○如此宣とは、上に、云々随法不治賜、と詔玉へるを也、○此狀悟而は、上件の趣をよく、心得て也、此狀は、カクノサマと訓べきを、第一詔の處に

いへるが如し、○人乃見可咎事和射、卅五詔に、無禮之見咎不知奈止か有、事も和射も一つ也、五十六詔に、犯
見在事和射とある行も、こゝにならひて、和射と訓べし、古今集ノ序に、人の世にある、ことわざしげき物なれば、
とあるも同じ、奈世曾は、勿爲也、○極而は、至りて深くにて、いかばかりめぐみおぼしめすとも、といはむがごとし、

第十七詔

上件の詔につゞきて、詔曰、更召二入右大臣以下群臣一、皇太后詔曰とあり、皇太后は、天皇の大御母命、光明皇后也、

汝多知諸者吾近姪奈利、又豎子卿等者天皇大命以汝多知乎召而屢詔岐、朕後乃大后尓能仕奉利助奉禮止詔伎、又大伴佐伯宿禰等波、自遠天皇御世內乃兵止爲而仕奉來、又大伴宿禰等波吾族尓母在、諸同心尓爲而皇朝乎助仕奉牟時尓、如是醜事者聞曳牟、汝多知乃不能尓依弖志如是在良志、諸以明清心皇朝乎助仕奉禮止宣、

豎子は、[illegible]といふ豎字は、古くよみたれども、[illegible]といふこと有、さてこゝは、豎とあるを、[illegible]に、近しく[illegible]
る職なり、[illegible]る人々を、[illegible]、[illegible]と同じ也、此時、右大臣豐成公、紫微内相仲麻呂、共に武智麿公の子也、中

納言永手卿も、房前公の子なれば、皆此大后の御甥たちなり、又その外にも御甥のつらなる人々、諸臣の中に多ければ、かく詔玉ふ也、○王子卿、王ノ字本に脱たるを、今改む、からぶみ周禮に、内豎といふ官名有て、注に、豎未冠者之官名とあり、故レ皇朝にても、童にて仕奉る人を、豎子といひて、ツラハと訓り、安閑紀に僮豎(シモベツラハ)などゝ有リ、和名抄に、内豎ニ古人、俗云チヒサワラハ、知比佐和良波ト有リ、本に、豎を監に、和を利に誤れり、万葉二十に、二年春正月三日、召ニ侍從豎子王臣等ヲ令レ侍ニ於内裏之東屋垣下ニ即賜ニ玉箒ヲ肆宴云々などゝ見ゆ、大御許近く仕奉る者也、卿とは、郎子豎子を詔玉へる也、良家(ウマヒト)の子弟(コドモ)もあれば也、さるは此豎子といふものは、必しも童子のみにはあらず、成長(ヒトトナリ)たる人の、なほ童の形にて仕奉るもある歟、はた大御前近く仕奉る人々を、豎子になずらへて、豎子卿(ツラハマヘツキミ)といふにもあるべし、○天皇、これは聖武天皇を申給ふ也、○汝等ラ、これは豎子卿等をさして詔玉ふ也、○詔ヘルは、先キに聖武天皇の詔玉ひしよし也、○朕後ニは、崩坐シなむ後に也、○大后とは、其時の御言のまゝにて、皇后のよし也、古へは皇后を大后と申せしと、上にいへるが如し、奈良の御世のころまでも、口語には、皇后を大后と申せしなり、御母后を申す、漢文ざまの太后にはあらず、字も大也、太にはあらず、さてこは、皇太后御みづからの御事也、○詔ノ、これまで、聖武天皇の、豎子卿等に詔玉ひしよし也、○吾族(ヤカラ)在リ、卅四の巻に、大和ノ守從三位大伴ノ宿禰古慈斐薨、こゝに傳有て、贈太政大臣藤原ノ朝臣不比等、以ニ女妻レ之、と見えたれば、此御族なるべし、此外にも御縁(ユカリ)あるか、そはいまだ考へ得ず、さて此古慈斐ノ卿も、此度事にかゝりて、土左守たりしを、任國に流されたりき、○諸同心爲而は、大伴佐伯の氏人諸(モロモロ)、一ッに心を合せてなり、○助仕奉ニ時ニは、諸(モロモロ)同心にして、助仕奉むには然る時にはの意也、○醜事は、謀反をいふ、○聞ニ宜、此下に、然るにかゝる醜事の聞えあるは、こいふ語を添へて心得べし、○汝等ニとは、大伴佐伯の氏人等也、○不ニ能ニ依テとは、此氏人の中に、醜事の聞ゆるは、同氏の人々もみな〳〵、心を一ッに合さず、わろきに依てぞこ也、此度大伴ノ古麻呂の、謀反せしによりて、かく詔玉ふ也、な

は古麻呂の外にも、大伴佐伯氏の人々、此謀反にくみせし、これかれ下文に見えたり、○宣、此詔は、皇太后の詔なるが故に、はじめの詞のさま、他詔とは異にして、此宣は、太后の詔旨ふよし也、故ノリタマフと訓べし、次の詔も然也、

第十八詔

上件の詔につゞきて、是日夕、中衛舍人從八位上、上道臣斐太都、告内相云、今日未時、備前國前守小野東人、喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相、汝能從乎、斐太都問云、王臣者、爲誰等耶、東人答云、黄文王、安宿王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂、徒衆甚多、斐太都又問云、衆所謀者、將若爲耶、東人答云、所謀有二、一者、駈率精兵、圍田村宮、二者、陸奧將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃關、詐稱病、請欲相見一二親情、蒙官聽許、仍即塞關、斐太都良久答云、不敢違命、先是去六月、右大辨巨勢朝臣堺麻呂密奏、爲問藥方、詣荅本忠節宅、忠節因語云、大伴古麻呂、告小野東人云、有人欲劫内相、汝從乎、東人答云、從命、忠節聞斯語、以告右大臣、大臣答云、大納言年少也、吾加教誨、宜莫殺之、是日、内相藤原朝臣仲麻呂、具奏其状、閉内外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、率兵追捕小野東人荅本忠節等、並捉獲、禁著左衛士府、又遣兵圍道祖王於右京宅、己酉、勅右大臣藤原朝臣豊成、中納言藤原朝臣永手等八人、就左衛士府、勘問東人等、東人[illegible]之、同日夕、内相仲麻呂、侍御在所、召鹽燒王、安宿王、黄文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂五人、傳太后詔宣曰云々とあり、

鹽燒等五人乎人告謀反汝等爲吾近人一毛吾乎可怨事者不所念汝等乎皇朝者已太久高治賜乎何乎怨志岐所止志旦加然將爲不有加止奈毛所念是以汝等罪者免賜今往前然莫爲止宣

五人は、上に引る文に出たる五人也、此内奈良麻呂古麻呂の事は、既に十六詔の處にいへり、三人の王の事は、十九詔に四王とある所にいふべし、○謀反は、古書どもに、ミカドカタブケムトスと訓り、○吾近人とは、吾が近き族の人也、鹽燒ノ王は、其室不破ノ内親王にて、聖武天皇の御女也、此御ゆかり歟、又藤原氏にも緣あるか、そはいまだ考へず、安宿ノ王黃文ノ王は、其母、不比等公の女なれば、御甥也、奈良麻呂も御甥なるを、上にいへるがごとし、古麻呂は、いかなる御族にか、いまだ考へず、古慈斐卿につきたる御族歟、もし古慈斐卿の兄弟かと思へど、万葉四に、旅人卿の姪のよし見えたれば、然にはあらじ、又五人の内、此人一人は、御族ならずとも有りなむ、○一毛は、一事も也、もし一人もの人ノ字の脫たるかと思へど、然にはあらじ、○不所念、こゝはオモホエズと訓べし、俗言に、おぼえぬといふにあたれり、近き人々なれば、殊にめぐみ給へば、怨みられむ事は、さらにおぼえずと也、○已々太久は、第七詔に、許貴太斯伎とあると、同言にて、彼處にいへるが如し、いかばかりかといはむか如し、○然將爲は、然る醜事はせむ也、○不有加止奈毛とは、謀反すと、人は告つれども、よもさる事は有べきにあらざれば、然にはあらじかと思召すと也、○罪者免賜、それとはなけれど、太后の御族なるによりて、まづ免されたる也、○今往前は、今より後也、廿詔に、自レ今往前、卅二詔に、今由久前、卅五詔に、從レ今往前、○然莫爲は、然る醜事するとなかれ也、○此詔の次に、詔訖、五人退出、南門外、稽首謝レ恩とあり、

第十九詔

同月庚戌、詔遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等、欵云、毎事實也、無異斐太都語、去六月中、期會謀事三度、始於奈良麻呂家、次於圖書藏邊庭、後於太政官院庭、其衆者、安宿王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂、多治比犢養、多治比禮麻呂、大伴池主、多治比鷹主、大伴兄人、自餘衆者、闇裏不見其面、庭中禮拜天地四方、共飲鹽汁、誓曰、將以七月二日闇頭發兵、圍內相宅殺刧、即圍大殿、退皇太子、次傾皇太后宮而取鈴璽、即召右大臣、將使號令、然後廢帝、簡四王中、立以爲君、於是追被告人等、隨來悉禁着、各置別處、一一勘問、始問安宿、欵云、云々、又問黃文奈良麻呂古麻呂多治比犢養等、辭雖頗異、略皆大同、勅使又問奈良麻呂云、逆謀縁何而起、欵云、內相行政、甚多無道、故先發兵、請得其人、後將陳狀、又問云々、於是奈良麻呂辭屈而服、又問佐伯古比奈、欵云、云々、於是一皆下獄、又分遣諸衛、掩捕逆黨、更遣出雲守從三位百濟王敬福、太宰帥正四位下船王等五人、率諸衛人等、防衛獄囚、拷掠窮問、黃文【改名多夫禮】道祖【改名麻度比】大伴古麻呂多治比犢養小野東人賀茂角足【改姓乃呂志】等、並杖下死、安宿王及妻子、配流佐渡、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古慈斐二人、並便流任國、其與黨人、或死獄中、自外悉依法配流、云々、又勅陸奧國、令勘問守佐伯全成、欵云、去天平十七年、先帝陛下行幸難波、寢膳乖宜、于時奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安、殆至大漸、然猶無立皇嗣、恐有變乎、願率多治比國人多治比犢養小野東人、立黃文而爲君、以答百姓之望、大伴佐伯之族、隨於此擧、前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎實多、縁是議謀、事可必成、相隨以否、全成答曰、云々、又去年四月、全成進金入京、是時奈良麻呂云、願與汝欲相見古麻呂、共至辨官曹司、相見語話良久、奈

麻呂云、聖躰乖レ宜、多住二歳序一、闕二看消息一、不レ過二一日一、今天下亂、人心無レ定、若有二他氏立レ王者一、吾族徒將二滅亡一、願率二大伴佐伯宿禰一、立二黄文一而爲レ君、以先二他氏一、爲二万世基一、古麻呂曰云々、全成曰云々、言畢歸去、奈良麻呂古麻呂、便留二彼曹一、不レ聞二後語一、勘問畢而自經こ見えたる、此七月は、朔丁未にて、十六詔十七詔は、戊申ノ日なれば二日也、十八詔は、己酉の日なれば、三日也、かくて此庚戌は、四日なれば、件の太后の、五人の人々の罪を免し給へる詔の、翌日なるに、忽チ變りて、更に又件の人々を、勘へ問はれしは、小野ノ東人の欵せるところ、明らかにして、疑ひなければ、かの五人も、猶ゆるしがたき趣になれるにやあらむ、並二杖下一死こは、痛ク搒掠窮問せられて、件の六人は、命え堪すなりぬる也、杖を以て打て、せめ問フ事なるが故に、杖下こはいへり、さて奈良麻呂は、いかにならtれけむ、其終リの見えざるは、漏たる歟、はたよし有て、記されざる歟、いふかし、公卿補任に、天平勝寶九年七月二日、謀反伏誅、【或説遠流者如何、】こ有、まとに配流こはおぼえず、續後紀に、承和十年八月、詔曰、无位橘ノ朝臣奈良麻呂、倚伏難レ測、既禍二夜臺一、悼二福祿之不一レ長、悲二忠貞之未一レ遂、宜下寛二典式一、賁中幽壤上、可レ贈二從三位一、同十四年十月、詔曰、大納言從三位橘ノ朝臣奈良麻呂、更贈二太政大臣正一位一、崇二帝戚一也こ見ゆ、これは、天皇【仁明】の大御母橘ノ太后は、此奈良麻呂公の男、贈太政大臣清友公の女におはしまして、奈良麻呂公は、天皇の御外曾祖父なりしが故に、かくのごし、悲二忠貞之未一レ遂こは、此度の謀反は、内相仲麻呂がほしきまゝなるを、憤りてのしわざなりしに、其事遂ざりしを、悲しみ玉ふよし也、さて同月甲寅云々、勅曰、比者頑奴潜圖二反逆一云々、又勅曰云々、乙卯、遣二中納言藤原朝臣永手、左衛士督坂上忌寸犬養等一、就二右大臣藤原朝臣豐成第一、宣レ勅曰、汝男乙繩、關二兇逆之事一、宜二禁進一者、即加二肱禁一、寄二勅使一進、戊午云々、勅曰、右大臣豐成者、事レ君不忠、爲レ臣不義、私附二賊黨一、潛忌二内相一、知レ搆二大亂一、無二敢奏上一、及二事發覺一、亦不二肯究一、若怠延レ日、殆滅二天宗一、嗚乎宰輔之任、豈合レ如レ此、宜下停二右大臣任一、左中降太宰員外帥上、是日、御二

南院ニ追集、諸司、並京畿内百姓、村長以上ニ、而詔曰とあり、

明神大八洲所知倭根子天皇大命良麻止宣大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞宣高天原神積坐須皇親神魯岐神魯彌命乃定賜來流天日嗣高御座次乎加蘇毘奪將盜止爲而惡逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊逆黨乎伊射奈比率而先內相家乎圍而其乎殺而即大殿乎圍而皇太子乎退而次者皇太后朝乎傾鈴印契乎取而召右大臣而天下爾號令使爲乎然後廢帝四王之中乎簡而爲君乎止謀而六月二十九日乃夜入太政官坊而飲鹽汁而誓禮天地四方而七月二日發兵乎止謀定而二日未時小野東人喚中衛舍人備前國上道郡人上道朝臣斐太都而誂云久此事倶佐西止伊射奈布依而倶佐西乎止事者許而其日亥時具奏賜都由此勘問賜爾每事實止申

而皆罪爾伏奴是以勘法爾皆當死罪如此雖在慈賜止爲而一等輕賜而姓名易而遠流罪爾治賜都此誠天地神乃慈賜比護賜比挂畏開闢已來御宇天皇大御靈多知乃穢奴等乎伎良比賜弃賜布爾依弖又盧舍那如來觀世音菩薩護法梵王帝釋四大天王乃不可思議威神之力爾依弖志此逆在惡奴等者顯出而悉罪爾伏奴良志止奈母神奈賀良毛所念行須止宣天皇大命乎衆聞食宣事別宣久久奈多夫禮良爾所詿誤百姓波京土履乎事穢彌出羽國小勝村乃柵戸爾移賜久止宣天皇大命乎衆聞食宣

宇賜來流、天照大御神高御産巢日ノ命の命以て、豐葦原ノ中國は、吾ガ御孫ノ命のしらさむ國也と、事依し給へる、これ天津日嗣を定め給へる也、來流は、祁流と訓べし、これは辭也、來るにはあらず、○次は、第一詔に、天皇ガ御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八嶋國將知次止云々、とあるに同じ、○加蘇比は、掠と同言也、廿八詔に、皇ノ位乎掠天とあるも、こゝに效て、カソヒテと訓べし、繼體紀に、掠とあるも、同言と聞ゆ、但しかれは、人を捕をいへるなれど、とる意は一ッ也、又持統紀に、偽兵とある訓は、いかなる言か、いまだ考へず、○悪逆在は、キタナクサカシマナルと訓べし、下の文に、穢奴、

また逆在悪奴、廿八詔に、逆在穢奴、四十三詔に、岐多奈久悪奴、などある例どもを合せて、訓を定むべし、さてさかしまはさかさま也、よこしまよこさま同じきが如し、さまとしまと通へること、十三詔、加久野賀とある處にいへるがごとし、天武紀に、近江ノ群臣、元有謀心、必害天下、○久奈多夫禮麻度比、久奈は、かたくなの、くなにて、即チ頑の意也、多夫禮は、狂にて、十六詔にいへるがごとし、合せ考ふべし、さてこゝは、久奈多夫禮も、麻度比も、體言にて、頑狂たる人、惑へる人といふ意也此上に引たる文に、黄文ノ王の名を多夫禮、道祖ノ王の名を麻度比とつけられたるも、此意也、○等伊、伊ノ字、印本に作に誤る、今は一本に依、○逆黨、黨はトモガラと訓べし、書紀に、逆黨黨類屬類など、皆然訓り、○大殿は、皇太子の坐ス宮なるべし、○皇太子は、大炊ノ王也、今年【天平寶字元年】四月辛巳云々、迎大炊王、立為皇太子と見ゆ、後に廢られ給へる帝也、○皇太后は、於保美於夜と訓べし、天皇の大御祖命を、おほみおやと申奉ると、第五詔の下に、委くいへり、考ふべし、かの皇太夫人を、語には大御祖と申せとあれば、其皇太后をも、然申奉るべきこと、准へて知べし、皇太后皇太夫人など別つは、漢文のうへのことにこそあれ、常の語には、其に大御祖とぞ申けむ、かの皇極天皇は、天皇に坐ますら、皇祖母尊と申せしをや、○鈴は、驛ノ鈴なり、○印は、天武紀にオシテと訓り、押手の意也、古へは、印といふ物はなくて、みな手掌を押て、信とせる、それやがて印の[illegible]し[illegible]る也、今の世に、手形といふ名の殘れるも、此よし也、さて公式令に、内印方三寸、五位以上位記、及下諸國公文則印、外印方二寸半、六位以下ノ位記、及太政官ノ文案則印、諸司ノ印云々、諸國ノ印云々、職員令、太政官少納言の掌に、掌奏宣小事、請進鈴印傳符、進付飛驛函鈴、兼監官印、また公式令に、凡給驛傳馬、皆依鈴傳符剋數云々、○契は、孝德紀に、シルシと訓り、同紀に、大化二年正月、宣改新之詔曰云々、其二曰、初云々、造鈴契云々、凡諸國及關給鈴契云々と見ゆ、鈴契、此時よりぞ始まりけむ、但し驛ノ鈴の事は、はやく顯宗天皇の大御歌にも見えた

り、公式令に、三關國、各給二關契二枚一義解に、謂其作レ契之形制者、須レ有二別式一、また同令に、凡車駕巡幸、京師留守官給二鈴契一など有、江家次第、固關使儀に、云々木契三枚、【長サ三寸方一寸】函三合、其上木工寮削木作、進二之內記一、云々、大臣執レ筆、各書二木契一面一云、賜二伊勢國一、賜二近江國一、賜二美濃國一、書畢、即給二內記一、令レ割レ之、內記各自二字中央一割レ之、惣六片、如レ故相合、進二之於上卿一云々、なほ委し、此事貞觀儀式にも見えたり、さてこは、その二ッに割たる一片をば、まづ其國司に給ひ、一片を固關使に給ひて、其國に到りて、相合せてしるしとする物にて、俗にいはゆる割符也、契の事、まづ件の如くなれども、なほ疑はしきふし有、そは事長ければ、こゝにははぶきぬ、さて又後世に、內侍所に、御寶物として安置るゝ、大刀契といふ物あり、そはたゞ大刀にして、契にはあらず、此物の事、大刀と契とは別也とも、一ッなりともいひて、さま〴〵説有て、さだかならざれども、今思ふに、なほ一物也、禁秘御抄に、節刀可レ任二此外一と記させ給へれども、これ卽チ節刀にて、節刀といふは、出征に給ふ時の名にて、そを常には、大刀契といふなるべし、これその信として給ふ物なるが故に、大刀なれども、契とはいふならむ、されば いづれの記にも、たゞ刀の事のみ見えて、別に契といふ物の事は、見えたることなし、これ別物にあらざるが故也、此大刀契の事は、たゞついでにいへる也、○取而は、奪取也、此物どもとらむとはかるは、もろ〳〵の號令を出すに、信なくてはかなはざる故也、○右大臣は、藤原ノ豐成公也、○號令使爲ヵは、ノリコトセシメムと訓べし、天武紀に、命二高市皇子一號二令軍衆一、○帝は、美加度と訓べし、此字は、昔より世にも然訓来れり、上にいへるごとく、直に天皇を、朝廷と申せし事、これかれ見えたり、○廢は、志叙氣氐と訓べし、○四王は、鹽燒ノ王、道祖ノ王、安宿ノ王、黄文ノ王なり、鹽燒ノ王は、天武天皇の御孫、新田部ノ親王の御子なり、道祖ノ王の兄のよし、廿八詔に見ゆ、聖武天皇の御女、不破ノ內親王を室とせられたり、天平五年三月に、无位より、從四位下に叙、其後官、中務卿大藏卿などを經、天平寶字元年八月に、氷上眞人と

姓を賜、同二年八月、從三位に叙し、同六年十二月、中納言に任、同八年九月、惠美ノ押勝謀反の時、近江ノ國にして、此ノ人を僞て立て、今帝とす、同月十八日、湖ノ邊にして、押勝と共に斬殺されぬ、道祖王は、鹽燒ノ王の弟也、天平九年九月、无位より從四位下に叙、天平勝寶八歳五月、聖武天皇崩坐時、遺詔、以中務卿從四位上道祖王ノ爲皇太子ト、天平寶字元年三月、癈皇太子ス、同年七月この度、奈良麿謀反の事によりて、拷問せられて薨、上に見えたるが如し、万葉十九に、此王の哥有、安宿王は、天武天皇の御曾孫、高市ノ皇子ノ御孫、左大臣從二位長屋ノ王の子也、母は藤原氏、不比等ノ大臣の女也と、廿四の卷、藤原ノ弟貞ノ卿の傳に見えたり、天平元年、御父長屋ノ王謀反のよしにて、殺され給へりし時、此王又黄文ノ王などは、不比等公の女の所生なりしをもて、命ゆるされたりき、同九年九月、无位より從五位下に叙、官は玄蕃ノ頭、治部卿、中務ノ大輔、内匠ノ頭、位は正四位下に至る、天平寶字元年七月、此度の事によりて、佐渡ノ國に配流、上に引る文に見えたるがごとし、かくて此後、またにめしかへされたるとは見えずして、寶龜四年十月、賜姓高階眞人ト見えたり、黄文ノ王は、安宿ノ王の同母ノ弟也、天平九年九月、无位より從五位下に叙、官は散位ノ頭、位は從四位上に至る、此度の事によりて、拷問せられて、薨られし事、上の文の如し、さてそのかみ凡て親王諸王たちの御名は、みなその乳母の姓を取れる例にて、此四王の名も然也、黄文といふ姓は、物に見あたらざれども、此姓も有しならべし、道祖は、道祖ノ史といふ姓有り、こは舩際ト同くて也、孝徳紀に、舩首ト舩戸直といふ姓も見ゆ、安宿は、飛鳥戸造、飛鳥部などいふ姓あり、和名抄に、河内國安宿郡【安須加倍】、これを雄略紀には、飛鳥戸郡と書り、此地によれる姓也、万葉廿に、安宿ノ王、集於安宿奈杼麻呂之家宴歌とあるは、奈杼麻呂は、此王の乳母の族にやありけむ、黄文は、黄文ノ連といふ姓有、○太政官ノ坊、上に引る文には、太政官ノ院とも、院内とも有、前一の集卅六の卷にも、太政官ノ院といふ見ゆ、又官職考に、左降大藏ノ院内ともあり、院内とは、その構への内をいへる也、されば ここに坊とあるも、其意にて、

たゞ太政官の構への內といふと也、故レウチと訓つ、さて此時、奈良麻呂左大辨也、古麻呂も、今年六月まで、左大辨なりしかば、太政官の內は、手附ありし所也、和名抄に、太政官、於保伊万豆利古止乃官、○飲鹽汁而は、そのかみ世中に、誓盟にせしわざなるべし、○禮天地四方も同じ、天地を拜み、四方を拜むと、古意にはあらず、からぶり也、皇極紀に、元年八月朔、天皇幸南淵河上、跪拜四方仰天而祈云々、雨を祈り玉へる也、○謀定而、先內相家を圍而、こいふより、これまでの事ども、上に引る庚戌ノ日、小野ノ東人を窮問せしに、欵ノ云ク云々と同じ、又同時、安宿ノ王欵云、去ッ六月廿九日黃昏云々、庚戌は七月四日也、○二日ノ未ノ時ニ云々は、十七詔の次に、是ノ日ノ夕、中衞ノ舍人云々、とある是也、其文上に引り、今日といへる、二日のと也、かくて其日に卽チ小野ノ東人等捕へられたり、かねては、七月二日の夜、兵を發さむと約しつれども、其日に事覺はれたる也、○小野ノ東人、小野ノ朝臣は、姓氏錄に孝昭天皇ノ皇子、天足彥國押人ノ命之後也と見ゆ、東人は、誰ヵ子ならむ、いまだ考へ得ず、天平九年九月、正六位上より、外從五位下に叙、其後從五位上に至る、官は、兵衞ノ佐治部ノ少輔備前ノ守などに任、此度拷問せられて卒、上に引る文に見ゆ、○中衞ノ舍人、中衞は、神龜五年八月、勅始置內匠寮云々、又置中衞府、大將一人、【從四位上】少將一人、【正五位上】將監四人【從六位上】將曹四人、【從七位上】府生六人、番長六人、中衞三百人、【號曰來舍人】使部已下亦有數、其ノ職掌、常在大內以備周衞事並在格と見えたる、これ中衞府の始也、中衞三百人とある、これその舍人なるべし、號曰來舍人とある、日來は誤字と見ゆ、さて中衞の訓は、物に見えざれども、ナカノマモリノツカサと訓べし、天平勝寶八歲七月、勅、授刀ノ舍人云々、其ノ中衞ノ舍人、亦以四百爲限、さて紀畧に大同二年四月、詔、近衞府者、爲左近衞、中衞府者、爲右近衞と見ゆ、これより中衞の名は停て、左右近衞府となれり、○備前國、和名抄に、備前、岐比乃美知乃久知、○上道郡は、同書に、上道、加無豆美知、○上道ノ朝臣斐太都、古事記に、孝靈天皇の御子、大吉備津日子ノ命を、

吉備ノ上ノ道ノ臣之祖也と有り、妻太部は、此月辛亥ノ日に、從八位上より、從四位下に叙し、姓朝臣を賜へり、同月乙卯九日に、爲ニ中衛少將一、四八月、爲ニ吉備國造一、かくのごとく、俄になりのぼりしは、此度の事を告申せるによりて也、天平神護元年ノ二月に、飛騨守となる、其後の事は見えず、○詭は、アトラヘと訓べし、○倶佐西は、佐ノ字、下ともに倍と作、一本には佐と作るを、今は又の一本に依れり、次なるも同じ、倶ノ字は、諸ノ本みな同じきを、これも伊を誤れるにて、伊佐西になるべし、次なるも同じ、いざせとは、人を誘ふ詞也、万葉十四に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊射西乎騰許爾、此等、むかしより皆訓誤れり、四の句は、明日來ませらめやにて、明日の日の無きにあらず、明日も有をといへる也、結句は、小床に早く入て寢むと、いさなふ也、中昔の詞にも、人をいさなふに、いざゝせ給へといへると有り、一首の意は、女の夜ルのわざに、麻をうみ居るを、男の來て、早くねむと、催せるにて、今夜このみ多く麻笥に麻をうまずとも有べし、明日の日のなからむにこそ、明日の日もあれば、麻は明日又いくらもうみ玉へこよひは早く小床に入て寢む、いざさせ給へといへる也、今もこれに依て、いざせと訓つ、ときには、倶西なるべし、西はせよの意也、思へりしかども、倶にせよといふ言いかゞ也、猶倶は伊の誤なるべし、此事、上文妻太部が告たる處には、汝能ヵ從ハ乎と有、○倶佐西乎止、これも倶ノ字は、伊の誤なるべきよし、上に同じ、さてこは、彼ガよりいざせといへるを承て、やがて其言を以て許諾たるにて、いへるごとくせむの意也、○事害云々、事は借字にて、言也、言には許諾て、實は然らざるよし也、上文に、不ニ肯違一給へといへる是也、万葉七に、事痛屋之打橋渡、○其日ノ夜ノ時は、上ノ文には、是ノ日ノ夕とあり、○具奈は、上ノ文には、告内申云と有、○貫中周は、奈良麻呂古麻呂など申せる也、○當ニ伏一、すべて罪に伏といふは、もと漢文訓にて、もとよりの皇國言にはあらじ、されど既くよりたゞひ、つねのことなれば、字のまゝに訓べし、○勘ニ法一、法は律をいふ、○死ヌ罪は、コロスツミと讀べし、九集紀に、死刑とある

訓よろし、其外、極刑大辟罪など、シヌルツミとこそ訓るはいかゞ、これらもコロスツミとぞ訓べき、律に、謀反は八虐の第一也、さて死罪に、絞と斬との二ッ有て、絞は輕く、斬は重し、賊盜律に、凡謀反及ビ大逆ノ者ハ皆斬と見ゆ、○姓名易は、上の文に、黄文改ニ名多夫禮ト云々のたぐひ、又姓を易ヘをおとさるゝ類也、○遠流罪、凡そ罪有て流す事は、古事記允恭ノ段に、輕ノ太子者、流ニ於伊余湯ニと有、此流ノ字は、ハナツと訓べし、然云ぞ古言なるべき、そのよしは傳卅九の卷にいへり、然れども奈良のころは、既く漢國の名目のまゝに、流罪は、ナガスとぞ訓けむ、天武紀にも然訓り、さて遠流は、神龜元年三月定ニ諸流配之程ヲ、伊豆安房常陸佐渡隱岐土左六國、爲ス遠ト、諏方伊豫、爲ス中ト、越前安藝、爲ス近ト見ゆ、諏方は、信濃の諏方也、そのかみ國に建られて有しほど也、刑部式に見えたる遠中近流の定めも、右のごとし、獄令に、凡流人應レ配者、依ニ罪輕重ニ、各配ニ三流ニ【謂近中遠處ヲ】○天地神ノ、一本に、乃の上に、多知の二字あり、四十二詔四十三詔などにも、然あれば、これもよろし、○開闢已來は、たゞ神代よりこなたの意なり、○伎良比賜、神代紀に、棄物とある棄に、此云ニ岐羅毘ニと、訓注ある、此意にて弃賜フと同じこと也、廿八詔に、先ニ捨岐良比賜ヒ、卅五詔に、罪乎比給ヒ岐良比給ハム、四十三詔に、法末爾々々岐良比給ヒ久在リ、などなほ有、○護法は佛法を護るよしにて四大天王までに係れり、○梵王は、色界の初禪天の主を、大梵天王といふ、是也、これ娑婆世界の主なりといへり、色界とは、世界を三ッに分て、欲界色界無色界といふ、これいはゆる三界也、欲界は下に在リ、其上ハ色界、其上ハ無色界也、初禪天とは、色界を四ッに分て、初禪二禪三禪四禪といへり、○帝釋は、釋提桓因といひて、忉利天の主也、忉利天は、三十三天と譯して、須彌山の頂上に在リ、帝釋の天は、欲界の最上也、印本には釋ノ字を脱せり、今は一本に依れり、○四大天王は、須彌山の半腹の四方に居て、東方なるを、持國天王、南方なるを、增長天王、西方なるを廣目天王、北方なるを、多聞天王といふ、多聞天王は、世ノ人のよく知れる、毘沙門也、毘沙門は梵語、多聞は、漢國の譯の名也、右梵王よりこなたのとゞも、佛ぶみど

もにいへるさまを、一わたり註せる也、そも／＼聖武天皇高野ノ天皇の御世のほどは、宣命にさへ、かゝる佛ごとゞも
の、多くまじれるは、いともうるさく、ふさはぬわざになむ、天照大御神を始め奉りて、もろ／＼の天ツ神國ツ神の御霊ノ
に、何のあかぬを有てかは、かゝるよしなき戎國の神どもをば、頼み給ひけむ、○不可思議威神之力は、佛菩薩ともに、つ
ねにいへる言也、○顯出は、謀反のあらはれたること也、○神[illegible]印本には、此五字なし、今は一本又の一本などに依て、
○所詿誤は、持統紀に、爲皇子大津所詿誤とある訓に依て訓べし、○機彌ノ字、本に爾に誤ル、今は一本に依ル、また
なみは、きたなきにといはむがごとし、○出羽は、和名抄に、伊天波とあり、其外も昔の物には、皆然あるを、今いを省
きて、ではといふは、訛言也、○小勝、印本に、小ノ字を脱し、勝ノ字を滕に誤り、一本にも、小滕と有、今は又の一本
に依れり、和名抄に、雄勝ノ郡、乎加知、有城[illegible]之答合と見え、雄勝ノ郷も有リ、答合は、誤字なるべし、○柵戸は、紀
門と訓べし、柵は城也、城と柵と、分て記せる處もあれども、此雄勝ノ柵も、城ともあり、皇極紀に、城柵とつらねても
いへり、さて此雄勝ノ柵は、和銅二年七月、令諸國運遞兵器於出羽柵、爲征蝦狄也とある、これ其なるべし、天平
五年十二月、出羽柵遷置於秋田村高清水岡、又於雄勝村建郡居民焉、天平寶字二年十二月、徴發坂東騎兵鎮兵
役夫、及夷俘等、造桃生城小勝柵、五道俱入、並就功役、同三年九月、勅、造陸奥國桃生城、出羽國雄勝城、所役鎮兵
云、同四年正月、勅曰云々、昔先帝數降明詔、造雄勝城、其事難成、前將既困、然今云々、遂成既畢、云々、紀畧
に、延暦廿一年正月、越後ノ國ノ米、一万六百斛、佐渡ノ國ノ鹽、一百二十斛、毎年運送出羽國雄勝城、爲鎮兵粮、三代實
錄卌四に、其雄勝城、承十道之大衢也、國之要害、尤在此地、など見えたり、すべて陸奥出羽越後などにある、所々
の城柵は、みな蝦夷の背叛む時の備へ也、さて柵戸といふは、柵に屬る民戸也、孝徳紀に、大化三年、造渟足柵置
柵戸、同四年、治磐舟柵以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戸、などある、渟足磐舟は、共に越後ノ國也、和

銅七年、勅割尾張上野信濃越後等國民二百戸、配出羽柵戸、養老元年、以信濃上野越前越後四國百姓、各一百戸、配出羽柵戸焉、同三年、遷東海東山北陸三道民二百戸、配出羽柵焉、天平寶字二年、發陸奧國浮浪人、造桃生城、既而復其調庸、便即占着、又浮宕之徒、貫爲柵戸、同三年九月、遷坂東八國、幷越前能登越後等四國浮浪人二千人、以爲雄勝柵戸、同四年三月、沒官奴二百卅三人、婢二百七十七人、配雄勝柵、並從良人、同七年九月、河内國人、齋部津公國麻呂、坐殺母、配出羽國小勝柵戸、など見えたり、近く造れる柵にて、其戸足らざる故に、かくくさ〴〵、外より遷して、其こせられしなり、

第二十詔

同月、癸酉詔曰とあり、

鹽燒王者雖預四王之列然不會謀庭亦不被告而緣道祖王者應配遠流罪然其父新田部親王以清明心仕奉親王也可絕其家門夜止爲奈母此般罪免給自今往前者以明直心仕奉朝廷止詔

四王、上に出たり、その列に預るとは、四王の中を立むと謀りし、其中なるをいふ、〇不會謀庭は、書きざま漢文ぶりなれば、字のまゝには訓べからず、コトハカレルトコロニマジラズと訓べし、かの太政官の院内にて、謀れりしところ

也、○不被告は、此度此王の事は、告たることなき也、十八詔に、鹽燒等五人乎人告謀反とあるは、此王のことを告たるにはあらざれども、四王の列なる故に、五人の内に入れて、召れたるを、此王、五人の中の上首なるを以て、此名をば擧られたるのみ也、さて告ノ字の下なる而ノ字も、シカレドモと訓べし、近く上にも次にも、然と有て、あまり同じ言の重なれるは、いかゞなれども、必ス然訓べき語の意也、○道祖ノ王は、鹽燒王の弟にて、上に出ツ、さて此名、布那斗と訓べき事を、なほいはゞ、まづ古事記に、船戸ノ神とあるを、書紀には岐ノ神と有て、口決宴疏などに、これを道祖神也と注せられたり、道祖の字は、漢國の名を以て、當たるにて、まさに船戸ノ神にあたれり、されば古ヘより、此神ノ名の布那斗を、道祖とも書たりし也、和名抄には、岐ノ神とは別に擧て、道祖神をば、さへのかみとしるせれども、岐神と同じこと也、かくて上にいへる道祖史といふ姓は、いかなるよしにて負けるかしらねども もしくは地ノ名ならむか、そはいかにもあれ、かならずふなどゝ訓べきとは、かの孝德紀の餌魚戸直に准へてもしるべき也、○緣は、加々流と訓べし、親族などの罪に坐るにて、これを緣坐といふ、俗にいはゆるかゝりあひの罪也、繼體紀に、筑紫ノ君葛子、恐坐父誅、孝德紀に、坐蘇我ノ山田ノ大臣ニ而被戮者云々等、凡十四人、被絞者九人、被流者十五人、持統紀に、從者當坐皇子大津ニ者、皆赦之、などある是也、○遠流、賊盗律ニ、凡謀反及大逆者ハ、皆斬云々、祖孫兄弟ハ、皆配遠流ニと見ゆ、○配は、乎佐牟と訓べし、十九詔に、遠流罪ヲ治賜フと有リ、○新田部ノ親王は、天武天皇の第七の御子にて、御母は、藤原氏、鎌足ノ大臣の女、五百重娘也、一品にて、天平七年九月晦日薨坐ゐ、

〔第廿一詔〕

同年、八月庚辰詔曰とあり、

今宣久、奈良麻呂我兵起爾被雇多利志秦等乎婆、遠流賜都、今遣秦等者、惡心無而清明心乎持而仕奉止宣

秦等、應神天皇の御世に、から國の秦ノ始皇が後なる、弓月ノ君といへる人、百廿七縣の秦民を率て、歸化たりしを、仁德天皇の御世に、波陀といふ姓を賜ひて、國々に分ち置給ふ、即ち秦ノ字を書て、波陀と訓り、かくて雄略天皇の御世に、諸國に在ける秦等、合せて一万八千六百七十人有けるを、秦ノ君酒をして、これを領しめ給へり、酒は、弓月ノ君の子孫也、さて天平廿年、秦氏の京畿内に在る者は、みな伊美吉の尸を給へり、件の趣は、書紀姓氏錄に依て、要を摘ていへり、委き事は、古事記傳、應神ノ段、卅三の卷にいへり、こゝに見えたるは、京に在る秦等なるべし、○遣ス秦等云々、此度の謀反に雇はれたるが、多く有し故に、其餘の秦等をも、かくことりわきて詔玉へる也、○惡心は、キタナキコヽロと訓べし、古事記に穢邪心、神代紀に黑心濁心、天武紀に謀心、みな然訓り、卅四詔四十三詔に、逆心、卅五詔に、逆穢心などあるも、同じ訓なるべし、なほ十九詔に、惡逆在奴とある下をも、考へ合すべし、

〔第廿二詔〕

件の詔につゞきて、又詔曰とあり、

此遍乃政明淨久仕奉禮留爾依而治賜人毋在又愛盛爾一二人等爾冠位上賜治賜久止宣

此遍ノ政とは、奈良麻呂等の謀反の事につきての、こりはからひをいふ、○明淨、仕奉とは、朝廷に忠義なりしよし也、○愛盛は、米傳乃佐加利と訓べし、万葉五に、神奈我良、愛盛爾、天下、奏多麻比志、家子等、撰多麻比天云々、とあるも同じ、メヅミノサカリと訓るはわろし、又此万葉なる愛ノ盛は、撰にえらびへ係れり、天ノ下云々へ係しといへるにはあらず、さて此詔、類聚國史、天長四年の詔にも、御意乃愛盛爾治賜人毛亦在、文徳實錄三にも、又御意乃愛盛爾治賜人毛一二在と見え、貞觀儀式、踐祚大嘗祭ノ儀、また正月七日ノ儀、などの條の宣命にも見えたり、又三代實錄八の詔に、又御意乃感治賜人毛一二在とあるは、例に依りに、感の下に盛ノ字脱、爾ノ字は、乃を誤れるか、そはいかにもあれ、これも愛ノ盛とあると、同意の語なるに、感ノ字を書るを以ても、愛をめでと訓べきことをしるべし、

〔第廿三詔〕

廿一の卷に、天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪位於皇太子、詔曰と有り、

現御神宇天皇詔旨良麻止宣勅乎親王諸王諸臣百官人等衆聞食宣高天原神積坐皇親神魯弃神魯美命吾孫知食國天下止事依奉乃任爾遠皇祖御世始弖天皇御世御世聞看來天日嗣高御座乃業止奈母隨神所念行久止宣天皇勅衆聞食宣加久聞看來天日嗣高御座乃業波天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉相扶奉事爾依弖之此座平安御坐弖天下者所知物爾在良自止奈母隨神所念行須然皇止坐弖天下政乎聞看事者勞岐重事爾在家利年長久日多久此座坐波荷重力弱之弖不堪負荷加以掛畏朕婆婆皇太后朝爾母人子之理爾不得定省波朕情母日夜不安是以此位避弖間乃人爾在弖之如理婆婆爾波仕奉倍自止所念行弖奈母日嗣止定賜弊流皇太子爾授賜久止宣天皇御命衆聞食宣

神魯美ノ命、命の下に、以ノ字なきと、第五詔の處にいへり、○事依奉乃任爾、此乃の例、十四詔に有、○天日嗣高御座、こ

○天日嗣の三字を、諸本に食國と作り、そは十四詔に、食國天日嗣高御座乃業止とあるによれば、下に天日嗣の三字を脱せるか、とも思へども、第一詔十三詔廿四詔四十八詔六十一詔などの例によるに、食國は、天日嗣を誤れるなり、故、今は然定めて改めつ、かにかくに食國高御座とつゞくことは、例もことわりもなければ也、又座ノ字も、印本に原に誤、今は一本に依ル、○加久聞看來、看ノ字、一本には者に誤れり、來ノ字、印本に事に誤る、今は一本に依ル、○相宇豆奈比は、第四詔に出ッ、○此座の下に、者波と讀付べし、四十八詔に、者ノ字ある例に依ル、○御坐者は、オホマシマシテと訓べし、大坐々とも、御坐々とも、於保麻志麻須とも書る、皆同じ例也、○然は、佐良婆と訓べし、此訓の事、十五詔にいへり、○日嗣は、比都藝久と訓べし、まねくの事、第三詔にいへり、久ノ字、一本に天に誤ル、今は一本に依れり、○皇太后は、オホミオヤと訓べし、そのよしは、十九詔にいへるがごとし、十三詔に、婆々大御祖と有、まて二は光明皇后也、○人子之理は、人ノ子の、父母につかふることわりのごとくにもの意也、○不得定省は、エツカヘマツラネバと訓べし、次の文に、緇理婆々仕奉留とあると照して知べし、定省の字は、からぶみ禮記に、昏定晨省といへる、これ等に據る、さる也、注に、定ルハ其衽席ヲ、省ルハ其安否ヲと有り、そのかみ物知ル人、宣命にさへ、かゝる漢文字を好みてつかひたる、いさあなうくゝ、こゝろづきなきわざ也、まこかく詔玉ふは、天皇の御位に坐ましゝは、萬機の政しげく、御身も重しくおはしませば、ことわりのごとくにも、え仕奉り給はぬよしなり、○間乃人等在は、間ある人に在也、間は、伊登麻と訓べし、まていとまといふ言の意は、いとなみなき也、萬のいとなみの隙をいふ、○皇太子は、こゝはたゞ御子と訓べし、上に日嗣云々とあれば、ヒツギノミコとは訓べきにあらず、

續紀歷朝詔詞解四卷

本居宣長解

第廿四詔

廿一の卷、廿三詔につゞきて、是日、皇太子、受禪卽天皇位於太極殿、詔曰と有、廢帝の、御位に卽給へるをりの詔也、

明神大八洲所知天皇詔旨良麻止宣勅親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高御座之業乎拙劣朕爾被賜弖仕奉止仰賜比授賜閇頂爾受賜利恐美受賜利懼進母不知爾退母不知爾恐美坐久止宣天皇勅衆聞食宣然皇坐弖天下治賜君者賢人乃能臣乎得弖之天下乎婆平久安久治物爾在良之止奈母聞行須故是以大命坐宣久朕雖拙弱親王始弖王臣等乃相穴奈止奉利相扶奉牟事依弖之此之仰賜

比授賜夫食國天下之政者平久安久仕奉倍之止奈母所念行須是以

無諂欺之心以忠赤之誠食國天下之政者衆助仕奉止宣天皇

勅衆聞食宣辭別弖宣久仕奉人等中爾自何仕奉狀隨弖一二

人等冠位上賜比治賜夫百官職事已上及大神宮乎始弖諸社

禰宜祝爾大御物賜夫僧綱始弖諸寺師位僧尼等爾物布施賜

布又百官司乃人等諸國兵士鎭兵傳驛戸等今年田租免賜久止

宣天皇勅衆聞食宣

掛畏云々我皇とは、孝謙天皇を申シ給ふ也、○高御座、諸ノ本に、御ノ字を脱せり、今は一本に依、此御ノ字を略きて書る例なければ也、万葉哥の枕詞には、高座とのみあれど、詔ごとには、さることなし、○朕我授賜云々は、朕ガと読切べし、こは、仰賜ヒへ係れり、朕に賜フといふにはあらず、被賜テ仕奉ル、朕ガ仰賜ヒシ意也、○授賜フ、諸本に、問の下に被ノ字あり、今は一本に無きに依れり、十四詔に、云々負セ賜ヒ、頂ガ云々とあると、上下も同じ語なるに、被ノ字はなし、こは賜へといひて、賜へばの意なると、十二詔に、云々有キ念ヲ、とある處にいへるがごとし、されはこゝも、被ノ字あるは、後の人の、さかしらに加へたるなるべし、○頂ヲ、頂ノ字、一本に項と作るは、誤也、○進ヲ云々、第五詔に出、○[illegible]、以ノ字、一本に之ノ誤、今改、○治賜者、治ノ字、一本に詔に誤、今は一本に依れり、○賢人乃能臣とは、賢く能キ人なる臣といふことに

て、一つなるを、かく二ツに分ていふは、古言にて、其例万葉六に、円管士乃、將薫時能、櫻花、將開時爾ともあるなども、円つゝじのにほひ、櫻花の咲なむ時といへる也、祝詞に、八束穂能伊加志穂、安幣能足幣などいふ類も、同じ格也、第六詔には、賢臣とばかりも見え、四十八詔には、賢臣能人とも有、六十一詔には、こゝのごとく有、○天下云々、要ノ字、多くの本波と作り、今は一本に依ル、安久の久ノ字、之に誤レリ、今は是も一本に依ル、○治賜在、こは治の下に、賜ノ字脱たるかと思へど、四十八詔六十一詔など、こゝと同じつゞきの語にて、みな賜ノ字はなし、○相穴夫、第三詔に出ッ、○授賜夫、一本に、夫ノ字を天に誤れり、又一本には、此二字を脱せり、○耆欺之心、六十一詔にも見ゆ、廿八詔には、詐奸流心乎以天、また奸詐天、四十四詔には、奸僞諂曲流心無之天なども有、こゝには之ノ字を添て書るは、漢文ざま也、○忠赤之誠、六十一詔に、以二忠明之誠一とあり、繼躰紀孝德紀持統紀に、忠誠をマメゴヽロと訓り、○衆助、衆は、はじめに、親王云々百官人等とある衆なり、○辭別宣久、印本に、辭久別宣之と誤れり、一本には、辭別宣久と作り、印本の辭の下の久は、別の下に天と有しを、誤りて上に書るなるべし、但し此詔、テにはみな弖ノ字をのみ用ひたるに從ひて、今改つ、○自可は、其之なり六十一詔にも、こゝのつゞきのごとく有、廿八詔に、先之奏事かとも有、此言、古事記の哥、万葉哥などに多し、委きことは、古事記傳卅八ノ巻、御哥の所にいへり、○職事は、訓は物に見あたらず、字音に讀て有べし、公式令に、凡内外諸司、有二執掌一者、爲二職事官一、無二執掌一者、爲二散官一と見えたり、有執掌者とは、職員令もろ／＼の官司に、各長官をはじめ次々、掌二云々事一といふ文ある者をいふ其例を神祇官にていはゞ、伯より次次、皆件の文有て、少史一人、掌同二大史一といふまで、これ職事ノ官也、其次、神部卜部使部直丁などは、件の文なし、これ散官也、餘の官司も、これに準ふべし、後宮職事令に、十二司を擧て、右諸司、掌以上、皆爲二職事一、自餘爲二散事一とあるにても知べし、掌以上とは、内侍司にては、掌侍これ掌也、藏司にては掌藏これ掌也、さて各掌より下に擧

たる者は、散事也、散事散官同じ、○大御物賜ヽ、一本に夫ノ字なし ○僧綱、十三詔に出ツ、○諸寺ノ師ノ位、天武紀に、三綱律師、及ヒ四寺ノ和上知事、并現ニ有ル師位ノ僧等、施ニ御衣御被各一具ヲ、三代實錄八に、僧位之制、本有ニ三階、滿位法師位大法師位是也、と見えたり、師位とは、法師位大法師位をいふなり、紀十七の卷に、私度ノ沙彌、丸子ノ連宮麻呂、授ニ法名應寶ヲ、入ニ師位ニ、さて僧尼とあれば、尼にも、師位なるがあるなるべし、僧尼令ノ集解に、養老四年十二月四日ノ格ニ問フ、大學明法博士越知直廣江等答ノ、凡僧尼給ニ公驗ヲ、其數有ヽ三、初ノ度ノ給一ヽ、受戒給一ヽ、入ニ師位ニ給三、とある、これにも凡僧尼といひて、入ニ師位ニとあれば也、尼に位階を賜へる、たしかなる例は見えざれども、紀廿九に、法戒法均二人の尼を、大尼と記されたり、これ大法師位を賜へる尼を、然云るにやあらむ、なほ尋ぬべし、○百官司乃人等は、もろ〳〵の詔につねに、百官人等とあるとは異にして、これは諸の官司に屬たる人等といふことにて、其色は、くさ〴〵有べし、賦役令に、凡舍人史生伴部兵衞衞士仕丁云々、並免ニ課役ヲ、とある、これらの類也、此類、課役はつねに免されてあれども、田租はつねには輸すを、今年は殊に免さるゝ也、○諸國ノ兵士、諸國に軍團といふもの有リ、其職員は、大毅一人、少毅二人、主帳二人、校尉五人、旅帥十人、隊正二十人、かくのごとく有て、その隊正一人ごとに、兵士五十人づゝ屬て、一國に合せて千人づゝの兵士有ツ、軍防令に、凡軍團ハ、大毅領ニ一千人ヲ、とある是也、但し國によりて、人數は多少ある也、かくてその兵士は、百姓の中より簡び定めて、常に置るゝものにて、衞士防人などにも、此兵士の中より、上番さし遣ることも也、又征討の事あれば、從ひ行ク也、なほ軍防令に委し、雄略紀に、物ノ部ノ兵士といふも見えたり、詳には此篇畧記のに依べし、○鎭兵は、陸奥出羽などの、邊境の備へにとゞまり置るゝ兵也、紀廿九に、陸奥國言、兵士之設云々、而ル比年諸國、差ニ入鎭兵ニ云々、今擬ニ舊例ノ、國守從三位百濟王敬福ノ之時、停ニ止他國鎭兵ヲ、點ニ加當國兵士ヲ、望請、依ニ此舊例ニ、點ニ加兵士四千人ヲ、以停ニ他國ノ鎭兵二千五百人ヲ、また紀卅四に、他國鎭兵、今見ニ在ル戍ニ者、三千餘人、就ニ中ニ二千五百人ハ、被ニ官符ヲ解却已訖、其所ニ遺

五百餘人、伏乞、暫留鎭所、且守諸塞、卅三に、出羽國言、蝦夷餘燼、猶未平殄、三年之間、請鎭兵九百九十六人、且鎭要害、且遷國府、勅差相模武藏上野下野四國兵士發遣、など見えたるによりて見れば、鎭兵と、兵士の内より差遣る物也、兵部式には、凡鎭兵は、陸奥國五百人、出羽國六百五十人と有り、これは事なく靜なるをりの定めなるべし、人數は、その時々のさまによるべき也、さて訓は、物に見えざれども、於佐閇乃伊久佐と訓てよろしかるべし、万葉廿に、之良奴比、筑紫國波、安多麻毛流、於佐倍乃城曾等云々、これ正しく鎭之城の意と聞ゆればなり、但し兵士もこれも、字音に讀ても有べし、○傳驛戸は、驛の民戸也、諸國驛傳馬の事、兵部式に見ゆ、賦役令に、驛長は、課役を免す中に出、驛子は、徭役を免す中に出たり、いづれも田租は、常には免されざる也、○田租は、書紀に、租をタチカラと訓り、田令に、段租二束二把、町租二十二束と見えて、田一町より、稻廿二束づゝ出すなり、さて口分田とて、男は二段づゝ賜ひ、女は男の三分の一を減じて賜ふなれば、男一人の口分田の租、四束四把づゝ也、かくて義解に、段地、得稻五十束、束稻、舂得米五升とあれば、男一人の口分田より、米五石を得る、其内より、一斗一升づゝ、租を納る也、さて租と税とは、一物にして、名くるところに差別ある、其差別は、神祇令義解に、新輸曰租、經貯曰税と見えて、民より納るところを、租といひ、既に納めたるを、貯へ置くところにては、之を税といふなり、

第廿五詔

廿二の卷に、同天平寶字三年六月庚戌、帝御內安殿、喚諸司主典已上、詔曰とあり、

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔乎親王王臣百官
人等天下公民衆聞食宣比來太皇太后御命以弖朕爾語宣久
太政之始波人心未定在可波吾子爲弖皇太子止定弖先奉昇於
君位畢弖諸意靜了奈牟後爾傍上乎波宣多麻比弖爲天奈母抑閇弖在都流然今
波君坐弖御宇事日月重奴是以先考追皇止爲親母大夫人止
爲兄弟姉妹親王爲與止仰給夫貴伎御命乎頂受給利歡備貴美
懼知恐美弖掛畏我皇聖太上天皇御所爾奏給倍波奏賜夫教宣久朕
一人乎昇賜比治賜部流厚恩乎朕世爾波酬盡奉事難之生子乃八
十都岐爾仕奉報倍久在良之止夜晝恐麻里侍乎伊夜益益爾朕私
父、母、波良何良爾至麻弖爾可在狀任止上賜此治賜夫事甚恐自
受賜事不得止奏聞止宣夫朕又念久前聖武天皇乃皇太子定賜
比弖天日嗣高御座乃坐爾昇賜物乎伊何爾可恐久私父、母、兄弟

爾及事得牟甚恐自進母不知退母不知止伊奈備奏雖然多比重弖宣久吾加久不中成奈波敢弖申人者不在凡人子乃去禍蒙福麻久欲爲流事波爲親爾止奈利此大福乎取取總持弖親王爾送奉止教部宣夫御命乎受給利弖奈母加久爲流故是以自今以後追皇舍人親王宜稱崇道盡敬皇帝當麻夫人稱大夫人兄弟姉妹悉稱親王止宣天皇御命衆聞食宣辭別宣久朕一人乃未也慶貴岐御命受賜牟卿等庶母共喜牟止爲弖奈母一二治賜倍岐家家門門人等爾冠位上賜比治賜久止宣天皇御命衆聞食宣又御命坐世宣久大保乎波多他仁卿止能味波不念朕父止復藤原伊良豆賣乎波婆婆止奈母念是以治賜武等勅倍止遍重天辭備申仁依天默在牟止爲禮止毛止事不得然此家乃子止毛波朕波良何良仁在物乎夜親王多知治賜夫日仁治不賜在牟止爲弖奈母汝仁冠位上賜治賜夫又此家自

久母藤原乃卿等乎波掛畏聖天皇御世重弖於母自岐人乃自門波慈賜比上賜來流家奈利今又無過仕奉人乎波慈賜比治賜比不忘賜之止宣天皇御命衆聞食宣

太皇太后は、オホキオホミオヤと訓べし、天皇の御母を、皇太后と申し、御祖母を、太皇太后と申す、こゝは光明皇后にて、孝謙天皇の御母に坐スが故に、廢帝には御祖母也、○御命以テ、弖字、一本に天と作り、○語賓ス久字、一本に之に誤れり、○太政之始ニは、此廢帝の御世の始メを詔玉へる也、當代の御事をば、かくいふ例にぞ有ける、○人心云々、去ル天平寶字元年三月、皇太子道祖ノ王を廢シ給ひて後、同四月に、諱ノ王を立て、皇嗣とせむと、卿たちに謀り給へるに、鹽燒ノ王を立むといふ人もあり、池田ノ王をといふ人も有リ、群臣の心、とりどりなりしを、つひに大炊ノ王【廢帝】と定まりしに、同六月、さらに橘ノ奈良麻呂など、ひそかに謀りて、鹽燒ノ王など四王の内を立てむとせられしなど、これ人の心の定まらざりし也、さて件の事どもは、いまだ此廢帝の御世にはあらざるを、太政之始ニと詔玉へるは、下に諸ノ意靜マリ了ヌと後トいふに對へて、先ヅ詔玉へるにて、既に此御世になりても、始メのほどは、件の事どものなごりにて、なほいまだ人の心定まり了ざりしよしなり、さればこは、太政の始メまではといふ意也、不定ラといはずして、未定といへるも、其こゝろ得へ也、○侍子は、阿恭と訓べし、帝をさして詔玉へる也、○爲シテ、其レをして云々せしむと常にいふして也、是を人みな漢文よみの辭とのみ心得ためれど、然らず、古語にもをりをりある辭也、○皇太子止定氐、上に太政之始ニとあると、事の次第、たがひたる如くなれども、然らず、上の太政の始ニ云々は、はじめ道祖ノ王の廢られ給ひし程より、此廢帝の御世の始ノつかたまでの事なるを、これはその始ノの事より詔玉ふ也、○先ヅは、次の文に、後ニ傍上乎波、といふに

對へて也、○畢こは、人の心定まらざりしをりなれば、皇太子に立て給ひても、なほたしかならざりしを、即位ありては、たしかに事定まるよし也、○諸ノ意は衆人の心也、○靜了、靜は、定まりに同じ、彼に此にと思ふ心の止をいふ、了は波弖と訓べし、凡てはてといふ言は、たとへば、花の一ツも殘れるなく、ことごとく散たるを、散はてたりといふ、それにならひて知べし、こゝは君ノ位に昇奉りて、人の心も、大かた定まりつれども、なほしばし、靜まり了たる後にと、しばしやすらひ玉ひしよし也、○傍ノ上は、先ッ天皇の御位を定めて、それに付たる其餘のうへ也、○抑在流は、留めてにて、此追皇等の事今まで延めおき給へりしよし也、抑ノ字、一本に柳に誤り、川ノ字、一本に津とあり、津は例なき故に、例多きにつきて、今は川とある本に依ル、○月日重、去年の八月、受禪有しより、十箇月を經たり、○先考は、知々美古と訓べし、天皇の大御父命、舍人ノ親王也、追、すべてかくさまの追といふ言は、漢文によれる言なり、○親母は、波波と訓べし、六十一詔にもかく書り、其外も古書には、母を親母と書ること多し、さてこは、天皇の大御母命にて、當麻氏、上總ノ守從五位上老の女、御名は山背と申せり、帝受禪之日、授二正三位一、後尊因ニ大夫人一と有、○大夫人は於保美於夜と訓べし、其由は、第五詔にいへるがごとし、○兄弟姉妹、兄は阿爾と訓べし、このかみといふは、はじめの子一人をいふ名也、弟は於登、妹は伊毛と訓べし、和名抄に、おとうといもうとゝあれども、そは弟人妹人にて、後のこと也、○貴御命は、太皇太后の也、○頂受給利、こは十四詔に、頂受賜理とあると、同じ例なれば、頂爾と訓べし、第五詔にも、爾を畧キて書り、○我皇聖太上天皇は、孝謙天皇を申給ふ也、○奏給ふ波は、件の太皇太后の御命の趣を、天皇の申給へば也、○奏世止教宣久は、太皇太后へかく奏せと、太上天皇の、天皇に教へ玉へるよし也、○朕一人は、天皇の朕也、一人とは、次に出る御父母兄弟に對へて也、○昇賜比云々は、天皇になし給へるよし也、○生子乃云々、神代紀に、子孫八十連屬、八十連

歟、此云野素豆々企、敏達紀に、子々孫々、古語云生兒八十綿連、雄略紀にも見ゆ、○夜晝、晝ノ字、一本に畫に誤ル、○伊夜益々益々は、朕一人だにあるに、又それがうへにの意なり、○私には、今は聖武天皇太皇太后太上天皇を、御父母と頼み給ふに對へて詔玉ふ也、○可在狀任には、天皇の、御父は天皇、御母は大御祖、御兄弟は親王と申す、定まりのまゝにといふ也、○奈世止宣ては、上ノ件のごとく、太皇太后へ申せと、太上天皇の、天皇に教へ玉へるよし也、○然、久字、印本に之に誤りて、大書にせり、一本には、そを細書にせり、今は又の一本に依れり、○前聖武天皇乃云々、前とは、故といふと同じくて、既に崩坐ぬし故にいふか、はた太上天皇に對へて賤、さて神武天皇よりはじめ奉りて、御世〳〵の漢樣の御謚は皆、桓武天皇の御時に、追て名奉り給へるを、此聖武天皇と申す御名のみは、去年【天平寶字二年】八月に、勝寶感神聖武皇帝と奉り給へり、是漢さまの御謚の始め也、又同月それより先きに、高野ノ天皇を、寶字稱德孝謙皇帝、皇太后を、天平應眞仁正皇太后と稱し奉る、これは二柱共に、世に坐ませるほどにて、御追謚にはあらず、さてこゝの文の意は、孝謙天皇は繼嗣に坐さぬが故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子として、立て給へりしよし也、さるは聖武天皇は、はやく崩坐て後の事なれば、聖武天皇の立て給へりといふにはあらず、讀まがふることなかれ、さてかく分て御名を擧て詔玉ふは、聖武天皇の御子として、立て給へる朕なれば、伊何爾加云々也、○岐、は、曩嗣の任及ぶ也、○畏恐、此字、一本に甚に誤、今は一本に依、○伊奈奈於は、太上天皇の教へ給へると、又御いつかしの責むせる趣を以て、太皇太后に辭び申給へる也、そも〳〵上件の文はたゞ、太上天皇の教へ玉へる御言、又御いつかしの御心におもほせるよしを述たるに、其をやがて、辭退し給へる御語とふして、かくいへるは、言にいださず、おもほせる御心と、辭給へる御語と、一つに混じて、いかゞなるやうなれども、同じ事のやゝ長きを、二たびいひては、煩はしき故に、かく省略していふと、古文の例とおぼしくて、古事記などにも、かゝるさまの言、その〳〵見えたり、○皆加久云々、これより又太皇太后の詔玉へる也、

加久とは、先ヅに詔玉へることをさして也、久ノ字、一本には之に誤れり、〇不申成爾は、終に申さずして止なばの意也、すべてかくさまのなりは、皆其意也、〇敢而は、堪てにて、人は得申さじの意也、敢てといふ言、廿六詔四十二詔四十四詔などにも有、皆同意也、〇爲レ親ノ、凡て人ノ子の禍ト福トは、卽チその親の禍福也、されば禍を去リ、福を得むと思ふも、ただに己かためのみにはあらず、親のためなれば、福を得ては、いたづらに己レのみ受ッべきにはあらず、かならず親に及ぼすべきものぞと也、此語の例、六十一詔の處に引べし、〇此大福とは、天皇となり坐て、天下をしろしめすをいふ、〇取々、二字のうち一ッは衍なるべし、取總持とは、天皇は、天下の萬ッの福を、包總て持玉ふをいふ、それにとりて、此や彼やの意にて、取々とはいへるかとも思へど、猶然にはあらじ、〇親王は、御父舍人ノ親王也、〇進奉は、人に物を贈遺のおくる也、贈官位の贈の意にはあらず、取ノ總ヘ持チ給へる大福の内を分て、贈遺まゐらせ給へ也、〇敎書、部字、諸本江に誤れるは、部ノ草書似たる故なるべし、故レ今部として改めつ、江にては、假字違ひ、又例もなき字なれば也、さて上件の趣は、太上天皇の敎へ玉ふべき事なるに、太皇太后の敎へ玉へるは、聖武天皇の御子として、立ヶ給へる故にやあらむ、吾加久不レ申成なば云々と詔玉へるも、さる故にこそ、〇加久爲流は、追皇云々の事也、〇追皇はこゝは、々、へマツリテと訓べし、〇當麻ノ夫人は、大御母命也、當麻は、古事記に、當岐麻とあるに依て訓べし、たいまといふは、後の音便言也、さてこは舍人親王の御室なるをもて、夫人とは申せるなれば、此夫人は、オホトジと訓べし、其よしは、十三詔縣ノ犬養ノ橘ノ夫人の處にいへるが如し、〇衆稱ニ親王一トは、此詔のついでに、從三位船ノ王、池田ノ王、並授ニ三品一云々、從四位下室ノ王飛鳥田ノ王、並四品と見ゆ、船池田ノ二王は、天皇の御兄也、此二王の御事、三十詔に見ゆ、件の四王みな、親王になり給へるを以て、三位四位を改めて、三品四品になし給へる也、室ノ王飛鳥田ノ王は女王也、同年十一月、四品室ノ内親王薨、一品舍人ノ親王之女也と見え、寶龜四年三月、復ニ無位飛鳥田ノ女王、本位從四位下一とあるは、天皇の

廢られ給ひし時此内親王も、貶され王へりしなるべし、それより先、天平寶字五年の紀には、四品飛鳥田ノ内親王と見え
たり、かくて延暦元年六月、從四位下飛鳥田ノ女王卒と有、さて此天皇の御兄弟は、猶あまたおはしけるに、たゞ此四王
の事のみ見えたるは、餘の王たちは、早くかくれ給へりしなるべし、○喜、一本には嘉と作り、○大保は、藤原ノ仲麻呂
が其時の官也、天平寶字二年八月、以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保、勅曰云々、自今以後、宜姓中加惠美二字
云々、名曰押勝云々、字稱尚舅云々、是日云々、奉勅改易官號、太政官改爲乾政官、太政大臣曰大師、左大臣
曰大傅、右大臣曰大保、大納言曰御史大夫云々と見ゆ、そも〳〵此天皇を皇太子に定め奉りしより始めて、すべて
此ほどの政は、何事もみな、此仲麻呂奴が、心のまゝに申行へりし也、此奴は、殊に漢學を好みけるまゝに、此ほど
は、よろづからめきたる事ここに多く、官名をさへに、かくひたぶるにからにはなせるなり、故此後、同八年九月、此
賊謀反誅られて、同月に、勅、逆人仲麻呂執政、奏改官名、宜復舊号と有、大師大傅大保といふは、もろこし
周漢の代の三公也、又唐の代には、是を三師といひて、三公の上にたてたりき、○朕父は、此下に、おもほしといふ
言を添て心得べし、次なる念に、これをも承たり、○復、一本に後と作るは誤也、○藤原ノ伊良豆賣とは、仲麻呂が妻
を詔玉へる也、仲麻呂が妻は、房前公の女也、伊良豆賣は、其名にはあらず、郎女と非て、女人を尊めたる稱也、○數
在、此言の事、第八詔にいへり、○此家乃子等止は、仲麻呂が子ども也、此詔の次に、藤原ノ惠美ノ朝臣眞先、同久須麻
呂、同朝狩、同小弓麻呂、同薩雄、同執棹など、叙位の事見えたる、皆此子ども也、○朕ガ波良何良、仲麻呂を父とも思
せば、其子等は兄弟ぞと也、はらがらといふは、もと同母の兄弟に局れる名なれども、こゝなどは、たゞひろく兄弟を
詔玉ふ也、○親王等治賜ふとは、御兄弟たちを、親王になし給へること也、御ノ字、本に加に誤、今は一本に依、其ノ字、一
本に天に誤、○治不賜在は、上の勅ふの役を、こゝへ受て見べし、治ノ給はずやはあらむ、必治ノ給ふべきとゝして

也、仲麻呂夫婦を治メ賜はむこすれごも、かたく辭中すを、さて止事得ず、故ニ子等を治メ賜ふよし也、○故こは、仲麻呂が子等を詔玉ふ也　汝等こ有けむ、等ノ字脱たるにや、○此家自久授、此家は、上なるこ同じく、仲麻呂が家也、こゝは殊に、藤原氏の凡てこ、對へて見べし、自久母は、万葉十九に、立わかれ君がいまさば、しきしまの人は我自久いはひて待む、こある自久こ同じ、中昔の物語書に、女めきたるを、女しくこいへるは、今の俗言に、をならしくこいふにあたりて、すべて果らしくこいふは、めくこいふにいこ近き意也、されば右の万葉のわれじくも、我らしくの意にて、大和國の人は、たれも／＼、君を、我身のことらしく、祝ひて待む也、こゝも其意にて、藤原氏をば、なべてみな、仲麻呂が家らしく、同じさにおぼしめさるゝよしの言也、下の今又こいふへ係て心得べし、○藤原乃卿等に、仲まろが家に對へて、藤原氏の總てをいへり、○御世重且は、慈賜へ係れり、於母自攵へはつゞかず、且ノ字を一本に之に誤れり、○於母自久人は、重しき人なるべし、鎌足公不比等公を詔玉へる也、此大臣たちを、重みし給ふとは、いはおもくみたり、ふて常には重きこいふを、古へはかくおもしきこもいへりしなるべし、淡きをあはしき、嚴きをいかしきこもいふ類なるべし、又この自岐の自上の自久の自などの類、常には清ごも、これも古へは濁れるも有しなるべし、萬葉にも自ノ字を書ればなり、○自門波、自ノ字は、氏を誤れるなるべし、氏門こいふと、五十九詔に見え、卅八詔に、氏々ノ門こも有、なほ家を門こいふと、十三詔に殿門こ有ル處にいへり、波ノ字は、止を誤れるなるべし、必止こあるべきこころ也、重しき人の氏門こして、慈賜也、○家奈利は、藤原氏をいふ、○無過云々は、藤原氏の人々也、

第廿六詔

同四年正月癸亥朔丙寅、高野天皇及帝、御ニ内安殿一、授ニ大保從二位藤原惠美朝臣押勝從一位一云々、事畢、高野天皇口勅

曰ミ有リ、口勅とは、此ノ詔詞を、大御口づから讀ミ聞せ給ふ也、

乾政官大臣仁方敢天仕奉倍岐人無時波空久置弖在官爾阿利然今
大保方必可仕奉之止所念坐世多能遍重天勅止敢未之時止爲弖辭
當申宜良久可受賜物奈利毛波祖父仕奉之事自然有物乎知所毛無久
怯久劣岐押勝我得仕奉倍岐官爾波不在恐止申可久申須皆人仁
毛辭止申仁依弖此官乎波授不給止令知流事不得又祖父大臣
乃明久淨岐心以弖御世累弖天下申給比朝廷助仕奉利多夫事
乎宇牟我自辱念行弖掛久毛畏岐聖天皇朝太政大臣止之弖
仕奉倍岐勅部禮止數數辭備申多夫仁依弖受賜多夜成事毛悔止
念故仁今此藤原惠美朝臣能大保乎大師乃官仁上奉止授

賜夫天皇御命衆聞食宣

乾政官ノ大臣は、卅六詔に、太政官ノ大臣とあると同くて、太政大臣なり、去ル二年官名改まりて、太政官を乾政官、太政大臣を大師とせられたると、廿五詔に引たる文のごとし、○敢天仕奉倍岐は、其任に堪べき也、岐ノ字、一本には伎也、○空久置在官とは、職員令に、太政大臣云々、無其人則闕、とある是也、こは唐ノ開元令に、太師太傅太保、右三師、師範一人、儀刑四海、太尉司徒司空、右三公、經邦論道、燮理陰陽、自三師以下、無其人則闕、といへるを合せて取られたる文也、○必可仕奉久止とは、乾政官ノ大臣となるべきに堪たる也、止ノ字、一本に上に誤れり、三代實錄卅六に、藤原基經公を、太政大臣とせらるゝ時の詔に、太上天皇乃詔旨爾毛云々、太政官乃其人止波、最此朝臣可謂、止勅御命乎安月支、○所念世坐世は、坐婆の意也、此格の事、十二詔にいへり、○物止之は、乾政官ノ大臣にならむと、詔給へども也、止ノ字、一本上に誤る○敢末之時止爲弖は、堪べからずとて也、敢は、常にはアヘテとのみ訓めば、こゝもアヘマジと訓べく思ふ人も有べけれど、そは俗言の格也、こは閇は、下へのつゞきによりて、布と活くと、堪と同格の言なれば、こゝは阿布と訓べき也、又麻自といふ辭は、麻自伎とは活けども、麻自志とは活かず、凡てあしゝかなしゝくやしゝなどいふ類、志志といふは皆俗言也、されば こゝに末之時とあるは、雅言の格に違へるがごとく聞ゆれども、然らず、五十八詔に例有りなほ彼處に論ふべし、○申豆良久、本どもに、豆良久を、復に誤りて、大書にせり、一本には又、後にも誤れり、こは豆を、大書の復の一字と見誤れる也、心つらくと有べき處なる故に、今改めつ、其辭の例は、第三詔に、答曰豆良久、第五詔に、詔賜都良久、また勅豆良久など、猶多し、○可受賜、乾政官ノ大臣に任給ふ大命を承諾ひ奉るべき物ならば也、○祖父は、不比等公也、○仕奉天麻自は、不比等公こそ、太政大臣に任ずべかりけれ、彼ノ大臣すら、いなび申せし物を也、○劣岐、岐ノ字、一本波に誤る○得仕奉倍岐、岐字一本に伎と作り○恐止申、可受賜云々より恐まで、押勝が申せしよしの語也、○皆人

仕奉は、下の令レ知ニ食事不レ得へ係れり、○中に依る此官なる、一本に、旦ノ字を天、婆ノ字を波と作り、此官は、乾政官ノ大臣をいふ、○令レ知ニ食事不レ得こは、皆人にさやうに知らしめて、授けずてはえあらずこいふ也、○又は、又一つにはの意也、○明久、印本に、令一ッ明久こあるは衍也、餘ノ本にはなし○心以ヨ、旦字一本に之に誤レ○御世累ヒ、不比等公は、天武天皇の御世より仕へて、元明天皇の和銅元年に、右大臣になり給ひ、元正天皇の養老四年まで、五御世に仕奉りたまへり、○助仕奉り事て、多夫は、賜也、雄略紀に、人ノ名香賜こいふに、此云ニ絅拖夫ニこ見え、万葉廿に、のたまはくを、乃多婆久こ有り、此ノ活用は、たまひをたび、たまはむをたばむ、たまへをたべ、たまはるをたばるこいふ也、さて此詔に、たまふこいはずして、かくたぶこいへるは、作者の心也、卅六詔四十一詔にも例有り、其ノ他にはなし、○宇尓我自モ、第七詔に見ゆ○[illegible]字、諸本此に誤、今例に依て改、此は第四詔に出、○聖ノ天皇朝は、元正天皇を申シ給ふなるべし、さて是も、天皇ガ即チ朝こ申給へる也、○太政大臣は、於保伎於保麻都理古登乃於保於美こ訓べし、和名抄には、於保万豆利古止乃於保万豆岐美こしるし、物語書などには、おほきおとどこいへれども、それらはやゝ後のことにて、凡て大臣は、おほおみこいふぞ古なる、○勅ス、部字、もとも に部こ作り、今は一本に依ル、○数々辭ス、此事紀には見えず、公卿補任[illegible]原氏ノ系図などに、養老二年月日、雖被任太政大臣、固辭不受こ有り、○受賜ハリ[illegible]成[illegible]には、終に太政大臣には任ぜられずして、やみにし也、○婆受賜ずは、賜はず也、婆ノ字、一本には波こ作り、○惠美ノ朝臣、一本に、朝臣ノ二字なし、○大政こ、大政大臣をかく改められしと、上にいへるがごとし、○上奉ル授賜く、授ノ字は、詔もしくは敕字を誤れるなるべし、詔又勅などこ、續ノ字を添て書る例、第五詔其外にも有り、授賜にては、語のつゞき、例もなく、ことわりも穏ならざる也、其ノ字も、一本には、其に誤れり、

〔第廿七詔〕

廿四の卷に、同六年五月辛丑、高野天皇與レ帝有レ隙、於レ是車駕還二平城宮一、帝御二于中宮院一、高野天皇御二于法華寺一、六月庚戌、喚二集五位已上於朝堂一、詔曰とあり、此詔は、高野ノ天皇の詔なれば朝堂は、法華寺ノ宮の朝堂か、はたつねのごとく、大極殿をいへるか、

太上天皇御命以弖卿等諸語部止宣久朕御祖大皇后乃御命以弖朕爾告之久岡宮御宇天皇乃日繼波加久弖絶奈牟止爲女子能繼爾波在止母欲令嗣止宣弖此政行給岐加久爲弖今帝止立弖須麻比久流間爾宇夜宇夜自久相從事波無之弖斗卑等乃仇能在言期等久不言岐辭母言奴不爲岐行母爲奴凡加久伊波流倍枳朕爾波不在別宮爾御坐坐牟時自加得言也此波朕劣爾依弖之加久言良之止念召波愧自彌伊等保自彌奈母念須又一爾波朕應發、菩提心縁爾在良之止奈母念須是以出家弖佛弟子止成奴但政事波常禮利小事

波今帝行給部國家大事賞罰二柄波朕行牟加久能狀聞食悟

止宣御命衆聞食宣

太上天皇は、高野ノ天皇也、○璽ノ字、印本に御に誤、今は一本に依れり、○朕御祖は、光明皇后也、御母を御祖といひしを、上にいへるが如し、○太皇后は、漢文さまの皇太后とは異にして、古ノ當御世の皇后を、大后と申せし、その意にて、大ノ字を添て書る也、前には、皇太后と有しを、下上に寫し誤れるかと思ひしかど、然にはあらず、四十五詔にも、こゝの如く書り、○告スは、告リ下に給ノ字脱たるか、又此告は、乃流とも訓ム字なる故に、詔ノ字などの例に、給ノ字をば添ざるにて、ノリタマヒとこそ訓べきかとも思へど、猶ツゲタマヒなるべし、○之久のことは、十三詔に、宣リ畢、とある處にいへり、久ノ字を、本に備に誤、今改めつ、さてこは、昔聖武天皇の詔玉ひしことを、光明皇后の、高野ノ天皇に告申シ結ひしよし也、○岡ノ宮云々は、天武天皇の皇太子、草壁ノ皇子ノ尊也、天平寶字二年八月、勅シ、日並知ノ皇子ノ命、天下未レ稱ニ天皇ト、追テ崇ニ尊號ヲ、古今ノ恒典ナリ、自レ今以後、宜シ奉レ稱ニ岡ノ宮ニ御宇天皇ト、と有、○日嗣ニ加久テ、一本に、波ノ字旦ノ字を脱せり、御後を日嗣とは、天皇と稱奉らるゝからなるべし、此皇子ノ尊の御子文武天皇、其御子聖武天皇にて、御後の絶ぬべきよし也、文武天皇を崇奉らずして、此皇子をしも崇給へるは、此皇子ノ尊よりこなたの御後の絶玉ふべき故也、○女子ノ繼、聖武天皇、男皇子おはしまさずなりぬれば、高野ノ天皇は、女御子にはましませども也、○猶令嗣、令ノ字、一本に命に誤ニ、嗣ニ、舊本に、嗣に誤る今改、○宣ル、印本止ノ字を脱せり、今は一本に依れり、さて岡ノ宮云々よりこゝまで、むかし聖武天皇のかく詔玉ひて、孝謙天皇を立ノ給へりしよしなれば、此宣リは、聖武天皇の詔玉へる也、さて其を孝謙天皇に告給へりしは、太皇后にしあれば、太皇后の、かくのごとく告給へりしよしの、結ひの詞も有べきに、其言なければ、宣リといい

ふと、大皇后の宣リ給へるに混ひて聞ゆるを、こは例の行キ越シていへる文也、其よしは猶次にいはむ、○此政行給ヘは、孝謙天皇の、御みづからの御事にて、朕ト天皇と立チて、此天下の政を行ひ玉ひきと詔玉へる也、上文宣ぇよりのつゞきを以て見れば、聖武天皇の、孝謙天皇を立チて、天皇となし給へる事を、かくいへる如く聞ゆれども、然にはず、さては此政といふ言、穩ならず、何事をさして詔玉へりとも辨へがたし、そもそも此ところの語は、いふべき言をはぶき略きて、前へ行キ越シたる文にて、そを今具にいはゞ、はやく大皇后の、朕に告聞せ給へるやう、むかし聖武天皇の、云々と宣ヒて、汝命を立ァて、位を授ヶ給へりしぞと、告聞せ給へり、朕は、件のゆゑよしを以て、天皇となりて、年ごろ此天下の政を行ヒ給ひしぞと詔へる也、○加久爲ぇは、件のごとくにて在て也、○今帝止立ぇは、今帝チ帝止立ぇと有しを、帝チの二字を脱せるか、さかしらに削れるか、はた止ノ字は、乎を誤れる歟、いづれにまれ、本のまゝにては、止ノ字聞えず、○須麻比久流は、住ひ來るにて、年月を經來るをいふ、住ひは、在といふに同じ、○宇夜宇夜自久は、常に恭ノ字を訓て、禮々しく也、敬をも、ゐやまふともいふ、皆もとは同言也、○相從事波云々は、今ノ帝の、太上天皇に從ひ玉はぬ也、相は、たゞ輕く附たる言也、○斗卑等乃仇在言期等久、卑ノ字、印本には星と作るを、今は餘の本共にみな卑と作るに依ル、期ノ字、一本に斯に誤ル、久ノ字、印本に之に誤ル、今は一本に依ル、さて此處の文、斗卑等は、第七詔に、刀比止麻といふとあると、似たる故に、相照して考ふれども、かれと同じかるべきよしも、思ひ得ず、此處すべていとくゝ意得がたきを、かくもやと、いさゝか思ひよれるとを、例のこゝろみにいはゞ、上に麻ノ字の落たるにて、麻斗卑等か、麻斗卑とは、謀反せる人を、賤しめ詈ていふとにて、十九詔に、久奈多夫禮麻度比とある處にいへるがごし、仇は賊の意にて、即チ麻斗卑等をいへる也、在言は、言在を下上に誤れる歟、凡ての意は、謀反するものども、朝廷天皇の御うへを、あしさまに申す如くといふ也、さてもし然らば、言ごとくと有ルべきに、言在どくとあるは、有し事を指シたるいひざまなれば、往年謀反

せし、かの橘ノ奈良麻呂の黨の、きるると申せるとの有しをさして、詔玉へるにもあるべし、此考へいかゞあらむ、猶よく考へを待ものぞ、○不言は、イフマジキと訓べし、○不爲は、スマジキと訓べし、今の帝の、孝謙天皇に對ひ奉て、言まじき无禮きことをいひ、爲まじき无禮きわざをし給へりと也、○加久伊波言云々は、然无禮きことを、彼言は爲べき朕にはあらずとなり、根ノ字、本に艮に誤れり、今は一本に依、○別宮ニ御坐々ム時云々、こはいかなる事なりけむ、詳ならざるを、つらく考るに、これよりさきに、去年十月より、太上天皇今ノ帝共に、近江ノ國の保良ノ宮に坐まして、今年五月、車駕還平城宮云々、上に引るがごとし、かくて卅二の卷に、道鏡僧が死たることを記せる處に、寶字五年、從幸保良ニ時、侍看病ニ稍被寵幸、廢帝常ニ以爲言、與天皇不相中得、天皇乃還平城別宮ニ而居焉とある、此文、廢帝常以云々の處、いさゝか詳ならざるを、こゝの詔の語と、件の文とをこゝろ合せて、考るに、かの保良ノ宮にしばらく坐ましゝ間には、高野ノ天皇今ノ帝、一ツ宮におはし坐しけむ、其時高野ノ天皇の、道鏡を寵愛し給ふさまを、今ノ帝のいかゞとおぼしめして、諫申給ひしことなど有し趣、或はよそながら譏り申給ひしことなど有しを、高野ノ天皇怒らせ給ひ、道鏡も怨りて、高野天皇に、今帝を讒し申てしことなども有けむかし、されば言まじき辭、爲まじき行とは、道鏡を寵愛し給ふことを、申給へりしとなどなるべし、さて別宮云々は、かの保良ノ宮にては、一ツ宮におはしましつるからに、闘々しくて、たやすくおぼし傲りて、さる无禮きことをもいひつらむ、各別なる宮に、離れておはしまさむ時には、よも然る无禮きことは得いはじといふなるべし、さてかの卅二の卷に、還平城別宮ニ而居焉とある別宮は、法華寺ノ宮をいへるにて、こゝの別宮は、彼とは異也、思ひ混ふることなかれ、○自加は、然にて、上の不言ニ對也、○朕ガ劣き云々、無斷有て、无禮きことをいふことは、朕がみづからなき故そと也、○令召は、召字、一本に占に誤る、○擁は伊賀佐布、伊字、一本に似に誤り、上の彌ノ字、印本に爾に誤、下の彌ノ字も、一本に爾に誤れり、○朕[illegible]云々、是

以云々、此御言につきても、かの不言(イマン)辭をいへりと詔玉へるは、道鏡を寵愛し給ふ事を、物し給へりと聞ゆる也、〇在[illegible]、本に止の下にも時ノ字あるは、衍也、今は餘の本どもになきに依て刪、〇當禮、禮字は、祀を誤れるなるべし、〇小事は、雄略紀に、イサ、ケキコトとも、イサ、カナルコトとも訓り、推古紀に、無大少(クイサ・ケト)とあるは、大の訓の脱たる也、〇柄は、フタツノモトと訓べし、廿八詔に、政乃柄執とも有、柄といふは、柄を執持て、その器物を、心のままにつかふにたとへたる、漢文也、二ツは、賞と罰と二ツ也、〇加久乃状、第一詔に、如此之状、聞食悟而、

第廿八詔

廿五の卷に、同八年九月乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗泄云々、勅曰太師正一位藤原惠美朝臣押勝、幷子孫、起兵作逆、仍解免官位、幷除藤原姓字已畢、其職分功封等雜物、宜悉收之、云々、是夜、押勝走近江、官軍追討、云々、丙午、高野天皇勅云々、壬子、軍士石村村主石楯、斬押勝、傳首京師、押勝者、近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也、云々、樞機之政、獨出掌握、由是豪宗右族、皆妬其勢、寶字元年、橘奈良麻呂等、謀欲除之、事渉廢立、反爲所滅、云々、遂起兵、及其夜相招黨與、遁自宇治、奔據近江、云々【不比等ノ大臣を、追て淡海公と號し、近江國を以て封じたるは、かつて例なきこと也、これ押勝已に此國に據むためのかねてのはかりことにぞありけむ、】官軍攻擊之、押勝衆潰、獨與妻子三四人、乘船浮江、石楯獲而斬之、及其妻子從黨四十四人、皆斬之於江頭、云々、甲寅云々、是日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等、凱旋獻捷、詔曰とあり、

逆仁穢岐奴仲末呂伊詐姧流心乎以天兵乎發朝庭乎傾動止
之天鈴印乎奪復皇位乎掠天先仁捨岐良比賜天之道祖我兄鹽燒
乎皇位仁方定止云天官印乎押天天下乃諸國仁書乎散天告知
之米復云久今乃勅乎承用與先仁詐天勅止稱天在事乎承用流
己止不得止云天諸人乃心乎惑亂三關仁使乎遣天竊仁關乎閇
一二乃國仁軍丁乎乞兵發之武此乎見仁仲末呂可心乃逆仁惡
狀波知奴然先仁之我奏之事方每事仁姧謟天在家利此乎念
方唯己獨乃朝庭乃勢力乎得天賞罰事乎一仁己可欲行止
念天兄豐成朝臣乎詐天讒奏賜天依天位乎退天是乃年
乃年己呂在然今明仁仲末呂我詐仁在家利止知天本乃大
臣乃位仁仕奉之武流事乎諸聞食止宣復勅久惡久姧伎奴乃政
乃柄乎執天奏多麻不事乎以天諸氏氏人等乎毛進都可方須己止理

乃如毛不在阿利都是以天今與利後方仕奉良武相乃末仁末仁進用賜牟然之我奏久此禪師乃晝夜朝庭乎護仕奉乎見流仁先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念天在人奈利止云天退賜止奏之可止毛此禪師乃行乎見爾至天淨久佛乃御法乎繼隆武止念行末之朕乎毛導護末須己師乎夜多夜須久退末都良武止念天在都然朕方髮乎曾利天佛乃御袈裟乎服天在止毛國家乃政乎不行阿流己止不得佛毛經仁勅久國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與止勅天在此仁依天念倍方出家天毛政乎行仁豈障倍岐物仁方不在故是以天帝乃出家之天伊末須世仁方出家之天在大臣毛在倍之止念天樂末須位仁方阿良爾止毛此道鏡禪師乎大臣禪師止位方授末都流事乎諸聞食止宣復勅久天下乃人誰曾君乃臣仁不在安良武心淨久之天仕奉良武〔此〕之實能朕臣仁方在武夫人止之天己我先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流

利不在是以天明久淨伎心以天仕奉利氏氏門波絶多末波受治賜止勅御命乎諸聞食止勅又宣仕奉狀爾隨天冠位阿氣賜治賜久止宣

伸未呂伊、伊字、一本に可と作るは、此伊といふ助辭をしらず、いふかりて、さかしらに改めたるひがこと也、可にては、中々に穩ならず、此伊の事、第六詔にいへり、○奸は、加陀米流と訓べし、欽明紀に、奸佞、又奸心、推古紀に、奸きに僞、孝德紀に、奸など有、下文に、奸惡詔、また惡、奸奴など見ゆ ○傾動は、卅三詔にも、朝廷を動し傾け謀て、卅四詔にも朝廷を動傾むなど有、卅三詔には、動字を別に讀たれど、なほ二字を、カタブケと訓て有べし、○鈴印を奪は、上に引る文に、道鏡を謂ことある次に、高野天皇、遣少納言山村王、收中宮院鈴印、押勝聞之、令其男訓儒麻呂等、邀而奪之云々、また同月癸亥ノ日の勅にも、乃今月十一日、起兵作逆、掠奪鈴印、これらの事也、鈴印の事は、十九詔の題にいへり、○掠は、加蘇比と訓べし、十九詔に、高御座の次に、御鈴を奪、○皇位良、十九詔に、佞良と賜在賜氏依て、○道祖、天平寶字元年三月丁丑、皇太子道祖王云々、是日、廢皇太子、以王歸第、とある是也、此王の事、十九詔の題にいへり、○鹽燒云々は、上に引る、押勝が近江國に走りたる、とある文のつゞきに、偽立鹽燒爲今帝、と有、又同月癸亥ノ日の勅にも、偽立氷上鹽燒爲今皇と見ゆ、此王の事も、十九詔にいへり、○官印を押、乾政官ノ印也、上に引る丙午日、高野天皇の勅に、今聞、逆臣惠美仲麻呂、盜取官印、已逃去者と有て、此印を、近江に賚下りて用ゐし也、○率而は、故は、阿加知と訓べし、欽明紀に、散逃而と有、書は賓倍也、これを言遁して、訓たる也、

癸亥日の勅に、造僞乾政官符、發兵三關諸國、奔據近江國と見ゆ、天ノ字、本どもに乎に誤、今改む、○告知るには、鹽燒ノ王を立て、帝としたるよしを也、○復云々、印本には、久ノ字なし、今は一本に依る、○今乃勅云々は、此度立たる今帝の勅を也、○先に詐云々は、詳ならざれども、強ていはゞ、押勝、逆謀いまだ顯はれざりし程に、國々へ勅有し事どもゝ、皆己が心にはありしかども、其中に、今は己がために利からざる事どもゝ有る故に、それをば、詐なりしぞと令しなるべし、○不得、此不得は、漢文言にて、制令に常に多し、そは云々する事を勿れといふことは、いさゝか心ばへ異にして、今ノ世俗言に、云々することならぬといひ、命令の文書にも、不相成といふに當れり、○三關、軍防令に、凡置關應守固者、並置配兵士、分番上下、其三關者、設鼓吹軍器、國司分當守固、所配兵士之數、依別式と見えし、三關は、義解に、伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發是也と有り、本に、愛ノ字を受に誤れり、天平神護元年三月ノ勅に、伊勢美濃越前者、是守關之國也と見え、固關使は、件の三國に遣はしたると、紀中に見えたり、越前の愛發を除きて、近江の逢坂を加へて、三關とせられしは、後の事也、さて愛發は、阿良知と訓べし、萬葉十に、有乳山峯の沫雪寒くふるらし、とよめる所にて、敦賀ノ郡也、類聚國史に、天長九年に、越前ノ國荒道山ノ道を作るといふと見えたるは、修理せしをいふなるべし、始めて開けるよしにはあらず、よて藤原ノ内麻呂公の子に、愛發卿といふが有しも、此地名也、然るをチカナリヨシアキラなど訓るは、みだりごと也、さて此三關は、思ふに、天智天皇の大津ノ宮の御時の定めにぞ有けむ、三處みな、近江ノ國の堺なれば也、もし大倭の京の時、定められむには、伊賀を經て、伊勢へ下る堺などのも、入るべきことなるに、彼ノ道などのは入らざれば也、さて近江の堺にとりて、西ノ方なるは、此數に入らずして、三關みな東ノ方なるは、東ノ方の國々をば、殊に嚴に警らるゝよしぞ有けむ、かくて延暦八年七月、勅伊勢美濃越前等國曰、置關之設、本備非常、今正朔所施、區宇無外云々、宜其三國之關、一切停廢、所有兵器粮糒、運收於國府、自外館舍、移建於便

郡、とみえて、後紀に、同二十五年三月、遣使、固守伊勢美濃越前三國故關、とあるは、非常の時に臨みては、かく使を遣して、故關を守らしめ給ひし也、又同紀に、弘仁元年九月云々、仍遣使、鎭固伊勢近江美濃三國府并故關、とあるは、此度は越前の故關をば除きて、かゝる非常の時にも、近江の逢坂の故關を加へて、守らしめ給へる也、こゝはいかなるよしにて、然改められけむ、しらねども、思ふに、越前ははるかに遠くして、使を遣すに煩ある故に、ちかき逢坂にかへ、古への三國の例を違されたるにや、此はさらはやく、故關を守るといふも、こゝも古の例によりて、儀式のみの事にて、實に守らしむるにはあらざりけむ故に、かくはなれるなるべし、もし然らずは、山城の京よりは、逢坂は、節度不破の關と、二重にありて、いたづらなるをや、○こゝの關とは、何れの關ならむ、詳ならず、○軍丁は、兵士を軍にゝよするをいふ、持統紀に、軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻曰云々、還至筑紫云々、詔博麻曰、於天豐財重日足姫天皇七年、救百濟之役、汝爲唐軍見虜云々、汝獨淹滯他界、於今三十年矣云々、これにて其よみを知べし、○之麻は、其が也、上に見ゆ、また、と字を讀せり、今は一本に依、○一にも、ヒタアルニと訓べし、○麻まは、常にいふほしいまゝに也、まに／＼を、まにとのみいへる例、万葉四に、天皇之行幸乃随意、六にも、天皇之行幸之隨有、此處、一本又一本には、末仁末仁と作れど、件の例有、故に、今は印本又一本などのまゝに採つ、○朝臣は、天平神護元年十一月戊午朔甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨とも見えて、こゝに偁りて、武智麻呂公の長子也、當時六十二歳なりき、○遂に、志許迺と訓べし、字鏡に、譴遂也、志己只、また遂、助己只とも見え、書紀にも、ココニと訓り、こゝも謫字の意にて、こは罰すこし、孝徳紀に、蘇我臣日向、譖倉山田大臣於皇太子曰云々、惟反非久、○位々退、古は官々と位二いひしは、常の事也、こは此の天平寶字元年、橘奈良麻呂卿の事の時、七月乙卯、後中納言藤原朝臣永手ん、宣勅に、於右大臣藤原朝臣豐成第一、宣勅曰、汝男乙繩、窺遁之事、宜依、去、即加禁

禁、寄勅使、進云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潜忌内相、同構大亂、無敢奏上、及事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚乎宰輔之任、豈合如此、宜停右大臣任、左遷太宰員外帥、こ見えたり、これ押勝が讒によりて也、○本乃大臣乃位云々、此月【寶字八年九月】甲申、以太宰員外帥正二位藤原朝臣豐成、復爲右大臣、賜帶刀四十人、甲寅、授從一位、また廿六卷、かの傳に、其弟大納言仲麻呂、執政專權、勢傾大臣、大臣天資弘厚、時望攸歸、仲滿陰欲中傷、未得其隙、大臣第三子乙繩、平生與橘奈良麻呂相善、由是宗良麻呂等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、促令之官、而左降大臣、爲太宰員外帥、大臣到難波別業、稱病不去、居八歳仲滿謀反伏誅、即日復本官、こ見えたり、○惡久奸流奴は、仲麻呂をいふ、○奏多末不事は、仲麻呂が奏せる言也、○進メは、官位を進め昇す也、○都可方須は、使ひ玉ふなり、○仕奉良末相乃宇仁云々、今までは、仲麻呂が政を執行へるを、邪曲にありし故に、何事も、理のごとくならざりしを、今よりは、その人々の、仕奉らむ狀にしたがひて、ことわりの如く、進めつかひ玉はむと也、相ノ字も、サマと訓べけれども、なほ狀を誤れるならむか、狀と相と、草書はやゝ似たり、卅二詔に、其仕奉隨狀治賜人在など有、印本に、上の仁ノ字を落せり、今は餘の本どもに依、○之我は、其がにて、仲麻呂をいへり、○奏之久は、マヲシシクと訓べし、此之久の事、十三詔にいへり、一本に久ノ字を、天と作るはひがとなり、○此ノ禪師とは、道鏡をいへり、此僧が事は、四十一詔の處に、委くいふべし、さて禪師とは、ひろく僧のとをいへるにはあらず、そのかみかくいふ職有し也、卅二の卷、此道鏡が傳に、入内道場、列爲禪師、こ見えたり、又同卷に、禪師某々と、十人を舉て、當時稱爲十禪師、其後有闕、擇清行者補之と有、後に内供奉十禪師といふもの是也、○先祖乃大臣止之天、道鏡は、弓削連氏也、姓氏錄に、弓削宿禰四腹見えたる中に、左京神別上に出たるは、石上同祖とある、此同姓なるべし、石上は、古への物部氏也、三代實錄卅二にも、弓削連、神饒速日命之後

也、こいふ見えたり、さて先祖ノ大臣とは、守屋ノ大連をいへるなるべし、かの大連を、物部ノ弓削ノ大連といへればなり、石上同祖とある弓削氏は、此大連の末にぞありけむ、さて大連こを大臣といへるは、古への大連は、今の大臣にあたれる職なれば也、古へ物部氏の人の、大臣になれりしことはなし、もとより弓削氏に大臣あることなし、○位名、名とは職業也、上にいへるがごとし、○繼ギ念フは、先祖の大臣の位名を繼て、大臣にならむと欲する人也となり、○退賜ヘ奏モ、上文、押勝が傳を記されたる中に、獨擅ニ權威ヲ、猜嫌日甚、時道鏡常侍ニ禁掖ニ、甚被ル寵愛セ、押勝患フ之ヲ、懷不ヲ自安カラ云々、とある如くなれば、これを退け給ふべきよしを、奏せしなるべし、○至テ淨キ、かくさまに、ふ至てき、もと古國言にあらず、漢文ニ言也、久字、本に之と誤れり、○歸降テ、降は、比呂米と訓べし、下文に、顯比呂米武仕とあると同意也、○上師ト申スは、朕師をいふ也、夜は、道鏡の意也、○多夜須テは、讓るべき事を、はゞからず、輕々しく物するをいふ、古今集序に、位高き人は、たやすきやうなればいれず、といへるにやすきと同じ、夜ノ字、印本に衣に誤、今は一本に依れり、○念テ在ルは、押勝は、退け給へと申つれども、朕は然思ひて、退けずして在つと也、○髮ヲ剃リ云々、廿七詔にも、是以出家シテ佛弟子ト成ヌと見えたり、或書に、天平寶字六年六月、出家、法諱法基尼と有り、此事紀にはもれたり、○國家ノ政云々、廿七詔に、但政事ハ、云々、國家ノ大事、賞罰二柄ハ、朕行ハム云々、○國王ヲ云々は、梵網經に、若佛子、欲ニ受ント國王ノ位ヲ時、受ル轉輪王ノ位ヲ時、百官受ル位ヲ時、應ニ先ヅ受ク菩薩戒ヲ、一切鬼神、救ヒ護ス王身ヲ、百官之身ヲ、諸佛歡喜ス云々、こいへるを、ゆし文をかへて、引れたるなるべし、王字、一本に主と作るはわろし、○菩薩ノ淨戒、卅八詔にも、朕ハ佛ノ弟子ト爲テ、菩薩ノ戒ヲ受賜テ在、と見えたり、法苑珠林一百七、受戒篇、三聚部に、夫十善有ル戒、必須ク形ヲ、菩薩淨戒、可シ且ク心ヲ、故戒ハ、法界ニ縁シ事ニ深シ、在家出家、平等ニ俱ニ受ク云々、また、云々、受ケ得ル菩薩三聚淨戒ヲ、此ハ是即チ、菩薩律儀戒、二者攝善法戒、三者攝衆生戒云々と云り、これ菩薩戒は、大乘の戒なれば、雖モ受ト行ニ行ふべくして、たゞ心のう

へり戒也、可以心成といへる是也、續後紀廿に、是日天皇落飾入道、受菩薩戒、三代實錄八、圓仁僧正傳に、天安二年云々、明年、天皇屈圓仁於內裏、受菩薩戒、又貞觀二年、淳和太后云々、請留圓仁、受菩薩大戒、六年太皇太后藤原朝臣云々、受菩薩大戒三昧耶戒及灌頂、○此は依漢文、すべて語の頭に、仍因などいふこと、漢文にては常の事なれども、皇國語にはさることなし、語の頭にもあれ、必ずこゝのごとく、これによりてといへり、然るを續後紀三代實錄などの宣命に、頭に因といへることあるは、漢文にうつりて、古語の格を失へり、今世の人、文をかくに、これによりてといはむは、煩はしと思ひて、たゞよりてといふを、簡にして雅なりと心得て書は、此わきためをしらざるひがこと也、○豈云々、卅八詔に、豈障事波不在、四十二詔に、豈敢云々事波無止、仁德紀大后の御歌に、阿珥豫區望阿羅珥、万葉四に、豈不益賦など有り、古言の豈は、漢文のいひざまとは、いさゝかかはれり、萬葉十六に、豈藻不在ともあるは、俗言にさあらず也と、師のいはれし、其意也、さてこゝにかく說玉へる意は、菩薩戒を受ても、王位に在べき事、かの經の文にも見ゆなれば、今朕ハ出家の身ながらも、政を行はむに、なでふことかあらむ、さはることあらじと也、○帝ノ字、一本に常に誤れり、○出家弖在、印本に此下に、細書の天字あるは、誤也、今は一本又一本などに、無きに依れり、天は、もしくは无を誤れるにもあらむか、○樂は、五教反音ケウにて、願ふこと也、佛書に多くつかへる字也、四十一詔にも、世間の位乎波、樂求多布事波都夫無、また世間乃位冠乎波不樂などあり、○大臣禪師止、此詔につゞきて、又勅、以道鏡禪師爲大臣禪師、所司宜知此狀、職分封戶、准大臣施行よと有り、○誰會、會字、本に河と作るは、何を誤れるなるべし、されど今は、一本又一本などに、曾とあるに依れり、凡てたれかといふことを、古語には、たれぞといへる多し、古事記雄略天皇の大御歌に、多禮曾意富麻幣爾麻袁須、色葉歌に、わが世たれぞつねならむ、此外万葉又さいばらの淺水ノ哥などにも有り、○君乃臣、この臣は、夜都古と訓べし、書紀にも、君に對へていふ意の臣は、みな然訓り、おみといふは、朝廷に

仕奉る人衆、敬ひていふ稱也、○仕奉止、此は、此時、かくても聞え難きにはあらざれども、穩ならず、此ノ字は衍にて、仕奉止なるべし、之字、印本などには、者と作り、其もあしからざれども、今は例多きに依て、一本と又一本とに從へり、○敢但、この語は、おふさ訓べし、○此は、すべてかくさまに、語のはじめに夫といひ出る詞、皇國にはあらず、漢文の詞也、然るに四十四詔四十五詔などにも、此言有、又五十四詔に、其高御座云々とあるも、字は其とあれども、夫ノ意也、此ノほどは、やうやうに漢文讀ぶりうつりて、かゝるたぐひ、及略なども、これかれまじれり、○名乎、職業を也、○仕奉狀隨尓云云、上には、ひろくめぐみをかけて詔玉ひ、これは、此使等に給ふことを詔玉ふ也、故別て又宣といへり、さて此詔は、今ノ帝の御にはあらず、高野天皇の詔也、

〔第廿九詔〕

同年十月壬申、高野天皇、遣兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百、圍中宮院、時帝遑遽不及衣履、使者促之、數輩侍衛奔散、無人可從、僅與母家三兩人、步到圖書寮西北之地、山村王宣詔曰、云々、

掛畏朕天先帝乃御命以天朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給事云方、王乎奴止成止毛、奴乎王止云止毛、汝乃爲牟末仁末仁

假令後仁帝止立天在人伊立乃後仁汝乃多米仁無禮止之天不從奈賣久在牟人乎方帝乃位仁置許止方不得又君臣乃理仁從天貞仁淨岐心乎以天助奉侍牟之帝止在己止方得止勅天可久在御命乎朕又一二乃竪子等止侍天聞食天在然今帝止之天侍人乎此年己呂見仁其位仁毛不堪是乃味仁不在今聞仁仲麻呂止同心之天竊朕乎掃止謀家利又竊六千乃兵乎發之等等乃比又七人乃味止之天關仁入牟止毛謀家利精兵乎之天押之非天壞亂天罸滅止云家利故是以帝位乎方退賜天親王乃位賜天淡路國乃公止退賜止勅御命乎聞食止宣

天先帝とは、聖武天皇を申給へる也、四十五詔にも、天乃御門帝皇我とあるも同じ、猶天のみかどゝ申シ奉ると、彼處に云べし、○伊末乃は、汝にて、高野ノ天皇をさして詔玉ふ也、本に、伊乃末仁と、細書にせるはわろし、字の次第は、横に讀ム例に書る也、○授給ヮにて、語絶たり、○事乎之云方、乎字は、止を誤れる也、事あらむにはといはむが如し、万葉四に、事之有者、火爾毛水爾毛、吾莫七國、○王乎奴止云々、此奴は、臣也、良に對へる奴婢にはあらず、字にかゝはるべ

からず、古は王臣と分て、諸王と臣下とは、尊卑きはだめ、ことなかりき、此御世のころになりては、さもあらざりしかども、稽古の定まりの意はのこりて、王は尊く、臣は卑き物として、かくは詔玉へるなり、○王等は、王は、降して臣にもなすべきものなるが故に、成まさといへるを、臣は、王になるとは、かけてもかくはいはぬなる故に、成まさとはいはで、云まさといへり、心をつくべし、○末仁末仁は、こゝに三詔にたり、汝の心のまゝにせよの意なり、下の仁ノ字、おほくの本に、爾と作り、今は一本に依、○後とは、今よりの後に也、○立て後て、すべて助辞の下を、之と承る例、十四詔にいへるが如し、立て後にといふに同じ、○宗實、實字、本に貴に誤、今改めつ、一本に実と作るは、実を誤れる歟、なめくも、ゐやなくと同意にして、無礼と書り、かく同意の言を重ねいふは、古の常也、万葉十二に、妹登日香、無礼恐、無禮とに無礼、安朝記に無禮、中昔の物語書にも、なめげと有、○君臣理從とは、帝と立てあるとも、彼【高野天皇】をば、君のごとく尊み、みづから臣の如く仕奉れと也、君臣の義によりて従ふ也、○助奉侍まで、高野天皇を助奉也、今の下に、人といふ事を加へて心得べし、まつかへまつるを奉侍と書る例、卅一詔卅二詔四十詔などにもあり、○清まには、九に對へては、延真と訓べけれど、なほ延弁止と訓なむ穏なるべき、○物は、件のことを卑しめ[illegible]也、○可文在、本ともに、在字脱たり、今は一本に依れり、○賢子に、十七詔に出たり、此は臣也、○[illegible]は、聖武天皇の大御詞に也、○朕が在に、朕がみづから詔玉ふ也、○不奈は、今の帝、帝と読べし、又廿七詔に入、今の帝とあれば、こゝも然訓むも、あしからじ、帝字、一本に守に誤れり、○是非在は、[illegible]と同じ、乃字、印本に可に誤、今一本に依、○同心をに、コヽロヲクハシテと訓べし、此は詔に、仲夫同心にとあるとも同じ、又十七詔に、[illegible]同心[illegible]、四十一詔に、同心を以てなどあるは、字のまゝ訓べし、○退には、退行給て居也、古事記書紀万葉に、退、[illegible]、不服人をばいひ[illegible]にて、言は二[illegible]退、○又[illegible]には、その義[illegible]れり、○

發ス之字、諸本に比に誤ル、今改ム、○等々乃比、こは兵チとゝのふるなれば、等々乃倍と有べきに、比ノ字は、[illegible]なるべし、四十五詔に、心等々能倍とあるぞ正しき、此言は、集ひ集へ、幸ひ幸へなどゝ、同じ格の言にて、比と倍と、自他の差別あれる也、さてとゝのへは、万葉集のにもよめるふること也、万葉二に、御軍士ヲ、安騰毛比賜ヒ、齊流、鼓之音者、三に、網子調流、海人之呼聲、十に、左男牡鹿之、妻整登、鳴音之、廿に、安治[illegible]集、可散布能倍など有、○又七人乃[illegible]圍に入云々、此處の文、心得がたきを、強てこゝろみにいはゞ、七ノ字は、土の誤、味ノ字は、状の誤りにて、土人乃状ハ、賊、然云ノ意は、發さむと謀る兵は、圍より彼方の國の兵なるを、圍を入るに、そのあたりの近き郷民の状に作りて、ゐむといへるにや、あらむ、いづれにまれ入牟は、イレムと訓べし、さて件の意としては、又ノ字いかゞなれども、兵を發さむと謀り、又其兵の、圍を入るべきやうをも謀れるよし也、又思ふには、圍ノ字、闈などの誤り歟、舒明紀に、闈門をウチツミカドと訓ノれば、高野ノ天皇のおしますす宮の、内ノ御門をいへるにて、發したる兵ヲ内、其闈にはたゞ七人のみをして、ひそかに入ラしめむといへる歟、さるにては、七人と數を限れること、いかゞなれば、なほ七ノ字は誤りか、かにかくに思ひ定めがたし、なほ後のよき考へをこそまため、○精兵は、トキイクサと訓べし、仲哀紀に、シラケツハモノと訓るは、ひがこと也、またトキツハモノとも訓る、トキはよろし、○押之之非は、強には有べからざれば、誤字なるべし、其字いまだ考へ得ず、○爵ノ字は、討を誤れるなるべし、○云々、上の窺朕云々よりこれまで、云々謀リ、云々謀、云々と、いくつにも別て舉たるは、數人の告奏したる事どもを、おのおの別に舉たるなるべし、其中に、謀りけりといふは、然謀り玉ひしよしを聞し食して也、云々は、然云給ひしよしを聞し食して也、○淡路國の公とは、古への肥ノ君上ッ毛野ノ君下ッ毛野ノ君などの類とは、異にして、皇國に例なき號なれば、漢國の諸侯の中の、公といふ爵の例と聞えたり、藤原ノ不比等ノ大臣を、追テ以二近江ノ國十二郡一封ヲ爲ノ淡海公ト、とあると同じ、○退賜は、淡路ノ國に退去

り給ふ意也、位號を退け給ふとは、上に退賜へとあれば也、○此詔につゞきて、事畢將公及其母、到小子門、賜道路鞍馬騎之、右兵衛督藤原朝臣藏下麻呂、衛送配所、幽于一院、勅曰、以淡路國賜大炊親王、國内所有官物調庸等類、任其所用、但出擧官稻、一依常例、と見えたり、

第三十詔

上件の文の次に、又詔曰とあり、

船親王波九月五日爾仲麻呂止二人謀家良久書作弖朝庭乃咎計弖將進止謀家利又仲麻呂何家物計毛、爾書中爾仲麻呂止通謀家流文有是以親王乃名波下弖諸王等成弖隱岐國爾流賜布又池田親王波此夏馬多集弖事謀止所聞支如是在事阿麻多太比所奏是以親王乃名波下弖諸王等志弖土左國爾流賜布止詔大命乎聞食止宣

船ノ親王、次なる池田ノ親王ともに、淳仁帝の御兄にて、天平寶字三年六月、親王となり給へりし也、此次に書はたるなるべし、〇九月九日は、仲麻呂が謀反の、いまだ露れざりし程也、かく詔せらるは、閏月(己巳)にて、十一日也、〇書作云々は、朝廷に叛逆の、えうしかまふることをも、かきしるし、その書どもを上て人に聞せ也、倉には、先にいはでも知し、こととは、淳仁帝の御世にれども、政は、高野天皇の行はせ給へば、朝廷ノ政といふ也、其の天皇の御事也、〇家ノ物計ノ帳は、仲麻呂家の亡たる時、これが家のありける物を、抄へ取たる中に也、今の俗言に、帳につけたてたるさいふと也、印本には、高御ノ字を脱せり、一本には、流ノ字を留ノ作れ、今は又の一本に依れり、次にも流ノ字を用ひたれば也、〇書中ノ爾は、かの家に有し文書どもの中に也、〇通ノ志は、船親王の也、〇所奏は、人の告奏せる也、〇下賜ノ下ノ字、一本に不ノ字に誤れり、

【第卅一詔】

閏月十日、三日にあり、

諸奉侍上中下乃人等乃念良久、國乃鎭止方皇太子乎置定天之心毛安久於多比仁在、常人乃念云所仁在、然今乃間此太子乎定不賜在故方、人乃能家止念天定流毛必能之毛不在、天乃不授所

得在人受至坐物不在後壞、故是以天念人授依不得力以競物不在猶天由流授人在念定不賜此天津日嗣位朕一貪後繼不定不在今間念見定天授賜所漸漸現念定不賜勅御命諸聞食勅、復勅久、人己比岐比岐此人立我功成念君位謀竊心通人伊佐奈須須莫己不成事謀先祖門滅繼絕自今以後明貞心以可仁可久念事奈教賜奉侍勅御命諸聞食勅

今宣る、[illegible]に、有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に、[illegible]

日本紀十、山背[illegible]、[illegible]、[illegible]間[illegible]、○誓定、誓字、一本に[illegible]に誤、○[illegible]には、隠[illegible]也、此[illegible]、廿八詔四十

三詔にも、[illegible]出、○[illegible]人は、常に人の也、常の人にはあらず、○今間は、[illegible]に[illegible]也、○人は、

式に出たる[illegible]に、[illegible]人也、○[illegible]、此字、一本に[illegible]に誤れり、○能ニ、之字は、次の語に[illegible]、○天

乃不採所チ、所ノ字は、作者たゞ、漢文のごとく、トコロと訓べき心にて書たれど、こゝは語意を得て、この字をばコトと訓、し、さて世ノ中の萬ノ事は、もとより神の御しわざなる中にも、殊に天津日嗣の御位の御事などは、天照大御神の御心なるべきは、論なきに、其をば忘れて、たゞ漢意によりて、かく天のしわざにいひなせる、物知人の心は、いかなる心ぞや、これらは道の大本に關りて、いみしき禍言也、なほざりにな思ひ過しそ、○後には、始ノに對へていへるのみにて、輕し、さて天乃云々より、壞まては、廢帝の御事を、御心に持て詔下へる也、○不ノ得ことは、全ノ持つとあたはずして、壞るゝは、まことに得たるには非る故にいふ、○力ニ以テ云々は、己が力を以て、あらそひて得べきにもあらず也、○定不賜ヌ、印本には、不賜の二字なきを、今は一本に依れり、前後の例みな、此二字あれば也、但しさては、奴ノ字あまれるが如くなれども、かゝる例多し、不知侍などいへる侍ノ字のたぐひ也、○今之紀乃間方、之紀は、添へたる辭と聞ゆ、今之ともいへり、されば是も、上に今乃間とあると同じこと也、萬葉七に、今敷者、見目屋跡念之、これもたゞ今者ノ意也、本に此敷を、シクと訓たれど、こゝと照して、シキと訓べし、○念見定在仁、考へてよく見定めむ、その間にといふ也、○所方、これもトコロと訓べき心にて書るには有べけれど、なほ意を得て、ヒトハと訓べし、○漸々は、夜々夜々爾と訓べし、俗言に、そろ／＼と次第にといふ意也、万葉五に、漸々、加多知都久保里、これをヤウヤクニと訓るはわろし、又七に、奥津梶、漸々志夫乎、これもシバ／＼と訓るはひがこと也、又志夫乎は、尓水手を誤れる也、さてつねに漸をやうやうといふは、やゝ／＼の、音便に頽れたる也、又やうやくといふは、やうやうの下のうを、よくあしくなどの類のくを、うといふ格と心得て、そは正しからずとし、くと云ふを正しと思ひて、さかしらにいひ出たるにて、いよ／＼わろし、

○現奈武は、俗言に、知れて來う出て來うといふにあたれり、○己可比岐々々、卅二詔にも、己可心乃比岐々々、四十五詔にも、己我比伎婢企、万葉十四に、己許呂我比吉、十九に、あらたまの年のをを長くあひ見し彼心引將忘也毛○此人ナは、楽ノ

人ニ莫なるを、然思ふ者ら志すこゝろにつきて、此人こはいへる也、○須々牟莫、こはみづから進むをいふにあらず、人を勧むるをいふ言なれば、牟の下に、流ノ字おちたるかとおぼゆれど、万葉に、流るゝ果といふべきを、流る果といへる類、これかれあれば、古言には、かくもいひしにこそ、○已可久不可長事、長之、心得がたし、誤字歟、又は之は助辭にて、長ニ得賊、もし然らば、得成すまじき事也、なほよく考ふべし、○謀ヲば、謀なることぞ也、○継ニ継、継は、世継にて、子孫といふ、さて人々といふより、これまでは、かの橘ノ奈良麻呂等の謀反の事、又仲麻呂が事なども、御心に持て、詔玉へる也、故次に、自今以後にかゝる有、仁方は、御別の辭也、○可仁可久とは、万葉に左右と書り、彼に此に也、○念ことは、心得がたきを、例の與ていはゞ、念ひ妨ぐる莫、然らば佐未久流こと有べきに、流ノ字なきは、上の須々牟已止と同じ格也、さて念ひ妨くとは次の教賜ふことあるに、違ひたる心にて、此御教への趣を、心の内に思ひ結げて、受從はざる意也、○教賜とは、今此詔に教へ玉ふまゝに從ひ奉りて也、印本に、上の仁字を脱せり、今は一本に依ル、○藤原ノ仲麻呂誠ひての後は、萬の政、又道鏡が申すまゝに、行ひ玉へりとおぼしくて、廢帝を退給ひしも、皇太子をさて給ひしも、此天皇の再び御位につかせ給へるも、みな此道鏡が、下心に、時を候ひ、つひに已が位を得むと、窺へることにぞ有けむ、されば此詔も、此奴が、よきまにをしすゝめ奉れるまゝに、かくは詔玉へるなるべし、

續紀歷朝詔詞解五卷

本居宣長解

〔第卅二詔〕

二十六の卷に、天平神護元年正月癸巳朔己亥、改元天平神護、勅曰云々、又詔曰とあり、

天皇何大御命良麻止勅大御命乎衆聞食止勅、仕奉人等中爾其仕奉隨狀治給人毛在又御軍爾仕奉禮留爾依弖治給人毛在然此多比賜位冠方常與利方異仁在可久賜故方平伎時仁奉侍己止方誰人可不奉侍在牟如此久宇治方夜伎時仁身命乎不惜之天貞久淨心乎以天朝庭乎護奉侍流人等乎己曾治賜比哀賜倍伎物爾在止奈毛念故是以今由久前仁毛緩怠事無久諸能劣家牟人等乎毛教伊佐奈比進常與利毛益須益須勤結理奉侍止之天奈毛冠位上給

治給久止宣御命乎諸聞食止宣

其仕奉、ねども、仕ノ字を脱せり、今補、○御軍爾云々は、去年九月、藤原ノ仲麻呂を討玉ひし時の事也、此上なる漢文の勅に、其從去九月十一日、至二十八日、爾職事及諸司番上、六位已下、供事者、宜亦加二一階、唯正六位上、依レ例賜レ物とあるは、御軍士の外なるべし、○位冠、常に冠位といふを、又かくうちかへしてもいへる例、卅七詔四十一詔などにも有、○異には、氣爾と訓べし、異なるを、氣といへること多し、万葉十三に、當從異鴨、○誰人爾云々は、賜ければ、誰にても、みなよく仕奉ることぞと也、○宇治方夜伎、宇ノ字、印本に傘に誤、今は一本に依れり、此言の意、師の冠辭考に、ちはやぶるの條に見えたり、但し此宇治と稜威とを、一つにいはれたるは然らず、稜威はもとより別也、うちはやきは、いちはやきともいひ、頭のいを省きて、ちはやぶるともいへり、源氏物語椎ノ本巻に、后の御心いちはやくて、といへるなども、同言にて、意も同じ、こゝは仲麻呂が反逆によりて、乱ゝ有し事をいふ也、○貞久淨心、貞ノ字、一本に眞と作るは、誤なり、又一本には、久の下に、明々の二字有、○勤結爾、第一詔に出たり、

第卅三詔

同年三月丙申、勅云々、復詔曰と有、

天下政乃君乃勅仁在乎己可心乃比岐比岐太子乎立止念天

欲須流物仁方不在然此此位方天地乃置賜比授賜布位仁在故是以朕毛天地乃明伎奇伎徵乃授賜人方出奈牟止念天在猶今乃間方明仁淨岐心乎以天人仁毛伊佐奈方禮須人乎毛止毛奈方須之氐於乃毛於乃毛貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔己止乎諸聞食倍止詔

復有人方淡路仁侍坐流人乎率來天佐良仁帝止立天天下乎治之米無等念天在人毛在良之止奈毛念然其人方天地乃宇倍奈布由流之天授賜流人仁毛不在何乎以天可知止奈良方志愚仁心不善久天下乎治仁不足然乃味仁不在逆惡伎仲末呂止同心之天朝廷乎動之傾無止謀天在人仁在何曾此人乎復立無止念無自今以後仁方如此久念天謀己止止等詔大命乎聞食倍止宣

比岐比岐、本どもに、比岐ノ二字を落せり、今は一本に依れり、此言、卅一詔に出づ、○欲須流は、念ふこと重なりて、穩ならず聞ゆ、もしくは誤字にはあらざる歟、○天地乃置賜比云々、此ほどの物しり人は、皇國の書とては、神代紀をだに讀まざりしにや、神代紀よみたらば、よもかくまで、古傳にそむけることはいはじをや、○故是以、こは本どもに、故是位方と

作り、それも聞えたれど、今は一本にかく有がよろしきに依れり、位方は、上ノ文より紛れつるものなるべし、○朕らは、下の字に位へ係れり、○天地乃明支云々は、明かに奇き祥瑞を現はして、天地の授け給ふ人といふ也、○今乃間方、此言、下に承るところなけれども、太子を立むと思ふ心なくてあれといふ意を、次々の言にこめていへる也、○人乃云々は、たゞひ心のひき／＼、太子を立むとして、いざなひすゝむる人有とも、いざなはるゝことなかれと也、○此伊射奈布は、いざ其にすゝむこと、誘ふ意にて、いざなふと同じことなるを、言をかへていへる也、○於乃毛於乃毛、つねにいふ各は、己己なるを、それに毛を添ていへるにて、各誰も／＼皆といはんが如し、○貞能、貞は、貞、貞ナなどあるを讀、タダシクキヨシキなど訓るを、こゝには仁ノ字あれば、さも訓がたければ、同字を皇に訓むは、いかゞなれども、佐陀加爾と訓べし、さだかは、釋名に、貞定也、精定不動惑也、と注せる如き意也、能ノ字は、明ら誤れる也、かゝる處に能字をいへる例はなし、卅一詔に、明貞心以、卅七詔に、貞明心以、四十四詔に、浄貞明心以、などある例を以て知べし、○淡路乃帝坐人は、廃帝也、流ノ字は、頭を誤れる也、今の人は、凡て頭字を、ますといふも、ませるといふも、同じごと心得て、違あることをしらず、みづからの文にも、相誤ることつねなるを、古は此けぢめさだかにして、混ふことなかりき、こゝはませるといふべき處にあらず、必ますといふべき處也、○佐良には、更にして、復ノ再也、○字奈佐以、諸也、此を、古には諸々といひしなるべし、○我明下云、帝位を也、○許多不足、まして云々するにはますといふは、表世己也、○朝廷止云を、そこ／＼仲麻呂が返逆し時は、此ノ廃帝の御世なれば、此朝廷をさして、朝廷とはいふべきに、其をおきて、別に高野ノ天皇を、朝廷とは、いかにとなり、意は仲麻呂が方に係て、いへるにも有べければ、詔のつゞき、廃帝におかるゝや、○何云云は、此人を復立むとは、いふべきことにもあらぬ事也、○流は、聖守を再び立むこと、念ひ謀る也、○止は、夜米ご訓て、やめよの意也、○間宗、此上に、皆ノ字脱たる歟、

第卅四詔

同年八月庚申朔、從三位和氣王、坐謀反誅、詔曰とあり、さて此詔の次に、和氣者、一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲、賜姓岡眞人、任因幡掾、寶字二年、【二は三の誤なり】追尊舍人親王、曰崇道盡敬皇帝、至是復屬籍、授從四位下、八年、至參議從三位兵部卿、于時皇統無嗣、未有其人、紀朝臣益女、以巫鬼著、得幸和氣、心挾窺窬、厚賂幣物、參議從四位下近衞員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂、兵部大輔兼美作守從四位上大津宿禰大浦、式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、與和氣善、數飲其宅、道麻呂、時與和氣密語、而道麻呂佩刀、觸門屏折、和氣即遺以裝刀、於是人等心疑、頗泄其事、和氣知之、其夜逃竄、索獲於率河社中、流伊豆國、到于山背國相樂郡、絞之、埋于狛野、又絞益女於綴喜郡松井村とあり、復屬籍とは、岡眞人の姓を停めて、諸王に復されしをいふ、以巫より、賂幣物までの文、いさゝか心得がたし、落字など有歟、さて卅一の卷、藤原永手大臣傳に、道鏡因播籍恩、私勢振内外、自廢帝黜、宗室有重望者、多罹非辜、日嗣之位、遂且絕矣、道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望とあること、寶龜二年九月、和氣王男女、大伴王長岡王名草王山階王采女王、並復屬籍とあることを、合せて思へば、この和氣王を、謀反といひなして、かく罪におとせしも、道鏡奴が、詐たるしわざにぞ有けらし、

今和氣仁勅久、先爾奈良麻呂等我謀反乃事起天在之時仲麻呂伊忠臣止之天侍都、然後仁逆心乎以天朝庭乎動傾止之天兵

乎備流時仁和氣伊中天在此留依天官位乎昇賜治賜都可久
者阿禮止毛仲麻呂毛和氣毛後仁方猶逆心以天在家利復己毛先靈仁
祈願倍流書乎見流仁云天在良久己我心仁念求流事乎之成給天波尊靈
乃子孫乃遠流天在方京都仁召上天臣止成牟止云利復己怨男
女二人在此乎殺賜倍止云天在是書乎見流仁謀反乃心阿利止方明仁
見都是以天法乃末仁末仁治賜布止宣

謀反、こゝは乃字あれば、音に讀べし、此謀反の事は、十六詔より、廿二詔までに出、○仲麻呂か、伊字、一本に可と作るは、ひがと也、可にては、訓こゝのはず、○傾止之矣、一本に、之字なし、ひがと也、○何止云々、伊ノ字、一本に何と作るは、例のさかしらのひがと也、何にては叶はず、さて仲麻呂が謀反を、此王の甘なひされし事、紀には見えざれども、仲麻呂謀叛ありし時の詔の次に、此王從四位上より、從三位に叙せられ、又此年【神護元年】三月に、功田五十町を賜へる事などあるは、甘なひされし故と聞ゆ、○官位云々、位の事は、右のごとし、其時從三位になされたるよし見えて、任官の事は、もれたるを、此はじめに引る文に、寶字八年、至ニ參議從三位兵部卿ニと見えたり、○仲麻呂ノ和氣云々、仲麻呂が逆心の事は、既に上に見えたるに、又かくあるは、事重なりて、いかゞなるを、こは思ふに、此和氣も、かの仲麻呂と同じやうに、後には、といふ意なるべし、○後仁方猶、猶は、はじめは淳なりしかども猶也、又これも仲

麻呂と同じく、といふ意も、おのづから含みて聞ゆ、〇復已も、毛字は、可を誤れるか、又は之にて大書歟、いづれにまれ、必ズがと有べき所也、〇先靈は、於夜乃美多麻と訓べし、祖父舍人ノ親王、又父御原ノ王などの御靈也、〇見在、一本、仁ノ字を脱せり、〇云天在良久、其祈の書に、書し有しやうはと也、あらくは、あるを延たるにて、いふをいはくといふと、同格也、〇しヵ心は吾ヵ心也、〇成給天波、天波は、たらばの意也、波ノ字濁りて讀べし、〇尊靈は、其靈に對ひて、申す言なる故に、尊といへり、〇子孫は、こゝは古杼毋と訓べし、子といへば、子孫にもわたるなり、こゝはウミノコなど訓てむはわろし、〇遠流天在手方、流天は、波夫理弖と訓べし、古事記に、輕ノ太子の、伊豫ノ國に流され給ふ時の御哥に、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆と有り、放溢ば也、放棄遣る意也、万葉十九に、四方之人乎毋、安夫左波受、はふるとあふると同じ、五十一詔に、彌麻之大臣之家内子等乎毛、波布理不レ賜、失ヒ不レ賜、慈賜波牟などあり、舍人親王の御子たち、船ノ王は隱岐ノ國に、池田ノ王は、土左ノ國に流され玉ひしと、卅詔に見えたるがごとし、此ノ二王の子たちもあらば、それらをも包たるべし、廢帝は、下文に依ルに、此内には入べからず、さて在乎毛とあるべき語の勢ひに聞ゆれば、乎ガの乎ノ字は、毛を誤れるか、但し吾は天皇となり、云々乎方云々せむと、對へていへる意に見れば、乎方にてもよろし、〇呂止万葉五に奈良能美夜故爾、咩佐宜多麻波爾、〇臣止成止、本に、先止ノ二字なし、一本には、先ノ字ありて、止ノ字なし、今は又の一本に依れり、さて此臣といへるは、上代に、八十伴緒の中に、京に侍て、殊にしたしく仕奉るを、臣連といへる、その臣の心ばへにて、朝廷に近く仕奉る人となさむといふとなるべし、王臣と王に對へいふ臣にはあらじ、かの船ノ王池田ノ王など、親王をばおとされ玉へれど、諸王になされしかば、猶王なるを、臣になさむは、いよいよおとすわざ也、臣は、王より卑しければ也、〇己ヵ怨男女二人とは、高野ノ天皇と道鏡となるべし、怨は、ウラメシキとも訓べけれども、假字添へざれば、阿多なるべし、こはあたと申すべきよしはなけれども、己レ天皇とならむと望むには、妨ヶな

ればいふ也、○殺賜舊止、これまで斷りの書にいへるよし也、一本に、此下に今一つ殺賜ノ二字あるは衍也、○謀反ノ心云々、
阿利ノ二字、一本に在に作り、

第卅五詔

上に引たる文につゞきて、是ノ日又下レ詔曰とあり、

粟田道麻呂大津大浦石川長年等爾勅久、朕師大臣禪師乃宣久、愚癡在奴波思和久事毛無人乃不當無禮止見咎乎不知而惡友爾所引率流物在、是以此奴等毛如是久逆穢心乎發而在計利止方既明仁知奴、由此天理乃法乃末爾末爾治給倍久在、然此遍而猶道鏡伊所賜天、彼等我惑心乎教導天貞久淨伎心乎以天朝庭乃御奴止奉仕之米先止宣爾依天、汝等我罪乎免給、但官乎解給天散位乃之天奉仕止勅御命乎聞食止宣、又勅久、從今往前

仁小過毛在人仁所率流止之所聞波必法乃末爾末仁罪奈比給岐良比給止勅御命乎聞食倍止宣

粟田道麻呂、粟田朝臣は、姓氏錄に、天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也と見ゆ、國押人ノ命は、孝昭天皇の第一の御子なり、道麻呂は誰が子にかあらむ、詳ならず、官位は、卅四詔のはじめに引る文に見えたるがごとし、大津ノ大浦、大津ノ宿禰姓氏錄に見えず、此姓いまだ考へ得ず、もと連なりしを、天平寶字八年九月、此大浦に、宿禰の姓を賜へり、大浦は、誰が子にか詳ならず、寶龜六年五月、從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒、大浦者、世習陰陽、仲滿甚信之、問以事之吉凶、大浦知其指意渉於逆謀、恐禍及己、密告其事、居未幾、仲滿果反、其年授從四位上、賜姓宿禰、拜兵部大輔兼美作守、神護元年、以黨和氣王、除宿禰姓、左遷日向守、尋解見任、即留彼國、寶龜初、原罪入京、任陰陽頭、俄兼安藝守、卒於官、○石川長年、石川朝臣は、姓氏錄に、孝元天皇皇子、彥太忍信命之後也と見ゆ、建內ノ宿禰の末也、長年は、誰が子にか、詳ならず、天平寶字八年十月、從五位下に敘し、同月式部ノ大輔に任ず、そこに年ノ字を誤りて、手と作り、さて件の三人、和氣ノ王に同心せしこの事、卅四詔のはじめに引る文のごとし、○大臣禪師乃宜久は、道鏡なり、廿八詔に見ゆ、さて此奴がいへることをしも、かく天皇皇后などの大命と同じさまに詔玉へるは、甚しきと也、○愚癡はカタクナと訓べし、天智紀に癡奴、○人乃、本どもに此二字なし、今は一本に依る、○不當は、廿九詔に、無禮之許不從、奈賣久在人乎波、とあるつゞきを思ふに、那賣久と訓べき也、萬葉十二に、妹登曰者無禮恐、といへるなども、不當の意あり、○見咎、十六詔に、人乃可見咎事和射奈佐仕、○所引率は、イザナハルと訓べしいざなふといふと、詔どもに多かる中に、卅三詔に、人仁毛伊佐奈方禮須と、假字書有、○此奴等は、上ノ件の三

人をいへり、○道饑心ヲ發は、人にいざなはれて也○道鏡伊所賜ヘは、俗言に、もらひてといふに全同じ、○朝庭ヲ御奴、御奴は、御臣也、官奴といふ物にはあらず、散位としてとあるにて知ルべし、さて御臣ならば、分て朝庭乃とはいふに及ぶまじきとなれども、こゝは道鏡ヲ所賜ヘとあれば、道鏡が領たる私の人なる意をもて、分てかくはいふ也、○奉仕之米止、先字、本に夭に誤ル、今は一本に依、○官ヲ毛依天は、道鏡がかくいふによりて也、○解は、登理と訓べし、六十二詔に、解官取、紀に云々、官冠ヲ取賜ヒ云々、取冠罪ヲ免賜ヒ、官ヲ毛解賜ヒ云々、天武紀に、官位盡追、追字は、逐斥の意也、○散位、此訓おぼえず、刀禰と訓る證とおぼゆれど、たしかにはおぼえざれば、姑く音に讀り、さて散位とは、官なくして、位のみなるをいへり、○從令往前、一本に、令の下に、波ノ細字あるは衍也、○必ずの一本ども必ノ字なし、今は一本に從ル、○岐良毛給、十九詔に出ツ、○件の如く詔は有つれども、次の文に、居十餘日、曰、道麻呂、爲ニ飛騨員外ノ員其怨家從四位下上道朝臣斐太都、爲ニ守ト、斐太都到レ任ニ、卽閉ニ道麻呂夫婦於一院ニ、不レ通ニ往來ヲ、積ニ月餘日ヲ、並死ニ院中ニ、從四位上大津連大浦、爲ニ日向守ト、奪ニ其位封ヲ、從五位下石川朝臣永年、爲ニ隱岐員外介ト、到レ任數年、自縊而死と有り、

第卌六詔

同年閏十月庚寅、詔曰とありこれよりさき十月に、紀伊國に行幸の御かへるさ、弓削行宮に到坐し、弓削寺にもまうでゝ、佛○續紀に云々有、此詔は、弓削行宮におはします間の事也、弓削は、河內國若江郡にて、道鏡が郷也、

今勅久、太政官能大臣方、奉仕倍伎人乃侍坐時爾方、必其官乎授賜

物仁在。是以朕師大臣禪師能朕乎守多比助賜乎見禮方、内外二種乃人等仁置天其理仁慈哀天過無久毛奉仕之米天志可等念保之米之天可多良比能利多布言乎聞久仁、是能太政大臣乃官乎授末都留仁止敢多比奈牟可等奈毛念。故是以太政大臣禪師能位乎授末都留止勅御命乎諸聞食止宣。復勅久、是位乎授末都良牟等申佐方必不敢伊奈等宣多方牟止念之天奈毛不申之天、是能太政大臣禪師乃御位授末都流等勅御命乎諸聞食等宣。

奉仕倍伎人乃云々は、無其人則闕とあるにつきて、かくは詔玉へる也、其人有ときは任といふ文はなし、○守多比は、守り賜ひ也、次々なる多比多布みな同じ、○見禮方は、其ノ狀を見れば也、○内外二種乃人等とは出家と在家との人をいふ、すべて佛法にては、佛書を内典といひ、其餘の書を外典といふごとく、僧を内とし白衣を外としたる也、こは皆佛家の私事なるが廣まりて、常の人も然いふは、いと有ルまじきこと也、但し此天皇などは、いたくかの法を尊み給ひて、出家し給へれば、此御言、あやしむべきにあらず、○置天は、於テなり、○其理仁は、僧は僧、白衣は白衣と、各其ことわりにしたがひて也、一本に其ノ字を、甚に誤れり、○奉仕之米天志可等、天志可は、てしがなにて、願ふ辭也、万葉九に、見而師香跡、悒憤時之など、猶多し、印本に、天志可を志可天と誤れり、今は一本に依ル、○念保之米之天、米字、多くの本に末と作り、そ

れゝ例多ければ、あしからず、されど今は一本に依、○能利多麻波は、宣賜也、道鏡が也、○敢多布は、堪賜ひなむ歟ゝ也、多比奈弁可を、一本に多可比奈弁ゝ誤れり、○伊奈は、否にて、辭む言也、○念行は、一本に、天子を脱せり、御位、御字、道鏡を憎み給へる也、めづらし、○此詔につゞきて、詔文武百官、令拜賀太政大臣禪師、事畢幸弓削寺、禮佛、奏唐高麗樂、及黒山企師部儛、施太政大臣綿一千屯、僧綱及百官番上已上、亦有差、內豎衛府、特賜商布、亦有差、ゝ有、撿夫の下、脱文あるべし、また同月丙申、留守百官、拜賀太政大臣禪師、賜五位已上綿人三十屯、ゝ有、これは京にかへらせ給ひての事也、

第卅七詔

同年十一月癸卯、先是廢帝既遷淡路、天皇重臨萬機、於是更行大嘗之事、以美濃國為由機、越前國為須伎、其詔曰云々、又詔曰とあり、

由紀須伎二國守等仁命久、汝多知貞仁明伎心乎以天朝庭能護奉流人等乃國方多久在止毛美濃越前御占仁合大嘗乃政事乎取以天奉供其之由念行天位冠賜久止宣

國と奉供すれ、其後由紀の美濃國に不破關、須伎の越前國に愛發關あり、そのかみ三國の關は、國國にて、重くせられ

しと也、三關はもとより國司分當守固と軍防令に見えたる如くなれば、關に奉仕ることは詔給へる也、なほ三關の事、卅八詔にいへり、之ノ字、一本に已と作り、それもあしからず、されど今は多くの本に依つ、之は助辭也、○美濃に、正しくは美怒と訓べきなれども、此紀の詔、古怒といへる言、みな後世のごく、乃とあれば、今も然訓つ、○越前は、和名抄に、古之乃三知乃久知と有、○御卜に合ては、由紀須伎の國郡を定めらるゝ事、先ッ神祇官に仰せて、御卜あはせて、合へる國郡を以て、定めらるゝこと也、○大嘗の事は、古事記傳八の卷に委く云り、○取以天奉供[illegible]、神祇令に、凡大嘗者、毎世一度、國司行事と有て、由紀須伎にあたれる國司、京に參上りて、此事に奉仕る、そのこまかなる事は、貞觀儀式などに見えたり、上件すべての意は、國はしも多かるに、美濃と越前と、由紀須伎にあたれるは、汝たちの、明き心をもちて、關を守り仕奉るが故にぞあるらしの意也、本どもに、天ノ字なし、今は一本に依ル、○念行天奈毛、毛ノ字、一本に余と作るはわろし、○位冠賜、賜の上に、上ノ字など落たるにはあらざる歟、此詔の次に、授美濃ノ守正五位下小野ノ朝臣竹良、從四位下、介正六位上藤原ノ朝臣家依ニ從五位下、越前ノ守從五位上藤原ノ朝臣繼繩ニ從四位下、介從五位下弓削ノ宿禰牛養ニ從五位上ヨ とあり、

第卅八詔

件の文につゞきて、又詔曰と有り、

今勅久、今日方大新嘗乃猶良比能豐明聞行日仁在然此遍能

常與利別仁在故方朕方佛能御弟子等[之]天菩薩能戒乎受賜天在

此仁依天上都方波三寶仁供奉次仁方天社國社乃神等乎毛爲夜

備末都利次仁方供奉留親王多知臣多知百官能人等天下能人民諸乎愍

賜慈賜布念天奈毛還天復天下乎治賜故汝等毛安久於多比仁

侍天由紀須伎二國乃獻留黑紀白紀能御酒乎赤丹乃保仁多

末倍惠良伎常毛賜酒幣乃物乎賜方利以天退止爲天奈毛御物賜

方久止宣復勅久神等乎方三寶余利離天不觸物曾止奈毛人能念天在然

經乎見末都禮方佛能御法乎護末都利尊末都流方諸乃神多知仁伊末志家利

故是以出家人毛白衣毛相雜天供奉仁豈障事波不在止念

毛本忌之如久方不忌天此乃大嘗方聞行止宣御命乎諸聞食

宣

大嘗、大嘗に同じき也、○猶良比、猶は借字にて、直會にて、奈保良阿比の切れる也、直るとは、齋を解るべて、平常

に復る意也、○大嘗の齋、神祇令に、散齋一月、致齋三日と有て、義解に、散齋ハ謂仲冬ノ月、自朔至晦、致齋ハ謂自丑至卯、其辰日以後、即爲散齋と見え、大嘗祭式にもかくの如、儀式にも、致齋三日ハ、從丑至卯と見えたり、卯日に、大嘗宮に御て、神にも祭り給ひ、天皇御みづからも聞食て、大嘗の事畢るに依て、辰日よりこそ、豐樂院に御て、致齋をゆるべ、うちとけて、歡び集會意の名也、解齋の舞、又院齋殿ノ御帳などいふことは、午日の儀式畢りてあることなれども、卯ノ日の儀式の終るも、致齋の解るなれば、同じ心ばへ也、江次第には、辰ノ日、朝、主水司、供解齋御粥ことも見えたり、すべて諸社の神事にいふ直會ども、神祭畢りて後に行ふわざにて、同じ意也、○豐明、豐は、ゆたかなる意、明は、酒を飲て、顏の赤らむ意にて、酒宴をいふ也、豐明節會などいひ、又此次の文に、赤丹乃保仁云云、ともあるにて知べし、猶くはしくは、古事記傳卅二の卷にいへり、○當時別在とは、例の大嘗會の時とは、異なるをいふ、○御弟子等之天、諸本に、之字なし、今例に依て補へり、凡て古言に、とてといへることなし、さて此天皇は、廿七詔に、出家して佛弟子と成ぬと有り、そもそも御髮をおろし給ひて、天津日嗣の御位に昇り坐ること、神世より今に至るまで、たぐひなく、いともゆゆしくかしこき御事也、○菩薩戒、廿八詔に、菩薩乃淨戒とあり、○三寶は、ホトケと訓べし、○次仁方云々、三寶を上都方と詔玉ひて、神等を、次にと詔玉へるは、佛書のみだり說にのみ惑ひ玉へる、いともゆゆしきまがこと也、○爲夜は、禮びにて、敬と同じ、四十一詔に、謹禮末比仕奉りともあり、○還ては、再御位に復り即給へるよし也、○安久於多比仁侍天は、今日の宴會の御席に也、於多比仁は、今ノ世の俗言に、ゆるりと、いふにあたれり、○二國乃獻禮留、二國の齋郡の内に、拔穗田とて、卜へ定めたる、其田の稻を、拔穗といふ、其を持上りて、京の齋場ノ院に於て、黑紀白紀に釀造りて、獻る也、其間くさぐさの行事有り、委き事は、貞觀儀式、延喜大嘗祭式などに見えたり、さて辰日の儀に、辨大夫就版位、奏兩國所獻多米都物色目、其詞云、悠紀爾供奉、其國官姓名等加進禮留雜物、合若干荷、

就中献物、黒木御酒若干缶、白木御酒若干缶、云々、主基當供奉、其國云々、進事乎、申賜登奏、○黒紀白紀、万葉十九、新嘗會肆宴の哥、天地與久万氏爾、万代爾、都可倍奉良牟、黒酒白酒乎、とあり、こは色の黒きと白きと、二種の酒也、上代の酒の名にぞ有けむ、其造法を考るに、儀式に、以二薬灰一和二御酒一、五斗和二内院白黒二酒一、五斗和二大嘗米院白黒二酒一、と見えたる、薬灰といふ物は、灰焼とて、此灰を焼く役人有て、山に入て、焼得る物也、と、件文に依に、此薬灰、白酒にするも、黒酒にするもの、二種有て、各其を和するに依て、其色白と黒とになることと聞えたり、然るに造酒式には、新嘗會白黒二酒料云々、且造酒者云々、熟後、以久佐木灰三升、和合一甕、是稱二黒貴一、其一甕不和、是稱二白貴一とあるは、かの儀式の、黒白共に、灰を和すと異也、式の趣にては、白酒は、灰を和さぬ、尋常の酒と聞えたり、世々を経るまゝに、変りぬるにや、又中原康富記には、二酒共に醴酒也として、白者、白其色也、黒者、上[illegible]粉といへるは、又後の事にて、いさゝか其色を見せたるのみ也、○赤丹乃保は、酒を飲て、顔色の赤くなるをいへり、豊明といふ明も是也、中臣寿詞に、悠紀主基乃黒木白木乃大御酒乎云々、赤丹乃穂爾聞食天、豊明爾明御坐て、さ有、又事は異なれど、万葉哥に多く、丹穂面又朱丹つらふなどいへるも、顔の紅なるをいへると同じ、○をす[illegible]、たべにて、酒を飲むをいへり、四十六詔に、こゝと同じつゞきの語を、食ぞと書り、今世の言にも、物を食ふと、酒をのむとを、たべるといふ是也、○恵良は、古事記石屋戸段に、歓喜咲楽とある字の意也、これを書紀には、[illegible]と[illegible]と書れたり、古事記の傳への巻にいへるがごとし、○常賜とは、大嘗會の豊明には、いつも例に賜ふ[illegible]也、○酒幣は、佐加麻比と訓べし、サカミテグラと訓は非也、みてぐらとは、神に奉る物をこそいへ、昔の臣に賜ふ物を、いかでか然はいはむ、字に依て、言を誤ることなかれ、麻比は、すべて神に奉る物にても、人に贈る物にても、下たる者に賜ふ物にても、通はしいふ言也、まひ、まひなひといふも、まひと同じ、然るを後世には、まひなひといふは、正しからぬ賄賂

するに限れる言のごとくなれり、書紀に、神に奉る幣物をも、まひ又まひなひといへり、万葉に、末比波世武、幣者將爲ともあるも、たゞ物を贈らむといふことなり、酒幣は、宴の時に贈る物也、さて豐ノ明リに賜ふも、其物は、つねの様にかはれることなし、○爲天念毛、奈ノ字、印本には利に誤り、一本には、那と作り、今は又の一本に依れり、此詔の假字の例に依ればなり、○御物は、即チ酒幣之物とある是也、貞觀儀式、午日ノ儀に、宣制ノ云ク、天皇我詔旨良麻止宣布大命乎、衆聞食止宣、皇太子以下、稱唯再拜、更宣ニテ云ク、今日波、大嘗乃直會乃豐樂聞食日爾在、故是以、黒伎白伎乃御酒、赤丹乃穗爾食惠良伎罷止爲氐奈毛、常毛賜御物賜久止宣、以レ次稱唯、倶拜舞、三代實錄四十六にも、宣レ詔曰、天皇我大命良万止勅大命乎、諸衆聞食止宣、今日波、大嘗會乃直會乃豐樂畢日爾在、故是以、黒支白支乃御酒、赤丹穗爾食惠良支罷止爲天奈毛、常毛賜酒乃幣乃御物賜久止宣とあり、豐樂畢日とは、午日の事也、○三寶乎利離天、余利は、上に常男利別に、とある與利と同くて、止波といふ意也、三寶とは遠離てといふなり、○不レ觸は、三寶は、神事には觸ぬものと也、○物曾止宗毛、毛ノ字、一本に牟と作るは、例のわろし、○人能は、世の人の也、○經は、佛經也、○佛能御法乎云々伊末志家利、此語は、うちかへして、諸の神たちは、佛の御法を、護奉り、尊み奉るものにいましけり、といふ意に見べし、そも〳〵佛書には、佛を上へなく尊き物とし、佛法を上へなき道と立つるから、もろ〳〵の神たちも、佛を尊み、佛法を護り給ふ物とせり、かゝるたふれ言を、いひひろめて、いともゆゝしく、神國の人の心を、欺き惑はして、つひに佛國のやうになしたるは、あなかしこあなゆゝし、○白衣とは、出家の人の、黒染衣なるに對へて、たゞの人をいへり、推古紀天武紀に、俗人、天智紀に、緇素、天武紀に、僧尼沙彌及白衣、など見えたり、○本忌之可如久方不レ忌とは、大嘗會に、僧尼は舊より忌しかども、此度は忌すと也、そも〳〵大嘗にほうしの仕奉ること、古今ためしなき大まが事、申すもさらなり、

第卅九詔

上件の詔につゞきて辛巳詔ノ曰クと有リ、

必人方父、我可多母、我可多能親在天成物仁在然王多知止藤原朝臣等止方朕親仁在我故仁黒紀白紀乃御酒賜御手物賜方久止宣

成ルとは、生るゝをいへるか、もし然らば、親在天は、たゞ父と母と在てといふとなるを、これは其親族の事につきての詔なるが故に、親とは詔玉へるなるべし、もし又成ルは、成長るをいへるか、然らば親在天は、父方母方の親族、相助けて養育す意にや、又なほ上の意にても有べし、○王多知は、大御父方の御親なり、○藤原朝臣等は、大御母命の御親也、○御手物、第五詔に出、手字、印本に乎に誤今は一本に依ル、さてこは、大嘗會にあづからざる人々も、御親のゆゑを以て、別にかく賜ふ也、

第四十詔

卅七の巻に、同二年春正月甲子、詔ノ曰クとあり、

今勅久掛畏岐淡海乃大津宮仁天下所知行之天皇我御世爾奉侍末之之藤原大臣復後乃藤原大臣爾賜天在留志乃比己止乃書爾勅天在久子孫乃淨久明伎心乎以天朝庭爾奉侍牟乎波必治賜牟其繼方絶不賜止勅天在我故爾今藤原永手朝臣爾右大臣之官授賜止勅天皇御命乎諸聞食止宣

淡海乃、一本に、淡の上に近字あり、○奉侍末之之、下の之字、本ごもに氏に誤、今改、○藤原大臣は、鎌足公也、○後乃藤原大臣は、不比等公也、○志乃比己止乃書は、書紀敏達卷より末の卷々に、誄を、シノビコトタテマツルと訓る是也、此字、累其平生實行爲誄、而定其謚、以稱之也、また哀死而述其行之辭也、など注したる、皇國のしのび詞も、其意也、推古紀に、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、是日誄於輕街、第一阿倍内臣鳥、誄天皇之命、則奠靈明器明衣之類、万五千種也、第二諸皇子等、以次第各誄之、第三中臣宮地連烏摩侶、誄大臣之辭、第四大臣、引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誄氏姓之本矣、時人云、摩理勢烏摩侶二人、能誄、唯鳥臣不能誄也、皇極紀に、初發息長足日廣額天皇喪、是日小徳巨勢臣德太、代大派皇子而誄、次小徳粟田臣細目、代輕皇子而誄、次小徳大伴連馬飼、代大臣而誄、乙未、息長山田公、奉誄日嗣、天武紀に、天皇病遂不差、崩于正宮、云々、是日肇進奠、即誄之、第一大海宿禰蒭蒲、誄壬生事、次淨大肆伊勢王、誄諸王事、次直大參縣犬養宿禰大伴、摠誄宮内事、次淨廣肆河内王、誄左右大舍人事、次直大參當摩眞人國見、誄左右兵衞事、次直大肆采女朝臣筑羅、誄内命婦事、次

直廣肆紀朝臣眞人、誄膳職事。乙丑、諸僧尼亦哭於殯庭。是日、直大參布勢朝臣御主人、誄太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂、誄法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誄理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂、誄大藏事。次直大肆藤原朝臣大嶋、誄兵政官事。丙寅、僧尼亦發哀。是日、直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、誄刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張、誄民官事。次直廣肆穗積朝臣蟲麻呂、誄諸國司事。次大隅阿多隼人、及倭河內馬飼部造、各誄之。丁卯、僧尼發哀之。是日百濟王良虞代百濟王善光而誄之。次國々造等、隨參赴各誄之。仍奏種々歌舞。持統紀に、皇太子率公卿百寮人等、與諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉。於是奉奠、奏楯節舞。諸臣各擧己先祖等所仕狀、遞進誄焉。己未、蝦夷百九十餘人、負荷調賦而誄焉。乙丑、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞進誄。直廣肆當麻眞人智德、奉誄皇祖等之騰極次第。【古云日嗣也】次第。禮也、畢葬于大內陵。これも天武天皇の御時のなり。續紀二に、右大臣正二位多治比眞人嶋薨云々、以正五位下路眞人大人、爲公卿之誄。從七位下下毛野朝臣石代、爲百官之誄。三に、從四位上當麻眞人智德、率誄人奉誄。謚曰倭根子豐祖父天皇。即日火葬於飛鳥岡。これは文武天皇の崩の時なり。七に、右大臣正二位石上朝臣麻呂薨云々、右少辨從五位上上毛野朝臣廣人、爲太政官之誄。式部少輔正五位下穗積朝臣老、爲五位已上之誄。兵部大丞正六位上當麻眞人東人、爲六位已下之誄。十九に、正四位下安宿王、率誄人奉誄。謚曰千尋葛藤高知天宮姫之尊。是日、火葬於佐保山陵。これは太皇太后藤原宮子の薨の時なり、卅六に、正三位藤原朝臣小黑麻呂、率誄人奉誄。上謚曰天宗高紹天皇。庚申、葬於廣岡山陵。これは光仁天皇なり。四十に、中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、率誄人奉誄。上謚曰天高知日之子姫尊。これは桓武天皇の大御母高野氏なり。又に參議左大辨正四位上紀朝臣古佐美、率誄人奉誄。謚曰天之高藤廣宗照姫之尊。これは桓武天皇の皇后藤原乙牟漏也。さて〜上件書紀に、誄の事の記されたるさまを見れば、其儀式又其詞、さまざまの事有しさまなれど、誄某事、誄其事とある、其詞

ども、いかなるさまのとがもなかりけむ、其文いとゆかし、能不能とあるを思へば、此詞を遣るも試ち、たやすからざりしほどしられて、いかにめでたくあはれなりけむ、其儀式も詞も、絶て世に傳はらず、いと〳〵あたらしきと也、誄とて記されたるはたゞ、延暦廿五年、桓武天皇崩の時、夏四月甲午朔、中納言正三位藤原朝臣雄友、率後誄人、左方、中納言從三位藤原朝臣内麻呂、參議從三位坂上大宿禰田村麻呂、侍從從四位下中臣王、侍從從四位下大宮王、參議從四位下藤原朝臣緒嗣、右方、權中納言從三位藤原朝臣乙叡、參議從三位紀朝臣勝長、散位從四位上五百枝王、參議正四位下藤原朝臣繩主、從四位下秋篠朝臣安人等、奉誄曰、畏哉、平安宮御坐天皇乃、天日嗣乃御名事、恐恐誄白、臣末、畏哉、日本根子天皇乃、天地乃共長久、日月乃共遠、所白將去御謚止、稱白久、日本根子皇統彌照尊止稱白止恐恐誄白、臣末、また天長元年、平城天皇崩の時の、此二つ、類聚國史に見え、さては續後紀に、承和七年、淳和天皇崩の時の一つ見えたると、合せて三のみなるを、其文、みな件の延暦の度のと全同じとにて、これらは、かのくさ〴〵の事を申せし古へのとは、こよなくことそぎて、たゞ形ばかりとこそ聞えたれ、さて件の誄に、天日嗣乃御名事誄白とあれば、誄はすべて、後の御謚につきての事か、説文に、誄謚也とも注したり、又件の誄は、たま〳〵御謚の事を申せる故に、分て御名事とは申せる歟、さて又件の誄、いづれにも半と結とに、臣末とあるは、いかなるよしにか、詳ならず、他には見えぬと也、末字、等と作るところあるによらば、ヤツコラマにて、末はまの假字歟、はた等は寫誤歟、又未とも來とも作る處あるは、みな誤なるべし、さて又孝德紀に、凡人死亡之時云々、或爲亡人斷髮刺股而誄、如此舊俗、一皆悉斷、とあるを見れば、貴人のみならず、古へは下ざまゝで、誄はせしことゝ見えたり、さて又しのびといふ言、万葉にはみな、志奴比志奴布とのみありて、志乃備志乃夫といへるとなし、たゞ十七に志乃備、廿に之乃布とある、二つのみ也、すべて古へは、野篠角樂などいへる奴を、後世には乃といふを、万葉ノ哥には、大かた皆古へにより

て、奴とよめるを、此紀の詔には、此類皆、後ノ世のごとく乃とあるは、萬葉と大かた同じ時代なるに、いかなることにかと訝るにそのかみ既く平生にはみな乃と呼るを、哥には、心して古へによりて正して、奴とよめるを、詔には、たゞ平言のまゝに書るにこそ、又しのびしのぶの佑比の清濁も、古へと變れり古書には、清音の字をのみ用ひて、濁音を用ひたるは、右の万葉の十七の備一つのみ也、これら事のついでに、驚かしおく也、○作久、久ノ字、本に之に誤、今は一本によれり、○繼は、世嗣の子孫にて其家門をいふ、○絶は、俗にいふたやすなり、○物、作故、かの賜へる詠に也、我ノ字、一本に利と作るはわろし、○永手ノ朝臣の事は、五十一詔の處にいふべし、○右大臣之官授賜、此詔の次に、以二大納言從二位藤原朝臣永手一爲二右大臣一とあり、○御命を、乎字、一本には遠と作り、

第四十一詔

同年冬十月壬寅、奉レ請二隅寺毘沙門像所一レ現舍利於法華寺一、簡二點氏々年高然有二容貌一者一、五位已上二十三人、六位已下一百七十七人、捧二持種々幡蓋一、行二列前後一、其所レ着衣服、金銀朱紫者、恣聽レ之、詔二百官主典已上一禮拜、詔曰と有り、隅寺、一本に脇寺とあり、今は一本又一本に依れり、元亨釋書にも、隅寺と記したり、此寺、今も奈良の法華寺近き傍に、隅寺とてあるも、これなるべし、法華寺のかたはらなる故に、隅寺とも脇寺ともいへるにや、法華寺は、奈良に在、聖武天皇、天平の間、諸國に、國分寺國分尼寺を造らる、その尼寺をば、いづれをも法華滅罪之寺と號け給へる、此奈良のは、京師の法華滅罪寺也、

今勅久無上岐佛乃御法波至誠心乎以天拜尊備獻禮波必異奇驗乎阿良波之授賜物爾伊末志家利然今示現賜弊留如來乃尊岐大御舍利波常奉見余利波大御色毛光照天甚美久大御形毛圓滿天別好久大末之末世波特爾久須之久奇事乎思議許止極難之是以意中爾晝毛夜毛倦怠己止無久謹美禮末比仕奉都都侍利是實爾化能大御身波緣爾隨天度導賜布波時乎不過行爾相應天慈備救賜止云言爾在良之止奈毛念須猶之法乎興隆之牟流爾波人爾依天繼比呂牟流物爾在故諸乃大法師等乎比岐爲天上止伊麻須太政大臣禪師乃如理久勸行波之米教導賜爾依天之如此久奇久尊岐驗波顯賜弊利然此乃尊久宇禮志岐事乎朕獨乃味夜喜止念天奈毛太政大臣朕大師爾法王乃位授末都良久止勅天皇御命乎諸聞食止宣復勅久此乃世間乃位乎波樂求多布事波都天無一道爾志天菩

薩乃行乎修比人乎度導牟止云爾心波定天伊末須可久波阿禮止毛猶朕我敬報末川流和佐止奈毛此乃位冠乎授末川良久止勅天皇我御命乎諸聞食止宣次爾諸大法師我中仁毛此二禪師等伊同心乎以天相從道乎志天世間乃位冠乎波不樂伊末左倍止毛奈毛猶不得止天圓興禪師爾法臣位授末都流基眞禪師爾法參議大律師止之天冠波正四位上乎授氣復物部淨之朝臣止云姓乎授末川流止勅天皇我御命乎諸聞食止宣復勅久此寺方朕外祖父先乃太政大臣藤原大臣之家仁在今其家之名乎繼天明可仁淨伎心乎以天朝廷乎奉助理仕奉流右大臣藤原朝臣乎波左大臣乃位授賜比治賜復吉備朝臣波朕我太子止坐之時余利師止之天教悟家流多乃年歷奴今者身毛不敢阿閇良須物乎夜晝不退之天護助奉侍乎見禮波可多自氣奈彌奈毛念須然人止之天恩乎不知恩乎不報乎波聖乃御法

仁毛禁給幣流物仁在是以天吉備朝臣仁右大臣之位授賜止勅布

天皇我御命乎諸聞食止宣

無上は、佛書の常ノ言也、○至誠は、推古紀には、ネムコロと訓たれど、佛書のつねの言なれば、音に讀つゝ、と訓べければ、フカキマコトなどいふべし、○献彌波、尊みて添ていふまつるに、献ノ字はめづらし、○必、本に心に誤、今は一本に依、○異奇四十二詔に、甚奇久異爾麗伎、また美異、また奇異、など見え、此下文に、久須之久奇事とも有、○如來乃尊伎大御舍利、岐ノ字、一本に波に誤れり、此翌日癸卯ノ日の漢文ノ詔にも、因有靈示縷器、競遂則舍利三粒、見於縷器ニとあるは、こゝとは又別の事のごとくにも聞ゆれども、猶一つ事なるべし、さて舍利といふ物は、或佛書に、中物乃是戒定慧忍行功德熏成也、梵語設利羅、今訛畧稱舍利、華言骨身、所以不譯者、恐濫凡夫骨身故也、又云駄都、此曰不壞義、有三種舍利、一全身舍利、碎身、碎身有三、一骨舍利、白色也、二肉舍利、紅色也、三髮舍利、黑色也、惟佛舍利、五色有神變、一切物不能壞焉といへり、○甚美久久字、本に之に誤り、一本には言に誤る、今改む、○圓滿は、佛書の常ノ言也、タラハシと訓べし、万葉二に、滿將行神乃御面跡、九に、望月之滿有面輪二、これらをもてミチテルと訓るは非也、面足尊など申す御名を思ふに、タルと訓べしと、師のいはれたるがごとし、○大末之末世波、世ノ字、印本に泄と作るはいかゞ、今は一本又一本に依、○久須之久、此言、くしとも、くすしとも、くすはしともいへり、奇ノ字をよめり、○思議に止極難之、佛書に、不可思議不思議など、つねにいへり、極は、かやうの處は、常にはキハメテと訓ノども、万葉三に、極貴物者酒西有良之、この訓よろし、さて此言は、至りてといふと同じさまにて、もと皇國言にはあらじ、○化爾は、加理乃と訓べし、佛書に權化といふ物にして、佛の權に世に現れたるをいふ、いはゆる化身也、○度は、ワタシ

こ訓べし、佛書に、濟度こ常にいふと也、佛足石哥に、毛呂毛呂須久比、和多志多麻波奈、○應は、カナヘテこ訓べし、又コタヘテこも訓べし、○云言は、いふ物こいはむが如し、言は借字也、○猶々、之は、助辭也、万葉廿に、奈保之爾可比都、ふるき漢籍訓にも、かく訓ること有、○人爾依は、人の緒弘むるに依て、興隆めるよし也、○大法師は、廿四詔に、師ノ位こあるこころにいへるが如し、○上ッ伊麻須は、長こる也、諸司の長官をみな加美こいひ、長子をこのかみこいふなこも同じ、○教導、教字、一本に敬こ作るは誤也、○依天、本こもに、之字なし、今は一本に依、○獨のみ、夜は、やはの意なり、○法王、佛經に、正法を以て國を治むる王を、法王こいふこいへることあり、今此號は、それによりて給へるか、又たゞ法師なる王こいふ意か、いづれにまれ、皇胤にめでたき人に、王こいふ號を授け給へること、御代よりためしなく、甚にそむきたる、いこしき大まがごこ也、同月乙巳、詔、法王月料、准供御、云々、神護景雲元年三月己法十官職、以造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信、爲兼大夫、云々、同三年正月庚午朔壬申、法王道鏡居西宮前殿、大臣已下賀拜、道鏡自告壽詞、丙子、御法王宮、宴五位已上、道鏡與五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領、云々、○勝ては、カツテこ訓べし、萬葉四に、花勝見、都毛不知、戀渡摺可聞、十三に、戀云物者、都不止來、○一道二、万葉十一に、かにかくに物は思はず、ひだ人の打墨縄之直一道二、六帖には、これをも、ひたみちにさしゝ入たれ、一本には、志の一字なし、○修は比字、本に此に誤、今は一本に依る、○發報こ同、本に川ノ字、津こ作り、今は一本又本に依る、上に太政大臣禪師の如理ッ云々こある、これに報下ふよし也、○授こ同、川字、本に津こ作り、今は一本に一本に依る、○此二禪師こは、次に出たる二人をさしていへり、禪師こいふ號の事、廿八詔にいへり、伊ノ字、一本に伺こ作るは、例のまがしなのひがこ也、○勤行、勤字は、勤を誤れるなるべし、此事、上にいふべかりしを、漏せる故にこゝにいふ、○同心は、道鏡こ也、○伊未[illegible]は、僕こも也、世を継て、佐加こいへり、まて此心を[illegible]

る辭は、めづらし、○授ヶ奉ル都ノ字、一本には川と作り、○法參議、和名抄に、參議、於保万豆利古止比止、とあるに依て
訓り、又音に讀ても有べし、○正四位上云々、これより先キ九月に、授ク修行進守大禪師基眞、正五位上一とありき、そも
そも僧に位階を賜ひ、姓を賜へる事、いともくめづらしく、いはむかたなきことども也、さて此基眞より上に在る圓興
には、位をも姓をも賜ふことなくして、基眞にのみ賜へるは、故有べし、猶此二人のほうしが事、下にいふべし、○授ヶ奉ル、
川ノ字、一本に津と作り、今は一本又一本に依ル、○此寺は、法華寺也、○外祖父、和名抄に、母方乃於保知と有ル、於保知は、
大父のいひ也、○先ノ太政大臣は、不比等公也、先は、故といはむかごとし、○家に在は、家なる也、家の内に在とい
ふにはあらず、○家之名、上なる家は、家宅をいひ、此家は、氏門をいへり、名は職業也、○右大臣は、永手公也、○
吉備朝臣は、眞吉備公也、此公の事、十一詔にいへり、○坐之、一本には、坐マシと作り、○師は、美布美與美と訓べし、
應神紀に、阿直岐亦能讀ム經典ヲ、即太子菟道稚郎子ノ師ミフミヨミトシ玉フ焉、○敎悟　敎ノ字、一本に敬に誤ル、○今方身ヲ云々、寶龜六年、薨カクレ
坐る時、八十三とあれば、此年は、七十四歳の時也、○奉侍ヘ、乎ノ字、一本に遠と作ル、○可久自眞奈禮、彌ノ字、一本に弥
に誤ル、○聖ノ御法は、佛法をいへり、○圓興、基眞二人のほうしが事は天平寶字八年十一月、法臣圓興、其弟中衞將監從
五位下賀茂朝臣田守等云々とあれば、圓興は、賀茂朝臣氏也、法臣とあるは、後に賜はれる位を、前へもめぐらして記せ
る物にや、さて天平神護二年七月、以テ中律師圓興ヲ、爲ス大僧都ト、同年九月、授ク修行進守大禪師基眞、正五位上ヲ、十月、
此詔の次に、詔スラク法王ノ月料ハ、准ス供御ニ、法臣大僧都第一修行進守大禪師圓興ハ、准ス大納言ニ、法參議大律師修行進守大禪師正
四位上基眞ハ、准ス參議ニと見ゆ、准は、月料ノ事也、かくて神護景雲二年十二月、先ヨリ是山階寺僧基眞、心性無ク常、好ミテ學ビ
左道ヲ、詐テ呪シテ縛シ其童子ヲ、敎テ說カシム人之陰事ヲ、至テ乃チ作テ毘沙門天像ヲ、密ニ置テ數粒ノ珠子ヲ於其前ニ、稱スルニ爲ト現スト佛舍利ヲ、道鏡仍テ欲シ
眩ニ耀ト時人ヲ、以テ爲ス己カ瑞ト、乃チ諷シテ天皇ニ、赦シテ天下ニ、賜フ人爵ヲ、基眞ニ賜ヒ姓ヲ物部淨志朝臣ト、拜シテ法參議ニ、隨身ノ兵八人ヲ、基眞所ノ

作レ怒背、凌二卿大夫一、不レ顧二皇法一、道路畏レ之避、如レ逃レ虎、至レ是凌二突其師主法臣圓興一、擯二飛驒國一と見えたり、擯二飛驒國一とは、基眞がしわざにて、圓興を擯けたる如くに聞えて、まぎらはしけれども、然にはあらず、圓興が凌突たるによりて、基眞を擯けたる也、擯字の上に、仍ノ字などあらまほし、さて件の文によれば、此度現れたる舍利も、此基眞が詐造れる事にぞ有ける、あさましき事ども也、寶龜元年九月、近江國人、從八位上物部宿禰伊賀麻呂等三人、復二本姓物部一とあるは、基眞が申て、宿禰ノ尸を賜へるを、基眞擯られて、擯けられたるによりて、宿禰ノ姓を取られたる也、同九年正月、以二大法師圓興一、爲二少僧都一とあるを、圓興は、さきに既に大僧都なりしに、又かくあるは、高野天皇の御世に、あまりに昇進の過て、みだりなりし故に、後天皇崩の後、おとされて在しを、今又さらに少僧都になし給へるにや、これを見れば、此圓興は、基眞が如く惡僧にはあらざりしにこそ、

第四十二詔

廿八の卷に、天平神護三年八月癸巳、改二元神護景雲一、詔曰と有、

日本國爾坐天大八洲國照給比治給布倭根子天皇我御命良麻止勅布御命乎衆諸聞食止宣今年乃六月十六日申時仁東南之角爾當天甚奇久異爾麗岐雲七色相交天立登天在此乎朕

自毛見行之又侍諸人等毛共見天怪備喜備都々在間仁伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久六月十七日爾度會郡乃等由氣乃宮乃上仁當天五色瑞雲起覆天在依此天彼形乎書寫以進止奏利復陰陽寮毛七月十五日爾西北角爾美異雲立天在同月二十三日仁東南角仁有雲本朱末黃稍具五色止奏利如是久奇異雲乃顯在流所由乎令勘爾式部省等我奏久瑞書爾細勘爾是即景雲爾在實合大瑞止奏世利然朕念行久如是久大仁貴久奇異爾在大瑞波聖皇之御世爾至德爾感天天地乃示現之賜物止奈毛常毛聞行須是豈敢朕德伊天地乃御心乎令感動末都流倍岐事波無止奈毛念行須然此方大御神宮上爾示顯給故尚是方大神乃慈備示給幣流物奈利又掛毛畏岐御世御世乃先乃皇我御靈乃助給比慈給幣流物奈利復去正月爾二七日之間諸

大寺乃大法師等乎奉請貝倍天最勝王經乎令講讀米都利又吉祥天乃悔過乎令仕奉流爾諸大法師等我如理久勤天坐佐比又諸臣等乃天下乃政事乎合理天奉仕爾依天之三寶毛諸天毛天地乃神多知毛共爾示現賜幣流奇久貴伎大瑞乃雲爾在良之止奈毛念行須故是以奇久喜比大瑞遠頂爾受給天忍天默在許止不得之天奈毛諸王多知臣多知乎召天共爾歡備尊比天地乃御恩乎奉報倍之止奈毛念行止詔布天皇我御命遠諸聞食止宣然夫天方萬物乎能覆養賜比慈備愍美賜物仁坐須〔此間脫文〕又大神宮乃禰宜大物忌內人等爾波叙二級但御巫以下人等叙一級又伊勢國神郡二郡司及諸國祝部有位無位等賜一級又六位以下及左右京男女年六十以上賜一級但正六位上依御賜物其正六位下重三選以上者賜上者正六位上又孝子順孫義夫孝婦節婦力田者賜二級表旌

其門至于終身田租免給又五位以上人等賜御手物又天下諸國今年田租半免又八十以上老人及鰥寡孤獨不能自存者賜糴又示顯賜宇流瑞乃末爾末仁年號波改賜布是以改天平神護三年爲神護景雲元年止詔布天皇我御命遠諸聞食止宣

日本國とは、畿内の大和國をいへる也、○照給比、神代紀に、須佐之男命の、天照大御神に申給へる御言に、請姉照臨天國、自可平安、崇神紀に、詔曰、惟我皇祖諸天皇、光臨宸極、三代實錄卅八の詔に、朕乃食國乎平安、天照治聞食須故波云々、○東南之角、すべて東南の間の方を辰巳、西北の間を戌亥などいふことは、もと漢事なることは、論なけれど、古きことゝ聞えたり、哥にさへみやこのたつみなどよめり、さて隅を角と書るは、事違へれども、万葉にも角田川と書り、但し彼はツヌダか、さだかならず、角はかどにて、隅とは異也、○阿倍朝臣は、姓氏錄に、孝元天皇ノ皇子、大彥ノ命之後也、○東人は、誰が子にか、考へなし、天平寶字八年に、從五位下に敍し、其後中務大輔宮內大輔大藏大輔豐後守刑部大輔刑部卿などに任じ、位は從四位上まで見えて、其後は見えず、○等由氣乃宮乃上仁、伊勢の、大神宮雜事記といふ書に、天平神護三年丙午七月七日、自午時迄于未點仁、五色雲立天、天照坐皇大神宮鎮坐須、即宇治五十鈴河上乃宇治山之峯頂仁懸連利、即禰宜內人等、注具狀申於宮司、即宮司水通、錄子細言上神祇官、隨即官奏、仍神祇官陰陽寮等勘申云、奉爲公家、又爲天下、甚最嘉之瑞想也者云々といへるは、月日も地も違へり、いかゞ、○陰陽寮、和名抄に、於牟夜宇乃豆加佐とありて、訓はなし、職員令に、陰陽寮、頭一人、掌天文曆數風雲氣色奏聞事云々、

○十月十五日、印本又一本には、五ノ字なし、今は又の一本、類聚國史などに依る、○本朱云々、本トとは、見えたる所の下の方をいひ、本ニは、上の方をいへる也、かくてその朱と黄とのうらに、やゝ青きところ、白きところ、黑き所なども、まじりたるなるべし、○式部省等、職員令を考るに、式部省は、かゝる事ノ掌るよしは見えず、治部省、卿一人、掌ル云云祥瑞云々事ニと見え、延喜式にも、祥瑞の事は、治部省式に出たり、さればこゝは、式ノ字は、治を誤れる也、故ニ今は和名抄に、治部省、乎佐牟留都加佐と有に依て訓つ、さて等とは、卿また大輔少輔などをかねていふなるべし、○景雲、治部省式、祥瑞の大瑞ノ中に、慶雲といふ有て、狀若ク烟ノ非ス烟ニ、若ク雲ノ非スと雲ニ注せり、さて慶雲を、景雲といへることは、物に見えざれども、慶雲といふ年號は、既に先キに有し故に、此度のは字を易て、景星にならひて、景ノ字をば用ひられたるなるべし、故こゝにも其字を書るなり、○合大瑞、瑞書に、大瑞上瑞中瑞下瑞と、しなぐゝある、その大瑞の中の慶雲に合へるよし也、合ノ字、本に令に誤、今は一本に依る、○感は、加萬氣と訓べし、皇極紀にもかくよめり、万葉十六に、はしきやし老人の歌に、おほゝしき九兒らや蚊間毛而をらむ、○常モ凡て今までといふことを、常といへると、古語にこれかれ見えたり、古事記傳十七巻、海ノ宮ノ段にいへり、こゝも其意也、類聚國史には、毛ノ字なし、○是以、かくつゞきたるは漢文ぶり也、されど然といひて、無と結めたるは、古語のさま也、○令示動は、ウゴカシメシと訓べし、古今集序に、力をもいれずして、天地をうごかしといへる是也、それを眞字序には、動天地といへり、凡て物に感るは、心の動く也、故感しむるを、令動とはいふ也、○大御神ノ宮は、こゝは等由氣ノ宮をいへる也、これに二ッの意有べし、一ッには、外宮も、天照大御神の外ノ宮なるに、等由氣ノ大神を祀り給へるなれば、なほ天照大御神の宮の意也、二ッに、古事記に、高御□神をも、道臣ノ大御神と記し、万葉に、高能大御神等とも、此古の昔大御神ともよみたれば、直に等由氣ノ大御神の宮の意也、○悠紀主基物、悠紀主基、聖字、一本に利と作り、聖はあやしけれども、上の物悠紀も、諸本皆此字なれば、今も姑

く諸本に依れり、〇二七日は、此事の例ごもを考るに、みな一七日にして、二七日なる例は見えされは、二の字は、一を誤れるなるべし、故にたゞナヌカご訓り、〇奉請良僧、請は、麻世ご訓べし、令参来る切めたる言也、欽明紀に、請其佛像二躯、推古紀に、請僧尼設齋、皇極紀に、屈請衆僧、讀大乗經等、などあり、さてこゝは、宮内に請じ給へる也、さて奉りを延ては、マツラヒなるに、良倍ごあるは、かくもいへりしなるべし、中昔の物語書に、奉りを、たてまつれご多くいへるも、此格也、〇最勝王經は、十三詔に出、〇講讀、本に講讃ご作るはわろし、今は一本又類聚國史などに依、延喜式に、凡毎年起正月八日、迄十四日、於大極殿設齋、講説金光明最勝王經云々、後に御齋會ごいふ是也、其儀、貞觀儀式江次第などに見えたり、〇吉祥天は、帝釋の女にて、端嚴美麗の天女也ご、最勝王經に見えたり、かの經に、大吉祥天女品、また大吉祥天女増長財物品などいふ篇あり、〇悔過は、いはゆる懺悔也、梵語には懺摩ごいふを、譯して悔過ごいふ、懺悔は、其梵語ご漢語ごを、重ね合せたる也ごぞ、さて吉祥天ノ悔過の作法のさまは、かの増長財物品ごいふに見えたり、さて此年正月に、宮ノ内にて、此事を行はれたるとは、紀に見えず、たゞ正月己未、勅、畿内七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺、行吉祥天悔過之法、云々、ごのみ有り、この時に、大宮にても行はれしなるべし、然るにこれより後、神護景雲三年に、正月御東内、始行吉祥悔過ごあるは、始字誤歟、はた天平神護三年を、誤て神護景雲三年に記されたる歟、かくて寶龜元年正月、停天下諸國吉祥悔過、同三年十一月、詔曰云々、宜於天下諸國國分寺、毎年正月、一七日之間、行吉祥悔過、以爲恒例と見え、延喜式に、凡諸國國分二寺、依僧尼見數、毎寺起正月八日、迄十四日、轉讀金光明最勝王經、また凡諸國、起正月八日、迄十四日、請部内諸寺僧於國廳、修吉祥悔過、など見えたり、〇坐は、いましを延ていへる也、さて勤このみにても有べきに此言を添へたるは、凡て佛家に、僧の、日数を限りて、他へ出ず、こもり居るを、安居ごいふを有るに依て、七日の間、此悔過にこもり居

たるよしなるべし、○合レ理ニ、合字、本に令に誤ル、今は一本又類聚國史に依ル、○然夫夫と云々、然夫といふと、いかゞなる文なり、故、今は二字をサテと訓つ、さて又此處の文、坐といふまでの語、上よりのつゞきも穩ならず、下へもつゞかず、上にも脫たる言ある歟、下には、脫文あること決し、こを今こゝろみにいはゞ、又地ナ云々物仕奉、是以云々、といふと有べし、然いざれば、こゝの文いひ終ず、又次なる、又大神宮云々の上に屬たる語も有べし、然らざれば、又といふ言聞えざる也、養ノ字、本に奏に誤ル、今は一本又類聚國史に依ル、○禰宜大物忌内人、延暦ノ儀式帳に、大神宮に、職掌禰人卌三人、禰宜一人、大内人三人、物忌十三人、物忌ノ父十三人、小内人十三人と見え、外宮には、職掌禰宜内人等物忌ノ事、合貳十壹人、禰宜一人、大内人三人、物忌六人、物忌ノ父六人、小内人五人と有て、二宮共に、物忌の中に、大物忌といふ一人づゝ有り、こゝは大神宮といひて、二宮をかねたる也、○叙は、多麻布と訓べし、即こゝのつゞきの下ノ文に、賜二一級一とも書り、又四十八詔に、大神宮始メ、諸社ノ禰宜等給フ位一階ヲと見え、六十一詔にもかく有り、○御巫は、儀式帳に見えず、小内人の中に、御巫内人といふあれど、それにはあらじ、思ふに、上に脫文有げなれば、但しこゝあるは、上に承ると有て、此御巫は、朝廷のにて、大神宮に屬たるにはあらざるか、朝廷の御巫は、臨時祭式に、凡御巫御門巫生嶋巫、各一人、【其中宮東宮唯有御巫各一人、】取二庶女堪レ事充レ之、但考選、並同二散事宮人一、凡座摩巫、取二都下國造氏童女七歳已上者一充レ之、若及レ嫁時ニ、申レ辨官ニ充替、凡諸御巫者云々とある是也、また古書どもに、大御巫と御巫とを、多くは御巫、巫とかなで書るは、御巫は大御巫にて、神祇官に坐八神を祭る御巫也、たゞ巫とあるは、其餘の御巫也、然るに其をまた、大御巫御巫と書ることも有て、同く御巫とあるに、大御巫なること、たゞの御巫なるとの差あるを、そはその所のさまによりて、見分べき也、思ひ紛ふべからず、こゝの御巫は、諸の御巫也、大御巫のみにはあらず、○禰宜二郡司に、多氣度會二郡の郡司也、此二郡は、大神宮の御料なるを以て、神郡といへり、後には又これ

に、飯野ノ郡も加はりて、神ノ郡といへり、○祝部、宮司神主禰宜などの色々を、これにこめたり、○但正六位下、此下に文脱たり、其文は例は例に依ていはゞ依レ例賜ニ物其正六位下といふ九字有べし、かやうの時に正六位上の人には一階は給はずしてそのかはりに物を賜ふといつもの例也さて正六位下ヲ重ニ選一云々とつゞく、たゞし右の如くならでは此所聞えず正六位といふとの重なれるによりて文を脱せる也故ニ今件の九字を補つ○重ニ選ニとは、選は、考選なり、考とは、年毎に一度づゝ、年中の功と過とを考按て、等を定むるをいふ、故ニ一年を一考といへり、さて選は、その考を選ニ出る事にて、三考を重ねて、選せられたるを、二選を重ぬとはいへる也、これらの事、考課令選叙令に見えたり、○賜ニ上者正六位上ヲ上ノ者とは、上考三等の者をいふ、そはかの功過を考るに、上々上中上下、中上中中中下、下上下中下々と、九等に分ヶ定むる、その上考三等【上々上中上下】なり、さてこゝに、賜ニ正六位上一とあるを以て、上に正六位下といふとなくては叶はざるを知べし、本に者字を脱せり、今は一本に依ル、○孝子云々、力田まで漢文のまゝ也、十三詔の末考合すべし、孝婦は、夫の父母に孝なる婦也、○表ニ旌其門一、此事も十三詔にいへり、但しかしこに引たる如く、賦役令には、同籍悉免ニ課役一と有て、終身田租を免し給ふよしは見えず、○御手物、手ノ字、本に平に誤ル、今は一本に依ル、○朽、本どもに粮と作り、今は類聚國史に依ル、例みな朽なれば也、

第四十三詔

廿九の巻に、同三年五月丙申、縣犬養姉女等、坐テ巫蠱一配流、詔曰とあり、

現神止大八洲國所知倭根子掛畏天皇大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食止宣久丈部姉女乎波内都奴止爲弖冠位擧給比根可婆禰改給比治給比伎然毛物乎反弖逆心乎抱藏弖己爲首弖忍坂女王石田女王等乎率弖掛畏先朝乃依過弖弃給弖厨眞人厨女許爾竊往弖岐多奈久惡奴止母止相結弖謀家良久傾奉朝庭亂國家弖岐良比給弖之氷上鹽燒我兒志計志麻呂乎天日嗣止爲牟止謀弖掛畏天皇大御髪乎盜給波利弖岐多奈伎佐保川乃髑髏爾入弖大宮内爾持參入來弖厭魅爲流己止三度世利然毛盧舍那如來最勝王經觀世音菩薩護法善神梵王帝釋四大天王乃不可思議威神力掛畏開闢已來御宇天皇御靈天地乃神多知乃護助奉留力爾依弖其等我穢久謀弖爲留厭魅事皆悉發覺奴是以撿法爾皆當死刑罪由此弖理波法乃末爾

末備岐良比給倍久在利然止毛慈賜止爲弖一等降弖其等我根可婆爾替弖遠流罪爾治賜布止宣布天皇大命乎衆聞食止宣

現神止云々宣久、此文、他の詔の例と異なり、まづ倭根子掛畏とつゞける事、又大命良麻止詔、といふことを略きて、直に大命乎といひて、宣くと、宣をやがて詔のをにして、久といへる、これらの文めづらしく、初めの語めくはしきにあはせては、いとことごときて、いかゞなるいひざま也、作者の心なるべし、○丈部は、姓氏錄に、天足彥國押人ノ命ノ孫、比古意祁豆命ノ後也、また杖部造ハ、孝元天皇皇子大彥命ノ之後也、また丈部ハ、鴨縣主同祖、鴨建津身命ノ之後也、などある內、いづれならむ、此外に杖部造丈部首なども猶有リ、丈と杖とは同じこと也、さて波世部加倍といふよみは、和名抄に、伊勢ノ國朝明ノ郡杖部ハ、鉢世都加倍、安房國長狹ノ郡丈部ハ、波世豆加倍など有リ、言の意は、走使なるべし、○姉女、父祖詳ならず、天平寶字七年正月に、從五位下、天平神護元年正月に、從五位上を授らる、○內ノ奴は、內兵などの類也、奴は臣也、但し鎌足公を內臣とせられし類にはあらず、これはたゞ親み給ひての稱なるべし、○根可婆爾改給、凡て根とは、人を崇めていふ稱にて、可婆爾といふと同じきを、重ねていへる也、改給は、もとたゞ丈部にて有しを、上ケ給へるをいふ、かの從五位下に叙したる處に縣ノ犬養ノ宿禰と有て、從五位上になれる處には、縣ノ犬養ノ大宿禰と有リ、然るをこゝに丈部とあるは、その賜へる姓尸を取て、もとの姓にかへされしなるべし、○抱藏は、イダキと訓べし、凡て云々の心を懷といふは、もと懷ノ字に就ての、漢文訓めきて、皇國言にはあらざることと聞ゆれども、こゝは抱ノ字をしも書たれば、必ず然訓べき也、○首は、ヒトゴノカミと訓べし、神武紀に、魁帥此云比登誤廼伽瀰と有リ、首渠又長などをも、然訓り、さてこゝの首を、本に直に誤ル、今は一本に依て正しつ、○忍坂女王は詳ならず延曆五年正月授ニ從五位下忍坂女王從五位上ヲ

○石田女王も、詳ならず、さて凡て其ノ女王と、名ノ下に着たる女王は、ヒメミコとは訓べからず、さては内親王と別なし、又ヒメオホキミとはいふべくもあらず、されはたゞオホキミと訓べし、古事記などには、男女共に、某ノ王と記して、其ノ女王といへるとはなし、これ古ヘ也、然るを女をば、女王と書クは、たゞ字面のうへの別にこそあれ、奈良のころごてもなほ、口語には女王をも、たゞ某のおほきみとぞいひけむ、○厨ノ眞人厨女とは、不破ノ内親王の御事也、聖武天皇の皇女にて、御母は、夫人正三位縣ノ犬養ノ宿禰廣刀自と申ノて、讃岐守從五位下唐ノ女也、今月【神護景雲元年】丁巳、詔曰、不破内親王者、先朝有勅、削親王名、而積惡不止、重爲不敬、論其所犯、合入八虐、但緣有所思、特有其罪、仍賜厨眞人厨女姓名、莫令在京中、又氷上志計志麻呂者、弃其父鹽燒之日、俱應相從、而依母不坐、今亦其母、悪行彌彰、是以遠流、配土佐國ニとあり、此内親王は、鹽燒ノ王の室にて、志計志麻呂の母也、親王ノ名を削られ給へるは、鹽燒ノ王が、藤原ノ仲麻呂と共に誅せられしをりの事なるべし、さて右の文に、厨眞人の三字を脱せるを、今はこゝの詔と、かの文に姓名とあるとに依て、補て引り、さて此後、今年七月、賜厨ノ眞人厨女、封四十戸、田十町、寶龜三年十二月、復厨眞人厨女屬籍、こは親王に復されし也、同四年正月、授无位不破内親王、本位四品、このころはいまだ無品といふ目はなくして、親王にても、無位といひし也、天應元年十一月、授三品不破内親王、二品、しかるに延暦元年閏正月、氷上ノ川繼謀反の事發て、此内親王は、その母に坐ス故に、又淡路ノ國に流され給へり、川繼は、鹽燒ノ王の子にて、志計志麻呂の弟也、同十四年十二月、淡路より和泉ノ國に移し奉り給ふと見え、其後の事は見えず、○歯仕作、年ノ字、本に歯に誤、一本企に誤、今は類聚國史に依、○相結て、万葉九に、如吾時常代爾等、欲刺結に、始約、和親、また自古以來約、爲兄弟、○氷上ノ鹽燒、氷上ノ眞人といふ姓を賜ひしを、上にいへるがごとし、○志計志麻呂、母は不破ノ内親王なること、上にいへり、○盗給ヒ、取てを、竊みて、給はりとはいへる也、○[illegible]多宗女ノ、[illegible]

八係れり、○佐保川は、奈良に在り、○髑髏は、和名抄に、頭骨也、俗云比止加之良、○厭魅、厭ノ字、一本に厭と作り、五十四詔には魘と作り、いづれにても同じ也、此ノ字麻自那比と訓べし、大峻詞に蠱物と、字は異なれども、同じ事也、こゝも端の文には、巫蠱と有り、まじ物には、種々の爲方ある故に、字はさまざまに書り、律の八虐の中の第五、不道に、造二畜蠱毒一厭魅と有て、義解に、云々厭魅者、其事多端、不レ可二具述一、皆謂下邪俗陰行二不軌一、欲レ令二前人疾苦及死一者也と見え、又盗賊律に、凡有下所二憎惡一、而造二厭魅一、及造二符書一呪詛、欲二以殺一レ人者、各以二謀殺一論、減二二等一云々、義解に云々、と有り、前人とは、俗にも前の人といふ是也、前は對ふ意也、○盧舎那云々威神力、みな十九詔に出、但し此處には、最勝王經また善神の二字は無し、○奉都流、都字いかゞなれども、なほマツルと訓べし、マツリツルとはいふまじき所也、又都は部の誤にて、マツラヘル歟とも思へど、然にはあらじ、一本に、流の下に加ノ字あるは衍也、○穢くは、穢奴などある穢きにて、惡きと也、上文の岐多奈岐とは意異也、○發覺は、罪のあらはるゝと也、○死刑罪、類聚國史には、罪ノ字なし、こはあるもなきもよし、賊盗律に、凡謀反及大逆者、皆斬と有り、謀反は、謂下謀二危國家一と有て、義解に、不下敢指二斥尊號一、故託中云國家上と有り、天皇を厭魅し奉るは、これに當れり、○降ェは、カロメテと訓べし、十九詔に、一等輕賜而と有、○其等は、不破ノ内親王をはじめ、忍坂ノ女王石田ノ女王縣ノ犬養ノ宿禰姉女など、其外岐多奈賣奴上件上相結とあれば、猶有べし、然るに、不破ノ内親王をくだして、厨ノ眞人厨女とし給へる事のみ、上に記して、其餘の人々の事は、たゞ此詔にかくあるのみにて、いかなる姓になし給へりとも、記されず、又姉女も、犬部とあるは、本の姓歟あらぬか、その事も詳ならず、すべていとおろそか也、すべて此紀のやう、必ス記すべき事の、漏たるが多く、又記しざましごけなくて事の趣のわかりがたき類も多きぞかし○遠流罪爾、これも志計志麻呂を土左ノ國に流すとのみ、上に見えて、姉女其餘の人々、何れの國に流すといふと、記されざるはいかゞ、かくて寶龜二年八月、毀ル外從五位下丹比宿禰乙

女位記、初乙女謀告忍坂女王、縣犬養宿禰姉女等、厭魅乘輿、至是姉女罪雪、故毀乙女位記、同九月、復丈部内麻呂姉女等本姓縣犬養宿禰、同三年正月、授無位縣犬養宿禰姉女、從五位下と見ゆ、又同年十二月云々、景雲三年、縣犬養宿禰姉女配流、至是恩厚罪降、授從五位下とあるは、重複なるべし、景雲三年云々は、上の正月の處にいふべきこと也、又恩厚罪降も、誤字有べし、厚は原の誤歟、

第四十四詔

卅の卷に、同年九月己丑、詔曰とありて、さて詔の次に、初大宰主神習宜阿曾麻呂、希旨方媚事道鏡、因矯八幡神教言、令道鏡即皇位、天下太平、道鏡聞之、深喜自負、天皇召清麻呂於床下、勅曰、昨夜夢、八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均、宜汝清麻呂相代、而往聽彼神命、臨發、道鏡語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、因重募以官爵、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家、開闢以來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、清麻呂來歸、奏如神教、於是道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、其姉法均、還俗配於備後と見えたり、

天皇我御命良麻止詔久、夫臣下等云物波、君仁隨天淨久貞仁明心乎以天君乎助護奉對天波無禮伎面幣利無久、後仁波謗言無久姧

僞利諂曲流心無之天奉侍倍岐物仁在然物乎從五位下因幡國
員外介輔治能眞人清麻呂其我姉法均止甚大爾惡久奸流妄
語乎作且朕仁對天法均伊物奏利此乎見流仁面乃色形口爾云
言猶明爾己何作天云言乎大神乃御命止借天言止所知奴問
求仁朕所念之天在何如久大神乃御命爾波不在止聞行定都故是
以法乃麻爾麻爾退給止詔布御命乎衆諸聞食止宣復詔久此事方人
乃奏天在仁毛不在唯言其理爾不在逆爾云利面幣利毛無禮之天己
事乎納、用與止念天在是天地乃逆止云爾此與利增波無然此方諸
聖等天神地祇現給比悟給爾己曾在禮誰可敢且朕爾奏給牟猶
人方不奏在等毛心中惡久垢久濁天在人波必天地現之示給部
留物曾是以人人己何心乎明爾清久貞爾謹天奉侍止詔布御
命乎衆諸聞食止宣復此事乎知天清麻呂等止相謀家牟人在止方

所知天在止毛君波慈乎以弖天下乃政波行給物爾伊麻世波奈毛慈愍美給天免給布然行事乃重在牟人乎波法乃麻爾麻爾收給牟物爾如是狀悟天先爾清麻呂等止同心之天一二乃事毛相謀家牟人等波心改天明仁貞爾在心乎以天奉侍止詔布御命乎衆諸聞食止宣復清麻呂等波奉侍留奴止所念天己曾姓毛賜弖治給今波穢奴止之弖退給爾依天賜弊利之姓波取弖別部止成給弖其我名波穢麻呂止給比法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎衆諸聞食止宣復明基波廣虫賣止身波二爾在止毛心波一爾在止所知弖奈毛其我名毛取給弖同久退給等詔布御命乎衆諸聞食止宣

悶ては、君の御心のまに〳〵物して、從ひ奉らざるをいふ、これ此詔の、裏におほしめす眼也、○助奉、此下に、かならず侍字有べし、故今補へり、奉侍ノ二字にても有べし、四十一詔に護助奉侍、○對天方、在ニ也、○面言に、面のけしきにて、顏にいふ言語の御色也、雄略紀に、有不悅之色、武烈紀に、忍不發顏、天武紀に、若有不服色な

と有り、○後には、俗に陰ではといふと也、凡て目の前に見えぬことあるを、うしろごといへり、必しも後言のみならず、こ
員外ハ、カズヨリホカノと訓べし、源氏物語に、かずよりほかの權大納言など有、○輔治能ノ眞人は、もとは磐梨別ノ公
也、後に藤野ノ眞人ノ姓を賜ひ、又後に和氣ノ朝臣となれり、もと備前ノ國より出て、かの國の地ノ名也、和名抄に、備前ノ國和氣
郡藤野ノ郷、また磐梨郡和氣郷【伊波奈須】など有、和氣郡も、舊名は藤野郡なりき、姓氏錄に和氣ノ朝臣、垂仁天皇ノ皇子、
鐸石別命ノ之後也、神功皇后云々、遣ニ弟彦王於針間吉備堺ニ造ニ關防ニ之、所謂和氣關是也、未平、後錄ニ從ニ軍勳ニ、賜ニ封
邑ニ仍被ニ吉備磐梨縣ニ、始家ニ之云々、○清麻呂は、天平神護元年正月、從六位上藤野眞人清麻呂、授ニ勳六等ニ、同年三月、
備前國藤野郡人、正六位下藤野別眞人廣虫女、右兵衛少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人、賜ニ姓吉備藤野和氣眞人ニ、
同二年十一月、輔治能眞人清麻呂ニ授ニ從五位下ニ、神護景雲三年五月、從五位下吉備藤野和氣眞人清麻呂等ニ、賜ニ姓輔治
能眞人ト、同年八月甲寅、從五位下輔治能眞人清麻呂、爲ニ因幡員外介ト、と見ゆ、此人のこれより末の事は、奧にいふべし、
さて件の文の内、神護二年十一月の處に、輔治能眞人とあるは誤也、かしこには、吉備ノ藤野ノ和氣ノ眞人と有べきと也、
○法均、均字、呉音クム也、古今集の作者承均法師を、假字にはそうくと書り、此尼もと俗名、廣虫女也、尼になりて、
大尼といふ位階を賜へるにこそ、そは僧の大法師の如き位階なるべし、神護景雲二年十月、大尼法戒、准ニ從三位ニ賜
封戸ハ、大尼法均ハ准ニ從四位下ニと見えたり、此人のこれより末の事も、奧にいふべし、○大ニ、凡てかくさまに、大に
云々といふは、もと漢文よみ也、皇國言には、いたくといふ處也、○妄語は、イツハリゴトと訓べし、允恭紀に虛言、
繼體紀に虛、欽明紀に虛妄・虛誕、敏達紀に矯詐、天智紀に虛說など有り、こは清麻呂宇佐よりかへりのぼりて、大
神の託宣を、有りのまゝに奏せしを、道鏡がいたく怒りて、かく妄語也ととりなせるもの也、○法均伊物奏者は、清麻呂が
うけ給はり來つる、かの託宣を、此尼がとり傳へて、奏せしなるべし、○面乃色形云々、造りていふ言とは、面の色形、

詞のいひざまにて、聞くしろしめしつゝ也、聞ニは、所知ニ係れり、○借テは、託て也、○問求は、此事を知りたるべき人々に問て、虚實をたゞせるに也、○問行定メは、問求め玉へる人々の申す言を聞シ食シて、妄語なるとの決まれるよし也、○法ニ云々、一本に、下の虚ノ下に、衛ノ字有、然れども虚衛といへる例もこれかれ有也、○此事とは、法均か奏せる託宣の、妄語なるを也、○人ノ奏ス云々は、人の奏せるに依て、然おもほすにはあらず、もとより御みづからさとり給へるよし也、さて人にも問求め給へるは、なほたしかにせむためのみ也、○唯ニは、人の奏せるにはあらず、唯御自知ニ玉へるよし也、○言其理ニ不レ在、言は、法均が奏せる言也、其ノ字、續紀國史に見こゆるはわろし、さてかの託宣は、そのあるべき理のまゝにて、とかく論ふべき限にもあらざれば、よもかくは詔玉へまじければ、これは其時に、別にさせる事も有しを、かく詔玉ふなるべし、○己事、事は言也、○天地ニ云々は、天地の間にあらゆる、逆といふ逆の中に、これにまされる逆はあらずと也、○語聖等は、四十三詔に、盧舍那如來云々、四大天王とある類也、○現給へは、清麻呂法均が僞を也、上の人ノ奏ス在不在を、こゝまでへ係て見べし、其僞なることを面白しろしめし知たるは、これ諸聖たち神たちの現して慎し給へる也と也、○然ニ猶ニ云々、此事をかくかへすがへす詔玉ふは、道鏡がかく詔玉へと、奏せることなむ、心に疑ふべき故に、然にはあらずといふことを、たしかにせむため也、これも又道鏡が、己ガ罪を覆はむためにかく詔玉へと、數奏れるなるべし、○猶人ニ、猶といふ言、下の必といふへ係て見べし、○不レ在ニ、一本には、奏の下に、天の字有、○示給ニ、こゝは示給ふと有べき處也、都留穏ならず、もしくは都ニ留の誤歟、一本には缺と作り、○此事ヲ知ては、此事に預り知ての意也、○惡ヲ、備ノ字、一本に比と作り、○然行事ヲ、乃ノ字、一本に而と作り、今改、但し上の言、なほいさゝか穏ならず聞ゆ、○法ノ云々一本には、下の虚の下にも、衛ノ字有と、上なるが如し、○直ニ、爾ニて、本に止に誤レリ、今は一本に依ル、○奉侍ル奴、奉の上に、官既にさげにおぼゆ、能なく有なかは同也、○

姓ヲ賜ふは、此事九月に、輔治能ノ眞人になし給へると也、藤野を、かく字を易へ玉へるは、好字のかぎりをえらびたるにて、褒玉へる也、すべて此ころは、かゝることにも、字のさだ有し也、○治給ふ、一本に、之上に天字有、これもあしゝ、にもあらず、さて上にこそとかゝれる結の之可の可は、皆清音也、濁るは非也、○依も、一本に、臣字を帝と作るはわろし、さてよりなむといへる例、物語書に多ければ、こゝも天ノ字なければ、ヨリナモとも訓べし、○其、一本に基と作るはわろし、○廣虫賣、虫ノ字、印本に蟲と作るを、今は一本又類聚國史などに依れり、次なるも同じ、印本、此名の外にも、虫ノ字を、蟲と書ること多かるは、いかなるよしにかあらむ、○還給は、はじめの名にかへし給ふ也、○則其は、こゝより外に見えたることなし、すべて詳ならず、法均がたぐひに仕奉れる尼にぞ有けらし、○清麻呂又法均の、これより後の事は、寶龜元年九月、徴和氣清麻呂廣虫於備後大隅、歸京師、同二年三月、復和氣公清麻呂本位從五位下、同五年九月、從五位下和氣宿禰清麻呂廣虫、賜姓朝臣、これより先に、宿禰姓を賜ひし事は、紀に漏たり、天應元年十一月、授從五位下和氣朝臣清麻呂從四位下、延暦二年三月、爲攝津大夫、同七年二月、爲中宮大夫民部大輔攝津大夫如故と見ゆ、さて後紀に延暦十八年二月乙亥朔乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、後改姓藤野和氣眞人、清麻呂爲人高直、匪躬之節、與姉廣虫共事高野天皇、竝蒙愛信、任右兵衛少尉、神護初、授從五位下、遷近衛將監、特賜封五十戸、姉廣虫、及笄年、許嫁從五位下葛木宿禰戸主、既而天皇落餝、隨出家、爲御弟子、法名法均、授進守大夫尼位、委以腹心、賜四位封并位祿位田、寶字八年大保惠美忍勝、叛逆伏誅、連及當斬者、三百七十五人、法均切諫、天皇納之、減死刑以處流徒、亂止之後、民苦飢疫、弃子草間、遣人收養、得八十三兒、同名養子、賜葛木首、此時僧道鏡、得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、號曰法王、太宰主神習宜阿蘇麻呂、媚事道鏡、矯八幡神教言、令道鏡即帝位、天下太平、道鏡聞之、

情喜自負、天皇召清麻呂於牀下曰、夢有人來、稱八幡神使云、爲奏事、請尼法均、朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神之教、道鏡復喚清麻呂、募以大臣之位、先是路眞人豊永、爲道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目、可爲其臣、吾與二三子、共爲今日之伯夷耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、往詣神宮、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所教、是國家之大事也、託宣難信、願示神異、神即忽然現形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見、於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輙望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣、必續皇緒、汝勿懼道鏡之怒、吾必相濟、清麻呂歸來、奏如神教、天皇不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流于大隅國、尼法均、還俗爲別部狹虫、流于備後國、道鏡又追將殺清麻呂於道、雷雨晦瞑、未即行、俄而勅使來、僅得免、于時參議右大弁藤原朝臣百川、愍其忠烈、便割備後國封郷廿戸、送充於配處、寶龜元年、聖帝踐祚、有勅入京、賜姓和氣朝臣、復本位名、姉廣虫、又賜吐納、叙從四位下、任典藏、累至正四位上、帝從容勅曰、諸侍從臣、毀譽紛紜、未曾聞法均語他過、友于天至、姉弟同財、孔懷之義、見稱當時、延暦十七年正月十九日薨、與[illegible]約云、諸[illegible]之日、勿勞追福、唯與二三行者、坐靜室、事禮懺耳、後世子孫、仰吾二人、以爲法則、天長二年、大[illegible]贈正三位、初清麻呂、脚痿不能起立、爲拜八幡神、輿病即路、及至豊前國宇佐郡楉田村、有野猪三百許、挾路而列、徐歩前驅十許里、走入山中、見人共異之、拜社之日、始得起歩、神託宣、賜神封綿八萬餘屯、即頒給宮司以下國中百姓、始駕輿而往、後騎馬而還、累路見人莫不歎異、清麻呂之先、出自垂仁天皇皇子鐸石別命、云云、高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂墳墓、在本郷者、拱樹成林、清麻呂接龍之日、爲人所侵伐、歸京上請願、賜以作賞其四人、幷清麻呂、爲美作備前兩國國造、天應元年、授從四位下、拜民部大輔、爲攝

津大夫、累遷中宮大夫民部卿、授從三位、延暦十七年、上表乞骸骨、優詔不許、仍賜功田廿町、以傳子孫、清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例廿巻、于今傳焉、奉中宮教、撰和氏譜奏之、帝甚善之、長岡新都、經十載未成功、費不可勝計、清麻呂潜奏、令上託遊獵、相葛野地、更遷上都、清麻呂爲攝津大夫、鑿河内川、直通西海、擬除水害、所費巨多、功遂不成、私墾田一百町、在備前國、永爲振給田、郷民惠之、薨時贈正三位、年六十七、有六男三女、長子廣世云々、と見えたり、そも／＼此卿、道鏡がきほひからの威權に媚ふこともなく、その怒をおそれず、身をすてゝ、神の御教へのまゝに、かへりごと奏されし功の、世にすぐれて、後の御世／＼、即位のはじめの宇佐の御使には、必ず此和氣氏の人を遣す例とさへなれる、かゝるいみしき功のたふときに、此卿の事、今かく殊につばらかに擧つるなり、父ノ名乎麻呂、家の系圖又清麻呂ノ傳といふ物などには、平麻呂と有り、いづれか正しからむ、又姉の廣虫も、件の文に見えたる如くにては、いと／＼よき人にぞ有ける、なほ紀に見えたるは、寶龜元年十月、授無位和氣ノ公廣虫、從五位下、同八年正月、從五位上、天應元年三月、正五位上、同年十一月、從四位下、延暦四年正月、從四位上と見え、同十三年にも、此人の事見えたり、さて後紀に、同十八年正月丙午朔乙丑、典侍正四位上和氣朝臣廣虫卒、從三位行民部卿兼攝津大夫清麻呂姉也、少而出家爲尼、供奉高野天皇、爲人貞順、節操無虧、事見清麻呂語中、皇統彌照天皇甚信重焉、今上思舊勞、追贈正三位、薨時年七十と見えたり、清麻呂卿の語ノ中には、延暦十七年正月十九日薨と有、こゝと年も一年たがひ、日も一日たがへり、そもそも、かゝるよき人々をしも、罪におとし給ひしは、いはむかたなく、ゆゝしくあさましかりしまがことも也き、

第四十五詔

同年冬十月乙未朔詔曰とあり、

天皇我御命良麻止詔久、掛麻久毛畏岐新城乃大宮爾天下治給之中都天皇能臣等乎召天後乃御命仁勅久、汝等乎召都留事波朝庭爾奉侍流狀教詔牟止曾召都留。於太比爾侍旦諸聞食貞明爾淨伎心乎以天朕子天皇仁奉侍護助禮。繼天是太子乎助奉侍禮。朕我教給布御命爾不順之天王等己我得麻之岐帝尊乃寶位乎望求米人乎伊射奈比惡久穢心乎以天逆爾在謀乎起臣等己我比伎婢企是爾託彼爾依天頑無禮伎心乎念天横乃謀乎構如是在牟人等乎朕必天翔給天見行之退給比捨給比岐良比給牟物曾。天地乃福毛不蒙自是狀知天明仁淨伎心乎以天奉侍牟人乎波慈給比愍給比天治給牟物曾。復天乃福

毛蒙利永世爾門不絶奉侍利昌牟許己、知天謹麻利淨心乎以天
奉侍止將命止奈毛召都流[止]勅比於保世給布御命乎衆諸聞食止
宣復詔久掛毛畏伎朕我天乃御門帝皇我御命以天勅久朕爾
奉侍牟諸臣等朕乎君止念牟人方大皇后仁能奉侍禮朕乎念
天在我如久異奈念繼天方朕子太子爾明仁淨久二心無久奉侍
禮朕方子二利止云言波無唯太子一人乃味曾朕我子波在此心知
天諸護助奉侍禮然朕波御身都可良之久於保麻之麻須爾依天
太子爾天都日嗣高御座乃繼天方授麻都流止命天朕爾勅之久天下乃
政事波慈乎以天治與復上波三寶乃御法乎隆之米出家道人乎
治麻都利次波諸天神地祇乃祭禮乎不、絶下波天下乃諸人民乎
愍給弊復勅之久此帝乃位止云物波天乃授不給奴人爾授天方保
己止毛不得亦變天身毛滅奴流物曾朕我立天在人止云止毛汝我心

爾不能知目爾見天牟人乎波改天立牟事方心乃麻爾麻世與止命後復勅
詔久朕我東人爾授刀天侍之牟留事波汝乃近護止之天護近與止念天奈
毛在是東人波常爾云久額爾方箭波立止毛背波箭方不立止云天
君乎一心乎以天護物曾此心知天汝都可弊止勅比之御命乎不忘
此狀悟天諸東國乃人等謹之麻利奉侍禮然掛毛畏岐二所乃天
皇我御命乎朕我頂爾受賜天晝毛夜毛念持天在止毛由無岐人
爾云聞之牟留事不得猶此爾依天諸乃人爾令聞止奈毛召都留故是
以今朕我汝等乎教給牟御命乎衆諸聞食止宣夫君乃位爾願
求乎以天得事波甚難止云言乎波皆知天在止毛先乃人波謀乎遲
奈之我加能久都與久謀天必得天牟止念天種種爾願禱止毛猶諸
聖天神地祇御靈乃不免給不授給物爾在波自然仁人毛申顯
己口乎以云奴變天身乎滅災乎蒙天終爾罪乎己毛他毛

同久致都因茲天天地乎恨君臣乎毛怨猶心乎改天直久淨久
在波天地毛憎多麻波之君毛捨不給之天福乎蒙身毛安宍牟生天官位
乎賜利昌死天波善名乎遠世爾流傳天牟是故先乃賢人云天在久
體方灰止共爾地仁埋利奴禮止名波烟止共爾天爾昇止云利又云、
久過乎知天方必改與能乎得天方莫忘止伊布然物乎口爾我方淨之止
云天心仁穢波天乃不覆地乃不載奴所止成奴此乎持伊波稱乎
致之捨伊波謗乎招都猶朕我尊備拜美讀誦奉留最勝王經乃
王法正論品爾命久若造善惡業今於現在中諸天共護持示其
善惡報國人造惡業王者、不禁制此非順正理治擯當如法止命
天在是乎以天汝等乎教導久今世爾方世間乃榮福乎蒙利忠淨
名乎顯之後世爾方人天乃勝樂乎受天終爾佛止成止所念天奈毛
諸爾是事乎教給布止詔布御命乎衆諸聞食止宣復詔久此賜布

帶乎多麻波汝等心乎等等能直爾朕我教事爾不違之天束禰治牟表止奈毛此帶乎賜久止詔布御命乎衆諸聞食止宣

冊下、輿字、一本万と作り、○新城乃大宮云々　新城といふところは、天武紀五年に、將レ都二新城一云々、持統紀三年云々、五年、遣レ祭二新益京一、六年、天皇觀二新益京路一などありて、新益と書るも、にひきにて、新城と一也、大和國添下郡にて、此紀に、寶龜五年八月、幸二新城宮一とある是也、然れども、こゝに今言へるは、件の新城にては、由なし、こゝは必平城の大宮と有べき也、もし平ノ字を、新に寫誤れるか、されど平と新と、字の形ゞ遠く、誤るべきよしもおぼえねば、新の下に、平ノ字を脱せるか、飛鳥藤原の古京に對へて、新平城ノ宮とはいへるにやあらむ、猶よく考ふべし、○中ゝ天皇は、元正天皇也、中つ城は、元明天皇の古宮敷坐て、元正天皇の、第二世にまします故に、中とは申給へる也、中皆の、人の女子あまたある中にも、第二にあたるを、中のきさいへると同じ、○後ゝ[illegible]也、此天皇、天下世年四月に崩坐る、[illegible]推古紀などに遺詔、舒明紀に天皇遺詔、□召[illegible]、都字、一本豆と作り、[illegible]□ゝの[illegible]は、聖武天皇を申給へる也、實は御孫に坐せども、たゞすこし[illegible]れば、[illegible]は[illegible]へる也、十四詔に、[illegible]、また[illegible]に、[illegible]天皇の、聖武天皇を、[illegible]と[illegible]へり、[illegible]、一本に豆と作り、○繼ゝ[illegible]に、次にはの意也、○太子は、[illegible]也、天平十年正月、[illegible]、○得ゝ[illegible]、一本に、之の下に字字あり、そは衍と見ゆれども、五十ノ詔にも、此[illegible]とある同ノ字こ、同じ格に聞ゆれば、衍とも決めがたし、なほ考ふべし、○寶位は、[illegible]に、聖人大寶曰位、といへるより出たる名目也、すべてたゞミクラヰなるべし、タカラノクラヰと訓むは、こちなし、此[illegible]、[illegible]に、[illegible]

九詔とにあるのみなるを、後々は、かならず審位といはではかなはぬごとく、詔といふ詔に、此詞なきはなし、○爾在、在字、本に左に誤、今は一本に依れり、爾在はなる也、もし左は、左道の意にて、モトレルなど訓べきかとも思へど、猶在を誤れる也、○是以託云々、託は屬也、此王後王に屬依て、其を立て、己が功をなさむと謀る也、○使賣、賣字、一本に豆と作り、○如是在牟人等は、王等臣等の中に、上件の如き人等也、○天翔、翔字、本に朔に誤、今は一本に依、天翔とは、亡人の靈の、此世に往來る事にいへり、物語書などに多し、古今集物ノ名ノ部に、かけりても何をかたまの來ても見む、とよめるも是也、こゝは遺詔なる故に、崩坐たらむ後のことをかく詔玉へる也、万葉五に、久堅能阿麻能見虚喩阿麻賀氣利、見渡多麻比とあるは、同事ながら、神の御事也、亡人の靈にはあらず、○岐良比給、十九詔に出、岐字、一本に波に誤、○天地乃福は、天地の與ふる福也、さてこゝの文、此語の下に、今一ツ是に對ぶ言の有べきが、足はぬこゝちするは、後に脱たる歟、次の文の例に依ていはゞ、家門乎絶奈など有べき也、○天乃福、上の例に、こゝも天地乃福とこそ有べけれ、○許巳知久は、これを知て也、古言には、是をこゝ、其をそこといへること多し、○謹麻利、下文にも、謹麻利と有、恐以をかしこまりともいふごとく、これも麻利ともいひしなるべし、○召都流止、これまで元正天皇の遺詔のよし也、然るに諸本に止ノ字なき故に、次への語のつゞきも穩ならず、又元正天皇の遺詔と、今の詔との堺なくて、語とゝのはず、故今止字を補つ、召つるは、上に、臣等乎召天と有是也、○勅止云々聞食宣、こは御命といふまでは、元正天皇の云々と勅ノ玉ひおほせ玉ふ御命をといへるにて、さてその御命を、衆聞食せと、今の天皇の詔玉ふよしの語のつゞきざまなれば、宣は、これはノリタマフと訓べきが如し、然れども衆聞食といふ言は、いづれの詔にても、宣命使のいふ詞なる例なれば、こゝも然也、宣は例のごとくノルと訓べし、さては御命といふ言を、今の天皇の御命とせざれば、語足らざれども、同じ語の重なるところは、畧きて行越ていふ、古語の例なると、上にもいへるがごとくなれば、其意を得て見べし、元正

天皇の勅旨ひし御命は、かくのごとくぞと、その御命を、今天皇のまねび詔玉ふ御命を、衆聞食せよと宣ふといふ意也、○催詔は、今の天皇の也、○天乃御門帝皇は、こゝは聖武天皇を申給へる也、朕がとは、大御父に坐が故也、廿九詔に、朕が天先帝とあるも、同じ天皇也、すべてあめのみかどとは、いづれの天皇をも申し奉る御称也、一御世の御名と心得たるは、ひがこと也、万葉廿に、かしこきや安米乃美加度をかけつれば、ねのみしなかゆ朝よひにしてとあるは、天武天皇の崩後に、夫人の御哥なれば、彼ノ天皇を申せる也、さてもく此御称は、もと漢文に天朝といへるを取て、申そめたるなるべし、ふるくは聞えぬこと也、續紀一の詔には、柏原ノ御門ノ天朝ともあるは、天朝と、音に讀べきにや、又八の巻には、たゞ天朝ともあり、古今集に、天のみかどの近江の采女にたまへることあるは、一御世の御名と心得たるにて、誤也、さて天皇を帝皇と書るし、古事記書紀などにも、ところどころ有、○大皇后は、皇后のよしにて、光明皇后を詔玉へる也、大御母を申す皇太后のよしにはあらず、○異奈思は、朕とひとしく思ひ奉れ也、一本に、思の下に細書の奈ノ字あるは、さかしらに書加へたるものか、上に異といひて、下には奈といはぬ例も、万葉に多ければ、今は本に依れり、○太子とは、孝謙天皇也、○云言は、言は借字にて、たゞかろき辭のこと也、○都可良奈は、勞しくにて、病をいふ、五十八詔に、身勞（ミツカラクス）とあるも、病也、さてつかるゝをかくいふは、いづらふをわづらはしく、穢るをけがらはしくなどいふと同じ、後也、○穢は、氣良序と同じ、此言こゝにかく、穢大と書るを以て、もと都可良久といひしことを知べし、ついでにいはゞ、後の言便也、○持ツ?は、一本には万呂と作り、○朕ガ勅は、これも同じく聖武天皇の詔玉へる也、これより上の文は、皇后に詔玉ひしよしなるを、是より下は、孝謙天皇に詔玉ひしよし也、故に朕ガ云々と、もとに詔玉ふ也、○上ツ方は、かくてあまりに同じ、卅八詔に、上ツ方ゟ齋と云々と有、○懸敷は、一本に、齋字を脱せり、○復勅は、聖武天皇の、孝謙天皇に也、○賤しは、卑しき也、下なるも同じ、○朕ガ在人とは、ひろく詔玉へる御言ながら、今は道祖王の御事

に就て、詔玉ふにて、是に廢帝の御事をふくめたり、天平勝寶八年、聖武太皇崩坐る、遺詔に、以中務卿從四位上道祖王、爲皇太子こ有是也、○云毛は、難なり、○目見天本には、不能こ見る也、また上に、心をこいふに對へて、目をこは、へり、○既佐麻世具、一本には、下の麻の下にも、衛字有り、○復勅ハ、聖武天皇の也、一本に、之字を志こ作たり、○東人は、東國の人也、○授刀は、まづ慶雲四年七月、始置授刀舍人寮、こあるより始まりて、授刀こいふ官あり、養老三年三月、加右大臣正二位藤原朝臣不比等、授刀資人三十人、同五年十二月、授刀寮及五衛府云々、同六年閏四月、陸奥按察使管内百姓云々、其國授刀兵衛衛士云々、如此之類、皆悉放還、各從本色、神龜五年三月云々、及大舍人授刀舍人兵衛等云々、天平十八年二月、改騎舍人、爲授刀舍人、天平勝寶八歳九月、左衛士督坂上忌寸犬養、右衛士督鴨朝臣虫麻呂云々、其所從授刀舍人二十人、增位四等、同年秋七月、勅、授刀舍人考選賜祿名籍者、皆屬中衛府、其人數者、以四百爲限、闕即簡補、但名授刀舍人、勿爲中衛舍人、其中衛舍人、亦以四百爲限、天平寶字三年十二月、置授刀衛、其官員、督一人、從四位上官、佐一人云々、少志二人、正八位下官、同四年十一月、遣授刀舍人、春日部三關、中衛舍人、土師宿禰關成等六人於大宰府、就大貳吉備朝臣眞備、令習諸葛亮八陣、孫子九地、及結營向背、天平神護元年二月、改授刀衛、爲近衛府、其官員、大將一人、爲正三位官、中將一人云々こ見えたり、件いづれなれば、東人の授刀こあるは、授刀舍人なるべし、さてこの授刀舍人には、凡て東國の人のみを補せられたる歟、はた授刀舍人の中に、東國の人なるをえりて、侍はしめ給へるか、さるこまかなるとは知がたし、○近護止毛、授刀衛を改めて、近衛府こせられしも、此官もこより、近き護りなりしが故也、○護近止毛、近字は誤也、一本に、細書にて、延こ作れご、それも聞えず、もしは之米を下上に米之こ誤て、つひに近こはせる歟、姑くマモラシメヨこ訓て、後の考へをまつ也、○額爾波云々は、敵にむかひて手を負こも、後は見せじの意也、万葉廿に、聞食、四方國爾波、比等佐波爾、美

伊豆波安禮杼、登利我奈久、安豆麻乎能故波、伊田牟加比加弊里見世受互、伊佐美多流、多家吉軍卒等、爾凝多麻比、麻豆呂乃麻曽礼麻都、云々、とあると同じ、○都可弊は、使へなり、これまで、聖武天皇の詔旨ひしよし也、○不忘は、孝謙天皇の御口也、○東國乃人等とは、凡ての詔旨へるうちに、分て東に愛上の居て、仕奉る人どもを、むねとは詔旨ふなり、○謹ミ、上にも謹卒とあるに同じ、但しこゝに之字あるを思へば、謹之結にて、ツヽシミシマリと訓べきか、又こゝをもツヽシマリと訓て、上なるも共に、意は謹之結なるを、彼は之を略けるものか、はた之字の脱たる歟、決めがたし、結の事は、第一詔にいへり、○二所乃天皇は、はじめの元正天皇と、聖武天皇と也、類聚國史、大同五年の詔にも、二所ノ朝廷と有、物語書などにも、凡て貴人をば、一人二人とはいはず、一ところ二ところといへり、○由無ニ依、人に云聞しむべきを、故由ついでのなくして也、○猶、此辭いかゞ、思ふに、此下に在さりしが、脱たるなるべし、猶は借字にて、顯止の意なるべし、もし然らずつねの猶ならば、上の不得の下に、細書の使字有て、エザリキなるべきに、使字なきをも思ふべし、故此ガ、によりて訓り、○此ニ依ては、二所の天皇の、上ノ件の御命を云付給はりながら、いひ聞せず、まて止べきにあらざるによりて也、○令聞ニ一本令ニ毛字、一本に牟と作るは、例のわろし、部ノ字、一本に只と作り○敢暗■頭等は、次の天皇の任に、といふより下の文是也、○先人云々これより、皇位を求めて、得むと願ふ人の、思ふ心をいへるにて、先々に此事を謀れる人どもの、得ることはずなりにしは、其ノ謀の邪なりし故也、我まで■く謀りて、必、得むと思ふよし也、○御■乃、此上に、天皇乃などいふ辭の有しが、脱たるなるべし、十三詔四十三詔などの例を思ふべし、天神地祇御霊といふとは、例なし、○物■にて、我字、一本に無に誤れり、○己ガ曰、口■云は、■■ほしに、まほしまいひ出るなるべし、禰字一本に爾と作り、さてこはかならず禰字なるべき處なれば、禰字下一辭たらずるべし、但し第十八詔五十九詔にも、必禰字の有べき處に、ただこれのみで禰■は■■、○■は■■■■

同心したる人ども也、○致は、令レ至にて、來らしむる也、○君臣ともは、君をも臣をもにて、君と臣と對へいふにはあらず、臣はすミミ訓べし、其罪を議し、刑をとり行ふ臣たちなどをいふ也、○心改は、改といふと、心得がたし、今現にある事を謀る人のある如く聞ゆれば也、但し強ていはゞ、今たとひさる事を謀らむと、ひそかに思ひたつ人ありとも、といふを、心にもちて見れば、聞ゆる也、○惜々は、惜字、一本に万と作り、○流傳は、ナガサヒテムと訓べし、ながしを延て、ながらひといふ也、万葉十八に、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊備之敝爾、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、これも流せるを延て、ながさへるといへり、ながすは、長くするにて、久しく傳ふるをいふ、○先は、昔のといはむがごとし、○體乃灰止共爾云々は、漢人の語には有べからず、皇國人の語なるべし、さて灰と烟とをとていへるを思へば、いたく古き人のいへるにもあらで、火葬といふ事の、ひろくなりての世の人の語也、○過乎知天云々、千字文に、知レ過必改、得レ能莫レ忘、○持伊波、伊波とつゞける助辭めづらし、十三詔には、治賜布、また成伊自とも有、○譽は、保麻礼と訓べし、次の謗の反也、ほまれは、被レ稱の切りたる言也、○招都、都字、一本に豆と作り、○十法止爾品は、彼ノ經三十一品に分たる中の、第二十也、○若造善惡云々、此文かの經には、若造二諸惡業一、令下於二現世中一、諸天不中護持上、示中其諸惡報上、國人造二惡業一、王捨不二禁制一、斯非レ順二正理一、治擯當レ如レ法とあるを、こゝに引れたるは、初四句略也、こは作の文の上に、云々令レ捨レ惡修レ善、諸天共護持、示二其善報一とあるを一ツに合せて文を加へて引れたるものと見えたり、然れども造二惡業一ものを、諸天共護持といひては、ことわり背きてうらうへ也、いかゞ、作者の失なるべし、さて今字は、令を誤れる歟、又諸本に、禁の上の不字を脱せるを、今は一本に依れり、又王者の者字は、捨なるを、同音なる故に、誤れるなるべし、○人天乃勝樂乎受天云々、同經の倶眞備耶樂又大將品といふに、當レ受二無量倶胝那庾多劫、不可思量人天勝樂一、常與二諸佛一共相値遇速證中無上正等菩提上といへり、終爾佛止成は、この速證無上云々にあたれり、○

此賜ヲ帶ヲ云々、賜ヲは、與ふる方をいふ言、多麻波利は、受る方をいふ言にて、彼此のけぢめあると、第一詔にいへるが如し、さて此時帶を賜へると、此詔の次に、其帶、皆以二紫綾一爲レ之、長各八尺、其二端、以二金泥一書二恩字一、賜二五位已上一、其以二下位貢獻一叙レ位者、不レ在二賜限一、但藤原氏者雖二未成人一皆賜レ之とある是也、○束ハ治衣也、帶は、衣を治めて結び固なる物なれば也、○賜ハ止、一本に、久の上に、細書の八ノ字あるは、賜の下の傍に、片假字のハの字を付たるを、見誤れるなるべし、○此詔は、文のやうを以て考ふるに、もしくは、去し天平神護元年、和氣王を、謀反せさして誅され、又粟田ノ道麻呂など三人をも、罪なひ玉ひし時、それにつきての詔にて、卅五詔の次に在べきが、史の紛ひて、此處に入れるには非る歟、

第四十六詔

同年十一月壬辰賜二宴於五位已上一詔曰と有

今勅久、今日方新嘗乃猶良比乃豐乃明聞許之賣須日仁在、然昨日能冬至日仁天雨天地毛潤萬物毛萌毛延始天好阿流良牟止念仁伊豫國與利白祥鹿乎獻奉天在禮婆有禮志與呂許保志止奈毛見流復三乃善事乎同時仁集天在之止甚希有止念畏末利尊止諸臣等止

共仁異奇久麗白伎形乎奈毛見喜流故是以黑記白記乃御酒食
倍惠良伎常毛賜酒幣乃物賜禮止宣天御物給波久止宣

新嘗は、爾比那閇と訓べし、閇は清音也、辨と濁るはわろし、又ニヒナメと訓るも、ひがことなり、其よしは古事記傳にいへり、○猶良比乃云々、卅八詔に出、○冬至は、布由乃伎波美と訓べし、天雨は、アメフリと訓べし、○萠は、メグミと訓べし、めぐむは、芽ぐむにて、ぐむは、角ぐむ涙ぐむなどのぐむ也、○好は、雨の降たるに依て也、○白鹿は、シロキシルシノシカと訓べし、祥は、書紀にはサガと訓、休祥嘉瑞物、又祥瑞などあれど、これらの訓いかゞ也、又鹿をカセギと訓たれど、此名、古書にたしかに見えたることなし、さて治部省式に、白鹿は、上瑞の中に出せり、此前年【神護景雲四年】五月の漢文詔に、先レ是伊豫國員外掾從六位上笠朝臣雄宗、獻二白鹿一、勅曰云々、去歳、得二伊豫國守從五位上高圓朝臣廣世等、進二白鹿一頭一云々と見えたる、こゝの詔なるは、去歳云々の方也、先是云々の方は、明年の事と聞ゆれば、別事也、同年【改元寶龜】十月、授二伊豫守從五位上高圓朝臣廣世正五位下一、掾云々、並是貢二瑞國郡司一、去五月、有レ勅進二位二階一、至レ是授焉、○與呂許保志止令賀、一本に、保字を脱し、止字を仁に誤れり、○三乃善事、善事は、與基登と訓べし、万葉廿に、新年のはじめの初春の、けふふる雪のいやしけ餘其騰、とあるなど、同じ、壽詞とは、事と言との差有、さて三とは、冬至の日の雨の潤と、白鹿と、今一つは、新嘗をいふなるべし、復とあるは、これらの外に、又別に有しやうに聞ゆれど、然にはあらず、此三の吉事の、同時に集ひたるを、復とはいへる也、○集在止は、アルシモと訓べし、止字は、決く毛の誤也、之は助辭也、又アフシモとも訓べし、その時は、之は過しことをいふ詞也、然れども猶アルシモといふ方まさるべし、○甚希有、甚ノ字、本どもに其に誤る、今改む、希有は、メヅラシと訓べし、懐中紀

に然訓り、又神功紀に、希見此云梅豆邏志、敏達紀に未曾有、崇峻紀に於希聞、万葉に希將見、○尊ム、備字、一本には美と作り、○麗白ニ形ォ云々、かの白鹿を、今日御覽はし王臣たちにも、見せ給へるなるべし、○食宿は、タマヘと訓べし、册ノ詔に、多木ニ惠良ヰとあると、同事也、○賜ヲは、俗言に、いたゞけといふことにて册ノ詔に、賜リ以テ退ト有に同じ、

第四十七詔

同四年八月庚寅朔癸巳、天皇崩于西宮寢殿、春秋五十三、左大臣從一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣眞備等、定策禁中、立諱爲皇太子、左大臣從一位藤原朝臣永手、受遺宣曰とあり、

今詔久、事卒爾爾有依天、諸臣等議天、白壁王波、諸王乃中爾年齒毛長奈利、又先帝乃功毛在故爾、太子止定天、奏波奏流麻爾麻爾宣給布止勅久止宣、

事卒爾ハ云々、上の爾字、一本に然と作り、そもそも高野天皇は、自ラ由義宮ニ之後、不豫經レ月と有て、大漸に臨み給へるにはあらざれども、いまだ皇嗣を定め給はずして、崩リ坐シなむとするを、いまいまとなりぬるよし也、万葉十六に、病める時に、臨死時、宜波可御放奴、とあると同じ、さてかく終に皇太子を定め給はずしてやみぬるは、道鏡

が字をかけて有しが故也けり、○白壁王は、天智天皇の大御孫、施基皇子の第六の御子に坐まして、大御母は、贈太政大臣紀ノ朝臣諸人の女、橡姫と申しき、此王此ノ時御年は六十二、御位は、正三位の大納言にぞおはしましける、○年齒長有、こはヒト、ナリと訓べきやうなし、されど六十にもあまり給へるを、然申すべきにはあらざれば、奈字は、多を誤れるものか、又太皷、姑く多氣多理と訓つ、多氣とは、高くなるをいふ、五十八詔に、年ハ高ク成ヌ朕ハ置ニと有、又奈字本のまゝにて、オトナナリと訓べきかとも思へど、おとなといふこと、古くは見あたらず、次に引る、三代實錄なるも、さは訓がたし、三代實錄四十四詔に、光孝天皇を御位に卽奉ることを、一品行式部卿親王ハ、諸親王中ニ、貫首ニ御坐シ、又前代ニ無ニ太子ノ時ニ、如此老德ナ立奉之例在リ、必以御齡ノ長給比、御心ノ正直ク、慈厚愼深御坐ト云々と見ゆ、前代ニ云々は、此ノ光仁天皇の御例をいへる也、○先帝は、大御祖父天智天皇也、功は、もろもろの御制を改めて、かの、不改常典を立給へる御事也、○太子止定天、上の諸臣等議天は、此處へ係れり、○奏波は、いまだ皇太子を定め給はずして、事にはかになりぬる故に、止事えず、諸臣議りて、定め奉れるよしを、高野ノ天皇に申せば也、○奏ニ宣給布止勅、下の詔の下にも、一本には爾字有リ、さて宣字は、定を誤れる也、定給布は、天皇の定め給ふよし也、そもそも此事、實には天皇は既に崩坐て後に、定めつるなれども、そは極めてやむことを得ざる故にこそあれ、天津日嗣を、臣として定メ奉るべきに非るを以て、端の文にも、受レ遺テといひ、こゝにもかくは宣れる也、されば勅々も、天皇の勅ふよし也、そのかみ猶かく、古の意を失はざりしを、後ノ世に至りては、臣下として、何の畏れもなげに、たやすく御位を定ノ奉るは、いともいともかしこき、まが事なりかし、○すべて此高野ノ天皇の御世のほどは、禍津日神の心の、いかにあらびにあらびたりけむ、たぐひなきまが事ども多く、殊に道鏡が事は、神代よりたぐひなく、いはむかたもなき大禍事にぞ有ける、かゝるいみしき亂はまとに三寶の驗、最勝王經梵天帝釋四大天王の、不可思議威神の力の守護にこそは有けめと、いと

もしいゆしくて、あさましくなむ、さてかの道鏡が事は、天平寶字七年九月、以道鏡法師為少僧都と見えてより、いやますゝに進昇りし事、廿八詔卅六詔四十一詔に見えたるがごとし、かくて高野天皇崩坐て、葬奉りて、道鏡法師奉梓宮、便留廬於陵下とあるは、皇太子及臣のはからひにて、然為しめ給へりしなるべし、さて其次の文に、天皇尤崇佛道、務恤刑獄、勝寶之際、政稱倹約、自太師被誅、道鏡擅權、輕興力役、務繕伽藍、公私彫喪、國用不足、政刑日峻、殺戮妄加、故後之言事者、頗稱其冤焉と見え、又皇太子令旨、如聞道鏡法師、竊挾舐粳之心、為日久矣、陵土未乾、姧謀發覺、是則神祇所護、社稷攸祐、今顧先聖厚恩、不得依法入刑、故任造下野國藥師寺別當遣、宜知之、即日、遣左大辨正四位下佐伯宿禰今毛人、彈正尹從四位下藤原朝臣楓麻呂、役令上道と見え、また流道鏡弟弓削淨人、淨人男廣方廣田廣津於土左國と見えたり、淨人は、是よりさきには、從二位大納言まで昇りたりき、抑此道鏡は、古今にたぐひもなき、おふけなき、惡き穢き奴にしあれば、極刑に行ひて、さも罪[illegible]ゝすべきに屠戮しても、なほあきたるまじきに、高野天皇世に坐ましゝほどは、いさゝかも下よりは議ふことなく、天皇の御心に從ひ奉りて、崩坐て後に至りてすら、宥めて、かくいと輕く行ひ玉へるは、ひとへに先天皇を重みし奉り給ひて、深く顧みおぼしめしたる大御心にて、かにもかくにも天皇の御しわざを、傍よりはかり奉ることなく、かしこみ從ひ奉り、崩坐て後までも、猶かく有けるは、古への正しき道の、さすがにのこれる御しわざにて、いとも／＼有がたく、たふとき御事なりかし、同月授從四位上坂上大忌寸苅田麻呂正四位下、以告道鏡法師姧計也、寶龜三年四月下野國言、造藥師寺別當道鏡死、道鏡、俗姓弓削連、河内人也、略渉梵文、以禪行聞、由是入内道場、列為禪師、寶字五年、從幸保良時、侍看病、稍被寵幸、廢帝常以為言、與天皇不相中得、天皇乃還平城、別宮而居焉、寶字八年、大師惠美仲麻呂、謀反伏誅、以道鏡為太政大臣禪師、居頃之、崇以法王、載以鸞輿、衣服飲食、一擬

供御之政之巨細、莫不取決、其弟淨人、自布衣八年中、官至從二位大納言、一門五位者、男女十人、時大宰主神習宜阿曾麻呂詐稱八幡神教、誑耀道鏡、々々信之、有覬覦神器之意、語在高野天皇紀、洎于宮車晏駕、猶以威福由己、竊懷僥倖、御葬禮畢、奉守山陵、以先帝所寵、不忍致法、因爲造下野國藥師寺別當、遞送之、死以庶人葬之、と見え、卅一の卷、藤原永手大臣の傳に、寶龜元年、高野天皇不豫時、道鏡因藉寵恩、勢振內外、自廢帝、黜宗室有重望者、多羅非辜、日嗣之位、遂且絕矣、道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望、至宮車晏駕、定策遂安社稷者、大臣之力居多焉、と見えたり、

續紀歷朝詔詞解六卷

本居宣長解

第四十八詔

卅一ノ卷に、寶龜元年八月四日癸巳、高野天皇崩、群臣受レ遺、卽日立レ諱、爲二皇太子一、冬十月己丑朔、卽二天皇位於大極殿一、改二元寶龜一、詔曰とあり、光仁天皇の御位に卽給へる時の詔也、

天皇我詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣掛母恐伎奈良宮御宇倭根子天皇去八月爾此食國天下之業乎拙劣朕爾被賜而仕奉止負賜授賜〔役止〕勅天皇詔旨乎頂爾受被賜恐美受被賜懼進母不知爾退不知爾恐美坐久止勅命乎衆聞食宣然此乃天日嗣高御座之業者天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉相扶奉事爾依志此座者平安御坐弖天下者所

知物(爾之)在(良之止奈母)所念行(須)又皇坐而天下治賜君者賢臣能人得而(之)天下(乎波)平安治物(爾)在(良之止奈母)聞看行(須)故是以大命坐勅(久)朕雖拙弱親王始而王臣等(乃)相穴(奈比)奉相扶奉(牟)事(爾)依而(之)此之負賜授賜食國天下之政者平安仕奉(利)所念行(須)故是以衆淨明心正直言以而食國政奏(比)天下公民(乎)惠治(倍之止奈母)所念行(須止)勅天皇命衆聞食宣辭別詔今年八月五日肥後國葦北郡人日奉部廣主賣獻白龜又同月十七日同國益城郡人山稻主獻白龜此則並合大瑞故天地貺大瑞者受被賜歡受被賜可貴物(爾)在是以改神護景雲四年爲寶龜元年又仕奉人等中(爾)志(何)仕奉狀隨(弖)一二人等冠位上賜(比)治賜(布)又大赦天下又天下六位已下有位人等給位一階大神宮始(弖)諸社之禰宜等給位一階又僧綱始(弖)諸寺師位僧尼等(爾)御物

布施賜布又高年人等養賜又困乏人等惠賜布又孝義有人等其事免賜又今年天下田租免賜久止宣天皇勅衆聞食宣

天皇我詔旨、本ども詔旨ノ二字を脫せり、今は一本に依ル、○聞食、印本には食ノ字なし、今は一本又一本に依れり、下なるも皆同じ、○奈良宮云々は、高野ノ天皇を申給ふ也、○去八月云々、高野ノ天皇は、此天皇を、皇太子に定メ玉へるのみにて、御位を授給へる事は、前に見えざれども、既に皇太子と定メおきて、崩坐ぬれば、御位を授玉へるも同じ事なる故に、かく詔玉へるなるべし、○授賜間、[illegible]は、貢賜ヘ係りて、受賜はり仕奉れと貢せ給ふ也、朕に賜ひてといふには非ず、[illegible]、印本に而に誤、今は一本に依、○授賜勅、倭止勅弖三字、[illegible]に叶はず衍也、[illegible]べし、[illegible]は後ノ字は、[illegible]も、[illegible]也、此三字は、後にさかしらに加へたるものか、はたもとより作者の失錯か、[illegible]除かでは[illegible]のは非ず、一本には此ノ字なし、○天皇詔旨は、即ノ件の高野ノ天皇の詔なり、○施[illegible]を、布施詔に出、○勅命[illegible]、本ども、勅命[illegible]三字を、宣勅ノ二字に作、又印本、衆ノ字を落せり、今は此に別本に依、○天坐神地坐神[illegible]、おほくの本に、乃ノ字なし、今は一本に依れり、一本には、地坐[illegible]坐ノ字を脫せり、[illegible]高野ノ天皇御世の[illegible]は、[illegible]、[illegible]らにも申さず、[illegible]に佛法を[illegible]給ひて、大[illegible]に[illegible]、[illegible]なれりしなど、古今たぐひなく、[illegible]事のきはみなりき、[illegible]の詔にも、[illegible]三寶に供奉、[illegible]、[illegible]、また三寶[illegible]諸天[illegible]、天地[illegible]、ひたぶるに佛を上にして、[illegible]、[illegible]は、佛[illegible]下[illegible]、[illegible]三寶[illegible]天[illegible]など、うるさきとのみにて、かにかくに佛法を[illegible]として詔給へりしは、[illegible]にか[illegible]あらず、みな佛[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]へる、[illegible]

つ日嗣しろしめしての此詔には、かのまが〳〵しき佛ざたをば、潔くすてゝ、かくもはらに[illegible]へる、[illegible]れる事とは申しながら、いと〳〵たふとく、常夜行ける天ノ下の、さながら照明わたるこゝちして、かへす〳〵たふとし、

○相扶奉　天坐神地坐祇には、第四詔第六詔十三詔などみな、相宇豆奈比奉福奉事ニ依而、とある例なれども、諸本に相へて、相扶といへるも、廿三詔に例有、前後の語も、かの詔の例に同じ、○所知物、物ノ字、一本に[illegible]に誤れり、次なる治物も[illegible]の物ノ字も同じ、○賢臣云々、廿四詔六十一詔などにも見ゆ、○大命ニ坐セ、此事、第三詔の處にいへり、○[illegible]、第三詔に出ッ、○相扶奉事ト依而、印本に事ノ字を脫せり、一本には奉ノ字なし、今は共に一本に依れり、此語、廿四詔六十一詔などにも見ゆ、○仕奉倍之止奈母、諸本に、倍之の二字を脫せり、今は廿四詔六十一詔の例に依て補、○慈比は、マナサヒと訓べし、しを延て、さひといへる也、五十一詔にもかく有、○開食賞、本に食ノ字なし、今は一本に依れり、終なるも同じ、○肥後は、和名抄に、比乃美知乃之利、○葦北は、同書に阿之木多、○日奉部ノ廣主賣、部ノ字、下ノ文には公とあり、姓氏錄に、日奉ノ連ありて、高魂ノ命之後也、と見えたるとは、異姓か同じきかしらず、○益城は、和名抄に、万志岐、國府と有、○山ノ稻主、山は、山部氏なるべし、延暦四年の詔に、山部氏、天皇の御諱にふるゝに依て、山と改められしと見ゆ、故ここも、前の事ながら、避てかくは記されたるなるべし、姓氏錄に、山ノ公山ノ直山ノ首など有、又山部ノ宿禰も有しを、姓氏錄に宿禰なるは見えず、こゝは右の内いづれとも知がたし、さて此白龜の出たる事、二つ共に、八月の紀には見えず、此下に、同月丁酉、賜下獲二白龜一者、山稻主日奉公廣主女、爵人十六級、絁十四、綿廿屯、布四十端、正稅一千束上と有、○並は、トモニと訓べし、又ミナと訓てもよろしき處も有、ナラビニと訓ムは、漢文よみ也、○令ニ大瑞一、白龜を大瑞とせらるゝ事、第五詔の處にいへり、○受被賜は、天地の賜へるを、受て被レ賜也、○志留は、比之也、上にも出ッ、○狀隨ル、乃字は、尓を誤れるか、マニマニといへる例也、シタガヒテと訓ても、意は同じけれど、猶古言の

例に謂べき也、○大赦天下、第六詔に出たり、○僧綱、十三詔に出ッ、○諸寺師位、廿四詔に出ッ、○高年人より、其事免賜まで、皆十三詔に出、○田租、租字、本に稲に誤れり、今は一本に依、

第四十九詔

同年十一月己未朔甲子、詔曰ヲ有リ

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔旨乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食宣朕以幼弱身忝鴻業乎恐利畏進毛不知爾退毛不知爾所念波貴久慶伎御命自獨能味夜受賜武止所念氐奈毛法能麻爾麻爾追皇掛恐御春日宮皇子奉稱天皇又兄弟姉妹諸王子等悉作親王氐冠位上給治給又以井上内親王定皇后止宣天皇御命衆聞食宣

現神云々、今も漢文の如くよめるに非る由也、幼弱も、[illegible]に、不[illegible]、[illegible]

[illegible]也、○[illegible]、これも漢文也、此[illegible]、廿四詔に、[illegible]

授賜而云々、四十八詔に、此ノ食國天下之業ヲ、拙劣朕ニ被賜而云々、などあるにこれ同じ、こゝも、[illegible]ヂナキニ、アマツヒツギタカミクラノワザヲウケタマハリテと訓べし、書紀に、[illegible]云々、ヒツギと訓り、○恐ジ貝は、カシコマリヲヂと訓べし、廿四詔に、受賜リ恐リ、受賜ハリ懼リ、進云々、廿五詔に、頂ニ受賜、歡ビ貴ビ、懼リ恐リなど、猶多し、○所不憶貴ゞ、印本、貴ノ一字を脱し、波ノ字を後に、所ノ字を波ノ上に置り、今は他ノ本どもに依れり、○御命は、高野ノ天皇の、御位を授玉へる御命なり、○獨ヲ、夜は、夜波の意也、○法[illegible]命　凡皇兄弟皇子皆爲ニ親王ト云々、○御春日宮皇子、御は、オホマシ〳〵シと訓べし、天皇の大御父施基皇子也、世に坐ましゝほど、春日の地に住居坐ければ、御名をば諱て、崇みてかく申給ふ也、さてやがてこれを、追尊の御號とし給へり、寶龜二年八月甲寅、二品志貴親王薨、天智天皇第七之皇子也、寶龜元年、追尊稱ニ御春日宮天皇ト、とある、御母は、道君伊羅都賣と、書紀に見ゆ、諸陵式に、田原西陵、春日宮御宇天皇と有、御陵に依て、田原ノ天皇と申す也、○追皇は、タヽヘマツリテと訓べし、例廿五詔に在、○奉稱は、マチシと訓べし、マチシマツルといふは、古言に非す、さて此時に、大御母命をも、追尊し奉り給ふべきに、漏玉へるは、いかなるよしにか有けむ、此同年に至りて、十二月癸丑朔丁卯、勅、先妣紀氏、未ダ追尊號一、自今以後、宜下奉稱ニ皇太后ト、御墓者、稱ニ山陵一、其忌日者、亦入ニ國忌例ニ、設ニ齋如ヲ式ニ、と有、○諸王子等は、此天皇の御子たちなり、○作ニ親王ト、此詔の次に、從四位下諱に四品、酒人ノ内親王に三品、從四位下衣縫ノ女王難波ノ女王坂合部ノ女王能登ノ女王彌努摩ノ女王に並四品を授ヶ給ふとある、これ皆親王になし給へるよし也、いづれも是より後は、内親王とあり、右の内に、諱とあるは山部王【桓武天皇】なり、衣縫難波坂合部三王は、天皇の御姉妹也、酒人能登彌努摩三王は、皇女也、かくて此中に、酒人のみ、三品になし給ひ、こゝにも内親王と記されたるは、いかなるよしにか、もしくは此一柱のみ、井上内親王の御腹にやおはしましけむ、○井上内親王は、聖武天皇の皇女にて、御母は、縣

岐守從五位下縣犬養宿禰唐が女、夫人正三位廣刀自と申す、安積親王と不破内親王とを、同御腹に生まし、此御名は、皇乃門に謂へし、御名共に、河内ノ國志紀ノ郡井於ノ井内ノ佰、甲斐ノ國山梨ノ郡井上ノ井内ノ佰これあり、御名無に、大和ノ國平群ノ郡猪上ノ神社も有り、万葉七に、春霞井上從直道者雖有云々、これらの内の地名に依りて、井上とも、又井上とも有るに依れる御名也、さて、かく皇子の御名は、皆御乳母の姓に依る例也、

第五十詔

同二年春正月己未朔辛巳、立他戸親王爲皇太子、詔曰とあり、

明神御八洲養徳根子天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣止随法爾皇后御子他戸親王立爲皇太子故此狀悟氐百官人等仕奉詔天皇御命衆聞食止宣故是以大赦天下罪人又一二人等冠位上賜治賜又官人等大御手物賜高年窮乏孝義人等養給治賜久止勅天皇命乎衆聞食宣

養徳は倭にて、天平九年に、改大倭國爲大養徳國とありて、同十九年に、改大養徳國依舊爲大倭國とあり、

かれば天平のころ、しばらく此字を用ひられしと有、それによりて、此にもかゝる文には、なほしく書けるにも也、○朋古官、本に缺字なし、今は一本に依、終なるも同じ、○皇后ノ御子とは、皇后ノ御腹のよし也、○他戸親王、此御名、オサベと訓る宜し、他は譯語也、敏達天皇の御の譯語田宮を、古事記には、他田宮と書り、和名抄、駿河國有度郡の郷名にも、他田ヲ佐多とあり、さて此御名の他戸は、御乳母の姓なるべし、○定賜は、サダメタマフと訓べし、古言と書るは、漢文ざまなり、第七詔に、藤原夫人ヲ皇后ト定賜、廿三詔に、日嗣ト定賜ヘル皇太子、四十七詔に、太子ト定テ、五十四詔に、皇太子ト定賜テ、六十詔に、皇太子ト定賜フ、などある例々、皇后も太子も、定メ賜フといふぞ古言なる、○高年寄とは、年の下乏の下、ともに人といふべきを、孝義人ノ人に准て、略ける也、十三詔四十八詔などの例に依て、みな人と讀付くべし、此詔などは、すべて漢文ざまの字面を思ひて、字を畧けると多し、○孝義人、これも十三詔四十八詔の例のごく、有と讀付べし、○治賜久止、久ノ字、本どもに弁に誤れり、節にても有べし、今は、ものへの詔どもの結の例によりて改めつ、一本には、此ノ字を脱せり、

第五十一詔

同年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、時年五十八、奈良朝贈太政大臣房前之第二子也、母曰正二位牟漏女王云云、神護二年、拜右大臣、授從一位、居二歳、轉左大臣云々、及薨天皇甚痛惜之、詔遣正三位中納言兼中務卿文室眞人大市、正三位員外中納言兼宮内卿右京大夫石川朝臣豐成、弔賻之曰と有、

藤原左大臣乃詔大命乎宣大命坐詔久大臣明日者參出來仕牟止待比賜間爾休息安麻利弖參出牟事波無之止天皇朝乎置而罷退止聞看而於母富佐久於與豆禮加母多波許止乎加母云信爾有者仕奉之大政官之政乎波誰任之加母罷伊麻須止孰授加母罷伊麻須止恨加母悲加母朕大臣誰爾加母我語比佐氣牟孰爾加母我問比佐氣牟止悔彌惜彌痛彌酸彌大御泣哭之坐止詔大命乎宣御悔彌惜彌自今日者大臣之奏之政者不聞看夜成牟自明日者大臣之仕奉儀者不看行夜成牟日月累往麻爾麻爾悲事乃未止之彌可起歲時積往麻爾麻爾佐夫之伎事乃未之彌可益加母朕大臣春秋麗色乎誰俱加母見行弄詔牟山川淨所者孰俱加母見行阿加良牟止賜比歎賜比憂賜比大坐坐止詔大命乎宣美麻之大臣乃萬政總以無怠緩事無曲傾事久王臣等乎毛彼此別心無普平奏比公民之上乎廣厚

慈而奏事此耳不在天皇朝乎暫之間母罷出而、休息安麻利事無食國之政乃平善可在狀天下公民之息安麻須倍伎事乎旦夕夜日不云思議奏比仕奉者歟美明美意太比之美多能母志美思保之川川大坐坐間爾忽朕朝乎離而罷麻之奴禮婆言乎須部母無爲乎須部母不知爾悔比賜比和備賜比大坐坐止詔大命乎宣又事別詔久仕奉志事廣美厚美彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟起賜波牟温賜波牟人目賜波牟美麻之大臣乃罷道母宇之呂輕久心母意太比爾念而平久幸久罷止富良須倍之止詔大命乎宣

明日者云々は、此ノ大臣の病の間に、天皇のおぼしめしたるやう也、明日は病愈て、參出來むと、待給ひしよし也、待は、マタヒと訓べし、チを延てタヒといへり、○休息安麻利は、ヤスマリテと訓べし、病の治るをいふ、此ノ言、又第七詔に、夜半曉時止休息無、此下文に、休息安麻須事無などあるは、休息む也、又下文に、公民之息安麻須倍伎事乎とあるは、民を安からしむる也、又忌詞に、病を夜須美といふは、苦のうらをいへるか、はた事業を止て、休息居る意にもあるべ

し、さてこゝは、上文に、癸卯、左大臣纂病とある、癸卯は、今月十六日にて、此詔は、己酉廿二日、薨の日の事也、○大臣朝ヶ、一本に朝の下に、臣字あるは衍也、○罷退は、身罷也、次の文に、罷伊麻志ぬれば、これもマカリマスと訓べし、○於母保佐之は、所思にて、天皇の也、○於與豆禮云々、天智紀に、妖偽、天武紀に、妖言、万葉三に、於余頭禮可吾聞都流、狂言加我聞都流、また逆言之狂言等可聞、高山之石穂乃上爾、君之臥有、また逆言之狂言登加聞、七に、狂言哉、逆言哉、十三に、狂言哉人之言鉤、十七に、於餘豆禮能、多波許登等可毛、十九に、狂言哉人之云都流、逆言哉人之告都禮留、これらも皆、人の死にたるを聞て驚きて、まこと實にはあらじと思ひて、いへる言也、さて件の万葉なる逆言も、いづれもサカゴトと訓、狂言をばみな、枉言と作て、マガコトと訓るは、みな今ノ本のひがこと也、十七の巻、又此詔なるを、狂字書の例などて、其義をも思べし、狂をタハコと訓べきよしは、書紀に狂心、此紀に狂ことも、くたぶれ、これ、万葉廿に、多波許登ともあるも是也、これら諸狂狂業也、さてここは、大臣の薨れ給ひしといふは、妖偽歌、狂言と人のいへるかと、おもほせるよし也、○信之有者は、薨れ給ひしといふが、もし實ならば也、○任之彌授、此任しは、常に奏る言也、一本に、之字を立と作り、これに次なる授字にも、立字はなし、かゝるまじきこと、立とは言ひも、例多し、○彌伊麻須は、伊麻須に、往と也、但し此は、坐かつにて、其ノ往とにもいへは、中昔の書に、おはしますといふも、觀にも行にもいへ、通はしいふと同じ、然るを往をいますといふは、いにしへ下の釋と心得るは、ひがこと也、もし然らば、おはしますといふをば、いかにとかせむ、○語作云々、万葉三に、語放嗟哉、悲嗟哉、五に、在木可問、刀比佐氣斯良受、十九に、字多何那、見奈久、比等目、トモシミト、なき有、故は、情遣として、とて、人と語らひ、思ひをはるかす心也、放遣也、問ふ言也、附いふ、ここ、六十に、ここ、云ゝいへり、○痛シ云々、調べきなれど、上三階とあれば、これはクナシミと訓べし、身に觸る事の痛きより移りて、心に思ふ事にも、痛し

こいふごく、酸は、口にふるゝ味の、酸きよりうつりて、心にふるゝ事にかなしきをもいふ字也、拝読本に、云々詔詞酸刻、不レ可ニ具陳一ノ、こある訓はいかゞ也、イタクカナシなご訓べし、○大御泣哭之坐、泣字、諸本に並に誤れるを、今は五十八詔に、大御泣哭(シ)坐(須)こある例に依て改つ、○宣(賜)、加ノ字は、後にさかしらに加へたるか、或は次の悔(賜)の加のまがひて、こゝにも入たるか、いづれにまれひがこ也、削り去べし、其故は、宣(賜)云々こては、是より下の詔も、宣告人のみづからの言こなる也、もし又宣ノ字を、ノリタマフこ訓て、大命の内の詞こするこきは、上の詔(ノリタマフ)こあるこ重なりて、語こゝのはず、さればこは必、ノルこ讀て切るべき處なれば也、下にも、大命坐(正)詔(大命乎宣)、こあるこ同じ例也、○悔(賜)、本に賜ノ字を落せり、今は一本に依、○惜は、アタラシこ訓べし、○自今日云々、自明日云々、今日こ明日こは、たゞ言をかへて、對にいへるのみにて、これ古文古哥のつね也、○儀は、スガタこ訓べし、雄畧紀に、容儀形容、万葉に、光儀、容儀、儀など有、又ヨソヒこも訓べし、○成(牟)、こゝの二ッの成(牟)は、見ずなりぬ、知らずなりぬなご、つねにいふ那理にて、つひに然て止むをいふ辭也、○歳時は、字のまゝに訓べし、こしこきこつらねいふ言は、聞きつかねごも、こゝは上の月日の對言なれば、さもいひつべし、○佐夫之(備)は、万葉に、不樂不怜など書り、又三の巻に、吾背左夫思恵、また佐夫之家牟可聞など有、さびしこいふは、後の言也、○春秋ノ麗色(波)、花こ紅葉こ也、万葉一の端詞に、春ノ山ノ萬花之艶、秋ノ山ノ千葉之彩、などあるがごこし、○山川ノ淨所は、山こ川こ也、山の川にはあらず、上の春秋の對也、万葉一に、山川之清河内跡、御心乎吉野乃國之、六に、山川乎清々、七に、みな人の戀るみよし野けふ見れば、うべもこひけり山川清見、など猶多し、みな山こ川こ也、山をも清しこいふ、○阿加良門は、明らめ也、すべて阿加こ明こは通ひて、同じとぞ、万葉三に、御心乎見爲明米之活道山、十七に、加久之許曽、美母安吉良米々、十九に、見明良米情也良牟等、布勢乃海爾、また秋時花種々有等、色別爾見之明良牟流、今日之貴左、あきらむるは、物を見て心をはら

す也、○大牟々ニ、本に牟ノ字一つ無し、今は一本に依れり、下なるもみな、大牟々ニとあれば也、○美麻之は、汝也、上にも出たり、○總は、フサネニ訓べし、用明紀に、總二攝万機一、推古紀に、錄二攝政一、○田領は、意識の誤なれば、マヲカタブクルコト訓べし、不傾は、戦矛の中執持て、本末傾けずといへる如く、直く平らにする意也、○平等は、偏頗ることなく、平等にまつりごつ也、○奏て、凡て政を執行ふを、奏すといふは、其事を天皇に奏して、執行ふ故也、○厚厚、厚ノ字、本に原と誤、今は一本に依、○奏事、奏ノ字は、仕奉なりしを、仕を脱し、奉を誤れるにもあらむか、さてこの御よ、ことごと、歎息たる御にて、物語書などに、例多くある言也、尋常の轉く用ひたることとは、いささか異也、故に常に下に續る也、次の言へはつゞかず、○此耳不在は、然のみならずの意也、○朝庭の、朝は、シマラクと訓べし、五十八詔にも、朝廟と有、万葉十四に、思麻良久波、十五に、思末志久哉、十八に、之麻志久などあり、朝字、一本に門に誤れり、○平善は、ヘクと訓べし、○欺、第一詔に出、○同、マヰラケミと訓つ、又ナカラケミとも訓べし、古事記景行天皇の御歌に、波陀阿司良氣美と有、かれは墻上の色の赤きにて、事は異なれども、言は通はしいふべし、廿四詔に、以忠赤誠、六十一詔に、以忠明之誠とある意也、○意不比に、謹しみる也、他詔に、於毛比那とあるに同じ言也、印本に、意の上に、多ノ字あるは、其の下にあるが、誤れて入れる也、又本ノ字を大に誤れり、みな今は一本に依、○多能佐、印本に、多ノ字なきは、上の意の上に誤入れる也、今は一本に依、○思、川々、本ざまにツ、ミ作り、今は例に依て改む、○羅、印本には、一本には、一本に上、一本には、と作り、皆誤也、止富良之といふも、其處には由なし、こは思ふに、にしに、爾之加夫之と誤れるに就て、又後の人、下文に都止富良須といふとあるを思ひて、止富二字をば加へたるならべく、又婆は奴を誤り、其次は誤り、留は流也、故今は、五十八詔に、云々、とある

紀十二、阿保親王薨まして、位を贈ル日ノ詔に、朕ガ朝廷ヲ置テ、罷半テ聞食シテ、歎嗚呼悔ト大臣ごとあること、かの誤れる本どもの中に、奴婆婆ども有るに依て、改めつ、○言須部無云々、一本に、部字を傘に誤れり、古書に、賞賜遺使
勝爲爲使不知術といへるを多し、又無爲便とも多くあり、又欽明紀に、不知所圖、皇極紀に、不知所爲、○仕奉し勤功の、大きなるよし也、○家内は家門也、○波布理不賜は、はふらかし給はず也、はふるは、流離ること也、あふると同言にて、水の溢るゝも同じ、万葉十九に、食國之四方之人乎母、安夫左波受、恩賜者とある、夫ノ字を、今ノ本に
天に誤れり、源氏物語玉鬘ノ卷に、落しあぶさず、とりしたゝめ給ふ、○温は、ある書に温故而知新、といへる字也、
○人日は、省ノ字を誤れるなるべし、故レカヘリミと訓つ、○罷道は、死て往ク道也、万葉二に、とゝなはりしつゝこら
が、罷道之、川瀬道を見れば不怜も、川瀬道は、葬り送りし道也、○宇之呂輕久、後は、俗にいふ跡也、輕くは、思ひおく事なくして、心の安き也、五十八詔に、宇志呂輕久、安久通世、又かの續後紀十二の詔にも、罷半道間、牛久幸久、宇
志呂輕久、罷坐止詔止と有り、これらに依れば、こゝも呂の下に、毋ノ字落たるかとも思へど、上に罷道とといへれば、こゝは毋とはいはざるなるべし、さて齊明紀ノ御歌に、于之廬毋俱例尼、飫岐底絇廎絇武とあるは、輕くの反にて、跡に思ふ
との有て、心ひかれて安からざる也、俱例尼は闇にて、心のくるゝよし也、○平久幸久は、俗語に隨分無事にてといふ
とにて、よのつねの旅行キを送り玉ふ如く詔玉へる也、○罷止富良須倍之止、とほらすは、とほるを延たる言、とほるとは、
往ッべき處まで行達るを云、○此詔、漢文めきたると雜らず、すべての文、殊に古ざまにして、いとノ〳〵めでたきは、古
き此狀の詔詞の有しに依て、書るにやあらむ、もしくは不比等ノ大臣などの、薨給ひしをりの詔詞などの、遺りて有しに
依れる歟、もし然らずして、新に作れる文ならば、此作者は、やまと魂つよく、古言古意をうまく得たる人にぞありけ
むかし、

第五十二詔

上件の詔につきては、石川朝臣豊成宣すとあり、此朝も、此御使にゆきたりし人にて、上に見えたり、

大命坐詔（久）美麻志大臣（乃）仕奉來狀（波）不今耳掛（母）畏近江大津宮御宇天皇御世（爾）大臣之曾祖藤原朝臣內大臣明淨心以（氐）天皇朝（乎）助奉仕奉（留）藤原宮御宇天皇御世（爾）祖父太政大臣又明淨心以天皇朝（乎）助奉仕奉（岐）今大臣者鈍朕（乎）扶奉仕奉（留乃）賢臣等（乃）累世而仕奉（麻佐部留）事（乎奈母）加多自氣奈（久）伊蘇志（美）思坐（須）故是以祖等（乃）仕奉（之）次（仁）在有又朕[大]臣（乃）仕奉狀（毛）勞（美）重（弖）太政大臣之位（爾）上賜（比）授賜時（爾）固辭申而不受賜成（氐）然後（爾）將賜（止）思（間仁奈毛）坐（之奈何）太政大臣之位（爾）上賜此（乎）治賜（久止）詔大命（乎）宣

大命、用本に、本の一字を誤り、一本には、大命本に誤れり、今は又の一本に依る、○仕奉來、來字、本に事に誤れり、今は除、の本に依、○不今耳は、今大臣一世のみならずの意也、今字、本に令に誤れる、今は一本に依る、○曾祖、諸名抄に、曾祖

父ノ御名於保於保則、○內大臣は、鎌足公也、○助奉仕奉ヿ、本に、仕奉ノ字を脫せり、今は一本に依ル、○太政大臣は、不比等公也、○藤原宮云々は、持統天皇文武天皇也、○殖は、ヲチナキと訓べし、卅四詔に、拙ヲ劣ヲ朕、四十八詔に、拙劣朕ノなど、其外にも多かる例によりて也、○賢臣等乃云々は、鎌足公より不比等公まで、世々を累ねて也、○明浄清は、坐るを延たる也、サヘはせこ切なる也、○祖等は、鎌足公より世々也、○仕奉ニ來ニ有こには、鎌足公より世々、忠誠に仕奉り來つるよし也、又思ふにこには、太政大臣に任ずることにも有べし、さるは鎌足公は、太政大臣にはなされども、不比等公房前公ともに、贈太政大臣也、これら贈官にはあれども、上にも祖父太政大臣とあるごとく、太政大臣に任ぜられたる例にとりて、詔旨ふにも有べし、○朕太臣、諸本に大ノ字なきは、脫たるなるべし、上にみな大臣とのみ有て、ただ臣といへる所はなし、故レ今補へり、○勞ノ重ヲ、此ニ第二詔に出ツ、本ども、下なる見ノ字を落せり、今は一本に依ル、○太政大臣之位云々は、何れの年の事にか有けむ、紀には見えず、○授賜時ヨ、一本に偁ノ字なし、○威は、上にもいへるごとく、終にさて已をいふ辭也、一本皷ノ字を脫せり、○後ニは、在世には受給はずなりにしかども、甍給ひて後にたにもの意なり、○思之坐は、思食すまゝになり、○大命ヲ、大ノ字、一本に本に誤ル、

第五十三詔

卅二の卷に、同三年三月癸亥、皇后井上ノ內親王、坐ニ巫蠱ニ廢、詔曰とあり、

天皇御命良麻止宣御命乎百官人等天下百姓衆聞食倍止宣今裳

昨足嶋謀反事自首之中勘問尓中事波度年經月尓計利法勘流尓足嶋毛罪在倍之然度年經月毛臣奈何良自首之申良久乎勘賜比冠位上賜比治賜波久止宣天皇御命乎衆聞食倍止宣辭別宣久謀反事尓預而隱而申佐奴奴等粟田廣上安都堅石女波隨法斬乃罪尓行賜倍之然思保須大御心坐尓依而免賜比奈太毎賜比氐遠流罪尓治賜波久止宣天皇御命乎衆聞食倍止宣

雲昨ノ足嶋は、初へに見えし、卅六の卷に、尾張國中嶋郡ノ人、雲昨ノ臣祖仁言ス、己レ等與伊賀ノ國敢ノ朝臣同祖也云々、この同氏なるべし、敢ノ朝臣は、大彦命の後也、○謀反ノ事、こは皇后の謀反にて、かの巫蠱の事是なり、五十四詔に、此皇后を謀反大逆ノ人とあり、かゝればこゝの文は、足嶋謀反とつゞけては讀むべからず、皇后の謀反ノ事、今足嶋自首といふ意なり、謀反の主は皇后にて、足嶋は、其に預かれるなれば也、自ラといへるは、此謀反ノ事に預れるよし、己が事を、みづから顯はせる也、そも〳〵此詔、紀の文には、皇后云々詔曰、としるしながら、その皇后の御事の見えざるはいかに、もしは皇后を廢王とせしの詔は、此ノ前に今一つ別に有しか、紀に漏たるにやあらむ、さて皇后の謀反して、[illegible]天皇をしも、巫蠱ノ事行ひしは、いかなるよしなりけむ、おぼつかなし、思ふに此皇后は、聖武天皇の姫御子にましませば、高野天皇の御のち、又御みづから御位に升坐まさむと思召ける御心なきにしもおはしましけむ、○自首、首は、オフハ

シヽと訓り、孝徳紀に、古人ノ皇子云々、謀反、吉備ノ笠ノ臣垂、自首と有、又みづから罪、又人の罪にても、顯はし申すを、首といふ也、○勘問は、足嶋に、猶くはしく勘問也、○申事は、足嶋が申す皇后謀反ノ事也、○法は、律也、○足嶋も、毛といふは、謀反の主は皇后なれば、それに預かれる足嶋もの意也、○罪在ともは、刑有べし也、○歴年緒月ては、今まで久しく匿し居て、今遅く首せるは、いかゞなれどもの意にて、弖毛といへる也、○臣ながらに、臣たるまゝに也、すべて臣たる者は、もとより君には、忠誠なるべき物なる、其ノあるべき職のまゝに也、○勸賜比、勸字、一本に勤と作るはいかが、又歡の誤りならむかとも思へど、もし然らば、歡賜比弖と、弖ノ字有べきに、其字なければ、猶こゝのまゝなるべし、賞て進め給ふ也、○冠位上云々、下に、授ケ從七位上麦咋臣足嶋ノ外從五位下ニと有、これによりても、謀反は皇后の御事なるを知べし、もしたゞ自の謀反を顯はしたるのみならむには、刑を輕めらるゝとはあらめども、いかでか賞玉ふとはあらむ、○治賜波久止、久字、本に之に誤る、今は一本に依る、○粟田廣上、廣上、印本には廣士とあり、一本には廣上と有、今は又の一本に依れり、こはいづれか正しからむ、知るべきにあらざれども、廣士廣土などいふ名は、聞なれぬことなれば也、さて此名、万葉八に、角ノ朝臣廣辨といふある例に依て、ヒロベと訓べし、辨は上の假字書キ也、○安都ノ堅石女、石ノ字、印本には在とあり、一本又類聚國史には石とあり、今は又の一本に依れり、安都は姓也、姓氏錄に、阿刀宿禰阿刀ノ連などあり、此紀此卷に安都宿禰眞足万葉四に、安都ノ宿禰年足などいふ人見ゆ、さて此名は、雄略紀に、堅磐此云二柯陀之波一とあるに依て、カタシハメと訓べし、人ノ名の例は、此紀十六に、粟田ノ朝臣堅石あり、こは男也、女には同卷に、箭集ノ宿禰堅石といふ見ゆ○斬は、コロスツミと訓べけれども、こゝは乃ノ字あれば、音讀也、律に、死罪に斬と絞とあり有て、斬は重し、賊盗律に、凡謀反及ヒ大逆ノ者ハ皆斬とあり、○遠流も、こゝは上の斬に准へて、音に讀べし、

〔第五十四詔〕

同年五月丁未、廢皇太子他戸王爲庶人詔曰とある、

天皇御命良麻止宣御命乎百官人等天下百姓衆聞食倍止宣今皇太子止定賜部流他戸王其母井上内親王乃魘魅大逆之事一二遍能味仁不在遍麻年久發覺奴其高御座天之日嗣座波非吾一人之私座止奈母所思行須故是以天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子位仁謀反大逆人之子乎治賜部例婆卿等百官人等天下百姓能念良麻久母恥志賀多自氣奈志加以後世乃平久安長久全久可在伎政仁母不在止神奈我良毛所念行須仁依而奈母他戸王乎皇太子之位停賜比却賜布止宣天皇御命乎衆聞食倍止宣

令は、俗に高貴といふ意也、○他戸王、親王といはずして、王といへるも、廢したるなり、○魘魅、原本魘同と有り、四十三詔に出たり、こゝは大逆と書きつゞけたれば、音にエムミと讀べし、○大逆は、律に、八虐、一日謀反云々、二日謀大逆と有て、本注に、謂謀毀山陵及宮闕と見え、今此皇后の罪は、これに准へて、大逆とはいへるにや、四日

悪逆と有て、本注に、謂下殴二及謀一殺二祖父母父母一、殺二伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母上とあれば、御夫を殺さまくむと謀り坐ひし罪は、悪逆なるべし、但し夫を殺さむとあるは、既に殺したるをいふなれば、悪逆にはあたらむか、猶よく尋ぬべし、又厭魅は、第五の不道の中にいれり、四十三詔の處に引るがごとし、○遍麻年、年字、本に誤れるを、今改めつ、まねくの事、第三詔にいへり、さてこは厭魅大逆の事の、今までに幾度(イクタビ)も有しをいふ也、まねく発覚(アラハ)るといふにはあらず、発覚(アラハル)は、此度始めてあらはれたる也、まねくしてといふ意に見るべし、○其は、漢文告に、夫と書ヶ意也、ソレと訓べし、○天之日嗣、こは古くはみな天津日嗣といひて、この紀の詔どもにも、上なるは皆然有を、此詔に至て、かく天之(アマノ)とあるは、奈良の末つかたよりは、然もいへりしなるべし、万葉にも、家持ノ卿の哥には、安麻(アマ)能日嗣(ノヒツギ)とのみよめり、○故是以云々、此處の凡ての文の意は、天皇の御位を継キ坐ふべき皇太子の位は神代より天之日嗣と名づけて、定め儲(マウケ)玉へる位にて、吾一人の私の位にはあらず、然るに今謀反大逆の人の生る子を、其位に定め在、故是以ノ朝等云々の意也、定賜ヶ儲賜まには、神代より皇太子の位のことを、ひろくいふ也、他戸ノ親王の事のみの如く聞ゆれども、然にはあらず、他戸ノ親王のことゝしては次の語にかなはず○念(オモホ)す麻久(マク)は、年を延たる辭にて、将思有まと也、○自多自臣奈、此言第四詔に出、○後世(ノチノヨ)云々は、謀反大逆の人の子を、皇太子として、位を嗣しめむとは、後の世までの例として、平く安く長く行ふべき政にあらずと也、平々の久ノ字、本に之に誤、今は一本に依、安の下にも、猶書の久ノ字有しが、脱たる歟、○井上ノ内親王他戸ノ親王の御事、此内親王、初ノ神龜四年に、伊勢ノ斎宮と定め給ひ、天平十九年正月、无位より二品になり給へり、さて皇后に立チ給ひ、廃られ給ひしこと、四十九詔五十三詔此詔のとし、同【寶龜】四年十月辛酉、初井上ノ内親王、坐ニ巫蠱ニ廢、後復厭ニ魅難波ノ内親王ヲ、是日、詔シテ幽ス内親王及他戸ノ王ヲ于大和國宇智郡ノ没官ノ宅ニ、同六年四月己丑、井上ノ内親王他戸ノ王並卒、同八年十二月、改ニ葬井上ノ内親王ヲ、其墳稱ニ御墓ト、置ク守家一烟ヲ、同九年正月、

遣従四位下守兵部卿壱志濃王、石川朝臣垣守等、改葬故二品井上内親王、これは去年の改葬の時にて、貴なりたるゆゑに、續紀同史に、延暦十九年七月に、詔して、故廢皇后井上内親王、追復稱皇后、其墓並稱山陵、且大和國宇智郡戸一烟、奉守皇后陵、遣散位從五位下葛井王、以復位事、告于皇后陵、また、同廿二年、槻本公奈弖麻呂授從五位上、弟豐人並從五位下、並賜姓宿禰、奈弖麻呂父、故右兵衛佐老、天宗高紹天皇之寵臣也、初庶人居東宮、暴虐尤甚、與老不穏、遇之无禮、老竭心奉事、而陰有輔翼之志、庶人及母廢后、聞之益怒、數遇其讒、甚殘酷之、而老遂不敢言、及后有巫蠱之事、老案驗其獄、多發姦状、以此母子共廢、社稷以寧、帝追思其功、故有此授、と見えたり、庶人とは他戸親王をいへり、帝とは、山部親王にて、桓武天皇の御事也、

第五十五詔

同四年正月丁酉朔戊寅、立中務卿四品諸山部親王為皇太子、詔曰云々、

明神大八洲所知和根子天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣、法隨爾可有伎政止志弖山部親王立而皇太子止定賜布、故此之状悟弖百官人等仕奉禮止詔天

皇勅命乎衆聞食宣〔漢文〕又一二人等仁冠位上賜高年窮乏孝義人等養給久止勅天皇命乎衆聞食宣

山部親王は、桓武天皇也、○此之状は、カクノサマヲと訓べし、第一詔に、如此之状乎聞食悟而、卅七詔に、如久此状聞食悟氐、四十四詔に、如是状悟氐、などある例也、こゝは上に如ノ字有しが、落たるかとも思へど、六十詔にも、如ノ字なくてあり、○漢文としるしたるところは、大赦天下、但謀殺故殺、私鑄錢強竊二盜、及常赦所不免者、並不在赦限、三有、○高年云々等、みな既に上に出ッ、○養給久止、久止ノ二字、諸本に牟ノ一字に誤レ、今は例に依て改ム、○聞食宣、諸本に食ノ字なし、今は一本に依ル、上にも二處みな此字あれば也、

第五十六詔

卅四の卷に、同七年夏四月壬申、御前殿、賜遣唐使節刀、詔曰とあり、此遣唐使は、去年【寶龜六年】六月、以正四位下佐伯宿禰今毛人、爲遣唐大使、正五位上大伴宿禰益立、從五位下藤原朝臣鷹取、爲副、判官錄事各四人、造使船四艘於安藝國、と見えたるこれなり、

天皇我大命良麻等遣唐國使人爾詔大命乎聞食止宣今詔佐伯今毛人宿禰大伴宿禰益立二人今汝等二人乎遣唐國者今始

弖遣物曾不在本與利自朝使其國爾遣之其國與利進渡祁里依此弖

使次爾遣物曾悟此意弖其人等乃和美安美應爲久相言部驚

呂之岐事行奈世曾亦所遣使人判官已下死罪已下有犯者順罪弖

行止之弖節刀給久止詔大命乎聞食止宣

聞食止宣、これ[illegible]はさるは、これはたゞ遣唐使に宣る詔なるが故なり、さて續後紀[illegible]に載せられたる、遣唐使に節刀を賜ふ[illegible]に、其官のまゝに、大使其[illegible]とあり、此もいづれの詔にて[illegible]、聞看宣と[illegible]に、其[illegible]はる人、[illegible]也、○今詔、こは[illegible]人[illegible]、[illegible]に、今詔久止とあれども、上の[illegible]也、○佐伯今毛人宿禰、印本に、人字を脱せり、今補、一本には、佐伯宿禰今毛人と作るは、次の[illegible]の例し、[illegible]しに[illegible]べし、[illegible]也、[illegible]の上に[illegible]り、此今毛人は四位[illegible]、[illegible]の下に[illegible]の詔は、もはらこ[illegible]、[illegible]小野[illegible]これ[illegible]四位[illegible]五位[illegible]人は、[illegible]人[illegible]の子也天平勝寶元年に、從五位下に叙し、其後[illegible]、[illegible]、此度の遣唐使[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]、位[illegible]、[illegible]九年十月[illegible]、[illegible]七十[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]十四年、從五位下に叙し、其後[illegible]、[illegible]を經たり、[illegible]、[illegible]九年、【[illegible]】[illegible]

に至る、云々に依て、從四位下を奪らる、天應元年の事也、かくて續後紀に、承和四年五月、贈正五位上伴宿禰繼人ニ本位從四位下ヲ、緣在云々、遣唐、義奪爵、其男越後大掾野繼、上書寃訴、久矣、遂叫得雪父恥と見ゆ、さて此名は、いかに訓べきにか、緣はイヤ歟しらねども、姑くマシタチと訓つ、後世の名の例にては、マスタツと訓べけれど、古の例はおほく、足成守行持などのごとし、さて緣ノ字、印本に蓋に誤れり、○今始テ云々、此事をかきてかく詔玉ふは、いかなるよしにか、もしくは、彼國に御使を遣はすことは、あぢきなく、然らでも有べき事なる故に、こは古くよりありて來た事なるによりて、遣すものぞと、ことわり給ふにやあらむ、これらの語もすべて舊き遣唐使の時の詔の例によれることなるべし、○本與利は、舊くより也、○朝使は、皇朝の御使也、諸本に此上に、自ノ字あるは、衍なるべし、かの續後紀の詔にはなし、除キ去ルべし、○其國與利、與利毛と有べき語のはこびなるに、毛といはざるは、彼ノ國王より使を奉る方を、主と強くいふなるべし、○進渡よは、麻陀志和多志と訓べし、使を奉るをいふ、續後紀十九に、渤海國王の使に詔玉ふ詔に、彼國乃王、一紀ヲ爲ト期ト、朝拜乃使進度、然ルヲ云々、また國乃王、差テ王文矩等ヲ進度之、天皇朝廷ニ拜奉ル事ヲ云々、三代實錄廿一に、同國の使に詔玉ふ詔に、國乃王、楊成規等ヲ差天、進度之云々、同卅一に、同國の使に賜ふ、太政官の宣に、云々彼國王、此制ノ須遵天、使ヲ奉出世利などあり、すべてまだしといふ言は、貢キ所へ使を奉り、或は物を進獻るをいふ也、書紀に、奉遣を、マダスとも、タテマダスとも訓り、奉ニ遣使一とも有リ、○使次止は、使の次としての意也、次は、古より遣し來つる次第也、止ノ字、諸本に爾と作るは、誤リ也、今はかの續後紀五の詔ノ一本に、止とあるに依て改めつ、○其人等は、唐ノ國の人ども也、○和美安美應久爲久云々は、外國の通好なれば、かの國王をはじめて、臣下どもまでも、和順に平穩に思ひて、受ケ賜はるべきさまに、何事も言語らへとも也、本に爲ノ字を脫せり、今は一本又續後紀詔に依、○驚ロ岐は、人の驚くべきさまなるをいふ、一本に此上に、今一ツ驚ロの二字有リ、物語書どもにも、おどろ〳〵しといへる多ければ、さも

有へしおほゆれど、諸本又かの續後紀ご詔ともに、うはあらざれば、本のまゝに從ひつ、○事行は、十六詔に、人の見可善事和射(奈世牟)、こあるに依て、コトサササご訓へし、○判官は、和名抄に、万豆利古止比止ご有、凡下遣唐使に、大使副使判官主典あり、判官已下といふは、副使はあづからざる也、貞觀儀式、賜將軍節刀儀の宣命の細注に、副將軍有ば也、死刑、使、身ら之、不在襲限にこれをいふことし、○死罪已下は、コロスツミヨリハジメテ、と訓へし、死罪これよりして、輕き罪に至るまで也、○行へは、刑罰を也、判官をはじめ、すべて下々の人ごもまで、もし罪を犯す者あらば、大使副使これをここに行ひて、刑へここの、遣唐使に節刀を授けらるゝ上は、これがためのしるし也、貞觀儀式、賜將軍節刀儀に、大臣宣命にも、有犯軍法者、隨法罪に行上宣(云々)、勅書賜節刀賜ふ事有、○節刀は、斯多乃多知ご訓へし、常にさ帶にて、しるしとする也、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、ご見えたれ、遣唐使もこれに准へて、いつも授けらるる例也、さて、令の義解に、謂凡節者、以旄牛尾爲之、使者所持也、今以刀劍代之、故曰節刀と有、節は信の義也漢國にて旗といふ物に、旄牛の尾をつけて造りて、これを持て指揮をなす物なるを、皇國にては、其代りに刀を用ひて、賜ふことなれる也、

第五十七詔

同八年夏四月癸卯、渤海使、史都蒙等、貢方物、奏曰、渤海國王、始自遠世、供奉不絶、又國使壹萬福歸來、聞聖上新臨天下、不勝歡慶、登時差獻可大夫司賓少令開國男史都蒙一百八十七人、朝賀國位、并奉國信、云々

り、此使は、去年十二月、渤海國遣獻可大夫司賓少令開國男史都蒙等、一百八十七人、賀我即位、并云々、使下越前國加賀郡安置供給、今年二月、召渤海使史都蒙等三十人入朝、時都蒙言曰云々、四月、渤海使史都蒙等入京、とある是也、そも〳〵此渤海國といふは、古への高麗の地にて、高麗ほろびて後に、王にて有しものなり、姓は大氏といふ、はじめ乞々仲象といひし人の子に、祚榮といひしを、まろこしの睿宗といひし王が時に、渤海郡王といふになせり、祚榮諡を高王といふ、唐書五代史などに、渤海ノ傳有て、委くしるせり、かくて祚榮が子武藝といひし王、はじめて皇朝に使を奉遣せり、聖武天皇の御世にて、神龜四年九月、渤海郡使首領高齊德等八人、來着出羽國、遣使存問、兼賜時服、十二月云々、渤海郡者、舊高麗國也、淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣、伐滅高麗、其後朝貢久絶矣、至是渤海郡王、遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘、而着蝦夷境、仁義以下十六人、並被殺害、首領齊德等八人、僅免死而來、五年春正月云々、天皇御大極殿、王臣百寮及渤海使等朝賀云々、天皇御中宮、高齊德等、上其王書并方物、其詞曰、武藝啓云々、とある是也、武藝は武王といふ、其子欽茂が時、唐ノ肅宗、命じて、郡といひしを改めて、渤海國とせり、かくてかの神龜の後は、延喜のころまでも、御世〳〵に絶ず、使を奉れりき、そのころ高麗人といひしは、此渤海の事也、

現神止大八洲國所知須天皇大命良麻止詔大命乎聞食止宣。
天皇御世御世年緒不落間牟事無久仕奉來流業止奈毛所念行。
須又天津日嗣受賜禮流事乎左閇歡奉出禮波辱奈美歡之美奈毛所聞行須。
故是以今毛今毛遠長久平久惠賜比安賜牟止彼國乃王爾波語部止

詔天皇大命手聞食止宣

現神止云々、他詔の例に依るに此詔はかく詔玉ふばかりにて、大事にはあらざれども、異國の使に詔玉ふ詔なるを以て、かくはあるなるべし、○聞食は、渤海の使に、うけ給はるといふ也、○遠天皇云々、トホスメロギと訓べし、上にも所言見えたり、こゝは神功皇后の御世より、高麗國の朝貢しまゐりこしたる事なるべし、又件の聖武天皇の御世よりの事かとも聞ゆれども、遠天皇とあるは、猶然にはあらじ、○年緒不落、年ノ緒は、第七詔にも見えたり、不落とは、年久しきことをおかずなるよし也、万葉に、一夜もおちずなど、此外にも多き言也、年ノ字、一本には事に誤れり、○間毛比、聞を誤れるか、續なども思へど然にはあらじ、○仕奉來流は、朝貢の事也、來流は遠天皇の御世よりの也、○大津日嗣云々は、續紀文に、賀聞位と見え、又使の奏せる言にも、聞聖皇新臨天下不勝歡慶とあるは是也、○奉出は、タテマツレルと訓べし、奉出の字は、古事記上卷にも見え、後紀より、御世〳〵の詔に多くして、奉出、奉出などもあれば、タテマツルと訓べき言也、然れどもこゝは、續とあれば、然は訓がたし、タテマツセレバと訓べき歟とも思へど、猶然にはあらじ、三代實錄卅一の詔に、奉出ともあれば、これタテマツルとも訓べき例也、と或説にてまづかくはつみにさ會へて聞しいふ詞とは是也、使の奉るをいふ也、○歡、四十六詔に、與許保志見え、○今も今も、一本に、今もの二字を脱せり、今は一本に依れり、文德實錄九に、今モ今モ、彌遠ヘ常磐ヘ堅磐ヘ、三代實錄十三に、今モ今モ、御體ニ、天地日月與共、上ニヘ今モ、萬云々、十七に今モ今モ、御代ヘ、聡勤守ル、卅三に、今モ今モ、常盤堅磐ニなどあり、今モの意なり、遠く久しくといふ意也、あつらしきいひざまなる言也、○緜上、万葉に、緜布倚ニなど、多く見ゆ、他詔には、上ノ連とあり、○美明安、印本には、明を安に誤れり、又一本には、安の下に今一つ、

賜ニ安の三字あるは衍也、今は又の一本に依れり、安は、ヤスメと訓べし、注云云に、安民とあるも安の意也、◯要國王、渤海國なり、◯王は、コギシ或はコニキシと訓べし、そはもと百濟ノ王ノ號なるを、すべて韓の國々の王にも、皆然訓り、

第五十八詔

卅六の卷に、天應元年二月庚寅朔丙午、三品能登ノ内親王薨云々、遣ニ參議左大辨正四位下大伴宿禰伯麻呂ニ、就ニ第ニ宣ニ詔ヲ曰クとあり、詔の次の文に、内親王、天皇之女也、適ニ正五位下市原ノ王ニ、生ニ五百井ノ女王、五百枝ノ王ヲ、薨ル時年四十九とあり、御母は、桓武天皇に同じ、市原ノ王は、光仁天皇の御兄の、春日ノ親王の御孫にて、安貴ノ王の子なり、

天皇大命良麻止能登内親王爾告與止詔大命乎宣此月頃間身勞須止聞食弖伊都之可病止弖參入岐朕心毛慰米麻佐牟止今日加有牟明日加有牟止所念食都都待比賜間爾安加良米佐須如事久於與豆禮加毛年毛高久成多流朕乎置弖罷麻之奴止聞食弖奈毛驚賜比悔備賜比大坐須如此在牟止知末世婆心置弖毛談比賜比相見弖末之物乎悔

加毛哀加毛云部不知然在加毛朕波汝乃志乎波暫久乃間毛忘得末之自美奈毛悲賜比之乃比賜比大御泣哭川大坐麻佐然毛治賜牟止所念之位止奈毛一品贈賜布子等乎婆二世王爾上賜比治賜布勞久奈思麻之自能流奈牟道波平幸久都都牟事無久宇志呂毛輕久安久通良世止告良世詔天皇大命乎宣

身勞とは、四十五詔に、朕御身能可良久在保留之間須可依て、とあるに同じ、御病也、○伊都之奈は、見可賀也、之は、助辭也、○參入來、此字は心得ず、且ニ誤とみゆる、へしもし來の意ならば、たゞに來ここそ書べけれ、岐こは誤寫ぞ、しかもあらず、一本には、來ニ作り、これも誤也、○今日行云々は、參入坐、ここには、今日かあらむ云々の意也、○待とは、まちの心を延て、とひこいへるなり、○安加良米佐如き事と、景行紀に、倭建命の崩坐し時、天皇の哀悼るよを記せる處に、不意之間、條亡我子、とある、こゝも此意にて、思ひかけず、俄なる意也、神武紀に、俄忽之間、出其不意、雄略紀に、暴猪從草中暴出、また取急歸家、また取假歸國、皇極紀に、急ことあり、中昔の物語書どもには、あからさまに罷出なごあるもにはかにふこいさゝか物するを也、さてしばしも目をはなれぬことを、あからめもせずこいふも、俄にふこいさゝか他へ目をうつすを、あからめすこいふ也、こゝにさすこあるも、爲こいふに同し、目をこすは、物を見やる也、それは其言は、物に目をつけてまもり居るほご、俄にふこ他へ目をうつす如くこいふ也、則字、本に期に誤れるは、一本に依れり、○氏、與豆留、五十一詔に出、○年高云々、此時大臣御年七十二におはしましけり、○将事比と、

本どもに、賜ふの二字を脱せり、今例に依て補ふ、五十一詔に、歎賜ひ憂賜ひ大坐、また悔しみ惜しみ賜ひ大坐坐、などあれは也、○知ませばは、かねて知てあらば也、ませばゝ、ましせばの切まりたる辭にて、哥に多くあり、○心置ては、其人に心を着留むる也、○云ふは、脱字もしは誤字なるべし、こゝろみにいはゞ、云牟須部などぞ有けむ、五十一詔に、言牟須部無、爲牟須部不知、○然ばに之、これも誤字脱字なるべし、例のいはゞ、戀之久臣ならむか、万葉五に、毛々等利能、己惠能古保志枳、また伊加婆加利、故保斯苦阿利家武世に、防人の哥に、苦不志久米阿流可、戀しくもあるべき也、などはき考へをこそまたし、一本に、然ノ字を脱せり、○志云々、これも穏ならず誤字もしくは脱字歟いかにともいまだ考へ得ず、故ヶ姑く本のまゝにて訓つ、猶よく考ふべきなり、○忘得不之白、これも不之白といふ辭は、心得がたけれども、例はあるなり、四十五詔に、己得ず之白、これを一本に、麻之字岐と作るに依るときは、こゝと全く同言にて、意も同じく聞えたり、然れば、爲まじき云まじきなどの類の麻自を、古言に麻志自ともいへるにこそあらめ、又廿六詔に、敢不之時止爲しとある、これも堪まじとしての意にて同格也、考へ合すべし、○大御泣哭、本に、川ノ字一ッを脱せり、今は一本に依り、オホミネナカシツ、と訓べし、五十一詔にも、大御泣哭之坐と有り、書紀に、擧哀哀哭發哀發哭慟哭奉哀などをみな、ミネタテマツルと訓、哭泣をネヅカへと訓り、ねは、ねになくねをのみなくなどいふね也、さてつの假字に、川ノ字を用ひたる事、万葉にも、十八の巻に一ッあり、五十一詔に、ツ、とあるも、川々なり、片假字のツ、平假字のつも、皆此字也、こはみなこに潤ノ字を用ひたる類ヒにて、もと津の意に川ひたる物なるべし、門ノ字也などいふ説は、中々にわろし、○然毛、毛は、輕く添へたる辭也、○治賜云々は、はやく世にましゝしほどより、一品になし給はむと、おぼしめして有しよし也、○位止奈毛は、位としてなも也、○一品は、ヒトツノシナと訓べし、和名抄に一品二品三品四品、品ノ讀之奈とあり、○子等、本どもに、等字なし、今は一本に依れり、此内親王の御子たち也、五百井ノ女王五百枝ノ王と、

男女二ところましき、○二世王、訓はいまだ考へ得ざれども、フタツギノオホキミと訓べし、又音読にても有べし、凡て天皇の御子を、一世と申し、御孫を二世と申す也、此内親王の御子たちは、父は市原ノ王なれば、田原ノ天皇【施基皇子】の四世の御孫なれども、天皇の御外孫なる方をとりて、御母方につきて、今殊に二世ノ王の列に入レ給ふ也、○思ほしめす、跡にのこし給ふ、御子たちの事を也、○詐ノ道ニ、五十一ノ詔に、詐道ニ云々とあると同じ、本に、作ノ字を化に誤レリ、今は一本に依、○爾々ニ事無久は万葉廿に、あやうからず、風波なびき、ゆくさくさ、爾々在待等云々とあるはやけむ、此外にもつゝみなくとも、つゝまはずとも、多くよめり、六の巻に、草管切とあるも、草ノ字は、莫を誤れるにて、つゝみなく也、○宇気比賜云々、五十一詔に見ゆ、

第五十九詔

同年二月甲申、詔曰、朕枕席不安、稍移晦朔云々、夏四月己丑朔云々、其間、御病、其大漸不豫也、辛卯、詔云云あり、詔の次に、是日、皇太子受禅即位と有、

天皇我御命良麻等詔大命乎親王等王等臣等百官人等天下公民衆聞食止宣、朕以寡薄宝位乎受賜弖年久重奴、而嘉政頻闕弖天下不得治成、加以元来風病爾苦都々、身體不安、復年

毛彌高成爾弖餘命不幾今所念久此位波避天暫間毛御體欲養
止奈毛所念須故是以皇太子止定賜留山部親王爾天下政波授
賜布古人有言知子者親止云止奈母聞食此王波弱時余利朝夕止
朕爾從天至今麻天怠事無久仕奉乎見波仁孝厚王爾在止奈毛神
奈我良所知食其仁孝者百行之基奈利曾毛曾毛百足之虫乃至
死不顛事波輔乎多美止奈毛聞食衆諸如此乃狀悟弖清直心乎毛知
此王乎輔導天天下百姓乎可令撫育止宣又詔久如此時爾當
都、人人不好謀乎懷弖天下乎毛亂己我氏門乎毛滅人等麻爾久在
若如此有牟人乎婆己我教諭訓直弖各各己我祖乃門不滅彌高
爾仕奉彌繼爾將繼止思愼天清直岐心乎持弖仕奉倍支止奈毛所念
須天高止毛聽卑物曾止詔天皇我御命乎衆聞食止宣

以寡薄は、いみしき漢文也、ツタナクヲヂナクシテヽ訓べし、○寶位乎、こゝは、アマツヒツギタカミクラノワザヲヽ訓

べし、このよしは、四十九詔の、恭溜等とある處にいへるがごとし、○高政頼國、漢文なり、○若、都の下に、个一つ都ノ字有しが、落たるなるべし、○餘命は、ノコリノイノチと訓べし、○有言、かくいふは、漢文さまなり、○知子者云々は、武智管子の大匡篇といふに、鮑叔曰、先人有言曰、知子莫若父、知臣莫若君、といへる語也、左傳に、擇子莫如父云々ともいへり、さて此紀廿の巻に、藤原ノ仲麻呂が言に、知臣莫若君、知子者莫若父とあるも、件の語を引る也、○云事止、云は、即上の古人の云るよし也、上に有言といひて、又かくいふも、古語の常也、○此王は、山部ノ親王也、○弱時ヨリは、稚き時より也、今年四十五歳におはします、○其は夫にて、漢文ぶり也、○從は、孝順の意にて、書紀に孝を、オヤニシタガフと訓、不孝を、オヤニシタガハズとよめる是也、○仁孝者百行之基、仁とは、たゞ孝に附ていへるのみにて、輕し、仁と孝と二ッをいへるにはあらず、上なるも同じ、さて此語は、劉炫が論語ノ注に、孝爲百行之本とあるよし、邢昺が孝經ノ正義に引たり、劉炫は、後漢といひし世の人也、かくて唐ノ代よりこなたの書どもには、これに似たる語も、又同じ語も多く見えたり、又後漢書ノ江革といふ人の傳に、夫孝百行之冠、衆善之始也ともあり、○百毛々々は、物なり、○百足之虫云々は、文選ノ曹冏が六代論に、故語曰、百足之蟲、至死不僵、以扶之者衆也と有、此語もと魯仲連子といふ書に見えて、それには、百足之蟲、三斷不蹶とありとぞ、百足といふは、或書には、馬陸又馬蠲といふ虫なるを、此方にては、蜈蚣を然云、然れども、和名抄に、兼名苑云、蜈蚣一名百足、和名無加天とあり、又本草云、馬陸、一名百足、和名阿末比古ともあり、こは世にをさむしといふ虫也、○輔を多みとは、輔の多きが故にといふ意也、もろ〳〵の鳥獸魚虫は、死ぬれば顛るものなるを、此虫は、足多く有て、輔支ふる故に、顛れずとするよし也、さて此語をこゝに引出たるは、次に此王を輔といふに係て也、○可令輔有とては、此王をもして、天下の政を、輔け將有といへる意にて、輔將奉れといへる也、省はメグムと訓べし、第三詔に、撫賜惠賜、十三詔に、撫賜惠賜、○富、貴に

都々なるべし、續後紀一、讓位の詔に、これより下、同じ語多きを、照らし按ずるに、如此時に當てと有、○不奸謀て、印本に、奸ノ字を、姧に誤れり、一本には、不ノ字なくして、姧謀と作るは、誤れる本に就て、さかしらに不ノ字を削れるなるべし、今は續後紀のかの詔に、人々不レ好ニ謀懷ヲたとあるに依て、正しつ、○亂、續後紀に、亂れと有るによりて訓べし、○隱蔽、は多く也、續後紀には、人等ノ前々有とあり、○如此有ネ人等ラは、然るとあらむ人をば也、○已ヲ、此ニ穩ならず聞ゆ、續後紀にも有、○敎諭、諸本、敎ト作り、トノ字は、いかなる字を誤りけむ、しらねども、今は續後紀に依て改めつ、○祖乃門、續後紀には、祖々ノ門と有リ、各々といふにあたりて、宜しく聞ゆ、○彌繼ギ、諸本、此ニ字を脫せり、今續後紀に依て補○持チ、一本に、持々と誤れり、○天高ミ云々、タカケドモと訓べし、けれどもを、れを省きていふぞ、古言の格なる、さて此語は、呂氏春秋制樂ノ篇に、宋ノ景公之時云々、召ニ子韋ニ而問ヒ焉、曰ク云々、天之處レ高、而聽レ卑云々と見ゆ、史記ノ宋ノ世家にも有リ、また劉向ガ列女傳ノ孫叔敖ガ母ノ傳、其ノ母の語にも有リ、後には、文選曹植ガ責ル躬ヲ詩、また蜀志ノ秦宓ガ語ニ中などにも、これを引たり、天は高く遠くさかりてあれども、人のよきあしきをば、よく知リわきまふる物なれば、あしき事を謀ることは、人はしらねども、天はよく見聞て、知ルよし也、そもそも此詔にかぎりてかくから書の語どもを、あまた重ねて引出たるは、いかにぞや、作者の心なりけむかし、○御命ヲ、諸本に乎字なし、今は一本に依る、

第六十詔

同月壬辰、立テ皇弟早良ノ親王ヲ、爲ス皇太子ト、詔曰クと有リ、此御名、早良は、例の御乳母の姓なるべし、姓氏錄に早良ノ臣見

㈢、假字は古事記に、佐和良臣と有て、此紀にもかく有り、然るに和名抄、筑前國の郷ノ名、早良は佐波良とあるは、假字たがへりいかゞ、さて此親王は、光仁天皇の第二の皇子、天皇【桓武】の御同腹の御弟におはしましき、然るに延暦四年九月云々、大伴繼人同竹良等殺中納言藤原朝臣種繼云々の事にかゝりて、廢皇太子、流淡路國、途中にして薨、葬淡路國、此時の事、紀に記し漏されたること多し、かくて同十九年七月、詔曰、朕有所思、宜故皇太子早良親王、追稱崇道天皇、其墓稱山陵、[illegible]詣在淡路國崇道天皇山陵、分淡路國津名郡戸二烟、以奉守崇道天皇陵、

天皇勅命手親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣隨法爾可有伎政止志弖早良親王立而皇太子止定賜布故此之狀悟天百官人等仕奉禮止詔天皇勅旨乎衆聞食宣

第六十一詔

同月癸卯、天皇御大極殿、詔曰とあり、

明神止大八洲所知天皇詔旨良麻止宣勅親王諸王諸臣百官人

等天下公民衆聞食宣掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高座之業乎掛畏近江大津乃宮尓御宇之天皇乃初賜比定賜部流法隨尓被賜弖仕奉止仰賜比授賜閇婆頂尓受賜利恐美受賜利懼進母不知尓退母不知尓恐美坐久止宣天皇勅衆聞食宣然皇坐弖天下治賜君者賢人乃能臣乎得弖之天下乎撥平久安久治物尓在良之止奈母聞行須故是以大命坐宣久朕雖拙劣親王始弖王臣等乃相穴奈比奉相扶奉牟事依弖之此之仰賜比授賜夫食國天下之政者平久安久仕奉倍之止奈母所念行是以無諂欺之心以忠明之誠天皇朝廷乃立賜部流食國天下之政者衆助仕奉止宣天皇勅衆聞食宣辭別宣久朕一人乃未也慶之賤貴岐御命受賜牟凡人子乃蒙福麻久欲為流事波於夜乃多米尓止奈母聞行須故是以朕親母高野夫人乎稱皇太夫人弖冠位上奉利治奉流又仕奉人等

中尓自何仕奉狀隨弖一二人等冠位上賜比治賜布、又大神宮乎始弖諸社禰宜祝等尓給位一階、又僧綱乎始弖諸寺智行人及年八十已上僧尼等尓物布施賜布、又高年窮乏孝義人等治賜布、又天下今年田租免賜久止宣天皇勅衆聞食宣

現御神止云々、既に天皇を申す也、○御世近ニ云々とは、仕奉とは、光仁天皇、桓武天皇の御世に仕へし也、○賢人乃云々、輔助仕奉る臣を云ふ、廿四詔に出、○相穴奈比、此字本に乃に誤る、今は一本に依、○忠明之誠、廿四詔には、忠赤之誠と有、○奚・穢奴・濁奴、本ともに濁字を落せり、今は例に依て補へり、廿八詔に、見人子乃、至奏穢奴、濁奴と有、[illegible]文徳實録一にも、見人子乃、掌[illegible]事を、於奉乃多奉[illegible]有、三代實録卅にも、多くの例これ有り、○[illegible]、此の二詔に見えたるをば、[illegible]を引けり、ここには[illegible]べし、御[illegible]申す事、而れ詔に、[illegible]ざる故にいへる也し、○高野夫人は、延暦八年十二月乙未、皇太后崩、壬子葬於大枝山陵、皇太后、姓和氏、諱新笠、贈正一位乙継之女也、母贈正一位大枝朝臣真妹、后先出自百済武寧王之子純陀太子、皇后云々、生今上[illegible]内親王、[illegible]、改姓為高野朝臣、今上即位、尊為皇太夫人、九年、追上尊号曰皇太后云々、○[illegible]、本に[illegible]字を脱せり、今は一本に依、是月【天應元年四月】之卯、皇太夫人從二位高野朝臣、即此二位にてある也、○入等中臣、本に[illegible]字を[illegible]に誤、今は一本に依、さてこれより下の文、廿四詔に[illegible]出、○二人等、本に二人と有り[illegible]、今は[illegible]例に依て改、○智行人は、[illegible]、[illegible]也、[illegible]云々、十二詔

に出づ、

四十の巻に、同八年九月戊午、勅遣大納言從二位藤原朝臣繼繩、中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、從三位紀朝臣船守、左兵衛佐從五位上津連眞道、大外記外從五位下秋篠宿禰安人等、於太政官曹司、勘問征東將軍等、逗留敗軍之狀、大將軍正四位下紀朝臣古佐美、副將軍外從五位下入間宿禰廣成、鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚、外從五位下安倍猨嶋臣墨繩等、各申其由、並皆承伏、於是詔曰とあり、

第六十二詔

陸奥國荒備流蝦夷等乎討治爾任賜志大將軍正四位下紀古佐美朝臣等伊任賜之元謀爾波不合順進入倍支奥地毛不究盡久弖敗軍費粮弖還參來是乎任法爾問賜比支多米賜倍久在止母承前爾仕奉祁留事乎所念行弖奈母不勘賜免賜布又鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚外從五位下安倍猨嶋臣墨繩等愚頑畏拙久弖進退失度軍期乎毛闕怠利今法乎撿爾墨繩者斬刑爾當里眞枚

者解官取冠久在然壘縄者久歷邊戍弖仕奉留勞在爾緣弖奈母斬刑免賜弖官冠乎乃未取賜比貞枚者日上乃湊之弖溺軍乎扶拯留勞爾緣弖奈毛取冠罪波免賜弖官乎乃未解賜比又有小功人乎波隨其重輕弖治賜比有小罪人乎波不勘賜免賜久止宣御命乎衆聞食止宣

壘縄、こゝは荒夫流といふべき、言の格にして、古書にみな然あるを、こゝに備流とあるは、後世の俗言の格なれども、古へよりかくもいへりしにや、古事記に、健佐備流とあるも、伊佐布流といふべき格なるに、知備流とあると同じ、○蝦夷の事は古事記傳廿七、荒夫琉蝦夷とある處に委くいへり、○任は麻氣と訓べし、まけは、令の罷の切まりたる言にて、凡て他國の官に遣はすを也、これは京官の任や、マケと訓はひが事也、○大將軍は、オホキイクサノキミと、續紀に訓たれども、こゝは官に讀べし、○紀古佐美朝臣は、日本紀略に、延曆十六年四月、大納言正三位紀朝臣古佐美薨、年六十五、遣從四位下百濟王英孫、贈從一位、古佐美者、大納言麻呂之孫、正五位上宿奈麻呂之子、天平寶字八年十月、叙從五位下云々、延曆六年五月壬寅、加正四位上、七年七月三日、爲征東大將軍云々、十三年十月、拜中納言、叙正三位、十五年七月、任大納言とこそ見えて、こゝの此度の任をもらし、七年【延曆】七月、以參議左大辨正四位下兼春宮大夫中衞中將紀朝臣古佐美、爲征東大使、十二月、征東大將軍紀朝臣古佐美辭見、詔召昇殿上、賜節刀、因賜勅書、【上】云々、八年九月丁未、持節征東大將軍紀朝臣古佐美、自陸奧國至、進節刀、これ其日也、この日の詔命に

いふこゝろに、選字或は至字の脱たる也、○元誤、元字、一本に光に誤れり、○粮、和名抄に、考聲切韻云、糧行糧貯米也、又儲食也、和名加天と有り、糧粮同じ、萬葉五には、可利弖とよめり、加弖は加利弖の略歟、○是等は、罸字の意に當れる言也、皇極紀に、東國不盡河邊人、大生部多、勸祭虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者、致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、云々、於是葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多、云々、時人便作歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳舉曳倶屢、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母、この岐多麻須にて、此言の意をしるべし、○承前罪云々は、此度の罪はあれども、前に仕奉れる功勞を以て也、そは寶龜十一年三月、紀朝臣古佐美、爲征東副使、天應元年五月、爲陸奧守、九月、詔授從五位上紀朝臣古佐美、從四位下勳四等云々、並賞征夷之勞也とあれば、其時に功有しなるべし、○鎭守副將軍、訓あるべけれど、いまだ考得ず、鎭守府は、エミシノマモリノツカサ、副將軍は、スケノイクサノキミ、などや訓べき、されど今は音讀にてある也、副字、つねにフクと讀めども、フの音也、○池田朝臣眞枚、姓氏錄に、池田朝臣、上毛野朝臣同祖、豐城入彥命十一世孫、佐太公之後也と有、眞枚は父祖知られず、天平寶字八年十月、從五位下、寶龜元年十月、上野介、同五年三月、少納言、延曆六年二月、鎭守副將軍となれり、○安倍猨嶋臣墨繩、寶龜四年二月、下總國猨嶋郡人、從八位上日下部淨人、賜姓安部猨嶋臣と見ゆ、墨繩は、此人の子などにや有けむ、和名抄に、下總國猨嶋郡佐之萬と在り、天應元年九月、詔授云々正六位上阿倍猨嶋臣墨繩、外從五位下勳五等云々、並賞征夷之勞、延曆元年六月、外從五位下安倍猨嶋臣墨繩、爲鎭守權副將軍、同三年二月、爲征東軍監、同七年二月、爲鎭守副將軍、○進退失度云々は、今年五月癸丑、勅征東將軍曰云々、六月甲戌、征東將軍奏云々、庚辰、征東將軍奏偁云々、七月丁巳、勅持節征東大將軍紀朝臣古佐美等曰云々とある、件の所々の文を考へて、此時の戰のやうを知べし、○久歷邊戍、國の四方のはし〴〵を邊といひ、邊を守るを戍といふ、こゝは蝦夷を守るをいへり、

されば二こは、エミシノマモリなど訓べけれど、なほ音に讀て有べし、さて墨縄が、久しく此守を缺たることは、上に引る文の如し、又去し六月甲戌云々の處の勅にも、廣成墨縄ハ久在ニ賊地ニ、兼經ニ戰場ニ云々とも見ゆ、○官冠乃末、乃末は、官冠を取玉ふのみなるよし也、冠は位なり、上下なるも然也、○日上乃湊は、衣川の川下なるべし、今の世に湊といふ所ある是歟、一本に日上を是の一字に誤れり、○挾擊ヲ、挾ノ字、一本に梅に誤れるを、今改めつ、去し六月甲戌、征東將軍の奏せる文の中に、捉ヘ河ニ溺死ル者一千三十六人、裸身ニテ游來ル者一千二百五十七人、とある時の事也、河とは、衣川をいふ也、かの上文に見ゆ、○又有ニ小功ノ字、一本に久に誤れり、今は一本又一本に依れり、

神壽後釋序

古之御々代々爾。吾世々乃遠祖之、內日刺於京師參上而。伊刀毛可畏天皇尊之大前爾白祁流此家之神壽者志母、延喜式仁毛載良禮氏、伊刀佐陀迦邇傳波理氏波有祁禮杼母乎々佐々取見人毛無久世々之物識人等母唯奈保左里爾看過志來奴留乎。知可伎許呂吾嬬之國仁。賀茂眞淵登云祁流翁之始而是乎實傳尊美天、古文乃有之中爾毛。婦流久貴九賣傳多伎物曾登其著勢留祝詞考爾返々讚揚都流余里。稍世人毛此文有事乎知而、心留而讀事登波成奴爰仁神風廼伊勢國爾本居宣長云翁有。彼眞淵翁之教乎受嗣而、今美佐加利邇古學乎於世間弘牟奈流。此翁亦。此神壽乃後釋云書一卷乎作有乎、予之弟奈留僕信之、其翁爾書通志氏、教乎受留手依爾屬而令見而有乎此處爾母寫留而倭文手卷久里復志讀味布仁、解難古之詞等乎毛遺隈奈久淺茅原委曲爾說顯世留狀甚母實傳多玖、自今後伊豫與此神壽世中爾廣

万里天喜家之古乃神事乎人皆知乍許禮廼出雲之
大神之於世多布斗伎由縁乎母彌益々可仰基爾社登歡保比思余志
乎伊左々可書都々理氏奈毛

寛政五年九月

出雲國造出雲宿禰俊秀（花押）

出雲國造神壽後釋上

伊勢國人　本居宣長　釋

考の頭書に云、こゝに國造の祖を注したるは、式の例にたがへれば、後の人のしわざなり、

○後釋、考とは、岡部賀茂ノ縣主ガ遠祖ノ大人の祝詞考を云、次々みな然り、今其書、頭書ともにもらさず、悉くあぐ、

神賀詞は、本に加牟本岐乃許登と訓、人もみな然唱ふめれども、出雲國風土記に、國ノ造ノ神吉詞とも、神吉事とも書たれば、加牟余其登と訓べきなり、此文の中に、神賀吉詞とあるをば、加牟本岐乃余其登と訓べし、ヨゴトとは、万葉廿に、伊賀其騰と見え、書紀ノ持統天皇ノ御卷に、天神壽詞とも見え、此詞をも、續紀に神賀事、神賀辭、神壽詞、神吉事、續後紀には、神壽とぞ書れたり、出雲ノ國造は、古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造之祖也、書紀に、天穗日命是出雲臣土師連等祖也と見ゆ、建比良鳥命は、書紀に武夷鳥とも、天夷鳥とも、天日照ともある、其國造なり、又任此國造の事も、此國造の事も、古事記傳七の卷に委くいへり、貞觀儀式に、太政官曹司廳、任出雲國造儀、當日早旦、掃部寮設座、【辨大夫西面、式部丞輔東面、西上】式部録率史生省掌等、進置版三枚於庭中、【相去各五尺、宣命版南去四五丈、更東折一許丈、置國司版、相去五尺、當宣命版南一許丈、置國造版、】訖辨着座、【也】上卿就座、大臣喚召使、召使稱唯、進、喚式部、召使稱唯、出而喚之、輔【丞】稱唯、承代就版、大臣宣、喚某、某稱唯、就版、大

出雲國造神賀詞　出雲ノ國ノ造ハ、者　穗日ノ命ノ之後也

臣賜國造名帳、丞受退出、訖輔丞各一人錄三人、入就座、訖國守入就版、次省掌引任人參入【任人就版、省掌當南面立】、參議已上辨大夫降立、及式部丞就座立定、辨大夫一人就版、宣制曰、天皇詔旨止宣、某位某、出雲國造任賜久、冠位上賜、御手物賜久止宣、國司任人共稱唯、再拜兩段、拍手四段、參議已上、及辨大夫以下、還就本座、掃部寮進敷簀於中庭、式部史生置位記筥、錄一人喚就賜位記、錄一人留位記、史生進撤位記筥、次掃部寮撤簀、次錄一人進祿所、唱賜、毎賜一物、拍手、【大藏省預積祿庭中、絁十匹、綿二十屯、布二十端】、任人持絁十匹退出、大藏部相隨持出、訖各退出と有て、其次に、紀伊國造を任ずる儀も有、おほよそは右とひとしくて、それには、參議已上在座不下と見え、又御手物を賜ふことなし、これらにても、出雲國造の殊にまされるほどしられたり、さて臨時祭式に、賜出雲國造負幸物、金裝横刀一口、絲廿絇、絹十匹、調布廿端、鍬廿口、右任國造訖、辨一人史一人、就神祇官廳、次伯已下祐已上、以次就座、史一人大藏錄一人、入自南門就座、史喚官掌令云、喚出雲國司幷國造、官掌率國司國造就版位、【國造就版位、國司次立、官掌立西、若國司五位者更座】、史亦喚神部、一人進就大刀案下跪之、于時辨宣云、出雲之國造【正今定給】姓名、賜負幸之物【久止宣】、國造稱唯、再拜兩段、拍手四段、訖神部大刀案下跪之、神部取大刀授之、拍手賜之、【拍手兩段】退授後取之人、卽就版位、次大藏錄喚國造、國造就跪祿下、後取一人進、先取絲給、國造拍手一度、賜而授於後取、後取退立本列、絹布鍬亦如之、國造退就版位、更取大刀出、【後取前立、國造後立、其國造者、喚名及給祿之時、毎度稱唯】次錄、次本官、次史、次辨退出と見え、次に國造奏神壽詞、玉六十八枚【赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚、】金銀裝横刀一口、【長二尺六寸五分、】鏡一面【徑七寸八分】倭文二端【長各一丈四尺、廣二尺二寸、幷置案、】白眼鴾毛馬一疋、白鵠二翼、【乘軒、】御贄五十舁【舁別盛十籠】右國造賜負幸物、還國潔齋一年【齋內不決重罪、若當授班田者、亦停、】訖卽國司率國造諸祝部幷子弟等入朝、

郎於京外便處一修飾献物、神祇官長自監視、擇吉日申官奏聞、宣示所司、又後齋一年更入朝、奏神壽詞、如初儀、【事見儀式】凡國造奏神壽詞日平旦、神祇官試國造奏事、給齋料調庸五枚、奏神賀齋一日、在前中官、國造已下祝神部郡司子弟五色人等給祿、但其人數臨時所申、無有定額、祿法國造絹廿疋、調布六十端、綿五十屯、祝部不論有位無位、各調布一端、郡司各二端、子弟各一端、と見えたり、此初に、賜出雲國造負幸物云々とあるは、神祇官ノ廳にての儀にて、是はかの貞觀儀式に、太政官ノ曹司ノ廳にて、國造に任じたる、次の事なり、任國造之後に知べし、次に國造奏神壽詞とあるは、又往還にて、玉六十八枚云々は、献物の色目なり、さて右國造といふより下、其事の次第なり、抑此次第の記しざま、國造二度の入朝に、先の度には、献物を餝る事のみ見えて、壽詞を奏す事見えず、後の度には、献物の事見えざるは、互に略せる文にて、先ノ度も後ノ度も、事は同くて、献物も壽詞を奏すも、二度共にあるなり、如初儀とあるにて、先ノ度にも壽詞を奏す事あるを知べく、又此壽詞、二度共に、献物の品々を以て賀申せる詞同きを以て、二度共に献物も同じき事を知べし、かくて此事の、紀どもに見えたるは、續紀七に、靈龜二年二月丁巳、出雲國國造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏神賀事、神祇大副中臣朝臣人足、以其詞奏聞、是日百官齋焉、自果安至祝部一百一十餘人、進位賜祿、各有差、九に、神龜元年正月戊子、出雲國造外從七位下出雲臣廣嶋、奏神賀辭、己丑、廣嶋及祝神部等、授位賜祿、各有差、同三年二月辛亥、出雲國造從六位上出雲臣廣嶋、齋事畢、献神社劍鏡并白馬鵠等、廣嶋并祝二人、並進位二階、賜廣嶋絁二十疋、綿五十屯、布六十端、自餘祝部一百九十四人祿各有差、十六に、天平十八年三月、外從七位下出雲臣弟山、授外從六位下、爲出雲國造、十七に、天平勝寶二年二月癸亥、天皇御大安殿、出雲國造外正六位上出雲臣弟山、奏神齋賀事、授弟山外從五位下、自餘祝部叙位、有差、並賜絁綿、各有差、廿九に、天平寶字八年正月戊午、以外從七位下出雲臣益方、爲國造、卅に、神護景雲元年二

月甲午、幸東院、出雲國造外從六位下出雲臣益方、奏神事、仍授益方外從五位下、自餘祝部等叙位賜物、有差、卅二に、寶龜四年九月、以外從五位下出雲國上、爲國造、卅八に、延暦四年二月癸巳、出雲國國造外正八位上出雲臣國成等、奏神吉事、其儀如常、授國成外從五位下、自外祝等進階、各有差、卅九に、同五年二月己巳、出雲國國造出雲臣國成、奏神吉事、其儀如常、賜國成及祝部物、各有差、四十に、同九年四月、以從六位下出雲臣人長、爲國造、類聚國史に、延暦十四年二月甲子、出雲國國造外正六位上出雲臣人長、特授外從五位下、以下[illegible]奏神賀事也、弘仁三年三月癸酉、御大極殿、出雲國造外從五位下出雲臣旅人、奏神賀辭、并有獻物、賜祿如常、天長七年四月乙巳、皇帝御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻五種神寶、兼所出雜物、還宮授豐持從六位下、續後紀一に、天長十年四月壬午、出雲國司、率國造出雲豐持等、奏神壽、并獻白馬一疋、生鵠一翼、高机四前、倉代物五十荷、天皇御大極殿、受其神壽、授國造豐持外從五位下、かくの如し、かの臨時祭式に、任國造訖云々とあるを以てみれば、此事は、國造の初めて任じて、やがてある事と聞えたるに、右の紀どもを見れば、又然定まりたることとも聞えず、又國造一世に一度かと思へば、さもあらざるにや、廣島豐持などは二度仕奉れり、國成が、延暦四年五年と仕奉りしは、一度の先度後度を記されたりと見ゆ、さて此事、右の天長十年の後は見えざるは、紀に漏たるなるべし、延喜の式に委く載られたるを思へば、其ころまでも、絶ず仕奉りけむを、いつのほどよりか絶にけむ、さだかならず、

○考云、神代紀一書に、高皇産靈尊勅大己貴神曰云々、當主汝祭祀者、天穗日命是也と見ゆ、穗日命は、須佐之男命の御子、大名持命は、須佐之男命の六代の孫なれども、大名持命は、須佐之男大神の詔を受得て、天下を平け、諸の國を作り成して、大國主におはすれば、天つ神王といへども、遂には媚たまひて、言治め成し給へり、然れば穗日命の天降りて、三年になるまでに、漸に媚和し、宜き時を以て、天に復命申して、つひに天夷鳥命布都奴志命を天降し、

建き稜威と、和し治むると二ッを以て、大名持ノ命の日隅ノ宮をば、天津神の御巣如て、崇み齋祭ラむといふ契りして、避ひこもりまさしめたるは、もはら此穂日ノ命の思兼によれり、故終の祭をば、此命のなさむ物とは詔へるなりけり、此事、古事記日本紀の一わたりの、趣の如くなるのみならば、此命罪有ルべきを、さはあらで、大名持ノ命の祭をなさむものとしも詔ひ、又此命天へ還りまさずは、此神王の詔もあるまじく、末にも下つ國に此命のますよしも有ルべきをや、又天ノ夷鳥ノ命の、父の命に順ふとあるも、かく媚ずは、治むべからぬによりてのわざとしられたり、此神賀詞の古き傳へをもて、古事記と紀とにはもれたる事を、思ひはかるべきなり、又此神賀詞の凡の意にて、神代の事をも、うかゞふべし、

○同頭書云、日隅宮は、比會万里の宮なり、會万の約佐なるを、須と轉し、万里の約美なれば、かくいへり、日隅は借リ字なり、さて此ひそまりませる宮に獻る御食などの事、櫛八玉ノ命の調奉れる事など、古事記に見ゆ、

○後釋、日隅宮は、比須乃宮と訓べし、これを風土記には日栖宮と書て、栖は、古書に必須とよむ字なればなり、隅を須とのみもいふことは、古事記傳七の巻、根之堅洲國の下にいへるが如し、さて日隅は借リ字なることもとよりなり、かくて此須の須は、古事記に、天之御巣とある巣なり、御巣の事は、傳十四の巻にいへり、

○又云、此詞に、天ノ穂日ノ命を、國造が天つ神祖と申しながら、此命は、始め天降給ひて、かへりごと申て後は、其御子熊野ノ命を降し給ひて、終に大名持ノ命の祭をば、其熊野ノ命の傳へ申せしより國造に至て、專ら此熊野ノ命を崇め齋ひ、杵築ノ大神より前に擧たるは、すべて先ヅ熊野を祭りて、後ニ杵築を祭る故ならむ、伊勢外宮賀茂の乳を、先ヅ祭る例ならむか、

○後釋、書紀に、熊野ノ命といはれたるは、天ノ夷鳥ノ命の事と聞ゆ、こは書紀に、大背飯三熊之大人、また武三熊之大人と見え、神名帳又遷却祟神祝詞などにも、健三熊命とこそあれ、熊野命といふ名は、すべて古書に見えたることなし、然る

を此ノ三熊といふ名によりて、意宇ノ郡の熊野ノ神社を此神とし、おして此神の名をも、熊野ノ命といはれたるは、此等の第一のひがことなり、天ノ夷鳥ノ命に、熊野ノ命といふ名もあることなく、又熊野ノ神社も、此神にあらざること、下に委く辨るがごとし、

○考云、國造とは、久爾都久里といふことにて、久里の約幾なるを、古に轉していふなり、又造とのみ書てみやつことといふは、宮造ノに功ある人をいへり、此分ちをしらで、國造をくにのみやつこと訓はひがことなり、宮造ノの功、古ヘ多く有べき事なり、後にも宮殿門樓を造るは、國司の功にて、美福門は壬生氏、達智門は多治氏の建し故の名なるが如し、さて其ノ國を始めて開き治めたるを、久爾都古といひ、一縣を作り治めたるを、縣主といひ、天下を造ノ治めたるを、大國主といへり、大小あれど皆同じ意なり、神武天皇功臣を縣主とし給ひしもあれど、こゝは物の始めをいふなり、其國の新墾して、主となり傳へしを、神武天皇始め天の下を治め給ひし時は、先ッまつろふにまかせて、本のまゝに治め給ひしなり、さて出雲ノ國造は、其後崇神天皇の御時、穗日ノ命ノ十一世ノ孫宇迦都久慈定賜國造と、姓氏錄に見ゆ、此國造は、これ始ノならむか、さて天皇の御稜威いや盛ノになりて、成務天皇の御代に、天下諸國すべて、御食國となりしかば、國造の勢おとろへて、其國の内の一所を給はり傳へて、國の神事のみ預ることゝなりぬ、かくて仁德天皇の御代に、縣を郡として、郡司をおかれしに、國造を即郡司とせられしかば、神事預にることなかりけむ、文武天皇慶雲三年に、是に神事をも兼行はせられたり、かくて後神事に言よせて、公事を闕こと有しかば、桓武天皇延曆十七年より、又國造は神事のみにて、郡司をば、別におかれしなり、

○同頭書云、成務天皇紀に、國郡立造長、縣邑置稻置とあるは、から文體に字を置むとして、皇朝の實にたがへり、古事記は、此所に郡といはず、縣とあり、郡は仁德天皇の御時に始れること、類聚國史に見えたる、それぞまことなり

ける、

〇又云、郡領國造の事、大寶二年慶雲三年の紀、又奈良ノ朝の紀、又類聚三代格などに出たるを、略きてこゝにはいへり、

〇後釋、考に國造をくにつこと訓て、國つくりのよしに解(トカ)れたるは違へり、又たゞ造(ミヤツコ)といふを、宮造りの功によれりといはれたるも、ひがことなり、國造は久爾乃美夜都古と訓て、國々にある御臣(ミヤツコ)のよしなり、たゞ造(ミヤツコ)は、伴造(トモノミヤツコ)ともいひて、諸の部(ベ)の御臣(ミヤツコ)なり、これらの事、委くは古事記傳七の巻の末にいへり、又考に、穂日命ノ十一世ノ孫云々を、姓氏錄に見ゆとあるも違へり、こは舊事紀の國造本紀に見えたる事にて、姓氏錄には見えず、又宇迦都久悪(ウカツクヌ)の悪の字は、怒の誤にて、舊事紀延佳本には、怒とあり、此人は、書紀ノ崇神ノ巻に、鸕濡渟(ウカツクヌ)と見え、姓氏錄にも、天ノ穂日ノ命ノ十二世ノ孫宇賀都久野(ウカツクヌ)命とある人なり、又成務天皇の御世より、國造の勢おとろへて、たゞ神事のみ預ること、なれりとあるも、古事記書紀のかの御巻を、見誤られたる物なり、國造のたゞ神事にのみ預るものとなれるは、はるかに後の事にてこそあれ、又仁徳天皇の御代に云々もいたく違へり、こは類聚國史に、昔難波ノ朝廷始置(ハジメテオク)諸郡云々と有し、孝徳天皇の御代の事なるを、仁徳天皇の都も難波なるを以て、ゆくりなく心得たがへられたる物なり、縣を郡として、郡司を置れしは、なきふな、孝徳紀にこそ見えたれ、仁徳の御世にはさることなし、又郡司とせられしかば、神事に預ることなかりけむとあるも違へり、まづ古へは凡ノ國造の家は、其氏の首たる人を國造といひしは、もとよりにて、其氏の尸(カバネ)ながら、即國ノ造といひしかば、同氏族の人はみな同じく、某ノ國ノ造となのりしを、其中にてえらびて、郡司にも任ぜられたるなれば、其郡司になれる人のみこそ、神事に預らざらめ、同氏の内、郡司ならぬ人は、みな神事を主れるなり、本國紀に、其ノ郡司ニハ取(ノ)國造性識清廉堪(ヘタル)ニ時務ニ者ヲ爲(ヨ)ニ大領少領一トとあるを見て、其ノ氏の人をば、皆國造といひしことを知べし、又國造といふは、たゞ一人ならむには、大領少領に任すべき人はなかるべきを、凡て郡毎に、國造といへるに、首

たる一人をさしていふと、其一氏の人をすべていふと、二つあることをわきまへずは、必まぎるゝことも有べし、さて慶雲三年云々、延暦十七年云々のことは、類聚三代格に、昔者國造郡領、職員有別、各守其任云々とある、こはかの孝德天皇の御世よりの御定めのごとく、國造の氏族のうち、えらばれて郡司になれる者は神事には預らず、神事は、郡司にあらざる者の、職り來りしを、此慶雲三年よりは、郡司になれる者も、神事をも兼職れるなり、然るを又延暦十七年の格に、自今以後、宜改舊例、國造郡領、分職任之と有て、慶雲の舊例を改めて、孝德の御世の御定めに復されしなり、

○考云、此神賀詞を奏る事は、紀には元正天皇靈龜二年二月に云々と有て、是より後絶ず見えたり、然るを日本紀に見えざるは、すべて日本紀は、これのみならず、上つ代より有り來れりし神事ども、漏たること甚多し、されば此事、上つ代より有しことは、右の靈龜二年の紀をおしても知られ、又此詞の、式に載たる祝詞どもの中に、たぐひなく古き文なるを思ふに、舒明天皇の飛鳥岡本宮のころの文にやあらむ、清御原宮まではくだらず、

○同頭書云、類聚國史に、弘仁三年三月御大極殿、出雲國造外從五位下出雲臣旅人、奏神賀辭とあり、此外にも此詞は、國造みづから讀申すと聞えたるを、靈龜二年の度には、故有て、神祇大副の奏聞せしならむ、

○後釋、此國造の、此詞を奏する事の、紀に見えたる始めは、靈龜二年のなり、然れどもそは上つ代よりの例なりけむこと、考にいはれたるが如し、さて考に、かの文を引れたれど、そは前に引出つれば、こゝには畧きつるなり、かくて靈龜二年には、故有て、神祇大副の奏せしならむとあるはいかゞ、此時も國造みづから讀申せしは論なし、神祇大副の奏聞せしとは、此詞を書きたる文を、別に奏覽せしをいふなり、以其詞奏聞とある、以字聞字にて、然ることを知べし、もし國造は故有て、代りて讀むならば、其由をも記さるべく、又たゞ奏ことこそ有べけれ、其うへ此詞は國造な

らで、他氏の人の奏すべきよしなきをや、抑神祇ノ大副の奏聞の事、靈龜の度にのみ見えて、他時のには、其事見えざるは、略て記せるのみなり、いづれのをりも、別に物に書ても奏聞せし事は有つらむ、さて考に此文を、舒明天皇の云々清御原ノ宮まではトらじとあれども、さるたしかなることは明らめがたし、たゞもろ／＼の祝詞の中にも、古き文とは見えたるなり、

○ソノ六、出雲國造を任し給ふこと、臨時祭式に、此時辨史伯以下、神祇官ノ廳に就き、出雲ノ國司國造ら就く、かくて金裝ノ太刀絲鞘ノ、布鐵等を、國造に給ふ、是を負幸物といふ、かくて國に歸りて、又齋すること一年畢りて、一度國司國造諸ノ祝部子弟等を率て入朝、此度は京外の便有所にして、獻物を儲ケなす、神祇官ノ長みづからこれを監る、かねて吉日をトへ、官に申し聞して、所司に宣あり、此度は物を獻り、神賀詞を申すなり、さて國にかへりて、後齋一年して、さらに入朝し、神賀詞を申すこと、前のごとし、【同詞を讀】貞觀の儀式にも、此こと見ゆ、獻物は、玉六十八枚云々、これらの物など、賀の文と事たり、さて此獻物は、崇神天皇ノ御時、此御宮の神寶を召て、見そなはしゝ事有し、【日照ノ命の日天持降りしといふ實なり、】其後丹波ノ國の人の兒のいへるは、玉菱鎭石出雲人祭、眞種之甘美鏡押羽振、甘美御神底寶御寶主、山河之水沐御魂靜掛、甘美御神底寶御寶主也、【菱此云毛】是非似小兒之言、若有託言乎、於是皇太子奏于天皇、則勅之使祭、とある中には、玉鏡などの事もあれば、この古への神寶にかたどりて、此度の獻物も有なるべし、又此祭の事は、上つ代より絶ず有けむこと、右の紀の趣にてもしらる、神賀詞も、上つ代より自づから唱へ傳へし文の有しを、世うつり人の心變りて、違ひ行つらむを、岡本ノ宮のころに、今の如くは書つらむ、其時古への言に、其時の言もまじりゆける言はゆるよしもあり、

○同[illegible]、天長七年四月紀に、此神賀を申時、獻五種神寶、兼獻出雲物、とある、五種は、右の鏡刀倭文玉にて、こ

種とするか、此外は神寶といふべき物なし、もしは馬を一種とせしか、

○又云、甘美の甘は、可の誤りか、甘にても聞えはす、玉菱鎭石は、玉藻沈しにて、いつもといはむ冠辭なり、万葉に、川上のいつもの花とよみたれば、いつもといふ藻の名になして、いひかけたるなり、此初句冠辭ならでは、出雲人といふこと、次に有べからず、

○後釋、考に出雲ノ國造を任し給ふこと、臨時祭式に云々とあるは違へり、國造を任せらるゝ事は、貞觀儀式にこそ見えたれ、臨時祭式には、其式は見えず、こゝに臨時祭式を畧して記されたる式は、國造に任し畢て、次の事にて、上に引るが如し、さて考に、國司國造服に就くとあるは違へり、國造は服に就キ、國司は次ニ立ツとこそあれ、また國に歸りて、又齋することと一年とある、又ノ字も誤りなり、これより前には、齋する事はなければなり、また貞觀儀式にも此ごとく見ゆとあるもたがへり、貞觀儀式には、國造を任せらるゝ儀こそ見えたれ、右の式は見えず、頭書に、五種は云々、倭文玉にて二種とするかとあるは、玉にてといふ下に、倭文一端をといふ言の有しを、寫し脱したるなるべし、崇神天皇ノ御世の、丹波ノ國の小兒のいひし詞は、訓も義も、已に別に考へあり、事長ければ、こゝにはもらせり、

○考云、大名持命を、始めてこゝに齋鎭めし時の文は、古事記にあり、其文【大名持命の二神に答給はく】僕子等二神ノ隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既献也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之、登陀流天之御巣而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原垂木多迦斯理而、治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也、如此之白而、於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍而、水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、献天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鵜、入海底、咋出之底波邇、作天八十毘良迦而、鎌海布之柄、作燧臼、以海蓴之柄、作燧杵而、鑽出火云、是我所燧火者、高天原者、神産巣日御祖命之、登陀

流天之新巣之凝烟【訓洲須】之八拳垂摩弖燒擧地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打延爲釣海人之口大之尾翼鱸【訓須受岐】佐々和々邇控依騰而打竹之登々遠々登々遠々邇獻天之眞魚咋也故建御雷神返參上復奏言向和平葦原中國之狀とと見えたり、この獻天之眞魚咋といふまでの詞は、いと〳〵上つ代に、出雲ノ社に稱申せし文なり、かくて此神賀ふ、此式に載れる中には、古くみやびかに巧に聞ゆれど、右の古事記の文の、いとも古く、みやびかに妙なるには及ばず、かく古への文どもをたくらべ見る時は、時世の事も明らかにしるし

○同頭書云、水戸神は、古事記に、伊邪那岐命の、大綿津見神の次に生給へる神也、櫛八玉の、八は、人の字の誤にて、くしりたまと訓べきか、

○又云、登々遠々登々遠々と書てとを〳〵と訓は、古への重字の書例也、後人これをしらで、改めしはひがごとぞ、

○後釋、右の古事記に、多藝志小濱に御舍を造るとある、これ杵築ノ大社の始め也、考に、古事記の氷木とある字を改めて、千木とせられたるは、中々にひがと也、又とを〳〵は、登々遠々遠ゝとこそ書べけれ、考に登々遠々登々遠々と書れたるはひがと也、さてはとを〳〵とを〳〵にて、登々の二字あまれるをや、又櫛八玉の八も、本のまゝにてよろし、

八十日日波在止毛今日能生日能足日爾

考云、生日は、物の生榮る日、足日は、事の足滿る日也、生魂足魂生弓足幣などの生足と同じ、

○後釋、日は多くあれども、其中に今日ぞ吉日と、ほぎ稱へてかく申す也、足日爾の爾字、本には無きを、考ノ本にあるは、補はれたる也、此字は必ず有べきなり、

出雲國國造姓名

〇後釋、姓名と書るは、此詞を奏す國造の、みづからの姓名を申すこゝろなり、

恐美恐美毛申賜久掛麻久毛畏岐

考云、言にかけて申すもかしこきなり、

明御神止

考云、これをあらみかみと訓ムはわろし、言もよくもとゝのはず、公式令に、明神御宇大八洲天皇、宣命に顯御神とあるたぐひ、みなあきつみかみあきつかみと訓ミ申すべし、万葉に明津神吾王とあるは、あきつかみと訓ム外なければ也、さてこは、天皇は今明らかに世におはします御神と、祟み畏みて申す言なり、

〇同頭書云、あらみかみと訓ムと、神代紀に、顯露此云阿羅播貳とあるをより所とせむも、一わたり聞えたれど、なほ万葉に依て、あきつ神と申すぞ、言も調ひて穩なる、又万葉六に、住吉乃荒人神とあるは、神功皇后紀に、荒魂爲先鋒而導師船とある是にて、此荒は荒和の荒なれば、言異也、そのうへかれは、荒大神なるを、大の字を後に人に誤れるなり、古へあら人神といへること、此外になく、又かの大神を、人と申すべきよしもなく、すべてことわりなきこと也、

〇後釋、万葉に明津神吾皇とは、六の巻に見えたり、これまことにあきつかみと訓べき明らかなる證也、考頭書に、万葉の荒人神を、荒大神の誤也として、あら人神といふこと、此外になしとあるは、いかにぞや、書紀の景行ノ巻、又雄略ノ巻にも、天皇をしも現人神とある物をや、これ現なる人にてまします神と申すことなり、住吉ノ大神を現人と申せるも、由ある事也、そは古事記傳にいへり、然るを荒魂のとゝせられたるは、心得ず、たとひ荒魂ならむにても、そを荒大神とは申すべきにあらず、すべて荒大神といふことこそ、返て古書に見えぬことには有けれ、

大八嶋國所知食須

考云、大八洲國の事、神代紀に見ゆ、

天皇命乃

考云、續日本紀の宣命にも、天皇命と有り、故思ふに、万葉に日並斯皇子尊高市皇子尊と、下にみとてふ言を添て申せるが如く、天皇の下にも添るは、崇の言也、こはみことのりのよしにはあらず、

○後釋、天皇を天皇命とも書るとは、古事記ノ上卷にもあり、こは須賣良とのみも申すことある故に、命ノ字は添て書るのみ也、古書にはかゝるたぐひ多し、然るを考に、すめらみとのみこと、訓て、其意に解れたるは、ひがこと也、かの皇子命と申せるとは異也、皇子は御子の義にて、父命母命などもいふたぐひと同じければこそ、下に命とは添て申せれ、みことのみことゝは重ねて申べきよしもなく、例もなきことなるをや、

大御世乎

考云、此四字、本に落たり、こゝに此言なくては、次の言をさまらず、上なる祈年祭の大御巫の詞にも皇御孫ノ命ノ御世乎手長御世登と有を見べし、中臣壽詞は、殊に古く傳はり來つれば、言も落、字も誤れる多し、

○後釋此四字は、考に補はれたる、まことになくてかなはぬ言也、月次祭ノ詞にも、皇御孫ノ命ノ御世乎手長御世云々ともあり、こは長の上に手ノ字おちたるなるべし、

手長乃大御世止

祈年祭詞の考云、手は貫言也、下なる神嘗祭の文に、御壽乎手長乃御壽止云々ともあり、

○後釋、手は足の意にてもあらむか、万葉一に、大王乃御壽者長久天足有、

齋止〔若後齋時者加後齋字〕爲氏

考云、後齋の時には、手長能大御世登齋後齋登爲氏と有べき也、然れば小書に、加後齋字とて有けむを、是も本には、齋ノ字落たる也、故レ今補ひつ、

○後釋、考に齋ノ字を補はれたる、まことにさることも也、今ノ本は、後ノ人の、齋ノ字わづらはしく重なれりと思ひて、さかしらに削りつるなるべし、下文にも、こゝと同じ小書ある、そこはもとより齋ノ字はあるまじきことわり也、こゝは考にいはれたるごとくならでは、語とゝのはず、

出雲國乃青垣山內爾

考云、青垣山とは、垣の如く山の回り立るをいふ、古事記景行段に、多々那豆久阿袁加伎夜麻碁母禮流夜麻登志宇流波斯、また三室山をもいひ、万葉には、吉野山をもよみたれば、いづこにても、山をば青垣といふ、

下津石根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知坐須

考云、熊野ノ大神と大名持ノ命と二神の宮をいへり、古事記須佐之男ノ大神の詔に、於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原氷椽多迦斯理而居とあるは、大名持ノ命にのたまひし也、熊野ノ大神は、大名持ノ神の祭をとるべきものと、天つ皇祖ノ神の詔ひし、天ノ穂日ノ命の御子也此大神を先ッ擧ることは、上にいへるがごとし、

○後釋、こはまづは熊野と杵築と二社をいへりと聞ゆ、然るに考に、於宇迦能山之山本云々といへるを引れたるは、詞の例にはさることなれども、宇迦之山本の宮は、杵築とは別なれば、こゝをその宮と心得むはひがこと也、かの宮の

事は、古事記傳に委くいへり、杵築と思ひまがふべからず、又古事記に氷椽とあるを垂椽と改めて引れたるもひがこと也、さて、杵築は、古事記に多藝志の小濱に天の御舍造とある宮なるべければ、海邊に近くて、青垣山ノ内とはいひがたき地ならむか、風土記には、御崎山の西の麓なるよし見えたり、己レいまだ其あたりの地のさまをしらねば、たしかにはいひがたし、又思ふに、青垣山ノ内とは、必しも其地のさまにはかゝはらず、たゞ大かたにいへるにもあるべし、

伊射那伎乃日眞名子

考云、神代紀に、大背飯三熊大人は穗日ノ命の御子と見ゆ、然れば伊射那伎ノ命の曾孫にあたれり、同記に、御子と御孫とをかいて申せるによらば、ひまごといふことも、上つ代より有しか、然れども出雲風土記【於宇郡のところ】に、伊射奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂命といひ、此詞に、天照大御神の御孫ノ命の御事を、高御魂神魂ノ命の皇御孫ノ命ともいひ、又万葉に、父母爾有者眞名子曾といふを、愛子とも書たる、これとこゝの言が同じきを思へば、孫曾孫をかけいふは後の事にて、上代には、子をも孫をも曾孫をも、事によりては、共に眞名子といひつらむ、されば眞名子とは、愛しの孫なるよしにて、眞之子と訓み、愛む詞、日には日子の日と同じく、崇む詞也、こゝもこれによるぞ上つ代なりけり、

○後釋、これは大背飯三熊大人をいへりと思はれたれば、上にもいへる如く、考は第一のひがこと也、よて古は、子をも孫をも曾孫をも、猶末々をかも、すべて子といひしは、さることなれども、眞名子といへるは、子に限れることにて、孫曾孫などをいへることなし、其上へもしこれかの三熊ノ大人のことをいへるならば、穗日ノ命の日眞名子などゝこそはいふべけれ、其父の穗日命、祖父の須佐之男ノ大神などをおきて、伊射那伎乃といはむは、いと物遠し、又たとひ曾孫にても、日眞名子とはいふとも、三熊ノ大人は、伊射那岐ノ命には、何のよしにか日眞名子とはいはむ、熊野ノ宮は、須佐之男ノ

大神に坐スことと論なし、此事は古事記傳九の巻にもいへるを、なほいはゞ、此大神は、伊邪那岐命の御子たち多なる中に、天照大御神月讀ノ命須佐之男ノ命は、殊に三貴子と古事記にも見え、書紀にも珍子と有て、殊にすぐれたる御子なるが故に、眞名子とは申せる也、こゝにかく申せるにても、熊野は須佐之男大神に坐スことを思ひ定むべし、風土記に、伊弉奈枳乃麻奈子ニ坐ス熊野加武呂乃命とあるも、もとより須佐之男ノ命也、さて熊野ノ社の今の說には、上ノ宮三社は、中、伊邪那岐ノ命伊邪那美ノ命、左、早玉ノ男、右事解ノ男なり、下ノ宮は、天照大神須佐之男ノ命也、といふなれども、神名帳にたゞ、熊野ニ坐ス神社とのみ有て、幾座といふこともなければ、官ノ帳に入て、式に載れるは、主として祭る須佐之男ノ命一座のみ也、其餘はみな、添へて祭る神にて、官帳には入ラざる神也、すべて神名帳の例、いづれの神社にても、幾座といふことなきは、みな一座也と知べし、

加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命

考云、加夫呂伎は神漏伎と同じ、仁明天皇紀の哥に、少彦名ノ命をも、崇みて加夫呂岐と申せり、出雲風土記に、加武呂ノ命とあるも是にて、そは伎を畧きて命といへり、伎は君の畧也、さてすべて神は、上といふ言にて、その上を、音の通ふまゝに、加武とも加夫ともいへり、古事記神武ノ段に、久夫都々伊とあると、神代紀に頭槌とあると、同じく大刀の頭をいひ、又古事記應神天皇の大御哥に、加夫都久麻肥邇波阿弖受とよみ玉へるは、上著眞日には當ずといふ意なる、これらを合せて、言の本を知り、又万ッの事に上といふは、崇む言なるを思ふべし、後世人は、神と上と字を分て用るから、文字にのみ目なれて、古言の意を忘れて、字につきて、別の事とのみ思ひ、附會理窟を以て解むとするは、をさなし、

○同頭書云、皇朝には、一言を轉して、あまたの事にいふ也、たゞ一言を 事とするは、からざま也、

○又云、式に出雲國意宇郡熊野坐神社【名神大】

〔後釋、加夫呂伎は神祖也、須佐之男ノ大神は、大名持ノ命の祖神に坐スが故に、出雲ノ國にては殊にかく申す也、かの少彦那ノ命をもかく申せる事は論あり、そは下にいふべし、さてこゝに杵築より先キに熊野をまづ第一に擧る事も、須佐之男ノ大神に坐スが故なり、此詞のみならず、何れの古書にても、此次第、熊野は先キにて、杵築は次也、かの考の說のごとく、熊野もし三熊ノ大人ならむには、いかでか杵築より先キには擧む、國造とても、大名持ノ命を次にして、己が祖神を先キにすべきにあらず、たとひ私の詞ならむにても、さはあるまじきことなるに、これはまして公に奏す詞なるに、さることゝあらむやは、よく思ふべし、又公に申す詞に、私の祖神を、うち出して加夫呂伎とはいかでかいふべき、又考に、神は上也といふ事を、くれぐれと論せられたれど、こゝにはさのみ用なきこと也、此事なほ論あれど、もらしつ、櫛御氣野命と申すは、卽チ須佐之男ノ大神の、此熊野ノ宮に鎭座御靈を、稱奉れる御名也、大名持ノ命をも、倭の大三輪に祭る御名をば、別に大物主櫛甕玉命と下にあるたぐひにて、同神も、其社々に祭る御名の別にある例、なほ外にも有り、神名帳に熊野の同郡に、別に久志夫氣濃神社といふもあるは、此熊野ノ大神を、又別に祠れる社なるべし、此御名を、別に一神と心得むは、ひがことなり、此熊野の櫛御氣野ノ命の御事、大社にては、別に傳へたる說ありとぞ、

國作坐志大穴持命二柱神乎始天

考に云、此命は、須佐之男ノ命の五世ノ孫、冬衣ノ神の御子にて、須佐之男ノ大神の御女須勢理毘賣命を適妻とし、又其大神の天詔琴生弓矢生大刀を得玉ひつれば、荒ぶる八十神を平て、大國主とたゝへいふ、大神の御議の詔を奉て、諸國をうしはきたまひ、遂に此國を皇孫にゆづり奉て、日隅ノ宮に隱れましぬ、其宮卽チ杵築ノ宮也、故レ出雲はもとよりにて、

天の下に此神を齋ひ奉らぬ國縣もなく、天皇も、天照大御神に並べて、いはひ奉り給ひし也、さて御名は、古事記に、云云生二大國主神一、亦名謂二大穴牟遲神一、亦名葦原色許男神、亦名八千矛神、亦名宇都志國玉神、并有二五名一といへり、此外に大物主ノ神、又大國御魂ノ神とも申して、合せて七名ともいへり、その大穴牟遲は、穴は那の借字、牟遲は毛知の轉にて、こゝに持と書る如くにて、大名持といふこと也、さて古へ名の弘く長く聞ゆるを、譽こしつれば、天皇は宮所を遷し給ひ、御子なき后又御子たちは、御名代の氏を定められ、又名兄名根名妹などいふも、名高きよしのほめことば、人をよびてなんぢといふも、名持といふ言にて、ほむる言也、かくて此命は、天の下を作り治め知りたまへる御名の、世にこそなるを以て、大名持とはほめ申せる也、さて此御名、古き書どもにさまぐ〵書るは、古へ時々の唱へにて、他の書の御名にもさることも多し、然るに後の書ながら文德實錄に、大奈母知と見え、三代實錄に大名持御魂ノ神とある、これらぞ御名の意いちじろく、理り聞えやすければ、此考には、皆これによりて書つ、

○同頭書云、紀一書に、大己貴此云二於褒婀娜武智一とあるは、儀式などに、誰を阿誰といへる類にて、阿は添へたる辭か、又あなたふとといふことを略して、崇み歎く辭とせるか、又牟智に貴ノ字を書るも、言の本をば思はで、大國主におはすれば、大にあなたふとといふことゝして、例のから文のさまにかなふをむねとせるひがことならむ、大日孁貴と書る御名も、貴ノ字にてはかなひがたし、大日孁の孁は、美に通ひて、美は毋智の約なること、相對玉へる神月夜美の、月夜持の意なるをもて知ルべし、其外も、わたつみは海つ持、山つみは山つ持、野つちは野つ持にて、皆各その事をたもつよしの御名なること、古事記の海神の次に見えたる語にて明らか也、さればこれも貴ノ字を書るは、から文にかゝづらひて、こゝの言を失へるわざ也、

○又云式に出雲國出雲郡杵築ノ大社【名神大】此外風土記に委し、

○後釋、考に、日隅ノ宮に隱れましぬ、其宮卽此杵築ノ宮也とある、日隅ノ宮の杵築ノ宮なる事は、さることなれども、此宮に隱れますとあるは違へり、大名持命、現御身(ウツシミ)は八十隈手に隱れましゝて、此顯國(ウツシクニ)には留まり給はず、日隅ノ宮に鎭ノ座スは、御魂(ミタマ)也、すべて何れの神にても、現御身(ウツシミ)と御靈(ミタマ)との差別をしらずはあるべからず、もし現御身杵築ノ宮に坐むには、いかでか八十隈手に隱るとはいはむ、八十隈手に隱るとは、此世を去をこそいへれ、又此神を大物主と申すは、倭の三輪に限りて申す御名也、其よし古事記傳に委くいへり、又大國御魂神と申すは、大年ノ神の御子にて、古事記に見えたり、大名持ノ神とは別神なるを、一つに心得たる說は、いみしきみだりごとなるを、師もふと其說にまどはれたる也、又頭書に、大日女(オホヒルメ)の女を、美に通ひて、持の約也といはれたるは、強言(シヒゴト)なり、こはいづれの書にも、大日女ノ命と書て、女は卽女の意なるをや、

百八十六社坐皇神等(モモヤソマリムヤシロニイマススメカミタチ)乎

考云、出雲風土記に、合神社參佰玖拾玖所、一百八十四所在神祇官、二百十五所不在神祇官とあり、抑風土記は、此詞より後、和銅六年の命に奉りしなれば、神社の數、增にすとも減はせじを、今ある風土記は、字誤りつらむ、又式には、合せて百八十七社あるは、後に加(クハ)へられしにやあらむ、

○後釋、皇神(スメカミ)とは、いづれの神をも、尊みてかく申す也、乎(ヲ)といふ辭は、下に志都宮爾忌靜米(シヅミヤニシヅメ)と有ル所へ係(カヽ)れり、

某甲(ソレガシ)我

考云、國造なり、

○後釋、姓名をかゝずして、かく書るは、こゝにては、姓をば申さず、たゞ名ばかり申すを、名我(ナガ)とは書かたき故に、か

くは書るか、又甲ノ字をも添へて書るを思へば、それがしといふも、やゝ古く見えたり、

弱肩爾太襷取掛天伊都幣能緒結

考云、大神に奉る種々の物を、作り調るをいふ、伊都は、嚴瓮嚴橿などの嚴にて、齋清まはりて、畏しきいきほひ有よしの辭也、

〇後釋、肩を弱肩といふゆゑは、肩は身と手とのつがひめにて、屈伸して折るゝ所なる故に、弱といふ也、俗言に弱腰ともいふ、それも同じ意の稱也、伊都は、何にまれ齋清めたる物にいふ言也、考に畏しき勢あるよしの辭也とあるは、書紀に嚴ノ字を書れたるに強てかなへむとての說と聞えたり、かの字は、齋清めて嚴重にする意を以てかゝれたりとこそ見ゆれ、畏しき意にはあらじ、猶古事記傳にいへり、幣は奴佐と訓ムべし、万葉などに、奴佐を幣とも幣帛とも多く書り、さてこゝは木綿をいへるなるべし、又木綿と麻とにても有ルべし、緒とは、結といふからいへるにて、即チ木綿麻也、つねにも麻をばをといへり、結とは、國造の頭の髮にゆひ着るをいへるにて、いはゆる、木綿鬘なるを、かくいひなせるよ、古への文也、これを考に、種々の物を作り調るをいふとあるは違へり、遠所に遣す幣などならばこそ、荷にして、その、緒を結ぶともいはめ、たゞに献る幣には、何の緒をかむすばむ、似つかはしからぬこと也、そのうへ幣物を調る事ならば下なる天の甕和爾云々の次などにこそ有べけれ、こゝにいふべき事に非ず、

天乃美賀秘冠利天

考云、天は崇ての言、美は眞に同じくてほむる言、加秘は加夫利也、夫利の約備なる故に、かくもいへり、秘は濁りて

訓たるへ、冠は、この冠を冠るといふ用言也、さて冠は、頭にかぶれば、本加々夫利といふ言なるを、常言には、加牟

利とも加宇牟利ともいへり、然いふは古言にて、本語にはあらず、

〇同頭書云、常言にかうむりといふを、又かうふりとも書るは、布の濁は牟に通へば也、然るを後世人の、かうふりと書

てかうむりとよめといふはひがこと也、ふを濁らではむに通はず、

〇後釋、こは天之御蔭冠理並なるを、氣字を秘に誤れる也、氣と秘とは、字のすべての形は似ざれども、畫に似たる

所々あるによりて、誤れるなるべし、さて氣の下に、登といふ辭をよみ着べし、古書どもに、てにをはの字を[illegible]書

る文にも、登の字をば省きて、よみつけたる例多し、此詞の中にも、皇御孫ノ命乃靜坐牟大倭ノ國中大とあるが如し、又

假字の下にも、てにをはをよみつくる例なきにあらず、さてかくいへるは、卽かの木綿を頭につくる事也、こは御蔭の

ことを、天の御蔭日の御蔭と隱りしますといへる如く、上に覆ふよしにて、頭に蒙る物をも、文にかくはいへる也、日

影の縵といふも、日の光を覆ひへだつるよしの名なること、古事記傳にいへるがごとし、考へて思ひ合すべし、考に美

賀秘を、御冠の約とせられたるは、夫理をつゞめて備といはむは、さることなれども、なほ冠をしも加備とはいふ

べくもあらず、例もなきこと也、そのうへ古への語に、神事にも餘の事にも、冠をかぶる事をいへる例もなし、たとひ冠

をいふとは有とも、こゝは神事に用る殊なる品の冠ならばこそ、いひもせめ、たゞ何となく、其の冠とはいふべきにあ

らず、又袁を[illegible]て、冠のみをいふとむも事たがへり、さて又此詞どもの[illegible]時の種々の[illegible]を、ことに擧たる文、一事[illegible]

に、大といふ辭を置て界とせり、取持大、事利大、引攻支大などのごとし、然るに緒結の下には、大字のなきは、或[illegible]

つゞきて一事なる故也、よくく心を付べし、緒は、加[illegible]と、[illegible]を[illegible]とむべし、[illegible]假字の[illegible]

を訓[illegible]に、[illegible]に可賀[illegible]、二十の卷に加我布理などあれば也、然るを考に、[illegible]

にいはれたるは、つねに加夫流といふに依てなるべけれど、古言に違へり、かうぶりかんむりなどいふは、後の音便にくづれたる言なれば、とかく論ずるまでもなし、俗にかぶるといふは、かのかうぶりの略なれば、此訓りにとるべきことにあらず、万葉に依て正すべし、

伊豆能眞屋爾

考云、伊豆も眞も、右にいへるがごとし、齋屋なればかくいへり、こゝは南阿を眞屋といふとは異也、

○後釋、齋清まはれるにつきて、眞屋といはむは、さることなれども、然いへる例なきを思へば、もしくは眞ノ字は直の誤リにて、宿直の意にて、登能爲屋にはあらざるか、もし然らば、熊野にまれ杵築にまれ、つねに宿直する屋を清めて、齋こもるなり、こは心見にいふのみなり、

麁草乎

考云、人氣に穢れぬ、遠き野山の草を用る故に、あら草といふ也、すべて此類のあらは、うまれながらの意也、

○後釋、今も神事などに用る薦をば、あらこもといへり、

伊豆能席登苅敷支天伊都閇黑益之

考云、古へは堝缶甕などをみな閇といへり、こゝは飯など焼堝也、奈閇といふは、金鍋の略也、古へはなべて土器なりしかば、たゞ閇とのみぞいへる、黑益は、益は借字にて、辭也、薪して焼ケば、黑くなる故に、飯など焼事をかくいへる也、田舍人などの、鍋のしり黑ますといふ是也、さてこは、神御食又は吾齋食をもいふべし、

○同頭書云、閇てふ名を、物によりて心得分るは、皇朝のならひ也、

○後釋、伊豆閇は、書紀神武ノ卷に、嚴瓮此云怡途背とみえ、又古事記書紀万葉などに、忌瓮ともあり、其外も古へに瓮といへる多し、奈閇は魚菜瓮也、古へ魚をも菜をも奈といへる、これに煮る器をいへり、故に金鍋の器也といはれたるはいかゞ、和名抄に、鑊、賀奈閇とある、これこそ金堝のよしの名にはあれ、又鍋ハ賀奈々閇とある、これ金魚菜堝のよし也、これらを以て、奈閇といふは金鍋の器にはあらざることを知べし、又古へは土器なりしかば、たゞ閇とのみいへりといはれつれど、書紀仲哀ノ卷に、云々ヲ爲ス御甂一、此云瀰那倍とあれば、古へより奈閇といふ名も有し也、黒益之は、考の説のごとく、黒くするをいふ、さてこゝも黒ましの下に、天といはざるは、次へつゞきて一ッ事なり、

天能甂和爾齋許母利氐

考云、天とほむる詞、甂は酒を醸る器也、和は借字にて回なり、回は其めぐりをいひて、万葉に浦回礒回などある回に同じ、さて神に奉る御酒は、我とこもり居る齋屋の床の邊にて造る故に、此言は有也、万葉祭神哥に、齋戸を前に安置、また齋戸を忌穿居、また忌瓮を床邊にすゑて、などよめるをもて知べし、

○後釋、和名抄に、本朝式云、甂又用、雑色立成云、大甕、和名同上、古書に、美加にはつねに甕ノ字をも用ひたり、祈年祭祝詞に、御酒者甕上高知甕腹満並而などあり、さて甂和といふを、たゞ甂にて、和は別に意あるにはあらず、三輪の輪と同じ、三輪も御酒をかめる甂のこと也、万葉二に、哭澤之神社爾三輪須惠とあるにて知べし、さて甂和といふも、甂和の器にても有べし、又今の世に、一斗ばかり入る大甕を、斗瓶といふ、この和も同じく聞ゆれば、和は甂又大甂などの類の器の惣名なるべし、さてこゝは、御酒の甂一ッをいひて、其餘の種々の御食ッ物をもかねたる文也、神饌を黒ましといふは、御酒のみの用にあらず、御食物など豊依くそへいへる、それとのつゞきの文なるをもて知べし、

まで爾齋許母利氏といへる爾は、其甕のあたりにといふ意にはあらず、御食御酒などを調へなどして、其事に齋こもるといふ也、こもるところはいづの眞屋也、考に、和を囘として、甕のほとりに齋こもり居ることに注せられたるは、あたらず、万葉の浦囘礒囘などを例に引れたれども、万葉の浦囘礒囘などは、うらまいそまと訓ことにて、昔よりうらわいそわと訓るは誤也、これらを和といふは、古今集よりこなたのことにこそあれ、そのうへ浦礒里などにこそ囘とはいひたれ、器物などに、其ほとりを囘といへる例なきをや、

志都宮爾志靜米仕奉氏

考云、志都宮は、本よりも騷がしからぬ神宮なるを、右のごとく忌淸まはりて、殊更に皇神をしづめ奉る宮也、さて今本に志靜とある、志は、國造が志と聞ゆるを、さらば上のごとく、眞屋などこそいふべけれ、宮とはいふべからず、又神の御事にてもわがうへにても、こゝは心とこそいはめ、志とは書くべくもあらず、故レ思ふに此字は、忌を後に誤れるとしるければ、改めつ、

○同頭書云、忌も齋も通はし用る例也、

○後釋、考に、志都宮を、本よりも騷がしからぬ神宮とあるは、閑なる宮といふとに心得られたるにや、そはひがことも、志都宮とは、神を鎭奉る宮といふこと也、又伊都宮を誤れるにも有べし、さて此宮は、上に云々皇神等乎とあるよりつゞきて、出雲一國の神々を、請奉る宮也、されば此宮は、常の宮にはあらで、此齋のために、新に造るなるべし、志靜米は、或人、志都米を誤れる也といへり、然るべし、

朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏

考云、こは初めに朝廷に召上せられて、位又負幸物を賜はり、大神たちを齋奉りて、天皇の御代を賀奉れといふ大命(オホミコト)をうけ給はりて、其事の事竟りつれば、かの大命(オホミコト)の復命(カヘリコト)として、神賀詞を申すといふ也、かくて此神賀詞は、其大神たちの御詞に、國造が言をとり合せて申す也、されば上の文、齋宮に忌靜といはではかなはず、下に神の禮代臣の禮代とある是也、さてこゝまでは、此中事の初メの段(キザ)也、

○同興書云、こよなりのぼりを、此詞に豊榮登と書るにて、此言の意を知べし、

○後釋、新年祭祝詞の考に云、豊はほめいふ辭、逆登(サカノボリ)は榮えのぼる也、古事記傳に、朝日のゑみさかえ來てともあるが如し、さて日の出る時は、其日の生時なる故に、其時を用る也、神たちの御詞に、國造が言をとり合せて申ス也、とあるはひがと也、此吉詞は、たゞ國造の申すにこそあれ、神たちの申し給ふ意はなし、かの志都宮に齋奉るは、此詞を此神たちの申し給ふ故の事にはあらず、此事は、朝廷の重き御祈を申す、國造の世のかぎりの重き齋なるが故に、國中の神たちをば、齋奉る也、さて下に神の禮じりとあるは、そこの考にいはれたる如く、穗日ノ命より次々、國造の先祖の神たちより、奉る禮代なれば、此吉詞も、穗日ノ命より代々の出雲氏の神たちの、申し給ふ意をかねたりとは、いひもすべきを、かの志都宮に鎮メ祭るは、出雲一國の神たちなれば、かの神の禮じりとあるにては、あるまじき事なるをや、これまでは、此吉詞の序のごとし、

高天ノ神王

考云、こは[illegible]、神賀詞也、[illegible]は、本ノ書皇君といふこと也、故に神王と書り、此字もて其言の意を知べし、さて上に加夫呂伎とあるは、國造が祖神の[illegible]、さて其高天の神王を申す也、

〇同頭書云、加夫は上也、神も上と云ことも也、其よし上にいへるがごとし、然らば國造の神祖熊野ノ大神にもいへるなり、但、人有べけれど、上にも引る仁明天皇紀ノ哥に、少彦名ノ神をも、加夫呂伎と崇め申せり、

〇後釋、高天は高天ノ原也、但し原を省きて、高天とのみはいへる例なければ、疑ひなきにあらず、されど原ノ字の脱たる物とも聞えず、又ことわりは、原を省きてもいひつべき也、加牟漏岐を神王と書るは、後の寫誤りなるべし、そはもと神祖とありけむ、祖ノ字を神に誤れるを、又後に神々と書る、々を、王ノ字の草書のヱと見まがへて、つひに神王とは書なるべし、神王と書ては、ことわりも違ひ、例もなきこと也、崇峻紀に大神王といふことあれど、そは佛書の言にて由なし、或人は、こゝの神王を、王の下に父ノ字の落たるならむといへれども、王父など書むこと、此文の書ざまにたがへり、加牟漏岐は神生祖君といふことにて、禮於の約まりて漏とはなれる也、故古書に神祖と書て、みな皇祖神を申せり、昔の說の如く、たゞ神祖君の意としては、祖の意なければ、かなはず、頭書に、かの少彦名ノ神をも、加夫呂岐とよめることを引れたれど、かの哥は、今の京になりての世の哥なれば、やゝ古にたがへる事どもこれかれあれば、これらの證には立がたし、又天ノ菩比ノ命は、國造の祖神なれば、其家にて私には、神祖ともいふべけれど、公にてさは、いふべきにあらず、此上文に出たる加夫呂伎は、其神にはあらず、須佐之男ノ大神なること、上にいへるが如し、

高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八嶋國乎事避奉之時

考云、皇御孫ノ命とは、天照大御神の御子の御子を申せる御稱にて、高御魂ノ神よりは、いと遠けれど、後世の天皇をも、御孫ノ命と申すが如く、かく廣くいふぞ古ノ意なりける、又云、事避は、大名持ノ命の避奉りしなるを、其事は次にいへば、こゝには其御名をば畧ける也、さてこゝは、少しばかりの語に、多くの事をこめたれど、理りたらはずとも聞えざる

は、古文の妙なる也、上に出たる後世の文ども【諸の祝詞の中の文】の、略様あしくて、理り明らかならざる、その所々
に、其よしをいへるとむかへ見よ、
○後釋、高御魂神魂ノ命能といふ所にて、句をきりて心得べし、此能ノは、次なる事避奉へ係れる辭にして、皇御孫ノ命
へつゞけいふ能にはあらず、なほ次にいふことをまちて、其由を知べし、考に、この能を、皇御孫ノ命へ係て心得られ
たるは、いみじき誤也、事避といふは、古意にはあれども、其神の皇御孫ノ命と申せることは、すべて例なきこと也、事
避は、決めて後の誤にて、事依なるべし、かならず事依といはではかなはぬ所也、其故は、こゝの文は、高御魂神
魂ノ命能、天ノ下大八嶋國乎、皇御孫ノ命爾事依奉之時と、いふことなれば也、故レ上の能てふ辭は、こゝへかゝれりとはい
ふ也、よく／＼味ひて知べし、もしこれを事避とするときは、高御魂神魂ノ命の避玉ふになる也、然るを考に、大名持ノ
命の避玉ふ事にいはれたるは、いみじき強言也、大名持ノ命の避玉ひし事は、次にあれば、こゝにはいふべきにあ
らず、たとひ後の事のたまさを、初めにまづいひおくとも、然らば上に大名持ノ命之といはでは、ことわり聞えがたし、
此御名は次にいへば、こゝに略けりといはれたるも強説也、次にいへばこそ、こゝにもいはでは、事避は誰が避奉りと
かせむ、さらに聞えぬこと也、然るを略りたらはずとも聞えざるは、古文の妙なる也とは、いかなることぞや、

出雲臣等我

考云、此臣は和麻呂なり、
○後釋、出雲臣、出雲ノ國造の事、古事記傳七ノ卷にいへるがごとし、

遠祖

考云、遠神祖、これを今ノ本に遠御神とあるは、後に祖ノ字を落せる也、万葉に遠神我大君とあるは、天皇は即ち神に坐せしませば、人に遠きよしにいへるにこそいへれ、こゝには遠神はよしなし、遠き神祖といふをば、遠つ神祖と云にもよめれば、ここも遠神祖也、

○後釋、今ノ本に遠神とあるは、祖ノ字を神に誤れる也、祖ノ字の落たるにはあらず、遠神祖といふこと、万葉の歌には見えたれども、こゝはたゞ遠祖といはでぞ穏なる、

天穗比命乎國體見爾遣時爾

考云、下つ國の有さまを見に降し玉ふにて、そはおほむねは、大國主ノ神のさまを見、又すべて荒び猛ぶ諸ノ神の樣を見て、治めしたがへつべしやいなやを見とりて、事をなさむため也、故ニ國體と書り、

○同頭書云、景行天皇紀に地形とあるは、地の嶮易などを見るなり、事によりて心得べし、

○後釋、すべて事のありさまをも、加多といひ、阿理加多とも加多知ともいふは古言也、

天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返事申給久

考云、古事記日本紀などに、穗日ノ命は、大名持ノ神に媚附て、三年まで復命申さずと有ルを、今かくいへるは、國造ノ己が祖神なる故に、宜きさまにいひなせるかと思ふ人も有なむ、されども事もこそあれ、大極殿につかさ／＼をつらねて、天皇の聞ニ食す此神賀詞に、私の說を擧申すべきにあらず、これひがことならば、神祇官より太政官に申て、正すべき也、故レ思ふに、此傳へは、かの記どもには漏て、これに有ルなりけり、上にもいへる如く、つひに復命申さずは、天稚彥に次たる罪も有べきに、さはあらで、天つ神王の詔に、大名持ノ命の祭をなさむは、穗日ノ命とのたまへるは、よく媚和

し玉ひし故也、又出雲にて、穂日ノ命をむねとは祭らねど、かへりて天にとゞまり玉へるが故也、これらをもて、復命ましし給ひし事の眞なるを知べし、かくて鳥鳴ノ命布都奴志ノ命の降りてこそ、國たやすくは平げず、かの天つ神の御子の宮の門を宮ゝ柱、又海川に遊ぶべき具、ごとをもなし、遂に後の祭をなすべき神をも定め給ひて、帯に娟和し給ふ王へるを思へば、始めに穂日ノ命よ、あまたの年を經て、事なし玉ひしほどしられたり、古事をかなへ見て、事は定めがたきものぞ、

○同紀に云、崇神天皇紀に、武日照命從天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見云々とある、武日照命、始め國中に天降り玉ふ時には、神寶を持て降り玉ふべきならねば、こは後に大名持ノ命を祭らむために天降り給へる度の事なるべし、かゝれば此命よ、一度、天に復命申給ひしと知らる、神代記に見えたる如くのみならぬこと、同じ紀の内にても、かくの神ゝなれば、こゝの文ゝ違ふことなかれ、又穂日ノ命は、高皇産靈命は有しかども、此祭をもて、御子日照命(ヒナテリノ)を天降して、其事をつとめし玉へりしともしられたり、故、後まで國造ゝ、此日照ノ命をむねとは崇め祭るなり、

○復説、言に、國造の、天日照ノ命をむねと崇め祭るといはれたるは、かの熊野ノ大神の心得にかへによりて也、國造の家に、穂日照ノ命を、穂日ノ命とのみ心得て、むねと祭るよしを、いまだ聞ず、但し古事記に、出雲氏の祖を、天ノ菩比ノ命、是出雲國造等之祖とは記さずして、天ノ菩比ノ命之子建比良鳥命、此ハ出雲ノ國ノ造等之祖と記したるは、實にいはれたる如くなる故なり、

豐葦原乃水穗國者晝波如五月蠅水沸

水沸、すさといふ語は、古事記日本紀又萬葉などにも見えて、上にも出たり、水沸は、水の涌のぼるにて、はわきのぼるよし也、二字を和伎(ワキ)と訓べし、今本にみづわきと訓るは聞えず、

○同頭書云、遠江人は、虫などの多く出來聚れるを、うじわくうじたかるなどいひ、又蠅にもたかれりといへり、而わくてふ言は、もと水より出て、何にもたとへいふ也、

○後釋、水沸は、みなわきと訓べし、皆沸也、古事記に、惡神之音如狹蠅皆涌、万ノ物之妖悉發とあるにて知べし、水は借字にて、上の黑益之の益ノ字のごとし、

夜波如火瓫光神在利

考云、火瓫は、瓫の内にて燒く猛火の光りをいふ、かの猿田彦ノ神の、面の照り尾に光の有といひ、星神香々背男といふも、香々は照炫く意の名也、後世に、天狗の身には、ほのほ有といふ類なるべし、

○同頭書云、こゝは、神代紀に、螢火光神とあると、火の大小は異なれど、意は同じ、又かの紀に、夜者若熛火而喧響とあるは、邪神の騷ぐを、猛火のもゆる音にたとへていへるにて、こゝとは異なり、

○後釋、火瓫は、此字の如く、瓫の内に燒く火なるを、考にもいはれたるがごとし、然るを神代紀に、夜者若熛火ノ而喧響之、熛火此云二褒倍一とあるは、心得ぬこと也、其故は、熛は、字書に火飛也と注したれば、火瓫にはかなはず、又喧響も、火瓫によしなければ也、故レつらく思ふに、かの紀の文は、もと事のまぎれたる傳への有しを、其まゝに心得て書れたる物也、そのまぎれといふは、まづ古事記に、惡神之音、如狹蠅皆涌、万ノ物ノ妖悉發ルとある音は、狹蠅の如く沸音なるを、又一ッの傳へに、これを晝と夜とに分て、二ッノ物にたとへていへるが、まぎれて、かの音を夜の方の火瓫に屬ていへるなり、さてかくまぎれて、音とあるから、書紀の撰者の心に、音ある火は、飛火ならむと心得て、火瓫に熛ノ字を當て書れたる物なり、かの紀の文字には、かゝるたぐひ猶多し、心して見べし、然れども火瓫は、然たと

へにいふばかりの言はあるべくもあらず、又書におかへて夜をいはむには、光こそ似つかはしけれ、喧響は、夜にかゝら
ぬ事なれば、似つかはしからず、又の一書に、螢火光神とあるも、同意のたとへなるにても、必ず光なるべき事しる
ければ、こは此詞に光神とあるぞ正しかりける、さて火瓮の火を、猛火といはれたるは、書紀に喧響とあるにつきて
なれども、かれは事のまがひたる物なること、右にいへるが如くなれば、かゝはるべきにあらず、火瓮は、猛火ともいふべ
からず、その光も、かの螢火のたとへと合せて、甚しからざることを知べし、神在は、書紀に、五月蠅なす水沸ゆも保在り、
さて次なる荒國在の在は、皆にいはれたるごとく、奈理の約りたるにて、那里と訓べきを、こゝの在は、かれとは異
にて、有の意なれば、阿里と訓べし、

石根木立青水沫毛事問天荒國在利

大殿祭詞の考に云、書紀神代卷には、上の大殿祭詞に、磐根木根乃立とあるにて、樹立は許乃多知と訓べく、さは木の伐株なる
ことを知べし、今、木は本とありて、伐株まで物いふといへる也、事は言也、水沫は美奈和と訓、水乃阿和の乃阿の約まりて
れる也、荒ぶるをいふ甚しきをいふ也、國在は久爾奈利と訓べし、南國の約なれど、こゝは阿理と訓では、荒
ひの國あるも如く聞えて、ことはず、木立の事、大殿祭詞後釋にいへり、

然毛鎮平天皇御孫命乃安國止平久所知坐之米牟止申天

皇、上の詞の前に、大名持神を共に鎮和して、一ひに時をはかりて、天にかへり上りて、かへり復命し給ひしこなり、

己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天

考云、古事記に、天ノ菩比ノ命之子建比奈鳥ノ命、云々等之祖也、また天ノ鳥船ノ神ヲ副ニ建御雷ノ神ニ而遣ミ有ミ、こゝを合せ見れば、夷鳥鳥船同神也、さて事代主ノ神を、よくいひ解キ得て治めしは、此鳥船ノ神の大功也き、然れば布都怒志ノ命ト建御雷ノ神は、健き事勝れ、建夷鳥ノ命は、健さいへば、雄々しくもあり、且ノ思兼りすぐれたる神なりけり、此度は、大きなる御使なれば、此二ッをそなへずは有べからず、

○同頭書云、此神たち、こゝには天ノ夷鳥布都怒志とあり、古事記には、建御雷天ノ鳥船とあり、日本紀には、經津主建甕槌と有て、各異なれば、傳へのさまぐ\なりし也、今何れを必ともいふべからず、

○後釋、古事記の天ノ鳥船ノ神は、考にいはれたる如く、即天ノ夷鳥ノ命也、さてそは夷と船と通ふ音にて、もと船鳥なりけむが、まがひて鳥船とはなれるなるべし、然まがひつるよしは、此神の事を、書紀に、以ニ熊野諸手船【亦ノ名ハ天ノ鳩船】載ニ使者稻背脛ニ遣之と見え、又伊邪那岐ノ命の御子に、天ノ鳥船といふ有、かれこれを因て也、さて又書紀一書に、大名持ノ神の事避リ坐むとする時に、岐ノ神を經津主ノ神に薦めて、郷導とすとあるも、布那登理にて、同神なりけむ、そは一ッの傳へに、此神既に降りて、大名持ノ神の御許に坐けるを、薦め率へる也、然るに郷導といふからまがひて、布那登理を岐ノ神とはいひ傳へたるなるべし、又經津主と建御雷とは、實は一神なるが、これもまがひて、書紀には二神の如く記されたるを、此事古事記傳に委く辨へたるがごとし、

荒布留神等乎撥平氣

考云、万葉に、不仕奉國乎拂といへり、

○後釋、古事記に、大名持ノ命の、八十神を、毎ニ河ノ瀬ニ追撥、また神武ノ段に、退ニ撥不伏人等ノ、万葉十九に、掃平などあり、

國作ラシヽ大神ヲ手モ媚鎭テ

考云、風土記に此大神を、所作國大神とあるをば、くにつくらせる大神とも、くにつくらしゝ大神とも訓べし、こゝは之ノ字あれば、くにつくらしゝと訓べし、之は、上に、黒益之とある之のごとく、傍に書る假字也、媚鎭ノ事は上にいへり、

大八嶋國現事顯事令事避支

考云、紀一書に、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、云々、顯露此云阿羅播貳とある、顯は阿に通ひて、あらはの事也、こゝに現と顯と分られたるは、現は、万葉に、明神吾大君、又見明のなどいへる如く、世ノ中の事をいひ、顯は、紀に顯國玉、顯見蒼生、万葉に顯し身などいへれば、其身の事にかゝるべし、○現事、現事は宇都志許登、顯事は阿羅波爾許登と訓べし、同意なる事を、かくざまに二ッ重ねていふは、古文のつね也、異なる考に、現と顯とを分てとかれたるは、強言にて、いとくだくだし、分ては說れたれども、其說も、つひに一ッ意なるをや、又書紀の幽事を、ひそかの事と訓れたるは、かの日隅宮をひそまりの宮の意とせられ、又同紀に幽宮といふもありしを合せてなるべけれど、當昔訓はいかゞ也、幽事は加微能許登と訓べし、同紀に幽事とも書るを、一ッ事なればなり、

出雲國造神壽後釋下

伊勢國人　本居宣長　釋

乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天

考云、こゝには天孫いまだ天降まさぬほどなる故に、靜りまさむ大倭といへり、さてかく申給ふは、古事記をかうがふるに、大名持ノ命は、天下を作り治め玉ひて後には、やまとの國に坐ッし故に、吾は今世を遁て、荒魂は出雲へ去リ、和魂は三輪に鎭り、天孫は卽此やまとに宮敷ませむと也、此次に、其御子たちを、同じやまとの國の所々にまさせて、御孫ノ命の近き守とし給ふとあるを、合せ見るべし、さればこゝは、其いはれをいひて、且ッ後の天皇の御嗣々、此やまとに宮敷ませむ、前つ祥とも聞ゆるが如くいへるは、妙なる文といふべし、

○同頭書云、古へやまとゝいへるは、今の大和國也、然るに上ッ代の天皇、みな此大和國に坐て、天下をしろしめしつれば、大和をしろしめすといひて、卽天下を知ッ坐スことゝなりぬ、万葉卷一の初メの大御哥など、皆此意也、かくて天下の惣名を大倭といふは、いと後のことなり、又云、古事記に、其神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神和備弖、自出雲國將レ上坐倭國而と有りて、其時の哥に、夜麻登能、比登母登須々岐、宇那加夫斯云々、如是歌、爲宇岐由比、而宇那賀氣理氐、至レ今鎭坐也とあるは、御むかひ妻もおはすれば、倭を宮所として、出雲へも通ひ住玉ひしに、つひに倭に鎭りませるをいへり、

○伝釈、静生杵は、しづまりますむにて、大宮造りして、今より住玉はむ事をいふ也、然るを考に、しづめますむと訓れたるは、あらず、静むるは、是までの事にこそあれ、こゝは既にしづまりたるうへなれば、然いふべきにあらず、この文は、皇御孫ノ命波、大倭國爾静生杵止申天、と有べきを、いさゝか詞のいひざま違へり、其故は、是は大名持ノ命の出雲ノ國にて申シ給ふ語なるに、静生杵大倭ノ國止申天といひては、すなはち其大倭ノ國にて申シ給ふ語となれば也、故思ふに、大名持ノ命の語にしては、かなはざれども、こは後に國造の倭ノ京に參りて、其後に在て奏す詞なれば、おのづからかく申せるにもあるべし、さはたとへば、此ノ大倭ノ國を、皇御孫ノ命の静まり坐む大倭ノ國と申すといふ意也、又思ふに、大倭を天下の總名にいふは、後のことながら、仁徳天皇の御ころなどは、はやくさもいひしとおぼしきよしあれば、こゝも天下の總名にいへるにもあらむか、神代の語をも、後の名もて語り傳ふるは、つねのことなれば、妨なし、然れども靜リ坐むといふも、總名にてはいかゞ也、又次の詞に、もはら畿内の大和國の事を申し給へるなどを思ふにも、こゝは總名にはあらず、畿内の大和國をいへる也、考に、大名持ノ命は、天下を作り治め玉ひし後には、やまとの國にまししといひて、こゝの語をも、倭にて申シ給ふよしに記れたるは、いみじきひがことなり、さも〳〵此神の天下經營し玉ひし時の事共は、みな出雲國にての事にして、其趣古事記書紀の文、いさゝかもまぎらはしきことなく、いちじるければ、こゝの詞も、出雲國にて申シ給へることは論なきを、いかに心得て、大和國にての事とは思はれけむ、いとも〳〵いふかし、そのうへこゝの次の文に、貢置天とあるは、出雲より倭へ貢る也、八百丹杵築ノ宮爾静マリ坐とは、即もとより皆出雲に坐す故にて、其趣おのづからあらはなるを、引たがへて、荒魂は出雲へ去、和魂は三輪に留るといはれたるは、よしなき也、もし其説ならば、右の貢置天を、鎮坐せて、杵築ノ宮には、去り坐てとか、退坐てとかいひてあるべきか、なほ又ことあるをや、又頭書に引れたる古事記の、稱辭云々の事も、もとよりの出雲國にての事にて、宇岐由比して、云

今傳ふといふも、倭へ上り給ふことをおぼしさだめて、つひに出雲にさだまり住居へるにて、記の文いとあきらかなるを、これ又いかに見まがへられけむ、かへすがへすいふかし、又荒魂は出雲へ去、和魂は三輪に鎮まるといはれたる、其ことども、かへさまにてたがへると、右にいへるがごとし、こは和魂を倭の三輪に遣はして、出雲國に鎮坐といはざれば、こ次の文にかなはず、又出雲の杵築に鎮座すを、此神の荒魂とせられたるも、ひがこと也、そは三輪の和魂なるに對へて、おして荒魂とはせるなれども、杵築を荒魂也といふことは、いづれの古書にも見えず、理もあたらぬこと也、杵築の宮に鎮座は、大名持ノ命のすべての御魂也、ゆめ〳〵荒魂とな思ひ誤りそ、すべて一方和魂もしくは荒魂をいはむとて、それに對へて今一方を、おして荒魂とも和魂とも定むるは、皆ひがこと也、荒魂とも和魂ともいはざるは、たゞ御魂にこそあれ、なほ和魂荒魂の事は、別に委き考へありていへり、

己命和魂乎

考云、命とは國造が言也、荒魂は出雲に坐、

○後釋、考に、命とは國造が言也とあるは、いかなる意ぞや、大名持ノ神の御事は、國造ならずとも、など尊みて命といはざらむ、

八咫鏡爾取託天

考云、古事記に、有光海依來之神云々、吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也、神代紀に、云々大己貴命問曰云々、汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰吾欲住於日本之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也、といへり、今とことなることもあれど、大かたは同じ事に落めり、

倭大物主櫛𤭖玉命乃名乎稱天

考云、此御名は、和大魂といふことにて、即和魂也、𤭖は借字にて、大きなることをいふ、甕栗甕杵などの甕と同じ、

○後釋、大物主と申すは、三輪に限りたる御名也、大名持命の一名にはあらず、櫛𤭖玉ノ命も、三輪に鎮坐御魂を稱たる御名にて、同じことぞ、𤭖は伊加と同じくて、嚴く健きよし也、凡て神ノ名人ノ名に、美加といふ、みな同じ、大きなる意にはあらず、

大御和乃神奈備爾坐

考云、神奈備といふこと、心得がたかりしを、此この記に、神の毛理なり、毛理の約夫にて、神奈夫なるを、通はして備といひ、又は、万葉に、毛理を神社とも書つれば、こゝも大三輪の神社といふ意也、今ノ京このかたの書には、神なびの森とよめれば、うては古語なると思ふ人有べけれど、古へは万葉に、神なび山の哥、三十首除りある中に、神なびのもりとよめるは、一ッもなし、今ノ京こなたには、物の實をはかずして、たゞ哥をつくらむとして、違ふこと多ければ、論にたらず、

○同頭書云、こゝには、神奈備は、神の戸にて、上ッ代より、其神社に寄られたる、神戸田の地に、即其神字もある故に、しかいふかと思ひしかど、神戸は其民の戸をいふなれば、かなはず、

○後釋、神なびのもりといふ言、今ノ京となりてのころは、神なびは、地名とこそおもへなれば、そこの森といはむ、ひがことにはあらず、万葉のころすら、既に神なび山、とて、地名の如くなりしかや、近江は淡海といふとこれども、既に國の名なれば、るゝへにては、その淡海をば、あふみの海と、古への哥にもよめるにあらずや、

己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐

考云、此大神の事は、記ごもに見えて明らか也、此社は、葛木山の東南の麓に、鴨といふ所に在て、他より高き所なれば、高鴨の社ともいふ也、さて今ノ本、こゝの坐の下に須ノ字あるは、上の御魂乎とある辭にかなはざれば、今除きつ、此文はいと古く巧なるに、誤字落字衍字なごも多きは、昔よりよく讀たる人なく、後人のなまじひにさかしらして、小字を書そへなごしたるによりて、いよゝ理ッくらくなれる所ある也、

○後釋、御子といふは、次々三柱にわたれり、坐ノ字、前後ともに四ッ、みな麻勢と訓べし、書紀の訓に多く見えたり、居坐をつゞめたる言なり、神名帳に、大和ノ國城上ノ郡、大神大物主ノ神社、【名神、大、月次相嘗新嘗】、葛上ノ郡、高鴨阿治須岐託彦根命ノ神社四座、【並名神、大、月次相嘗新嘗】、

事代主命能御魂乎宇奈提爾坐

考云、今本には、宇奈提坐とあれども、かく同じ事をならべいふ中に、是のみ違ひては、文をなさず、故に今、乃神奈備といふ四字を補ひつ、宇奈提は、和名抄に、雲梯【宇奈天】と有、畝火山の西北に、今も雲梯村とてあり、そこなるべし、かくて事代主ノ命の社は、高市葛城二所に見えたり、天武天皇紀に、此大神、高市ノ郡の大領に依ましして、吾者高市ノ社ニ所居名ハ事代主ノ神也云々と告給ひ、式高市ノ郡に、高市ノ御縣ニ坐ス鴨事代主ノ神社【大、月次新嘗】、又葛上ノ郡に、鴨都波八重事代主ノ命ノ神社二座、【名神、大、月次相嘗新嘗、】と有て、今も森も社も大き也、こゝは右の高市ノ郡なるをいふと聞えたり、さて萬葉十二に、不想乎想常云者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知とよめるは、古へいたく神稜威おはしまして、祟みし神社と聞ゆるを、今はその雲梯村の社は、國人もさだかにしらずなりぬ、此うなでの社の事は、なほ、よく聞ともも

考へもすべし、

賀夜奈流美命能御魂乎

考云、式に高市ノ郡に、加夜奈留美ノ命ノ神社と見えたり、貞觀元年ノ紀に、此大神に授二正四位下一と見ゆ、

○後釋、加夜奈流美ノ命と申す神は、古事記にも書紀にも見えず、古事記に、鳥鳴海神といふあり、大名持ノ命の御子也、これと同神なるべし、

飛鳥乃神奈備爾坐天

考云、此神社は、式に高市ノ郡と見え、こゝに飛鳥の神なびとあるにつきて、今尋ぬるに、知れる人なし、飛鳥に名高かりし神奈備の御室の山は、すなはち此賀夜奈流美ノ命の御社なりけむを、その神奈備山も、今はしれる人なし、今飛鳥の岡の甲より西六七町ばかりの所に、雷村といふ有て、ひきゝ岡のあるを、これや古への雷岳ならむといふ也、雷岳といひしは、即神奈備山のことなり、もしも昔に聞えし神社ノ、かくまではしくきえなりぬるは、あさましともあさまし、さてこゝに至りて、坐天とあるからは、上なる坐は、皆輔佐世と訓べきことしるし、今本に坐須と訓るは誤也、

○同頭書云、國人に問しに、賀夜奈流美ノ神社は、今は雲梯村に在といふは、こゝに飛鳥の神なびとあるに違へり、又今飛鳥ノ神社といふも、事代主ノ大神をむねとして、四十餘の神社あつまれりといへり、もしかの古へに雷岳といひしも、此神の地にはあらざるか、

○後釋、飛鳥の神奈備は、神名帳に、高市ノ郡飛鳥ノ坐ス神社四座、【並名神、大、月次相嘗新嘗】、とある是也、此社の古への地に、今雷村といふ所に、そのあたりにひきゝ山のある、これ即神奈備山也、雷ノ岳といひしも此山也、然るに天長

六年三月に、帝の託宣によりて、此社を、同郡鳥形山といふに遷されしよし、日本紀畧に見えたり、然れば今の飛鳥ノ社の地は、鳥形山にて、古への神なび山にはあらず、神なび山は、雷村ノ山なること疑ひなし、然るを世の人、これをたしかならざるがごとく思ひ、考にもうたがはしげにいはれたるは、今の社の地は、かの天長に遷されたる所なることを、思ひもらされたる故ぞかし、さて此飛鳥ノ神社は、事代主ノ神を主と祀れり、賀夜奈流美ノ命を祭れる社にはあらず、加夜奈留美ノ命ノ神社は、式に同郡に別に有て、弘仁十三年の官符にも、賀屋鳴比女社とありて、飛鳥ノ神の裔神と見えたり、又事代主ノ命の神社は、此飛鳥の外にも、高市ノ御縣葛城ノ鴨などにはあれども、宇奈提にあることは、物に見えたることなし、然るをこゝ、事代主ノ命を宇奈提といひ、賀夜奈流美ノ命を飛鳥といへるは、二方ともに所たがへり、故つら〳〵思ふに、こゝの文は、事代主ノ命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐、賀夜奈流美ノ命能御魂乎宇奈提爾坐天と有けるが、中ごろ誤りて、飛鳥と宇奈提と入りまがひたるものなりけり、右の如くなるときは、いづれもよくかなひて、二方ともに、いさゝかも疑はしきことなきをや、されば宇奈提は、卽チ式の加夜奈留美ノ命ノ神社にて、万葉に卯名手の杜とよめるも是也、今の雲梯村のあたりなるべし、然るを或說に、此社を、今栢森村に在りといへるは、いかゞあらむ、所たがひておぼゆ、さてこゝに、宇奈提の下にのみ、神奈備てふことのなきは、落たるにはあらず、此社は、かの高鴨又飛鳥などの如き大社にあらざる故に、神奈備とはいはざりしなるべし、万葉の哥などにも、神なびとは、もはら飛鳥にこそよめれ、他社によめるは見えず、そも〳〵かの阿遅須伎高彦根ノ命、事代主ノ命は、大名持ノ命の多くの御子たちの中にも、殊に名高くして、勢ひすぐれ給へる神なりし故に、倭ノ國にてその御社も、皆名神大社にて、月次相嘗新嘗にも預り玉ふを、賀夜奈留美ノ命は、さしも聞えぬ神なる故に、式にも小社の列也、これらを以ても、こゝの文は、入りまがひの誤りなるといちじるし、

皇御孫命能近守神登貢置天

考云、今本には、御ノ字を落せり、今補ひつ、さて此文、こゝに近き守として、三輪葛城宇奈提飛鳥を擧たるに、すべての文の脈を合せて思ふに、いよゝ上にもいへる如く、飛鳥岡本ノ宮のころ書るならむとおぼゆ、其中に文の意ぶりは、文字のいさゝか後ならむと見ゆるがあるは、もとは多く假字なりしを、後に書かへたるか、

○後釋、近守とは、皇京の同じ大倭の國内なるを以て也、然るを考に、これを飛鳥岡本宮のころの文なる意にいはれたるは、さらにあたらぬこと也、同じ倭の國内にて、いさゝかの遠き近きをもていふべきにあらず、もししひてしかいはば、葛城などは、さしも飛鳥に近き所にはあらざるをや、

八百丹杵築宮爾靜坐弖

考云、大倉持ノ命ノ荒御魂の、出雲國の杵築ノ宮に靜坐る事は、他書どもにも見えたるかごとし、八百丹とは、多くの土をいひ、そを杵して築くといひかけたる冠辭也、是までを一段なり、

○後釋、出雲に靜坐るは、荒御魂也といふことは、いづれの書にも見えたることなし、杵築といふ名のよしは、風土記に、八束水臣津野命之、國引給之後、所造天下大神之宮將奉、而諸皇神等參集、宮處杵築、故云寸付、神龜三年改字杵築、と有、

是爾親神魯伎神魯美命宣久

考云、例にもより、下への調へにもよるに、こゝは親の上に皇の字の落たる也、故今補ふ、

○後釋、考に、皇ノ字を補はれたるはわろし、こゝは皇親といへるには、中々によろしからず、皇といはねども、例あること也、古語拾遺に、今皇親神漏岐[illegible]、

汝天穗比命乃天皇命能手長大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉留仰賜志次乃隨爾

考云、かの大名持ノ命の祭をたてむ者は、穗日ノ命と詔ひしは、大名持ノ命をいつき祭り、且ツ御孫ノ命の御代をも、遠く守り奉らしめむためなること、こゝにてしらる、仰は命に同じ、次は、穗日ノ命熊野ノ命より次々の國造也、

○後釋、仰は、負せと同言にして、其事を負持しむるよし也、此言すべて其意あり、

供齋【若後齋時者加後字】仕奉弖朝日乃豐榮登爾神乃禮白利臣能禮白登

考云、神乃禮白利は、穗日ノ命より次々の神たちの禮代也、臣能禮白は、國造が禮代也、利を略けるは、唱ふる調のためなるべし、

○同頭書云、禮白利は、上に禮代と書るにて、おもむきは聞ゆ、それを白利といふは、留志の約利にて、禮の志留志といふこと也、

○遣唐使ノ時奉幣ノ祝詞の考に云く、禮代は、次の神賀詞に、神ノ禮白利臣ノ禮白と見え、續日本紀の、伊勢大神宮に奉り給ふ御詞にも、禮代の大幣を有、其外にも見ゆ、禮代は、ゐやまひかへり申すこと、代は、その奉る物實也、古事記安康ノ段に、盜取其禮物之玉、崇神天皇紀に、取倭香山土、裹領巾頭而祈曰、是倭國之物實、反之物實此云望能志呂とあり、

さて此紀の訓注よりも此詞は古ければ、白利とあるに依て訓べし、白を濁るは古便也、

○後釋、こゝの禮白利は、穗日ノ命より始めて、次々の出雲氏の神たち、又國造の、皇朝に獻る禮代なり、

御禱乃神寶獻良久奏

義は、かく申て、次々に献物[illegible]して、[illegible]（ミホギツト）を申す也、[illegible]心をつくべし、[illegible]

[illegible]にて、又かの[illegible]

らむかとおぼしきによりて、其事も上に引たるなり、

白玉能大御白髪坐（シラタマノオホミシラガマシ）

白玉は、[illegible]白髪を[illegible]て、次に[illegible]

○前釈、[illegible]

合せたる意はなし、

赤玉能御阿加良毘坐（アカダマノミアカラビマシ）

赤玉は、[illegible]おはしますを、大御顔の栄えます色をたとへたり、上の水分の祭の詞に、赤丹穂に聞し食と、いへると同じく、

○前釈、[illegible]豊明（トヨノアカリニアカリマサム）[illegible]、明は借字にて、[illegible]

らむといふに同じ、

青玉能水江玉能行相（アヲタマノミヅエノタマノユキアヒ）

青玉は、[illegible]

[illegible]

枝の如く、青くみづ／＼しくみゆべし、又そをわがねたるをもて、行相といひて、天皇の天の下をすべめぐらして、し

ろしめすにたとへたり、仲哀天皇紀に、筑紫の五十迹手が、物を賢木の枝につけて献る所に、上枝挂八尺瓊、中枝挂白

鏡垂ニ下枝挂ニ十握劒ニ云々、集云、臣所ニ以獻ニ此物ニ者、天皇如ニ八尺瓊之勾ニ以曲妙御ニ宇、且如ニ白銅鏡ニ以分明看ニ行山川海原ニ、乃提ニ是八握劒ニ、平ニ天下ニ矣、とある語のひとしきを思ふに、いと上つ代より傳はれる稱辭の有しをとりて、事につけてかくさまにいへるなるべし、

○同頭書云、八尺ノ勾瓊とは、彌十量の長き緒に、多くの玉を貫て、輪になせるをいへることを、此仲哀紀と、こゝの詞とを合せてしらる、一玉の勾れるをいふにあらず、然るを近年諸國に古き墓をひらきて、いさゝか勾れる玉を得る事有、そを勾玉と思へる人あれど、こゝに行相にといひ、仲哀紀に如ニ八尺瓊之勾ニといへる、共に天下をすべめぐらし御しめす譬へなるに、一玉の勾れるにてはかなはず、かのいさゝか勾れる玉は、長さ曲尺の一寸ばかり、太き所のわたり三分ばかりあり、又管にしたる有、そは長さ六分ばかり、口のわたり二分あまりあり、何れも白赤青あり、その勾れるは、刀して作り、管なるは、吹たる物也、これらも古しといへども、天皇の用ひ玉ひしは眞玉にて、是とは異なるべし、又神代に、彦火々出見ノ命の御裝の玉は白玉也けむ、御衣より始めて玉も、白きを用ひ玉ふが古ノ也、然ればこゝに白赤青と三色を献るは、御料にはあらじ、

○後釋、水は考の說の如し、江は借字にて、可愛玉也、行相とは、緒に貫たる玉と玉と、相並び着たる所をいふ、鵲の行相の間などいふと同じ、たとへたる意は、此玉どもの相つらなりて、並び着たるさまの、よくとゝのひて、亂れざるが如くに、天の下をとゝのへ治め給ふよしなり、考に、木のみづ枝のごとく見ゆるよしにいはれたれど、然見えぬからに、おしてみづ枝といはむことといかゞ、又行相を、わがねたるを以ていふとあるもかなはず、行相とは、必しも行めぐりてあふことにはあらず、かの鵲にても知べし、さればたとへたる意も、天下をすべめぐらしてといはれたるは、あたらぬこと也、仲哀紀にいへるも、其意の譬へにはあらず、かれは勾玉の形の妙なるが如く、妙に天下をしろしめせといふこと

也、瓊を曲瓊と書れたるは、撰者の例のさかしらにて、たゞ上の勾ノ字と相照したる、文字のうへの事のみにこそあれ、曲珠といふに、まがれる意はなきことぞ、此字などに惑ふことなかれ、又頭書に、八尺勾玉といふことを、多くの玉を緒に貫て、輪にしたるをいふ名也といひて、こゝに引合されたるもかなはず、八尺の勾玉といふは、多くの玉をすべたるうへの名にはあらず、一玉のうへの名也、書紀の垂仁ノ巻に、狢の腹に、八尺瓊ノ曲玉の有しこと見えたり、緒に貫て輪にしたる玉は、獣の腹ノ内に有べきよしなし、これにても一玉をいふことしるし、そのうへ緒に貫たる玉は、いつも必ず輪にすることに定まりたることも有まじきに、たまたま輪にしたる所を以て名けむは、いと物違し、天照大御神の御髻などにも、八尺ノ勾玉を纏せるよしある、これらは長く垂玉へりとこそ聞えたれ、御頸の餝を、輪にはし給ふべきにあらず、さて八尺八坂などいへるは八尺の借字にて、八は彌の意、尺は佐可にて栄也、まづ玉に明といふことは、いふもさらなれど、羽明玉豊明玉などいふ神名も、玉によれることにて、神代紀を見て知べし、佐は、佐夜中、佐寐る、佐青、佐衣、佐嵯などの類の佐にて、こは佐曇の略にて、眞といふと同じ、さ夜中は眞夜中、さ寐るは眞寐るにて、餘も皆同じ、これらを狭又小の意と心得来れるは、ひがごと也、又佐霧を、大岐ノ詞にて御霧とある御はもとより眞と通へるを以て、佐も然ることを知べし、又佐備隈といふも、眞熊野御吉野などいふと同例也、又佐男鹿を、古事記には眞男鹿とあるも、これらを以て、眞と同じきことを思ひ定むべし、さて勾玉といふ名は、橘井ノ千秋が考へに、包曲など書るは、例の借字にて、日月玉也、古事記仲哀天皇ノ段に、目之炎輝種々寶、書紀ノ同段にも、眼炎之金銀彩色と見えたるに同じ、されば、こは玉の世にうるはしき物、輝光たる名にて、まばゆきまで照りかゞやく由也、然るを昔よりこそ、其形の曲れる故の名と心得来れるは、ひがごと也、形の曲りたるは、何のさばかりめでたきことかあらんといへり、此考へいと宜し、猶其説の委き事は、古事記傳十五の巻の追考に出せり、されば八尺ノ勾玉とは、彌眞明の日月玉といふことにて、一玉のうへの名也、かくて五

百箇御統といへるご、それを多く貫連ねたるうへの名には有ける、

明御神登大八嶋國所知食天皇命能手長大御世乎御横刀廣爾誅堅米

考云、右の提二十握劒一平二天下一といへると同じ、さてこは、御横刀の威をもて、廣誅堅といへる意は聞えたれご、いささか言たらはず聞ゆるは、廣の上に、眞の字落たるか、さらずとも、眞と御は上によみつくる、常の事なれば、麻比呂と訓べし、又かの押羽振可美御酒は、此劒をいふならむか、

○後釋、前後に舉たる種々の物、一ッごとにみな能てふ辭あるを、こゝにのみなきは、刀の下に其字落たるか、又廣といふと、大刀にも物遠く、打堅めにも似つかはしからさるはいかゞ、誤字ならむか、誅ノ字もいかゞなれど、こはさても有べし、こゝの詞は、かにかくに誤字脱字など有べくおぼゆ、かれつらつら考るに、御横刀能廉堅爾誅堅米など有けむを、廉を廣に誤り、堅ノ字を一ッ落せるにやあらむ、然いふ據は、万葉六に、祈酒歌、燒大刀之加度打放大夫之禱豐御酒爾吾醉家里、此初ニ句は、壽事にするわざと聞えたれば、放は必ずはなちと訓べし、今ノ本にはさつと訓るはひがこと也、猶思ふには、放は誤字にて、收なるべきか、さて此哥と、こゝの詞とを合せて思ふに、古へ壽事にかくの如くせしならひの有しならむ、されど大刀に加度といふ物は、何ならむ、もしは今いふ目釘などの事にもやあらむ、詳ならざれば、今廣を廉の誤とも、決てはいひがたし、故しばらく本のまゝにて有也、又打堅めとは、鍛冶の大刀を打て、作る事をいへるかとも思へど、さてもなほ廣といふこといかゞ也、なほよく考へて定むべし、廣は比呂良爾と訓べし、考にまひろと訓れたるはわろし、又かの提二十握劒一平二天下一といへると、同じさまに解れたるもたがへり、こゝは御横刀を用ひてといふ意はなし、手長ノ大御世を打堅めといふ語のつゞき也、又かの押羽振云々は、こゝにはさらに由なきこと也、

白御馬能前足爪後足爪踏立事波大宮能內外御門柱乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝立

考云、下は底と同じ、

○後釋、凝立の立ノ字は、志の誤りにて、小字なるべし、其故は、こゝの文は、馬の爪して、地をふむを以て、柱の根を踏堅むるよしにいへるにこそあれ、柱を立る事をいへるにあらず、柱立るは、馬ノ爪にあづかることなければ、立といふべきよしなければ也、上に柱をこはあれども文の意はたゞ柱根の地をふみ堅むるよしのみ也、さて上の堅にも、米ノ字ある例なれば、凝にも、必ず志ノ字あるべきこと也、

振立流事波

考云、耳をなり、

○後釋、耳といはざるは、やがて次に耳能とある故也、然るを或人、上の立ノ字を、耳の誤りとして、此上へ屬たるはひがこと也、さては言重なりて、中々につたなし、次なる耳能は、此馬之耳の如くといふ意也、

耳能彌高爾天下乎所知食左牟事志太米

考云、大嘗に馬を引立るは、天地の神たちの、耳疾く献の詞を聞給ふに取、こゝは天皇の、天ノ下の事を御耳はやく聞しめすべき意にとせり、馬は勝れて耳とき物なれば也、さてその耳疾きを、耳高といへり、目の疾きを、目高しといふに同じ、

上に踏凝立の、上踏堅米の所にいへる如くにて、代賞などの字をも書べけれど、しるし訓むたるに、志ノ字は皆さるゝ、又留志の一字の落たるにも有べし、

〇後釋、馬の耳は、高く立る物なる故に、彌高といふ也、大祓ノ詞に、高天ノ原爾耳振立とあるも、高天ノ原爾千木高知といふと同じくて、高きよし也、さてかの大祓にては、神たちの疾く聞給ふ表にいへるを、こゝは疾く聞しめすよしにはあらず、たゞ彌高といはむ料のみにて、此馬の耳の高きが如くにといへる也、さて天皇の天の下しろしめすを彌高にといふは、御代のいやますノヽに隆盛なるよし也、万葉に、高殿乎高知座而など多くあるも、宮殿にかけて、盛にしろしめす事をいへる也、六の卷に、吾大王乃高敷爲日本國者など、宮といはでもいへるにて知べし、もし考の說の如く、御耳とく聞しめす意ならば、かの大祓詞に、聞物止とあるごとく、こゝも天ノ下乎所聞食杀とこそ有べけれ、所知食むにてはかなはず、志太米は、下見にて、その下形の顯はれ見えたるをいふ、今ノ世の言にも、下地下づくろひなど、すべて物の基、かねての來うけを、下渠また渠下といふと多し、下形とは雅言にいへり、さて見えを米といふは、つね也、考に、志の下に、小字の乃を加へて、しるしのためと訓れたれど、しるしに志ノ字を書べくもあらず、此文の字の書ざまに違へり、又しるしのためとはいふべき語にあらず、しるしならばたゞしるしにてこそあらめ、ためはいと拙し、

白鵠乃生御調能玩物登

考云、鵠は、古へは久々比といひ、後ノ世には白鳥といひて、白く大きなる水鳥也、さてこゝは、志呂伎久々比とも訓べけれど、すべて他色なるもあるをこそ、しろき何とはいへ、たゞ白きのみなるをば、しら鷺しら雪などいふ例也、されどしらくゞひと訓むもいかゞ也、又白の字を捨て、たゞくゞひとよまむも、此文の字を用ひたる例に違へり、然るに紀に白鳥とあるは、皆此くゞひの事とおぼしきよし有ルを、後世にも白鳥といふは是なれば、こゝも志良登利と訓べき也、こを後世の俗は、字音にはくてうと呼ブ也、かくて久々比に鵠ノ字はあたらず、鶴ノ字ぞあたれる、然るに古ヘより鵠ノ字を

用ひ来れるに依て、くゞひは白鳥にはあらず、古布といふ鳥の事也と思ふ人あれど、古き和歌等に、美斯止里爾久々比波門乎利己呂呂奈也といへり、古布の鳥は、たゞ雌雄のみ居る物なればかなはず、くゞひは群居る故に、八をのこといへり、又比呂能奈也は、鳥を取る網なしといへる也、古布は、食ふべからず、琉言へる白鳥なれば網して取ことをいふべきにあらず、然ればかの久々比も、白鳥なること明べし、出雲風土記に鵠、白鵠、鳥類二、水鳥の類に擧こるをも思ふべし、さて鵠字はあたらねど、此字には意をよせず、ことをなのことして云べき也、生とは、生ながら此に来て、両親に献る故にいへり、故に儀式にも、式にも、生(?)・料と注せり、さて伊久と訓は、伊氣留の氣留を約めて久といふ也、

○国頭書云、和名抄に、鵠古布又久々比とあるは、字音に依て古布といひ又久々比ともいへるは、かなし、此ことをわきまへてよめるにこそあれ、又云、生を一本になまと訓たり、物のいきたる熟(?)をいへることにはいへ、こゝに心得つべし、

○按、鵠字を、本に鵠とある誤也、今に改めて書れたるよろし、此鳥の事、すべて前の説のごとし、但し鵠字は久々比にあたらず、鵠字あたれりといはれたるは、返したがへり、鵠字、即今いふ白鳥にて、久々比によくあたれり、鵠は古布にて、今も古布といふ鳥也、此事昔よりまぎれつること多し、和名抄に、鵠を於保止利とあるはあたらねど、鵠を古布とあるはあたらず、生は、伊伎と訓べし、伊久といひては事たがへり、かの生日生日などの生は、生べき意ある故に、伊久なるを、こゝは其意にはあらず、生たるをいふなれば伊伎也、すべて生たる物をば皆、伊伎某(?)といふ例なるべし、然るを前に、伊久と訓て、伊氣留の約也といはれたるは、いと／＼あたらぬ也、かの延喜式(?)も事たることなれ、伊氣叡(?)を約めて伊久といふことはなし、伊久といふは、[illegible]

て言のはたらきのわいためなく、言靈の徳をうしなふわざぞかし、そのうへこゝは、伊久とは訓まじきこと、右にいへる
かごとし、式に垂軒と注したる垂ノ字は、乘の誤にて、輿の如き物に乘するをいふ、軒は車なれども、これは輪ありて挽く車
にはあらじ、舁物なるべし、さてこの鵠を献る事は、本牟智別命の故事に依て也と、或人のいへる、さもあるべきこと
也、かの命は、垂仁天皇の御子にて、鵠の事、古事記書紀の其御段に見えたり、

倭文能大御心毛多親爾

考云、多ノ字は、必ス誤なるを、其字年ごろ思ひ得がたかりしを、今思ふに、皇の字を草にかけるを誤れるにて、皇親なり
けり、しかいふ意は、倭文を下の意にとりて、靜まりませる下つ御心に、天ノ下の貴き賤き人どもを、なべて御むつま
しくおぼすしるしといへる也、こはかの靜挂甘美御魂といへるによしあるか、さて倭文は、皇朝の上つ代の布にて、式
のころまでも有し物也、青筋のある麻布なりけむ事など、冠辭考にくはしくいへり、
〇同頭書云、今本に多親爾と書て、たしにと訓るは、何の心とも聞えず、親ノ字も、假字に用ふべくもあらず、例もなし、
〇後釋、倭文能は、白玉能赤玉能耳能などいへると同じ例にて、倭文の如くといふ意也、倭文の大御心とつゞく詞には
あらず、多親爾は、親ノ字を假字に用ひたることは、例もなくいかゞに聞ゆれども、多志爾といふ言古く有て、こゝに
よく叶へり、古事記允恭ノ段の哥に、佐々婆爾宇都夜阿良禮能多志陀志爾韋泥弖牟云々、雄畧ノ段の哥に、多斯美陀氣多斯
爾波韋泥受、出雲風土記嶋根郡手染郷の下に、此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云耳、この丁寧も、た
しにと訓べし、然らざれば、手染に緣なし、万葉十二に、慥使乎云々などあり、多志爾は慥に也、さて倭文にいへる
意は、かの布の筋の、鮮に慥に、分れとほりたる如くに、天皇の大御心、たしやかにましませとなり、又一ッ思ふに、

多ノ字は、和ノ誤ならむか、和ト多ト草書よく似たり、万葉一にも、多良夜を和良夜と誤れる例あり、さて和具は那具夜と訓べし、夜に具字を書るは、かの黒筬の筬のたぐひの借字にて、於夜の調をとれる、その意は、那具の具のひゞきにあるなり、こは麻都羅を松浦と書ったぐひにて、猶例多し、さて那具夜には、和やかに也、古事記上巻ノ歌に、牟斯夫須麻爾古夜賀斯多、万葉四に、蒸被奈胡也我下丹などあり、かくて倭文は、古によき布なる故に、和やかなる布にいへる也、さて思ふに、上の詞を、玩物等といひとして、其語を覚ざるは、こゝまで思つゞきて、かの詞を玩び玉ひ、、大御心をも和ごまさせといへるにぞあらむ、倭文は、冠辞考にいはれたるごとく、古のよき布にて、前に織る布也、志豆ごは、即須豆といふことなるべし、今いふ縞織也、これを縞といふは、縞間也、然いふ意は、古のは、前の間ノ大にあらかりけむを、後には、そを細くこまかに織たるも出来て、それを分て縞間織といひしか、又後には、古のあらきはすたれて、その縞間織のみひろまれるかた、つひに前織の惣名とはなれるなるべし、考に倭文を古語ある布といはれれど、前の物は、古にはかぎるべからず、かの釈日本紀にいへるは、たまく古物なるがのこれりしなるべし、又に、多親を皇親とせられたるは、むげに聞えぬ也、皇親といふことを、いかに心得られたるにか、かへすく心得ず、天下の人をむつましくおぼしめす事を、皇親にとはいかでかいふべき、又たしにと聞るや、何の心とも聞えずとは、右の古事記の序ごもなきをば、わすれられたるにや、又倭文能を、大御心といふへつゞけて、静まりませる下つ御心といはれたる、この志豆といふ言を、静まりと下との二つ意に用ひられたるもいかゞ、右にいへるごとく、倭文能は、倭文の如くといふ意なるを、大御心へつゞけて、静まれる大御心下つ御心なといひては、他の白玉能赤玉能などの例にも違ひ、又天下の人を親しとおぼす事をいはむには、たゞ大御心にてこそよからめ、静まりませる下つ御心に用ひなを、又静井井夫御魂も、こゝにはさらに由なし、

彼方能古川席此方能古川席爾生立

考云、今本に、二ッながら古川席とあるは、何の事とも聞えず、席の字は、原を誤れること、しるければ、然改つ、又生立と有て、おひたてると訓るも誤也、下に生なといふべき物も、立るといふべき物もなければ也、然れば生は那利と訓て、水底にこりなれる土也、立は出の誤にて、出は、生といふにつきて、おのづから添たる言也、

○同頭書云、紀に川上をかはらとも訓たればゞ、こゝの川原は、たゞ川といふことなり、

○後釋、本に彼方の下の能ノ字はなきを、今は考の本に加へられたるに依れり、此方の下には此字あれば也、さて一本に、席ノ字を誤りとして、改められたる、原もさることなれども、猶思ふに、岸の誤りならむとぞおぼゆる、字の形も、原よりは、今少しよく似たり、又彼方此方といへるも、川原にては、少し用なく聞ゆるを、岸にてよくかなへり、古川の彼方此方の岸といふことなるを、文に、古川を二ッに分てはいへる也、生立をも、考には生出と改められたれど、こは本のまゝよろしかるべし、これらの事、猶次に委くいふべし、

若水沼間能

考云、こは川の底に凝なれる泥をいへる也、何ぞといはゞ、古事記の、大名持命を媚敬ひて、御饗奉る詔の中に、水戸ノ神之孫櫛八玉神爲膳夫、云々化鵜入海底咋出底之波邇作八十毘良迦而云々、出雲風土記仁多郡御津郷の所に、大名持命の御子あぢすき高彦ノ命、晝夜哭坐辭不通ときに、夢の告によりて、御津川へおはせし事有て、其ノ津ノ水沼出而御身沐浴坐故國造神吉事奏參向朝廷時其水海土而用土物也といへり、此二ッを合せみるに、こゝは御贄の貝の瓮坏瓱などの類の土物を造る泥を、かく若水沼間といひて、御若やぎますといふ賀言に用ひたる也、若とは古へ物をほめい

ふ言にて、稚室ともいへれば、土にもいひつべきなり、

○後釋、この水沼間は、いと〳〵心得ず、其故は、生立といひ、若といひ、彌若叡といへるは、必草木をこそ聞えたれ、沼間は若叡といふべき物にあらず、たとひ若水沼間とはいふとも、その若は、たゞはめて添たるのみにこそあれ、然添へたるのみの言にかゝりて、御若叡生の賛には取りがたし、必まことに若ゆる物ならでは、かなはぬ事也、上に挙たる種々の物の例をも思ふべし、いづれも皆、其物の色形、あるは其事を取てこそ、たとへとはしたれ、さればこゝは必川沼などに生る草木の名にて、献る御贄の中の物なるべきを、其字の誤れるか、文の亂れたるなどなるべし、故思ふに、もしくは若久留須なりけむを、久を水に、留を沼に誤れるを、後に又かしらに、その間沼を下上に置かへて、水沼間とはなせる歟、かく云故は、語のつゞき、古事記の雄略天皇の大御哥に、比氣多能、和加久流須婆良、和加久閇爾、とよませ給へる例あり、さて献る御贄の中に、栗もあるにつきての祝詞ならむかと思へば也、栗栖は栗林也、右のごとく思ひよれるまゝに、姑く久留須と訓つ、されど定めてはいひがたし、なほよく考ふべき也、考に、古事記風土記を引て、土物を造る泥也とせられたれど、もし然らば、埴などこそいふべけれ、沼間とはいかでかいはむ、そのうへ御贄の器ならば、たゞにその器をこそいひもすべけれ、それ造る土の事のみをいふべきにはあらず、そはいと物遠きこと也、又引れたる風土記の文も、いたく違へり、かの文には、赤泥軟といふとも、水沼ノ土といふことも、土物といふことも見えず、すべて泥の事は見えたることなし、然るをこゝの詞を、土物の泥也といふに、強てかなへむとて、字を多く改められたるは、いかにぞや、今數本を考るに、かの文は、爾時其津水沼出而御身沐浴在故國造神吉事奏参向朝廷時其水沼出而用初也とこそあれ、このうち、沼出の沼ノ字は、一本に活ともあれば、泥の誤りともいふべけれど、さては文の意聞えず、又御身沐浴とあるにも、泥はかなはず、水なるよしるし、されば沼ノ字は、二ッともに淡の誤也、次なるは其水の上

に、取ノ字一本にあれども、たゞ本多し、又初ノ字は、一本に物ともあれど、さては聞えず、土物とあるを本とすべし、其ノ末と用ヒ初といふことは、今の世に至るまでも、國造ノ家に、神火神水といふことあるなどをも思ふべし、かゝれば右ノ文、さらに土泥の事にあらず、たゞ水の事也、さて此水の事は、猶次にいふべし、

彌若叡爾御若叡坐

考云、わかえとは、和加也伎の約伊なるを、衣に轉しいふ也、

○後釋、わかえは、若やぎの古言也、古はわかえとのみいへり、それをわかやぎといふは、中昔よりの言也、然るを考に、わかやぎより轉りて、わかえといふごとく解れたるは、本末たがへり、

須々伎振遠止美乃水乃

考云、須々伎振遠止美ノ水は、萬ッの惡き事を滌ぎて、放やるをいふ、振は辭也美乃は可美といふと同じく、ほむる言也、

○後釋、すゝぎふるは滌振にて、振滌といふに同じ、其内こゝは振といふ事重き故に、下におけり、振は動かすをいひて、滌ぐはきよむる也、遠止美は淀み也、今も此伊勢人などは、水のよどむをも、又事の盛りなるが弛び靜まるをも、をどむといへり、さてかの出雲風土記なる、仁多ノ郡三津の水は、神代にめでたき由縁のある水なる故に、國造の此ノ齋にも用ひ初ることなれば、御贄五十舁の内にもまじへて、此水を献るなるべし、さる故に此言はあるならむ、かの三津は、斐の川に傍たる郷にて、津はその河門也、かくて滌ぎ振といふは、かの神代に、阿遲須伎高日子ノ命の御身沐浴坐とあるにつきていへるにて、をどみの水とは、川にて、身にまれ物にまれ滌ぎ振れば、その勢ひにて、流るゝ水の淀みて、やゝ上ざまへもさかのぼる故にいへり、又一ッ思ふに、美乃は、乃美を下上に誤れるにて、遠止乃美水乃にてもあらむか、遠止

は小門にて、かの三津の川門をいふ、橘ノ小門などのごとし、もしかくの如く訓むときは、水を瓺比と訓べし、すべて水は、汲取て物に用るをば、古へは瓺比御瓺比といへり、主水御もひも寒しなどの如し、但し何ごとも小門の水は、瓺比とはいふまじけれども、これは汲取て、朝廷に献るにつきてなれば、然いふべき也、右二つのうち、好む方をとるべし、

彌乎知御哀知坐

○考云、水ノ禰ヲ知ニとは、紀に根ノ國底ノ國といへる如く、禰は底と同じ、かくてこゝは、右に引る御津の水沼ニ幸ヘシテ御身沐浴坐しに依て、高彦命の哭も止み語もとひ玉ひし例によりて、献る御贄物の中に、其所の水菜などもあるにつきて、此言はあるか、さて此上下皆献物をもて賀申す中に、他物をまじへいふべからねば、古川といふよりこゝまでは、献る御贄に依たる土物と水とを以て、その御贄物の凡を舉たるなるべし、然るに云々を知ニといひて、次に其つゞきの言なきは、詞の落たる物也、それは次なる御衰知坐と、水ノ禰ヲ知ニと、事の對へなれば、地の底より天の上までを、のこらずといふ意になるも、助くべけれど、さても上の言をそへずては有べからず、

○同類書云、後世御作に若水といふことは、古へは聞えず、又云、御贄五十昇【昇別十籠】とある多くの中には、こゝによしある物あるべけれど、今明らかならし、

○後釋、こゝは本に、禰ヲ知ニ御衰知坐とあるは、決て誤也、然るを考に、上なる言ノ水ノを、此上に屬、御衰知坐を、をさし置て、禰ヲ知て、本のまゝに訓れたる故に、言たらざれば、言の落たる也といはれたり、こは己もいと心得ぬことなりしを、猶よく思へば、言の落たるにはあらで、字の誤れるにて、禰は彌也、衰は哀也けり、これらの字は、互に誤れる例諸にもし、かくの如く一字を改むれば、いとよく聞えて、語もよくとゝのへり、かくて彌知とは、物にまれ何にまれ、か、

るをいふ言にて、老たる人の若がへるをもいへり、こゝはかの川水の、瀬を振る勢ひにて、淀みつゝ、上の方へや、ゝへり／＼するを、彌乎知といひて、天皇のいやましに、若がへり坐むことに申せる也、遠止を小門と見ても、此意は同じ事也、川水は、上より流れ來る物なる故に、上の方へかへるを、乎知といへり、さて乎知といへる言の例は、万葉十七鷹の哥に、手放毛乎知母可夜須伎、これは本の手へ歸るをいへり、同廿に、和我夜度爾佐家流奈弖之故麻比波勢牟由米波奈用流奈伊也乎知爾佐家、これは又はじめへかへり／＼して咲けといへる也、又郭公などの哥に、をちかへり鳴くとつねによむも、はじめ鳴し所へ、又かへり來て鳴くをいふ也、さて又人の若がへることによめるは、万葉五に、和我佐可理伊多久々多知奴久毛爾得夫久須利波武等母麻多遠知米也母、いにしへのから國の仙藥を服とも、又若がへることはえあらじと也、久母爾得夫久須利波牟用波美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之、京を見たらば、又わかゞへりなむと也、又十三に、天橋文長雲鴨月夜見乃持有越水伊取來而公奉而越得之牟物、こは己が乎知の考へに依て、或人のかく訓る也、此哥昔よりよく訓得たる人なかりしを、右の如くにていとよく聞えたり、越水は、人の飲て、若がへる水也、越ノ字は、音を作りて書るのみぞ、越得之牟物は、わかゞへることを得さしめむ物をといふと也、右の反哥に、云々公之日異老落惜毛とあるにて、越は若がへるをいふこと、いよゝ明らけし、右の哥は、殊にこゝによくかなへる事也、さて年の始に若水とて汲も、飲て若がへるべき水と、祝へる名也、是も古へより有し事なるべし、

麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己登久

考云、麻蘇比の蘇は、須美の約志なるを、轉したるにて、眞澄日の鏡也、こは大日女ノ命の御像をうつせる物なれば、日といへり、又これは、かの出雲人の祭る、眞種之可美鏡といふに本づけるにや、さてこゝの鏡は、天つ日の御面の、天

下を照すと譬へいひて、即今の天皇の御事にいひつけたる也、おしはるしは押晴かし也、

○後釋、鏡は、献物の中の一種なる故に、譬へにいへるにて、おしはるして見そなはすことの如くとは、曇なき鏡の面を見給ふがごとくといへるにて、そのごとくに、天の下を明らかに看そなはししろしめさむと也、考に、天つ日の御面の、天下を照すに譬ふといはれたるは、面平とあるにかなはず、右の説の如くなれば、面乃といはでは聞えぬなり、こは上にある御貢用性は、字の誤なるを、本のまゝに見て、天つ日の事と心得られたるから、さて此譬へを、下へしてかくむつかしき説の出來たる也、天つ日にたとへたる意は、いさゝかもなし、たゞこの鏡を見給ふごとくと申せるのみなるをや、

明御神能大八嶋國乎天地日月等共爾安久平久知行牟事能志太米止御禱神寶乎擎

持氏神禮白利臣禮白恐彌恐毛天津次能神賀吉詞白賜久奏

考云、天津次とは、穂日命より始めて、次々に絶せず賀申すよし也、其賀詞、いと上つ代よりありけむを、上にいへることく、今の此詞は、飛鳥ノ宮より上にあらず、見ゆるは、上つ代より唱へ來しが、違ひ失ぬる事も有しや、正し補ひて、岡本ノ宮の御時に、書つどひつるならむ、其時のは、假字書なりけむを、又後に字ともは、事改めなどぞしたりけむ、さて又今は、字誤りも落なども有て、解がたき事多かるを、あまたの年月に考へて、かくまではしるせる也、いまだよくよろしき本を得たらむ人あらば、猶よく正し給へ、これをおしひろめてそのりとことを始めて、よろづの文をも書つづけれは、こゝにたふとしともたふとき詞なりけり、

○後釋、此詞は、ますことにいと古くたふとく、古語のいともめでたき物なるを、強て一〜して、誰しもの見る人も、

なきこ〳〵なかりしを、吾師の大人の、殊にかくめでたくとかれしによりてぞ、世にあらはれて、人みなまたふとき物にはすなる、これも又いとたふとき功にぞ有ける、

大前爾今臣請弖奏賜倍

綾爾貴伎許禮乃吉詞乎

大祓詞後釋序

おほはらひは神代のふることを傳へて天の下の青人草の罪けかれのまが事をはらひ清めて世中の幸ひをもこむるおほやけの重きみわざにして事ごとあるおりは四方の國にもおふせ給ひ朝廷にしては年ごとに二たび百の官の大祓おこなはれきぬるを今はその祝詞のみ世にのこりて神わざにつかふまつれる家々のわざとなり或は其詞のこゝろをとけるもあたし國の道々の意をとりましへてあらぬさまにときなしつゝ神代のたへなる心はうつもれてはぬるこそいさほいなけれこゝに伊勢國に本居宣長といふ翁有てふかくわか國の道を尊みさる後の世のわたくしの説どもをすててもはらいにしへのふみのこゝろを尋ねあかし數々の書をあらはし此大祓の詞の註解をもなせるはまことに國の名におふ神風の雲霧をいふき拂ふ事のごとく山〳〵の末よりさくなたりに落くたる灘の如く直くきよき神世のこゝろをときあらはしてあまねく

諸人に神の道のたくひなくたふときことをも此祓のたへなるむねをもさとらしむる梯となさんとして同しくは此道のつかさうけ給はれるわか一言をそへんことをこふまゝにかゝるめてたき大君の御世いやましにさかへましまさんことをあけくれにこひねくこゝろはもろともによろこひうへなひつゝみつから筆とりてはしかきを物しつ

寛政七年十一月

神祇伯資延王（花押）

大祓詞後釋上卷

本居宣長釋

此ノ祝詞は、あるが中にたふとく、古くめでたき文にしあれば、世の人みなの、尊み申して、もてあがめあふからに、註釋もいとあまた有なるを、おの〳〵いさゝかづゝの異はあれども、いづれも〳〵、いにしへのしわざ意詞をばしらずて、たゞ例の漢意になづみ惑へる、己が心もて、みだりにときたる物なれば、一つも、古への意ことにかなへるはなくなむ有ける、ここに吾師なりし縣居ノ大人は、いにしへを深く考へて、よの中のからごゝろのみだりごとを、よくわきまへ、古學をはじめいざなひ玉へる、それよりぞ、世の物まなび人、やゝ、後ノ世人の漢意の、古へにかなはざるをも、さとりはじめける、かくてこの大人の、祝詞考とて、延喜式の八の巻なる、もろ〳〵ののりとごとを解れたる、その中に、此大祓の祝詞のもなほある、これぞまことに、古ヘ意にかなへる註さくには有ける、然れども此大人は、始めて古學の道をば、開かれたるをにしあれば、いまだ考への及ばざるとも多く、なほ誤られたる事どももはたなきにあらず、故レ今おのれ、かの考を本として、その說をことごと〳〵く擧て、考ニ云クといひて頭書に擧るまで、もとのまゝ引出て、次におのが思ひとれる事どもをしるし、かの考の違へるふし〴〵をも論ひて、後釋となづけつ、かの餘のもろ〳〵の註釋どもは、みないふにもたらぬものの、み多かれば、そのよきあしきは、ひたぶるにすてゝ、あげつらふことなし、もはら吾大人の考を、つぎひろむるものぞ、そも〳〵師とある人のあやまちをあぐるとは、いともかしこく、罪さりどころなけれども、今いはざらむには、世ノ人ながく誤を傳へて、猶いにしへごゝろの、明らかならざらむとの、うれたさに、えしももださゞるになむ、

○考云、祓とは、古事記に、伊邪那岐ノ命、黄泉(ヨミ)に到リ坐て、穢れ給へるを、清め給はむとて、筑紫の橘ノ小門にして、大御身に着坐る物を、ことごとくぬぎ棄(ステ)給ふをいふ、穢れたるを、拂ひやらふよし也、次に海潮に浸て、大御身を滌ぎ給ふ、これを身滌(ミソギ)といふ、身の穢を洗ひ滌くよし也、此二つぞ、祓身滌(ミソギ)の本なりける、又須佐之男ノ命、悪事轉(サガナキコトウタテ)ありしによりて、贖物(アガモノ)を責メはたりて、祓具(ハラヘツモノ)として、出タさせ奉りて、やらひける、かの伊邪那岐ノ命の、御自捨(ミヅカラス)へりしも、他より責メて出させしも、事の意はひとしかれば、此二ツ大御神の御事共を合せて、祓身滌の法として、人の代に至りても行へる也、その伊邪那岐ノ命は、祓身滌をし玉へるによりて、貴き大御神たちを生(ウマ)し給ひ、須佐之男ノ命は、祓ヘ物を出し、御身逐はれ給ひて後清き神御心になり玉へるを以て、此わざの大き功あることを知べし、かゝれば人の代となりても、右の二つの事を行ふよしなるを、後には、中の祓一つをいひて、其事をしらせる也、かれ紀にも式にも祓とのみ書たり、○同頭書云、みそぎは身滌(ミソギ)なること、こゝに引る古事記の言にて知ルべし、然るを後の記に、東河西河の御禊などあるを見て、美(ミ)を御の意と思ふは、ひがこと也、御禊とかくは、天皇の御事なる故に、御とは云にこそあれ、又これを禊と書るは、からぶみざまの略也、大御身滌(オホミミソギ)といふべきこと也。　出雲風土記の、御津ノ郷の處に、御身沐浴(ミソヽギ)とあるを思ふべし、

○後釋、考にいはれたる事ども、凡て祓といふものゝ、ゆゑよし始メなりける、中の祓一ツをいひて、其事をしらせる也とは、穢れたる物をすてゝ、又祓ツ物を出すは祓、身を滌くはみそぎなるを、後に至りては、此中の祓といふ名を以て、二つの事にかねいふといふことなるべし、然れども波良比(ハラヒ)といふ名は、廣くして、もとより二ツの事にわたりて、身滌(ミソギ)をも、祓ともいひしなるべし、身を滌くも、穢をはらひすつるわざなれば也、なほ祓みそぎの事、おのがいはまほしきかぎりは、古事記傳六の巻、かの伊邪那岐ノ命の御身滌段(ミミソギノクダリ)、また九の巻、須佐之男ノ命に千座置戸を負せたる段(クダリ)に、委ク云り、

六月晦大祓十二月准之

考ふ、大祓の事の、上ッ代に見えたるは、古事記の仲哀天皇ノ段に、天皇既崩訖、爾驚懼而坐ニ殯宮一、更取ニ國之大奴佐一而、種々求ニ生剝逆剝阿離溝埋屎戸、上通下通婚、馬婚牛婚鷄婚犬婚之罪類一、爲ニ國之大祓一而、とあるこれ是也、かゝれば此事、神代より傳はりて、橿原ノ宮に初國しらしゝ御世、其後にも、つぎ／＼絶ず行はれけむを、上ッ代の書に、右の外には見えたることなきは、もれたる也、後に天武天皇紀に至りて、五年八月、詔曰、四方爲ニ大解除一、用物、則國別國造輸ニ祓柱一、馬一匹布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎レ戸麻一條と見ゆ、此大祓は、今年旱魃せしに依て、行はれたる也、又同紀に、七月卅日、令ニ天下悉大解除一、當ニ此時一國造等、各出ニ祓柱奴婢一口一而解除焉、同紀ニ、朱鳥元年七月三日、詔ニ諸國一大解除、さて持統天皇紀に、すべて見えぬは、史にもれたるか、文武天皇紀御代始に、二年十一月七日、臨時の大祓見ゆ、大寶元年に至りて、六月十二月晦日の大祓の事、令條に載られたり、かく定例としもなされたるを思へば、此二度の晦日の大祓も、はやくより有しにか、されど天武天皇の御時、八月にも、七月の始メにも有しこと、文武天皇の御代始にも、此六月十二月晦日の事は見えざることを思へば、是ぞ大寶元年の御定めとぞいふべき、さて後の紀どもには、定例なれば、しるされざる也、他事も、令に出たるは、紀には記されず、さて大寶二年十二月晦の紀に、廢ニ大祓一、但東西文部解除如レ常とあるは、此月太上天皇崩りまし、故に、停められたる也、これにても、年々絶ず行はれたりしことを知べし、〇同頭書云、文部か解除は、から國の法にて、皇國の神事にはあらざれば、諒闇のほどにも、とゞめられざりしなり、〇後釋、此の中に、こゝに大祓といふ名は、古書ともに此事の出たる例を見て考ふるに、一人の祓に非ず、衆人の祓な

るが故に、大とはいふ也、なほ大祓の、おのがいはまほしき事どもは、古事記傳卅の卷、神功皇后ノ段、國之大祓の處に委く云り、さて古語拾遺神武天皇ノ段に、令天兒屋命之孫天種子命、解除天罪國罪事とあれば、考に云れたる如く、いの大御世にも此事有し也、

考に、諸國の大祓と、朝廷の大祓との別をいはず、一つにいはれたるは、精しからず、同じ大祓ながら、諸國に令して、せしめ給ふと、朝廷のとは別也、右の天武天皇の御世に記されたるなどは、皆諸國の大祓也、文武天皇二年にも、遣使諸國大祓とあれば、是も同じ、神祇令に、凡諸國須大祓者、毎郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一條、其國造出馬一匹とて、六月十二月晦の大祓ノ條の次に、別に擧られたり、さて是は、上代よりの諸國の大祓の事也、今ノ京となりても、大嘗會の時など、其八月上旬に、左右京五畿内七道に使を遣はして、大祓せしめ給ひ、又悠紀主基の二國の齋郡に於ても、大祓あり、その祓ノ物のくさぐさ、當郡より出すよし見え、又郷別にも出す物あり、又齋内親王伊勢に趣き給はむとする時も、同じく諸國に使を遣して、大祓あるよし、延喜式に見えたり、これらみな國の大祓なり、さて六月十二月晦のは、朝廷百官の祓にして、諸國のにはあらず、さる故に右の大嘗會、又齋王の伊勢に趣き玉ふ時などの、臨時のも、諸國に使を遣はす事と百官の大祓とは、別に擧られたり、此事猶下にいへり、考へ合すべし、さて此二季の大祓は、いづれの御代よりか始まりけむ、詳ならず、天武天皇紀、文武天皇の始めなどまでに、此大祓の見えざるを以て、大寶の御定めよりとも決めがたし、是は年毎に定まれる事なる故に、記されざりしにも有べし、猶百官の大祓も、ふるきとゝおほしきよしあり、下に云べし、

○考云、神祇令に、凡六月十二月晦日ノ大祓、【謂祓者、解除不祥也、】東西文部、【謂東ノ漢ノ文ノ直、西ノ漢ノ文ノ首、】上祓ノ刀ヲ、讀祓詞ヲ、【文部ノ漢音ニ所讀者也、】訖テ百官男女聚集祓所ニ、中臣宣祓詞ヲ、卜部爲解除ヲとあり、其後元正天皇養老五年

七月の紀に、始令文武百官、率妻女姉妹、會於六月十二月晦大祓之處ミ見ゆ、既に令の定はありつれども、妻女姉妹まで集ふは、此時よりの也、〇同頭書云、卜部爲解除は、上つ代よりの事にはあらず、たゞ令のこれの定也、其事、大祓の末の詞の所に論あり、

〇後釋、令に百官男女ミあるは、女は、女の官人をいへるにて、官人の妻女などをいへるにはあらじ、然るに養老の定の後の、延喜の式にも、たゞ百官男女ミのみあるは、妻女姉妹などをもこめたるか、又思ふに、今の令に、百官男女ミあるは、かの養老五年の時に、改められたる文にて、これも妻女姉妹をもこめたるにも有べし、

〇考云、太政官式に、凡六月十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下、五位以上、就朱雀門、辨史各一人、率中務式部兵部等省、申其人數、百官男女、悉會祓之、臨時大祓亦同云々、此儀貞觀儀式に委く見ゆ、臨時大祓は、建禮門にてあるこミ、三代實錄に見えたり、

〇後釋、貞觀儀式に、大祓儀、【六月十二月並同云々】其日午四剋、神祇官内匠寮等官省寮、候延政門外、百官會集祓處、【此神祇官陳祓物於朱雀門前路南、【分置六處、但馬在其南方北向】】所司設座於朱雀門并東西使舍、大臣以下、五位以上、壇上東方、西面北上重行、南階東第一間、爲西位以下階、第二間、爲參議以上陛、其女官、亦在同壇上西方、隔以幔、【開西一扉、從北出入】外記官史中務式部兵部三省、東使舍、西面北上、彈正西使舍、東面北上、祝詞座在路南西、座前置軾布、未一剋、外記以下各就座、自餘諸司、屯立東使舍東頭云々、外記以下起座、降立東舍南頭、式兵二省丞錄、引文武刀禰列立、【西面北上】彈正忠疏、降立西舍南頭、【東面北上】立定、神祇官中臣切麻、【參議以上史、五位以上史生、女官并諸司、神部】了中臣進就座讀祝詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、讀畢行大麻、次撤、五位以上切麻、既而散去ミあり、刀禰ミは、王臣百官をすべていふ、讀祝詞は、すなはち此大祓の詞なり、さて切麻ミは

おほしたがへられたるなり、されどことわりは違へることなし、さて又これを大祓ノ祝詞ともいふべし、貞觀儀式にも、四時祭式にもこれを、讀ニ祝詞一とあれば也、これも神に申す詞なれば、然云べき也、萬葉十七ノ卷に、中臣の太祝詞言いひはらへ、ともよめり、こは太祝詞言を、中臣がいひはらへといふ意かとも聞ゆれど、然にはあらじ、祓ノ詞をさして、中臣のふとのりと言といへる也、考に、朝野僉載といはれたるは、書ノ名たがへり、朝野群載也、僉載といふは、から ぶみにあるを、思ひまがへられたるなり、さて此詞は、西宮記左經記などにも、中臣ノ祓ノ詞と見え、大神宮年中行事には、中臣祓ノ祭文とあり、祭文とは、中昔に、かくさまに讀ミ唱ふる詞のたぐひをば、すべて然いひしとおぼしくて、枕册子に、大殿祭ノ祝詞をも、宮の女の祭文といへり、かの祭を宮之賣祭といふ故なり、拾芥抄に、宮咩祭文とて載れるは、後ノ世のいと拙き物也、さて此詞を、たゞ中臣祓とのみいへるは、光明峯寺殿の玉葉に、國通讀ニ申中臣祓一とあり、其ころはやくいひしとなりけり、そも／＼かくさまに省きいふも、ふるくに例多かることなれども、これは、考にいはれたる如く、理りたがひて、世ノ人のいたく思ひあやまること也、考に祓は卜部のするわざにて、中臣のわざにあらざるよしをのみいはれたるは、なほことたらず、世ノ人の中臣祓とのみいふは、此詞を、すなはち祓と心得たるはひがこと也、其事猶下にいふべし、

○考云、此大祓ノ詞は、近江ノ大津ノ宮の末より、清御原ノ宮のころまでの間に書つらねむよし、既にいへるが如し、然るに是を、神代の言として、天ノ岩門の前にして、天ノ兒屋ノ命の唱へ玉へりし神語ぞといひ、あるは橿原ノ宮の御代に、天ノ種子ノ命の作り給へりなどいふは、古言古文に、時代／＼のさまあることをもわかずしていへる、みだり言也、續日本紀に、此詞をさして、神語といへることあるをもて、神の語也といふ人もあらむか、凡神の事をいへるをば、神の語ならねども、神語といへるにて、その例外にもあり、又万葉十九に、住吉爾、伊都久祝之、神言等云々、これらの神言も、祝部が作れ

る文なれども、その本は、神の命によれる故に、神言とはいふ也、神代のこと書るを、神書といひ、佛の事書るを、佛語といふ類なるを、もし神語とあるによりて、必ス神の語とせば、神書はみな、神の書給へる書、佛語はみな、佛のいへる言とせむや、

○祝詞考ノ目ノ序ニ云、出雲ノ國造ガ神賀ノ詞は、飛鳥ノ岡本ノ宮の御代の言なるべし、こゝはまさしくしてみやび、心たくみにしてゆたか也、巧のこまやけきは、いさゝか後にふれゝど、しらべのゆたかなるぞ、上つ代のこれるなる、次に六月十二月の大祓の詞は、大津清御原の御世のことばなり、言おもしろく雄々しく、心たくみにしてとゝのへるものゝ、ゆたならず、かたちに聞ゆるは、つとめていにしへをうつせれば也、そが次に、崇神ノ卿、大殿祭ノ詞、藤原ノ宮の末に作がるならむ、今一きざみおとりにたり、新年廣瀨立田らの祭の詞は、奈良ノ宮の始つころにいへるにて、同じ古ことばもてよれど、ふみてふ物を心に得ずて、いひなせしなれば、又一きざみおとりにたり、そのが次々のことばゝ、いやくだちにくだち、ますらに弱らひつゝ、さらにあげつらふべくもあらずなむある云々、

○後釋、右の序に、此大祓ノ詞を論はれたる趣、先キの本には、こゝに一條に書れたるを、後にそをはのぞきて、序にいはれたる也、宣長今此考ノ論につきて、猶つらつらかむがふるに、祝詞式に出たるもろもろの祝詞どもの文、おのおのまさりおとり見えて、まことにふるきと後なるとのけぢめあり、そが中に、出雲の神賀詞と、この大祓のとを、ふるしと云れたるなども、まことにさることゝ見えて、此大人にあらずは、たれかはかゝる古ヘ文の、さるけぢめをばえ見わかむと、いとたふとくぞおぼゆる、然れども、これはかれよりおとれり、これはこれより後也など、一つごとに、品を定めていはれたるは、信ウケられず、すべて古への事、さばかりこまかに、よく見え分るゝ物にはあらず、又出雲の神賀詞と、此大祓のとを、中にすぐれたりとして、そのさまを評めいはれたるとゞも、あたれりとも聞えず、今よく味はひ見るに、

たゞそのいへる事のさまによりて、おのづからさも聞ゆるにこそあらめ、さらに造れる時代によりてにもあらず、又其人のたくみによれるにもあらざるをや、次に祟ル神大殿は云々、新年廣瀨立田は云々、これらの詳(サダメ)も、おのれは皆な然らじとこそ思へ、さて餘(ホカ)のは、さるにたらざるどいはれたるも、心得ず、かの祝詞どもをおきて、外にもなほふるくめでたく見ゆるはある也、又それは其御代に作れりと、さだめられたるも皆うけられぬこと也、これはた然明らかに見え分る、ものにはあらず、そも〳〵もろ〳〵のふるき祝詞のたぐひ、其始めをつら〳〵思ひはかるに、まづいと上つ代には、それとつゞりおきて、定めたるはあるべからず、たゞ其時にのぞみて、其事の趣をもて、そを申す人の、いかにも〳〵、よろしきさまにこそ申しつらめ、然るを年々定まれる事などは、その年々のおもむき同じければ、申す詞も、さき〴〵の例によりて、大かたいつも同じさまなるべければ、おのづから定まれるやうになり來にけむ、さてそれを書キ記しおきて、年々用ヰることは、いつのころより始まりけむ、それもさだかにはしりがたきこと也、されば もろ〳〵の祭の中の、ふるき祝詞は、おほかたは、いと上代より、申しならへるまゝにて、いと〳〵ふるきを、そのつゞりざまいひざまなど、いさゝかづゝは、世世にうつりかはり來ぬるとも、おのづから有リと見え、又後に加(クハ)はりもし省(ハブ)かりもし、かはりもしたるとなども、すこしづゝはまじれるも有リと見えたり、かく有て、全く今式にのれる如く定まりたるは、大寶令のころならむか、はたそれよりやゝ前(サキ)つかた、天智天武の御世のほどなどより定まれるも有リやしけむ、それはたたしかにはいひがたし、又後に始まれる祭の、又祭はふるけれど、その祝詞は、古のはうせたるにやゝ、後に作れりと見ゆるなど、作りざまはつたなく、ことのはぬとあるも、猶ふるき他(アダシ)例にならひたる、ふるき詞はまじれり、かゝればすべてふるき祝詞は、漢國人のよゝの文章、又こゝのも、後の物語序文などを、論(サダメ)いふごとくに、其代に其人の作れりなどは、いふべき物にあらず、そのおほかたは、上つ代より、つぎ〳〵例によりて、申しならへる詞によりて、つゞれる物なれば也、されば此大祓の詞も、大

かたいと上つ代の詞どもにて、中には、皇御孫ノ命の天降リ坐マし御代のほどより、傳はりけむまゝとおぼしき所も多く見え、又けに大津清御原藤原などのころにやくはへりけむ、と見ゆる詞もまじれる也、されどその、後の詞のまれにまじれるをとらへて、すべてを、其代に作れりとせむは、いとあたらぬさだめにぞ有ける、

○考云、此詞に、今の人の、度會ノ神宮の本といふと、卜部氏の本といふと有、朝野僉載にのせたるも、右の本どもに似たり、然ればかの本共も、今にしては、古へといふべけれど、凡承平天暦などのころよりして、古書はみなうしなひつれば、まして其後は、いふにたらず、かくてかの本どもに、初メの官のなきは、諸社にてはさも有べけれど、伊勢の大神宮にては、いさゝかことをかへて、ありぬべきこと也、又皇御孫ノ尊於以ニとある尊ノ字は、日本紀撰の時、あらためられたる、さかしらなれば、それより古き世の此詞に、書ク べくもあらず、又辭ハ乎ニ、於ノ字を書ること、すべて古書になし、されば、これらは、古書に見ぬもの、わたくし也、又馬を祓に用るは、馬は耳の獸にて、耳とき物なる故に、その申す詞を、神たちの速に聞玉ふべきよしなるを、出雲ノ神賀ノ詞に馬を擧て、耳の彌高に云々、とあるを合せて知べく、天武天皇紀よりこなた、祓柱ハラヘツモノに必ズ馬あるをも思ふべし、然るに其馬をおきて、佐男鹿能八ツノ御耳を振立ヅといへるは、何事ぞや、鹿は角ツノの獸にこそあれ、耳をいふべきよしなし、或人、こは春日ノ社にして、事好むものゝ、かの八耳ノ太子といふことを思ひて鹿のなき所なれば、ゆくりなくいひ初メたるにやといへり、されど春日にても、此詞に鹿をいはむは、ひがことなるを、まして他社にて、用ふべきとかは、其外詞のたがひ、言の清濁など、誤リ多きをも、此度みな改めつ、式にのれるは、大かた古へのまゝにて、殊に公のなれば必ズこれによるべき也、但し後に書誤れりと見ゆるよこさまあるをば、他のをくの祝詞の例、又は古き書どもを照して正しつ、そは古ヘことの文を、みづからよくかゝむ人は、よくしるべきなり、

○後釋、凡て祝詞のたぐひは、神に申す詞なればつとめてその言をうるはしくすべきわざ也、故にふるき祝詞ども、いつ

れも指言にいみしく文をなして、めでたくうるはしくつゞりたり、そはいかなる故ぞといふに、大かた人も神も、同じく、申す事も、其詞の美麗きに感ては、受ヶ給ふ御心こよなければ也、よき哥に神のめで給ふも、言葉のうるはしきによりてぞかしされば情はいかに深きも、わろき哥には、めで玉ふことなし、然るを後ノ世人は、から心さかりにして、たゞ理をのみ思ふから、神に申すとも、詞をばえらばむものとも思ひたらずなほざりにのみぞすめる、神代紀に、天照大御神の、天ノ石屋にさし隱坐し時、諸の神たち云々して、中臣ノ連の祖天ノ兒屋ノ命、廣厚稱辭、祈啓焉、于時日神聞之、曰下頃者人雖二多請一未レ有二若此言之麗美者一也、乃細二開磐戸一而窺之、とあるをおもふべし、これ申す詞の美麗きに感賞給へるにあらずや、されば今時、みづから新につゞりて白す詞のみならず、古への祝詞を讀申すとても、古への言をあやまたず、つとめてその讀を正しくして、かりにも後の音便に頽れたる言などをまじへず、清濁などをも嚴に守りて、ゆめ〳〵なほざりに讀べきにあらず、然るに此大祓ノ祝詞も、諸の祝詞も、今の本は、訓を誤れることいと〳〵多し、古言をしらざる後ノ世人のしわざなれば也、師の祝詞考の訓は、すべて古言に依りて、改められたれば、こよなく宜きを、なほわろきとも多ければ、今又皆正しつ、又清濁は、祝詞考は、古書の假字にしたがへることいと多くして、殊にわろし、此大人はすべて、濁るまじき言を、好みて濁られたること多く、又後の音便よみを好まれたることも多し、そのこゝろすべし、さて此大祓ノ祝詞、今世にこれかれとある私の本どもは、後の人のさかしらにて、改めつる所々は、考にいはれたる如く、ひがこと多く、語のとゝのはぬところ〴〵もあり、訓のわろきはさら也、そも〳〵大祓は公事にて、此祝詞も公ざまなれば、私の祓には、かなはぬことあるによりて、世間に、或は言をはぶきもし、かへもしてよむなるも、一わたりはことわりあるに似たれども、もし公と私と異なるを以て、然改めむには、猶も改むべき言はおほかるべく、又惣ても、公の祝詞を、私の祓に用ひむは、いかゞなれば、みながら作りかへずは有べからず、然るを既にその公のを用ふるうへは、よし私のには、かな

はふりのまをすのことでも、そのまゝによまむに、なでふことかあらむ、中々のさかしらせむよりは、本のまゝに讀たら
むこと、よろしかりたらめ、さばかり古くめでたくたふとき公の祝詞を、私にこゝろよく改めむとは、いと
かしこきわざ也かし、考に、初の宣なきは、諸社にては、さも有べけれど、伊勢大神宮にては然らず、といはれたるは、心
得ず、これは祭の祝詞にはあらず、祓の詞なれば、諸社も大神宮も、差別あるべきにあらざるをや、又みことに侍ノ字を書る
こそ、あさましきわざといはるゝも、あぢきなき論也、いにしへ此字を用ることなかりし程こそあれ、既に書紀
に書れたるうへは、後の人は、それによらむは、何事かあらむ、もし古意古言にたがへるとあらむにこそ、しひてとが
むべしもあらめ、此尊ノ字などは、何のさまたげかあらむ、但し古書の語を、そのまゝに寫さむには、一字といふとも、たが
ふべきにはあらざるを此祝詞の私の本どもは、多く詞をさへに替へたる物なれば、此尊ノ字を、とりわきてとがむべき事に
はあらずかし、

○考頭書云、永平天皇のころに至りて、古意皆うせて、文はさらにもいはず、哥なども、ひがこと多く出來つゝ、又そのこ
ろより、事好むもの出來て、舊事紀など、其外も偽書を作りて、世ノ人をまどはせり、古書の言をさへ改めたるも、此ころ
也、又云、古事記には、みことはみな命と書るを、日本紀に、命と尊と分て書る、かく種々の字を用ひて、目じるしとす
るは、からさま也、皇朝の古へは、字は假として、言をこそむねとはしたれ、又古書は、假字すべて嚴にして、たがへるこ
となし、後の物は、違ひ多し、されば古き假字を證として、書の眞偽をもしるべく、古言をも辨へ知べき也、又云、春日ノ
社に、鹿を神の御乘物なりといふは、緣起といふ物の說也、此緣起にいへるも、奈良ノ朝のはじめのことなれば、此
古き世の文に、入べきにあらず、古き哥に、鹿を春日山に、鹿の鳴ことはよみたれども、神にあづかりていへることな
し、又々を鹿の八つの耳といふ言、古言のさまにあらず、後の世のことなるを、さゝわ人のことになきは、いかにぞや、

○考云、祓は、地をも家をも人の身をも、清むるわざなるを、今ノ世人の、佛に向ひて、その經といふ物をよむごとく心得て、神の御前に向ひて、其詞を唱ふるはいかにぞや、又よむ數も、大やけの大祓にも、たゞ一度なるを、後世に、あまたたび重ねてよむは、これも佛の經をよむにならへるにや、又よむさまも、古へのよみざまをば尋ねず、たゞみだりによめり、又江次第などに、祓の法とてある中には、後の陰陽家卜部などのわざとおぼしきこと多し、又もろ／＼の社の祝部など、此詞をひが心得して、これにくさ〴〵つけたるわざをもすることあり、こゝろすべし、

○後釋、すべて近キ世に神道者といふものゝしわざを見るに、法師の佛をいつくわざを、うらやみならひて、行ふ事のみ多し、其中に此大祓の祝詞をよむとも、かの佛の經陀羅尼などいふ物をよむにならひて、或は神の御前に向ひてよみ、或は數百遍もよみ、或は五千度一万度の祓などいふこと有て、これをよむを、祓修行といひ又此詞を、常に中臣祓といひならへるから、祓といふ物を、即チ此詞の事と心得、又それにならひて、外にも某ナニの祓某クレの祓とて、よむ文の世にこれかれあるは、みな祓といふことのさまをもわきまへざる、後ノ世人の造れる物にて、たゞ例のからめきたることをのみいひて、古への眞詞にあらず、祓には殊によしなきことのみ也、さて又右にいへる如く、直タヾに此詞を祓とこゝろえ、是をよむを、祓修行とするは、いみしきひがことなり、此詞は、祓のわざを行ひて、其よしを神に申す詞なるに、その祓のわざをばせずして、此詞をのみよまむは、祓をせずして、するよしを申すにて、神を欺き奉るに似たれば、此詞いかにめでたくとも、たゞ讀ミたらむばかりにては、罪穢の清まらむこと、おぼつかなし、此詞は、祓にはあらず、祓の祝詞也、又これをよむも、祓にはあらず、祓は、祓のわざをして、其時に此詞はよむ物也と心得べし、然はあれども、上ノ件のごとく、心得誤り來れるも、久しきことにて、世にあまねくよむならひとなれることなれば、今これをよむを、あしとは咎むべきにあらず、祓と祓詞とのけぢめを、心得わきまへゐて、よむことは、世のならひにしたがひたらむも、よろしかりぬべくこそ、

集侍親王諸王。諸臣百官人等諸。聞食止宣

考、新年祭の處に云、集侍の訓、儀式に、大殿祭に集【讀曰末爲宇古那波禮留】とあるを思ふに、こゝは集侍と書たれば、宇其那波里波牟倍留と訓べし、宇其那波里は、宇都久麻里といふ言の、都を略き、久を其に轉したるにて、宇都由禹都り作なども宇都に同じ、都波里は、曾都波里清万波里などの万波里の類にて、添ていふ辭也、波牟倍留は、佐夫良布と同じくて、共に侍ふ字を用ふ、されば二は、諸國の神主祝部等の、儀式官の廳に、參集ひて、群居るさまをいふ也、然るに集字は、まゐつどふとなれば、こゝにはふさはしからず、うごなはりといふ言は、古くよりいへる言なるに、集字は、後にあてたるにて、かなはざる也、

○後釋、此訓は、右の儀式の訓注に依て、二字を宇古那波禮留と訓べし、古の清濁は、いかゞあらむ、詳ならず、古言に清音なれども、今京になりての書の假字は、清濁は分らざれば、依りがたし、然れども今は姑く清音に讀べし、凡ていつれの言も、清濁の詳ならざるは、姑く清てよむべき也、古には濁音すくなければ也、さて宇古那波流と、集侍て、今は古言と聞えたるを、考に、うごなはるを、うづくまると同じ言にいはれたるは、たがへり、その譯を轉しも、違ならず、ことなるかの新年祭などの祝詞に、諸社の神主祝部等にのみ聞するなれば、うづくまりといふさましきにあらざれども、此大祓詞は、親王大臣なども集ひ給へるに、そを指て、中臣が言に、うづくまれ侍るとはいかでかいふべき、そのうへうづくまるとは、其状貌をいふ言なるを、かゝる所に、其状貌をいはむは、何の用ぞや、されば二ついたゞ、集侍の字にあてたる言とこそ聞えたるに、集字をかなはずといはれたるも、中々にあたらぬ事也、何を證として、かなはざることを證知へきぞ、侍を波牟倍留と訓れたるも、後世の音便言也、侍は、加伎といふ言なれば、波牟倍流と訓べく、間に讀音

也、然るを濁音にいふは、後に音便にんを添ていふから也、凡て音便のんの下は、皆濁る例也、なほ侍ノ事は、古事記傳十四の巻に委く云り、こゝは侍ノ字は、別には讀むべからず、親王云々、すべてかくさまにつらね擧ること、上代には、臣連國造伴造百八十部などいへりき、諸王諸臣とつらねいへる事は、書紀の推古ノ巻にはじめて見えたり、そのころよりのことなるべし、さて天武ノ巻に至りて、親王諸王及諸臣とも、親王諸王及群卿とも、親王諸臣及百寮人とも、親王諸王諸臣及百官人等とも見えたり、古へは皇子諸王男女ともに、すべて美古と申して、王ノ子を通はし書つれば、諸王といふに、皇子をもこもれり、さて後に親王といふ號の出來ては、親王を美古と申し、諸王を意富伎美といふなれど、古へはおほきみと申すは、天皇を始め奉りて、皇子諸王までにわたれる號也き、さて百官といふことは、いつのころより云そめけむ、いとふるくして、古事記にも見えたり、されどこはもとは、から書にならへることなるべし、諸は、上に屬て讀むべし、古事記に、天神諸などあるが如し、此事こゝに委く云り、宣は能流と訓べし、のたまふと訓るはひがこと也、こゝは中臣の人のから云ことにて、俗言に申し聞けますといふ意也、此祝詞の中にある宣みな、中臣の此祝詞を、諸にいひ聞するよし也、神祇令に、中臣宣二祓詞一と見え、同令に、中臣宣二祝詞一とある義解に、謂宣者布也、祝者賛辭也、言以テ告ルニ神祝詞一、宣ニ聞ル百官ニ故曰レ宣ニ祝詞一とあるにて心得べし、凡て天皇の詔勅を宣といふなども、詔勅を受たる人の、下へ云ひ聞かすことにて、宣旨宣命などいふ類も、旨を宣る、命を宣るといふことにて、宣ノ字は、そのいひ聞かす人に係れる言也、此宣ノ字を、あしく心得る人多き故に、今くはしくいへり、

○考云、こゝにして、公卿と五位までは揖し、六位より下百官人は、稱唯べし、此分ち、神樂次第抄に見えたり、

○後釋、上に引る貞觀儀式に、稱二聞食一刀禰皆稱唯とあれば、考にいはれたる如き差別はなき也、此下に、聞食止宣とあるところ、みな同じ、

天皇朝廷ニ仕奉^書留^

後釋、天皇朝廷に、須賣良我美加度と訓べし、此末に、天皇朝廷、鎭御魂齋戸ノ祭ノ祝詞に、皇御朝廷ナなど見え、又續紀の詔に、天皇我大御命、天皇雜我命、などある例を以て知べし、かくなど古言なる、備は、すめらこのみいふには、ふるからぬごと、いはれつるともあれど、万葉廿にも、須米良美久佐とあるなども、ふるくきこゆるをや、天皇を須賣ノ申すとは、下にいふべし、

比禮挂伴男

書云、領巾は、女の掛る物也、古へは女のすべてかけたりし事、紀にも万葉にも見えたれど、こゝは手繦掛る男と對て、其外の宮中に仕るいさゝある人共をいへれば、大御食に仕る采女を專ら指して云也、男は借字なり、古事記又他の祝詞にも、伴緒と書るを正しとす、緒尾男雜など、假字同じければ、たがひに借用るぞ、いにしへの常なる、

○同頭書云、領巾は女のすべてかくる中にも殊に御食に仕る采女の領巾の事は天武天皇紀よりして、諸書に多く見えたり、又云、古事記に、皇孫ノ命の天降坐時、五伴ノ緒矣支加而天降也とある、五伴ノ緒の中に、二柱は女神也、又紀に、取婦人爲乳母云々、凡諸部備行奉養、とある諸部をも、もろもろのともの緒と訓るも、同じく其中に婦人有り、

○後釋、とものをのをは、長にて、とは其ノ部の長を、とものをとはいへる也、此事は、古事記傳十五の卷に委く云り、又緒と書るを正しとせられたるは、さらず、緒も借字也、

手繦挂伴男

書云、こゝにいふ男は仕奉るは、志所なとどもあれども、こゝは大御食造り仕奉る、膳部などすと見ゆ、然ればこれらは、男と

いはむもさることなれど、すべて伴ノ緒なるからは、是も男はなほ借字也、次々も同じ、すべて部類あるを、伴ノ緒と、いふなり、

○後釋、大殿祭ノ祝詞に、皇御孫命ノ朝ノ御膳夕ノ御膳供奉ル、比禮懸ル伴緒、襁懸ル伴緒ヲ云々とあり、こゝもこれに同じ、

靫負伴男劍佩伴男

考云、外ノ重中ノ重近衞を守る、百千の人よりして、内舍人大舍人、その外の武官をもかねたり、

○後釋、後世の六衞府のたぐひの武官をいふ也、考に、近衞を守るとあるは、言違ひなるべし、近衞とは、内ノ重といふと觸、さてこの負佩は、おふはくと訓べし、おへるはけると訓ては、言のいひざまたがへり、此のいひざまのけじめは、すべての詞にわたりて、人のよく誤ることゝ也、さてこゝに四つの伴長を擧たるは、多くの中にて、いさゝか摘出ていふ古文の例にて、是に諸の伴長をこめたり、次の文にて知べし、凡て古文は、種々事多き中に、わづか一つ二つを云て、餘をばこれにふくめたるとおほし、祈年祭ノ祝詞に、手肱ニ水沫畫垂、向股ニ泥畫寄テと、たゞ二つ事をいひて、田を佃る始終の種々のわざ共を、皆これにこめたるが如し、此例なほ下にもいふべし、

伴男能八十伴男乎始氏。

考云、右の皆を猶ひろめて、宮城の内に仕奉る官人を、すべいふ也、

○後釋、八十伴とは、百官をすべいふ也、考に、宮城の内に仕奉るといはれたるはいかゞ、宮城の内の官人に限れるにはあらず、さて後ノ世の文の格を以て思へば、こゝは伴男能といふと、あまりて聞ゆれども、すべてかくさまに、言を重ねいふぞ、古への文のあやなりける、乎始弖とは、上にいへる如く、ともの緒は、もと部の長をいふ稱なる故に、其部々

の長々を始《はじめ》とし、其下々までをいふ也、此詞にてもみは長なるとを知るべし、

官々爾仕奉留人等乃

考云、官省寮司の下にある、諸部の者どもまでをいふ、

〇後釋、官々は、すなはち上の八十伴なり、仕奉る人は、その長々の下に屬て、仕奉る官人どもなり、

過犯家牟雜々罪乎

考云、天津罪國津罪をはじめて、雜々の罪をこめたり、

〇後釋、過とは、ことさらに心もてなすにはあらで、おほえず犯すをいふ、凡て罪とある事を知ながら、ことさらに心もて犯すとは、うちまかせては、あるまじきことなれば、なだらかにたゞ、過といへるは、おもしろきこと也、犯とは、權みて、すまじき事を、つゝしまず、なほざりに大かにするをいひて、大かす也、大はおほよその意也、されば假字に、當なるべし、考の言違へり、雜々の罪、即天津罪國津罪の種々也、

さて是は、去年の十二月晦の大祓の後より、今年の六月晦迄に、犯したる罪共也、

今年六月晦之大祓爾

考云、晦日を、古言には、つもごりの日、ついたちの日といふべし、月隱の日、月立の日といふ也、こをたゞつごもりついたちといふは、常言也、

祓給比清給事乎

考頭書云、いにしへはらへといふは、はらはへを約めたる也、はらひといひては、體の言にて、下へつゞかず、

○後釋、波良比は、みづからするにいふ言、波良閇は、令レ祓のつゞまりたるにて、人にせしむるをいふ言にて、自他の差別也、集ひ集へ、幸ひ幸へなどの例の如し、然るを師の、體用の差別のごといはれたるは、違へり、體用の差別にはあらず、波良比波良閇ともに、體にも用にもいふ言也、又はらへは、はらはへを約めたる也といはれたるも、心得ず、はらはへとは、いかなる言にか、古へも今も、いまだ聞ぬこと也、さてこゝは、上に大祓爾とある祓は、體にいへる言也、祓給比といふは、用言なるともとより也、かくて二つともに、波良比と訓むか、波良閇と訓むか、百官男女に物を出させて、罪をはらはしむる方を以ていはゞ、波良閇と訓べし、又百官男女の、おの〳〵罪をはらふわざなれば、廣くいふときは、波良比と訓べし、今は廣くいふかたにつきて、波良比と訓つ、祓ひ給ふは、朝廷より、此わざをして、百官の罪をはらひ玉ふなり、

諸聞食止宣。

考云、此宣の文、左の文とはいたく異にして、後のさま也、又親王また諸王といふこと、天武天皇紀にもいさゝか出たれど、さだかに親王諸王と立ていふは、大寶令の時より也、これらを思ふに、此宣の文は奈良ノ朝に至りての事なり、○同頭書云、親王といふは、令のころよりのことなるに、天武持統の紀にも見えたるは、凡日本紀も、本は古事記の如く、推古天皇の御時までを記されけむを、それより次下の卷々は、後に書キ繼たる物也、持統紀は、又後に加へたる物なること、其文と、事の意とを以て知べし、然れば後の事も入たる也、此論猶有、

○後釋、諸とは、上に擧云る、比禮挂ル伴ノ男云々、官々爾仕奉人等を、すべてさす也、さて大祓ノ詞は、此次高天ノ原爾と

いふよりぞ初メにて、是迄の一段は、祓の詞にはあらず、百官の大祓の時、別に加へて、まづ初メに宣ル詞也、此ノ段には、たゞ官々の事をのみいひて、天ノ下四方ノ國などいふ詞なければ、別に百官の大祓の時の詞なることしるし、かくて此ノ段のうちに、天皇朝廷爾といふより一段は、文殊に古く、いと／＼めでたし、これ上代に、百官の大祓の時、加へて宣たりし詞なるべし、されば此段の文の古きを以て、百官の大祓も、上代より有けむことを知るべき也、但し今年六月晦之といふ言は、後に二季の大祓の定まりたりし時に、加へたるなるべし、さて又集侍親王云々、諸聞食止宣とある、初メの一段も、其時に加へたる詞なるべし、そも／＼此段と初メの段とは、たゞ文詞の異なるのみにして、官々(ツカサヅカサ)をすべ擧たるは、同じ事也、かく同じさまの事の重なりて、其文のいたく異なるは、此段は、上代よりの詞を、そのまゝに用ひ、初メの段は、又後に加へたる物なるが故なり、さて高天原爾といふより下、祓詞は、諸國の大祓の祝詞なるを、朝廷百官の大祓にも、兼用ひられたるもの也、其よしは猶下にいふべし、然るに、此段の文を、後のさまなりといはれたるは、初メ段と一つにつづけて見られたる故に、親王諸王などあるにのみ心つきて、此段は、かの初段とは、別なることをさへ忘れ、又此段を、殊に文のおもしろきにも、心のつかれざりしなるべし、もし同時に一つに作りたらむには、同じ官々の事を、かく文をかへて、二度いふべきかは、又頭書にいはれたる事も、猶論あれど、こゝにはさしも用なければ、もらしつ、

高天原爾神留坐(タカマノハラニカムヅマリマス)

舊年、祭ノ詞の考ニ云、神留を或説に、下つ國に降リ坐ずして、天つ宮にとゞまり坐て、天下しめすを申すといへり、今按ふに、下つ國に降り坐さぬを、天に留り坐すといはむは、雅言とも聞えず、又鎭火祭祝詞に、高天原爾神留坐弖、事始給志神漏伎云々とあれば、とゞまりと訓ては、聞えざる也、續日本紀の宣命に、神積とあるに依て、かむつまりと訓べし、積

は、あを界きたる借字にて、あつまり也、高御魂神御魂より、天照大御神まで、多くの皇祖神たちの集りて、事定め給へる命といふにて、理り明らけく、古雅なり、神といふは、崇めたる辭也、上聲に加牟と唱ふ、万葉に可武佐備伊麻須などあり、○同頭書云、神留神集など、其事を尊みて、神云々といふ神は、加牟とはねて唱ふ、下皆然心得よ、云々神と、下にいふ神を、云々かんとよむはひがこと也、此事上にもいひしかど此祝詞は常によむことなる故に、更にいへり、此外にも、更にいへる事多し、

○後釋、高天ノ原の事は、古事記傳にいへれば、こゝにはもらせり、留は考に訓れたる如く、豆麻理と訓べし、さて都麻流は、即チとゞまる也、今の俗言にも、物の滯りてゆきとほらぬ事を、つまるといふも、とゞまる意にて同じ、又万葉五に、宇奈原能、邊爾母奥爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸ノ能、大御神等とよめるは、其時の船路の、海邊又奥なる島々などに、鎭リ座ス神たちを申せるにて、これ鎭リ座ス事を、神豆麻利といへり、凡て神の鎭リ座スと常にいふも、其所に留リ座ス意也、猶これらの事、古事記傳十一の巻に委クいへり、又神祇官に坐ス八座の中の、玉留魂と申す神ノ名を、たまるむすびと訓るは、いみしきひがことにて、是も多麻都米牟須毘にて、都米はとゞめ也、うかれゆく魂を、留め給ふ靈にます神也、これをも神名帳には、玉積産靈と書れたるを以て、たまると訓ムことの誤りをも知ルべく、又此神名にて、神留は、即チ留まる意なることをもさとるべし、さて留と申すよしは、皇御孫ノ命の、高天ノ原を離れて、此國に降リ坐るに對へて、降リ坐サぬ神を、留リ坐スとは申せる也、世間に、旅路に出立チ行ク人の、其國人をさして、國にとゞまれる人といふと、同じこゝろばへなり、されば此言は、御孫ノ命の新に天降リ坐つるころ申せし言の傳はりたる物也、神とは、神集神議などの類にて、凡て神の御うへの事にいふ言也、さて古へは凡て加牟と、牟を慥に唱へしことなるを、かんとはねてよむは、音便にくづれたる後の言にて、正しからず、すべてんとはぬることは、上代にはなかりし也、此事は、猶別に委クいへり、又神を加牟といふは、音便にはあらず、來を許某、稻を伊那某、船を布那某といふ類にて、上にある時音

に轉る借也、考に、下つ國に降り坐ぬを、天にこゞまり坐すといはゞは、雅言とも聞えずといはれたるは、心得ず、か、るこに、雅言不雅言のあるべきにあらず、皇神を即祝詞を引て、こゞまるにあらざるよしをいはれたれど、かれは御孫ノ命ノ天降坐る事をいふ始なれば、こゞまるこいはむと、何か妨あらむ、留坐而事始給ふといふ、語のつゞきになつむべきにあらず、既に御孫ノ命の此國に降り坐て、後よりいふ詞なれば、なていふとかあらむ、又つまるを、集(アツマ)るとせられたるもたがへり、すべて神たちの集り給ふならば、神つどひといふこそ、古語の例なれ、神あつまりといふことは、いまだ聞ず、さてもし集の意ならば、神漏岐神漏美乃高天原爾神留(ツマリ)坐とはいはでは、穏ならず、そのうへ高天ノ原に集り坐といひては、高天原ならぬ他所より來て集り坐になる也、天高市天ノ安ノ河なこあらばこそ、集ることはいはめ、又此神つまりには、みな留ノ字積ノ字などをのみ書て、集と書るは一つもなし、積は借字、留は正字也、もし集る意ならむには、つまるの借字には、留ノ字を書べきよしなし、又右に引る玉留産靈(タマツメムスビ)も、こゞむる意ならでは聞えず、魂を集(タマアツ)むとは、いふべくもあらぬをや、つめこめ、つまりこまり、通音にて同言也、

皇親神漏岐神漏美乃命以氐

考云、この命は、みこのりをいふ、祈年祭ノ詞の考云、皇は統(スブル)といふことにて、天を統知坐を皇大御神國を統知坐をも大皇と申す、親は睦也、睦(ムツ)は、天皇の皇祖神たちなれば、御親みのよし也、神漏岐は、神須賣呂伎、神漏美は、神須賣呂美にて、其岐美は、皇祖の男女の神たち也、伊邪那岐伊邪那美と申すも、男君女君の意の男を岐に同じ、これ出雲ノ國造ノ神賀ノ詞に、高天ノ神王、高御魂神魂ノ命の皇御孫ノ命とあれる、神王は、時々の皇祖のみをさして申せるを、記の御刀ノ詞には、高御魂神魂これ皆の二、伊邪那岐伊邪那美ノ命、天照大御神まで、惣てを申せるぞ多き、故に男女の皇祖神也とは云也、

○同頭書云、須米は、須米良を畧ける也、万葉に須米良朕こもあれば、こゝも須米良牟都こもよむべし、さて須米良こも、須倍良こも申すは、倍の濁は、米の清音にていふ例なれば、音便のまゝに、何れにもいへり、言の意は、天にても國にても、須倍留御主こ申すをなるによりし、留を良こも呂こも轉し申すなり、須米良美御登こ申す時は、米こいひ、須倍良岐こ申す時は、倍こいふも、唱へによろしきにしたがふ也、

○後釋、皇は須賣良賀こ訓べし、其例は、上の天皇朝廷の所にいへるが如し、親は、牟都云々こ、下につく言也、是を昔より皇親こつゞけて、すめむつこ訓來れるは、あるべき語にあらず、古言をわきまへざるみだりよみ也、祈年祭ノ詞に、皇吾睦神漏伎命神漏彌命止云々、出雲神賀詞に、親神魯伎云々、孝德紀に、今我親神祖之所知穴戸國中云々、これらを以て、親は下に屬てよむべきことを知ルべし、須賣こ申す御號は、神をも、尊みていづれの神にも皇神こ申すを思へば、もこはたゞ尊む言なるべし、然るをたれも皆、統る意こ心得て、師も、國を統知坐よしにいはれたれども、よく思ふに、統る意こは聞えず、たゞたふこむ言にて、言の意は別に有べし、又すめらこもすべらこも、いづれにもいへりこいはれたれども、古書には、假字書キには、須賣このみこそあれ、須倍こ書るは、いまだ見ず、又假字を須米こ書れたるも、例にたがへり、皇の假字に、米を用ひたるを、古書になし、みな賣咩を用ひたり、是も心得おくべきこと也、よくわきまへたるうへより見れば、例にたがひたる假字を書たるは、つたなく見ゆる物ぞかし、此外頭書にいはれたることゞもゝ、よろしからず、又神ろぎは、神すめら男君、神ろみは、神すめら女君こ說れたるもいかゞ、すめらのすめを略きていふべきにあらず、己が考へは別にあり、古事記傳に云り、男女の皇祖神也こあるは然也、命ノ字、朝野群載には、御命こ書たり、命以弖こは、詔命を以て、仰せつけらゝるをいふ、此言、下の止事依奉岐こいふへかゝれり、

八百萬神等乎神集々賜比神議々賜氐。

考云、古事記に、訓集云都度比とあるは、言の本を注せるなり、こゝは用の言に都度倍と訓ことなり、

○後釋、都度比と都度閇とは、自他の差にて、都度比は自集ふなり、古事記に都度比と注したるも、八百萬ノ神みづから集へるを云所なれば也、都度閇は、令集の約まりたるにて、他を集はしむるなり、こゝは詔命を以て、つどはしむるをいへば、都度閇也、考に、つどへを分て用の言といはれたるは、違へり、つどひも共に用の言にて、こは躰用の差にはあらず、もしこゝの文に、躰用をいはむには、神集神議は、躰言になる也、集賜議賜は用言なり、

我皇御孫之命波

後釋、我は、皇祖神たちの我也、御孫を、美麻とよむことは、續紀十五の哥に、美麻乃彌己止とあり、さてこゝの御孫ノ命は、邇々藝ノ命をさして詔ふ也、これよりして、御代々々の天皇いづれをも、かく申シ奉る御事にて、龍田ノ風神祭ノ詞には、崇神天皇をさし、皇御孫ノ命とあり、

豐葦原乃水穗之國乎安國止平久所知食止事依奉岐

考云、事は言なり、依は、いひ寄せさづくる也、上にも出、

○後釋、豐葦原、又水穗之國などの事は、古事記傳にいへり、安國とは、神武天皇紀に、浦安國とあると同じく、たゞ安ラ國と心得てもあるべけれど、なほいさゝかことなるべし、安見し給ふ國といふ也、安見し玉ふことは、安見し吾大皇といへる言也、此言の意は、師の冠辭考にいはれたるがごとし、八隅知といふことにはあらず、事依は字のごとく、事よさす也、言にはあらず、もし言ならば、必御ことよさしと、御を添ていふべきに、然云ることなし、

如此依志奉志國中爾

後釋、此祝詞の内に、國中といへるに二つ有リ、一つは、俗言にも國中といふ意にて、こゝはそれ也、久奴知と訓べし、万葉五ノ十七に、久奴知許等其等とあるによれり、今一つは、四方之國中とある、そは四方の國の中央の意也、その事は、そこにいふべし、

荒振神等乎波。

考云、荒びいちはやびて、惡き神たち也、振は、夫留の約備なれば、夫留とも備ともいひて、その有リさまをいふ辭也、

○後釋、考に、夫留の約備なればといはれたるは、聞えず、こは夫理の約備也とのことなるべし、然れども此言は、あらびあらぶあらぶることこそ活用け、あらぶりとははたらかず、落は、おちおつおつることはたらきて、おつりとは活用かず、往は、いにいぬいぬることはたらきて、いぬりとははたらかず、あらぶるも、これらと同じ活用きの言なるをや、

神問志附問賜。

考云、問をとはしといふは、とはしめを約めたるにて、あがめ辭なり、萬葉に、見し賜ッ聞し賜ッとある類也、

○後釋、問をとはしといふ類は、延たる言にて古言の常也、凡てかく延ていふは、もとは必しもあがめ言にもあらざりしにや、賤き者のうへの事にも、多くいへる例有リ、然れども、おのづから、あがむる言にもなれる也、考に、とはしめを約めたる也とあるは、違へり、後世記錄文などに、あがめていふとて、令レ問給令レ行給などあるは、もと假字文には、とはせ給ふゆかせ玉ふなどやうにいへるを、眞字に然書なせるなり、そのとはせ玉ふゆかせ給ふは、古の延へ言の、とはし給ふゆかし給ふの轉れるにて、令の意にはあらず、此格いづれの詞も同じ、

神掃附掃賜比氏。

紀に云、此事ごとの凡は、神代紀に、經津主神武甕槌ノ神を、天降し給ひて、大名持神に問せ給へる、天津神の御言に、高皇産靈ノ尊、欲下降二皇孫一君中臨此地上、故先遣二我二神一、駈除平定、汝意如何、當須避不、とある是也、かくて大名持ノ神事代主ノ神、此國を、皇御孫ノ命に避奉給ひしかば、天の下の荒ぶる惡き神を、悉ク撥平て、右の二神天にかへり上申ノ奉れり、下つ國は、はじめ皇祖神の命に依て、伊邪那岐伊邪那美二大御神の、生給ひ作り給ひて、さて日ノ神月ノ神に、天にのぼせ奉り、須佐之男ノ命ニ知ラ主ふべき國なるを、此命は、皇祖ノ命に背き給ひしかば、底つ國に逐はれ給へり、これに依て、御孫ノ命に依し奉り給へる也、かゝれば此國は、御孫ノ命のしろしめすべきことわり也、

○後釋、國ノ守、本にはなきを、今加へられたるに依れり、上の神問ハシ云々は、此字あれば也、此所、神掃云々は、荒振神に係り、神問云々は、なほ大名持ノ神に係れり、然れば云々ノ神等神問ハシ賜ひ云々、荒振神等をば神掃云々と、分てあるべきことなるに、たゞ荒振神等とのみあるは、大名持ノ神もあらび玉へるごと聞えて、いかゞなれども、語を省きて、かくもいふべきにや、又思ふに、こゝに荒振神といへるは、書紀にいはゆる、邪賊强暴横惡之神のたぐひのみにはあらず、凡て天つ神にまつろひ從ひ奉ずして、疎々しき神を、ひろくいへるか、そのかみ大名持ノ神も、いまだ天ツ神に歸順玉はざりしほどなれば、然いふべし、さて從ひ奉ずして、うと／＼しきを、荒ぶといへる例に、万葉二に、云々荒備勿行、四に、筑紫船未毛不來者豫荒振公乎見之悲左、十一に、白濱浪乃不肯縁荒振妹爾戀乍曾居、この外にも猶多し、古今集にも、

故郷にあらぬ物から我ために人の心のあれて見ゆらむ、

○又續紀云、高天ノ原に、ちはやぶる人を和すこと、まつろはぬ國を掃ふことゝあり、かく古語共に、神代のふることをいへる、こは此意にて、然ればいと／＼上代には、いひ傳へし言のひとしかりしを、古事記日本紀にも書る也、

語問ヒシ磐根樹立

考云、とのいふとを、古へはこととふといへり、万葉の哥に多くある言なり、上なる磐間とは異也、樹立は、大殿祭の詞に、磐根木根乃立知とあるによりて、こゝもこのたちと訓べし、木の杌の事也、新撰字鏡に、杌は支利久比とある是也、出雲ノ神賀詞には、石根木立青水沫も事問天とあり、然るを後世人、立を下につけて、たち草のことおもはひがこと也、上に木乃といひて、其乃ノの辭を終へずして、他をいふとやは有べき、かくて木の立といへるは、全き木はさらにもいはず、伐杌などまで物いふとなり、草の片葉に對へいへるにてもこゝろうべし、

○後釋、磐根はたゞ磐にて、根は添ていふ言也、屋を屋根、羽を羽根、杵を杵根、矛を矛根、島を島根といふ類也、考の大殿祭の下に、岩の高く顯れたるを、いはほといひ、深く土にあるを、岩根といふといはれたるは、わろし、樹立は、紀爾多知と訓べし、大殿祭ノ祝詞に、木根乃立知とある乃ノ字は、決て衍なるべし、乃といふ辭有ては、調もいとあしきうへに、乃といふべき詞にあらず、きねたちなり、さて他の祝詞にはみな木立とあれども、こだちと訓ては叶はず、これはつねいふ木立の事にはあらず、考の說の如く、杌なれば、根ノ字あるに依りて訓べき也、書紀に木株と書れたるも、其意也、株は、字書に木根也と注せり、然らばたゞ樹立木立など書るはいかにといふに、かの岩根屋根などの例のごとく、たゞ木の事をも、根を添て、木根ともいふ故也、されば木立など書るは、木の一字を、きねに用ひて書るにて、屋の一字をもやね、羽の一字をもはねと訓むが如し、さて意は木根立にて、是は根に意ある也、さてたゞ木をきねといへるは、古今集神樂のとり物の哥に、霜やたびおけど枯せぬ榊葉のたち榮ゆべき神の木根かも、此きねは、即チ上の榊をさしていへるにて、神の木かもといへる也、然るを後に是をあしく心得てよめる哥ありて、人皆覡巫のことゝ心得たるは、いみしきひがと也、榊の哥に、覡巫をよむべきよしなく、又覡巫を立榮ゆとはいふべき物かは、万葉一に、岡の草根をいざむすびてな、十四に、久佐奈可利曾氣、これらもむすぶといひ苅といへれば、たゞ草を、草根とよめる也、木を木根といふとも、准

へて思ひ定むべし、又思ふに、大殿祭ノ詞の、木根の根ノ字は、上の磐根の根より紛ひたるにて、衍にて、木乃立賊とも思へど、きのたち、このたちなどいふ言は、あるべくもおぼえず、なほきねたちなるべし、

草之垣葉(クサノカキハ)乎毛(ヲモ)。語止氐(コトヤメテ)。

考云、垣は借字也、大殿祭ノ詞には、可岐葉(カキハ)と書り、然るを龍田祭ノ詞には、堅リを以て片葉と書たり、相照して訓をも意をも知べし、さてかくいふは、よろづを平げて、此國の内に、いさゝかのあやしげもなくなして、天降し奉りしよし也、

○後釋、垣ノ字、朝野群載には、破と書り、此破ノ字と、又片とも書ることを合せて思ふに、かき葉とは、さて凡て草は、大かたは葉五葉づゝなど、並ひて生る物なるに、それを圍取て、たゞ一葉など殘りてあるさまを以ていふ詞にて、意はたゞいさゝかの草の一葉までといふなるべし、書紀には、たゞ草葉とあれども、そは例の漢文ざまに、約めてかゝれたる也、此草をかやとよむはひがことなり、かやとは、屋根をふく草をこそいへ、さて止弖(ヤメテ)といへるは、今の世の心を以て思へば、なつから止たる如く聞えて、乎毛(ヲモ)といふにかなはぬごと聞ゆれど、然らず、夜米(ヤメ)は、令止(ヤメ)のつゞまりたるなれば、他をして止むる意也、されば自身のうへにいふ時も、おのづから止む事には、夜美(ヤミ)といひて、夜米(ヤメ)とはいはず、夜米とはさらにやめむと思ひて止る事にいへり、さてこれらのくはしき事は、古事記書紀に見えたる也、

天之磐座放。

考云、御孫ノ命の天におはしましゝ御座を、離ち奉りて也、磐とは堅くして常なるよしにいふ也、古事記に、離天之石位、押二分天之八重多那雲一而、伊都能知和岐知和岐弖云々とあり

○後釋、すべて皇御孫命の御天降の時の、これらの語をよむ事、心得あり、御孫命の御みづからの御うへにいふ時は、

故ははなれ、天降はあまくだりと訓べし、然るにこゝは、下に依(ヨサシ)_奉_(マツリキ)と有て、皇祖神の詔命を以て、天降らしむる方よりいふなれば、天降はあまくだしと訓べし、然れば放も、はなちと訓べきが如くなれども、次の天之八重雲_チ_云々は、御孫ノ命の御うへを直(タヾ)にいふ語なれば、それと同く、放をもはなれとよむかた、穩なるべし、さて下に、天降しといふにて、凡ては皇祖神の詔命もこもり、然せしめ給ふになる也、漢文にていはゞ、令(シメ)_下_皇御孫命、放(ハナレ)_二_天ノ磐座_一_(タ)云々而(シテ)天降_上_(ラ)とかく意なればば也、天降しの志(シ)は、令(シメ)の意なれば、其の令(シメ)を、天ノ磐座までへ係(カケ)て見れば、放ははなれと訓て、ともなし、

天之八重雲(アメノヤヘクモヲ)_乎_伊頭乃千別(イツノチワキニ)_爾_千別(チワキテ)_氏_

考云、伊頭(イツ)は、息出るといふ言より出たる言にて、勢ひをいへり、是によりて稜威又嚴などの字を書たり、八重雲は、やへぐもといふも常なれど、こゝは古事記に依て、やへたなぐもと訓べし、調(シラベ)もよろしく、言も雅なれば也、千別の千は借字にて、道別(ミチワキ)の畧也、紀に道別と書り、神武天皇紀に、披_二_雲路_一_(テ)駈_二_山蹕_一_(ヲミサキハラヒ)とかゝれたる是也、

○後釋、伊頭(イツ)は稜威なり、此ノつは清音にて、古事記又書紀の訓注などみな、清音の都ノ字をのみ書て、濁音の假字を書ることなし、然るをこゝに、濁音の頭ノ字を書るは、既に假字の清濁混じたる也、考に、嚴(イツ)と稜威(イツ)とを一ッに心得られたるは誤也、書紀に嚴ノ字を書れたるは、忌清(イミキヨ)めたる意にて、古事記に伊豆(イヅ)と書る言にて、豆は濁音なり、そは稜威(イツ)とはもとより別にして、清濁も異に、言の意も異にして、相あづからざることなるを、稜威(イツ)のつをも、訛りて濁るから、混じて、皆一ッ言と思ひ誤れり、此事猶古事記傳に委くわきまへたり、又此いつを、息出とかかれたるも、いさゝかうけられぬ説也、又八重雲を、古事記によりて、やへたなぐもと訓れたるも、言の雅びたるは、さることなれども、こゝには多那(タナ)の字なければ、さは訓がたし、すべて祝詞の書ざまは、たゞ讀ムべきまゝに書たる物なれば、書紀萬葉などを訓ムごとく、文字を

はなれて、異さまには訓べきにあらず、

天降依左志奉支

如此久依左志奉志四方之國中登

考云、國中は、上なるとは異にして、こゝは眞中といはでは、たらはず、又くにのまほらとも訓べきか、さてこれよりは、神武天皇この方の御世を申せり、下の條ども皆然り、万葉巻二の、人麻呂の長哥に、神代よりの事共を、いたく略きて、いひつゞけたるさま、これに相似たり、かれは哥これは文なれど、古への巧にいへるは、ひとしかりき、○同頭書云、景行天皇紀の大御哥に、やまとは國のまほらまと云々とあるを、神武天皇紀に、國之眞區ともかけるを思ふに、國中の字と、同意なれば、くにのまほらまと訓ぞまさりなむ、

○後釋、四方之國中は、天下四方の國の中央也、考に、國中を、くにのみなか、又くにのまほらま、なども訓べくいはれたるも、意はさることなれども、さは訓がたし、字のまゝに、久爾那加と訓て、國の中央と聞ゆる也、凡此祝詞なども、其字の定まれる訓をはなれては訓べからざること、上にいへるがごとし、此詞、次にかけて、遷却祟神詞にもあり、

大倭日高見之國乎

考云、大倭は、今の大和ノ國にて、古への天皇の御代〳〵、此國を宮所とし玉へるを云也、さて夜万登といふ名は、もと此國の山邊郡の夜万登ノ郷より起りて、後に一國の名とはなれりと見ゆ、其郷ノ名は、山門といふ意也、これらの事、古事記を引て、万葉考巻一の別記に委くいへれば、こゝには略けり、此國ノ名の事、くさ〳〵の説あれど、かなへるはなし、日高見之國とは夜万登ノ國は、四方の眞秀なるをほめて、天つ日の、空の眞秀に、高くあるにたとへいへるな

り、常に、日の空の眞中にあるを、日高しといふは、古へよりいひならへる言と聞ゆ、火々出見ノ命を、海神の、空津日高と申せしをも、思ひ合すべし、又紀に、陸奥に日高見ノ國、紀ノ國に日高ノ郡あるは、私記にいへる如く、四方の望高く遠き故にてや名けゝむ、こゝに夜万登をいへるは、さる意のみとは聞えず、○同頭書云、やまとを大和と書ヮは、奈良ノ朝よりい事也、それより前に倭と書るも、飛鳥ノ宮などのころよりや始まりけむ、そのころより前にはあらじ、さて倭ノ字は、から人の、他國をいやしむるとを好むならひにて、書る字なるを、こゝにかの國文字を借ってかくとて、心もせず、そのままにかけりし也、又云、紀に倭を國之奥區と書るは、漢文によりて、との意偏也、應神天皇紀に、國のほ、又萬葉に、國のまほらとある、即チ是にて、まほらまは眞秀にて、らまは助のみ也、又云、景行天皇紀に、東夷ノ中ニ、有ニ日高見國一、同紀に、從ニ上總一轉ニ陸奥ニ云々、蝦夷既平ニテ、自ニ日高見國一還テ、西南歷テ常陸ヲ至ニ甲斐ニ、式に、陸奥ノ國桃生ノ郡日高見ノ神社ともあり、こは其國の秀のよしと見ゆ、又云、或説に、日高を高日と改めて、風土記に日向ノ國に高日村といふ有ルをもていふは、こゝの文を、邇々藝ノ命の御世の事と思へる故の誤リなり、

○後釋、夜麻登の事、おのが考へは、國號考に委くいへり、日高見ノ國とは、山遠くして打はれて、平ラに廣き地をいふ也、山の近き地にては、山と空の日との間タ近く見えて、日を見る事低きを、うちはれて廣き地は、山の遠き故に、山と空の日とのあひだ遠くして、日の高く見ゆる物なれば也、大和ノ國の中央は、廣く平ラなる地なるを以て、かくいへり、いづれの國にいへるも、皆同じと也、

安國止定奉氐

後釋、この安國は、殊に畿內の大和をいひて、大宮敷いまして、安見し給ふ國と定むる也、上に廣く天ノ下をしろしめす

をいへるこ、宮敷いますこ、さすところは異なれども、安見し給ふ意はひとし、さてこは、神武天皇よりの御事なれば、すなはち其御世より、大祓にいひならへる詞にても有べし、

下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氐

又大殿祭ノ詞の意云、上敷は、柱を太く繁く立るよし也、敷は繁なると、上の甍閒高知の下にいへるが如し、高天原ノ爾ことは、空に高きをいふのみ也、大祓ノ詞には、馬の耳の高きにさへいひたり、古への文也、知は敷と同くて、繁きをいふ、千木は氷木なり、名利を約めて千といへり、是を古事記の今の本に、一所は氷木、一所は氷椽と書り、氷ノ字は、冰の草書を見まがへて、誤れるなるべし、顕宗天皇紀の室賀の御詞に、取ﾘ置ﾚ橡橑ﾊ、此ﾉ家長之御心之齊也とある、橡橑これを除也、そ一の垂椽を以し、屋根を平らかにする物なる故に、齊とも訓へるを思ふべし、かくて古への家の屋の棟は、今も田舍に見ゆるを、今ノ俗宮といふ物、これ垂木にて、其末を棟の上に互に組て、木は軒の端まで、多く並べ垂て、屋ほいを云軒をも持する也、其組たる末端の、棟の上に繁く並出てあるを、垂木高知とはいへる也、此事くさぐさ説あれど、皆古への状にかなはず、己年月に思ひて、やゝ得たり、さてこの下津磐根の下の言は、いさゝか代々妙なる言にて、古事記には、神代の宮造にもいへり、○同頭書云、神武天皇紀に、千木を搏風と書るは、文をかざらむとてのわざにし、垂椽には違へりして、當りがたし、紀には、かく人のまどふべき文字多き也、又云、今は田舍にても、垂の木端をはずし出て、峯たるをおほひて、甍也とし、又よろしき家は、垂木の末をも、桁までにして切て、軒をば、別に組て置て覆ひ、これを垂木といふことになりぬ、されど田舍には、今も稲には、古への文作も有、又秋の穂頭といふ物は、みなその千木の組の上へ出たるを、別に藁など以てつゝめる、これぞいにしへおほゆるもの

なりける、

○後釋、これは神武天皇よりこなた、大和ノ國に敷坐る、皇大宮を申せる也、太敷立、又高知の事、千木の事など、己が考へは、古事記傳十の巻に委くいへれば、こゝにはもらしつ、考に、敷をも知をも、繁也と云れたるは、ひがこと也、さてはかなはぬこと多し、記ノ傳に引たる事共を見て知べし、さて知といふ言は、柱にも千木にも殿にも國にも、通はしいへれども、敷といふ言は、千木には云ることなし、千木には、高知リとのみいへり、さて千木高知リ、甍ノ閇高知リなどの知の意は、猶よく考ふべきこと也、又考に、千木を、垂木の事とせられたるも、違へり、千木は、屋の兩方の端にのみ有ル物にして、繁く有ル物にあらず、顯宗紀の椽橑を引れたるは、さらに當らず、

皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐

考、祈年祭ノ詞の處ニ云、美頭は、萬の物の稚くすくよかなるをいふ、神武天皇紀に、みづくし久米の子ら、万葉に、若枝のとを、みづえさしといへるが如し、今ノ人の語に、みづくしといふも是なり、みづほの國、又みづのみあらかなどいふ、皆其意のほめ言也、顯宗天皇紀の室賀の御詞に、稚室とのたまへると合せて知べし、瑞ノ字を書クは遠し、

○後釋、美頭は、物のうるはしきをほめいふ言也、御舍は御殿也、仕奉とは、こゝは造リ奉るをいふ、凡て下なる者の、上のためにする事をば、何わざにても、仕奉るといふ也、今俗言に仕るといふは、即チ仕奉るを訛れるにて、其つかまつるも、物を造ることにもいふ、こゝの仕奉るもそれに同じ、さて御舍の下に、爾とよみつくるは、ひがこと也、祈年祭ノ詞には、御舍乎とある、こゝも其意也、但しこゝには、乎ノ字なければ、乎とはよむべからず、乎は省きていふも常也、考に、美頭の注に、すくよかなるといはれたるはたがへり、そはみつ〳〵し久米のこらを思はれたるから也、か

のみづ〳〵しは、古事記にも書紀にも、美都と清音の都の假字を書て、みづの御舍などの美頭とは、別言也、みづの御舍などいふみづには、古書に多く水ノ字を借りて書て、豆濁音なり、此美頭には、すくよかなる意はかつてなし、

天之御蔭日之御蔭止隱坐氐。

考、祈年祭ノ詞の下云、蔭は、天を覆ひ、日を覆ふためのかまへなるよを、文にかくいひなせること、中つ世丈後の人の、及ばぬこと也、

○後釋、隱ハ加久理と訓べし、古言には多く然云り、さて隱とは、御殿の蔭に覆はれて、其内にましますをいへり、人に見えじとかくるゝにはあらず、中昔までも、雨にぬれぬための、鳥をけふのけご名にはかくれぬ物にぞ有ける、我門に下乘あと蔭をうちつれば夏木にかへ、くれざるべき、などいへる、皆その蔭におほはるゝよしなり、

安國平久所知食武國中爾

考云、この國中は、此國中をいふ也、

○後釋、こは上に、水穗國を安國と平く所知食と事依奉りとある、その天ノ下四方の國々の内になり、

成出武天之益人等我

考云、古事記に、伊邪那美ノ命、人草一日絞殺千頭、こはのたまへれば、伊邪那岐ノ命、吾一日立千五百産屋、とのたまへり、こゝによりて、世の人は、死ぬるより、生るゝかたおほければ、益人といふといへり、さて此人は此國の人をいふなれど、そのもと天の神の生玉ふよしなれば、天之とはめいふ也、此類下におほし、

○後釋、かの伊邪那岐ノ命の詔ひしごとく、世ノ中の人はやう〳〵に多くなりもてゆく中に、或は國の風俗によりて、戰にこ

こと亡、或は疫病など、又もろ／＼のわざはひなどにて、俄に多く亡る事などもあれば、少くなるをりもあれども、古より永くわたして見るときは、やう／＼に多くなりゆくと也、さて凡て天之菓といふは、もと邇々藝ノ命の天降まし、始メ天より持来つる物を云ヒ、又天の物にならひて造れる物、ならひてする事にいへるが、廣くなりて、必しも然らぬ物にも事にも、たゞほめていふことゝなれる也、天之益人も然也、又思ふに、もと高天原の人草、漸に多くなるを、此國のも、多くなるとの、高天原と同じければ、いふにもあらむか、考に、そのもと天ッ神の生給ふよしなればといはれたるは、心得がたし、

過犯家牟。

考云、けんは、けるらんの畧なり、

○後釋、もろ／＼の罪條の中には、おのづからなる穢、又おのづからある災などもある、そは過チ犯スとはいふべからざるに似たれども、こゝは、然くはしく事を分ていふべき所にはあらざれば、姑く過犯ス罪につきてもいふべく、又おのづからなる穢災なども、其身にこそ過犯したるにはあらね、他よりいへば、それも同く過犯せる也、上に所知食武云々、成出武云々といへる、武は、後をかけたる辭なるに、こゝには家牟といへる、家牟は、過去し事をいふ辭なれば、かの武と相叶はぬが如くなれど、然らず、必かくあるべき語也、其故は、こゝはまづすべては、後の御世／＼までをかけていへるなれば、牟といふべし、其中に此罪を過犯スは、其間大祓の時々にあたりてその時迄に既に過犯したる罪をいふなれば、ゆくさきをかけていふ中ながらも、これは必ス家牟といふべきことわり也、但し祁流多流などはいはずして、家牟と疑ふは、すべては行さきをあらかじめいふ中なれば也、凡て古へは、かゝる詞づかひも、くはしく分れてみだりならざりきかし、考に、

けんを、けるらんの畧也といはれたるは、意は違へるにもあらざれども、言は然らず、凡てけるけんらんなんなどの類、みなもとより別にして、各其意かはること也、然るをけんはけるらんの畧也、きはけりの約也などいふたぐひ、たまたま叶へるが如くなれども、實は然らず、もしすべての辭を、かくさまに解むとせむには、らんなどは、又何の畧とかせん、けりけるは、又何の意とかせん、されば多くの中に、たま〳〵一つ二つことを得て、あたれる如く聞ゆるがありとて、何の益かあらむ、實はあたれるにはあらず、かくさまの辭、すべておの〳〵別にして、各其意あることそ、言靈の活用の妙なるにはあれ、

雜々罪事淺

後釋、罪は都美の美なれば、罪事はつゝみ事也、猶此事、下に委く云べし、雜々は、種々にて、即次なる天ノ罪國ノ罪を、まづ一つに合せて云也、

天津罪止

考云、次なる七つの罪は、須佐之男ノ命の、天にして犯し給ひし罪なる故に、此種の罪をば、後に此國人の犯せるをも、天津罪といふなり、

○後釋、此は常とといふ意也、こゝは常にいひならへるまゝを以ていふ故に、とてといふ也、といひてといはむが如し、書には、國津罪を、とあるにならひて、こゝにも、此の下に八ノ字を加へられたれど、さては中々に煩はしくあり、本のまゝにこそあるべし、朝野群載なるにも、八ノ字はなし、

畔放

考云、阿(ア)はあぜの畧也、そは田と田との間の界とし、又水を貯(タクハ)ふる料なるを、取放ちて、界をみだし、水をも漏へしめぬ也、

〇後釋、考に、阿はあぜの畧といはれたるは、本末たがへり、阿(ア)といふぞ本の名にて、あぜといふは、畔背(アゼ)なり、

溝埋(ミゾウメ)。

考云、溝は、遠く水を引て、田にかけむ料なるを、埋めて、水を引べきよしなからしむる也、うめは、うづめの畧也、

樋放(ヒハナチ)。

考云、樋は、溝又池より水を引(キ)、或は溢るゝ時、もらさん料なるを、とり放ちて、旱にも溢にも、すべなからしむる也、

〇後釋、此樋は、溝にまれ池にまれ搆へて、常には、板もて塞(セキ)て、水をたくはへ置て、其水を、田に引用ふべき時に、かの板のせきをば放つ事なるに、水の用なき時に、はなちもらして、田に水をあふれしめ、且ッ用ある時のたくはへを、失はしむるなり、

頻蒔(シキマキ)。

考云、しきは重也繁也神代紀に是を、重播種子(シキマキ)と書り、垂仁天皇紀には、重波をしきなみと訓り、かくて物の種(タネ)をまくには、量あるを、重々(シキシク)まくときは、たとひ生出ても、繁きに過て、實(ミ)ならざる也、

〇後釋、しきを、考に、繁也といはれたるはわろし、繁き意はなし、されば量あるをといはれたるも、かなはず、此しきは、たゞ重(カサ)なる意のみにて、一度まきおきたるうへゝ、又重ねてまくをいふ也、

串刺(クシサシ)。

考云、神代紀に、素盞嗚尊之田、亦有二三處一、號曰二天樴田天川依田天口鋭田一、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之とあり、よきの命の御田、かくある故に、大御神の御田をも、しからしめむとて、串を多く隱し刺て、下立かたからしむる也、樴串同じこと也、泥中に樴串の多くある田におりたてば、足を害ふこと也、今も、渠の田には、杭串ある也といひて、田人は心すれど、猶あやまりて、なやめたぐひ多し、〇同頭書云、神代紀一書に、素盞嗚尊、妬害姉田、春則廢渠槽一及埋二溝毀一畔、又重播種子、秋則捶籤伏馬云々、これに挿籤を、秋につけていへるは、文に春と秋とを對へていへるのみ也、古事記にも紀の本書にも、春秋分ていへることなし、又古語拾遺に、爲徃二其田一、刺串相爭、といへるも誤也、大御神の御田と、須佐之男ノ命の御田とは、異處なること、紀にその在所をしるせるにて、明らかなれば、樴を立分て、界を爭ひ玉ふべきよしなく、又紀に樴田とあるも、本より樴ある田をいふ名にこそあれ、さらに樴を刺て、爭ふをいふにあらず、

生剥逆剥

重云、古事記に、穿二其服屋之頂一、逆二剥天斑馬一剥而所二墮入一、とある是也、生剥とは生ながら其皮を剥ぐをいふ、逆剥も一つ事なるを、文の勢ひに、重ねいへる也、生剥の逆剥と心得ば、疑あらじ、然るを或人、逆剥を、死たる皮をはぐといへるは、いかにてや、凡古今、死たる獸の皮をはぐは常にて、罪とすることなければ、此罪の條には、いかでかいらむ、神代紀の本書には、たゞ剥二天斑馬一といひ、一書には生剥、一書には、古事記と同じく、逆剥とのみあり、逆剥もし死皮の事ならむには、いかでか生剥をもいはざらむ、すなはち生剥を逆剥ともいふとしるし、然るに仲哀天皇紀を見るに、生剥詞、貞觀儀式などに、二つにいへるは、古文の常なる中に、此祝詞には殊に多く、末にも相似たる重ね言もあるぞかし、〇延釋、生剥を、共に伊氣波岐とよむ、これもあしくもあらねど、なほ伊伎波岐とよまむぞ、まさりたるべき、いけはぎ

といふことは、令レ生おきて剝ク意也、いけは、いかせの約まりたるなれば也、いきはぎといふことは、生てあるを剝ぐ意也、いさゝか心ばへかはれり、逆剝とは、凡て獸の皮をはぐは、尻の方より、さかさまに頭の方へ剝ぐを、もてゆくことにいふなり、

屎戸

考云、古事記に、於レ聞ニ看大嘗一殿上屎麻理散、とある是也、戸とは、家を惣ていへば、其齋殿を、屎屋にしたるよしにて、戸といへるか、されど戸は、借字に用ひたる例多ければ、屎處の意とすべし、處をとゝのみいふとも、多ければ也、

○同頭書云、詔戸置戸などのたぐひも、たゞとゝ訓べき借字なり、

○後釋、戸は借字なり、久曾閇と訓べし、閇は閇理の理を省ける言也、かくさまの理は、省く例多し、日並知と申す御名を、ひなめしと申すがごとし、さて屎閇理とは、古事記に屎麻理とあると同事にて、屎をするをいふ、和名抄に、痢久曾比理乃夜万比、また放屁ハ倍比流とある、比理と閇理と通音にて同言也、今の俗言にも、小き虫などの、卵を生出して、物につけおくを、へりつくるといふも是也、さてこはもと、須佐之男ノ命の犯し給へるは、大嘗の殿を穢し給へるによりての罪なれば、此國土にして、人のうへにても、穢すまじき所を、此わざをして穢すを、罪とはするなるべし、此戸ノ字を、斗と訓て、古語拾遺をはじめ、みな其意に解るは、ひがこと也、又考に、處の意とせられたるもわろし、罪の目に、屎戸屎處などのみいひては、聞えぬこと也、天ッ罪七つを擧たる、六つはみな放理畔刺剝と、其なせるわざの言をあげて、罪の名とせれば、これも、閇理といふ、わざの言をいひてこそ、餘の例の如くにはあれ、又屎を久志と訓るは、久曾といふ言の僻きを避たるなれど、そは後の事也、古書には、久曾といふ言多く見えて、嫌ひたることなし、万葉の哥にもあり、

又節の、音を濁音によまれたるも、よしなきこと也、さて右七條の内、頻蒔より下四條は、もとより體言に讀て、罪ノ名なれば、其例の如く、はじめの畔放溝埋樋放の三條をも、體言によみて、罪ノ名とすべし、凡て用言にても、罪の名にいふときは、體言にいひなす例也、たとへば今の世にも、人ごろし火つけ闕所やぶり、などいふいひざまのごとし、

許々太久乃罪

考云、右の七つの罪は凡にて、それのみならねば、こゝだくといふ也、此言は、仁徳天皇紀、太子ノ御歌に、伊羅那鶏區、曾虚珥於望比傳、加那志鶏區、虚々珥於望比傳、萬葉に、許々婆久毛云々、曾許婆久毛云々など、連ねいひて、此所其所といふと也、こゝそことといひて、物の多きことになるを、其一方を略きてもいへると、万葉などにも多し、さて婆久は、婆加里の甲を略き、加を久に通はせたるにて、其所許此所許也、物を量り數ふる言には添いふと、幾婆久許婆加などの類多し、さて婆久太久音通へば、こゝだくともいへり、又こゝらそこらともいふ、らは等にて、是も數のおほきことをいふと、右ことひとし、さて又ばくだくと濁るは、音便也、

○後釋、此言は、古書共に、こきだ、こきだく、こきばく、こきし、こゝば、こゝばく、こゝだ、こゝだく、又そきだく、そこば、そこらく、などさまぐ\にいへるを、万葉に字は、多く幾許と書り、物の數の多かるを、計らずして大きにいふ言也、考にいはれたる說ども、あたれりやあたらずや、許こも曾こもいへるは、此所其所の意のごとくにも聞ゆれど、いかゞあらむ、又ばくは許とせられたる、是もさも聞ゆる如くなれど、古くこきし共見え、又だくとも多くいへれば、いかゞあらむ、さて又こゝばくとそこばくとを、万葉につられいへりといはれたるも、おぼえたがへられたる也、万葉廿の卷に、そきだくとこきばくと、並べいへるとはあれど、そこばくといふとは、凡て古書には見えず、さてこゝばく、こゝら、などといへるは、今ノ世になりての書ならでは見えず、さてこゝにこゝだくの罪といふは、大祓の時に臨るに、右の類の罪

共を、萬民の犯したるが多くあるをいふ也、天つ罪の條目の、なほ外にも多しといふにはあらず、さてこゝは、委くいはゞ、云々こゝだくの罪出武、それをば天津罪と宣別弖、といふ意なるを、出武といふ言をば、こゝには省ける也、國津罪のこゝろに、出武とあるに准へて心得べし、

天津罪止法別氣氐。

考云、天皇の宣命して定め給ふを、のりといへり、

○後釋、法は借字にて、宣別也、大祓の時に、民ども犯したる罪どもを求めて、多く出たる中に右の類の罪共をば、別にして、これ〳〵は天つ罪といひて分ヶるをいふ、古事記に、神代に天照大御神の、某々は吾子也、某々は汝ヵ子也と、分ヶ給へるをも、詔別玉ふとあると同じ、考に、天皇の云々といはれたるは、法ノ字にはかなへれど、こゝにはいと疎くして、かなひがたし、こゝはたゞ此事を行ふ者の、言て別るにこそあれ、凡て人にいひきかするを、のるとはいふ也、さて天つ罪國つ罪と別るゝとは、實は一つにて、差別あるまじきことなれども、かの須佐之男ノ命に、祓を負せたるぞ、祓の起りにてあれば、かの神の、そのかみ天にて犯し給ひし類の罪をば、此國にても、天つ罪と名けて、別ヶ云フ也、さる故に國つ罪の方には、法別といふ詞なし、心をつくべし、後世の私の本共には、國つ罪の方にも、宣別弖とあるは、事のこゝろをもわきまへざるみだりごとなり、

國津罪止八。

考云、下つ國人の犯せるを別いふ也、

○後釋、こは此國にしていふ言なれば、天つ罪をば別ヶ云フとも、國つ罪とはいふまじきことわりなれども、天つ罪を別ヶ

云ふにつきて、それに對へて、其外の罪どもを、國つ罪とは俗くいふ也、此れは、天つ罪の方には、此とのみいひて、こゝにはかくいへるは、まづ天つ罪を宣別て、さて國つ罪といふは、某々といふなり、

生膚斷死膚斷。

考云、生ながらこゝかしこに疵をつけて、人を殺し、又死たる人の體を傷ふをも、罪とせり、さて上の生剝逆剝は、一ゝの畜に對へて、文をなすとて、二つにいへるを、こゝは實に二つにて、かれとは異なり、○同類書云、唐盜律に、支ニ解スル人ヲ者、皆斬、子徒三年、義解に、殺時即支解、或支解シテ而後ニ殺スレ之、皆同、支解シヘル人ヲ不道ニ、また同律に、凡殘害死屍シ及棄ツ屍水中者、支解之類也とあり、右の中、律其に於ては、惡逆に入る、

○後釋、伊伎波陀多知、斯爾波陀多知と訓べし、生死を、いきのしにとよむは、言のさましらぬ僻訓也、又死を、なほしにと訓るは、しにはは、忌詞なる故なれども、もし此祝詞にても忌べくは、那保志乃と書べきに、たゞ死と書るは、これをまなには、忌ざりしことしるし、さて二つの斷は、用言なれども、體言にして、罪ノ名として讀べきこと、既に天つ罪の處にいへる、畔放などの例のごとし、さてこゝは、生人にもあれ、死屍にもあれ、其膚に疵をつけたる穢を以て、罪とする也、穢を罪とすると、次に委く云べし、人の身を傷ふ惡行の方を以て、罪とするにはあらず、其疵を穢とする也、されば他に疵つくるのみならず、己が身に疵つくるも、同じ事也、又人に疵をつけたる者も、人につけられたる者も、共に穢なるべし、斷とは、切るをいふ、今の世にも、いさゝかにても疵つくることを、手をきる、足をきるなどいふ、是なり、必しも切離つことのみにはあらず、

白人胡久美

考云、荷田ノ宇志東麿の、新羅ハ高麗人なり、といはれたるに依べし、故今本の美ノ字を、麗に改めつ、麗と美とは、草書ニ似たれば、後に誤れる也、又高麗を高句麗といへるとは、古書に多し、さてこは、次の母子相姧事に係ていへる也、皇朝には、母子相姧せし事などは、かりにも聞えぬを、古ヘ新羅高麗人の、多く參來て、住居し中には、さる姧おほかりけんを、かの國人の、よろづにいやしく、わろかりしよし、紀などに見えたるを以て、思ふべし、されば仲哀天皇ノ崩まし、時の大祓にも、此罪を求められ、此祝詞にも擧たるなるべし、或說に、推古天皇紀に、百濟人の、面身斑白なるが、來しよし見え、和名抄に、白癜ハ之良波太、癋肉ハ古久美とあれば、惡疾也、さて疾も罪より起るよしなる故に、こゝに擧といへり、此說、さもあるまじきにもあらねど、次の犯己母云々の事とも、皇朝人にはなきこと也、他の罪は、皆皇朝に有ル事なるに、是のみなき事を擧むや、さればこは、新羅高麗人の參來居たるがなせる罪とせんこそ、穩には有けれ、

○同頭書云、令ノ集解に云々、又云、仲哀天皇の御時、いまだ韓國に通はねば、いかゞと思ふは、なづめり、既に須佐之男ノ命、かの國に渡り給ひ、崇神天皇の御時も、異國人のまう來し事見えたれば、紀を偏に思ふべきにあらず、ましてかの仲哀天皇の御時に見えたるは、後を以てさかのぼらせて書るものとこそおぼゆれ、又云、皇朝には、母をたふさむと、他國と異也、故同母を兄弟とし、異母をば兄弟とせず、輕ノ太子の、同母兄弟に通給ひしを、いみしき罪として、太子を廢して、島に放ち奉られしばかりのとなるを、まして母子相姧事は、いかでかあらむ、すべて皇朝の古書には、事を忌ミ隱せるとはなきに、母を姧せしといふとは、かりにも見えざるを、よくおもへ、

○後釋、白人は、和名抄に、白癜ハ人面及身頸皮肉、色變ㇾ白云々者也、之良波太、とある物の類、世外世に白子といふ物などのたぐひをいふべし、胡久美は、同書に、癋ハ寄肉也、癋肉和名阿万之々、一云古久美、とある是也、阿万之々は贅肉也、又其次に擧たる、附脊懸疣なども、同じ類也、かくて此類は共に、きたなき物なる故に、穢を以て罪とする

也、かの推古天皇の御世に參來たりし、百濟人の斑白なりしも、白人のたぐひなるを、そこに惡二其ノ異一於人一、欲レ棄ムト海中島一とある如く、さる類は、きたなき物にて、世の人も惡み、まして神はにくみきたなみ給ふ也、書紀履中ノ卷に見えたる、淡路島に坐ます伊弉諾ノ神の、飼部の黥の氣を、惡み給ひし事なども思ふべし、さて祓によりて、白人胡久美の類の、直るにはあらざれども、祓へ物を出して祓へば、その穢の清まる也、然るに、美字を當て改めて、新羅高麗の人とし、次の己母犯罪云々へ係て解れたるは、いみしきひがごと也、また貞觀儀式には、故支刺と書れたる生剝、守をも、共に國つ罪とはいひがたかるべし、そのうへ大神宮儀式帳には、生膚斷、死膚斷、己ヵ母犯罪、己ヵ子犯罪、畜犯罪、白人古久彌、川入火燒罪、國都罪の定まりとて、己母犯云々は、別に上にあるを、かの說の如くにては、いかに解べきぞ、己母犯罪云々を、白人胡久美に關るさまと聞えずなれ、皇朝に母子相奸せる事は、かつてに聞えずといはれたるも、いはれぬ事也、下ざまの者の中に、さる事有しとても、ついでなきに、ことさらにさる民間の醜事まで、今の祝にしるさるべきにあらざれば、記さざるに見えず、世にさる事なしとは、いかでか定めむ、中昔なども、己が女子を犯せし事なども見え、今の世にも、まれまれには、さるわざするも、なきにはあらず、上代にも有けむこと、姪罪の中に舉られたるにて知べし、又頭書に、輕ノ太子の御事を引て、いはれたるも、中々の事たがひ也、其故は、その太子とまします御身にすらさる犯し有しには、ましてしも民間には、さることひの犯し、くさぐさ有けむこと、おしはかるべし、又仲哀天皇の御時云々は、古事記に、其時の大祓の條に、上通下通婚云々、と見えたると也、そのかみ新羅高麗人は皆居るべき事にあらぬを、とかくたすけていはれたるはいたくしひ言也、また右に出たる儀式帳に出たる、川入火燒罪も、風なり、或人は是を、川に入れ火やきて、人を川に入れ、火に燒て殺す、惡行の事に解るは、例のひがこと也、

○己母犯罪 己子犯罪

考云、上を姧し、下を姧すなり、

○後釋、古事記仲哀天皇ノ御段、大祓の所に、上通下通婚とある是也、さてたゞ母たゞ子といはずして、二つ共に、己といふは、次の母與子犯罪云々の母子とは、同じからざるとを顯はせる也、さて女に婚ことを、犯すといふは、皇國言にも聞えず、から書によれる言なるべきに、こゝにかくいへるはいかゞと、一わたりは思はるれども、猶よく思ふに、然らず、こゝの五つの犯し共は皆、つゝしみて爲まじきわざなるを、つゝしまず大よそにするなれば、もとより犯すといふべきとなり、つねにすべて婦人にあふとをいふとは、こゝろばへことなり、

母與子犯罪

考云、他人の母を姧し、又それが子を姧す也、

○後釋、先ッ一人の女に娶て、又其女の、さきに他人に嫁て、生たる女子のあるをも、後に犯す也、母とは、其女子に對へていひ、子とは其母に對へていへるにて、己が母己が子にはあらず、上條に己といへるにて、是は己がにはあらざるとあらは也、さて其母にまれ子にまれ、一方に娶は、常なるを、母と子とつらねて娶ぞ、犯しなる、考に、他人の母といはれたるは己が母と別むとてなるべけれど、まぎらはしきいひざまなり、他人の母といひては、人の母たる婦人に娶を、罪とする如く聞ゆる也、外に子ある婦人に娶は、常に多き事なるを何かそれを罪とはせむ、又その意にては、又それが子を犯すも、事重なりて、二つの罪となる也、

子與母犯罪

考云、先ノ或女子を姧て、又其女子の母を姧ス也、上なるとは、上下のたがひ也、さてこゝの犯ノ字、式の今ノ本には、何

れもみな、子ノ字母ノ字畜ノ字の下にあるは、理ッなし、貞觀儀式大嘗祭ノ條に依て、改めつ、

○後釋、こは考にいはれたるが如し、さて上なるは、先母に娶へるは、犯にあらずして、後に其子をもつらねて姧るが犯也、こゝは、先ッ子に娶へるは、犯にあらずして、後に其母にも姧るが犯也、されば此二條は、たゞ母と子と、先後のたがひのみなれば、合せて、母與子犯とのみ、一ッいひても有べきを、かく分ていへるは、古文のあやにて、母と子とを下と上とにおきかへたるのみにて、其事の、二つによく分れて聞ゆるは、後ノ世の人の及ばざる文也、心をつくべし、儀式帳には、此二條を省けり、考に、犯ノ字を、皆上へうつされたるは、あぢきなし、貞觀儀式に、上にあるは、漢文ざまに書れたる也、此祝詞に下にあるは、皇國言のまゝに書れたる也、そをいかでか理なしとはいはむ、古事記にも、某婚ノ婚ノ字は皆下に書き、此祝詞の中にも、畔放溝埋など、故ノ字理ノ字、皆下にあるを、これらには心つかれざりしにや、よし犯ノ字を改めてうつさば、かの故ノ字理ノ字などをも、皆下上にせずは有べからず、

畜犯罪。

考云、古事記には、馬婚牛婚鷄婚犬婚などあるを、こゝには畧きていへるか、右の犯已母罪云々の文についてゝは、こゝも、此罪たゞ一ついひては、とたいは聞ゆれば、今一つ犯ノ畜罪などの有しが、落たるなるべし、

○後釋、畜は氣母能と訓べし、和名抄に、獸ノ和名介毛乃、畜ノ和名介太毛乃とあるは、相誤れるなるべし、書紀神代ノ卷に、飼とつゞきの文に、畜産とあるを、けものと訓、獸とあるを、けだものと訓るぞ、正しかるべき、皇極ノ紀又天武ノ紀に、六畜とあるをも、むくさのけものと訓り、されば畜はけもの、獸はけだもの也、後ながら源氏物語帚木ノ卷に、から國にはけしきけだものとあるも、此にて獸也、古今集長歌に、業けがせるけだもの、とよめるは、畜は獵犬をいふとも、にほえけむとよめれば、此哥にては犬也、然れば畜ながら、是も獸の方にとりてぞけだものとはよみけむ、さてけだも

のは、毛津物の意なるべし、古書に毛の和物毛の麁物ともいへり、けものは、飼物の加比をつゞめて伎なるを、氣といへる也、伎と氣とは、殊に親しくて、常に通ふ音也、毛物の意にはあらじ、六畜は、人の家に飼おく物なれば、飼物といふ也、然るにけだものとけものと、似たる名なる故に、まぎらはしきぞかし、さて此犯しも、上代より有しなるべし、中昔にも、應和二年、橘ノ泰胤といひし人の家に、下男の犬を犯せし事、日本紀畧に見えたり、此外にも此類の事、何れの書にか有しやうにおぼゆ、から書にもある也、考に、此罪一ついひては、とたらはず聞ゆ、といはれたるも、一わたりはさも聞ゆれど、前後の罪條、かならずしもことごとく二つづゝ對あるにもあらざれば、こゝも一つ落たるにはあるべからず、儀式に出たるも、こゝと同じと也、犯禽罪など落たるなるべし、といはれたるも、わろし、畜といふ内に、鷄もあれば也、

昆虫乃災。

考云、こは犯罪の條なれば、蛇を祝て災をなす類をいふなるべし、後世にも、さる事有リといふ也、然れば下なる畜仆の上につゞくべきを、こゝにあるは、文の亂れたる也、右に引る貞觀儀式に、高津神高津鳥の二つはなくて、此昆虫の災より、畜仆とつゞきたれば、此詞は、上の白人胡久麗よりこなた、亂れて、或は文前後になり、或は字誤り、或は落などせしを、後によくも考へずして、かくは書るなるべし、神代紀一書に、爲レ攘ニ鳥獸昆蟲之災異一則定ニ其禁厭之法一といひ、大殿祭ノ詞にも、波府虫能禍といひ、古事記に、大蛇の比禮、蜂の比禮などもあれど、それは皆おのづからある事なれば、こゝの犯罪にはかなはず、

○後釋、昆虫は、波布牟志と訓べし、雄畧天皇の御哥にも、波布牟志毛とあり、虫ははふ物なる故に、すべて虫を然云也、鳥を飛ブ鳥といふに同じ、なほ又、雨をふる雨、花をさく花といふ類も、同じと也、さて是より末條は、災を以て罪とす

る也、其よしは下に云べし、さて此虫の災の事は、書紀神武ノ巻に、昆虫の災異を禁厭といふ事見え、大殿祭ノ詞にも、はふ虫の禍なくと見え、十種の神寶の中に、蛇ノ比禮蜂ノ比禮などのあるも、それを攘はむ料也、上代には、民のすみか、野山にまじりて、かりそめなるかまへなりしかば、虫の害多かりしなるべし、又大殿祭の祝詞にしも、擧られたるを思へば、上代には、たゞなべて此害の多かりしにも有べし、今の世にても、蜈蚣蜂などにさゝれて、なやむ事無きにはあらず、外の說はかなはず、もし虫を以て、人のために災をなす事ならば、云々せる罪といはでは、聞えず、たゞ其の災といふは、その災にあふをいへる詞にこそあれ、そもそも世々の物しり人これもみな、罪ノ字になづみて、都美といふを、たゞ惡行とのみ心得るから、此罪の條々の中に、解得がたき事共有て、くさぐさの強說の出來る也、此あたりを、文の亂れたるといはれたるも、あらず、亂れたるともなく、誤れるともなく、落たる事もなし、都美といふは、惡行のみにはあらず、穢も凶も都美なることをさとるときは、いさゝかも疑なく、皆よくきこえたるとなるをや、

高津神の災

云、履中天皇紀に、有如風之聲、呼於大虛曰、劍刀太子王也、亦呼曰、鳥往來羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往、亦曰、狹名來田蔣津之命、羽狹丹葬立往也、俄而使者忽來、曰皇妃薨、云々、天皇悔之不治神祟、而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、事既得實、因以數之曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也、既分寄于神車持部、兼奪取之、罪二也、則負惡解除善解除、而出於長渚崎、而令祓禊云々、これこゝに合たり、此類なほ有べし、

○舒明天皇紀に、大星從東流西、有音似雷、時人曰流星之音、亦曰地雷、於是僧旻僧曰、非流星、是天狗也、其吠聲似雷耳、これらは高津鳥といふべきか、

〇後釋、高とは空をいふ、古事記に、高往鵠、高行や隼、万葉四に高飛鳥、などいへる皆、そらゆくそらとぶといふことにて、たゞに高くといふにはあらず、次なる高津鳥の高も同じ、さて高津神とは、雷をいふなるべし、又世俗に天狗といふ物にとらるゝなども、高津神の災といふべし、虚空を飛ありく物なれば也、此條も、これらの災にあふを罪とする也、考に、履中紀の事を引れたるは、さらにあたらぬ事也、これこゝに合たりといはれたるは、解除を負せたるによりてなるべけれど、それも心得たがひ也、かの車持ノ君に、解除を負せ給ひしは、縱ニ檢挍ニ云々、既ニ分寄ニ云々の、二つの罪に因りてにこそあれ、それを高津神の災とすべきよしさらになし、かの大虛に云々と呼ひしは、たゞ皇妃の薨玉ふとの、さとしのみにこそあれ、此事によりて、薨給へるにはあらざるをや、そも〳〵其時の事は、車持ノ君がしわざによりて、筑紫なる神の祟り給ひて、皇妃の薨玉へることこそは災なれ、高津神にはいさゝかもよしなき事也、又頭書に引れたる事も、さらにあたらず、

高津鳥乃災。

考云、却ニ祟神ニ祭詞に、天稚彦、反言不申、高津鳥殃依、立處身亡とある是にて、かの天稚彦も、みづからの罪によりて、かくの如し、然れども此類の怪は、それと定めてはいふべからず、されば大殿祭ノ詞に、天乃血垂飛鳥などもいへるぞ、事の意を得たる、古人の文なる、惣ていはゞ、仲哀天皇の崩玉ふは、神の詔に隨ひ玉はぬのみならず、民の罪より起れりとして、其罪を求出して、大祓せさせ給ひ、天武天皇紀などに、怪異に依て、大祓有し、などを以て心得ば、たりなむ、

〇後釋、高つ鳥は、右にいへる如く、空飛ブ鳥といふ意にて、たゞ鳥の事也、さて此災は、大殿祭ノ詞に、天乃血垂飛鳥乃禍無久とある、即チ是にて、血垂は、應神天皇の御哥に、もゝちだる家庭とよませ給へる、ちだると、一ツにて、古事記上

巻には、登陀流と有、そは上代人の家の、屋根の竈處の上の、煙を出す處の名也、されば其上を飛渡る諸の鳥の、毒などある糞、又さらでも毒物など咋來て、竈の上へ落す事などありて、其毒にあたるたぐひ、これ高津鳥の災也、面垂の事、猶委くは、古事記傳十四の巻にいへり、考へ見て、上代のさまを知べし、後世の心をもて、疑ふことなかれ、契沖が説、適當たしかに聞取がたし、かの天若彦の事にあて、説ては、かなひがたくは思はれながらも、高津鳥といふにつきては、かの故事を、捨がたく思ひて、引出られたるなれど、これは其事をさしていふにはあらず、かの天若彦の身亡たるも、高津鳥の災とはいふべけれど、かの類は、世ノ中には絶て無き事なれば、ここの罪條に舉べき事にあらず、天つ罪とは異なることなれば也、又かの天若彦は、みづからの罪によりて、此災にあへれば、ここによくかなへりと思ふは、例の罪ノ字になづみて、必悪行と心得るからのひがこと也、さて又高津鳥といふは、ただなべて空をとぶ鳥のことなるを、後世には聞しれぬ古言なる故に、たれもかの神代の無名雉に限れる名のごとく思ふめり、かの雉も、鳥なる故に、高津鳥ノ災とはいへることこそあれ、又契沖が、怪異によせて大祓有し事などを引たるも、ひがこと也、そはここにはよしなき事也、其故は、ここは罪ノ條目にこそあれ、怪異の條目にはあらず、怪異は罪によりておこるとはいへども、その罪は罪、怪異は怪異にて、別なるに、其過の罪を舉る條の條目に、その罪をば舉ずして、末の怪異を舉べきよしなければ也、

畜仆志

獸畜などの死ぬるを、多布流といふ、斃殪殭などの字を書り、多布志は令斃にて、殺すをいふ、さてこれは、其罪の目にいへるなれば、世に人を殺したる者を、人ごろしといふたぐひに、獸畜によむべきと、上にいへる例の如し、こはいかなるわざにか、さだかならねど、思ふに、上代人の家に畜へる、牛馬などを、忽に斃れしむる術など有て、おこなひし事とありけん、そは其主を、恨みいきどほる事など有て、仇なふしわざ也、されば、こは、次の蠱物と同じ類の罪とすべ

し、書紀神代ノ卷に、大國主ノ神と少彦名ノ神と、爲ニ顯見蒼生及畜產ノ、則定ニ其療レ病之方ヲ、とも見えて、上代には、畜をも、重くせしと也、或說に、これを鬼魅魍魎の類、人家の畜を、忽に病斃れしむる事有り、土俗これを牛馬の疫神といふといへり、これもさもあるべきとなれども、もし然らば民家の災にて、上なる災の類なるを、さは聞えず、これは次なる蠱物と、一つたぐひと聞えたれば、人のなすわざとこそおぼゆれ、

蠱物爲罪

考云、畜仆志より、引つゞけて心得べし、後世もある、狗神といふまじ物なるべし、筑紫又四國などには、今も有といへり、こは皇朝にはなかりしわざにて、本外蕃より來れる故に、西南の國に有也、是も此詞のいと上代の文にはあらざる、一の證なり○同頭書云、飢たる犬をつなぎおきて、味物を見せながら、喰はしめずして、せちに欲する時に、其首を斬れば、たちまち其首とびて、その食物をはむ、その首をいそぎ取て、器にいれて、祝るといへり、蛇をも然すと也、土佐ノ國にては鼬鼠をも爲とぞ、

○後釋、字鏡に、蠱ハ万自物とあり、まじなひ物の意にて、人をのろひ詛ふとて、搆ふるわざ也、中昔の書どもにも、此まじわざの事をり／＼見えたり、上代より有し事なるべし、からぶみにも、蠱毒の事、多く見えて、その造方などをもしるせり、まじ物の罪といはずして、これにのみ、爲といふ言を加へていへる故は、たゞまじ物の罪とのみにては、人にまじ物せられたるも、災にて、罪なるに、まがふが故也、さて畜仆志とこれと一類にして、此二つは、上なる奸の類とは、罪のさま異なるが故に、中間に災の類の罪をへだてゝ、こゝには擧たる也、考に、畜仆志よりつゞけて、一つにせられたる、己もさきには、然思ひつれど、よく思へば、かれは別に一つ也、その故は、罪の名を擧るに、其爲方までを、擧ぐべきにあらず、其爲方はいかにもあれ、蠱物爲にて、足ぬべし、又かの畜仆志、もし此まじ物に係れる事ならば、獸とこそい

ふべきに、畜といへるも、別事とこそ聞ゆれ、さて又此わざを、大神の事ならんといはれたる、それらもまじ物の類の一つにはあれど、必しもそれにはかぎるべからず、然れど皇朝にたかりし事といはれたるも、然らず、まじわざは、二ッにも上代より有し事なるべし、されば此罪條のあるを、此祝詞の、上代の文にあらざる、一ッの證也といはれたるも、あたらぬこと也、

許々太久罪出武

考云、おのづからも顯れ出テ、又古事記にいへるごとく、求め出すも有べし、

○後釋、こは上にもいへる如く、罪の條目の多きをいふにはあらず、大祓の時、國民共の犯したるが、多く出むといふ也、出武とは、古事記に、種々求ぎてあるごとく、大祓を行はれんとして、まづ國人どもの犯したる罪を、探り求るよしに、多くの罪共の、顯はれ出來むといふ也、今の俗語に、吟味すれば、段々出てくるといふ心ばへ也 古ヘ人は、心直かりしかば、身に犯しある者は、問はるれば、大かた隱さずして、顯はし申けむ、然顯はし申て、祓つ物を出して、大祓にあへば、其罪は除こり清まりし也、こは上代の祓のまことの趣也、然るをやゝ後になりては、犯しの有無を問とはなくて、たゞおしなべて、各皆祓への物を出させて、其中に犯しある者も、それにて清まりしなり、然るをいよ／＼後に至りては、然祓物をおの／＼出す事も、やみぬと見えて、たゞそのまねびのかたばかりになれりし也、

上件國つ罪どもの條々、中むかしよりこなた、世々の物しり人たち、古への言のこゝろことばを得ざる故に、あらぬすぢに解きひがへたるをのみおほし、故今わきまへ云べきこと、種々有、まづ都美といふは、都々美の約まりたる言にて、もと都々牟といふ體言なり、都々牟とは、何事にまれ、わろき事のあるをいふを、體言になして、都々美とも都美ともいふ

也、されば都美といふは、もと人の悪行のみにはかぎらず、病もろ〳〵の禍、又穢きこと、醜きことなど、其外も、すべて世に人のわろしとして、にくみきらふ事は、みな都美也、万葉の哥に、人の身のうへに、諸のわろき事のなきを、つつみなくとも、つゝむことなくとも、つゝまはずともいへるは、今の世の俗言に、無事にて無難にてといふ意にて、即都美なくといふ也、中昔の物語書などに、人のかたち、又心ばへなどの、わろきところなきを、つみなしといひ、又萬の事の、わろきながらも、さてゆるさるゝを、つみゆるさるといへるなども、悪行にはあらぬことを、都美といへるは、古意の殘れりし也、又せまほしく、いはまほしき事を、はゞかりて、えせずえいはぬを、つゝむとも、つゝしむともいふ、是も、然すればわろく、いへばわろき事として、つゝみはゞかるなれば、もと同意也、但しこれは、轉りたる末の意にて、本はわろき事のあるをいふより出たり、つゝみはゞかるを本の意として、つゝみはゞかるべき事なる故に、わろき事をも、つゝみといふと心得むは、本末たがふべし、さて右のごとくにて、都美といふは、悪行のみにはかぎらざるを、罪ノ字は、悪行一つにつきて、あてたる字なれば、都美てふ言の、すべての意にはあたらざる也、されば此祝詞にあげられたる條條も、罪ノ字には、かゝはるまじきことなるに、世々の物しり、たゞ此字にのみなづみて、都美てふ言の本の意を考へず、ひたすら悪行とのみ心得たるから、解得ざること多くして、くさ〴〵強たることをのみいひあへる也、さて右のごとく、世に人のわろき事として、にくみいとふたぐひは、みな都美なれば、これに擧たる條々にも、穢と奸と災と悪行と、種種の都美あり、其中に、穢災などは、おのづから有ル事にて、ことさらに犯す罪にはあらざれども、世にゝくみきらひて、わろき事なれば、これらも罪也、然るに諸の注釋どもに、此意をえしらずして、白人胡久美など、又くさ〴〵の災にあふなども、みな悪行をなせるむくひ也と解なせるは、いと物遠くして、いみしき強説也、さて此國つ罪の條々、生膚斷より、胡久美までは、穢を以て罪とする也、己母犯より五條は、奸也、昆虫の災より三條は、災にあふを以て罪とす

る也、末二條は、悪行也、かくの如く類を分て、次第に擧たり、さてかく四種ある中に、祓の要は、悪行をば主とせず、穢をもて第一の罪とす、神祇令に、凡散齋之内云々、不得弔喪問病食宍、亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音樂、不預穢悪之事、また貞觀儀式ノ大嘗ノ卷にも、可忌事六條、弔喪問疾、判刑殺、決罰罪人、作音樂事云々、言語事、【死稱奈保留云々】預喪產、幷觸雜畜死產事云々、預穢悪事云々、行佛法事、擧哀幷改葬事、とあるを以て思ふべし、此中もおほくは穢にて、悪行は一つもなし、又右の預穢悪事の本注に、觸ノ詞所云、天罪國罪之類、皆神之所穢所悪也とある、これにて穢を都て主とすることを、思ひ定めてさとるべし、又かく穢を罪とするに准へて、おのづから有る災も、又罪なることをもさとるべし、又畔放の類をば、下なる畜仆蠱物と、つゞけては擧ずして、中に災の類をへだて、別に擧たるを思ふに、こはひたぶるに悪行の方をとるにはあらで、別に故有て、祓ひ清むべき罪ならん、もしくは是も、穢とするにはあらざるか、そも〳〵悪行の罪を擧むには、猶外に重き罪はあまた有る事なるに、わづかに十條あまりの中に、畔放の類ばかりを立つ事、古事記の仲哀天皇の段に見えたるにも、國の罪の條を擧たる、皆此にして、他罪はなく、又畔の類にては、人の妻を犯したらむなどは、殊に重き罪なるべきに、かれにも是にも、それを擧ざるなどを以て思ふにも、かにかくに悪行のかたをとるにはあらざるにや、又畜仆蠱物は、まさしく悪行をとれりとは聞ゆれど、これはた別に故あるにや、又人を傷ふ罪は、猶外にも、くさ〴〵重きが有べきに、殊に畜仆蠱物をしも擧たるも、故あるべきにや、されば、祓に擧る罪の條目どもは、後ノ世の心を以て、ゆくりなくたゞ悪行とのみ心得ては、たがふこと也、上ノ件のおもむきどもをもて、つら〳〵考ふるに、まづ上代に、もろ〳〵の罪を治むるに、刑と祓と有て、刑ふべき罪と、祓ふべき罪との異ありけむか、その異は、或は重きは刑、輕きは祓にやと見ゆる事もあり、又その重くて刑ふべきをも、罪めて、重き祓を負せられたりと見ゆるも有り、また輕き重きにはかゝはらず、罪の色によりて、或は刑ひ、或は祓を負せたりと見

ゆることもあり、又神事にかゝれる罪は、重きにも祓を負せ、又神事ならねど、神の祟などによりても、其罪をば、祓を負せられたりと見ゆ、これらの事、史に見えたる上代の跡どもを、考へわたして、知べき也、然れば此大祓に舉られたる條目どもゝ、諸の罪の中にて、刑ふべき罪にはあらで、必ズ祓ひ清むべき罪のしなぐ〜にぞありけんかし、然るにやゝ世くだるまゝに、刑のかたしげくなりて、祓を負することは、漸にすくなくなりもてゆきて、中昔に至りては、祓の法は、たゞ神事に預れることにのみ用ひられ、又いよ〜世くだりては、その神事にすら、祓を負する法は絶たる也、さて又古文の常として、すべて何事にまれ、舉べき事は、數多くあるをも、ことぐ〜くは舉ず、たゞ其中の一ッ二ッをつみ出舉て餘をばそれにこめたること多し、祈年ノ祭ノ詞に、民の田をつくる事をいふとて、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄テ、このみいひて、春より、秋稻を取リ收むる迄の、くさぐ〜のわざをば、是にこめたる、すべて此類也、然れば大祓にはらひ清むべき罪も、猶數多く、種々あるべき中に、これにはたゞ十條あまりを舉て、餘は此内にこめたる物也、必これらに限れると思ふは、古文の例をしらざる物也、但し中昔となりては、此祓の詞に出たる條々の罪を、むねとして、神事には忌たる也、大神宮儀式帳に、亦祓乃法定給支、天津罪止所始志罪波、敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剥逆剥、屎戸、許々太久乃罪乎、天津罪止告分、國津罪止所始志罪波、生秦斷、死膚斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人古久彌、川入火燒罪止、國津罪止定給弖、犯過人爾、種々乃令ニ祓物出一天、祓清止定給支と見えたる、天津罪止所始志罪とは、天にして、須佐之男ノ命の、犯し始め給ひしをいへり、さてこれに對へて思へば、國津罪止所始志罪といへるも、皇御孫ノ命の、此御國に天降坐て、始めて大祓の有し時に、此條々の罪共の出たりしなるべし、さて後々まで、其時の條目に依て、是を舉ケ云フ故に、所始志罪とはいふなるべし、心をつくべきこと也、儀式帳は、延暦に出來て、古き書なり、

大祓詞後釋下卷

本居宣長釋

如此出波天津宮事以氐。

考云、皇祖神の御詔を奉りて宣のりごと言也、神代紀に、科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭、而宣之焉、とある是也、こゝの詞の前後にも、これを本に書るもあり、○同頭書云、宣事を、一本に宣事、一本に宣事とある、ともに古へに例なき言也、こゝはりをいふ人あれど、いかゞ也、宣ノ字を誤れると聞えけし、

○後釋、天津宮事とは、高天ノ原なる天照大御神の朝廷にして、行はせ玉ふ儀式にならひて、その如く行ひ玉ふ事をいふ、凡て此御國にして、皇御孫ノ命の朝廷の儀式も何も、皆かの天上の朝廷のにならひて、行はせ給ひし也、宣祝詞に、天津菅麻、天津祝詞などあるも、かゝるくさ〴〵の物も、天津宮にて用ひらるゝ物に、なずらへよるとし也、考に、宮ノ字を、宣に改めて讀れたれども、皇祖神の御詔を奉りて宣のりごと言也、といはれたるは、宣事は、皇祖神の詔事といふとか、又うけ給はりてのる人の宣事か、いとまぎらはしくして、何方とも分りがたし、もし皇祖神の詔ならば、且詔者を擧べきに、たゞ天津宣事といひては、さは聞えがたく、例もなきこと也、そのうへ皇祖神の詔によりて下する事は、云々の詔旨とこそいへれ、宣事とはいへるは、例なきこと也、もし又うけたまはりてのる人の宣事とするときは、下に天津祝詞の太祝詞事を宣れとあると、同じことの、揃く重なりて、文のとゝのはず、然ればいづれにしても、宣事にてはあ

たりがたし、又天津宮事といふを、例なきとゝいはれたれども、などか然いはざるべき、聖武天皇の大御詔に、千尋葛藤高知天宮姫命と稱申ヶ給へるも、天津宮といふことのあるを以てなり、

大中臣

考云、天ノ兒屋ノ命より始めて神事を掌る官を、中津臣といふ、その津於を約めて、奈加登といふ也、これ神と君との中を取て、宜く申請ふよし也、齋のみこを奉入詞に、御杖代止進ァ給ふ御命チ、大中臣茂桙中取ヶ持テ、とある是也、又舒明天皇紀に、大臣ノ所遣群卿者、如ニ嚴矛取レ中事ノ奏請人等也とあるも、事は同じ、さて大中臣といふは、すべて天皇の大御事にかゝるをば、大某といふ例にて、御巫をも、神祇官なるをば、大宮主御巫といふと同くて、なべてたゞ諸の神に仕奉るにはあらで、神祇官にして直に神と君との御中を奏シ請が故に、大中臣とはいふ也、古へ大政をすべ掌れる人の、連のかばねなるをば大連、臣のかばねなるをば大臣といへりしも、大といふと相似たり、但し大連大臣は、かばねにつきていひ、大中臣は、わざにつきていふ也、○同頭書云、此中津臣の職、天ノ兒屋ノ命の子孫相傳へ來て、つひに中臣氏となりたり、此詞又かの齋王奉入時詞なる大中臣は、古へのごとく、神事を掌る職につきていへる也、中臣氏といふにはあらず、○又云、中臣氏となりて、又後に神護景雲三年の詔に、因ニ神語有ニ大中臣一、而中臣朝臣清麻呂云々、賜ニ姓大中臣朝臣一と、續日本紀に見えて、大中臣氏といふは、これより也、かくて後までもなほ、官の中臣と、氏の中臣との分ちあり、さて右の詔に神語とあるは、即チ此大祓ノ詞のこと也、是を神語といへるよしは、上に委ク云るがごとし、

○後釋、中臣といふ職のよしは、考にいはれたるが如し、但し此名は、中津臣のいひにはあらず、中取臣のつゞまりたる也、さて考にいはれたるごとく、後まで、職をいふと、姓をいふとの分ち有リ、然れども中臣氏の人は、即チ皆中臣の職にて、

とり分てそれとておかるゝことはなし、故、職員令の神祇官の下にも、神部三十人、卜部二十人などはあれども、中臣と
いふ者は、擧られず、式にも、卜部をおく事は見えたれども中臣をおくといふことは見えず、中臣などいふ職も、即チ
中臣氏の女也、又中臣ノ官といへるとあり、そは中臣氏の中に、神祇の副祐史などの官にてある人をいふ也、さて又大
なをへて、大中臣といふとも、号にいはれたる心ばへなり、もろ〳〵の巫（ミカムノコ）の中に、神祇官の八神を祭るをば、殊に
御巫（オホミカムノコ）といふと同じ、祈年祭ノ祝詞に、座摩（ヰカ）御門生嶋などの巫をば、御巫（ミカムノコ）と書キ、神祇官のをば、大御巫と書る是也、
さて考に、大宮主の御巫といはれたるは、舊記に、大宮主御巫とつゞきたる文のある、そは大宮主と御巫と二つをいへ
るなるを、一つに心得誤られたるなり、大宮主の御巫といふものは、あることなし、

天津金木（アマツカナギ）

考云、天津とは、其本天つ神事なれば、崇みていへり、金は借字にて、金木は、齊明天皇紀に、兵皆前役ニ以テ椿（ツカナキ）戦フ
とある、椿は若木を棒としたるにて、椿（ツカノキ）之木といふ意也、大きならで、手に取ばかりなる木をいふ也、其つかなきのつ
を略きて、かなきといふ、孝徳天皇の御哥に、舸娜紀都該（カナキツケ）、阿我柯賦古麻播（アガカフコマハ）、比枳涅世儒（ヒキデセズ）、とあるも是也、小木を
馬の足に結付て、ほだしとするをいふ、ひきでせずは、引出不爲也、万葉五に、馬柵越爾（マセゴシ）、麦咋駒乃（ムギクフコマノ）、ませと馬柵と書
るもひとし、或人、今も東の國人は、小木の枝を、かな木といふといへり、又遠江人の語に、やしむかなを目につくと
いふも、小（チヒサ）しと嬢しむ若木（カナギ）の芽（ノ）に、目を衝（ツク）といふ也、さてその若木の末を切りたるを集めて、中を結て、前の置座（オキクラ）と
する也、○倭名抄刑罰具部に、鉗【和名加奈岐】以（ハ）鐵束（ヲ）頸（ヲ）也、又云、釱【和名同上】脛鉗也、こは後の事なれど、其事をかくいふ
ことあれ、この名は、ほだしにも、小木を用ひたりし故に、鐵にて造れるにも名はある也、然るを此詞には、こゝを

も、刑具として、本末をきるは、其刑具を破りて、今より用ひざるを示すといひ、菅麻を割も、解てすつるといふは、からに依たるひがごとにて、凶も穢らはし、刑具を祓柱の置座にしたりし事、何にも見えず、もとより穢れたる物を、用ふべきことにあらず、

○後釋、金木の事、考の說の如し、文選東方朔が文にも、以レ筳撞レ鐘と有て、注に、筳ハ小木枝也といへり、さて甞に、つかなきのつみ畧きて、かなきといふといはれたるは、本末たがへり、孝德天皇の大御哥、又此祝詞にいへるなども、みな加那紀なれば、これぞ本よりの名にて、かの齊明紀に、棓を都加那紀と訓るは、操加那紀といふことにて、手に取リ持チて戰ひなどする、今ノ世の棒也、神名帳に、大和ノ國宇陀ノ郡、都賀那木神社といふあるも、此物によれる神ノ名にこそ、加那紀は、細キ木のすべての名なるを、其中に手に取リ持ツかなきを、操かなきの意にて、つかなきとは云也、さてかの大御哥に、きをば紀と書たれば、淸音也、濁るべきにあらず、さて又和名抄に、刑具の鉗鈦を、かなきとしたるは、甞にいはれたるごとく、もとは小木を用ひたりしが、後に鉄にかはりても、名は古ヘのまゝなりし也、然るにこゝの金木を、刑具と心得たるは、末の物によりて、本の名を誤れるなり、

本打切末打斷氏

考云、本末をば切捨て、中らのよき所を、物の置座とするをいへり、こは次の天津菅曾乎云々と、對へていへる文也、古事記淸寧天皇ノ段に、五十隱山三尾之竹、本訶岐苅、末押靡云々、弘計ノ天皇紀に、石ノ上振之神榲、伐本截末など、古文の例也、

○後釋、切も斷も、同じことなるを、言をかへていふは、文なり、さて此次に、置座に造る事をいはでは、言たらぬ如

くなれども、造るといはずして、たゞに千座ノ置座に云々、といひつゞけたるは、古文のさまにて、かくさまにいへる例多し、

千座置座　附　置足波志氏

考云、置座は、右の加余伎也、木工寮式の、八座置四座置ノ條に、以レ木爲レ之、長者ハ一尺四寸、短者ハ一尺二寸、各具ニ八枚ヲ爲レ束、名ヲ稱ス八座置ト、長短各具ニ四枚ヲ爲レ束、名ヲ稱ス四座置トあるは、其ころは、割木を用ひたるか、上代には楉木を用ひたりし故に、かなきとはいへり、されど此式に依て、上代の置座の形を知ルべき也、置足ハはしとは、贖物を多いとく置をいふ、神代紀に、科ニ之以テ千座置戸ヲ、遂促徴ヲと云々とある是也、後世には、罪の重き輕きによりて、贖物を出さするに、上つ枝下つ枝などいひて、贖物の數に、多かりしなれば、くはしくは格式に見えたり、

○今按、置座は、人々の出したる贖物を、取集めて居置ク臺也、其形は、木工寮式に依れば、身にいはれたるごとく、細き木の木末を切去りたるを、束ねて結ひたる物と聞ゆれど、さてはさる者をいくつもつらねならべずは、物を置得ニは有しがたかるべし、故レ思ふに、木工式に記されたるは、後の事にて、たゞそのかたばかりを殘したる物なるべし、上代の置座は、別に造りざま有けむ、そは思ふに、細き木をならべ編て、机などの如く造りたる物にや有けむ、くはしきは知がたし、千座とは、その置座の數の多きをいふ、置足波志とは、置滿るをいふ、さて祓物といはざれば、置足ハ何物とかにか、聞えがたしと思ふ人あるべけれど、上に許々太久乃罪出武とあるにて、おのづからその祓物を出す事は、いはでも聞えたれば、こゝもおのづから其祓物を置ク事と聞ゆるは、古文也、さて此置といふ言、たゞ居置にてもよろしけれど、万葉十一の歌に、あはなくに夕トをとふと、幣に置に、吾衣手は又ぞつぐべきとある、結句は、又つゞきて幣

に置ッべしといへるにて、此置クといふと、今の世に、物を質に漬すを、質に置クといふ置ッと同じて、同じ意に、奈良の手向に置幣者、などある類も、幣に奉ることを、置クとはいへりと聞えたれば、置座の置も、物を贖ッ物に出すを、置ッとはいふなるべし、

天津菅曾

考云、菅は、笠にもする菅也、此物を祓に用ひしことは、万葉巻十四に木綿手次、可比奈爾懸而、在天、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、また巻十五に、其佐保川丹、石爾生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、また神樂哥に、奈加止美乃、古須氣乎、佐紀波良比、伊能利志古登波、などある是也、古ハ祓には割たる菅を手に取持て、塵などを掃ふが如きわざをせしなりけり、かの万葉十四の哥の詞、祓するさま見ゆるがごとし、さて此草を須氣といふは、穢を掃ひ放る故の名也、万葉に、眞菅よし曾我の川原、山菅のそがひなどつゞけたるは、すげとそげと同じければ也、さて菅曾の曾は、すべて割て作る物の名にて、佐伎の約志なるを、曾と轉じいふ也、木綿も　楮の皮を割作る故に、万葉二に、眞蘇木綿といひ、麻の佐も、曾に通ひて同言也、菅も、常にはたゞ菅とのみいふを、祓には、割て用る故に、菅曾といへる也、さて古書共に、祓物くさ〳〵載たる中に、菅は見えねど、これを祓に用ふといふを、疑ふ人有べけれど、祓柱は、國の郡領以下戸々より出す物也、又式に、大祓に用る物共をば皆舉て、祝詞ノ料の布ノ短帖までも見えたるに、詞を書ク紙筆をのせざるが如く、菅は、祓奉仕る官人一人の手にとる物にて、又齋て作る物にもあれば、其人のみづからなす故に、舉ざる也、○同頭書云、古に祓に菅を用ひたりしよし、右のごとく万葉などの哥を引て、あかしたるを、或人の難じし、哥は用ひがたしといへるは、いかにぞや、古への哥は後

世のことは異にして、ことさらに設てよむともなければ、いと正しき物也、ただし書は、或は傳へを誤り、或は言を加へなどもしたるを有て疑ふべきこともあるを、ただ古への実をしるべき物は、哥にこそ有けれ、〇又云、麻は青割にて、白栲に對へたる名なり、栲を白幣、麻を青幣といふにてもしるべし、

〇後釋、祓に菅を用ると、哥にいはれたるなどし、須賀須賀といふ名は、此草、もとより清浄きよし有て負る賦、さる故に祓にも用るにや、又は清々しの通ふ故賦、いづれにまれ、清き意に取て用る也、哥に、穢を掃ひ放る故の名といはれたるは、ひがこと也、哥に引れたる万葉の哥の、曾我比向などは、賀濁音にて、須賀と音の通ふを以て、ことごとくいはれたれ、賀の濁は、清音なれば、通ふよしなきをや、菅曾の曾は、佐乎のつづまりたるにて、緒なる物を、何にまれいふ名也、さて佐は、眞に通ひて、眞緒の意也、かくさまにいふ佐の、眞に通ふよしは、別に委云り、さて麻をも曾といひて、即麻をも曾といふと同じ、是にても、曾は佐緒なることをさとるべし、万葉九に即、直佐麻ともあるは、直麻なり、菅曾といふも、菅を細くさきて、緒にしたる物なる故也、菅眞緒の意也、哥に、割の約志なるを、曾と轉じいふといはれたるはいと物遠し、引れたる万葉の眞麻木綿も、眞佐緒木綿の意也、割たるよしにはあらず、然らば、佐を眞の意とする時は、眞佐と同じことの重なるはいかがと思ふ人もあるべけれど、眞と佐とは、意は通ひて同じけれども、言は異なる故に、同意の言を重ねしもいふと、万葉に、さはに多みとなどもあるが如し、正しといふ言も、眞佐しにて、是を重ねたる言ぞかし、麻を、青割といはれたるも、信がたし、眞佐はこれ菅の事にもあらむか、さて又式に、大祓の用物を集たる中に、此大中臣の取持菅曾も、必あるべきに、無きは、此祓詞の文のままなる故に、此事あるを、今京となりてのころは、この菅曾をとり持事は、既く止て、なかりけるにも、あるべし、此外にも、祓のわざ、古とかはりし事多きぞかし、もし古へのごとく用ひたらむには、必式に載らるべきを、

也、考に、此物に、其人のみづからなす故に、罪とする也といはれたるは、いはれず、此物をはあてみづから作るべきにあらず、又詞を書ク紙筆とは、同じ例にいふべき事にあらず、

本苅斷末苅切氏。

考云、金木と言を對へていへり、

八針爾取辟氏

考云、八は彌つにて、菅をこまかに割をいふ、そは針にてさくものなる故に、八針とはいへり、刀を用る物を、いく刀に切ルといふと同じ○同頭書云、これを或は麻を八方に引て、天の四方八面にたゞとふといひ、或は刑の繩を解キ捨るたとへ也などいふは、から國の意に依て、陰陽師などのせしわざなるべし、然るを後には、實にさるとこや思ひけむ、江家次第などにもさるわざの見ゆるは、いかにぞや、

○後釋、大神宮儀式帳に、百張蘇我乃國、五百枝刺竹田乃國と見え、熱田ノ社ノ寛平ノ縁起に、倭建ノ命の御哥に、麻[illegible]乎波理乃夜麻等云々、これを合せて思ふに、蘇我は、菅の意につゞけたると、眞菅よしそがの川原などのどし、麻蘇我も眞菅也、さて百張といひ、尾張とつゞけるは、ともに菅につきたることゝ也、されば張とは、菅の茂く生たるをいひ、それより轉りて、その葉一條二條を、一張二張などいひしにこそ、そは菅のみにも限らずいへるにや、書紀ノ天武ノ卷に、麻一條とあるも、多は添ヒたれども、同じ張歟、これらを以て思へば、こゝも針は借リ字にて、菅の葉を細く數條に割よしならむか、針もて割クを、八針爾といひては、言にがへり、又いく刀に切ルといふとは、事異也、もし其例

とするときは、針を八度田ひできく事になる也、さて此次に、此営をとりもつ事をいふべきに、畧けるは、例の古文にて、上の金木を置座に造ることをはぶけると同じ、

○なほ云、或人のいはく、岐には、一撫一吻の事有、解縄のわざあれば、それに依てぞ、伊吹放佐須良比、輔綱解放、天津金木、八針などいふ言は有けむと、眞淵云、既にいへるごとく、岐財綵のはじまりは、神代にあるを、右にいふが如きわざは、古書にいさゝかも見えたることなければ、後に添たるわざ也、大御手もて撫給ひ、大御息を吹かけ給ふ事は、古くより有もしけむ、されどさすらひを、摩ることには取べきにあらず、又金木を刑具とするも、ひがことなるよし、上にいへるが如し、江家次第に、八省東廊の大祓に、卜部着ㇾ座、臨ㇾ祝詞及ㇾ八張ㇾ解ㇾ縄了、祝了云々、又平野祭に、宮主奉仕祓詞といふ所の細書に、到敍清之處、以ㇾ人形ㇾ令ㇾ吻給、到ㇾ中臣祓【詞ノ字落】八張取割之處、解ㇾ縄結畢、宮主退出とある、これらは中ごろ陰陽師などの、附そへたる事と見えたり、凡後代の人、皇朝の古書をばよくも見ず、なまじひにから國の書を見しゝ、みだりにわざを附会せ、私の説をなして、古を強あり、から書をかすれて、古へをよく學ぶべきにこそあれ、

天津祝詞ノ太祝詞事ヲ宣ㇾ

古言、事は言也、古書には、言ノ字ニ事ノ字ヲ、相通はし書る、つねのこと也、さて此大祓ノ詞は、既にいへる如く、清御原ノ宮などのころ作れゝども、神代の事をむねと擧いひたれば、天の岩戸の前にて、兒屋命の宣ㇾ給ひし詞に准へて、天つのりとゝはいへる也、かの神護景雲三年の詔に、神語とあるは、即此詞をさし、道饗鎭火の祭など、卜部の申す詞も、文は後のなれど、事は神代の傳りまゝなれば、天津祝詞の太祝詞事とあるにて知べし、さてこゝに大中臣とあれし、国

座菅會の事を擧て、祝詞を宣とあるは、其中に、大中臣の下に在て、祓のわざをする卜部などをば、こあたる文と思ふ人あらむか、然らず、ことも〱卜部の卜をなし、祓をなすことは、大寶令にこそ定められたれ、上代にはあることなし、古事記日本紀に見えたる如く、萬の神事は、皆中臣と忌部の神祖たちぞ、執行ひける、されば此文も、上代さまを以て書たれば、たとひ當時は中臣の人貴くて、下司にわざはせさすとも、なほ大中臣のすべきさまにこそはいふべけれ、後の事はいふべきにあらず、〇同頭書云初の條にいへるごとく、のりとに祝詞の字は、ふくもかなはず、清御原ノ宮の御時などは、既に此字を書けんか、なほ後にぞかくから風には書なしつらむ、古事記の如く、天津詔戸の布刀詔戸言とこそ書べきわざなれ、又云、或人、祝詞は神に告る言也、是は人の身滌祓の事なれば、祝詞とはいはず、たゞ詞とのみいへり、されはこゝに天津祝詞とあるは、別に神代より傳はれる言あるならん、といへるはひがこと也、此文上に、皇祖神の詔を擧て、こゝに至りて、ふとのりとゝいへる、いかでか詔詞ならざらむ、かの祝詞の字、又賛辭と注したるなどをのみ守りて、詔賜言の意なることを心得ざるは、いかにぞや、

〇後釋、能理斗碁登は、宣説言也、其田古事記傳に委云り、すべて能流といふ言は、廣くして、上へ申すにも、下へいひ聞すにも、つかふ言なるを、詔ノ字宣ノ字などは、上より下へいひきかす方につきて當たる物也、凡て皇國言と漢字と、全くは合ハざるを、かたへの合へるところにつきて、當たる多し、必詔宣などの字にのみ泥むべからず、万葉に、告ノ字をも謂ノ字をも、能流に用ひたるを思ふべし、斗久も、同じことにて、上へ申すにも、下へいひきかすにも用ふる言也、是も説ノ字には泥むべからず、かくてのりとごとは、神に申す詞也、言を省きて能理登とのみもいふ、天津は、天津金木、天津菅曾などの例のごとし、太は、あでたきを美稱いふ詞也、太占太玉串太玉ノ命など、皆其意なり、多布斗といふ言も、尊貴などの字を當たるは、例のかたへの意にて、もと太に多を添たるにて、同意也、故ㇾ万葉哥には、お

でたきよを、たふこしとよめる多し、さて祠は、詞のうるはしきをめで給ふことなる故に、凡て祝詞は、詞を美麗くつゞる物なれば、ふとのりとごといふ也、さてこゝにいへる太祝詞事は、即大祓に、中臣の宣る此詞を指る也、さて既に上に引れたる如く、神代紀に、須佐之男ノ命に、解除を科せたる處に、乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而宣之焉、これ皷の祝詞を中臣の宣ことの本也、四時祭式に、六月晦日大祓云々、右晦日申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、卜部讀祝詞。【事見儀式】とある、卜部は、決めて中臣と有しを、後人思ふところ有て、私に卜部と改め書たるにし、いふもさらなる也、事見儀式とある、儀式にも、中臣讀とこそ見えたれ、其外神祇令にも何にも見えて、中臣の讀とは、まがひもなし、これを卜部と讀といふは、さらになし、さて宣讀といふは、仰する言なれども、こゝは神をさすにはあらず、然れどもかならずしもいふべき語はこの也、夢の例にいひ、乃里刀其里といふ言の意は、神皇親高木ノ神の詔し賜ふを承て、兒屋ノ命の、天ノ岩門の前にて、宣申たまひしは、古事記に、詔戸言と申たり、然れば乃里は、日祖神の、太詔刀乃里也、言は辭字にて、里と宗る所なり、その多倍を約れば古たるを刀と轉しいふ也、古俊の常也、といはれたるは、いさゝか信がたし、これ能理といふ言を、必詔字などの意と、思ひ泥まれたる物也、詔言は、名に云るごとく、上へ申すにもいふ言にて、告字なるを、告、即告刀とも古書に書て、祝詞の能理は、神に申すよしの言也、決て詔命の意にはあらず、古事記は、殊に文字の意に拘らず書る書なれば、詔戸と書るに、拘はるべきにあらず、そのうへかの天ノ兒屋ノ命の、天ノ石屋戸の前にて、宣ひし祝詞も、皇祖神の詔命を承てといふこと、古事記にも書紀の傳へごとにも、見えたることなし、すべて神代の事共は、皇祖神の詔命によれることなく、皆八百萬神の議て、相議りてなしたる事也、古事記傳に見て知べし、其時の祝詞、皇祖神の命を承て宣といふこと、物に見えたることなし、又皇祖神の詔命に、物する事をば、某の命以てとこそいへれ、そをつゞきていへる例もなきこと也、ただ

ひ皇祖神の詔をうけて宣ればこそ、其ノ奉れる人の宣詞を、直に詔賜言とはいかでかいはむ、もし是を皇祖神の詔賜言とするときは、こゝの語、皇祖神の詔し御言のまゝを、口うつしにそのまゝまねびいふことゝなるをや、かくのごとく考には、のりとごとの本の意を、思ひ誤りて、皇祖神の詔賜言と定めて説れたる故に、すべてあたらぬこと多くして、祝詞の字をも、かなはずといはれたれども、此字はのりとごとによくかなへる字也、書紀に又、大詔辭とも書れたる、詞ノ字は、告曉之熟也と注せり、これにても、詔賜言の意にあらざることを知べく、又此同じ事を、神祝ともある、それにも、詞ノ字を書たるにても、祝詞の字のかなへることをしるべし、とも〳〵文字に泥むまじきは、もとよりのことながら、又書紀などは、文字によりて、其言の意をしるべきも、おほきぞかし、

如此久乃良波天津神波天磐門乎推披氐天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氐所聞食武

後釋、天ノ磐門は、たゞ天津神のましますの殿の門也、磐といふは、上文なる天ノ磐座の類にて、堅固きよしの稱也、御門ノ神の御名を、石眞門と申すも此意也、伊頭乃千別爾云々は、下なる伊穗理乎搔別と、同じ心ばへなり、但し千別は、こゝにはいさゝか心得ぬ詞也、所聞食武とは、大中臣の宣申す、此祓の祝詞を、きこしめしいれむといふ也、

國津神波高山之末短山之末爾上坐氐

考云、短山を、みじか山と訓るは、よろしからずと、荷田ノ大人のいはれし、まことにみじか山といふ言はなし、故ニ考るに、古事記に、迦具土ノ神の殺されし身、八つの山つみとなる、其頭になれるは、正鹿山つみの神、次に胸になれるは、淤縢山つみの神云々と見ゆ、然れば短山は、淤縢山にあたれば、然訓べし、末は山の上也、麓を山本といふに對へり、

〇同頭書云、高は低きに對ひ、短は長きに對ふ言なるを、こゝに高山に對へて、短山と書るは、みじかとはよまぬとをしれる、古人の筆也、

〇後釋、短山は、字のまゝに美自加夜麻（ミジカヤマ）と訓べし、高きに對へて、みじかといふは、中昔の言に、貴賤を高きみじかきといへるをおほく、源氏物語に、位みじかくてとある注に、河海抄に、位卑（クラヰミジカク）叙令としるされたり、今の昔の本に、然と訓りけん、又書紀天智ノ卷に、卑地をみじかきところと訓り、これらを以て思へば、古より、低きをみじかしといへる也、今の意にたがはず、もし古に低きをみじかしといふとなくは、何のよしにか短山とは書べき、漢文に高と短と對へいへる例もなきに、短と書るは、古言みじかやまなりしが故也、然るを短山とかけるは、みじかとはよまぬとをしれる筆也とは、うらうへの違ひ也、凡て祝詞の文字は、大かた訓べきまゝに書る物にて、漢籍古記などのごとく、むつかしき義理を以て、あらぬ字を書ることはなし、されば若し淺籬山ならんには、必短とは書まじき例也、淺籬山の事は、古事記傳五の卷にいへり、もとより短山にはあたらぬ言也、なほいはゞ、高きに對へてみじかといふとにしもなれば、高きに對へて、淺籬といへる例もかつてなきことなるをや、

高山之伊穂理短山之伊穂理撥別所聞食武

〇云、伊穂理は、雲霧をいふ、そは其山の氣のたちのぼるなれば、氣登（イキノボリ）といふを、略きたる言也、常に煙にいきりといひ、物のいきほひあがるなどいふも、皆氣のおこり立をいひて、同じ古言也、さて此穂は、もと濁音なるを、後世伊乎利（イヲリ）の如く唱るは、誤也、伎の濁を乎といふ類あること也又思ふに、五百霧（イホキリ）を略きて云るにも有べし、いづれにても雲霧

〇同頭書云、一本に伊惠理とあるは、理なし、穂の偏の落たるなるべし、廬の意として、神社をいふといへるは、あ

らぬと也、廬も神社も、搔別といふべきよしなければ、古言をことく道にたがへり、

○後釋、伊穂理は、考に云れたる如くにて、雲霧の類をいへる也、但し氣鬱の鬱といはれたるは、ひがこと也、又五百霧と見られたるも、いとわろし、たゞ俗言にも、煙などのいぶるといふと同くて、凡て物のおぼろにして、明らかならざるをいふ言也、いぶかしおぼろなども、伊煩伊夫淤煩みな通音にて、本同言也、萬葉に、おほゝしくいふせしいふかしなどいふ言に、欝とも欝悒とも書る、こゝは雲霧などの立へだゝりて、欝しきをいふ也、萬葉四の巻に、朝居雲乃欝、十の巻に、春霞山棚引欝などあるを以て心得べし、さて穂の唱への清濁の事、おぼろおほゝしいぶかしいふせしなどの、保も布も、今はみな濁りて唱ふれども、古は皆清しにや、万葉に、多くは清音の假字を用ひたり、然れば此伊穂理の穂も、清てよむべきか、されど濁るもあしからじ、さて上に八重雲を別てといひ、こゝにかくいへる、ともにかゝる類の物の立へだてゝ障るを、わけはるかして、さだかに聞しめさむといふなり、又山に上り坐てといふも、高き處にては、物のよく聞ゆるが故なり、又高山とのみにても足れるを、短山ともいへるは、古語の文なり、下なるも同じ、

如此所聞食氏波

後釋、氏波は、而有者の意にて、波は濁音也、下なるも皆同じ、此辭万葉に多くして、濁音の婆ノ字を書り、然るを後世には、氏婆といふを、聞なれぬ故に、皆婆を清ミて、而者と一つに混じたり、はを清ムときは、而者の意、濁るときは、而有者の意にて、差別ある辭ぞかし、

皇御孫之命乃朝廷乎始氏。

考云、みかどゝは、先ッは宮城門の内をいへど、こゝは京城門の内までを、兼云ッとすべし、次に四方ノ國をいへればなり、

○後釋、朝廷は、たゞ朝廷なり、考の宮城門京城門のさだは、かなはず、凡て美加度といふ名は、其本は大宮の御門より出たるとなれども、古よりたゞ朝廷の字の意にいふは、常の事にて、必しも御門にはかゝはらず、もし御門の意とせば、こゝは朝廷乃内乎始氏といはざれば聞えず、御門乎といひては、たゞ御門の内の事になりて、其内のそとにはなりがたきをや、

天下四方國爾波罪止云布罪波不在止

考云、諸人の罪の多少にしたがひて、祓柱を出させて、天つ傳へのまゝに、太詔戸言を宣らば、天地の萬の神たち明らかに聞し給ひ、うづなひ給はむ、然らば其罪は、祓ひ捨、身滌して、流す物と共に、みな失て、今より後、天の下に、遺れる罪はあらじと也、

○後釋、罪止云布罪者とは、罪と云かぎりの罪は、一つものこさず悉くといふ意也、不在は、皆消失て、のこりあらじ也、さて此大祓は、百官のなれば、天ノ下までは、いふべきにあらざるに、天ノ下四方ノ國とまでいへるは、上にもいへるごとく、此祝詞は、天下の大祓の祝詞なるを、百官の大祓にも、そのまゝ兼用ひらるゝ故也、上に、國中成出天之益人等我云云とあるも、天下の萬の民をいへり、

科戸之風乃

考云、紀に、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也、とあるを以て、後にしなとは風とはいふ也、○同頭書云、事を略きて、科戸の風といふは、必上代の言のまゝ、一つの證也

○後釋、考頭書にいはれたると、あたらず、事を畧くとは、かの神ノ御名の邊、もしくは彦といふことを、畧けりとにや、凡て神の御名もこゝによりて、省きて申すも、上代よりあると也、少名毘古那ノ神を、神功皇后ノ御哥には、須久那美迦微とよみ給へるがごとし、そのうへ是は、科戸もとより風のことにて、そを其神の御名に負せまつりしも知がたし、そもゝゝ此神ノ名、古事記には、志那都比古とあれば、級長は志那と訓べく、戸邊は女の名に例多し、さて此祝詞に、科戸とあるに合せて思へば、神名も志那斗々辨なるを、同音の重なる言は、一つ省く例多ければ、斗を一つはぶきて、志那斗辨とは云なるべし、されば級長津彦の津も、之に通ふ津にはあらで、斗の通ひなるべし、かゝれば科戸といふも、必しも畧ける言ともいひがたきを、いかでか上つ代の言にあらずとは定めむ、

天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久

考云、御は、或はほむる辭、或は強くいふ辭也、御霧は、深き霧のよしにて、強くいふ也、○同頭書云、御を深きとに云は、轉したる用ひざまなるを、後世に、御山を深山と書くなどは、古へになきことにて、行過たる書ざまにて、言の本をしらざる、後ノ人のしわざなり、

○後釋、御霧は眞霧にて、さ霧といふと同じ、さ衣さ夜さ筵などのさは、みな眞と同じきと、是にてもさとるべし、朝風夕風は、あさかぜゆふかぜと訓べし、之字のなきは其故也、

大津邊爾居大船乎。舳解放。艫解放氐。

考云、大津は、八百の船の泊る湊也、舳の下艫の下に、綱ノ字のなきは、落たる也、

○後釋、大津邊は、おほつのべと訓マむも、あしからねど、猶おほつべと訓べし、居は、泊り居ルをいふ、万葉十四に、

佐吉多万能、津爾乎流布爾乃、可是乎伊多美、都奈波多由登毋、許登奈多延曾爾、舳解放云々とは、泊り居たるほどは、舳纜を繋ぎおきたるを、解放つ也、考に、舳綱艫綱と、綱字を補ひて、此字のなきは、落たる也、といはれたれど、式の本にも、朝野群載に出たるにも、綱ノ字はなし、私の本共に、此字のあるは、後の人の、さかしらに加へたるものなり、こは綱とはいはでも、よく聞ゆることなるをや、

大海原爾押放事之如久

後釋、萬葉六に、大海乃原、とあるに依て訓べし、押放は、おしはなち出すなり、

彼方之繁木本乎

考云、繁木は、山に有て、山は都より必ず遠なるよしにて、彼方之といへる文、めでたし、万葉に、山遠き京爾志有者とよみ、又彼方の赤土少屋とよめるも、都はなれたる山里の意也、○同頭書云、或人、此彼方を、地の名といひ、又遠きをいひて、近きを兼たりなどいふは、ともに文をこゝろえぬ說なり、

○後釋、彼方は俗言にあなたといふと也、凡てをちこちは、あちこちといふとにて、もと彼此の意なるを、遠近とも書くは末也、さてこゝに彼方之といへるは、たゞ打見渡したるところをいひて、あなたのといふ也、[illegible]に、鳥智可抱能、阿要努能根々始云々、万葉二に、大名兒、彼方野邊爾、苅草乃、束間毛、吾忘目八、また十一に、彼方之、赤土少屋爾、[illegible]床共所沾、於身副我妹、古今集に、うち渡すをち方人に物申す我云々、などあるみな同じ、万葉十一なるは、上の句は、四の句をいはむための序のみ也、思ひまがふべからず、さて又かの國に草かるわらは云々といへるも、かの國にあなたといふとにて、をち方のといふも、是に同じ、又万葉七に、眞玉付、越乞兼、十三に、息長之、

遠智能小菅なども、をちは、地ノ名にはあらず、彼方の也、さてこゝは、たゞ繁木が本にて事たれるを、彼方之といへるは、いたづらなるに聞ゆれども、かくいふぞ古語の文にて、右の齊明紀、又萬葉の哥どもなるも、皆同じ、考へ合せてしるべし、考に都より遠なるよし也といはれたるは、右の古哥どもの例を、考へ合されざる物也、繁木が本の本は、末に對へていふ本とは、いさゝか異にして、たゞ木立をいふ也、師の説に、木立を本といふ、木の數をいく本といふも是也、楉も繁木也、孝徳天皇紀に、模騰渠登爾、播那波左該騰模、万葉十四に、於布之毛等、許乃毛登夜麻乃、これらみな本とは木をいへりといはれたるがごとし

燒鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久。

考云、燒鎌とは燒て刄をなす故にいふ、万葉十八に、夜伎多知遠刀奈美乃勢伎ともあり、さて燒は此万葉によりて夜伎と訓べし、夜以とよむはわろしすべてかくさまの伎を以といふは、半言にて雅言にあらず、敏は利き也、砥にあらず、さて古事記倭建命の御哥に、比佐迦多能、阿米能迦具夜麻、斗迦麻邇佐和多流久毘、比波煩曾云々とあれば、こも古言を用ひたる物也、

〇後釋、燒などの類の伎を伊といふは、音便にくづれたる、後世の言なれば、古書をよむには、すべて用ふまじきこと也、さて物の譬をいふに、後世にはたゞ云々の如くといふを、こゝに擧たる四つの譬へみな、云々の事の如くと、事之といふとを添ていへる、これ古語の例也、古書どもに、物のたとへをいへる所々を見渡して知べし、さてこゝに、かくのごとく大かた同じさまなるたとへを、四つまで重ねて擧たることは、祓によりて、罪穢ののぞこり清まるとの、すみやかにのこりなきとを、たしかに顯はさんために、かへすぐ\いへるにや、又思ふに、此次々、瀬織津比咩云々より、速佐須良比咩云々までの、四つの事共に、配當たるにもあらむか、そは科戸の風の云々は、大海ノ原に持出るをた

とへ、朝之御霧云々は、持可々呑をたとへ、大船云々は、根國に氣吹放をたとへ、繁木が本を云々は、さすらひ失ふをたとへたる歟、かくいふは、あまりくだ／＼しけれど、かの次第も四つなるに、此譬へも四つあれば、こゝろみにおどろかしおく也、

遺罪波不在止

後釋、遺は、能許流と訓べし、のこれることなはわろし、上に罪と云罪は不在とといひて、又こゝにかく、いへるは不在とといふと重なりて、つたなく、語ことのは煩はしくなれど然らず、かく同じことを又いふぞ、古語の例なる、又上には、罪といふ罪はといひ、こゝには遺る罪はといへる、上は祓たまひ聞しめし入るゝによりて、失るをいひ、こゝは、のこりなくなる程をいひ、つゞけていふ故に、遺罪はとは云なり

祓給比清給事乎

考云、物をよくなし得るを、給ふといふ

○後釋、考に、物をよくなし得るを給ふといふといひ、又他に、給はたねらふ也ともいはれたる、ともに心得ず也、これらの給といふ言のつかひざまは、猶よく考へて定むべし、こゝなどは、公事なれば、上より祓ひ清め給ふと見れば、聞ゆるを、さはあらで、聞えがたき所ある也、

此ぞ、こゝ罪に、諸人の犯したる罪咎をさしていふ也、つねにたゞ輕く論じいふ事にはあらず、是を罪事と見されば、下の大海原に持出云武、と云可々呑氏牟などいへるにかなはず、心をつけて見べし

高山末短山之末

考云、二たびかくいひて、事を轉せるは文の例也

〇後釋、考の説たがへり、こは言は同じけれど、同じ事を二たびいへる例にはあらず、上なるとは異事にて、いさゝかもあひあづからぬとなるをや、

佐久那太理爾

考云、廣瀬祭ノ詞の下にもいへるごとく、久那の約加なれば、逆垂也

〇後釋、廣瀬祭ノ祝詞にも、山々乃自レ口、狹久那多利爾下賜水ヲとあり、佐は例の眞にて、眞下垂也、川水の山より落るさまをいへり、さて然水の落る所を、久良とも多爾ともいふ、久良は久那、多爾は多理にて、共にくなだりより出たる名也、谷を久良ともいへると、古事記傳五、闇淤加美神の處に、委ク云るがごとし、萬葉十七に、久良多爾とあるも久那多理と通ひてたゞ谷のと也、又神名帳なる、近江ノ國栗太ノ郡佐久奈度ノ神社を、櫻谷といふを以ても、久那と久良と同じきとを知べく、又此社は、勢多より二里ばかり下、鹿飛といふ所の、瀧の落口の東の岸にあり、是にても、さくなだりの意をさとるべし、されば多爾といふも久良といふも、本ト水の下り落るより出たる名也、考に、逆垂といはれたるは心得ず、水はもとより下る物なる故に、のぼるをこそ逆登るといへ、下るをば、いかでか逆といはん、そのうへ佐加を延て、佐久那とはいふべくもあらず、

落多支都速川能瀬坐須。

考云、落多岐は、落沸也、万葉に、瀧を沸とも書り、又假字も、必ス多藝と濁る字を用ひたり、速川は、万葉に、墮多藝知瀧津速河と多くよめり、

○後釈、支ノ字を、きの假字に用るは、伎もしは岐ノ字の、偏を省ける物也、偏を省きて書る例、古書に多し、さて此支の下に、都ノ字落たり、こゝは多支都といはでは、下へ語つゞかず故今補へり、私の本共には、瀧津と書り、万葉九に、落多藝知流水之などあり、知といひ都といふ差は、用言へつゞく時は、たぎちといひ、體言へつゞくときは、たぎつといふ、こゝは速川體言なれば、たぎつといふべき例也、さて此ところ、文いとめでたく、まことにいきほこりす、考に、おちたぎつ瀬の速川と、万葉によめりといはれたれど、かくつゞけ云ることは見えず、

瀬織津比咩止云神

考云、織は借字にて、瀬於呂志の呂志を約めて、於利といふ也、川水の下る瀬に坐ス故の御名なれば也、こは古事記に、伊邪那岐ノ命の禊ノ段に、速秋津日子速秋津日賣二柱ノ神、因ノ河海ニ持別テ生ミ玉フ神の中の、水分ノ神を申すか、其故は、こゝに高山短山の末より云々とあると、廣瀬祭ノ詞に、六ノ御縣ノ山口ニ坐ス云々、山々ノ口ヨリ狹久那多利ニ下賜水ヲ、とあるとを合せて思ふべく、又其次の二神も、同大御神の、河海につけて生ませる神に坐ば也、○同頭書云、或説に、此神を、天照大御神の荒御魂也といふは、よしなし、必よるとなかれ、

○後釈、此段は古事記傳にも云るごとく、すべて伊邪那岐ノ命の御禊の段と、合せて說べし、まづ此神の御名の瀬織は、瀬下にて、かの大御禊の、於中瀬降迦豆伎にまふ、とある意の御名也、かくて此神すなはち禍津日ノ神也、倭姫ノ命ノ世記に、荒祭ノ宮一座、皇大神ノ荒魂、伊弉那伎ノ大神ノ所生ノ神、名ハ八十枉津日ノ神也、一名ハ瀬織津比咩ノ神是也といへり、此書は、後世人の偽り作れる書にて、凡ていふかひなき事のみ多けれども、古書によれりとおぼしき事も又多し、今こゝに引る説も、さらに後世人の思ひよるまじきことなれば、必古傳説有しに因て、禍津日神を、瀬織津比咩と申すは、かの

じめて中つ瀬に降かづき給ふ時に生坐る故にて、こゝによくかなへり、さてこゝは、祓物に負せて、流しやりたる罪穢を、先ッ受ヶ取リ玉ふ神なれば、かの中ッ瀬に下て、よみの國の穢を、先ッ濯ぎはじめ給へるに、よく當れり、そも／＼禍津日ノ神は、世ノ中の凶事を生し行ふ神なるに、是は罪穢をはらひ滅す始メなれば、生ると滅ると、表裏の違ひなるが如くなれども、これぞ祓の主意にて、深き理りある事なりける、そはまづ祓を行ひて、罪穢を清め流すは、よみの國の穢より起れる、禍津日の凶事を、又本のよみの國へ、返しやるしわざにて、それを先ッ此神の、大海ノ原に持出給ひて、さて此次に見えたる如く、次第におくりやりて、終に根ノ國に至るは、これ罪穢の、其本にかへるなれば、此神の生し行ひ玉へる凶事を、又此神の受取リて、本へかへし給ふにて、表裏のたがひの如くなるは、同事の、來ると往クとのけぢめにぞ有ける、こをよく味ひて、祓のことわりの、深く妙なるとをさとるべし、さて御門ノ祭ノ祝詞に、四方四角與利、疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、相麻自許利、相口會賜事無久、道ノ饗祭ノ祝詞に、根國底國與里、麁備疎備來物爾、相率、相口會事無弖とある、此二つと、かの伊邪那岐ノ命の、御禊の段とを合せて、凶事は、黄泉ノ國より出來るとを知べく、又此大祓ノ詞と、これらとを合せて、祓は、その凶事を、本のよみの國へ、かへし遣るしわざなるとを知ルべき也、此瀨織津姫云々より次々は、祓の主とあるところなれば、なほざりに見過クすべからず、殊に心をとゞめて、深く味ふべき也、考に織を於呂志の約と說れたるは、自他の違ひあり、於理は自下るゝと、於呂志は物を下す事也、すべて此類を、言の延約を以て、通はし解ときは、自と他と混淆して、言靈の妙用を失ふと也、又こゝを、水分ノ神を以てとかれたるも違へり、水分ノ神は、水を下し施し給ふ神にこそあれ、罪穢を流しやる祓には、さらによしなきと也、すべて此あたり、考の說、いまだくはしからざると多し、又此神を、大御神の荒御魂也とあるを、よしなしといはれたれど、禍津日ノ神を、天照大御神の荒御魂とあると、よしなきにあらず、その事は、古事記傳六の卷にいへり、

大海原爾持出奈武

考云、祓ッ物を流しやるを、此神の、澳へもち出たまふなり、

如此持出往婆荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座

考云、大海のはるかの澳に、潮道といふ有て、潮よりも疾て、東へのみ流るといへり、こは何方にも有べけれど、其八百會といふは、知べからぬを、指斥なるを、豐後日向なる潮道の行會を以て、他をも思ひはかるべき也、會はあひこ訓べし、後人あふこむは、字音にて、ひがごと也、○同頭書云、荒とは、荒山荒野などゝ同じく、世ばなれて、生れがらある物をいふ也、鹽は潮也、字にかゝはらず、八は、二つ共に彌の意也、こゝら/\南海の潮道へ落たる者は、留まることなくて、つひにかへらず、此道八丈が嶋に當れば、たま/\此嶋によることあれば、命生る者も有と、此嶋に流たりし罪人語りき、

○後釋、八百道とは、潮道の多くあるをいふ、四方の海の内には、こゝにもかしこにも、許多の潮道有べし、此に師の云潮道も、國々の海に、これかれある中に、伊豆ノ國より、八丈嶋へ渡る海中にある潮道、廣サ廿町ばかりなるをいふ、ひとつ也、東へ流るとぞ、又紀伊國熊野の南の澳にも有て、東へ流るといふは、かの八丈の道につゞきて、同じことにあれらん、○鹽道とは、上の鹽乃八百道を、うけ重ねていへる也、上には八百といひて、これには八とのみいへるは、こと葉のつゞけのよろしきによりて、八とのみいふときは、八十にも、八百にも、いづれにもわたりて、聞ゆれば、八百鹽道といふこに同じき也、八百會とは、八百の鹽道の集り會所をいふ、方々の潮道より流れ來る潮の、一つ處に集りて、潮の味の相合く所也、さてこゝの四の文、かく同じさまなるを、重ねつゞけて、其をしくりかへる、殊に古代の文にして、

らに後世人の、かけても及ばぬさまにて、いとも〳〵雅たり、これらをよく味ひて、古文のみやびやかなるほどを、さとるべし古今集に、わたつみの、おきつしほあひに、うかぶ沫の云々、

速開都比咩止云神、

考云、古事記に、伊邪那岐命の祓し給ふ時、御冠を棄給ふに、所生神ノ名は飽咋のうしの神、とあるに似たれど、それにはあらじ、同大神、生二水戸神一、名二速秋津日子神一、次速秋津比賣ノ神とある、是なるべし、水戸は、水の門にて、川の海へ入て、開く所なる故に、開といふ御名はあるならむ、さてその川水と共に流れ下る物を、潮道のまに〳〵ゐて行て、潮の行會の所にて、底へまきいるゝを、此神の吞といふ也、然れば此神は、水門の水の往キ至る限リ知リ坐スとしにて、鹽の八百會に坐スともいへる也、

○後釋、こはかの御禊ノ段に生坐る、伊豆能賣ノ神也その伊豆は、阿伎豆の切まりたる御名にて、即チかの速秋津日子ノ神、速秋津日女ノ神と同神也、秋は借字にて、明づの意にて、明とは、御禊によりて、清らかに清まりたるよしの御名也、これらの猶委き事は、古事記傳五の巻六の巻にいへれば、こゝにはもらせり、さて速秋津日子日女二柱ノ神は、古事記に、水戸ノ神とあるを、こゝに鹽の八百會に坐スといへるは、いたく處たがひたれども、是に深きよし有リ、そは潮の八百會は、此顯國の海上の堺にて、根ノ國の方へ、潮の沒往門口なれば、これ又彼方の水戸也、常にいふ水戸は、川より海へ水の出る口、鹽の八百會は、海より入て、根ノ國の方へ、水の出る口なれば、此方にて川より出る所と、彼方へ出る所との差こそあれ、共に同じく水戸なる、古傳の趣の妙なると、かくのごとし、よく〳〵味ふべし、考に、水門は、川の海へ入て開く所、といはれたるは、いかが、開はたゞ借字にて、明の意なるをや、又潮のまに〳〵ゐて行てといひ、水門の水

の行ヶ在る隈ヶ坐す、などいはれたるは、水戸ノ神とあると、鹽の八百會に坐すとあるといたく其處の異なるを、強て一つに說ヶ合さんとてのしひこと也、さては水戸ノ神にはあらず、たゞ海ノ神也、又八百會に坐すとある、坐すにもかなはざるとなるをや、さて此神の御名、式の本には、比ノ字なし、かの伊豆能賣も、たゞ賣なればこともなど咩にてもあるべけれど、秋津比賣とある所は、比賣也、そのうへこゝも、前後の瀨織津比咩佐須良比咩、みな比咩なれば、是も外の本に、比咩とせられたるに依れり、私の本どもにも、ひめとあり、

持可可呑（モチカカノミテム）延式

考ニ云、持は、輕く添たる言也、神代紀などに例多し、可々は、水を呑ム音也、すべて物を呑ミ、物をかむ音で、かふ〳〵とのむ、かり〳〵とかむなどいふ、此類多し、万葉に、筑波嶺に加々鳴鷲（カヽナクワシ）とよめるも、鳴ク聲の、かゞ〳〵と聞ゆればいへり、然るを本に、哥と書るによりて、或人の、言發す辭にして、萬葉に、香青香黑（カアヲカグロ）など見え、催馬樂に、かよふあひ、後の物語にも、かよれ などいへる加に同じといへる、さては誰にはあれど、發言は、上にこそあれ、持といふ下には有べくもあらず、なほ可々と、字とせるに依べし、〇同頭書云、又哥として、助辭也とこそいはんか、可を助辭における例なし、次の如此といふ下には、殊に發言も助辭も有べきにあらず、可々として、呑ム音也といふを、俗言と思ふ人も有べけれど、すべて物のなる音をいふに、雅俗はなし、つよく清ヶこと、賤のなるを、よゝとなくといひ、高くさやかに美ふる、から〳〵とからふといひ、ごと〳〵となる、ひし〳〵となるなどいふ、其外も猶此類いとおほし、〇兄實、可々は、朝野群載に、咨々と書き、次なるをも、加々と書り、式の本に、哥とあるは、後に哥一畫おちたるもの也、さて可々の聲は、香ヶ通ひの如し、殊に入聲ノ字をしも用ひて、咨々とも書るも、呑ム音にて、かく〳〵に近きが故也、

て祓ノ物を、潮ごとに、海の底へまきいるゝは、實に此神の呑給ふ也、然るを漢籍にいはゆる寓言の如く心得なば、やまごたましひにあらず、そは例のなまさかしきから心也、さて然呑ミ給ひて、顯國の罪穢の、除こり清まる、これ伊豆能賣ノ神に正しく當れり、なほ古事記傳六の卷、此神の下を考へて、其理リをしるべし、

如此久可可呑氐波氣吹戸坐須

考云　物を呑ては、必ス息吹するものなる故に、かくいへり、此言は、かの橘の小門にして、入レ水吹生磐土ノ命トとあるなどより出けん、

○後釋　戸は處也、處を斗と云例多し、さて氣吹戸とは、此氣吹戸主ノ神の、諸の罪穢を、いぶき放ちやり給ふ處にかぎりを、ひろくいへるにて、はじめ祓つ物を、川に流し棄る所よりして、終り根ノ國に至るまでの間に、ひろくわたる名也、坐といへるは氣吹戸といふ所の、一つあると聞ゆめれども、然らず、たゞ上の二つの例のまゝに、坐とはいへるにて、別に然云フ所の、一つあるにはあらず、そはかの早川の瀬、鹽の八百會、根ノ國などいふとは、名のさま異にして、氣吹戸といふべき所はいづくにもなきを以ても知ルべし、なほ次に委くいふを合せて、心得べき也、考に、物を呑ては、必息吹するものなどいはれたるは、かなはぬこと也、こゝは呑ムは速開津姫の事、氣吹放ツは、いぶきど主ノ神の事にて、別なるをや、但し語のつゞきの、さるさまに聞ゆるは、おのづからより來たる、文のあやのみなり、磐土ノ命の事を引れたるも、吹生とある言は、よしあれど、かの神にはあづからぬことなり、おもひまがふべからず、

氣吹戸主止云神

後釋、此神は、倭姫ノ命ノ世記に、多賀ノ宮一座、豐受ノ荒魂也、伊奘那伎ノ神ノ所生神、名ハ伊吹戸主、亦ノ名ハ曰ニ神直日大直日

神とも見えたり、多賀ノ宮は、伊勢ノ外宮の別宮、高ノ宮也、是を豐受ノ荒魂といへるは、心得ねど、伊吹戸主を、直毘ノ神也といへるは、後ノ世人はさらに思ひよるまじき事なれば、こは必古き傳說なるべし、こゝに正しくかなひて、いとたふとし、そもそも直毘ノ神の御事は、古事記傳六の卷御禊ノ段に委く云へれば、考へて知べし、さて此御名、氣吹主といはずして、氣吹戸主と申すは、上に早川の瀨に坐と云ひ、驪の八百會に坐と云など、いへる例のまにまに、これも氣吹戸に坐といふから、戸てふ言をも添て、稱奉れるなるべし、或人問、かの伊邪那岐ノ大神の御禊に、此神たちの生坐るは、先禍津日、次に直毘ノ神、次に伊豆能賣にて、其次第、事の趣によくかなへり、然ればこゝも、氣吹戸主もし直毘ノ神ならば、瀨織津比賣の次に、氣吹戸主、次に速開津比賣なるべきに、此二柱ノ神の御事の次第の、かへさまなるはいかに、答、まづ彼にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀨織津姫、早川の瀨より、大海ノ原に持出玉ひ、次に大海ノ原を經て、驪の八百會までいたるは、此氣吹戸主ノ神の、いぶき放ちて、おくりやり給ふにて、次に速開津姫の呑給ふ也、然ればかの御禊に生坐る次第と、違へることなし、然るに氣吹戸主の事を、瀨織津姫の次に云ざるは、後にこゝにいふ故に、略けるなる也、もし然らずは、大海原の間を、はるばると經て、驪の八百會までは、何れの神のおくりやり給ふとかせむ、上文に、持出奈武といひて、次には如此持出往波と、往といふ言を加へていへるに、心をつくべし、瀨織津姫の事に、持出るまでなる故に、そこには、往といはず、往るは、持出たるうへの事にて、大海原を經て往るにて、其一言に、氣吹戸主の御しわざの、此間にもあることを、思はせたる、上つ代の文、妙也とも妙也、なほざりに見過すべきにあらず、さて其事を、そこにはいはずして、こゝにしもいへる故は、伊豆能賣の呑給ひてこそ其驪の八百會より、又根ノ國まで、おくりやり給ふも、同じ直毘ノ神の御しわざなる故に、こゝにいひて、かしこをもかねたり、そは直毘神は、すべて萬の凶事を、直し清め給ふ御靈の神にませば、此くいふ時は、早川の瀨に流れ出るより、根ノ國に到りて、さすらひ失るまで始終のすべて、

此神の御靈にあらざることなければ也、然るにもしこれを、瀬織津姫の次にいふときは、其御靈の、始終にわたること、あらはれがたく、又鹽の八百會より、根ノ國までの間の事も、闕れば、かれこれを以て、こゝには擧たるもの也、なほいはゞ、罪穢の、鹽の八百會に沒亡るまでは、顯國の事なるを又これより更に根ノ國の方に就て云ふときは、かの鹽背に沒ゆくは、彼方にては、出來るにて、水門なれば、上にもいへるごとく、伊豆能賣ノ神は、水戸神とあるにもかなひたれば、顯國にては、早川より水門を經て海に出る處にも、此神の御靈あるべく、又かの八百會より、彼方へ流れ出る處にも、顯國のごとく、瀬織津姫の御靈あるべきを、互に相準へて知ルべし、かくてこそ根ノ國までおくりやるは、又顯國にて大海ノ原を經て、八百會までおくりやると同じければ、直毘の神をこゝに擧るを、又其よふし有リ、かくして根ノ國に至りて、さすらひ失ふは、又顯國にて、いづのめの神の呑給ふと同じければ、速佐須良姫の御しわざにも、伊豆能賣の御靈あるべし、かくのごとく此神たち、たがひに御靈幸ひて、祓の功を相成し玉ふもの也、考に、此神の説なし、上に物を呑ては云々とある、これ此神の解也、そも／＼此段は、祓の主とある所なるに、考の説、すべてかく輕忽くなほざりにて、かの寓言といふ物のごと見られたる如く聞ゆるは、いかにぞや、

根國底之國爾氣吹放氐牟

考云、根と底とは同じきを、二ついふは、文也、古事記に、須佐之男ノ命云々、僕者欲レ罷ニ妣ノ國根之堅洲國ニ、また神代紀一書に、同神の事を、汝所行甚無頼云々、宜ニ急適ニ於底根ノ國ニ、乃共逐降去矣、

○後釋、之國の下なる爾ノ字は、式の本に、上の神ノ字の下にあるは錯れたる也、根ノ國底ノ國は、即チ黄泉ノ國也、古事記傳に委くいへり、そも／＼世中の凶事は、皆もと黄泉ノ國より起り來る事なるを、祓禊は、その罪穢の凶事ノ、本の黄泉の

國へ、かへしやるしわざにて、此祓禊する事を、天津神國津神の聞食し納るれば、此段の神たち、其執ひすてたる罪穢との凶事を、次第によみの國へおくりかへしやり給ひて、世ノ中の罪穢、除こり清まりて、凶事無き、これぞ祓禊の旨趣なりける、氣吹は、息ヲ以テ吹ク也、放ははなちやる也、さて速開津比咩には、呑といひ、此神には、氣吹放といへるも、實に此異あり、かの呑給ふは、顯國の罪穢の、除こり亡るなれば、呑盡失ふ也、此氣吹放ち玉ふは、既に根ノ國の方に移りたるを、さて根ノ國までやり給ふなれば、其物を、御息もて吹やり給ふ也、此二つのこゝろばへ、直毘の神と伊豆の賣ノ神とに、よくあたれり、古事記傳御禊ノ段を、考へ合せて知べし、さて上にいへるごとく、はじめ川瀬に流し棄るより、今の根の國に至りてさすらひ失ふまでを、一つに合せていふときは、皆これ凶を吉に直す直毘ノ神の御靈なれば、此氣吹放といふことも、同じく始終にわたりて、祓禊する處よりはじめて、根國にて、さすらひうしなふ處まで、すべて氣吹戸にして、其間の事は、みな此神のいぶきはなち給ふにぞ有ける、

如此久氣吹放弖波根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神

考云、此神名は、次の言をもて思ふに、佐須良比といふ言なれば、今一つ比ノ字有けんが、落たるなるべし、又良比の約里なれば、もしは佐須里なりしを、後人さかしらに、良とは改めたるか、

○後釋、佐須良比比咩といふべきを、此一つたらざるは、凡て古言に、かく同音の重なるをば、一つ省く例あり、旅人を多比登といひ、宿を夜度ともいふが如し、此類なほ有り、されば比の落たるにもあらず、里を誤れるにもあらず、且賣は、古事記に、須佐之男ノ大神の御女に、須勢理毘賣命と申して、黄泉ノ國に坐ておはします、是也、須ノ佐、勢ノ須、通ふ音にて、良比は理と約れば、さすらひと、すせりと、御名通へり、

持佐須良比失氏牟。

考云、底が底にして、さすらひ失ふ也、崇神天皇紀に、百姓流離こあるを、おほみたからさすらへぬこ訓たり、さてこの瀬織津氣吹戸主速佐須良、などいふ神の御名は、物に見えざれども、處こして、神のまさぬ處なく、功こして、神の爲給はぬ功はなき意を得て、その處其功によりて、かく名け申せるぞ、古意を得たる文なる、文こいふ物を意得ぬ人、くさぐさ惑へる説ある也

○後釋、さすらひうしなふは、行方もしられずなして、亡なひ玉ふなり、流離などの字を訓む、其意也、舊傳をも訓り、但し此言のつかひざま、こゝこかの崇神紀の流離こは、自他の違ひあるを、此祝詞は古文なれば、こゝを正しこすべし、此ノ佐須良比咩は、須勢理毘賣にて、其神は、祓には由縁なきが如くなれども、これに深きゆゑよしある事也、そはまづ、氣吹戸主の、根ノ國にいぶき放チやり給ふ意にて、祓の事は竟て、此比咩神の、さすらひ失ひ玉ふは、その祓の驗を立給ふ御しわざなり、故レこゝの四柱の神の中に、此神のみは、かの伊邪那岐ノ大神の御禊に生坐る神にあらずして、其禊の驗に生坐る、貴御子須佐之男ノ大神の御女也、これ又深き理リ也けり、さてはじめ其御父須佐之男ノ大神、又祓によりて、罪穢レ清まりて、世に大功を立テ給ひ、其御末大國主ノ神、はじめしば〳〵、八十神の禍事に遇玉ひしが、根ノ國に至リ坐て、此須勢理毘賣ノ命に娶坐、此比賣神の御はからひによりて、顯國にかへり、世にたぐひなき大功を立玉へる、これ此ひめ神の、人民の罪穢を、さすらひ失ひ玉ひて、福を得るこ、事のおもむき運び、全く同じきを思ふべし、大國主ノ神こ此ひめ神こ共に、御禊に生坐る須佐之男ノ大神の御後にして、夫婦こなりて、此功を立給へる事、又深きことわり有べし、さてすべて世ノ中の凶事は、其はじめよみの國より起るを、此大國主ノ神の、禍事によりて、黄泉國に至りませるは

さめとが事も、初ノのよみの國に還れるにて、前の趣と同じ、また此をも、すせりびめの命の、ますらひうしなひて、功をたてしめ給へる、これらの次第、はじめかの黄泉ノ段、御禊ノ段より、大國主ノ神の、よみの國に至り、顯國にかへり給ひて、功を立て給へるまでの、神代の段々を、引合せ見て、祓のむねの、妙なることをさとるべし、考に、右の神たちの御名の、古書に見えざるにつきていはれたる説は、精しからず、處こそして、神のまさぬ處なく、功こそして、神のなし給はぬ功なきは、これ各其神等なかれば、其神はいづれの神と、考への及ぶかぎりは、尋ねずは有べからず、既に速開津比咩は、古事記にも書紀にも見えたる神にあらずや、これに准へて、餘の三柱ノ神も、たゞ後に名をまうけたるのみにはあらず、必ずなむかに、神代の書に見えたる神たちなるべきことをさとるべし、すべて古への文に、意を得ぬ書ノ人の、猥に神ノ名を造りいへることこそ、かつてなし、若しもあらばこそ、中々に古意を得ざる後ノ世人の、例のから心のさかしら文にこそあれ、すべて此段は、然なほざりに見べきわざにはあらず、

如此失比波**天皇**我**朝廷**爾**仕奉**留**官官人等**乎**始**氐**天下四方**爾波**自今日始**氐**罪**止**云罪**波**不在**止

後釋、不在ハ、祓給ヒ清給フ事ヲ、次の語どもをへだてゝ、つゞく詞也、さて上に、皇御孫之命ノ朝廷ヲ始メ、云々、罪ト云罪ハ不在トいひ、また云々事之如ク、遺罪ハ不在トいひて、又ここにもかくいへるは、同じことの、いくつも重なりて、拙きが如くなれど、これ古文のつねにして、よく語の條理をたどりて見れば、拙からず、條理ありて聞ゆる也、すべて同詞の重なるには、いともじにても、つたなく聞ゆることもあれど、又ことによりては、いくつ重なりても、よろしきを、今の人は、つとめて同詞を重ねじとかまふるから、中々に拙くなれること多し、中昔の文にも、様にいせ

物語などには、ここかしこに同詞をいくつもかきねいひて、にほひとせることも、多きぞかし

高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏、

考云、馬は、耳疾き獸なる故に、天つ神國つ神の、此申す祓の詞を、とく聞し食すにたとへて、献物とする也、出雲ノ國造が神賀詞にも、馬を献る事を、振立る事は、耳彌高に、天下所知食さむ事志太米、といへるを以て知べし、〇同頭書云、後ノ世ノ本にことを、さを鹿の八ッの御耳を振立といへるは、ひがとなること、上にいへるがごとし、

〇後釋、高天原爾とは、殿造りをいふとて、高天原に千木高知といふと同意にて、たゞ高くといふと也、必しも高天原まで至るよしにはあらず、此言を、高天原に坐ス神たちに、聞食せといふ意也、といふ説は、いとつたなし、牽立氏、祓給比、とつゞくてにをは也、大祓に馬を引立る事は、上にいへり、さて自リ今日始氏といふより下、朝野群載にのせたるには、自リ今以後、遺罪止云罪、咎止云咎ハ不レ有止、祓給比清給事、祓戸乃八百萬乃御神達ハ佐乎志加乃御耳ヲ振立テ、聞食セ申とあるは、中昔の人の、古への事をも意をもしらで、みだりに詞をかへたるもの也、ひがとなると、考のはじめにいはれたるが如し、紫式部が日記に、陰陽師ども、世にあるかぎりめしあつめて、八百萬の神も、耳ふりたてぬはあらじと見え聞ゆといへるは、そのころはやく、世にかくもてひがめて物せし也、

今年六月晦日夕日之降乃大祓爾。

後釋、夕日之降とは、夕つ方を云、降は、久陀知とよむ、古言也、朝に爲る事には、朝日之豐榮登爾といふ、朝夕のとを、かくいふは、古への雅言也、

祓給比清給事乎、諸聞食止宣。

考云、こゝにて祓ノ詞終ㇾり、百官神唯、

○後釋、諸ニとは、はじめに、集侍親王云々等諸、とある諸をさすなり、官ニとは、中臣のつかさいふなること、はじめと同じ、

四ヨ國卜部等大川道ニ持退出テ祓却止ト宣ル

後釋、此一段は、祓の詞官終て、別に卜部に仰する詞也、これをも、引つゞけて中臣の宣也、

○考云、卜部は、解除の事をとるなれば、祓詞終りて後、其はらへつ物を、川邊に持出て、流しやれと、[illegible]也、

○此文に、疑ひども有、よの四毛と、最字に習ヘ時は、乃字を添ふれば、ロセヅニ毛長ニこゝまれて、古言の例に違へり、然れば

毛ノ字は、方ノ誤れるか、はた下に乃ノ字を落せるにもあらん、又川道の道は、用なし、邊の誤ならんか、又卜部に、祓

員令ノ神祇官ノ下に、卜部二十人と見え、延喜臨時祭式に、卜部、取ニ三國卜術優長者ニ伊豆五人、壹岐五人、對馬十人】

これ、これ神祇官の卜部也、員も令式ひとし、然るをこゝに四方ノ國ノ卜部等といへるはいかに、ことに卜部を、もしは一

國ノ卜部などこそ有べけれ、伊豆壹岐對馬をいふことたすくとも、ぞをいかでか四方ノ國とはいふべき、又諸國の大祓といふ

はれか、此大祓は、たゞ朝廷百官の大祓にこそあれ、諸國の大祓にはあらねば、すこし助けがたし、又此詞、もし諸京ノ朝

の末にかきたらば、卜部の事もいふべけれど、飛鳥ノ朝近江ノ大津ノ朝などにかきたらむには、卜部の事は、いふべくもあ

らず、惣て此詞はめでたきに、こゝに至りて、文のつたなく、又疑はしき事どもあるは、後に加へたる物とこそおぼゆれ、

○田翁考云、諸國にも、卜部を用ひらるゝと見えず、太宰府にも、令に諸國はあれども、卜部は見えず、然れば

にかくに、四方國ノ卜部といふと、有べくもあらず、

○後釋、四方國とある毛ノ字は、後ノ世人の、なまさかしらに加へたるもの也、よもの國ならんには、ことに四方と云、四

面とも書クこそ、古書の例なれ、毛ノ字を書る例もなく、いとつたなきこと也、又卜部は、考に云れたるごとく、三國よりこそ出れ、諸國より出たることなし、されば是れは、四國にて、四箇國の卜部也、四時祭式、大祓調度條に、宮主中臣稱唯率ノ文部四國卜部ノ入云々、宮内省式に、四國ノ卜部等云々、台記ノ別記、大嘗會ノ中臣ノ壽詞にも、四國ノ卜部等云々などあるを以てしるべし、さるにては、伊豆壹岐對馬に、今一國はいづれぞといふに、京に在ルを加へていふなるべし、四時祭式に、其ノ卜部ハ、取ル三國ニ云々、若取ル在ル京ニ之人ニ云々、これにて、在京の卜部もあることを知ッべし、京ならば、國とはいふべからざる例なれども、三國幷在京卜部などいはむは、煩はしければ、三國に合せて、四國とはいふなるべし、川道とは、祓ッ物を流しすてゝ、海原へやるに、川は其道なる故に、殊に道とはいへる也、さて此流しやる川は、其時々の京によりて、何れの川にても有べし、今ノ京にては、鴨川へぞ流しけむ、退マカリとは、京より外へゆくをいふ、祓却ハラヒヤレは、神祇令に、卜部爲ナス解除ヲとある是也、考に、四毛國とある事を、くさぐさいはれたるは、四國卜部ヨツクニノとのあるを、考へもらされたる故也、又川道の道を、用なしといはれたるも、なほざり也、川あると、右に云か如し、又こゝに至て文つたなしとあるも、いはれず、毛ノ字を除きては、何の拙きとかあらん、さて此段は、初メなる集侍親王云々の段と共に、二季の大祓の定まりし時に、加クハへられたる文なること、論なし、されば、此詞もし藤原ノ朝の末に書たらば云々の論は、ここに用なきこと也、

大祓詞をはりぬ

つけそへぶみ

大殿の祝詞を解るとのついでに、あだしもろ〳〵の祝詞の中にも、思ひよれる事どものあるを、いさゝかこゝにしるしつく、

○祈年祭

皇睦神漏伎命神漏彌命以、

上なる命ノ字は、後ノ人の、さかしらに加へたるなるべし、こゝの命は、詔命をいへるなれば、二ついふべきにあらず、下文に、辛嘗奉故皇吾睦神漏伎命、神漏彌命と云々、とある命こは、異なるをや、もしこゝも、二つながら命こいふ言を添ていはゞ、以ノ字の上に今一つ、之命こいふをなくては、たらはず、されご然いへる例はなし、

稱辭竟奉、

多々閇は、水を満ると同言にて、満足はす意也、今ノ世の言に、海潮の満きはまれるを、しほのたゝへと云も、同じ、凡て神を祭たには、事をも物をも、満足はし、つくし究めて、そのよしを申すとにて、即ノ祝詞の詰足也、其祝詞にてもはた、千穎八百穎奉云々、廻問云々、大野原云々などやうに、ここをつくしきはめて申す、これたゝへ奉る也、竟も、きはめつくす意也、さて神を祭るには、必、然するとなる故に、多々閇辭竟奉こいへば、やがて祭祀ることになるし、こゝも天社國社伊都伎祭皇神等といふ意也、餘も准へて心得べし、

初穂乎、千穎八百穎奉置、廻問高知、廻腹満雙て、汁ニモ穎ニモ稱辭竟奉、

汁こは、酒をいひて、即上の廻問云々これ也、穎は、上の千穎八百穎これ也、然れば、汁にも穎にもとは、上の二種をさしていへる也、さて此語、もろ〳〵の祝詞に、多くある中に、こゝなるは、詰こゝのひて、理りよく聞えたるを、其

祝詞なるは、皆いひざまあしくてことわり聞えがたし、そを今こゝに集めて論はむ、まづ次なる次分ノ神ノ祭ノ詞に、初穗者、穎爾母汁爾母甕閇云々、六月月次次分ノ神祭ノ詞も是に同じ、これは穎にも汁にもといひながら、次にては汁の事のみをいひて、穎のことをいはず、語ことゝのはず、又廣瀬大忌ノ祭ノ詞に、初穗者、汁爾毛穎爾毛、千稻八千稻爾引居弖、これも次に穎の方をのみいひて、汁の方なきは、ことゝのはず、又遷却祟神詞に、御酒者甕閇云々、米爾毛穎爾毛とある、米は例なし、汁ノ字を寫し誤れる也、さて此ノ句、はなれ物にて、穩ならず、又廣瀬ノ大忌、六ノ御縣、山口等ノ神ノ祭ノ詞に、初穗者、汁爾毛穎爾毛、甕乃閇云々と、如二横山ノ打積置弖、こは御酒は、如二横山ノとはいふべくもあらねばいかゞ、稻のことならむには、稻といはでは聞えず、又龍田ノ祭ノ詞に、初穗者、甕乃閇云々氐、汁爾母穎爾母、八百稻千稻爾引居置弖、これは汁にも穎にもといふと、酒と稻との中間に在ていかゞ、かくのごくいづれの祝詞なるも、此事、いひざまのとゝのはざるは、いかなることにか、すべて奈良ノ朝などのころになりては、世ノ人なべて、から學ヒをのみもはらとして、皇朝の古意古言をば、をさ〳〵ただすることもなくて、祝詞の語などもなほざりになりて、古きにはよりながら、略くまじきことをも、みだりにはぶきなごせしから、かゝるにやあらむ、又後につぎ〳〵寫す時に心もなくはぶけるなども有べし、廣瀬ノ大忌ノ祭ノ詞に、御酒者、甕能閇云々氐、和稻荒稻爾、これはことわりは聞えたれど、文のしらべあしく、拙し、鎮火ノ祭ノ詞に、御酒者、甕邊云々氐、和稻荒稻爾至万氐爾、如二横山ノ置高成氐、これは文のてりあひしらべもよろしき也、考に、稻とあるをば、汁と穎との惣名也といはれたるは、かなはず、

御年ノ皇神は、神名帳に、大和ノ國葛上郡、葛木ノ御歳ノ神社、【名神大月次相嘗新嘗】とある是也、貞觀元年に、從一位を授ヶ奉リ給へる事も、三代實錄に見えたり、然るを考に、高市ノ郡なる御歳ノ神社大歳ノ神社を出していはれたるは、違へり、高市ノ郡なるは、小社の列にて、さばかり重く祭り給ふべき神にはあらず、又御歳ノ神と大歳ノ神とは別なるに、同神にお

目すべしこいはれたるも、たがへり、御年ノ神は、大年ノ神の御子こ、古事記に見えたり、

大御巫ノ辭竟奉ル皇神等、此八柱ノ神は、天皇の御守護(ミマモリ)のために、齋(イハヒ)祭り給ふ神たち也、そのよしは、古事記傳に委しく云り、考の説は、多くたがへり、神の御名共の訓も、わろし、神魂は加微牟須毘、高御魂は多加美牟須毘、生魂は伊久牟須毘、足魂は多流牟須毘、玉留魂は、多麻都米牟須毘、大宮賣神は、意富美夜能賣、御膳都神は、美氣都加微と訓べし、すべて御食(ミケ)神を、みけつのかみこ、こを添ていふは、ひがこと也、

手長ノ御世に、足長の御世也、万葉十に、御壽者長久、天足有、

皇 座摩御巫ノ辭竟奉ル皇神等ノ前ニ、

こは皇祖神、この皇神にしもあれども、厚く尊み給ひて、みな皇祖神こして祭り給ふよし也、登こいふ辭也、万葉十四に、信濃なる、ちぐまの川の、さゞれしも、君しふみてば、玉こひろはむ、此玉この登に同じ、玉ならぬ石を、玉こしてひろはん也、是にて心得べし、

宇豆ノ幣帛ヲ稱辭竟奉、

宇豆に、重説て、事に過たるさいはれたれど、然らず、本は、珍の意、又貴き意ある言なれば、稱辭ヲ竟て、献るこいふ意にこそ也、

生井榮井、既に解たるにて、言淡る也、此物は、いつまでも、靈(アヤシ)く行通(ユキトホ)る物なる故にいへり、考の説たがへり、猶大殿祭にいへるをも見べし、

阿須波婆比支、こゝは人に對て、既に聞こいへり、言こは、大殿祭[illegible]

青雲とは、青き空をいふ、考に、白と通はしいふとあるは、たがへり、白雲は、次にいへり、

履佐久彌とは、岩根木の根にて、凸凹ある道を、ふみゆくをいへり、裂也といふ説は、よしなし、

辞別、伊勢に坐云々の條に、皇吾睦神漏伎神漏彌命と云々、こは天照大御神は、比賣神に坐ませば、神漏彌なるを、神漏伎とも崇奉り給ふよし也、登といへる、上の八神の例のごとし、

御縣の事、古事記傳廿九の巻に、くはしくいへり、

山口坐云々、石寸は、石村なるを、村ノ字の偏を省きて書る也、大和ノ國に、石寸といふ所はなし、神名帳の石寸も、同く石村也、是を四時祭式臨時祭式などに、石根とあるも、村ノ字を根に誤れるなり、三代實錄三には、石村ノ山口ノ神とあり、

遠山近山とは、たゞ山を、文にかくいへるのみにて、大祓ノ詞に、高山短山といへる類也、遠山を、諸國の山と見たるは、あしけむ、

朝御食夕御食加牟加比爾は、加は、宇加之御魂などいふ宇加の宇を省けるにて、食也、食も、宇氣の宇を省けるにて、加と氣とは一つ也、酒を佐加、竹を多加ともいふ如く、宇氣も、上にある時は、宇加ともいへり、牟加比は、万葉の哥に、御食向とよめる向ふにて、神に物を手向クと云も同言也、牟久流といふは、令レ向にて、奉る方よりいふ詞、牟加布は、それを受給ふ方より云詞なれば、加牟加比は、食向にて、御膳につき給ふをいふ也されば爾てふ辞は、下の聞シ食へかけていへり、

弱肩とは、肩は、つがひめにて、折レ屈む所なる故に、弱とは云也、今世言に、腰を弱腰と云も肩と同く、腰もつがひめにて、折レ屈む故にいふと同じ、

神主祝部等受賜、賜は、朝廷より出し給ふ幣帛を、受取ルを云、

宣は、いづれもその祝詞をよむ者の宣聞する也、天皇の詔ふよしに非ず、

○春日祭

天皇我大命爾坐世、この世は、心得がたきいひざまなれども、續紀の宣命にも、例有しとおぼゆ、たやすく改めがたし、

比賣神は、枚岡四座の内也、天兒屋根命の后神なることやおぼすらん、續後紀に、承和三年五月、奉授云々河内ノ國河内ノ郡、從三位勳二等天兒屋根命正三位、從四位下比賣神從四位上、此詔日云々、同六年十月、奉授云々坐河内國河内郡一正三位勳三等天兒屋根命從二位從四位上比賣神正四位下、三代實錄に、貞觀元年正月奉授云々河内國從一位勳二等枚岡天兒屋根命正一位、云々、正四位上勳六等、枚岡[illegible]神從三位、などあるを見てしるべし、然るを世に天照大御神と、萬幡姫命となど申す說は、正史をもかへりみず、みだりなる也、

廣瀨といふは、古く諸本みな、古は大前といへるを、今ノ本となりては、すべて廣瀨とのみいへり、さてついでにいふ、

大前は、おほまへと訓べし、おほみまへと訓は、ひがことなり、

○廣瀨大忌祭

御膳持須留、この留字いかゞ、持を麻都と訓て、麻都須といふは、古への延言の例にて、もたさむ、もたし、もたす、もたせと活用て、もたするとははたらかぬ言也、此格の言いづれも、須留とははたらくことなし、

此皇神御前爾、此とはいかゞ、

[illegible]云々、鰭能廣物云々、この和稻荒稻廣狹物の文字は、後人の加へたるか、たとひ本よりの有ても、ひがこと也、こはかならず、にご物あらもの、ひろものさものといはむこそ、雅言と聞えたれ、物といふべきことにあらず、[illegible]祝詞に、此字あるはなし、然るをこゝに書として、他に此詞の出たる所を、みな文字によむべきと心得たるは、甲々

に古言を思ひまどへる也、

御刀代(ミトシロ)は、御年代也と、或人のいへる、よろし、年は稲にて、神の御稲を作る田をいふ也、

皇御孫命ノ長御膳(ナガミケ)ノ遠御膳(ケノ)といふより、王臣等といふまでの文、みだりがはしく、入まじりて、こゝにはさ、又取作(ル)奥津御年者の十字は、除き去りてよろし、此言こゝに有ては、いさゝかつたなし、又引居氏(ヒキスエテ)といひて、又加ニ横山ノ打積置といへるも、いとつたなし、

倭國ニ六ノ御縣乃山口ニ坐ス皇神等云々、此段殊につたなく、いみじきひがことのみ也、まづ六ノ御縣ノ神社と、處々ノ山口ノ神社とは、皆別(コト)所にして、祈年祭ノ詞にも出たるが如し、然るに御縣乃山口とは何事ぞや、そのうへ所々の山口ノ神は、宮材の事につきてこそ、祭り給へ、水のために祭り給ふこと、よしなし、水の御祈には、水分(ミクマリ)ノ神をこそ祭り給ふ事なれ、又惡風荒水ニ不ニ相賜ことゝいふとも、御縣ノ神山口ノ神にはよ、似つかぬこと也、又王臣百官人等云々、參出來氏といへるも、心得ず、此祭に、廣瀬社には、百官人諸の詣る事もあらんか、それすらおほつかなきを、御縣又山口ノ神社へのみ百官人等の詣むこと、あるべくもあらず、そもそも此大忌祭は、ふるき祭なれば、古き祝詞の有けんを、そははやくうせたりけん、こゝに載れる祝詞は、考にもいはれたるごとく、とゝのはぬ事共多き中に、此段の、殊にかくのごとくみだりなるを以て思へば、もとより此祭に、御縣ノ神又山口ノ神又水分ノ神などをも、祭り給ふこと有しにつきて、此祝詞は、かの祈年祭に、御縣ニ坐ス神、山口ニ坐ス神、水分ニ坐ス神と、おのおの別に其祝詞のあるを見て、後ノ人、其事の意をも辨へず、其三つを一つに混じて、本より古語に闇(クラ)ければ、かくみだりなることを、造りなせるにぞあらん、さて惡風荒水ニ不ニ相賜ことゝいふと、百官人等云々とは、又龍田祭ノ詞を取て書りと見えて、是又みだりなること也、

○龍田ノ風ノ神ノ祭

草乃片葉毛不成、不成は、那佐受と訓べし、神の御心にて、傷ひ成し給はざる也、ならずと訓ては、上の作物の
乎にかなはず、

歳眞尼久以、幾年も重なるを也、万葉に多き言にて、みな度しげく重なるをいへり、無間の意にはあらず、

此前田ノ神を、崇神天皇ノ御世に、祭り給へると、分ては見えざれども、古事記ノ彼ノ御段に、云々及河瀬之坂之御尾神、
無遺忘以奉幣帛也と見え、書紀にも、便別祭八十萬群神ニ云々とあれば、風ノ神ノ祭も、此内にありけむと、論なし、

百ノ物知人とは、多くの物しれる人といふ事にて、百は、物知人の数をいへる也、百の事を知れる人といふにはあらず、考
たかへり、

聞食、考の此言の論、こゝには用なきと也、

思行、こはよむべきまゝに、くはしく書たるなれば、字のまゝに、おもほしおこなはすと訓べし、これ古言也、
見給ふよしを、古書に見をなはすといふ、それなる古事記書紀續紀などに、看行と書て、これを見しおこなはすといふ
言の、つゞまりたる也、志澄許を切むれば、曾となる、猶委き事は古事記傳廿七にいへり、

此ノ皇御孫ノ命ノ、稱辭竟奉ラ、この奉ヲは、麻都理爾と訓べし、たゞへとをへ奉りに、王臣等ノ遁すといふ語也、考に、こ
の字を、此に改めて、まつらくと訓れたれど、ひがこと也、然云ては、下ノ文にかなはず、

種々幣帛奉ラ、御酒者云々を、御酒者といふより下は、みな皇神比宣神合せて、一つに奉る物ども也、

賜は、たまはると訓べし、幣帛を受取をいへり、凡てたまはるといふは、受る方にていふ言なる故に、古書
には受ヽ、被賜と書り、受をたゞ賜と書るは、略也、

○亦皇奉

考に、此社の始の事は、光仁天皇いまだ大炊ノ王と聞えて、奈良の田村におはしたるを、天平勝寶元年四月に、皇太子に立給へり、といはれたるは、ふと思ひまがへられたる物にて、御名も年も違へり、大炊ノ王は、廢帝にて、その皇太子に立チ給へりしは、天平寶字元年の四月也、それは光仁天皇にあらざれば、こゝに用なし、光仁天皇は、白壁ノ王と申し、神護景雲四年八月に、皇太子に立チ給へり、

神財波御弓御大刀御鏡鈴衣笠御馬乎引並天

此文、衣笠(キヌガサ)の下に、爾(ニ)字脱(オチ)たるなるべし、其故は、御馬は、神財とはいふまじければ、神財波といふは、衣笠までなるべきに、御馬へつゞけしいひては、いかゞ、そのうへ引並といふは、御馬のみの事なるに、上よりつゞけていひては、引といふ言、すべてにかゝりていかゞ、神財は、引とはいひがたし、さればかならず、某々爾御馬乎引並天とあるべき文也、

置高成天(オキタカナシテ)　高成(タカナシ)も古言めきて聞ゆる詞也、鎭火祭齋戸祭などの祝詞にも見ゆ、

〇六月月次祭

此祭に預り給ふ神は、諸國合せて、三百四座にして、みな大社にて、案上の官幣に預り給ふ也、神名帳にも、此祭に預り玉ふ神社には、おの〳〵月次と記されたり、其外は預り給ふことなし、然るを考に、こは新年とひとしく、京畿諸國を合せて、三千百三十二座の神たちへ云々、といはれたるは、四時祭式の此祭ノ條に、右所ㇾ祭神並同ジ祈年ニとあるを、ふと思ひ誤られたる物也、同ジ祈年ニとは、此祭に預り給ふ神たちも、祈年祭に、幣を案上に奠ル三百四座ノ神と、同じ神たち也といふ事也、そこの上ノ文を見て知るべし、

〇大殿祭

考頭書に、神今食と相嘗とを、同じことゝいひて、即チ神今食を、あひなめと訓れたるは、いかなる心得たがひぞや、神

へ食は六月と十二月の十一日にあり、相嘗は、十一月の上ノ卯ノ日に有て、別なると、いふもさら也、そのうへ此二ッの祭、その意趣も異なると也、なほ神今食の委き事は、己カ考へ有て、玉かつまの韓藍ノ巻にいへり、

天津膳ノ御饌ト、この己が說は、古事記傳十五の巻に、くはしくいへり、考の說こは、いたく／＼ことなり

此ニ天津高御座ニ坐テ、こあるを、考に、いかゞこ疑はれたれご、よく聞えたると也、まづ此祭は、大嘗の祭なる故に、殊にかく高御座の事の詔命あるは、うへなると也、かくて此乃こは、即チ上に天津高御座ニ坐テ、こある御座を指て詔ふ也、そは上ノ文を味ふに、其高御座を、高天ノ原より降して、此御國にても、即チその天よりの持降れる高御座を用ひ玉ふよし也、かの天の磐座を離れこあることは、事の趣異にして、是は持て降り給ふべき御料に、設けられたる御座こ聞えたり、故、此ニ高御座ニ坐テこは詔へる也、もし然らざれば、はじめに天津高御座ニ坐テこいふと、用なし、よく味ふべし、

古語拾遺ニ、禱は、伊波比こ訓へし、此字はたゞ、しづめこ訓とゝのみ、世ノ人思ひためれご、然らず、古書共の中に、かならずいはひこ訓べきも多し、こゝも祝申す也、考の說わろし、

御車の事、大殿ノ祠高津鳥ノ災の下にいへるがごこし、

御床都比ニ佐夜伎こは、いかなるさまの事をいへるにか、いまだ考へ得ず、考の說、かなへりこも聞えず、

夜女乃伊須々伎、夜女は、夜目にて、夜眠れるほごをいふ、朝に目の覺たるを、朝目こいふに對へる言也、いすゝきは、すゝぐのことし、かれはこは、夜ねぶれるほごに、物におそはれなごして、驚きたぐひをいふ也、考に、夜女を、直女の事にいはれたるは、あたらず、又齋鋤のことは、いよ／＼よしなし、

伊豆都志伎事無久は、考に云れたる如くにて、つゝみなくこいふに同じ、さてこゝは、上の御床つひのさやぎこ、夜めのいすゝぎこ、二つを受て、さるたぐひのいつゝしき事なくこいふ也、

宇氣を、考頭書に、保食の略といはれたるは、いさゝかわろし、宇氣宇迦は、食の本語にて、氣といふは、その字を省けるにこそあれ、

此祭に、久々能遲ノ命と、豐宇氣比賣ノ命とを、殊に祭り給ふは、階木束稻の事によりてか、はた階木束稻は、此神たちを祭るによりての事か、其本末もいかならん、詳ならず、又いづれにしても、そのゆゑなし、いかなる事にて、たしかに心得がたし、久々能遲ノ命は、木ノ神なれば、殿の材につきて祭ることもすべけれど、豐宇氣毘ノ命と並べて祭るは、さるよしにもあらざるか、又屋船と名くる事も、猶いぶかしく、又殊に珠をかくる事も、いかなるよしにか、詳ならず、考にいはれたる事ども、いづれも猶物遠きことゝおもひて、たしかに大殿に由有べき事共聞えず、

五十橿御世乃足良志御世爾、田永爾御世止、

此文、言の重なりざまつたなく、わづらはし、

齋玉作は、齋て玉を作る人也、齋は、作る人に係れる稱也、考の說、違へり、

八尺瓊ノ、八尺の事、古事記傳十五の巻に、己レ考へあり、

詞別白久、大宮賣命乃御名乎申事波、此文、言足らはで、理りとゝのはず、詞別白久大宮賣命乃御名白久、大宮賣命乃御名乎申事波、とあるべき也、わざと如此有しを、後ノ人のさかしらに、同じことの重なりて、わづらはしと思ひて、省きたるにやあらむ、

比禮懸作ノ緒、比禮は、女の禮服にてかくる也、考に、これを以て袖をあぐるなりといはれたるは、いみしきひがこと也、

手躓は、御膳物をとりはづし、あやまつ如き事也、

宮進ゞ進ゞ、宮勤々、宮進ゞとは、百官人の、大宮に參入仕奉るを、此神のすゝめはげまし給ふをいふなるべし、考に、進米勤米と、備ノ字を二つ補はれたれど、此傳には、無くても同じ事也、例は神集々神議り々、伊都乃道別道別、

なごの如くにて、これらも、備はあるもなきもあれば也、然るか同頭書に、彌高前彌廣前といふを、例に引れたるは、たがへり、又勤を、つかへと訓れたるもわろし、字のまゝに、つとめと訓べし、

○御門祭

はじめに、御門乃皇神等乃御前に、櫛磐間云々とあらでは、詞たらざること、右の大殿祭の詞別の處にいへるごとし、

内外御門とは、内ノ重中ノ重外ノ重をかねていふ也、考に、内は中ノ重の諸門といはれたるはいかゞ、

麻事、考に、まがことに、惡事と書るは、却て違し、枉事と書て、直ならぬ也、といはれたるは、中々にまぼし、凡て麻賀とは、ものゝ凶事惡事をいへば、惡事と書る、あたれり、猶古事記傳禍津日ノ神の下に委く云り、

相麻自許、相口會賜事無久、

まじこりは、神代紀に、當遣害とあり、まじなはるゝなり、相口會とは、かの惡言を、諸なふをいふ、さてその惡言を諸なふぞ、即まじこるなれば、まじこりてといふ意に見べし、まじこると相口會と、二つにはあらず、さてこれら、百官人等の事なるを、こゝは此神の守り坐て、さる事なからしめ給ふをいふ故に、賜事無くといへる也、賜は、此神の徳ある言也、されば會に、阿門と訓べし、阿門は、考にいはれたるごとく、阿波せのつゞまりたるにて、令合の意なれば也、考に此事を、かれが言を、相語なひ給はざる也と、此神のみづからの御うへのやうにいはれたるは、違へり、此神の令會まじなひ給ふことなくといふにはあらず、百官人等をして、相まじこり、相口あふことなからしめ給ふ也、

拂却、言排竦、拂却は、禍津日ノ神の來るを、はらひやる也、言排は、其まがごとをいひて、人をまじこらむとするを、此御門ノ神の、言退けて、まじこれしめざる也、排ノ字は、いかに訓べきにか、たしかに思ひ得ねど、字書に、推也と

も、序也とも注したれば、含氣ソケと訓つ、考には、こゝひらきと訓れたれど、いかゞ、いひひらくなどのひらくは、雅言ともおぼえず、

〇道饗祭

高天原爾云々、稱辭竟奉、大八衢爾、此文、むげに聞えぬ也、後に多く脱オチうせたるにや、考に補はれたる如くにても、猶聞えがたし、

根ノ國底國爾坐云々、御門祭ノ詞にはこれを、天能麻我都比止云アメノマガツヒトイフ神とあり、それと同じとにて、此禍津日ノ神は、世ノ中の凶事をなし玉ふ神にて、黄泉ヨミノ國の穢より成坐る神也、故レ根ノ國底ノ國よりとは云也、

相口會事、此會は、阿布アフと訓て、阿布流アフルといふ意也、阿布流は、阿波須流アハスルの切ツヾまれるにて、令レ會シムルアハの意なると、御門祭詞なる會アヘと同じ、

下行者云々、上行者云々、下上は、たゞ下ノ方上ノ方といへるのみ也、考に、下は地底、上は天つ空也といはれたるはいかゞ、

茂御世爾幸閇リヘ奉給止申、すべてかくのごく奉ルと給フとを重ねていふを、中昔の文には、常の事にて、これ兩方を尊みていふ言也、こゝの文にていはゞ、奉リは、天皇の御方を尊める言、給フは、神の御方を尊める言也、こはまとにかく云べきことわりに聞ゆるを、いかなればにか、古文には是を重ねていへることなく、たゞ奉とのみいへり、たとへば祈年祭ノ詞の詞別コトワケに、天照大御神に申す詞にすら、云々如ノクレ事、皇大御神能寄奉ヨサシラバ波、また皇御孫命御世乎、云々幸閇奉故ルニ、などあるが如し、かゝるたぐひ、かならず寄奉給波リハ、また幸閇奉給故リフニ、とあるべく聞ゆる言なるを、さはいはぬぞ、古文の例なる、然るに此祝詞、又平野祭齋戸祭などに、かくあるは、後の文なるが故也、此祝詞にも、上文には、守奉リイハヒ齋奉禮止レトタテマツル進幣帛者云々とあるは、古文の例也、

此祝詞は、考に疑はれたるごとく、道饗祭にはかなはず、今思ふに、これは、臨時祭式に、八衢ノ祭といふ見えたれば、其祝詞なりけむを、とりまぎらはして、道饗のことせる也、さて遷却祟神と題したるぞ、道饗祭の祝詞には有ける、そは彼處にいふを考へ見てしるべし、

○鎭火祭

天都詞太詞事、こはのりとゝいふに、祝ノ字なきは、省き過たる書ざま也、然るを考に、祝詞と書むよりは、中々によしといはれたるは、心得ず、かくひたすらに、祝詞の字をいたく嫌はるゝは、のりとごとを、詔賜言也といふ、みづからの說を立むとての、かたおちごと也、

火結ノ神の御名の意、考の說うけがたし、

夜七日、晝七日ノ字、考に夜に改められたる、さること也、元々集に引れたるにも、夜とあり、

吾奈妹ノ命、伊邪那岐ノ命伊邪那美ノ命を、御兄弟と心得るは、俗し、たゞ男女と並びて成リ坐るのみにこそあれ、御兄弟にはよしなきをや、されば、こゝに妹とのたまへるは、御夫のよし也、御兄のよしにはあらず、考の說あたらず、妹ノ字ノ事、別に考へ有、

此七日事、考の說いかゞ、こゝはたゞ日の數をいふなれば、もとよりなぬかのひとはいふべくもあらざるをや、

吾奈見給曾申ス、考に、此語は、吾を勿見給ひそといふなるのみ、古言の定まりのごといはれたるは、かたおち也、凡て古言にても、其ことにしたがひて、勿を上にもいひ、下にもいふことにて、必しも上にいふのみに定まれるにはあらず、此祝詞の内にても、上文には吾奈見給曾といひ、こゝにはかくいへるは、上とことは、いさゝか異にて、こゝは勿見

給ひそことといひては、よろしからざる所なれば也、これらを以ても、古文には、今ノ人の思ひ及ばぬところあることをしるべし、上ミとことゝと異なるよしは、上は、其申シ給へる御言を、直ダに擧たるところ、こゝは、前サキに申シ給ひし事を申シ給ふをいふこころなれば也、

心惡子は、こゝろあしきこと訓べし、

云々四種ノ物ヲ生給ヒ、考に、此事をいたく疑はれたれども、さばかりうたがふべきことにもあらず、是をさしも疑はゞ、古事記書紀の神代の事共の中にも、疑ふべき事のみ多からん、されば頭書にいはれたる事共、いづれもあたれりとも聞えず、今それを論はむには、事長ければ、もらしつ、

此祝詞の事、考に、上件の文のごとくならば、水ノ神又埴山姫などをも、祭り給ふべきことなるに、たゞ火ノ神のみを祭り玉ふと聞えたるはいかゞ、とやうに疑はれたるは、まことにさることゝ也、四種ノ物をむねと祭らでは、文にもかなはざるがごとし、されど又思ふに、伊邪那美ノ命も、後の世の火の災を、いみしく心ぐるしくおもほして、それを鎭むべき物を生給ひて、これを以てしづめよと、ねもころに敎へおき玉ふほどの事なれば、火ノ神も、御妣命の、其御心をおぼして、荒び給ふなといふ意とせば、かなはずしもあらじか、

此祝詞は、考には、右の疑ひどものあるによりて、ほめられざりしかども、すべての文いとふるく、めでたくこそ聞ゆれ、大かた事を記す古文の手本ともしつべきは、此祝詞、さては龍田祭の祝詞など也、

○大嘗オホニヘノ祭

此祭の事、考にいはれたるがごとし、こゝは毎年の祭の内なれば、毎年の新嘗なることは、論なきを、新嘗と題シルさずして、大嘗と題されたるも、古への唱へなれば、難はなし、

豐明明生、豐明といふも、即明生をいふ也、かく同じことを重ねいふは、古語の常にて、神功皇后の御哥に、豐壽々きもとほしともあるが如し、なほ伊都乃千別爾千別、神集々集なごのたぐひも、同じ格の語ぞかし、又、明の説はよろしきを、この豐明をば、餐辞といひ、豐明節會といふを、夜宴の火の光のことゝいはれたるは、いたく違へり、夜宴を豐明といふも、大御酒を食し、大御顔のてり赤らひ坐よりいふ名なるを、なほ古事記傳卅二の卷に、くはしくいへり、

此祝詞に、稱義を、たゞ皇御孫命の聞食事をのみいひて、神に奉り給ふとかなきを、ふと疑はれたるは、いまだ古意を得られざる也、すべて大嘗新嘗は、天皇の聞食を主とする事にて、神に奉り給ふも、天皇の聞食むとするにつきて、先奉り給ふ也、故古書に大嘗をば、聞食とのみいへり、これ天皇のきこしめさむとする故也、されば神をし幣帛を奉り玉ふも、天皇の大嘗を聞食むとするによりて、奉り給ふにて、此祝詞は、其祝詞にこそあれ、神に大嘗を奉り給ふ祝詞にはあらず、故大嘗祭と題されたる、祭ノ字は、たゞに大嘗を指ていふにはあらず、大嘗によりて、幣帛を奉り給ふ祭といふ也、そもそも世ノ人、大嘗新嘗は、たゞ神に奉り給ふをのみ主と心得たるは、古意にかなはず、古書共に、此事をいへる詞を、心をつけてよく見ばさとるべし、すなはち此祝詞に、皇御孫命の大嘗聞食爲故、とあるにてもしるべし、

〇鎮御魂齋戸ノ祭

齋戸は、伊波比度と訓べし、戸は借字にて、處の意也、こは神祇官の齋院のことにて、八柱ノ神たちを齋祭る處なる故に、齋戸といふ也、かくて此祭は、彼處にて行はるゝ故に、齋戸ノ祭といふ、そもそも此祭にかぎりて、其の齋ノ處を以て、祭の名とするとは、かの十一月に、宮内省にて行はるゝ、鎮魂祭ある故に、それと分むために、處の名をもていへるなるべし、さてその十一月の鎮魂もあるうへに、又其祭のある故は、此祭に、御衣所に準へなにとし常行ひ給ふを

主とする祭にて、鎮御魂といふも、御座所に鎮むるよし也、されば此祝詞はじめに大殿の事をいひ、終りに平く安く所爾令御坐給止云々といへり、考に、御魂といふ事をいはざるは、題にかなはずとて、拙きごといはれたるは、さること
なれども、もはら御魂を鎮むるは、かの十一月の鎮魂のわざにして、此齋戸ノ祭は、御座所をむねとする故に、御魂を鎮
むるとは、分てはいはざれども、御座所爾云々といへるに、其意を含みて、たりなむか、
皇良我朝廷乎、考に、皇良我といふ事を、畧に過たり、といはれたるは、中々に古言をよく考へられざる也、すめらが某とい
ふこそ古言にて、例多けれ、すめらみことがといふとは、古言にあるとなし、

○伊勢大神宮

此所に、考にいはれたるとごもの中に、誤りいと多けれど今はいはず、

○豐受宮

考の說信がたし

○四月神衣祭、考の說かなはず、四月九月の神衣祭は、大神宮にのみ有て、外宮には、此祭はなきとなるを、考へもらされたり、

○六月月次祭

作食留は、都久理多夫留と訓べし、故レ留ノ字ある也、たぶるといふ言、續紀の宣命などにも有て、古言也、今世の言にも、たべるといふ是なり、

海山、考に、山海と改められたるは、あぢきなし、かゝるたぐひは、皇國の言のまゝに書るも、例多きと也かし、

置足成天、こは心得ぬ書ざま也、足波志とあると、高成とあるとを合せて書るなるべし、たらなしといふ言は、有べくもあ

らず、

太玉串、すべて玉串といふ玉は、借字にて、手向串といふことなり、太玉ノ命といふ名も、手向の物を執持玉ふ神なるを以て、負給へるにて、太手向ノ命也、多牟氣(タムケ)をつゞむれば、多米(タメ)なるが、おのづから多麻(タマ)とは聞ゆる也、榮樹(サカキ)を玉串といふも、手向る木綿麻などを著(ツク)るを以て也、隱(コモル)とは、捧持て、其枝におほはれたるさまをもていふ也、笠を著るをも、笠にかくるといふにて心得べし、

○同神嘗祭

護恵比給比、比ノ字はひが言也、倍とあるべき也、比にては、自他のたがひあり、上の六月月次祭ノ詞に、倍とあるぞ正しき、

懸税云々、考の、税の説、論あれどももらしつ、

○齋内親王奉入時

齋内親王(イツキノヒメミコ)、此渡てふ辭は、かならず乎(ヲ)とあるべきこと也、齋内親王乎(ヲ)云々、御杖代と定とつゞく語也、波(ハ)にてはかなはず、

御坐牟佐之牟止(オホマシマサシメムト)は、おほましまさしめむと、訓べし、大坐々(オホマシマス)といふ言、古書に多く例あることなるを、考に、坐ノ字をよまれぬといはれたるは、いかにぞや、頭書の説も、いたくたがへり、中昔よりの言に、おはしますといふも、大坐々(オホマシマス)のつゞまりたる也、保麻(ホマ)は波(ハ)とつゞまる也、古今集のはしの詞にはおほましましともある、これもおほましましし也、

皇御孫之尊、みことに、尊ノ字を書ことは、古はなかりしことなれども、書紀に定められてより後は、これをかくも、常の事にて、それも何かはあるしからん、然るを考に、此字あるたびごとに、とがめられたるは、あながちなる論也、

○祈年大神宮祝詞

これにのみ、こゝに祝詞とあるは、他の例にたがへり、

皇御孫能御命乎以、

此祝詞の文は、たゞ御裝束神寶を進り給ふ時の祝詞にして、遷宮の文にあらず、いかゞ、題を書誤れるなるべし、

こは孫の下に、今一つ命ノ字あるべきを、落たるか、

○遷却祟神

考に、祭詞ノ字を補はれたる、祭ノ字は然るべし、詞ノ字は、例にたがへり、さて是は、上にもいへるごとく、道饗祭の祝詞なるを、まぎれて此題はある也、臨時祭式にも、他の書共にも、遷却祟神ノ祭といふ祭は、あることなし、

神留坐氐、考の説、一わたりは、いはれたるが如くなれども、こは御孫ノ命を、天降し奉り給ふ事につきて、云出る語なれば、神留坐氐と、姑く語を絶て、下文の、天降所寄奉志時爾と云ヘ係て見れば留り給ふ意として、何の妨かあらむ、又事始給といふも、御孫ノ命を天降し奉り給ふ事をさしていふなれば、直につゞけても、留意にて聞ゆる也、

誰ノ神乎先遣波、一本、又元々集に引れたるにも、共に志ノ字は無し、つかはさばと訓べき也、志字は、後人の、さかしらに加へたるなるべし、もし遣波志ならば、氐といはでは、言浮たり、

立處氐、氐ノ字は、尒を誤れるなり、

天御舍之内爾坐須皇神等、こは坐の上に、入來二字ありて、入來坐など有けんが、其字の脱たるなるべし、其故は、御殿の内に、もとより惡神の坐スべきにあらず、もし又惡神にはあらざれども、時として、祟り給ふならば、たとひ祟り給ふ事ありとも、もとより坐ス神ならば、和め奉るのみにこそ有べけれ、他所へ遷シ却るとは、あるべくもあらず、さる事は、もろ〳〵の書に見えたることなく、御世〳〵にかつて聞えぬこと也、なほ又此祝詞は、道饗祭のも見えたるに、こゝの文のみ、

其祭にかなはず、かれこれを合せて思ふに、こゝはかならず、天御舎之内仁入坐皇神等とありて、道饗祭ノ祝詞なること、いよゝ明らけし、さて道饗ノ祭は、京城四隅ノ道上にして行ふよしなれば、都之内になどいふべきを、御舎之内にていへるは、いさゝかたがへるに似たれども、みやこといふ名も、もと宮所といふことなれば、かくいはむも、たがふとかあらむ、

八物乎、八ノ字は、几を誤れる也、几物は、机代物といふと同じ、考に、八をやとよみて、古事記にも紀にも有といはれたれど、八取といふことは、物に見えたることなし、百取とこそあれ、そのうへ八取机にこそはいひもすべけれ、八取ノ物にといひては、ことわり聞えず、やつものはさら也、

○遣唐使時奉幣

使遣[illegible]云々、船乗[illegible]使[illegible]遣[illegible]云々、

乗の下なる止ノ字は、後ノ人の、さかしらに加へたる物にして、船乗為弖なり、使者の者は、ばといふてにをは也、されば其使も、上にいへる使と一つにて、遣唐使をいふ也、考に、使者ノ二字を、つかひと見て是になずらひて、上なる使の下にも、者字ありけむといひ、乗止の止といふ辞につきて、下なる使者は、播磨の所への御使也といはれたるは、皆たがへり、船乗止といふ語、穏ならず、もし考の説のごとくは、船乗為むとして、とこそ有べけれ、そのうへもし其播磨ノ国の船居の事ならば、たゞに播磨國爾船乗為志所念行間爾、などこそ云べけれ、それをばいはずして、其所へ御使遣さむとする事のみを、くだくだしくいふべくもあらぬを思ふべし、さて後ノ世の心もて思へば、同じ遣唐使の事を、二度いはむは、煩はしきやうなれども、かくいふぞ、返りて古への語のさまには有ける、さて此祝詞は、語までいにしへのひゞき、古し、こは古への御代に、異国々の事の有し時に、作れりし祝詞なるを、後まで用ひられしにや、又は、かゝることに依て字を書

るによりて、奈良ノ朝こなたの文也といはれたるは、かたおちなり、一字二字などこそ、後に書かへたることも、たゞことはなからん、すべての文字よく見てこそ、古き近きをも定むべきわざなれ、

上の件もろ〳〵の祝詞は、すでに師の考有て、くはしく解れたり、今はたゞ、それにもれたる事、又たがへりとおぼしきをなどを、いさゝかつみ出てしるせり、なほいはまほしき事どもは、おほかれど、いとまなくて、さしもくはしくはえ物せず多くはもらしつ」

くずばな上つ巻

或人まがのひれといふ書を作りて、余があらはせる道の論【此書直毘靈と名づけて一巻あり】を難じたり、其書の大旨を考ふるに、此人いさゝか皇朝の學をも好むとは見えたれども、儒者にて年來たゞ漢國聖人の道をのみ貴きものに思ひなれたる故に、皇國の古へをも、たゞその漢國の意を以て定めんとする心に、余がいへる趣の、いたく其意とはかはりて、かの聖人の道を辨じなどしたるを見て、大きに怒れる心より書出たるものなり、そも〜天下の學者、千有餘年かの漢籍の毒酒を飲て、其の文辭の甘美きにふけりて、これも皆醉亂たることをみづからおぼえず、たま〜直毘靈の醒湯によりて醒たる人有て、これをさとせども、なほ我醉ることなしと強いひていよ〜狂言をはなちつゝ、いさゝか醒んとする人にも、猶かの毒酒をしひ飲せて、いよ〜醉みだれしむることのかなしさ、見るにたへざる故に、酒て醒よと、採もて來つるこの葛花ぞ、

○まがのひれにいはく、老莊ガ說ハ只自然トイフモノヲヨシト思ヘルニヤ、イミシク聖人ヲソシリタリ、

○まづ此一言にて儒者の固陋なるほどおしはかられたり、聖人を譏するものは、老莊が徒のみにはあるまじきものを思へるにや、老莊が說をよしと思はねばこそ、聖人あしくはなどかこれを譏せざらん、たま〜その様に似たるが同じければこそ、必これが徒のやうに思へるは、譬へば、夜ふけて里中に燒亡のあるを、近きあたりに博奕をうちゐたる輩まづ知りて、出てその火を救ふ、或は里人もみな出つどひて、出て同じさまにすくふ時に、隣の里人これを見て云へるやう、あの里人へ、博奕うちと同じさまに火を救ふなるは、みなばくちうちの友どちなりといへるが如し、聖人の道は燒亡也、老莊はばくちうちなり、余が直毘靈の意は里人也、儒者の此の言は隣の里人の思へる所也、そも〜老莊

博奕うつはわろけれ共、火を救へるは善し、それと同じさまに寺くへばこそ、その善をといはんは、ひがこゝろなならじやは、

○スベテ言ノ傳ヘトイフモノハ、云々

○言を以ていひ傳ふると、文字をもて書傳ふるとをくらべいはんには、互に得失有て、いづれを勝れり共定めがたき中に、文字古くより文字を用ひなれたる、今の世の心をもて見る時は、言傳へのみならんには、萬の事おぼつかなかるべければ、文字の方はるかにまさるべしと、誰も思ふべけれども、上古言傳へのみなりし代の心に立かへりて見れば、其世には、文字なしとて事たらざることはなし、これは文字のみならず、萬の器も何も、古へには無かりし物の、世々を經るまゝに、新に出來つゝ、次第に事の便よきやうになりゆくめる、その新しく出來始めたる物も、年を經て用ひなれては心には、此物なかりけむ昔は、さこそ不便なりつらめと思へども、無かりし昔も、さらに事は欠ざりし也、文字のうへにても、皇國には漢字あり、片假字あり、平假字有て、此三ッの內一つもかけては、事によりて不便なるを漢國には、片假字も平假字もなけれども、さらに是なくて不便なりとは思はず、又遠き所へ大切の用事をいひやるに、口狀にては違ある故に、書狀にていひやる、是は文字の德なり、然れども又、書狀にては分りがたき事も有て、品によりては使をさして、委き事は口狀にいひやりて、よく分るゝ事もあり、これは又言傳への德ならずや、されば書は言を盡さずと漢人もいへりき、これをもて見れば、上古の事も、後まで言傳へのまゝならば、返りて精き意味も傳はるべきが、中々に文字傳へになりて、失ぬるともあるまじきにあらず、猶此得失をいはゞ、たがひにくさ〴〵有べきを、今難者、言傳への方には失をのみ舉て、得をいはず、文字傳への方には、得をのみ舉て、失をいはぬは偏ならずや、言傳へは實ならぬ事のみ遺るといへれ共、此失は文字傳へにても同じ事也、文字にても虚を書傳ふれば實はのこらず、言にても、實をいひ

つたへば、なかなか實の遺らん、又言に傳への誤りありといへるは、誠にさることにて、文字は不朽の物なれば、一たび記し置つる事は、いく千年を經ても、そのまゝに遺るは文字の德也、然れ共文字なき世は、文字無き世の心なる故に、言傳へとても、文字ある世の言傳へとは大に異にして、うきたることさらになし、今の世とても、文字知れる人は、萬の事を文字に預くる故に、空にはえ覺え居らぬ事をも、文字しらぬ人は、返りてよく覺え居るにてさとるべし、殊に皇國は、言靈の助くる國、言靈の幸はふ國と古語にもいひて、實に言語の妙なること、萬國にすぐれたるをや、

○上代ノ古事ハ、後ノ天皇ノ御慮に令成ツル秘事ナリ、

○御慮に令成つるとは、いひざまあやしくて、いかなる意とも定めがたきを、難者の心をおしはかるに、此段は、應神天皇の御代、文字わたりて後、世々の古事は、皆その後の天皇の御心もて、よきさまに造り成し給へる物にて、實の事にはあらずといふ意なめり、あなかしこ、そのあたりに天照大御神の大御光を、頭に蒙りながら、かゝる邪說を吐出すべきものかは、文字なしとて、上世の事は消る例の中也とは、何を據にいへる漫言ぞ、漢國には、いまだ文字の出來ざりし以前の上古の事は、さだかなる傳へなくして、よろづしどけなき事のミなる故に、その例を思ひて、此皇國の上代も同じく然るべきを思ふ也と、思ひならへるひがこゝろ得にて、これは正しからざるかたを規矩にして、正しきかたを改めんとするものにて、いはゆる倒行逆施也、此事に限らず、儒者はすべて何事も、皇國の正しきことをば[illegible]すとして、返りて漢國の邪なる事を正しと思ひて、據とするは、みな彼ノ國籍の毒酒に醉まされたる狂心なり、いでこゝろみに[illegible]をいひおかんに、醉心をさまして聞け、まづ皇國には、天地の始れる始よりして、國土日月萬物の始まりをさへ、其事の詳に傳はりつるは、天照大御神の御生坐る御國として、萬國に勝れ、人の心も直かりし故に、世に中古まで、中々に文字といふ物のなくして、妙なる言靈の傳へなりし故といはつべし、外國は大御神の御國にあらずして、萬の

事もことより皇國に及ばざるべきことわりなれば、上古の傳へ事もさだかならざるなり、然れども、皇國の細く正しくこそは傳らねども、いづれの國にも、かたの如くおの／＼傳へは有て、かの漢國とても然有つるを、聖人といふなまさかしきもの出て、己が限ある智を以て、天地の始をも何事をも、みだりにおしはかり定めて、上古よりの傳をば、虚誕なりなどいひて、無用のものとして、とりあげぬをかしこき事にせし故に、おのづからその傳へ事は失ゆきしなり、中にも周公旦といひし者、殊にこざかしきおのこにて、いよ／＼私智を用ひて物をさだむることを好みしを、國内の人みなそれをよき事に思ひつゝ、こと／″＼くその風俗となれりし故に、周の代に至て、上古の傳へ事は大かた失ぬ、されど猶まれ／＼には、はし／″＼遺れる事共も有つれども、みな例の虚誕といひなして、一向に取あぐる人もなく成ぬるは、いと悪き國俗になん有ける、そも／＼かくの如く、古への傳へをば用ひず、たゞ己が心にまかせて、物を定めんには、萬の事はいかさまにもいひ曲べきもの也、今此難者も、たゞかの聖人をのみかたじけなきものに思へるから、件の悪風俗をよき事に思ひて、返りて皇國の正しき傳へをいひ破らんとすめり、かの國人共は、此正しき傳へを知らざれば、ただかの國俗をよき事に思ふも、さることなるを、皇國の人は、正しき傳へをまさしく聞ながら、なほかの悪風俗にまどへるは、いかにぞや、かくいひてもなほ醉のさめずば、今一ひら此葛花をなめてよ、そも／＼難者、後の天皇の上代の古事をよく造りなし給へるとは、應神天皇より天武天皇まで三百年の間に、漢國の書籍をよく讀て、聖人の道を學び得玉へる故なりといへる、もし此說の如く、漢國聖人の道を學び得玉へるによりて、上古の事をよく造り給へる物ならば、その事を意も何も、みなかの舍人親王の書紀の文章などの如く、漢樣にならひて、かしこげにこそ造り給ふべきことなるに、漢樣とは大に異にして、返りてかの聖人の道に虚誕とて取あげぬ類の事のみ、神代には多きはいかに、これかの國の書によらず、造り事にあらざる證なり、又天照大御神の、皇孫ノ命に授け給へる御靈の御鏡は、今も現に五十

鈴ノ宮にまし〳〵、草薙の御劍は、熱田ノ宮にましますたぐひ、神代の遺跡今なほ國々に存し、又神武天皇よりこなた御代々々の山陵なども、畿内の國々に現存し、朝廷には神代の遺事とこれかれのこり、又中臣忌部大伴などの氏々は、神代の職を相傳へて、後々までも連綿するなど、皆その古事の實なりける明證なり、かくの如く諸國におほかる遺跡遺事、又諸家の系譜などまでも、假に造り設けらるゝ物にはあらぬをや、かの漢國などの、名家の子孫も、國都の制も何も、ことかたなく代々にかはりゆく、漢國の國の例とは、年を同じくしてもいひがたき物なり、然るを儒者などの強ていひて、その遺跡遺事又子孫などのあるによりて、それに當れる古事をば造れる物なりともいはんか、これこそ遺跡遺事又子孫などのありしうへは、其古事の有し事疑ひなきを、文字なき世なりし故に、その實の古事は皆傳はらで、後にまた別にこれを造ることならば、上にいへる如く、漢樣に合ふやうにこそ造るべきに、曾てさはあらねば、とにかくに儒者の説は、皇神の道をしひていひ破らんとする妄言なりと知るべし、

○天照トイフ御名ナドモ、天津日に配奉(タグヘ)リタル義ナラン、

○これは近世儒者をまねかれし神道者もいふとなれど、例の漢意になづめるものにて、かの國に祖宗を天に配するなどいふみだりごとを手本にしたるひがことなり、皇國のいにしへには、さやうのまぎらはしき事はかつてなかり、

○書紀ニ日ノ神ハ即天ツ日ナリトセバ、云々、未ダ生レ給ハヌ前ハ常夜ナルベシ、云々、コレニテ天ツ日ハ天地ノ始ヨリ天ニカヽリタルコトイチジルシ、

○まづ強ていへるこそ其心得ず、日ノ神は即チ天つ日にましまする御事は、古事記書紀に明らかに見えて、疑ひなきを、今更言めかすはいかにぞや、さてこそ、返りて疑はるゝには有けれ、そも〳〵此日神は、天地のきはみ御照(アラ)しましますを、その初は皇國に成出生ましての皇御國の君として今に四海を統御し給へり、さて此神天の石屋戸をさして隱れまし、時は、萬國

常夜なりしに、いまだ生坐ざりし前の、常夜ならざりしはいかにといふとは、兒童といへ共よく心づきて、疑ふまじなるを、今難者、めづらしげにことぐ\しくいひたてたることこそ稚けれ、此一つを以ても、返て神代の古事の、直實にして虚僞ならざるをさとるべし、もし後の天皇の造り給へる事ならんには、かばかり淺はかに聞えて、人の信ずまじき事を造り玉はんやは、此所によく心をとゞめて味ひ見よ、すべて神の御所行は、尋常の理をもて、人のよく測り知こころにあらず、人の智は、いかにかしこきも限りありて、小き物にて、その至る限の外の事は、えしらぬものなり、さてその神の御しわざは、直なれども、返て淺はかに聞え、僞のやうに思はるゝは、人の智の測リ知る限と、遙にへだゝれる處なる故に、その説を聞ク人の心に疎ク遠くて、入リがたく信じがたきなり、漢國の説は、みな妄なれども、もと人の智の至る限をもて、測り設けたる物なる故に、聞ク人の心に測り思ふ處と、親しく近くて、入リやすく信じやすきなり、然るに漢國の人は、聖人の智は、天地万物の理を周く知盡せるものと心得居るから、そのさかしらを手本として、己が限ある小智をもて、知リかたき事をも、強てはかりしらんとする故に、その理の測りがたき事に至りては、これを信せず、おしてその理なしと定むるは、かしこげには聞ゆれども、返りて己が智の小きほどをあらはすものなり、難者こゝろみにしばらく件のならひを忘れて、よく思はゞ、今の疑ひはおのづから解なん、抑伊邪那岐ノ大神、夜見國に往坐る時には、闇くて燭を燃し給ひ、顯國に坐時は、然ることなきを思へば、黄泉國は闇かるべき所以有て闇く、顯國はそのかみにも明かるべき所以ありて明かりしなり、さて日ノ神もいまだ生坐ざるに、顯國の明かりし、その然る所以の理は、もとよりこれ測がたきところなり、書紀の纂疏などには、劫初の人は、おの〳〵身に光を帶て照せる事を引て、證せられたれ共、それは佛書の説にこそあれ、神代には螢火光神などはあれ共、それは邪神の事なれば、なべての例にあらず、其外には身に光の有しといふ傳へもなければ、何の明りにて照せりとも、知べきにあらず、人のえ知ラぬ思ひの外の理ありて、

闇かりしなるべし、然らば日神の御石屋戸隠りの時に、常夜なりしは又いかにといふに、既に日神生坐て、天地の間は此神の照し玉ふべき物と定まりてのうへは、その大御光にあらざれば、明りを得ざるなり、これは皇孫ノ命天降坐て後は、ながく天と國との往來絶ぬると同じことわりにて、これらも又然る所以の理は、はかりがたきことなり、此外にも神代には、いと奇しく異しき事のみ多かれど、皆なずらへて解べし、凡て上古の人は、神の御しわざを、己が智をもて、私にその理などをはかるとはなかりしを、後世の人の心は、かの漢國人のならひにうつりて、さかしらをのみ好むは、一わたりさかしこげに聞ゆれども、實は返りて愚なり、その故に、神代の事の奇異きをば、人の代の事と同じからざる故に、あやしみ疑ふこと共、實は人の代の事も、しなこそかはれみな奇異きを、されば今の現に見なれ聞なれて、常に其中に居る故に、奇異きことをおぼえざるなり、まづ此天地のあるやうを、つらつら思ひめぐらして見よ、此大地は空にかゝりてたゞよふか、物のうへに着たらんか、いづれにしても、いといと奇異き物なり、もし物のうへに着たらんには、その物の下は、其何物にて支へたりとかせん、此理さらに聞えがたし、故に漢國にてもとりどりの説あれども、畢竟はみな奇異きを、其中に、地球は圓躰にして、天中に包まれて、空にかゝりゐるとする渾天の説ぞ、まことしげに聞ゆれ共、尋常の理を以て見れば、いかに天の氣の充滿たればとて、此國土大海などの、空中にかゝりゐて、動かざるべき由なければ、畢竟はこれも又奇異からざることあたはず、又天はたゞ氣のみにて、形はなき物とする、これ又まことしげに聞ゆれ共、もし然らば、世界外はみな氣なるを、その氣は際限ありとやせん、なしとやせん、もし際限なくば、いづれの處を盡しも、いづれの處をか中とも、さだむべきにあらざるに、地球の止まる處あるは心得ず、かならず正中にあらずば止まるべからず、もとよりなければなり、もし又際限ありとせば、その氣と又一彈丸の如くなるべければ、何れへ處を定めて、其際かたるべからん、又是を限らしむる物は何物とかせん、これ又いづれにしても、畢竟は奇異からざることあたはず、か

くの如く大に奇異き天地の間に在ながら、そのあやしきをばあやしまずして、たゞ神代の事をのみあやしみて、さることには、決て無き理なりと思ふは、愚にあらずして何ぞや、又人の此身のうへをも思ひ見よ、目に物を見、耳に物をきゝ、口に物をいひ、足にてあるき、手にて萬のわざをするたぐひも、皆あやしく、或は鳥虫の空を飛、草木の花さき實のるなども、みなあやし、又無心の物の有心の鳥虫などに化するたぐひ狐狸のかりに人の形に化するたぐひなどは、あやしきが中のあやしきなり、されば此天地も萬物も、いひもてゆけばこと〴〵く奇異からずといふことなく、こゝに至ては、かの聖人といへ共、その然る所以の理は、いかにとも窮め知ることあたはず、是をもて、人の智は限ありて小きことをさとるべく、又神の御しわざの、限なく妙なる物なる事をもさとるべし、然るに、かの聖人の、わづかに己が智の至る限の内の事を明らめおきたるを見て、天地萬物の理を周く知り盡せりと思ひて、尊み信ずるは、いと可笑くこそ、そも〳〵又かくのごとく大きにあやしき天地万物の始は、又いよ〳〵大にあやしき神の御しわざならでは、成就すまじきことわりなるに、此始めをしも、漢人は例の陰陽を以て説たり、されどその陰陽と、又必然るべき所以の理は知ことあたはざれば、是も畢竟はあやしからざる事を得ず、もし又天地は始もなく終もなき物といはむか、始なくして此物のあるは、又いよ〳〵あやしからずや、難者上件の事共をよく考へ見ば、今の疑ひはおのづから解なん、猶解ずば、殊に近き事をもて猶さとさん、鼠鼬などは、闇中といへ共、物を見る事白晝に異ならず、これは何の明りによりて見るとかせん、又夜はよく物を見て、晝は返りて見ることあたはざる鳥もあり、これはいよ〳〵尋常の理にて推がたきことならずや、難者神代の明りをば、決て無き理なりといひて難ず共、これらの明りをば、無き理なりといふことあたはじ、いかに〳〵、かゝる微き鳥獣にだに、理外の事あるとかくの如し、況や天地の始め皇祖命の御うへに於てをや、

○殊ニ疑フベキハ、神代ノ巻ニ星ノ事ヲイハザルハイカニ、云々

○書紀神代下卷に、星神香々背男といふある物を、星の事をいはずとはいかに、但し此紀は、星神の始をいはざるはいか
にといふ意と見てゆるすべし、然れ共これを疑ふは、例の漢意にたづめるものなり、そのゆゑは、漢國にこそ星をも日
月にならべて、三光などいひて、いみじき物にすれども、皇國の古へは然らず、星はさらに日月にならぶべき程の物に
非ず、天に多くかゝりて見ゆれ共、たゞ雲霧なども同じたぐひとして、ことなる物ともせざりしなり、
故にその名もたゞ香々背男とのみいひて、神とも命とも稱へたる稱もなし、他の星どもも是に准へて、この靈驗き事を
知べし、天之御中主神などを、星にあてて、説なる説どもあれども、それは例の漢意につくれる私事にて、さらに由もなき
ひがことなり、神代のみならず、人の代になりても、漢國の書の入來るより以前には、星の事をさたせる事もなし、況
やこれを祭りなどすることはさらになかりき、天皇も日に向ひて拜み給ひ、又三月九月に北辰御燈などこそ、後の
事なり、延暦十年の年は、京畿伊勢近江等の國、北辰を祭る事を禁ぜられ、又延暦十五年にはなべてこれを禁ぜ
られたるなど、ゆゑある事にこそ、然るに書紀、これを必日月にならぶべき物と思へるは、漢意にならへるにあらずや、
駁いとゝ、星の始をいはざるは、造化の傳へ事の正實なる徵とすべし、もし儒者の僻見の如く、上代の古事に、星の
天皇の、漢國聖人の道を學び得て、その御心もて造り給へる物ならば、かの國の如くに、日月星とならべて、星神の始を
も、日月の始の如く、造りいふべき事なるに、これをいはざるは、漢意にならはず、上古よりの傳へのまゝなる故にあ
らずや、

○學問スル人ハ、云々異國ノ物トハ異ナルガ如クニゾイヒナシケル、

○御國を天地の外におもひなすといへるも、末にも見えたれ、是はいかなる事をいへるにか、心得がたきを、つらつら
前後の論をかんがへておもひはかるに、天照大御神は即天津日にましまして、御國に生れつる事をいへるを、あしく聞て

にや、此旨は古事記日本紀にあきらかに見えて、いさゝかも疑ひなき事なるを、余が新説の如くにいひなせるはいかに、すべて此難者の眼は、漢意の毒酒にくらまされはてゝ、古書の趣をも分れざるにや、但し此惑ひは此人のみにもあらず、近代の神學者流も皆かの毒酒に醉て、天照大御神即天つ日にて、皇國に生れませ玉へることを疑ひて、さま〴〵にいひまげたる、其説みな古傳の旨に背けり、余はさやうに古傳にそむける私事は凡てとらず、そも〳〵天照大御神と申奉るは、即天つ日の御事にて、皇國に生れさせ給へる御事は、今さら委く申すにも及ばず、然るを外國には此正しき傳へなき故に、日月の始をもいかなる事共えしらず、たま〳〵には、盤古氏の左右の眼日月となるなどいへる、いさゝかの古傳も遺りたれども、さかしらをのみ尊む國俗なれば、すべてかやうの説をば虚誕といひなして、一向にとりあげず、たゞ己が臆度を以て、陰陽の精也などいへるまでの事なり、かの盤古氏の眼の説などは、伊邪那岐大神の大御眼を洗ひ玉ふより成出坐る傳への、おのづから外國までも訛りて傳はりゆきしが、わづかにかたはし遺れるなれば、中々にかの臆度の説よりはまされり、學問する人は、まづその心を天地の極みおしひろげて、私心を除くべしと、みづからいひながら、難者の心はいと狹くして、たゞ漢國の内にのみ縮りて、その他はつや〳〵えしらぬ私心なり、其故は、たゞ漢國人の見解をのみ手本として、その餘はなきものと心得て、皇國の意をえしらざればなり、まづその勝劣は姑くさしおきて、これは漢國の意、これは皇國の意と、二つに分て見よ、漢國の意より見れば、皇國の意は非なり、皇國の意より見れば、漢國の意は非也、然るに難者、漢國の意をのみ立て、その意を以て、皇國の古へをも、ひらおしにおさんとするは、偏れる私心にあらずや、かくいはゞ又、天地は一枚なれば漢國の意皇國の意といふ分あることなし、分をたつるぞ狹き私心なるといふべけれ共、難者の漢意をのみ立て、皇國の古へを疑ふも、即チ分をたてゝ、漢にかたよれる物なるを、我心は天地の極み滿足ひたりと思ふは、醉人の醉ることを覺えずして、われゑはることなしといふに同じ、そも〳〵聖人

を尊みながら、此段は、かの孔丘が尊內卑外の意にも大きにそむけり、もし彼此の差別なくば、萬國みなその國々の傳へもあり、守る意もあるとなれば、おの〳〵その國の傳へにより、己が國の意を守らんこそ順ならめ、まして皇國は、萬國にすぐれて、古への傳へも又正しく、その道は、殊に萬國を御照し坐す大御神の道なる物を、それをしも棄て、由なき他國の意を守りて、返りて吾が古傳を虛なりとしもするは、いかなる道の曲心ぞや、又前後そろはぬ狂言なりといへるは、萬ノ國みな日ノ神の御德を蒙ることいひながら、異國は日ノ神の御國にあらずといふを、前後相違せりと思へるにや、日神の御國にあらずといふは、日神の生坐る御國にあらずといふとなり、その照し給は萬國といふ意にはあらず、すべてその生れたる本國を、たゞ國とのみいふは、つねのことにて産國へかへるを、國へ歸るといひ、産國の人を、國人といふ類、みな然也、又天ノ日を、異國の物とは異なるが如くにぞいひなしけるといへるは、あまりに愚なる論なり、日神は御國に生坐て、萬國を照し玉ふといふは、何ぞ異なるが如きことあらん、然るを異なるが如くいへりと思ふは、年來漢國の說にのみなれたる心に、始て天つ日御國に生れ給ふといふを聞ては、甚あやしきことゝ思へる物にて、たとへば鐵はたゞ石などのたぐひに堅き物とのみ心得居たる者の、鑄物師の湯に沸したるを見て、大に驚きあやしめるが如し、又天神は疊なす一ひらに見そなはしめぐみますなりといへるは、さることなれ共、其中に皇御國は、天照大御神の御生坐る本つ御國にして、その御子孫の知看御國なれば、よろづ異國にはまされること、同日の談にあらずとしるべし、

○聖人ヲバ千万人天ノゴトク仰ギ、云々

○これは漢國のよゝの人みな聖人に欺かれたるものにして、實に尊きによりて然るにはあらず、もし世人に仰がるゝを以て、實にすぐれたりとせば、今の世、向宗の徒の、その祖師親鸞を仰ぎ尊む事などは、儒者の聖人を尊むよりも、遙になかにまされるは、親鸞の德は聖人より勝れりとせんか、又いざなはねども群來といへるも、大きに虛言なり、世々の

儒者どもいたくいさなへ共、その道に従へる人は見えず、孟軻が如き、諸國をめぐりて、妄言をいひつゝ、いさなひつれ共、一國としてむれ来ぬをいかにとかせん、又うはべに諸人の群来る如くに見ゆるは、たゞ言を飾れる文章と口さきばかりなり、聖人をいたく誉て、其道に従へるさまにいふ人は、賢者の如くに聞ゆる故に、誰も文章などには、是を尊ゝけに書なせ共、實にその道にしたがふ者は、彼國にてもよゝにいとゝゝ稀なるを、然るに難有、かのかざれる文章を見て、世人真實にこれを尊めりと思ふは、いと愚なり、そもゝゝ聖人の人に勝れたる處は、たゞ智巧のみにて、實はみな贋物なるを、其中に大抵難のなきは孔丘なり、此人周の世に生れたる故に、ひたすら周室を尊みて、諸侯共の僭乱を歎きたる心ばへ、まことに殊勝なる事なり、然るを聖人と同事に儒者の尊む、かの孟軻は、これこそは大に違ひて、王道をいひたてにして、ゆくさきゞゝにて謀反をすゝめあるきしは、これ又湯武同前の大悪人なりけり、

○聖人モシ人ノ國ヲ奪ヒ取ントシ給ハヾ、天ツ神モユルサヾラン、云々

○湯武が如き逆賊のしわざは、決めて天ッ神のゆるし給はざる處なり、然れ共、桀紂が如き王の出来るも、又さる時に聖人の如き賊の出来て榮ゆるも、又さる者に人草のしたがふも、とにかくにしなはかはれ共、みなこれ禍津日神のあらびによれる物にて、天つ神の御心にもまかせがたき事のおほかるは、神代よりさる事ぞかし、然るを漢人はこの理をばしらず、萬の事をたゞ天命と心得居て、聖人の榮えを見ては、天道のゆるし玉ふ所と思ふは、これみな聖人の智術に欺かれたるものなり、

○洪荒ノ世ハ君臣ノ別モナニモナケレバ、云々

○もし此論のごとくならば、人臣たる者、いつにても洪荒の世なれば、誰をか君とせんといひて、みだりにその君を殺して、その國を奪ふべきにや、桀紂が時を洪荒の世とするは、しひて聖人の不義を隠さんとするものなれども、桀紂實に

悪王なりしかば、これは猶さもいひつべし、然れ共、その時君臣の別なきを洪荒の世と見ながら君を滅せるは、湯武のしわざも、又いよ／＼洪荒の世のしわざなり、人の君臣の別なきをば、洪荒の世のしわざとし、己が君を滅せるをば聖業也といひて、人これを信ぜんや、かゝる姦悪の大賊を尊む漢人の心は、いかにぞや、すべて心得ぬ事なり、もし實に國を奪ふ心なくば、殷の親族の内に、箕子などいふ人も有しとなれば、これらをこそ立て君とすべきことなるに、さはあらで、己が物とせしは、洪荒の世を幸ひにして、奪へる事明らけき物をや、

○湯武ハ即天ッ神ノ御子ニシテ、云々

○天ッ神の御子と申す稱は、かたじけなくも天皇を申す御事にて、外には決て申さぬことなるを、かろ／＼しく外國の賊王をしもかくいへるは、名を亂ること甚し、

○カノ荒ブル物ヲ平ケタル後ニコソ君臣ノ道モ再ビ立チヌレ、

○もし此說の如くならば、紂を滅すまでは、文王も武王も君臣の道はしらざりしか、紂を滅して後に、始めて君臣の道といふ事をば知れりと見えたり、己が君の國を奪ふまでは、君臣の道なき世なれば苦しからずといひて、さて既に奪ひとりて王たる時に、俄に君臣の道を立んとするは、又己が臣に奪はさじとの巧なる事あらはなり、然れ共其後も中比よりして、返りて亂臣の多くなりしは、實は武王その始めをいざなへるものなり、然れば聖人の道は、すべて陽には德おほきやうなれども、陰には害おほき物としるべし、

○西ノ國ニモ和蘭[illegible]トイフ書ヲ作リテ、云々

○[illegible]は所謂物なり、余も見たりき、漢文にかけるか、文はいと／＼拙くて、いふにたらざれども、[illegible]は甚面白し、但し其國の亂れたる由を[illegible]稱たる事共、皆古への事をばしらざるものと見えて、たゞ今の世の事につきていへれば、古意に

はかなはぬ事おほし、漢國の非をいへるはみなよくあたれり、

○學者ハモハラ道ヲ學バム事ヲ勤ムベシ、道ニ心ヲ向ズシテ、云々

○難者のかくいへる道は、かの異國聖人の道歟、余は吾ヵ皇朝の皇神の道に心を向るうへは、何ぞ戎狄の賊の道に心を向ん、難者かの道に心を向ざるを過と思ふは、此皇神の正しき道に心を向ざる己が過チなることをしらずや、

○神ノ所爲ヲシラザルモノハ凡夫ナリ、云々

○此論又例のから人の、私智を以てみだりに物を定むる癖なり、神のしわざはさま〴〵はかりがたき物なれば、聖人といへ共知ることあたはず、況やそれより智の淺き者をや、然るを神のしわざも、理をもて推ば、いかでか知らざらんと思ふは、大きにひがごとなり、知りがたきを、强て知りがほに定めたる漢人の說は、大きに違へるひが事多きを、儒者はえわきまへずして、實にさることゝ思ひなづめるから、かゝるひが事はいふめり、漢國にも卜筮といふ事の、古へよりあるは、かの國にても上つ代には、神の御しわざは知りがたき物と定めたる故也、果して人よくこれを知らば、易は無用の長物なり、

○御國ノ古ヘモ、須佐之男神は凶キ德ヲ行ヒテ、云々

○禍津日ノ神あれば、神代とて凶き事もなどか無からん、然れ共異國の亂多きに比ふれば、皇國の古へは、亂なしといはんも可なり、然るを難者、いはゆる毛を吹て疵を求むる譬のごとく、たまさかに征伐の事有しなど迄を引出て、しひて御國をいひおとさんとするは、いかなる心ぞ、漢國こそ古へより亂いと多くして、治まりがたかりし事は、かの國の歷代の史共に昭々たるを、難者はしらずや、はた知ながら、聖人の國の惡き事をば隱して、人をあざむかんとするにや、

○東國ハ倭建ノ命の征ヨリ始テ從ヒツル事ト見エタリ、云々

○これは古事記日本紀をも考へずして妄にいへる賊、崇神天皇の御世の事などを考へ見よ、倭建ノ命東征の事あればとて、それより以前は東國はしたがはずといはゞ、孝靈天皇の御世に、吉備津彦命吉備ノ國を征し給ひ、又景行天皇仲哀天皇などの御世に、熊曾國を征し玉ふ、熊曾は筑紫の内なれば、筑紫もその以前は從はずとせんか、征伐はその時にあたりて背ける者のあればぞかし、

○六十國ノ半ヲ治メムニハ、イマダ教モ道モ備ハラズトモ猶治マリナン、

○是は殊にをさなき論なり、三十國なればとて、道なくて治まるべき物かは、もし三十國が道備らでも治まらば、六十國も治まるべし、いかでかその差別あらん、

○聖人ノ道ノ渡リ來ニケルゾ、天皇ノ御蒙ナリケル、云々、御國ノ上代モ蝦夷ノアリサマナリケントオモハル、

○此段は殊に皇朝をも憚り奉らず、先皇の御代を、しひて夷島に比し、鳥獸にひとしといひて貶さんとせる、悲しき邪説なり、そも／＼蝦夷は、もとより御國人とは種類の異なる物にて、今に到るまでその形も鬚おほくなどして、大に異なれば、その心も行ひも異なると明らかなり、故に中古迄も、陸奥出羽などには、その人おほく有て、御國人と雜居して、多年御國の風儀にもなれ、又ねんごろに教諭せさせられし事も有しか共、なほ化しがたかりしとは、史籍に往々に見えたり、これもとより種類の異なりしが故なり、然るにかゝる事をもよくくはしくは考へずして、この蝦夷の如くなりけんとは、例のおしあての漫言ならずや、儒者の尊む處の漢國こそ、皇國より見れば、貴賤のすぢも別たず、君臣の道もたゝざれば、鳥獸には近けれ、皇國はかたじけなくも、天照大御神の御國として、天皇は、即大御神の御子にましませば、下が下まで人草の心も清ら、萬國に勝れて、もとより君臣父子その餘の道も、おのづから備りたる故に、殊さらにこれをいひたてゝ、教へさとすにも及ばざりし程の事なるに、いかでか外國聖人の道をしも待ことあらん、異國に大御神の御

國にあらざるが故に、惡神ごころをえて、萬の事あしく、國も人も治まりがたき故にこそ、さま〴〵の名を設けて、敎へをこせるなれ、たとへば、盜のなき鄕には、その防ぎは用なきを、盜ある鄕は防ぎなくてはかなはぬがごとく、漢國などは盜おほき鄕なるが故に、きびしくかまへて防ぎはするなり、さてしか防ぎのきびしきにつきては、盜もいよ〳〵智略をめぐらして、いよ〳〵物ぬすむことは、上手になりゆくめれば、聖人の道は、うはべは益ありげに見えて、實はかへりて害となると、上にもいへるがごとくなり、

○萬ノ國ノ事度ハ、獨聖人ノ道ゾ勝リタリケル、

○聖人とハもと大きなる盜にて、人の物をぬすみて、己レその術をよく知れるから、その防ぎのすべも功者なるは、さも有べきことなり、

○東照神祖命ノ天下申シ給フ道モ、聖人ノ道ニシテ、云々

○此段は、御代〳〵の天皇をも、東照神祖命をも、己が好む聖人の道へ引入れ奉りて、しひて方人にせんと計れる、心ぎたなき論にて、かの神御祖命の、文武忠孝を勵よなど、のたまへるを、その證に引出たるも、殊に强事なり、其故は、或は忠或は孝或ハ禮或は義などいふ、その名こそ漢國聖人の始めつらめ、その實は皇國にも本よりありて、人たる者は、皆よく知リて行へる事にて、殊にこれを敎へ諭すまでもなかりし故に、その名はなかりしを、漢國の聖人の、これらの名どもをまうけて、こと〳〵しくいひたつるは、返リて諺に、盜たけ〴〵しといへるものなるを、儒者はその名に惑ひ、名なければ其事もなしと思へるは、いと愚なり、たとへば、漢國には、人の心のうへに、意といひ情といひ慾といふやうの、くさ〴〵の名あるを、皇國にはたゞ許々呂といひて、件ンの名どもはなかりしか共、實は意も情も慾も有ル が如し、もし難者の意のごとくば、これも漢籍渡り來て後に、皇國の人には、意も情も慾も出來たりとせんか、されば、かの神御

祖ノ命の、文武忠孝など、のたまへるも、たゞ世のならひにて、かの國の文字を借用給へるのみにこそあれ、その實は、これらみな吾國の固有の道なるをや、皇國のみにもあらず、すべて漢國の道を借らぬ、他の國々にも、これらはみなもとより、ほどノ＼にあることにて、その名こそかはれ、天竺にても、哩儒といふは忠、烏播遮羅といふは孝、儞底といふは禮、阿嚩他といふは義のことなれば、その餘の國々も准へて知べし、然るにこれらの類を、たゞ漢國の聖人獨りはじめたる道の如く思へるは、かへすぐ＼愚なりけり、まして又聖人を譏るは、昔の天皇の御心にも、東照神命の御心にも背き奉る罪ありといへるは、一わたりは聞えたれども、古への御世ノ＼の天皇の勅命にも、東照神命の御掟にも、聖人をそしる者は罪ありとは、曾てのたまはぬ事なり、然れば儒にもあれ佛にもあれ、その非を辨ぜんに、何の罪かあらん、もし聖人の非をいふて罪ならんには、儒者共の佛をそしるは、いよノ＼罪重かるべし、御代ノ＼の天皇、又大將軍にも、佛道を信み玉ふよしは、ことに儒道の比にあらざればなり、それすら、佛道をそしる者は曲事なりとの令は、いまだ聞ぬをや、もしこれらをしも罪とせば、今難者の、皇國の古へを禽獸にひとしく、鳥獸に同じかりきと云て、さしもある罪は、又いかにとかせん、また聖人の道は、昔より御代ノ＼を經て、朝廷にも用ひさせ玉ふことなるを、今かろしといはんには、誠に道の意にあらざれども、此事は既に直靈の書の終りにも、ことわりおけるがごとくなり、譬へば、君たる人を弑すこと、ひそかに思ひはかる臣下の、側にあるを、君はその心をばしらずして、たゞ忠臣なりとのみ思ひ居る時に、又一人の微臣有て、かの側なる臣下の賊心をよくさとり知れ共、身賤くて、君の側に近づくことかなはざる故あれば、せめてこれを告しらすることあたはず、かくてこの君の命、殆ど他の賊にかゝりて、此微臣はその危きを見るに忍ず、やむことを得ずして、其の法を犯して、近づき奉りて、其由を申したらんに、此微臣は忠臣にやあらん、不忠臣にやあらん、かくて君へたる罪は、臣下は我國の道なれ共古今の道の在跡なり、微臣の君の側に近づく事かなはざるは、此道といへ共、

下より議することあたはざる、古への道の中の一端なり、やむことをえず、法を犯して、君の命を救へるは、直毘の書なり、犯せる法は重けれ共、道の中の一端にこそあれ、救ひたる君の命は、道の全體なり、もし道の全體亡ぶることあらば、かの一端もひとり存することあたはず、天下萬人みなこれを犯せば、たゞ一人の微臣のみ犯すと、その輕重いかにあらん、難者のたふとぶ處の漢國の道にも、權といふ事有て、嫂水に溺るゝ時は、手をとりてたすくる譬へもあるにあらずや、

○道ノ中ニ樂ミヰナガラ云々

○聖人の道のあしき事を、儒者のしらざるは、まことにこゝのたとへの如く、泥水に住む魚の、その水の濁れるをば覺えずして、たのしみ居るが如し、

○文字ナキ御代ハ、年月ヲ數フベキ十干十二支ノ類モナケレバ、云々

○此事は古事記傳の神武天皇の卷に委く論じおければ、こゝには辨ぜず、

○タトヒ漢ノ風俗ハアシキニモセヨ、天皇ノ御心ダニ惡カラズバ、云々

○此說はたがへり、すべて人の心の善惡も、もとより神のしわざにて然るものなれば、必しも人の惡しき心あるによりて、禍津日神それに乘て、厄を助くるのみにはあらず、

○千數百年ノ間ニシモ、此厄ヲ直シ給ハヌ、直毘神コソアヤシケレ、

○天地の無窮に久しき間にとりては、千數百年などは、只しばしのほどなるものを、難者これを思ひめぐらさずして、たゞ百年にも滿ざる人の生涯にのみおもひ比ぶる故に、大きに久しき事と思へる、そはいと〳〵小き心なりけり、そも〳〵近き世に到りて、千百人の中に、一人二人は、異國聖人の道の、厄事なることをわきまへ知ル人も出來て、其說を信ずる

雅も、かつ〳〵出來そめたるは、直毘神の御靈にして、やうやく正しきに還るべききざしなり、此事末にも猶委くいへり、考へ合すべし、然るを難者、此後も古へにはえかへるまじきといへるは、冬のいと寒きころの心に、此後春に立かへる事はあらじと思へる癡心なり、

○守屋大連云々

○これは甚々事をかきたる言にて、何をかな引出て、聖人の道を助けんとせるものなり、守屋の聖人の道を忌嫌はざりしも、又朝野に其道を嫌へるものなかりしも、皆そのかみ天の下の人心、禍津日神にまじこりたる故なるをや、さて又守屋たち〳〵佛を嫌ひて、つひに太子に滅されし故に、それよりいよ〳〵佛の道の弘まりつるも、又禍津日ノ神のしわざ也、

○此國ニ善道ナケレバ、セナラズ他國ノ道ヲモ善キ物ニ取ナシテ、云々

○皇國に善道なくばこそ、他國の道をもからめ、もとより萬國にすぐれたる善道の備はりたるものをや、他國のはるかに劣れる道をしも取用ひて、何にかはせん、たとへば、皇國の古へは、けしきよき山の峯に、枝つきおもしろき松の大樹のなみたてるが如く、異國の道は、人の家の庭に、枝をため葉をすかして、造りたてたる植木のごとし、此造り木もおもしろくは見ゆれども、つひにかの峯の松のおのづからなるけしきには、及ぶことあたはざる物を、かの庭の植木にならひて、峯の松をも、枝をため葉をすかさんは、殺風景にあらずや、

○凡テ人ノ師タルモノハ云々

○いかなる事も、用なければこそこれを棄るに、すべて無智文盲の愚人のしわざなり、もし知ても用なき事にこそ、此天地萬物の始をも、いふところ事共しらず、人の道をも、いかなるよしともしらずてあらんは、己が父母をも、いかなる人の子かもえ、先祖は、いづくの人にて有しやらん、つや〳〵しらずてあらんが如し、かくても難者は何ならずとする歟、又聞に

孝をつくせ共、上より扶持も賜はらねば、用なき事なりとて、これも棄べきか、君に忠を勤むとも、加恩をも蒙らねば、用なきことなりとて、是も棄べきか、萬國を御照し坐まして、可畏けれど、親とも先祖とも君とも仰ぎ尊み奉るべき、天照大御神の道の、廢れぬるを歎きて、その意を諭し示すを、用なき論なりといふは、いかなる狂言ぞも、難者も し大御神の御徳を蒙らぬ、天地の外に身をおかば、口にまかせていかにもいふべし、此天地の間に在て、大御神の御徳を蒙らん限は、かりそめにもかゝる狂言はいふべきにあらず、生涯此大御神の御徳を蒙りながらも、外國の人はその理をしらざれば、是非もなし、幸に此大御國にしも生れて、たま／＼にも此理を聞ながら、猶異國の毒酒に沈酔して、これを信ずる事をえしらぬのみならず、返りて譏りなどするは、かへす／＼も狂言ならずや、

○但シ神ハ人ノ所爲ヲ見テ、吉凶萬ノ事ヲ令セ給フ故、云々、

○これは、人の所爲も即チ神の所爲なることをしらざる、例の儒見なり、もし此論の如く、善キ事を行ふ者には、吉をあたへ、惡キ事をなす者には、凶をあたへ給はんは、道理のまゝなれば、これ善神のしわざなり、然るに難者、上に、凶事は惡神の給はる處といへるはいかに、惡をなす者に凶事を給はんには、何ぞ惡神といはん、然れはこれは、善人にして凶事のあるは、惡神の給はる處といふ意にや、もしその意ならんには、言たらざれば、さは聞えがたし、すべて惡神のしわざのことをいへる、此難者の說には心得ぬ事なり、其よしは下に委くいへり、さて天道ハ福レ善殃レ淫ニといへる、此心ばへは一文不知の兒童といへ共、よくわきまへ知れる事にて、まことに然あるべき道理なり、然れ共此語は、理にはよくあたれ共、事の跡につきていふことはあたらず、世には惡神のある故に、返て善にも殃し、淫にも福すること、古今にあげてかぞへがたし、故に天道天命の說は、こゝに至ッて窮せり、然るを漢國の人は、此惡神の所爲のあることをしらざる故に、猶しひてかの天道天命の說を、立とほさんとして、かの善惡禍福の事の、道理のまゝにあらざるをも、さ

まへ〜にいひくろめつゝ、まぎらかしおけ共、つひに問傳あるとなく、皆強事なるを、儒者仲間にては、しぶ〜にも諸なひおくべけれども、余は之を諾なはず、

○佛ノ道ニモ、是ヲ因識ゾト思フ者ヲバ、外道ノ部ニ入レテ、云々

○これは佛道の中ヶ一家の邪解を、よしこれ得誤れる說なり、されご佛道の事にて、こゝに用なければ辨せず、

○コハ鬼神ヲ無キ者ニシタル狂言ナリ、云々、若シ神代ノ卷モ云々

○此段は、難者の意趣聞取がたきを、神代の卷もし異國の書ならば、必排退し信取とはあらじといへるを以て考ふれば、余がいふところ、實は心の底には、神こいふ物は無き物こ思ひながら、御國の古傳をしひて立んために、神ある如くいひなせりこいふ意か、もし其意ならば大に辨あり、まづ御國の傳へは、人のさかしらを以てかまへ作れる物にあらず、眞實の古傳なる故に、和漢古今の事を以て、引當て考ふるに、符を合せたるが如くにて、いさゝかも違へる事なければ、世中の萬の事は、善惡の神有て、その御所爲なること、いさゝかも疑ひなし、善人は衰へ惡人は榮るは、これ善神の御しわざ、又惡人も衰へ善人も榮るとあるは、これ惡神のしわざにて、かくのごく、御國の傳へは、善神・惡神とある故に、世人の善惡の事、道理のまゝにはあらざるを、その理いかにとも測りがたき物を、何を疑ひてか、實は神けなき物こ思はん、然るに漢國の天命の說は、聖人のさかしら心にて、道理を以て、此方より作り設けたる物なる故に、道理はよくあたりて聞ゆれども、世中の事、其說のまゝにはあらず、故に余、天命の說は、聖人の作りごとなるとをしりて、これを信ぜず、さるを聖人は、誠に智深けれ共、智限有て、世に惡神のしわざあることまでをば、えさとらざりし故に、己が臆にまかせて、天命の說を設け造れる故に、合ひさることも多き也、聖人もしよく、惡神のしわざあるる事を知て、其趣に作れる天命の說ならば、世中の事に合はざる事はあるまじければ、たとひ其の說の異國の

說なり共、余何ぞこれを排退て信ぜざらん、余が信ぜざるは、異國の書なるが故にはあらず、その妄作にて、世中の事に合はざるが故なり、然るを難者の心は、御國の古傳の趣をも、漢國の天命の說へ引入れて、一ッに混じて說んとする故に、余がいふところの趣をも、えこゝろえず、くさぐ〵のひがことはあるなり、

○天地ハ活テ坐事ナレバ、ソノ御心ヲ以テ云々

○例の漢意なり、天地は死物にして、心もしわざもある物にはあらぬを、心もありてしわざもあるが如く思はるゝは、みな神の御心にて、神の御しわざなり、たとへば、天地は器物のごく、神はその器物を用ふ人の如し、人有て用へばこそ、器物はそれぐ〵の用をなせ、みづからはたらきて用をなす物にはあらず、然るを漢人は、神の御しわざなることをしらざる故に、天地に心あるやうに思ひまごひて、その天地の心を、やがて神共いふめるは、皆ひがことなり、

○天命ヲ疑ヒテ、因緣ト同ジ理ナリト思ヘルハ云々

○これは余が言を心得たがへたるものなり、佛說の因緣と天命とは、大きに趣の異なる事にて、さらに同じからず、余がいへる意は、善惡禍福の事を、佛道にては因緣を以て說き、漢國にては天命を以て說りといへるにこそあれ、是を同じ理なりとは、誰レかいへる、さて又天命を疑ふといふも、漢人仲間の言なり、天命の說は、もとより妄作なること明らかなれば、疑ふまでもなきものをや、

○秦ノ始皇云々

○秦ノ始皇などの、王になれりしも、又程なく滅しも、皆神のしわざなること、もとより余がいふところなり、何ぞ難者の辨を待ん、然るに、異國の亂をば人のしわざとのみ心得て云々といへるは、いかなる心得たがひぞや、思ふに難者は、神のしわざを即チ天命と一ッ事と心得るから、余が神のしわざなりといひながら、天命の說を破るを難ずるならん、天命

の説は妄作なる故に、神のしわざに合はざると、上件に委くいへるが如し、然るを儒者は、此天命の説をしひて立てんとするから、桀紂又此秦皇などを論ずるに、その早く滅びたるとをのみ、しきりにいひたてゝ、王位を得たる事をばいはざるは、私ある事なり、もし早く滅びたるが天命ならば、王位を得させるも又天命なるべきを、暫(シバラク)にもせよ、天は何故にさる悪人共に王位をばあたへたるぞ、もし實に天命の説の如くならば、國亂れて後に、聖人に命じてこれを平(タヒラ)げしめんよりは、本より亂れぬやうに、いつも／＼善き王善き王をのみ世に出して、國もよく治まるやうにこそ、天ははからふべき事なるに、をり／＼悪王悪臣を出して、國をみだらしめ民をも苦しましむるは、これ何の心ぞや、難者こゝに到りて天命の説窮せる故に、轉計して一味の禍神(マガカミ)を加へて、その助けを得てしばしば勢ひをふるひぬれど、いへるは、いさゝ心得ず、いかにといふに、難者の立る處の聖人の道には、吉凶禍福をみな天命とせる、その天命は、道理正しき物にいへるなれば、これ善神のしわざにこそあたるべけれ、禍神のしわざにはあたりがたし、されば漢國の説には、禍神にあつべき物は無きとなるに、今禍神の助(タスケ)を得しといへるはいかに、もしくは天道にもをり／＼は、禍神のごとき邪(ヨコシマ)なるしわざもあるにや、笑ふべし／＼、御國の古傳をば偽なりとして、排斥せるものゝ、此禍神の傳へにはかりをしも取れるはいかに、もし禍神の傳への眞なるとをさとりて、信ずるものならば、かの漢國の天命の説の非なるとは、おのづから明らかなるべき物をや、

○又夫ノ聖人ヲ出シ出サヌトイフ理ヲ論(アゲツラ)ハンハ、イト可笑(ヲカシ)キ事ナリ、云々

○王者蓂莢などを例に出せるは、よく困したりと思ひやられて、殊にをかしく、ひとり笑(ワラ)ひぞせらるゝ、これらの蓂莢は、甚しき時手なければとても、さのみ國の治に事かくるともあるまじければ、天より世々にこれを出さずとも、何事かあらん、もし難者の論のごとくならば、聖人も此蓂莢の類とひとしなみにて、なくても事かけぬものにやあらん、

猶いはゞ、此說は返て天命といふ事の僞なる證據とすべし、其故は、もし件の類の醫藥の妙手も、聖人の例に引ばかり、國を治むる助をなす物ならば、後世にも必ありく、天よりこれを出すべき理なるに、後世に妙手の出ざるは、天命なき故ならずや、よく思ふべし、もし又、これらの雜藝は、さのみ國を治むる助ともならず、なくてもありぬべき物とせば、聖人を出さぬ例には引くべきよしなし、然れば何れにしても、此證例はあたらぬことにて、これらを引出せるは、大きなる難者の過なりけり、難者さきに、天下亂るればいつにても洪荒の世に立反るといひ、洪荒の世には聖人の道も絕棄れて、君臣の別もなしといひ、聖人洪荒の世に生れて、道を立て王ふといへり、もし然らば、周の世の末戰國の程は、又甚しき洪荒の世にて、國内はみだれにみだれたる物を、實に天道あらば、此時もかならず聖人を出して、道を立直し、國を治めしめずしてはかなはぬ事なるに、聖人をば出さずして、つひには秦ノ始皇が如き荒ぶる王をしも出して、國内を一つに取せたるは、天道のあやまちといはん、もしあやまちにあらずば、聖人は物の用にはたゝぬものと思ひて、出さゞりしにや、わらふべし〳〵、

○孔子ヨリ後イヨ〳〵道ハスタレタリトイヘルモ僞言ナリ、云々

○孔子春秋を作て、亂臣賊子懼ルといへれ共、孔丘の後、年々月々に、いよ〳〵ます〳〵亂臣賊子の多かりしを思へば、すこしも懼れたりとは見えず、然るに難者は、凡て事の跡をばかへりみずして、たゞ空言のうへのみを見て、論を立たるは、譬へば能書に迷て、みだりに賣藥を信ずるがごとし、かの戰國のありさまなどは何とかいはん、嘗て聖人の道おこなはれたりとは見えず、孟軻が如き、國々をまはりて、すゝめあるきしか共、一國としてその敎へにしたがへる者なきをや、その後ノ漢以後今に至るまで、よゝの王ども、聖人の道を尊み行ひがほに、いひはすれ共、實にその道のままに行へる王は一人もなく、其中に行ひやすき事は、いさゝか行ひもすめれど、行ひがたく、己がために利のなき事は、

行はず、口にきこ文章ばかりに、先王の道〳〵こいひたて、實は己が勝手に宜き秦ノ始皇が制度によれる事のみ多きものをや、

○申韓が法律モ云々

○もし此説の如くたらば、老莊なども、同じく聖人の道の一端にてこそあるべきに、何ゾそこれを廢れるぞや、かれは口に出して聖人の非をいへる故に嫌ひ、申韓は口に出して聖人をそしらざる故に、道の一端と思へるにや、かの法律も、言にこそ出さねども、實は聖人の道をそしれるものなるをや、

○又善人ハ必福エ、惡人ハカナラズ禍ル事ハ、イサ、カモ違ヒナキヲ、云々

○史記の伯夷傳にもとづけるにやといへるは、例の言に惑て實をわきまへぬ、己が心ならひに、人も然りと思へるなるべし、そはいと愚なり、かの伯夷傳の意はいかにもあれ、それにはすこしもかゝはる事にあらず、たゞ和漢古今の實事の跡につきて見よ、惡人も福え善人も禍る事、近くは漢國にて、聖人と仰がるゝ孔丘も、一生不仕合にて過ぎ、亞聖といはれし顔囘は、貧賤なるのみならず、短命にさへ有て、此兩人子孫に到りて榮えし事だに聞えず、儒者これらを如何とか辯せんとする、世の中にはすべてかくの如く、道理に違へる事、今眼前にもいと多し、然るを善人は必福え、惡人は必禍るとは、いさゝかもたがひなしといふは、かの賞罰を能書の通りにたがはず、よく驗ありと思ひ違へる、愚昧の心より、また能書の如くしはきかぬ事を知ながら、猶人を欺きて、實つけんとする歟、又かの伯夷傳の言は、實に天命を疑ひたるにはあらずといへるは、大きに無用の辯なり、漢人はもとより皆天命の説を信じ居るものなれば、司馬遷これを疑はずとても、何のめづらしき事かはある、

○サレバ惡人ノ幸ヲ得ルハ、中々ニ天ヨリ罪ヲフヤシ給フ由ナリ、

○此論殊に笑ふべし、佛の方便に似たり、俗にいはゆる貪吝の心あることは、かやうの譯もなき事をいひて、人に笑はる、氣ノ毒千万なる物なり、もし罪をふやさしむる心ならば、天は惡を好む物と見えたり、惡人を惡まば、片時も早く禍をあたへんこそ、天の正しきしわざなるべけれ、しばらく幸を與へて、罪を增しめんには、側の罪なき人の害にもなりて、何の詮もなきいたづらとなるをや、

○盗跖ガゴトキ盗ノ幸アルハ云々

○人の羨むと羨まぬとをもて論を立たるも、又まけをしみなり、盗跖のみならず、古今に惡人の福えたるためしいと多し、もとより惡人ならんには、天下後世の人に惡まるゝ事をも、いとふべきにあらざれば、人これを羨まずとても、其身の福にいさゝかも闕ることはあらず、然れば、盗跖が幸の類は、眞の幸にあらずといふも心得ず、幸に眞の幸と僞の幸とて、二つ有べきにあらず、たとひ善人の心には、惡人の幸は眞の幸にあらずと思ひて、惡むとも、その人の受る幸には、眞僞の差別あることなし、王莽曹操が位を得たるは、虎狼の殿内に立たるなりといふも同じ事にて、虎狼也といふは空論、王位を得たるは實事なれば、たとひ儒者はいかほどそしりて、虎狼なりといひても、王位に二つはなければ、莽操が受る福には損なきものを、天は何故にさる虎狼には王位をあたへたるぞ、いと〳〵心得ず、されば儒者の此說は、たとへば、吏人の盜を捕へて、刑には行はずして、返て賞をあたへていへるやう、盜を賞するは眞の賞にあらず、又刑にはおこなはざれ共、世の人に惡まるゝが刑なりといはんが如し、人たれか諾なりといはむ、

○天ノ御心ニ合フ者ハ賤夫モ天下ノ主トナリ上リテ云々

○君の國を奪ひとりて、己ゝ天の御心に合へりといひて、民を欺くは漢國聖人の姦智邪術なり、皇御國は、天壤無窮の神勅のまゝに、いく萬代を經れども、君は君、臣は臣にして、御位の動くことなし、幸にかゝるめでたき御國に生れながら、

君臣の道もたゝず、みだりなる外國の惡習俗を悅び尊むは、いかなる醉心ぞや、

○或ハ毒藥ヲ以テ云々

○此たとへはよくあたれり、聖人の道は、まことに毒藥なるが故にこれを服すれば世を傷害するなり、毒無き藥は、いかに用ひても、人を害することなければ、果して用ふる人のみの罪ならんやは、

○聖人ヲ貶スノミナラズ、併セテ天皇ヲシモ、云々

○此事は、既に上にたとへをあげて辨じたるがごとし、

○下作ノ所行トテモ、コトゴトク眞心ノマヽナリシトモイフベカラズ、云々

○眞心とは、產巢日神の御靈によりて、備へ持て生れつるまゝの心をいふ、さてこの眞心には、智なるもあり、愚なるもあり、巧なるもあり、拙きもあり、善もあり、惡きもあり、さまぐ\にて、天下の人ことぐ\く同じきものにあらざれば、神代の神たちも、善事にまれ惡事にまれ、おのぐ\その眞心によりて行ひ玉へるなり、然るに儒者、智巧の事などは、眞心の行ひにあらずと心得たるは誤れり、さて余が、外國の學問おこなはれて、天下の人眞心を失ひたりといふは、世人或は佛道、或は儒道を信じて、何事もその意をよしと思ふは、學問せざる者も其ならひに化りたる物にて、生れつきたる心にはあらざれば也、その一端を擧ていはゞ、或は佛の說に溺れて、父母妻子を棄て出家をし、或は儒の道に惑ひて、君を輕んずる輩などの出來たるたぐひ是なり、其外もすべて善にもあれ惡にもあれ、生れつきたる心を變へうつるは、皆眞心を失ふ也、

くず花下つ巻

○神祖國ヲ生成シ給フトイフコトハ、云々サレバ君アシキ時ハ、云々

○臣君を弑るは可なり、位を下し奉るは、外國の惡風俗にて、大きに道にそむけり、故に武烈天皇のごとき大惡天皇といへ共、臣これを下し奉れることなし、陽成天皇の御世の事は、既に漢樣なれば論に及ばず、そもそも外國は、君臣の道たゞず、誰にまれつよき者君となる俗にて、定まれる主はなき國なる故に、君の私といふ事もあるならん、皇國は天照大御神の授け給へる皇統にして、天壤と無窮にしろしめす大御位に坐ば、君の私といふ事はなきなり、こは道の本にして、なほざりならぬ大事なれば、外國の例などを思ひて、かろがろしく申すべき御事にあらず、あなかしこあなかしこ

○サレバ大神モ、天皇アシク坐ストモ、ソノ詔必ウケ給ハルベシトハノリ給ハヌヲヤ、

○是は余が本書に、大御神の勅命にも、天皇惡くまさば莫伏そとは詔たまはずといへるに當りていへるなり、余がいへる如くならば、難者の此言も又理なるが如く、一わたりは聞ゆめれども、猶よく思へ、難者の此言はいとも可畏き狂言なり、いかにといふに、まづ臣は君の命を承りて、從ふが順にして、常經なり、從はぬは、たとひ義にもせよ、逆にして臨時の權變なり、然れば惡く坐とも其詔うけ給はれとは、ことさらに詔ふに及ばず、承り從ふべきは、常の定まりなればなり、さて又君あしき時は、從ふまじき由あらば、それは必たしかに詔はでは叶はず、逆にして臨時の變なれはなり、すべて何わざも、常の定まりたる事は、ことさらにいひしらするには及ばず、臨時の事は、かならずそのよしをいひつけざれば、知れがたき物なり、されば今難者の理窟は、たとへば、人につかはるゝ者の、主人の物を盗み取て、ほしかりし故

に取たり、ほしく共吾ヵ物取ルとなかれとは、主人のいひつけざれば、苦しからすといはんが如し、ほしくても主人の物は取ゝまじきは、常の定まりなれば、誰レかことさらにいひつくる事はあらん、又余が本書にいへるところは、臨時の權なれば、ほしき時は吾ガ物取リてつかへといふ、主人の許しなくては、必取リがたきが如くならずや、此等別てよく思ひて、みだりなる巧言にまどはさるゝ事なかれ、

○善悪ノ論ヲ舍テ、畏敬奉ルハ、たゞ妾婦ノ道ナリ、

○から國にて、臣君をミたび諫て聽ざる時は去といひ、子父を三たびいさめて聽ざるときは、泣てしたがふといへり、是は父にはあつくして、君に薄き悪風俗なり、もし父には是非なきさまに従ふべくば、君にも是非なき時はかならず従ふべき理なり、まして皇國の君は、神代より天地と共に動き玉はぬ君にましく\て、去べき道理もなく、まして背くべき道理もなければ、したがひ奉るより外なし、たゞその君の御しわざあしくましく\て、従ふに忍びず思はゞ、楠ノ正成の如く、此世を去りて、夜見の國へまかるより外はなき事と知べし、たとひ天地はくつがへるといふとも、君臣の義は違ふまじき道なり、然るを漢國の俗として、君を臣として已が心のまゝに、生しも殺しもするを、よき事と思へるは、いとあさましきわざなり、そも\/君あしき時は、臣として其位を下し奉るしわざは、うはべはよき事のやうに聞ゆれ共、實は甚あしき事なり、その故は、眞實の忠臣にして然せば、世のためにはしばらくよき道理もあるべけれど、世々に忠臣のみは有がたくして、不忠臣もおほかる物なれば、件のごとくにては、おのづから君の威も輕くなりて、臣が威つよくなり、又やゝもすれば、忠臣の贋物ありて、始のほどは忠義がほに君を輔佐しつゝ、つひにはその位を奪ふ者出來るなり、漢國の代々に此事いと多し、讀者かの國のよゝの史を見ば、いはずとも知べき事なり、然れば君あしゝといへ共、ひたすらに堪こみ穩ひて、從ひ奉るに、一わたりは婦人の道に近きに似たれ共、永く君臣の義の敗るまじき正道にして、つひには其益廣

大なり、此一端を以ても、天照大御神の道は、うはべは行(ユキ)たらはぬやうにて、實には至極せる妙道なることをさとるべく、又漢國の道は、聖人のさかしらもて造り設けて、正しからざる道なるが故に、うはべはかしこげに、道理めきて聞ゆれども、實には其失おほき事を、よろづ准へて知べきなり、

○坊門ノ宰相ノ云々

○これはいと後世にて、天下おしなべて漢樣(ヤウ)なる程の事なれば、こゝに引出べき事にはあらぬを、もし又ほかやうの例を引て、その得失をいはゞ、難者のよしとする聖人流にも、その失おほかりし事は、和漢歴代の間に、いと／＼多きをばいかにとかする、

○然ルヲ皇統ハ御國ヲ生成給ヘル神祖(カムロギ)ノ、云々是ハ正シク道ヲミダル狂言(マガゴト)也、

○もし君を畏(オソ)れ敬(ウヤマ)へといふが狂言ならば、難者の道は、君を畏るな敬ふなと教ふる道にや、いぶかし／＼、此説などは、いつにても君あしくば、うち滅(ホロボ)して天下を取れといはぬばかりの邪說なり、まことに君を滅して、その國を盜み取たる聖人の道は、おそろしき道なりけり、余今難者を憐(アハレ)みて、懇(ネンゴロ)に此葛花を授くるを、一たびなめて、年來の毒酒の醉心をさませ、猶おのれ醉(エハ)ずと思ひて、あらそふ心の盛りならば、おぼえずいみしき過(アヤマチ)あらん物ぞ、

○抑御國ノ迦微(カミ)トイフ言ハ、上代ニハ凡テ物ヲヨブ名ニテ、云々

○これは一向に古へをしらぬみだり言なり、辨おほけれ共、事長ければこゝには略(ハブ)けり、

○ソノ所爲ハタ、世ヲ治ムベキ道トスルニモ不足(タラザル)モノナリ、

○上代は皇神の道により給へるが故に、天下はいとよく治まりつる事なるを、難者、それは後の天皇の造り事なりといひ消(ケチ)て、しひて己が聖人の道ならでは、世は治まらぬものといふことを立んとするは、いともきたなき心根なり、かくの如く

しかし勝手にわろき事をば、造り事といひけちて、勝手によき事ばかりをいはんとするをば、たれか是を諾なはん、そもそも上代のてぶりの遺りたるを見て、世を治むるにもたらぬ物と思ふは、道の末をのみ見て、本をしらざるなり、今に至るまで天下のよく治まるは、みな皇神の道なる事、大本の皇統の動き給はざるを以てさとるべし、たとひ道とするにたらぬ物なりとも、天下よく治まりて失なくば、これ眞の善道なり、その餘の道は何にかはせん、後世に亂の多きは、禍つ日ノ神の心にて、無益なる異國の道のはびこれる故なり、然るにその後世のありさまを見て、聖人の道にあらざれば、世は治まらぬ物といふは、たとへば、己と人の家に火を放ながら、その火を打消て、我とすくはずば、此家は燒失なん物をといひてほこるが如し、

○神ノ守ニ違ヒタルナルベシ

○儒者は、上代に迦微といへるは、たゞ物を尊び名と心得て、迦微と人との差別をしらず、此事は下に委く辨ずるを見よ、

○今ノ天皇ノ御祖モ、又人ニテマセバ、云々

○これは外國の王共の、凡夫の子孫なるに泥みていふならん、吾天皇の御祖は、かしこくも今の現に天地のきはみ御照しまします、天照大御神にましく〳〵て、さらに凡人にはましまさず、大御父伊邪那岐ノ大神も、靈異ナ兒とのたまひて、大に奇く奇としまします御事は、今さら申すもおろかなり、さるは人躰にして、即天つ日にましますを、いはゆる天狗仙人より外に奇き物はなきを、固陋に思ひ定めたる、儒者の狭き智見に、奇をあやしむは、たとへば、衣服は布より外にしらぬ山里人の、始めて錦綾を見て、奇をあやしみて、是はもとよりかく織たる物にはあらじ、布を繪に採色せるならんと思へるが如し、さて又天竺の遠祖は天なりといふ説をば信じながら、吾國の御祖は天つ日に坐ますと信ずるは、ことに、既に人と天とは異類なるを、天の子孫にして人也といはゞ、天つ日の御子孫にして人に坐ますを、などか疑はん、ことさらに

漢國の説なれば信じ、皇國の説なれば信ぜざる、偏見といふべし、

〇産巣日(ムスビ)ノ神トイフモ假ノ名云々

〇假(カリ)の名と見るは、漢流の邪見なり、御國にて神と申す物は、さらに假の名にあらず、ことごとく實物なり、故にかの國と御國と、神とさす物異なることはいへるぞかし、さて產巣日ノ神も、天地のはじめより、今も現(ウツ)に高天ノ原にましまして、天地にあらゆる四海萬國に成出る物は、ことごとく此神の御靈(ミタマ)によれり、さて皇國は、天照大御神の本つ御國にして、萬の國にすぐれたる故に、古への傳へ明らかなれば、高天ノ原に實に此神たちの現にましますことを、よく知りて疑はず、異國は古傳さだかならずして、此天つ神たちの實にましまして、萬のわざをなし玉ふ事をしらざる故に、聖人ども、己が私智を以て、陰陽乾坤などさまざまの説を設て、此天地萬物の理をも說(トク)めれ共、そは皆闇推の造り事にて、天道といふも神といふも、たゞ理を以て此方よりおしあてに名(ナヅ)けたるのみにて、實にさる物はありやなしや、さだかならざるなどし、故に今難者も、陰陽の靈といふも假の名といへり、さてかくの如くなる漢國の闇推の説を手本として見るから、產巣日ノ神をも假の名と思ひ誤れるなり、さて此產巣日ノ神などを、御國の神と分ち申せるは、御國を限りてその功をなし給ふといふ意にはあらず、上に申せる如く、此神は天地の極(キハ)み產靈(ムスビ)の德を施し玉へば、萬國の產靈(ムスビ)の神なり、然れ共、外國にては、此神のましますことをしらず、たゞ皇國にのみその傳へ有て、これをしれる故に、外國にて神といふ物と對して、姑ク御國の神とは申せるなり、そもそも此意は、既に本書にいへる事にて、かの文の前後を相照してよく見ば、おのづから明らかなるべきを、難者なほ疑ひて、御國を天地の外におかんとするかなどゝいへるは、いかにぞや、すべて人の説を破らんとならば、まづその意をよく明らめてこそ、ともかくもいふべきわざなれ、

〇スベテ萬ノ物ニ貴賤ノ別(ワキ)ハナキ事ナリ云々

〇此段は殊に僻説なり、人と物とも貴賤の別なしといふ事は、漢國聖人の道にも關るとなり、況や皇國に於てをや、抑かゝる僻説をしも出せるとは、人はたゞ徳あるによりてこそ貴けれといふことを、つよく立て、皇國には貴賤の差別の嚴なるをしもいへるを、しひて破らんためなるべし、いかにも漢國などには、徳によりて位をも得ることなれば、これを頭の貴き物と思ふも、さることなれ共、それは實は惡風俗にて、皇國は神代より君臣の分早く定まりて、君は本より實に貴し、その貴きは徳によらず、もはら種によれる事にて、下にいかほど徳ある人あれ共、かはることあたはざれば、萬々年の末の代までも、君臣の位動くことなく、嚴然たり、故に下に覬覦の心をいだく者もなく、上に位を失ひ給はんの禍もなく、異國は是を甘む俗にて、聖人といへ共、徳だにあれば貴しと思ふ故に、おのづから上をあなどる心有て、つひに簒弑の禍をまねけり、今賤者の、高き位に坐る貴人も、その徳なくば、徳をいだける山賤にも劣れりといへるも、即上を侮るにあらずや、もしかくの如くならば、山賤にても、たゞ徳ある人をたふとみ奉りて、徳なくば君をも賤むとなにて、臣よるか窺たは宜しけれ共、それにつきては、かなたの有徳なるを賤しむる故に、これ亂の本なりと知べし、

〇北條と足利との事

〇此時に諸國の武士みな北條に從ひて、かしこくも勝奉りしは、禍津日ノ神盛に荒びて、天下の人心みな其神にまじこりて、北條の奸謀の皆闇に欺かれたるものなれ、足利の時も是に同じ、かゝる時は、天照大御神の大御力にも及びがたき事、かの須佐之男ノ神の御あらびにえ堪玉はで、天ノ石屋戸に隱り坐し、神代の古事と同じ事なれ、然るを世ノ人たゞ北條時政足利尊氏しかも此ありし故に、大御神の大御心にもかなひて世を治給ひ、北條足利は神の御心にかなへる故に、勝奉りし物とのみ思ひ居るは、禍神の所爲あるをしらざる僻意なり、あなかしこ／＼、北條足利が所爲よ、蘇我馬子に准て、古今の臣の中の大逆無道なり、

〇百姓ハ學問モセズ、漢籍ノ意モウツラズ、眞心ノマヽナルニ、云々

〇中古以來は、いの字もしらぬ百姓こいへ共、みな眞心は失ひて、おほくは異國の心になれり、念佛申せは極樂へ生る、惡をなせば地獄へおつこ心得るは、これ佛道にうつれる心にあらずや、おのづから又漢籍の心にもうつれる事、これになずらへて知べし、

〇咎ノ趣クトコロ、泰時尊氏ニアラズシテ、外ニアルベシ、

〇これ例の君臣の道をしらざる漢國の見なり、かの國にすら、君君たらずこいふこも、臣臣たらずは有べからずこいへる人も有ける物を、まして皇國の人にして、君を畏るべき事をしらずして、北條足利の大賊の所爲をしもよしこ思ふは、かへすがへすいかなる狂れ心ぞも、

〇皇統ノ絶セズハ、二ツナクメデタカリケレドモ、云々

〇二つなくめでたき事を知りながら、なほめでたからぬ異國の道に惑て、此道を信ずるとあたはざるはいかに、皇統の無窮に絶給はざる、大木の一つをもて、天照大御神の道の、萬づみなすぐれたる事をさこりてよ、

〇中ツ代ヨリ云々

〇皇朝も時々に盛衰のましますは、もこよりさるべき事にて、かの御石屋戸隱りの理なり、然れ共、天下の常闇はしばしの禍にこそ有けれ、程なく又清明に復れる物をや、中つ代より漸に衰へさせ給ひしも、天地のここしへなる間にこりては、たゞしばしの程にこそあれ、足利將軍の政申し給ひし御代〳〵の程ぞ、禍津日ノ神の荒びの極にて、皇朝も、後柏原ノ天皇後奈良ノ天皇の御世ぞ、御衰の極にて、一年にこらば、霜月十二月の比の如くなりしを、正親町ノ天皇の御代に到りて、總見院ノ右大臣の出給ひて、かつ〴〵畿内の亂をしづめ玉へるより、世中はやゝ春のけしきのめぐみそめて、皇朝の

御衰へもいさゝか直り初め玉ひ、次に豊臣ノ關白天下をはらひ清め給ひて、いよ〳〵皇朝の御衰へを起し奉り給ひ、次に東照神御祖命ノ、御政申し給ふ御世に到りては、いよ〳〵ます〳〵皇朝を尊み崇め奉り給ふと、前々に超て、いよ〳〵ます〳〵その御衰へを起し奉り玉ひて、天の下安平なると、古へにもたぐひまれなり、それよりして、中比すたれたりし事共も、御世〳〵にやう〳〵に御再興ども有て、すべて皇朝の今の御ありさま、かの御衰への極なりし時代にくらぶれば、いかばかりかは榮え給ふ、これ禍津日ノ神しばしはあらぶといへ共、つひに善神に勝ことあたはざる理りのまへに明らかなるものなり、然るを儒者は、ひたぶるに漢國の道をたてんとするから、皇國の古今の事をも、しひてかの國の悪風俗と同じさまにいひおとさんとして、朝家の中比の御衰へを、かの衰周の王に比して論ずれ共、かの周のやうやくに衰へて、「政自レ己出」でぬるさまに、年を同じくしては語りがたし、世人たゞ皇朝を、今も衰へ玉へりとのみ思ふは、古への全盛なりし御代にのみくらべて見る故なり、これ譬へば、二月の比に、やゝ暖になりぬることをばおぼえずして、なほ寒しとのみ思ふを知し、かの中比御衰への極なりし時の、十二月の寒さの如くなりしにくらべ見よ、今は又いかばかりの御盛えぞや、

○聖賢ノ君ハ、カナラズ道ヲ知レル賤夫ヲトリ擧テ用ヒ給フ、云々

○是又漢國の悪風俗にて、さしあたりてはよきしわざのやうなれ共、つく〴〵は甚害多き事なり、その故は、世々に聰明の君のみあらば、眞に德ある人をのみえらびて、取擧べけれ共、闇昧の君も又多き物なれば、かならず目きゝ違ひありて、賢者を有德の人と思ひ誤りて、取擧ては、高位にのぼせて、大に政をみだり、上下の害となると、その跡よゝに多し、これ有德と擇び用ふる風俗の大弊なり、皇國の道は、神代より今に到るまで、臣下といへ共、たゞその家筋を立、職を世々にして、みだりに賤夫を取擧ることなく、又いかほど德有て賢き人ありといへども、たやすく己がこゝろにまかせて、法を改め給ふことなく、舊のまゝにまもらし、故に天下は安らかによく治まりて、國害あることなし、儒者何ぞ此穩當の明らかなる跡々に考

へずして、みだりに空論をのみ執するぞや、昔の朝廷にも、よい／＼道をしれる賤夫をとりあげて、權柄の勢を授け給はず、鎌倉の世とかはる事はあらじといへるは、又例の能書を信じて、賣藥をみだりに人にすゝむるたぐひにて、中頃鎌倉家の勢つよしといへ共、皇朝は皇朝にて、今に到るまで、たじろぎ給ふ事なし、漢國は、德ある賤夫を取事あたはざるなる故に、つひにその賤夫に國を奪はれて、王の筋は跡かたもなく絶はつると、漢以後代々おほくはみな然なる物を、儒者も儒者ながら、かの國の歴代の興廢をもしらざるにや、はた知りながら人を欺かむとにや、

○人ト人トノウヘニ、オノヅカラナル貴賤ノ別ナキ理ヲモシラザル也、

○これは上にもいへる如く、漢國聖人の道にもいたく背ける事なり、かの國にも、名分を正すを重き事にはせずや、いづれの國も、貴賤上下の別あるを以てこそ、世は治まる物なるに、此別なしといふ時は、鳥獸とひとしきわざを、何とぞ人とはせん、今現に難者もし國ノ君の御前へ出て、頭をも低ずして、人と人とのうへにおのづからなる貴賤はなし、德こそ貴けれといはんには、人これをゆるさんや、狂人ならずば不敬の罪いかにとかせん、こは今の世のみならず、古今和漢みな同じ事なれば、此難者の説は、たゞ空論の私事なり、すべて儒者の、人の己レを尊み用ひざることを憤りて、みだりに驕り高ぶるは、かの孟軻といへる惡者の流風なりかし、

○世間ノ萬ノ事、世ノ移變ニツレテ、名ノミノコル事多カリケリ、

○上文によりて考ふるに、これは御國の道を、後世にはみな廢れはてゝ、たゞ名のみ殘れりといひて、例のしひて貶さんとなるべけれど、返て難者の尊む漢國の道こそ、たゞ名のみ殘りて、文章や口さきにのみは、たれも聖人／＼といひて、たふとみげなれ共、實の所行には、これを用ゐる王もなく、又その説の如くにも世はあらずして、皆いたづらごとになりつゝ、國内の萬の事も、たゞかはりにかはりて、古への形は一つも遺らずなりにたるを、皇國は大に然らずして、かの神

物の如く、天壌と無窮に天津日嗣の傳はり給ひて、そのあひだに、禍つ日ノ神のあらびはをり〳〵あれ共、猶天皇は天皇にて、儼然とましまず、此大本を始めとして、萬の事どもはいへどあやしきまで古への風の絶えずして、今にのこれるは、恐らくは天地の間に、たゞ此皇御國のみならんとぞ思ふ、その條件は一々いはず共、讀者もおのづから見ても聞てもしりなん物をや、

○伊勢ノ宮ハ云々

○その知ると知らざるとは、御國の德化に依ことにて、何ぞ異國にかゝはらんといへるは、又偏見也、知ると知らざるとは何ぞ必しも德化に限らんや、たとへば、世に妖術を以て奇怪のしわざをなして、人をいざなふに、或は一郡或は一國の人、皆是を信ぜん、これ德化の一郡一國に及べるにはあらざれ共、よく人に知らる、されば是も、しらるゝ者の德にはあらずして、知りて信ずる者の迷なり、又大德ありといへ共、その德にほこらざる人は、前ノ人これを知らざる事あり、これ又しらざる者の罪にはあらず、その德ある事を知らざる者の罪なり、されば異國の儒者人々こゝの皇國までをしひこれるは、かの妖術にたぐひ、又伊勢大神宮を知らざる事や、異國人の夢にも知らざるは、かの大德ある人に、世人のしらざるにたぐひなり、抑異國にて、天照大御神御國を照し給ふ天津日に坐て、伊勢ノ宮はその御靈の宮なる由を傳へなくて、唯此代の事なことにも、伊勢州天照大神は何物ぞなど、とはしるしたれ共、その天照大神は何物ぞとも、やゝ知らず、然るは、あさましくかなしきわざならずや、然るを儒者、たゞ漢國の道の事をのみ思ひ、其を慕ひ、余所にいへるには、何事やらん、譬もなき上の事を思ふらん、そは醉人の、醒たる人のいひをかす事の、耳にもいらぬたぐひぞかし、其醉へる者に醉ひさめたらんには、おのづからさとりてんも知ぞ、

○國學者流ハ云々

○難者のことにいふ自然の道は、かの老莊が尙むところの自然にして、誠に此自然の道といふ物は、なきこと也、然れ共、人の作れる物にあらずして、神代よりおのづからある道なり、これ皆神の始め玉へる物にして、實は自然にあらざれ共、人爲にくらぶれば、又自然の如し、然るにかの漢國の陰陽五行などの說のたぐひは、みな神の始め給へる道にあらずして、聖人共の、己が私智をもて、萬の事を考へはかりて、造り設けたる物にて、その智は限有て、及ばぬところ多ければ、かの神の始めたまへる道にかなはぬ事多しと知べし、さて又神代の神も實は人にてといへるは、神と人とのけぢめをしらざるひがごとなり、そも〳〵神代の神は、人なれども、神なるが故に神といふ、神ならざるたゞの人を神とはいはず、難者たゞ神も人なる事をのみ知て、人は神にあらざることをしらず、漢國にても、聖人は人なれ共、人は聖人にあらざるをもて、此差別を准へ知れかし、かくいはゞ又難者、然らば聖人と神と何ンぞ別んといふべけれど、神は聖人とは又大に異なる物にて、甚奇く靈しく坐しまして人の智のはかり知ることあたはざる所おほく、又善も惡も有て、その德もしわざも、又勝れたるもあり、劣れるも有、さま〴〵にて、さらに一準に定めがたきものなり、かの仙人天狗狐などの類も、神の片端にてはあれ共、いと微しく劣れる神にこそあれ、これらのわづかにあやしきさまを見て、神は必かくはあるまじき物ぞと思へるは、たとへば、田舍人のはじめて京へのぼりて、わづかに粟田口のきたなきありさまを見て、京はかくの如くにはあるまじき事なれば、こゝは京にはあらじと思ひて、返れるがごとし、今難者の疑ふこころは、仙人天狗の粟田口をのみ見て、天つ神の京の眞中をしらざるものなり、

○或ハ飢テ物ヲ食ヒ云々

○此論あたらぬ事なり、そのゆゑは、まづ飢て食ひ、渴て飲むたぐひは、人の敎へをもまたず、神の御靈によりて、己と自然に知てよくすると、又禮義を行ふも、人のあるべき限の禮義は、敎へをまたず、是も神の御靈によりて、自然に誰もよく知

て行ふ事也、然るに漢國聖人の教ふる禮義は、それにさかしらを加へて、造り添たる禮義たる故に、これ作り物にて、かの自然に備りたる禮義とは、差別なき事あたはざるものをや、さて又心は二つある物にあらずといへれども、心のさたはこゝに闕たる事なり、されど猶これを心へ係ていはゞ、かの飲食し、又自然に備りたる禮義をおこなふは、自然の眞心なり、又かの作り物の禮義をおこなはんは、眞心にはあらず、その教へにうつれる心なり、然ればこれ又差別なきことあたはざるものをや、

○陰陽ハ天地ノ道ヲ論スタメノ假ノ名云々

○假の名に二つの差別あり、一つには、いせ物語に、むかし男共かたゐ翁共あるに、實は業平なるをかくいへる假の名なり、二つには、源氏物語に、殿の上、御方の上などいふは、實にはかゝる人なき事なるを、作りたる假の名なり、今儒者の陰陽また假の名といふは、殿ノ上にてよびこせる類、むかし男のたぐひにせる類、殿ノ上の類にせるならば猶し、されど下文に、その物をさしあてゝいへるを見れば、實にその物有と心得たるなれば、かのむかし男の類にて、實に陰陽の理は有事と思へるなるべければ、猶ひがことなり、陰陽等はかの殿ノ上の類にて、實にその理は無き事なるを、聖人の作れる假の名なり、又五行は陰陽乾坤などゝは異にして、實にその物はあれ共、萬の事にその理を配當して説は、大に妄事なり、

○離ノ卦ハ日ニ象リテ云々

いみじき僻言、易の道理を以て見れば、日ノ神にして女神に坐ス事も、陰陽の理に合へりと思ふはいと愚也、先儒も既に易の卦に引合せて、此理をいへれ共、返てこれにて易も陰陽も妄なると、いよ／＼明らかなり、その故は、もし日にして男神ならんには、又いよ／＼論もなく、陰陽の理に合へりといふべければ、女神にてはかならず合ざる道理なるを、女神にても又その理に合といふは、この理は男にても女にても違はぬなれば、眞に陰と陽との差別はいづくにあるぞ、たゞ

へば、的を二ツ東西ニ並ベ掛て、左の的に中んといひて射たる矢、あやまたず東なる的にあたれる時に、その射たる者のいはく、的は南に向ひたれば、東ハ左ッなりといふに、人みな諾なりといふ、又此度は右の的にあてんといひて、再ビ射たるに、誤りて又東なる的に中れる時に、又射たる者のいはく、此方より見れば、東ぞ右なるといふに、傍者は諾なひといふ、余は諾なはず、今の離の卦の義を以ていふ説は、此こなたより見れば、東ぞ右なるといへるに同じ、もしかくの如くいふことは、いかなる妄言もあたらずといふとなきをや、

○目ニ見エタルマヽニテ、其外ニ何モナキ事ゾトイハヾ、云々

○余が本書に、目に見えたるまゝにてといへるは、月日火水などは、目に見ゆる物なる故に、その一端につきていへるなり、此外も、目には見えね共、聲ある物は耳に聞え、香ある物は鼻に嗅れ、又目にも耳にも鼻にも觸ざれ共、風などは身にふれてこれをしる、其外何にてもみな、觸るところ有て知る事なり、又心などゝ云物は、他へは觸ざれ共、思念といふ事有てこれをしる、諸の神も同じとにて、神代の神は、今こそ目に見えね、その代には目に見えたる物なり、其中に天照大御神などは、今も諸人の目に見え玉ふ、又今も神代も目に見えぬ神もあれ共、それもおの〳〵その所爲ありて、人に觸る故に、それと知ル事なり、又夜見ノ國も、神代に既に伊邪那岐ノ大神又須佐之男ノ大神などの罷ましゝ事跡あれば、其國ある事明らか也、然るにかの陰陽の理といふ物は、無きとなる故に、さらにそれと知ルべき微なし、火の熱く水の寒きなどのたぐひは、火はたゞ熱く、水はたゞ寒き物にて、その熱く寒きは、何の理にて然りといふとは、はかり知がたき事なるを、強て知リがほせんために、陰陽といふ物を設け、又その奥ノ院に、太極といふ物を設け、或はかの離坎の卦などの如く、左へも右へも通ふやうの逃道などをも搆へたる、是皆漢國聖人の妄作なるものをや、

○コレハ人ノ物食ッヲ見テ云々

○もしなぜ乱るぞといはゞ、物食さん故に乱たりと答ふべし、かばかりはよく知れたる事なるに、其故をしらずとはいかなる事ぞや、さてこれは、譬へやうの拙きにこそあれ、義は聞えたれば、姑く此たとへをたすけて、其意も一是を弁ずべし、まづ難者、人の乱たるを以て、かの陰陽に譬へたるは、一層の違ひあり、いかにといふに、乱るは事にして理にあらず、陰陽はその理にして事にあらず、然れば、乱たるはかの火水の熱と寒さなどに当り、陰陽の理は、その乱たる所以を答るに当ればなり、さて火水の熱く寒きは、いかなる所以共知がたき事なるを、陰陽の理なりといふは、かの乱たるは何故ぞとも知がたきを、云々の故に乱たりと妄に答ると同じ、然るを今難者、乱たる故を知らねばとて、乱たりといふも偽事なりと思ひ迷むる類なるべしといへるは、事とその理と、一層の違ひあるを弁へざるものなり、もし陰陽も火水の熱く寒きが如く、事にてあらばその物なりてば、偽ともいふ間もあらかなれば、これを偽事とはいふべからざるを、陰陽は事にあらず、その理なる故に、あらぬはならぬ物にて、その偽ならぬ証拠無ければ、なほこれが偽なりとはいはざらん、

○又物ノ理ヲイフ事、天竺ハ誠ニ勝レタリトイヘルモ、モト佛ノ道ヲシラズ、云々

○これはいと枝葉の事なれば、こゝに引出ていふべき事にもあらざるを、難者の尊む皇国より、天竺は精しといへるを、怒れるから、皇国の意をもよく辨へずて、みだりにいへることにや、まづ余がことに、凡て物の理をいふ事、天竺は最も精しくて精しき國なるゆゑ、その國にて陰陽の理といへる事は見えずといへるは、たゞ天竺は物の理を精しくいふ國なれ共、陰陽といふ事はいはずといへるまでにて、漢にもまさりてといへるは、理をいふことの精しさの勝れたる也、精しきが勝れりといふにはあらず、然るを難者いかに心得違へたるにか、いぶかし〳〵、又佛の道を知らずとて誤心得たりといへるも、拙き心得にぞあり、此事さらに道をしる知らぬに關ることにはあらぬをや、

〇モシ易ノ理ヲ詳ニセバ、佛ノ說モソノ中ニアルチヤ、

〇これは、佛の道をも、しひて己が好む易の中へ引入て見る故にかく思ふなり、これ易を見誤れる歟、佛の道をも見誤れる歟の二つには出ず、わが皇國の道をも、しひて聖人の道へ引入れて見ると同じひがことなり、

〇神代ノ事ハタヾ神代ノ事トシテ云々

〇難者かくいひながら、みづからも、上つ代の事は、後の天皇の造り事なりといへるはいかに、神代ごとも、さのみ奇異き事のあるべき由なしと思ふから、造り事と見たるは、理窟にあらずや、何ぞ神代の事は神代の事として見ざるぞ、

〇已レモ善悪アヒカハルトイフ理窟ヲ立テ說リ云々

〇これは此難者のみにもあらず、吾古學の輩も難ずる事なり、然れ共それは、たゞ理といふ事を嫌ふに過て、明らかに見えたる理を得知ざるなり、いかに理をいふ事を厭へばとて、顯はに見えたる理をも、しひて覆ひ隠すべきにあらず、さもそも此善悪たがひに相根ざす理は、神代の黄泉の段より始めて、今の代にいたる迄、和漢の變化の事跡に就て、委曲に考へ見よ、妙にことごとく此理にあたれり、然るを此所にしも心をとゞめて考へざるは、漢人のつねにいふなる理窟のたぐひに似たる故なれど、似たりとて實に有ル事を捨べきにあらず、佛說の天堂は高天ノ原、地獄は夜見ノ國、龍宮は海神宮に、いとよく似たる、これらをばいかにせん、

〇コレハ老子ニ云々

〇難者しばしば老莊を引出て、その徒なりといへり、今こゝに合せてこれを辨ずべし、すべて他國に似たる說あればとて、必それを取れりと思ふは、いと固陋なり、その故は、山川草木のたぐひ、又人物鳥獸などの類、皆おのづから、皇國も漢國も天竺もいづこも、大抵同じ事なるを、これらも皆、他國のにならひて造れりとせん歟、すべて人の造る物は、そ

の國々にしたがひてかはる事多けれ共、元よりおのづからに生物は、いづこの國も多くはかはらず、かくて天竺漢國などの道は、多くは神の道に似ず、これ人のさかしらを以て作れる道なるが故なり、然れ共又、たまく\には似たる事もなきにあらず、是又おのづからの事なり、さてかの老莊は、おのづから神の道に似たる事多し、これらのさかしらを厭ひて、自然を尊むが故なり、かの自然の物は、こゝもかしこも大抵同じ事なるを思ひ合すべし、但しかれらが道は、もとさかしらを厭ふから、自然の道をしひて立てんとする物なる故に、その自然は眞の自然にあらず、もし自然に任すをよしとせば、さかしらなる世は、そのさかしらのまゝにてあらんこそ、眞の自然には有べきにそのさかしらを厭ひ惡むは還りて自然に背ける強事なり、されば神の道は、さかしらを厭ひて、自然を立んとする道にはあらず、もとより神の道のまゝなる道なり、これいかでかかの老莊と同じからん、されど後世に至りて說ところは、かの老莊といとよく似たるとあり、かれも自然をいひ、これも神の道のまゝなる由をいへばなり、そもそもかくの如く、末にて說ところの似たればとて、その本を同じといふべきにもあらず、又似たるをしひて厭ふべきにもあらず人はいかにいふ共、たゞ古傳のまゝに說べきもの也、

○讀ガタキ漢籍ヲヨマントスルハ云々

○おほよそ漢のも倭のも、書籍は一やうならずくさぐ\のしな有て、かならずしも聖人の道を敎へたる書のみにはあらず、されば漢籍をよむ人も、又その心々にて、或はたゞ文字しらんためによむ人もあり、詩文をよくせん料によむ人もあり、かの國の昔の代々の事をしらんとてよむ人もありて、必しも聖人の道をしらんためのみにはあらず、たとひそれらは皆その本意にはあらずといふとも、既に漢國の人にすら、件の種々ある物を、まして皇國の人の、たゞ文字をしらんために讀んを、何ぞ強に難ずべけん、又昔の天皇及び大宮人の學問は云々といへるも、聞推の妄言なり、そもく\

皇朝に四道の學有て、記傳道を第一とし、明經道はこれにつぐ、故に令のさだめにも、第一に秀才、次に明經なり、又やゝ後には、文章博士は從五位下の官、明經博士は正六位下の官なり、これらを以ても、聖人の道を知る事のみを要とはし給はざりし事をさとるべし、

○文字シランタメニハ漢籍ヲモ學ブベシトイヘルハ、小キ志ナリ、云々

○儒者こそかの聖人の道をしるを、大なる志と思ふべけれ、皇神の道を學ぶ者より見れば、その聖人の道にのみ泥み居る輩こそ、いと小き志には有ける、又文字をしらんとのみならば、偏假字にて足ぬべしといへるはいかにぞや、古事記日本紀をはじめ、古書はみな漢字を借てかゝれたれば、片假字を知れるのみにては、讀心得べきやうなきをや、

○教ヲマタズシテオノヅカラニ云々

○漢國聖人のしわざは、君を弑しその國を奪へる大罪を覆ひ隱して、世の人に信ぜられんために、己が身の行ひをいたく飾り作りたる强事にて、人のあるべき限を過たるしわざなり、さてその教も又、己が子孫の、人に國を奪はれん事を恐れ、又人のこれを奪はんことを恐るゝから、人のあるべき限を過て、甚しく設けたる强事なるを、天下後世の人、その智術をえさとらで、皆これにあざむかれ居るこそ愚なれ、さて又禮義忠孝を教ふれば、人々教へのまゝに行ふを見て知べしといへるも、いみしき妄言なり、まづ孔丘が春秋にしるせるところ、わづかに二百四十よ年なるに、その間に、臣として君を弑せるもの三十餘人あり、子として父を弑せる者も又多し、聖人を去ルといまだいくばくもあらざりし世にすら、かくのごとくなれば、ましてその後々はいふに及ばず、かくても禮義忠孝の教を、人々よく行ひたりといふべしや、すべて難者の空論妄言、みな是に准へてさとるべし、すべて漢國にても、聖人の教へのまゝによく行ひたる人は、いまだ聞えず、そのよく行ふところは、みな人々おのづから備へて、生れつきたるものなることをしらずして、教の功ぞと思ふは、

例のいと愚なり、たとへば、一丈の溝を飛越よとて、飛やうを教ふるは聖人の道なり、然れ共千萬人の中に、一人もをしへのごとく飛ことあたはず、皆わづかに三四尺の溝をよく飛越ゆ、此時に教ふる者のいはく、かく三四尺をよく飛も、わが教へを學べる功なりといふは、今の難者の言にして、これ三四尺は、教へをからされ共、もとより誰もよくとぶところなる事をわきまへしらざるをこと也、さて此教を學ふ者の中に、その德によりて、五六尺などは飛ものも有なんか、それもつひにかの一丈はとぶことあたはず、又その五六尺を飛得ん者も、いと〳〵まれなる事にて、その餘は中々に飛損じて、溝中に落入、あるひは脚臏を傷ひて、もとの三四尺をだにも、えとばぬやうになる者もおほきが如くにて、聖人の道をしへんと學問するもの、おほくは邪習のみまさりて、身のおこなひは返りて無學の輩に劣るもの、み、世には多きぞかし、

○鷄ノ時ナシリ云々

○此段心得にくし、まづ始めに、鷄と鶺とのしわざを擧たるは、何のためか分りがたきなり、皆一つのしわざなりといふを以て見れば、人は種々の好惡あり云々といふに對せんためか、又は、人は鳥虫にも又劣りたるものといふ處へ係ていへるか、いづれにしてもたしかならぬいひざまなり、さて人に道を立て教へざれば、他をも傷り云々といひ、心のままに荒ぶものといへるは、荀子が性惡の說を是とする歟、それは人々の好むところなれば、ともかくもあるべし、今躰、人を、鳥虫に劣りたるとも有て、他をも傷り物をも害ふ物なりといふは、甚しき僻見にて、己がよる所の聖人の道にも背けり、そも〳〵萬の物みな、産巣日神の御靈によりて成、中にも、人は殊なる御靈を蒙りて生れたる物にて、鳥虫などとは遙に勝れたれば、心も所行も、もとより鳥虫とは遙に勝れたり、其中には惡神のしわざによりて、心も所行も鳥虫に劣れる者もなきにはあらねども、惡はつひに善に勝ず、伊邪那美ノ大神の、日毎に千人を殺し玉へば、伊邪那岐ノ大神の、

日毎に千五百人を生れさせ玉ふ理にて、世には物を傷ひ他を殺すことを好む人は少くして、物を育み人を生かさんと思ふ人は多し、され鳥虫なごは、ひたすら他を傷害するのみにて、憐む心はすべてなき物なり、然るに今難者、かへりて鳥虫にもまさりて、人は他を傷害するもののやうにいひなせるは、鳥獸なごを殺して、己が用とするを、悪き所行と思ふにや、人として鳥獸を殺して用とする事は、神の道はさらにもいはず、漢國聖人の道にも、これをひたすら禁ずる事はなし、もし必ずこれを悪しとせば、佛の如く殺生戒をたて、常精進になりて後可也といふべし、難者聖人の教なくては叶はずといふことを、しひて立んとするから、返りてその道にも違へるしひごなることを、みづからおぼえざるなり、すべて爭ふ心の盛りなるときは、おぼえずかやうの過はあるならひぞかし、

○ナホ鳥獸ノ所行ヲナサバ、人タルカヒハアランヤハ、

○是は必聖人の道によらざれば、人も皆鳥獸のしわざをのみなすものと心得たる、愚昧の料簡なり、人は萬物にすぐれたる物と生れつきたれば、もとより鳥獸には遥にまされること、いふもさらにて、聖人の教へなごをからざれ共、人たる者のあるべき限は、何事もみづからよく知て行ふことなり、その證據は、人は形も心も知慧も、もとより鳥獸とは勝れて異に生れつきたれば、その所行も又、此形や心や智慧に准じて、必鳥獸とは同じからず、もとより異なるべきことをさとるべし、何ぞたゞ行のみ同じからん、

○人倫ノ教アリテヨリ、人畜生鳥ノ堺明らかに別れたり、云々

○もとより人と物との間に、おのづからなる貴賤なしといへること、專、性の徳によりて設けたる教なりといへること、自語相違せり、もとよりその教を受べき性の徳あるは、これもとより鳥獸とは異にして、貴きにあらずや、例の聖人の教への功を、しひていひ立んとするから、かゝる過はあるなり、

○聖人ノ道ハ大中至正ノ道トモ申ッテ云々

○大中至正の道なりとは、儒者仲間の私言なり、これはかたよる道なる故に、その是非をいはずみだりに崇たるものか、又聖人に欺かれて、實に然りと思へるか、いづれにしてもひがことなり、かつて中正にあらず、大きに偏たる道なる物なり、まづ九尺の堂に昇るに、五尺の階まで昇る事を教へこの階、すべての意は聞えたれ共、八尺九尺まで昇る道を欠けり、これを必宜し共せずといへるは、大に違へり、五尺の階まで昇る事を教ふるは、九尺の堂に昇らんためにして、彼の四尺は、その人に任せておく、みづからもいへるが如くなるに、八尺九尺を昇る道なりとはいかに、堂へのぼらずして、階の眞中に偏り、何にかはせん、さてもいふべし／＼、もしは升り過ぎといへるは、教へ過ぎといふ事か、いひたがへにや、すべて此ことへの意も、同じ儒者仲間の私言にて、實は聖人の道は、九尺の堂へ階なしに飛昇れと教るやうなるしひごとなり、故にこの教の如く、よく昇れる人は、古來一人もあることなし、

○禮義忠孝ノ類、今ハ教ヘヲマタズシテ、人々ヨクスルコトノ如クナリヌルハ、云々

○世間聖人の道といふ事ならざりし以前は、殊に禮義忠孝等の道もなくして、世はいとよく治まりしものを、儒者はしらずや、聞てもかくしひて聖人の教の功をいひたてんために、上代の古事は後の天皇の道の事なりと、みだりにいひなしたる物か、人もあまたこれを信ぜん、そもそも天下よく治まりて、上も下もみだるゝ事なからんには、その他の教は何にかはせん、皇國より見れば、かの漢國聖人の教は、無用のあまり物にて、其道入來りて後、返りて天下の治まりも、上代に及ばず、人の心もまた大きにわろくなれる事もて見れば、この教は害こそあれ、益はさらにあるまじく、うはべには美めげに見えて、實は人の心を亂るところに害の多きこと、漢國古來の事跡にても知るべし、然るに世人、そのうはべの麗の姿あらげなるに惑ひて、陰に大害のある事を、えさとらぬはいかにぞや、

○聖人ヲ譏リソノ道ヲ議リイフ者ハ、自聖人ヨリ勝リタル道徳有ト思ヘルナルベシ噫、

○これいと愚なるいひごなり、儒者は聖人の道の下にのみ居て、他を知らざる故に、その非を見ることあたはず、余はいと不敏なれ共、幸に神の御靈によりて、皇神の道の高きに居て見る故に、聖人の非はいとよく見えたり、矮人といへ共、高山の巓にのぼれば、いかなる長人をも見下すにあらずや、

○天理人慾ノ説ハ云々

○此事たとひ孔丘が教には無く共、宋儒もその徒なれば、是をその道に係て議するは何事かある、

○洪荒ノ世ハ、人島畜生島ノ差別正シカラズ、中ニモ云々

○御國に親子の婚をゆるせる事は見えず、大祓ノ詞を以て見れば、上代より忌嫌ひたりし事明らかなり、さて姑は母の行にて、母に同じと難者いへれども、姑は母に近くはあれ共、同じきにはあらず、何ぞその差別なからん、姪も、子に近くはあれ共、何ぞ同じとはいはん、されば皇神の道には、これらは婚する事を忌ず、又同母兄弟の婚は忌て、異母兄弟は忌ざるも、皇神の道なり、これもとより皇祖神の定めおき給へる處なれば、後世の凡夫の小智をもて、とかく議りいふべき事にあらず、然るにこれらを畜生島の行なりとは、皇祖神をも憚り奉らず、何を據にいへるみだり言ぞ、さらにその據あるとなければ、たゞ外國の聖人の私の定めを以ていふなるべし、抑此事は、此難者のみならず、すべての儒者共の、御國を譏る第一のいひぐさにて、太宰彌右衛門が辨道書といふ物などにもたけ〴〵しくいひたてたるを、烏羽氏が辨々道書に、本朝娶二於同姓一者有レ故也とのみいひて、まぎらかしおきたるは、漢國の非を辨じながら、猶みづからも漢國の見のいまだはなれざるものにして、かの國の同姓不レ娶といふ定めを、天地自然の公道のごとく心得たるから、御國の上代のしわざを、快からず思へるものにて、世人も又みな然思ふとなれども、それはかの漢國の定めにへつ

らへるものなり、同姓不娶といふは、かの國にても、周の代の私の定めにこそあれ、もとより必然るべき道理はさらになき事也、もし禽獸の行に似たるを嫌ふといはゞ、夜は寢て朝は早く起るも、禽獸に同じといひて、朝寢するを宜しとせんか、又子を慈むも禽獸の行なりといひて、あはれまざるべき歟　漢國には貴賤の差別なく、定まれる君もなくして、たゞその時々に強き者君となり、或は賤人の女をも王の妻にし、王の女をも賤夫に嫁するたぐひ、すべて上下の別なし、これらをこそ誠に畜生禽獸のありさまともいふべきに、その惡風俗をばいはずして、たゞ同姓婚するとをのみいふは、いと〳〵偏執ならずや、誠に人の一寸は見ゆれ共、我が一尺は見えずといへるは、此儒者のことなりけり、

○イハユル祖ハ、伊邪那岐伊邪那美ヲ指ニヤ、云々

○こゝの神祖は、難者の說の如く、伊邪那岐伊邪那美二大神を申せり、さて、始め玉へるといへるは、余が意に、皇國の萬の道は、皆此二大神の始め給へる道にて、男女の婚ひも、その道の中の一端なる故に、その始めを此二大神へ係ていへるなり、此二大神御兄弟にはましまさゞると勿論なれば、御みづから兄弟婚して、これを始め玉ふといふ意にはあらず、然れ共此所は、上の書ざまをよく見るに、まことに讀ん人の心には、御みづから始て兄弟婚し給ひけんやうに心得つべきものと、余も思はれて、文のかきざまのまぎらはしければ、難者の疑へるもさるとになん有ける、

○兄弟ノ婚ハ、神代ノ古事ニモ見エヌヲヤ、

○神代にも兄弟婚とし聞有り、神代ノ卷下卷に、磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津主神とあり、磐筒ノ男ノ神ト磐筒ノ女ノ神とは兄弟なること、上卷にも見えたり、

○同母兄弟ノ婚ヲ醜トス、異母兄弟ヲ忌マザルハイカニ、云々

○此疑ひは、いはゆる葬姓のたぐひにして、漢國の定めより外には、道ある事をしらぬ國のかたくなゝる僻見なり、漢國

にこそ兄弟と同母異母の差別を立ね、皇國の古へは、同母兄弟をのみ波良加良とはいひて、殊に親しく、異母なるは、同母とははるかに疎くして、本より大に差別あると、皇代の記をよく考へて知べし、然るを漢國に此差別を立ざるは、ただ父をのみ重くして、母を輕しめたる悪風俗なり、此外にもかの國には、母を輕しめたる事の、議すべきもの猶あれど、ここには畧きつ、そも〳〵父と母とは、同等に重き物なれば、父母ともに同じき兄弟と、父のみ同じくて、母は異なる兄弟とは、おのづから親疎のけぢめなくてはかなはぬことわりなるをや、然るに今難者、此差別を立るを、返りて直心のままのしわざにあらずといふは、漢國の俗になづめる偏見にあらずや、

○百世ヲ經テモ同姓ノ婚ヲユルサスハ云々

○此定めは、周公旦がさかしらを以て始めたるものにて、漢國にしても周の代の私事なり、殷以前には此さだめあることなし、故に舜は堯が女を娶れり、堯は顓頊が孫にて、舜も顓頊が五世ノ孫なれば、同姓なる中にも近き親族なる物をや、然るに周公旦が銅柱を立添たるは、後世の人に、己が功を示して、堯舜に勝れりといはれんためか、はた國の風俗のいと悪くみだりなりし故に、然きびしく禁めたるか、もし旦が功を示さんとにもあらず、又國風のいたくみだりなりしにもあらずば、堯舜夏殷の代の定めのまゝにてあらんに、何の害かはあらん、もし又同姓婚するが、實にひがことならば、堯舜は何とて是を忌ざりしぞ、いづれにしても、此銅柱こそいとこゝろえね、もし又近き親族といへ共、姓を異にするときは苦しからずといはゞ、兄弟にても、異なる姓を稱する時は、苦しからぬにや、そも〳〵同姓異姓の事、皇國は殊に先祖の系統を正すならひなるすら、後世民間に到りては、わづかに五世十世の先をもえ知らざる者のみ多し、況や系統をさのみ正さゞる漢國にて、後世民間に於て、人毎に數十世の先をよく知て、別つべき由なければ、たゞ當時に稱するところの姓の文字を以て別つよりほかはなき事なるに、それも數十世を經る間には、或は異姓が混じて同姓になり、或は同姓も

分れて異姓になりなごする類おほく、或は又稱する文字は同じけれ共、本より異姓なるが有り、又稱する處は異なれ共、實は同姓なるもあり、かくさま〴〵のまぎれあれば、實の姓の異同は、何を以てかはよく辨へ知るべき、たゞこひたま〳〵に、男女のうち一方にはよくその先を知る共、一方にえ知らざることは、いたづらごと也、然るにたゞ當時稱する處をのみ守りて、その異同を定めんには、或は實は異姓なるをも知らずして、いたづらにこれを避(サ)け、或は又思ひの外に、近き先祖まで同姓なりしをも知らずして婚するたぐひなども、世に多かるべし、又右のたぐひのまぎれ迄をも待ず(マタ)、即、周公旦がいが子孫の魯ノ昭公は、同姓の呉の女を娶したり、魯は禮義正しき國といはれしだにかくの如し、又齊ノ襄公は、妹の魯ノ桓公が妻にて有しに通じたり、是は殊に兄弟なるのみならず、人の妻にてさへあるうへに、あまさへ此事によりて、其夫桓公をさへ殺したりき、これらは近き周の代の内にて、諸侯すらかくの如し、況やこれより後々は、かゝるたぐひいと多し、又民間はまして思ひやるべし、然ればかの周公旦が制法は、これ何の益もなきいたづら事なるものを、儒者はかゝるところをもわきまへずして、たゞみだりにひたすらよき事とのみ思ひ居るは、例の賣藥の能書(ノウガキ)を信ずるものなり、いとをかしくなん、

○漢國ノ人モ、後世ニ兄弟ノ婚ヲ忌嫌フ事ニナリヌルハ、云々

○漢國の後世、兄弟の婚を忌ことになりぬるを、儒學の大功がましくいへるは、いとをかし、もし百世を經ても、同姓は婚すなといひにされたらんにこそ、さはいふべけれ、わづかに兄弟をのみ忌て、從父兄弟(イトコ)以外はすこしも憚ることなきは、かの周公旦が定めに、見れば、百分の一にもたらぬことなるを、かくこと〴〵しくいへるは、譬へば、毎日百文づゝの錢をまうけよと、父のいひつけたらんに、その子、わづかに一文づゝまうけて、我は父の仰せのまゝに、錢まうけしたりといひて、手柄(テガラ)がましくほこるに同じ、父これを聞て可なりといはんやは、かの孟軻は、五十歩にして百歩を笑ふたに

取さりしに、今の難者の論は、九十九歩にして百歩をわらふたぐひこそいはまし、

〇又教ヲカラネド、人ノ知ルベキ限ハシリ、スベキ限ハ為ル事ナラバ、物作ルワザモ諸ノ藝モ、スベテ教ヘズトモヨクスベシ、

〇こゝノヽ緑兒に物教へ、又諸匠の手技、又諸藝などを教ふること、儒佛の類の教ごとを、一つ意に思へるはくはしからず、これ本より異なる事にて、ひとしなみにはいひがたし、いでその異なるよしをくはしくいはん、まづ緑兒に教ふる事は、かならず教へざれば終にえせずえしらぬ事にはあらざるを、速きにしらしめんとて教ふるにこそあれ、或は物いふと物食と歩行となどを教へ、或は方角物の數などを教るたぐひ、すべて皆教へをからざれ共、其時到りぬれば、おのづからよく知てする事なり、さて禮義忠孝等のたぐひも、これらと同じ事にて、人のあるべき限は、必しも教をからざれ共、おのづからよく知てする事なるを、かの儒佛の類の教は、人のあるべき限にあらず、同じ禮義忠孝等のたぐひも、あるべき限を過たるしわざなる故に、しひてこれを教へんとはするなり然ればこれ儒佛の類の教へと、緑兒に教る類の事とは、其心ばへ似たるやうにて異なるものと知べし、さて次に、諸匠の手技及び諸藝の類を教ると、儒佛の類の教へと、これ又同じからざるよしをいはん、たとへば舍屋などを造る事は、匠人ならぬ人は知らでも有ルべく、畫かく事は、畫師ならぬ人は知らでもあるべくして、必萬人皆しらで叶はぬ事にはあらず、故にこれらには、教へ學ぶわざの有る也、然るに禮義忠孝等の類は、必萬人皆しらで叶はぬ事なる故に、そのあるべき限は、教をからざれ共、おのづからよく知てするなり、すべて教をからではえしらずえせぬ事は、皆右のたぐひにて、その職の人のみ知りて可き事にて、必萬人皆しらで叶はぬ事にはあらず、必萬人皆知らで叶はぬ事は、教をからざれ共、おのづからよく知てする物と知べし、これ即ち神祖の定めおき給へる道にて、おのづからその差別ありて、妙なるものなり、かの物いひ物食歩行たぐひ、必萬人皆知らで

は叶はぬ事なる故に、教をからざれども、おのづからよく知てするを以て、禮義忠孝等の類も、又然るべき事をさとるべし何ぞ其職の人のみ知て可き諸匠諸藝のたぐひの如く、教をかる事のあらん、然るを儒者、件々の差別ある事をわきまへずして、禮義忠孝等の教なきは、教の備らざるしるし也といへるは、此禮義忠孝等の類をも、かの諸匠諸藝などの如く、その職の人のみ知て可きたぐひと、一つに心得あやまれるものなり、但し漢國聖人の教は、たとへば一日に一斗づゝの飯を食ひ、一日に千里の道を行くやうなる事にて、人のあるべき限を過ぎたるしわざなる故に、必ず其教をからでは叶はぬ事ともいふなるべし、されどそれは、いかほど教へても學びても、爲がたき事なれば、畢竟いたづらの事なり、一日に四五合の飯を食ひ、十里の道を行くことは、あるべき限なる故に、教をからざれ共、おのづからよくする事と知べし、

○古ヘヨリ善キ教アラマシカハ云々

○上件にいへる如く、萬人皆必しらで叶はぬ事の限は、おのづからよく知て行ふものなれば、古へには殊さら教もなくて事足れりしなり、然るに異國の道をしも借はじめ給ひ、又御使を遣しなどせし事は、その時々の天皇の御心なれば、必しもこれをもて、聖人の道のなくて叶はぬ證とはしがたき事なり、もしこれなくては叶はぬ故に、取用ひ玉へるといはゞ、佛法なども又、なくて叶はぬ故に取寄せ玉ふとせんか、又神代より宜き道ならば、聖人の道をも、世外の物になしおき給はん物をといへらも、聞えぬ事なり、かの佛法は、天竺にても、國を治むる道にはあらず、そこの出世間の道なり、故に漢國にても皇國にても、世外の物にてあるなり、又老莊なども、世外の道にはあらざれ共、むかしのを眼ひ自然を守る道にて、その道とて、別に行ふしわざはなき事なれば、是又おのづから世外の道の如くなりゆくことわりなり、さて聖人の道も、後世末儒の空論理窟のみなるが如くならば、後世の儒者のやうに、世外の物にもなるべけれど、古へ朝廷に取用ひ賜ひしは、空論理窟のためにはあらず、たゞ國を治めんためのしわざのみなれば、是を用ひんには、た

とひ本より神代の宜しき道ありとても、おのづから世外にはなしがたきことわりなり、たとへば酒をのむに、始めより佳肴ありとても、後に出せる肴も魚類ならんには、茶菓子にはなしがたきが如し、

○聖人ノ道ニ空理トイフ事、露バカリモアランヤハ、云々

○難者こゝに佛道の事を引出て、かの道も實は空理にてはなきなりといへるは、余がいへる空理を、かの佛の經論に說たる空理と、一つに心得たるにや、佛道にていはゆる空理は、世間の萬の物も事も、みな空なりと說るをいひて、此空のことは、天台の有空、亦有、亦空、非有、非空の四門など、その外諸宗にとりどりのさだある事なれ共、すべてその旨は、こゝには用なきことなり、余が空理といへるは、件の佛說の空理の謂にはあらず、そのよしは、いへる趣にておのづからわかるべき事なるに、何ぞこれを混ぜる、余がいはゆる空理とは、無きことを、理を以て有げにいひなすをいへり、陰陽乾坤五行の說のたぐひ、實は無き事なるを、その理ありげにいへる是なり、何ぞ聖人空理をいへることなしといふことをえん、さて神といふ物は、實に有ル物なれ共、漢國にては正しき古傳なき故に、その實に有ルことをばしらずして、聖人のいはゆる神はたゞ理を以て此方よりありげにいへる物なれば、これ又空理ならずや

○サレバ聖人ノ鬼神ニ仕ヘ給フコヽロバヘハ、イト重キ事ニテ、云々

○難者のいへるごとく、儒者は皆かく思ふ事なれ共、神に奉仕る道は、周の代の定めはなほ輕薄にして、至らざる事ぞ有けむ、その故は、まづ殷の世は鬼神を尙ふ風俗なりと、周人のいへるを以て見れば、鬼神に奉仕る事、周の代は、殷の代より輕かりし事しられたり、然ればもし殷の代よりいはゞ、周人は鬼神を侮りて尊まざる風俗なりといふべし、これ周の不ㇾ及ルハ歟、殷の過たる歟、その實は定めがたしといへ共、周公旦がすべての所爲をもて考ふるに、さかしらなる事のみ殊に多ければ、鬼神をも實は信せぬ心有て、これに奉仕る道も省畧せし事ぞ多かりけん、然るに儒者は、かゝることをも思

ひあくらさすして、たゞひたぶるに周の定めをのみ正しと思ふは、いと固陋なりさて又すべて聖人の立たる祭祀の式なども、理を先にして設けたるさかしら多し、又聖人は必しも理によりて設けたるにはあらぬ式なども、後ノ人のみだりに理を附會して説なせる類ひも多し、されどこれらは皆聖人にならへるものなれば、本は聖人より起れる事なり、又心だに誠の道にかなひなばといふ詞を、儒佛の意なりと余がいへる、儒は、宋儒のたぐひを指るなり、上にもいへる如く、宋儒も儒なれば、などか儒といはざらん、さて此ついでにいはん、近き世には、宋儒などを、聖人の道にかなはぬやうにいふ儒者おほけれども、宋儒の空論理窟も、古ヘよりいひ始めおきたる空論理窟の、増長せるものなれば、その本はみな聖人の罪なり

○古語ニ有、直情徑行ナルノ戎狄之道也トイヘリ云々

○よし此論のごとくならば、直情徑行にては、畜生鳥を免れざる故に、古ヘの聖人これを治めて、人鳥になさんとて、道を構へたる、その教に從ふものに、始めて人鳥の人になり、從ざる者は本の畜生鳥なれば、漢國ももと畜生鳥なりし事いちじるし、然れば此子游が語は、戎狄の道をば賤しめながら、己が國もとも同じ戎狄なることを顯はせるものなり、さて〳〵然のごとく、漢國もその餘の國々も、直情徑行にては、畜生鳥を免るゝとあたはざらば、天照大御神の御國にあらずして、惡神のあらびも多く、人の心もあしく、國がらの惡き故なれば、聖人の道をはじめんとてかゝる事いふは、中々にその國の穢を顯はすものなり、さて聖人、その國を人國になさんとて、その教を設けつれ共、みなうはべのみの強事なる故に、その功はなくして、たゞいたづらにうはべの文飾ばかり美しくなりて、中々に人の心もしわざも、本の直情徑行よりは、はるかに劣りて、いよ〳〵ます〳〵わろくなりつゝ、いよ〳〵ます〳〵治まりがたく、つひにはかの賤しめたる戎狄のために國もしば〳〵奪ひ取られたるは、いと〳〵あさましき事ならずや、然るに皇大御國は、天照大御神の

御國にして、産巣日ノ神の御靈も殊なれば、國も萬の國に勝れ、人の心もすぐれて、生れつきたれば、直情徑行師ノ中正を得て道はおのづから備りたる物を、猶倒しにかはわづらはしく畜生島のさかしらなる教を待ん、漢籍の後漢書にも、皇國のやうを記せる中に、女人不レ淫不レ妬、風俗不レ盜竊、少ニ爭訟一などいへり、是は他國の傳聞の說なれば、據るにたらぬ事なれ共、難者は漢籍の說ならでは信ぜざる故に、姑くこれを引り、此時いまだ聖人の教を假とはかりしかども、木よりかくのごとくにて、返りて漢國の人も稱するばかりなりしを以ても、よろづの行ひの善かりし事を思ひやるべし、難者かゝるめでたき御國に生れて、そのめでたき道を聞ながら、猶さとらぬは、たとへば、下品なる柿の澁きをのみ喰なれて、柿はすべてみな澁き物にて、乾ざれば甘美くはならぬ物と心得たるがごとし、これ上品の柿の、木より甘美きもある事をしらぬ頑心ならずや、かの子游が如きは、畜生島の人にて、皇國の上品の柿をしらざれば、皆澁き物と心得たるも、さる事なるを、今の難者は、その上品の柿をも嘗試みながら、なほ乾では甘美からぬ物と思ふは、例の毒酒の醉中にて、物の味も分らぬなりけり、

○時平大臣云々

○聖人の道をいひたつる漢國には、此時平ノ大臣の如くなる所行は無しと思へるにや、例の能書にまよひて、賣藥を信ずる愚心なり、かの漢國には、是より甚しき惡行も古來いと多し、然れば聖人の教は、たゞ能書キのみにこそありけれ、その功はさらに見えざるをや、

○伏羲ノ作リ給ヘル八卦ハ、萬ノ理ヲ包盡シタルモノナリ、

○八卦は物を占ふ一ツの方にて、たゞ⚊と⚋との二つの象を設けて、それを三つづゝいろ〳〵に重ねちがへて、八種になれるばかりにて、何の深き理も有ル事にはあらず、元三大師のみくじも同じ事也、然るを此卦に深妙の理を含めたるものゝ

やうに說なせるは、後の聖人の、例の道を深くせんための術にて、返て卜筮の本意を失へる事なり、此事は猶論あれど、こゝには略けり、さて此わづかなる八卦に、萬理を包蓋すほどの妙なる事を作れる伏羲ならんには、何とて世を治むる道をも作りて、備へおかざりしぞ、世を治むる道は、八卦よりも緊要の事なるべきに、それをば作らずして、八卦のみを作れるは、迂遠のしわざにあらずや、又世を治むる道は、堯舜に到りて備れりといへると、八卦は萬理を包蓋せりといへるとは相違せり、もし萬理を包蓋したらんには、何ぞ道も備らざらん、又堯舜にて道は備れるに、周公旦などが、又そのうへにさかしらを加へたるはいかに、もし又伏羲も堯舜も周公旦も、その時代の宜しきをはかりて、制作せるものにて、時宜は異なれ共、皆宜しき事は同じといはんか、然らば上古は上古にて、世を治むる道はなくても宜しきなれば、かの直情徑行も何とて必非也とせん、もし果して直情徑行が非にして、周公旦が是ならば、伏羲も非なり、堯舜もなほ非なりとこそいはめ、

○御國ノ上代鵜葺草葺不合ノ命ヨリ以前ヲ準ヘテ見ヨ云々

○そも〳〵漢國には、文字なかりし世の事は、書なければ傳はらで、詳に知るべき由のなきを、返て後に文字の出來たる失といふべし、文字なければ、文字なきまゝに、言傳へにて詳に傳はるところを、中々に文字出來ては、萬の事を書に委ぬる故に、その前の事は消て傳はらぬなり、然るに皇國には、天地の始より以て、上古の事共の、正しく詳に傳はりたるは、もとより大御神の御國の徳にして、文字のありなしなどには關からぬ事ながら、姑く文字の有リ無シの勝劣にかけていはんには、中々に文字なかりし故にこそ、詳に正しくては傳はり來つるならめ、此事は上にも既に委く辨じたるが如し、

此書は、おもほえず長々しくなりにけり、さるは此ふみがのひれのひがことを論らふついでに、漢ぶみの意にいひまよひたる、なべての世ノ人に、さとさまほしき事どもをも、何くれと書出つればぞかし、かくて安永九年の霜月の廿一日の夜、ともし火の下にてかきをへつ、

本居宣長

附錄

〇或人問云、世ニアラユル萬ノ事ハ、ミナ産巣日ノ神ノ御靈ニヨリテ、生出ルモノナリトイハヾ、ソノ産巣日ノ神ハ、又イヅレノ神ノ御靈ニヨリテ生坐ルコトゾ、

〇答、古事記に、天地の初發の時に、高天ノ原に成坐る神の御名は、天之御中主ノ神、次に高御産巣日ノ神、次に神産巣日ノ神とのみ見えて、此神たち、何れの御靈によりて生坐りといふ事は、傳へなければ知がたし、是のみならず、神代の事、又常の世間の事の中に、その理もその事も、はかり知がたきは猶いと多かり、然るにその知がたきことを、しひて知らんと思ひ、又しりがほにとかく推量ていふは、みな異國の道のさた也、異國の道は、もとより佛聖人などは、おの〳〵萬物萬事の理を、こと〴〵く知ッ盡したる物と立テたる道なれば、何事にても知がたしといひては、その道立がたきを、神ノ道はさらに然らぬ事にて、神といへ共、えしり給はぬ事は有て、伊邪那岐ノ大神すら、天つ神の御心を問ヒ給ふなれば、まして凡人は、もはら古傳を守りて、いさゝかもさかしらをまじへぬ道なれば、傳へなき事は、たゞ知がたしとしてあるぞ、もとより道の躰なりける、

○或人再問、昔云、日本ニテ兄弟婚シ候事、先書ニ御尋申候所、御答、儒者ノ是ヲ禽獸行ナリトイフハ、タヾ己ガ聖人ノ道ヲ準縄ニシテイフノミニコソアレ、實ニ非ナル證據ハ無キ事ナレバ、畢竟漢國ノ私ノ事ナリ、モシ是ヲ禽獸行ナリトイハヾ、漢國ノ貴賤ヲエラバズ婚ハルハ、イヨ〳〵禽獸行ナリトノ御辨論、誠ニ感心仕候、乍去此事、中古以來ハ堅ク忌ミ來リ候テ、誠ニ禽獸ノ所爲ト、天下ノ人モ存ジ居申候ヲ、不ㇾ苦樣ニ被仰候事、甚イカヾニ相聞エ候ハイカニ、

○答、御不審一通リは御尤ニ奉存候、此事ニ限リ候はず、惣而某が道を說申候趣は、かの儒佛などの教の如く、是を今ノ世の人に勸め候て、必上古之如く行ヒ候へと申候に而は候はず、惣而世ノ中の事は、善キも惡キも皆神の御所爲に而、人力には叶ひがたき事のみ多く候物を、今ノ世ニ違て、強而古への神ノ道を行はんとし候は、中々に神の御所爲を背キ候て、是ニ勝んとし候ひが事に候、左候へば、人の今日の行ヒは、只其時々の公の御定めを守リ、世間の風儀ニ從ヒ候が、即神道に而候也、然れ共又其道は如ㇾ此成物と申ス事を、心得候はでは濟不ㇾ申事に候へば、是を說示し候ては、古への道のまゝに申候はでは叶ヒ不ㇾ申候故、當時の風儀にはかゝはり候はで、此異母兄弟婚候事も、正しく神祖の道也と申候也、併し子細を能ク御勘辨候はゞ、乍恐外御不審は有まじき御事歟と奉存候也、　此事は猶世間にも、某を譏り申ニ輩おほく可有候へ共、皆是儒佛の如ㇾ此行ひ候へと教候說と、同樣ニ心得候ひが料簡ニ候ぞかし、操序申候、御問目の首ニ、日本ニ而と御書キ候事、他國之樣ニ聞え候て、甚如何ニ候也、要は只、上古ニ兄弟云々と御書キ候て宜ク候、惣而かやうの所ニ、日本共、本朝共、本邦共、皇朝共ことわり候は、異國を主にして、主たるべき吾を返りて傍ニ成し候云分ニ而、大なるひがことニ候を、昔より癖ニ成候て、誰も心づき候はぬ故、事のついでに申候也、

○或人問云、古來神事ナドニモ、佛道ヲバ忌嫌フ事オホク、儒道ヲ忌嫌フル事ハ、イマダ聞ズ、然ルニ今古道ノ書ヲ見ルニ、儒道ヲ辨ジタルコトノミオホクシテ、返テ佛道ヲ辨ジタル事ハサラニ見エズ、此義イカヾ、佛道ハ道ニカナヒテ、害

ナキニヤ、

○答、佛法はみだりに造りたる物にて、道にたがへる事勿論なれ共、その害あらはにて、ふかく見ゆるうへに、漢國にても儒者既にこれを辨じ、又御國にて近代神道者も、皆よく知て辨じおきつる事なれば、今さら煩(ワヅラハ)しく同じ事をいふべきにあらず、儒道は、あらはなる害はなければ、あらはに忌嫌ふべき事もなき故に、古來そのさたはなきなり、又その說も敎も、うはべは悉(コトゴト)く道理にあたれるがごとく聞ゆる故に、古來人みな其說を信じて、いかにかしこき人も、是にすがらずといふことなし、近代には神道者の中に、まれまれこれを難じたる人もあれ共、なほその根底を盡すことあたはずして、そのいふこころも、終(ツヒ)には皆かの意に落(オチ)たり、儒道は大躰かくの如くなる故に、古來眞にその非なることをよく知れる人なく、又うはべは害なきが如くなれ共、道のため、下(シタ)にはその害の深く大なること、佛道にも過たるものをや、

わが師の大人のつみいで給へる此葛花はしもそのころさかし人ありて酒の名におふから國の聖のをしへをのみ價なき寶よる光る玉と尊きものに思ひてかけまくもあやにかしこき神の御國のまことにたふとき味をもえしらずてかの直靈に立むかひて醉人のゑひほこり狂言いひはなつがごとわれだけくいひちらしはきちらしたるをいたくにくみ給ひて猶同じさまにゑへらむ大かたの世の人々にもなめてさめよとかく物し給へるになもありけるかゝるをわがともがらのみ家々にたくはへおきてそこかしことかしつたへ又かりつたへなどはすれどうつし巻は世にひろがらずてともしむ人のみおほくかゝる藥の世にありともしらず猶ゑひしれつゝあらぬ道々によろぼひまごへるもあるが心くるしくてこたび板にゑらしめて世にひろくいゆきたらはしむるにな

もかく思ひおこせるは

尾張の殿人

市岡多氣彦

鉗狂人序

かけまくもかしこきすめらみことの御民となりいてゝあしたゆふへにその大御蔭にかくろひなから大御代は天明といひけるころひとりのたふれありてゆゝしこともかしこしこともいはむかたなきたは言ともかきはなちたる物ありけりさるをそのころ豊國人藤原重名京にものまなひしてありけるに或人その書をみせけれはいたくうれたみてかゝるふみをなむ見得はゝへるいかてこのたはわさとくうちきため給へかしと鈴屋翁かりいひおこせたるにうへなひていとゝく物せられたる此書になむかくてこの書うつし巻にて世になかくつたへむにはうつしひかめもこそおほからめとなけきてこのたひ高市何かしといふわか山のふみあき人わか師藤垣内翁にこひ得て板にゑらせたるはいとうれしきことゝ思ふにあはせて此冊つたへたるゆゑよし一くたりかくはものしつ

從四位下度會神主正兌

文政二年三月

鉗狂人

いづこのいかなる人にかあらむ、近きころ衝口發といふ書をあらはして、みだりに大御國のいにしへをいやしめおとして、かけまくもいともかしこき皇統をさへに、はゞかりもなくあらぬすぢに論じ奉れるなど、ひとへに狂人の言也、故今これを辨じて名づくることかくの如し、

彼書ニ云上古の世を天神七代地神五代となづけて、これを神代といふ、神武紀に此間を一百七十九萬二千四百七十餘歳とす、此年數もとより論ずるにたらず、

此年數は、自二天祖降臨一以テ逮二于今一とあれば、邇々藝ノ命の天降リ坐しよりこなた也、その上文に我カ天祖とあるも、邇々藝ノ命なるにて知べし、然るを今七代五代を合せての年數の如くいへるは誤なり、忍穗耳ノ命よりあなたの年數は、なほいく百萬歳といふことをしらず、さて此年數を論ずるにたらずといふは、甚しきみだり言なり、論ずるにたらざること、何をもて知れるにかいぶかし、すべて神代の傳説は、みな大に靈異くして、尋常の事理にことなる故に、人みな是を信ずることあたはず、世々にこれを解釋する人も、おのが心のひくかたに、さま〴〵いひ曲て、今日の事理にかなふさまに說なすめれ共、そはみな漢籍意に惑ひたる私ごと也、おのが心をもて思ふかたにいひまげば、もろ〳〵のこといかやうにもいひ曲らるべし、然るに今論者の如きは、しかいひまぐる事の非なるを知ル故に、ひたふるに論ずるにたらずとして、すべて神代の傳へ

をば取らざる也、これかの己が心にまかせていひまぐるよりは、少しまされるに似たれ共、靈異きを以てこれを信せざるは、又同じく漢籍意にまどへるもの也、凡てからぶみごゝろは、尋常の見聞の事理になづみて、甚ゞ小量なるもの也、いかにといふに、まことの理といふものは、はなはだ靈異しく妙なる物にして、さらに人の小き智をもて測識べきところにあらず、人のよくはかりしる所は、わづかにその百分が一にも及ぶべからず、然れば此天地の内にも外にも、上古にもゆくさきにも、思ひの外なるいかやうの奇異き事のあらむも、測知がたきわざなるを、漢國のならひとして、古への聖人といふものを始め世々の人みな、おのが心をもてよろづを思ひはかりて、かくあるべき理ぞ、かくはあるまじき理ぞと定めて、その己が定めたるところを理の至極と思ひ、此理の外はなきことゝ心得あり、その驗なるところとては、書典にのする所、三千年にたらざる内の事にして、その間に無き事は、天地の始にも終にも決めて無き理と思ひ、又その間の年數を、いとく久しき事と思ふめり、天地の無窮なるあひだにとりては、二千年三千年などは、たゞいさゝかのほどなるべきに、其間に無しとて無きに定めむは、智の甚ゞ小量なるにあらずや、すべて人の智は、かの聖人といふ者といへ共、限有てえ知らぬ事はいと多きを、まして其の聖人にも及ばぬ人をや、今西洋諸國の年數を信ずるもあればさるを、此漢意に惑ひおぼれて、まことの理の測がたき事を思はず、天地の始終の甚ゞ久遠なるべきことを思はざるより惑ひ、又人琉球國にまかりし傍めて、こゝの事共かたりける中に、阿蘭陀と申す國の名は、百万石の墳を顯て示す也といひければ、あなこのおしこき人のさわらひて、日本人の國語はみなこれとこそいひけれとぞ、咄すそれとはあらぬを、かくこそ思ひたれ、すべてにまさりしも少し智ある人、道すの心はうすしぬれは、いよく其の智小量になるを、退りて智の物に惑ひて思ふことをにはれ、もしその小量なるからぶみごゝろを清くはなれて、まことの理ははかり知りがたきものぞといふことをたゞよくさとりなば、神代に疑ひはあるべからず、抑皇國は、四海萬國を照し坐ます天照大御神の生坐る本つ御國にして、その

皇孫命の、天より降りましく〳〵て、天地とともに遠長くしろしめす御國なれば、萬國の元にして、萬國にすぐれたる、故に、天地の始より神代の事共、いと詳に正しく傳はり來て、今も古事記日本紀にのこれり、外國は天照大御神の生ませる御國にあらず、皇孫命のしろしめす御國にあらざるが故に、はじめより定まれる君だになくして、惡神ところをえてあらびつゝ、國治まりがたく、その時々かしこきものつよき者あらそひて、かはる〳〵君長とはなりて、いと〳〵みだりがはしきから、天地のはじめ神代の事共も、正しく詳なる傳說なくして、今まのあたり世を照し玉ふ日神の始をすらえ知り奉らず、たゞ例のおのれ〳〵がさかしら心にまかせて、天地の始をも萬の事をも、おしはかりの說をのみなして、返てそれをかしこき事におもへり、さるは正しく詳にこそあらね、いづれの國にもおの〳〵いさゝかづゝ上古の傳說は有て、そのまことの傳へは、いづれも奇靈き事多くして、神代紀の心ばへに似たりけむを、漢國などにはそのかたはしのこれるをも、みな不經虛誕なりとして、とりあげざりしから、漸に失ゆきつゝまれになれる也、殷の代などまではなほ上古の傳へを守し事も有つとおぼしきに、周に至りて周公旦といふをのこ、聖人といはるゝ中にも、殊に邪智ふかく、ひたすらにさかしらをのみ用ひしより、いよ〳〵世人のさかしら心增長せり、抑此天地は、漢國人のつねにいふなる太極陰陽などの如き小理にては、決て成立すまじく、はなはだ靈異く微妙なる理有て成立したるべければ、神代の事迹はもとより甚あやしき事のみ多かるべき物也、又天地出來てより以來は、甚久遠なるべければ、神武紀に出たる年數も何かは疑ふべき、是を虛妄也として取らざるは中々に愚昧也といふべし、外國人はもとより神代の正しきまことの傳說をしらざるものなればせむかたなし、ありがたくも皇國には、かゝるまことの傳へごとののこりて、皆人これをうかゞひ知ることなるに、これを信ずることあたはずして、かへりてかの外國の風俗をかしこきことに思ひ信ずるは、いかなるまどひぞや、その中に疑ひながらも、尊むともがらは、なほその惑ひ淺きを、此論者の如く人よりすぐれてかしこからむとて、ひたふるに是を廢るは、

いよ〳〵まどひの甚しき也、かく委くはしく辨じても、千數百年にしみ付たるからぶみ心の癖は、なほすみやかには除こりがたかるべければ、たちまちに信ずる人はよに有がたかるべけれど、人はいかにかしこきも智のかぎりの有て、なほ小き物なれば、誠の理は測知がたき物ぞといふ事をだにさとりなば、まどふ事は有まじきぞかし、さてかの神武紀の天孫臨降以來の年數を、今かりにその三代にひとしく分つときは、一代大よそ六十萬歲ばかりにあたるべきを、古事記に日子穗々手見命坐二高千穗宮一伍佰捌拾歲とある、かくの如く此尊の年數の甚短く、又神武天皇に至りてはいよ〳〵ちゞまり給へるよ、人の疑ひあるべけれど、これは必然るべき故の有る也、その子細は古事記傳に詳にいへれば、こゝには略きつ、

天神七代は名のみにして人躰なし

人躰なきとは何をもて知れるにか、古傳を信ぜず、己が心におしはかりてかくいふは、例の漢籍意の俗習也、

地神五代の始めは西土の西漢の時にあたる

まづ地神五代と申す事、古書に見えず、大に違へる稱也、其故は、天照大御神天之忍穗耳ノ命は、高天ノ原に坐ませば、天つ神と申す事もとより論なし、邇々藝ノ命は此土に天降り給へ共、是も本天つ神也、日子穗々手見ノ命葺不合ノ命は此土に生坐ぬれ共、此二御代をも天つ神の御子と申て、天孫などゝこそ申せ、地神と申せる事なし、然るを書紀に神別の諸氏を三に分て、天神天孫地祇といへるに、此御代〳〵の御後をば、天孫ノ部に收めて、地祇には收めざるを以て知べし、されば地神五代と申す稱は、古へをも知らざる後世人のみだりにいひ出たる也、これはこゝの論の趣意にあづからざる事なれば、なくてもいふには詞さがのに聞ゆれ共、此論者古學者にもあらず、古事記日本紀をまことによく解するともあらずして、上古を論ずると皆みだりなる故に、いさゝか論じおく也、此書の擧すべて古に昧きと、皆此類也と知べし、さて天照大御神の高天ノ原をしろしめし初しは、かの一百七十九萬餘歲よりなほ遙に古への事にして、其年數は傳へなければ、幾百萬歲といふともを

しらず、然るに今例の漢國のわづかに夏殷の代などよりこなたの年紀を立て、とかくいふなる小き説にならひて、これをはからむとするは、いとく\おふけなくなむ、

辰韓は秦の亡人にして、素戔嗚ノ尊は辰韓の主なり

此段皇國をもろこしの秦の代より後の事也とし、又何事も皆韓より起れりとする、論者の趣意の本也、然れ共須佐之男ノ命を辰韓の主といふを、さらに據なし、因て按ずるにこれは神代紀に、此神新良の國に降り給へりしことあるをもて據とするなるべし、そは新良郎ノ辰韓と心得ていふめれ共、これ大に誤れること也、抑須佐之男ノ命は天照大御神の御弟命にましませば、かのもろこしにては、周ノ武王が箕子を朝鮮に封ぜし時などよりも、數百萬歳以前の神にてましませば、くだく\しき辰韓の辨などには及ばざる事なれ共、姑く論者の意をたていはむには、まづ新羅を辰韓と心得たること疏忽也、そのよしは先ッ韓地の沿革を詳にして後に辨すべし、抑今の朝鮮國は、古への三韓朝鮮高句麗穢貊沃沮などいふ國々を混一したる物にして、三韓の地は今の朝鮮の内の南方半分ばかり也、三韓とは馬韓辰韓弁辰の三ッにして、馬韓は西に在て大也、辰韓はその東にありて小也、弁辰は辰韓の南に在て是も小也、さて周ノ武王が箕子を封じたりし古への朝鮮は、三韓の北に在て一小國なりしを、漢ノ代の始つかた、燕の亡人衛滿その國を取て、孫の世までたもちたる、此時はやゝ大にして、傍なる高麗穢貊沃沮などをもしたがへたれ共、これらの國々にも、別に君長は有ッ、なほ又南なる三韓は別にして、馬韓に五十よ國、辰韓弁辰におのく\十二國ありて、すべて七十餘の小國有ッ、さて魏志には、弁辰の内に二十六國有てその名共を擧たる中に斯盧國といふあり、これ新羅也、北史の新羅ノ傳に亦曰ニ斯盧國ト といへり、故に唐書に新羅ハ弁韓ノ苗裔也といひ、五代史にも新羅ハ弁韓之遺種也といへり、然れば新羅はこれ弁辰の中の一國にして、辰韓には非ると明らけし、然るをもろこしにてもこれを誤りて辰韓と心得たる者あり、北史に新羅ハ者其ノ先本辰韓ノ種也といへるたぐひ是也、こは弁辰を弁韓

とも弁辰韓ともいへる故に、辰ノ字によりて辰韓とまぎれたる物也、又漢書には三韓といふ名は見えずして、これを辰國といへり、後漢書にも三韓ハ皆古ノ辰國也といへり、然るを魏志に辰韓者古之辰國也といひ、顔師古が漢書の注にも辰ハ辰韓之國といへる、是らも辰ノ字によりてふと誤れるもの也、さて新羅は、魏志に出たる所は甚小國と聞えて、晉書にも其傳なく、宋書魏書などにも百濟の傳はあれ共、新羅傳はなし、北史南史に至て新羅傳も有、然れば漸くに强大に成し、その比は高麗百濟と鼎足の如く相並たりと見ゆ、日本紀に見えたる趣も然也、かくて後はもはら此三國をさして三韓といふめれ共、其本は然らず、其中に百濟を馬韓とするは違はず、新羅を辰韓とするは誤なるよし上にいへるが如し、又高麗を弁韓とするも誤也、弁韓は三韓の中にも最南に在、高麗はもと三韓とは別にして、朝鮮濊貊などをへだてゝ北方にあればなり、後に漸くに大國となりて、倭國をも從へ併せたれ共、そのかみ狗邪韓の地はその境内にまじりたるをや、さて三韓の事、諸國の代々の史に記せるところ、大凡に前史の文を心得誤りてまぎらはしき事、かの弁辰と辰韓とを混じたる類いと多し、見る人よくせずは誤りぬべし、今はその代々の史共を引合せて考へたるところ、件の如し也、然るに藤原貞幹をはじめすら信じて、かゝる誤のあるをもしらず、新羅即辰韓と心得て、朴氏出なる新羅ノ事を引出ていへるなど皆僻異也、新羅は弁韓にして辰韓には非るよし、上件の如くなれば、貞幹之説辰韓には關なし、又今一々言はんの僻説を破りて、新羅を辰とせむとならば、そのもとづく所をまづ國のうへにていふべき事なるに、その考ノ地理志にして、根本とする所にとりて、いかゞ相違あるうへは、論を進へ加へつる也、又今一已人言々の文は、後漢書魏志諸書々に記せるをもとなるに、そのもとをば考へたてずして、いとく後世の東國通鑑に據り定めたるはいかゞ、たゞかも附に立たになれば、隣國の書にてもみなたしかなる物と思へるにや、

新氏辰韓[illegible]馬韓[illegible]不合[illegible]從已上出於[illegible]國[illegible]出於新羅國王[illegible]

本紀不見

姓氏錄此條板本は誤有て其義聞えず、おのれさきに古本二本を以て挍合したりしに、いづれも是出の出ノ字なく、國ノ字の下に卽爲國の三字有て、是於二新良國一卽爲二國主一とあり、是にてよく聞えたり、出於の出ノ字は、下にも出於とある本よりまぎれて上にも入り、又卽爲國の三字は、國ノ字の一ッあるよりまぎれて脫たるなり、もしわが古本といふを疑はゞ、其本世間に有尋ねて見べし、さて其下の文は、古本も皆板本と同じと也、猶誤有べし、こゝろみにいはゞ、下の出於は二字ともに衍にて、稻飯ノ命ハ新良國王之祖也とや有けむ、かならずかくの如くならでは上文と意貫かず聞えぬ事也、此命新羅國へ渡り玉へりとおぼしきとあり、其よし古事記傳にいへり、さて論者これをこゝに引たるは、神武天皇は周ノ惠王よりはるかに後なりといふ證にしたるなれ共、件の如く板本脫誤ありて、論者の意とは反覆したる事なれば、さらにかなはず、そも〳〵論者、何をなり共引出て、己が說を助けむとする心のみすゝみはやれるから、いさゝかも三韓にかゝれるとあるをば、見つくるまゝに引出て、文義の聞えぬにも心つかず、かやうの疎漏ありて、中々に强事のあらはるゝこそうたてけれ、いで板本の誤なる由は、稻飯命を葺不合尊の男といひながら、たちまちにまた出二於新良ノ國主一とはいかゞ、もし然らば葺不合尊をも共に新良王より出玉ふとするにや、姓氏錄は、此論者などの說の如く、口にまかせていふべき私の書にはあらず、朝廷に進る公の書なるに、皇祖なる葺不合尊を、新良王より出玉ふとして可ならむやは、又稻飯ノ命もし新良王より出給はゞ、此姓は諸蕃にこそ收むべけれ、いかでか皇別には收めむ、皇別に收たるは、神武天皇の御兄弟にますが故也、

神武帝の辛酉元年を周惠王十七年にあつれども周惠王の時何ぞ辰馬の二韓あらむ

論者たゞ漢國の書をのみ據として、三韓などをもみな周の代よりは後の事と思ふめれ共、然らざると也、漢國にてその國あ

るとを知りたるこそ、周より後にてもあらめ、其國々はもとより有て王も有べく、天地のはじめより數百万歳の間には、いく度か變易ありて、國の盛衰人物の有無增減などもかはるべし、然れ共外國はすべて上古の傳說詳ならざれば、はるかに上代の事共は、傳はらざると多かるべく、又傳はりたる事ども、いつの代といふとなどはさだかならざるべきを、漢國の書にのせざるかぎりをば、おして皆後の事とし、それより以前にはその國々もなかりし如くに思へば、例のいと小き心也、かの辰韓の如きも、周の末秦の比こそ、しばらく無人の境にて、秦の亡人の來てより人物は有そめけめ、それよりははるかに古へには、又人物ももとより有しも測がたし、たとひ辰韓はいかにもあれ、須佐之男ノ命の降り給ひし比、新羅なれば、辰韓の始めにはかゝはることなし、さてこゝに辰馬の二韓といへるは、上に引る東國通鑑に、辰韓は秦亡人、馬韓人作と王といへる故に、馬韓の事をも出せる也、これ又昔時の文也、かく馬韓をも周より後の事とするは、かの東國通鑑なきに、百濟などの始祖をも、漢ノ代とするによれるなるべし、然れ共その後世までつゞきたる王の始祖こそ漢ノ代にても有けめ、それより以前にも、その先祖ならぬ王は有べし、又百濟はもとは、馬韓五十餘國の内の一國にてこそあれ、五十よ國おの〳〵王はあるべきに、いづれもみな周より後也とは何をもてしらむ、又後漢書に三韓皆古之辰國也馬韓最大、共立其種一爲辰王、盡王三韓之地、其諸國ノ王ノ先ハ皆是馬韓ノ種人焉ともいへるによれば、もと三韓の總王も有し也、其諸國の王もみな馬韓種人にて、七十餘國ありつるを、こゝかしこ何れの代より始まるといふと知べきにあらず、たゞ百濟等三國の始祖に准じて、みなことごとく漢ノ代より始まるとせむは、強說ならずや、

　五代の年數知べからずといへ共、大己貴命は素戔雄尊の子にして、其子事代主命の女媛蹈鞴五十鈴姫命神武天皇の后なれば、其大概察すべし

大己貴命を須佐之男命の御子也とは、日本紀によりていへるなれ共、古事記によるに、實は六世の御孫にして、其間五世

の神名も一々見えたり、すべて上古は先祖をばいく世にてもみな於夜といへり、故に祖ノ字をもしか訓り、又子孫をばいく世にても皆子といへり、代々の天皇を天津神ノ御子と申すにても知べし、されば日本紀に須佐之男命の子とあるも、もとの傳へは子孫の意にて有しなり、さて又五十鈴姫命を事代主命の御女といふも、神武紀ばかりかいなでに見ていひては違ふこと也、かの姫命は神代紀に、事代主ノ神八尋鰐に化て、三嶋の溝樴姫に通て生ませる御子也、されば御父は事代主神の現身にはあらず、後に此神を祠れる神社の神靈の、八尋鰐に化玉ひての御事也、これを古事記の傳へにては、三輪ノ大物主ノ神の御事とせるを合せても知べし、大物主と申すは三輪に祠る御名也、故に三輪之といへり、然れば大物主にもあれ事代主にもあれ、その現身には非ず、神社にまつれる神靈なること明らけし、大和國に事代主神を祠れる神社これかれ有、又神靈の男身をあらはして女を娶り、子を生給へること上代には例多し、凡て神に現身をいふと、後に社にまつる神靈をいふとのかはり有、たとへば天照大神とは、神代紀の如く現身をも申し、又伊勢ノ宮にいつきまつる神靈をも申すが如し、普通の神學者は、かやうのくはしき子細をばえ考へしらずして、かの事代主の御女の事をも、さま〴〵に疑へる事なれ共、精密なる古學の眼をもて見れば、いと明らかなるもの也、これらは年代の論には要なけれ共、論者古へに昧くして、かゝる子細をも尋ねず、みだりに論する故に、いさゝかこれを辨する也、年代の事は上にいへる如く、神代は一世といへ共、いと〳〵久遠なるとなれば、たとひ神武天皇の后須佐之男命の直の御女にても、すこしも妨なき物をや、

神武天皇元年辛酉ハ、後漢ノ宣帝神爵二年辛酉にして云々、かくの如く六百年減ぜされば三國の年紀符合せず

三國とは新羅百濟高麗をいふなるべし、その年紀は外には考ふべきこころなければ、三國史記東國通鑑などをもていふなるべし、これらの書はともに後の物にして、信じがたきことおほく、年紀などもたがへる事共おほくて、古の事共を記せるはすべて據とするにたらざる物なるに、さる事をも思ひはからずして、ゆくりなく證據としたる、論者の淺見おしはから

れてあはれ也、もし此レと彼レとを照して正さむとならば、吾國の古書と古書とをよく考へ合せてこそ正すべきに、其古書の考へは甚麁忽にして、返りて迂遠なる他國の謬誤おほき後世の書を以てこれを論するは、譬へば隣の屋根を準として、己が家の梁を傾きたりといはむが如し、屋根は片低りなる物なるをも、えきこらぬしれものゝ事也、さて宣帝神爵は前漢なるを、後漢といへるは傳寫の誤歟、さて神武天皇元年を、六百年こなたへちゞめて、漢ノ宣帝神爵二年としも定めたるは、例の東國通鑑に、新羅の始祖の元年を、かの宣帝の五鳳元年にあてたるに據るなるべし、五鳳は神爵の次の年號にて、辛酉神爵二年なれば也、抑かくの如く年を定めていへるは、いとをかしき事也、其故は日本紀の年紀を用ひずして、六百年違へりとする程のものゝ、辛酉とあるをば用ひたるはいかに、かの元年のかならず辛酉なるべきとは、何によりて知れるぞや、六百年も違へる物ならば、辛酉はいよ／＼おぼつかなき事ならずや、笑ふべし／＼、さて論者のかくの如く定めたる年紀も、又かの須佐之男命を新羅王也といへると符合せず、いかにといふに、新羅の始祖元年漢の五鳳元年にあたれり、神武帝の元年もその三年前の神爵二年にあたらむに、帝の后の曾祖父なる須佐之男命新羅王ならば、その始祖元年より百餘年の前に有べしいかゞ、もし須佐之男命は始祖より前の王也とせば、その年紀は又何を以て定めむ、然ればとし還て此年紀を合せむとせば、猶百餘年ばかりもこなたへちゞめて、垂仁天皇の御代の末つかたにあててこそ合ふる也、猶又東國通鑑の三國の年紀には、論ずべきもの多けれ共、くだ／＼しければもらしつ、

かくのごとく誇しき事故史記にも朝鮮傳はあれども日本傳はなし漢書にもなし

すべて漢國の歴史に他國の傳を立たる例、おほくは其國と通好して、自國にあづかる事あるもの也、史記に朝鮮傳のあるも、自國に係れる事のある故なり、通好せず自國にあづかる事なき國々は、おほくは傳を立ることなし、然るに史記に傳なしとて、誇しき事と思ふは、いと／＼愚也、もし然らば、史記に傳のなき國々は、みなそれより後に出來たるにや云ふ

べし、又漢書には、別に傳はなけれども、樂浪ノ海中有ニ倭人一分ッ爲ニ百餘國ートいへり、後漢書には、倭凡百餘國自ニ武帝滅ニ朝鮮一使譯通ニ於漢一者三十許國といへり、漢武帝が朝鮮をほろぼしたるは、かの宣帝神爵二年より五十年ばかり前なれば、これらをば神武天皇より前の事としていふにや、

皇統

或記云、神武天皇御母は玉依姫、葺不合尊の御子にはましまさず御年も葺不合尊よりは長じ給へり、其先は呉泰伯の苗裔より出させ玉ふ【中略】後に□□り南海を凌き大倭國に饒速日命長□□都を開き玉へり云々神武天皇の御末は仲哀天皇にて盡させ玉ふ【下畧】按應神天皇はいづくより出させ玉ふや、胎中天皇いろ〳〵疑はしく思はる也

此段などはむげに淺はかなる事にて、論ずるにもたらざれ共、かけまくもかしこき皇統の御事を、よしもなきすぢにいひまげ奉りたれば、見過しがたくていさゝかこれを辨ずる也、まづ或記云といへるは、實は論者の僞りてみづから造りたる說にして、神武天皇呉泰伯が後也といふ說を信にせんがためのたくみ也、いかにといふに、もし實に或記ならば、かならず神武天皇は某の御子也と御父をもいふべし、もし御父詳ならずば、又そのよしを必いふべき事也、然るにたゞ葺不合尊の御子にはましまさずとのみいひて、一言も御父のさだはなくて、まづ始に御母は玉依姫とのみいへる、僞作の趣意あらはなるもの也、これ下の今按に、泰伯の苗裔此嶋に來て、玉依姫を娶てといふ事をいはむために、こゝには先ッその御母ばかりをいひて、御父の事は、今按をまちて知るゝやうに作り合せたる也、又御父をだにいかに共いはぬほどなれば、御年の事などはいふべくもあらぬに、葺不合尊よりは長じ玉へりといへるも、御從母兄弟とする今按を助けむがため也、又□□り南海を凌ぎ云々といひて、その出給ひし地名の所を虫喰にしたるも、又同じく下の今按の琉球を信にせむため、

又廿勒興し玉ふ地名蠹魚に破られといへるも、此虫喰の所に心をつけさせむため也、その虫喰の下にヽの字を置たるは、琉球よりと有しのの字をのこして、虫のくひたるさまに見せたる也、又次にも今一ッ虫喰をなしたるは、たゞ一ッにては、もし人の疑はむかと思ひて、たぐひあるとを見せたる也、然れば此或記は、下の令按を信にせむための張本に造りたる物にして、いふべき事をいはずのこし置て、令按を相待し事のわかるゝやうにたくみたるもの也、此たぐひの僞りごと稿外にもみゆ、よまむ人心すべし、さて泰伯の事は、もと漢國の晉書の倭人傳に、自謂二太伯之後一といへるより起りて、此方にても中古より、此かたぶみの說を信ぜしともがらも有て、姫氏國などいふ名をさへ作れり、又近世或人は、天照大神と申すは、すなはち泰伯にて、邇々藝命の天より降り給ふといふは、その子孫の呉國より渡り來給へる也といへり、すべて近き世には此類の說をいひ出るを學問と思へり、自謂とは此方の人のみづからいへるなれば、上古より此傳へ有し事ならむと思ふべけれど、すべて漢籍に皇國の事をいへるは、きゝたがへたる事多くして信じがたきこと、下に委くいふべし、後世の事は、此方の事は、此方の人はよく知れる故に、その違へると明らかに分るゝを、上古の事は、此方の事を、此方の人もたしかに知らざるゆゑに、違へりや違はずや明らかならざるから、漢國の書にいへることをみな信ずる也、かの自謂と記せるも、實はいかゞ有けむ、さだかならぬことなれ共、もしは西國の邊鄙のをこの者など、たま〳〵かの國にまかり渡りしが、かの國人に尊まれむために、僞りてみだりにいひし事も有やしけむ、とにかくにおぼつかなき事也、抑泰伯は、かの國にてこそたふとくもあらめ、西戎なれば、皇國にては何の貴き事かあらむ、然るを世々の人、何事につけても漢國をいたく尊崇する心にて、孔丘が至德と稱めたる人なれば、尊きものに思ひて、其說をよろこぶ人も中古より有し也、今此書者の意は、須佐之男命を韓人也といふを根本として、萬の事皆夫より起れりとするものから、其泰伯の說もよろこぶか、よみに出たる事なれば、棄むとの補ひに、是をも引入て說を作れる也、もし漢籍に據て說を立むとならば、倭は秦徐福が後也といへるよ

も有、これはかの國にて尊(タフト)まぬ人なる故に、此方にて此說は取る人なけれ共、論者はもとよりことさらに皇國をいひおとさむとするものなれば、泰伯よりは此徐福ぞ時代もかの漢の神爵二年に近く、又海に浮(ウカ)びて東方に來りしなど、かれこれいと似つかはしかるべきに、これをば引入れざるは、考へもらせるにや、されど皇國は、ありがたくも天照大御神の皇統たること昭々たれば、いかなる巧言妖妄の說ありとも、からぶみに惑はぬともがらは、あざむかるゝこと有べくもあらぬ物をや、又かの或記に、神武天皇の御末は仲哀天皇にて盡(ツキ)させ給ふ【下略】といへる、是にても又論者の僞作なることいよ〳〵あらはれたり、もし仲哀天皇にて盡(ツキ)させ玉ふといふ程ならば、かならず應神天皇はその皇子にはあらずといひて、其故をも何とぞいふべき事なるに、應神天皇の御事をいかにともいはざるは、又かの神武帝の御父をいはざると同じ作意にて、今按に胎中天皇いろ〳〵疑しといふと相照さむためのたくみ也、應神天皇の御事は下に辨ずべし、

海宮といふは、琉球の惠平(ヱヘヤ)也嶋をいふ云々日本紀に阿麻(アマミ)美又菴美(アムミ)に作云々嶋の東北に山あり、天孫嶽(アマミガダケ)といふ、土人いはく、此山上古神人降臨の地也、故に嶋の名とすと、神人降臨とは、則彦火々出見尊の御事にて云々太伯の裔此嶋に渡り、玉依姫を娶て、神武帝生れさせ給ひ云々

海神宮を琉球の事也とは、さきに或人もいひ、又對馬也といふ說も有、そも〳〵海神宮の事は、佛書にもからぶみにも、全く似たる事のあれば、天竺にも漢國にも上古より傳へ有けむを、から國心は例のなまさかしらにて、尋常の小理になづみて、海底に別にこれあることを信ずることあたはず、己が心々にまかせて附會の說共をなせる也、かやうにすこしづゝのかゝりを據にして、そこぞかしこぞといはゞ、いかやうにもいひなさるゝとぞかし、今論者天孫嶽神人降臨の地といふを以て據とすれ共、神代の三世は日向國に坐(イマシ)ましゝかば、その間にたま〳〵琉球の地へも行幸し事も有て、さる傳へのあるも知がたし、又からぶみ弘簡錄に、琉球云々據二其世纘圖一云宋淳熈十四年舜天卽二王位一舜天爲朝公之男子云々其昔二疾疫一多

依英祖、英祖者天孫氏之後也といへるを、或人の說に、爲朝公といへるは、卽鎭西八郞爲朝の事にして、かの國人今に至るまで、爲朝の子孫といひ傳へて、舜天王と號すれは、英祖といふも其旁支にて、王位に代りたりと見えたりといへるは、誠に然るべし、爲朝も皇國の人に、皇孫の源氏なれば、天孫の後といひつたへて、かの天孫嶽といふは、その天業を嗣れる地などにても有べし、さればかた〲かの嶋に天孫嶽といふあればとても、かならず海神宮なる證にはいかでかならむ、又論者日本紀等をはすべてとらず、ことさらに是をいひ破らむとするものゝ、天孫といふ稱につきてはこれを用ひたるはいかに、もし日本紀をとらぬものならば、天孫といふ稱をも取まじき事なるに、己が要する事ある時は、それ〲これを用ふることそ心ぎたなけれ、又惠平也嶋の所に、からぶみを多く引たるは何の用ぞや、其昔ともあよみ嶋といふ名の證にもならず、天孫嶽といふ名の證にもならず、もとより海神宮なる證にもならず、たゞ惠平也嶋といふ名を證せるのみなれば、こゝには無益の事ならずや、さて又秦伯の裔此嶋に渡り來て云々の事に、何の據もなき例の妄說也、天孫嶽たとひ玉依姫には據あるにもせよ、秦伯の裔には何の緣かある、みづからも此緣なき事を、こゝろよからず思へるから、かの古記を作り出して、强て緣をあらせたる物也、されど海神宮の事は、此作意にはいさゝか違ふことなるに、かく引入れたるは、天孫嶽玉依姫を證にして、世人を秦伯へ喰つかせむためのたくみ也、

斷髮文身は吳越の古俗也、三才圖會云、有大琉球小琉球云々男子去髭鬚、于手云々女人以墨黥手、爲山蟲蛇之文云云と、琉球の古俗何處と同じ何處の人入來てうつれる風俗なる事明へし、日本決釋によれば、本邦もと文身の國なれば、

神武帝東征の後、其人入來て、其俗のうつるものならむ

琉球男子黥于手といへるを、北史隋書等の琉求國傳に、婦人以墨黥手、爲蟲蛇之文とこそあれ、男子黥する事は見えず、三才圖會は此北史等の文をとれて、龜忽に誤れる物也、さて又風俗同じければとて、必吳より入來てうつれる證に

はいかでかならむ、國々おのづから同じ風俗なる事もなどかなからむ、又皇國の上代文身なりしと、さらに物に見えず、日本決釋といへるは、かの或記のたぐひと聞ゆ、漢籍ばかりに據ては、人の難ぜむとを恐れて、かゝる書名を作りて證とせるなり、されどたしかならぬ後世の書は、いかほど引くともいかでか證とするにたらむ、畢竟愚人をあざむくばかりの事也、からぶみには倭男子皆黥面文身以其文左右大小別尊卑之差と後漢書にいひ、魏志にも今倭水人好沈沒捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以爲飾云々などいへれども、信用するにたらず、思ふにこれは上古九州の海邊のあまなどの、さる事せしが有しを見て語れるを、傳へ誤りてかくは記せるなるべし、大かたかの書どもなどに、皇國の事をしるせる、非なる事いとおほし、其中にまれ／＼に實を得たる事もまじれるを見て、それに准じて、非なるをも皆實ならむと思ふはいと愚也、筑紫の僞僭の者にあざむかれて、そこを皇朝と心得て記せる事など、おのれさきに馭戎慨言を著して辨じたるが如し、すべて他國の事を記せるは、思ひの外に浮たるとの多き也、代々の史をこれかれ引合せて、こまかに考れば、前後相違して合ざるとおほく、前史の非の後の史にて見えたるも有、又その風俗などは、おほくは前史によりて記せる中に、もと誤れるをも考へ正さで、其まゝにしるし、又前史を麁忽に見誤りて、あらぬさまに記し違へたるなどもおほく、又よくも知れざる事を、人のいふまゝにしるして、大に實にたがへるも有、又その國々へ使者のゆきて、まのあたり見聞たるところを記せる趣なるにも違へる事多し、そはその使者の復命の時に僞はれると殊に多く、又誤れる事もあれば也、又すべて漢國の史は、漢國を主として記せる物なる故に、その文のさまにて他國は皆賤しくして漢國ひとり尊げに聞ゆること多し、漢字を用ひざる國々の王より贈れる書などは、大かたその意を得て、漢國人の譯し書るなれば、其文漢國王をいみじくたふとみたる如くに書なせり、これらも實には其國々の王の意は、たゞ隣國通好のおもむきなりしをも、おして朝貢の如く書なしたるたぐひぞ多かるべき、すべて漢籍は、かやうの所をよく心得て見ざれば、まどはさるゝ事おほきぞ

かし、又ひたすらに虛妄なること多く有、その例をいはゞ、梁書南史などに扶桑といふ國の傳を立たる、其國在大漢國ノ東二萬里、地在中國之東といひて、その風俗などを多く記せり、今考るに、もろこしの東のかたに、別に大漢國といふべき國もなく、又扶桑といふべき國もあるよしなし、たとひ其名は時代によりてかはる共、實に其國あらば、今もあるべきに、今さる國もあるよしなければ、これ全く虛妄なること論なし、さるは齊ノ永元元年其ノ扶桑國の沙門慧深といひし僧の、荊州に至りてかたりける語のまゝを記せるよしなれ、思ふに此僧まことは何れの國の人なるかしらねども、古き書どもに東方日出の處に扶桑といへる木の有を思ひよりて、これを國の名に作り、その風俗などをもことしげにくはしくいつはり作りて、おのれその國より來れりといひたるを、虛實をよくも察せずして記したる物也、かくて後の書どもにもつぎ／＼に記せる程に、つひに實にさる國のあるやうに思ふめり、これその始はたゞかの一沙門が虛談より出たる事也、然るにその本をしらずして、吾國の事蝦夷琉球の事などゝさへ思ひよするは、いと愚昧也、すべて漢國の史共に他國の事をいへるは浮説のみ多けれ、此一にておしはかるべし、彼から人はかくの如くうきたることのおほかるを、それをさへかしこみて、ひたすらに是を正しき物と思ひ信じて、かへりて古國の正しき古傳をば疑ふは、いかなる心ぞや、但し漢籍は古く、此國の書はからにくらぶれば、いたく後にして、今傳はるところ、ふるきも和銅養老の比出來たり、殊に日本紀などは、から書を取て書る文多し、それより前にも古書ははた有つらめ共、それも仁德御世中の御世以來に過ず、然れば其れより以前の事を記せるは、文字書籍のなき世なれば信じがたし、とぞ思ふらむ、然れ共これはたゞ一わたりの見解にて、今少しいはむとするもの也、其故は、此國の古傳は、古語拾遺序に、上古之世未有文字、貴賤老少口口相傳、前言往行存而不忘とある如く、文字なき世には、口語をもて傳へ來りて、甚正しく詳に全くして、中々に書籍にかきつたへたるよりもまさりて信ずべき事の有也、かくいひても猶おぼつかなき事と思ふめれ共、文字を用ひなれて、何事もそれにゆだねたる後の世の心もて思ふには、

大にたがへることゝ知べし、又日本紀の文の事は、おのれ古事記傳の首卷に委く論ずるが如し、撰定の意趣をよく心得て見ることきは、文につきて疑ふべき物にはあらず、文は文と別に立おきて、古事記と引合せて、古意古言をつまびらかに會得することきは、神代の事もまことに誣がたく、口傳への正しく實なりしことを、おのづからさとるべし、その時に至りなば、返りてからぶみの信じがたき事も、おのづからさとるべし、然れ共世人いまだからぶみごゝろの惑ひをえまぬかれず、古事記日本紀をまことによく解することあたはざるが故に、古傳を疑ひて、かへりてからぶみをば信ずる也けり、

言語

本邦の言語、音訓共に異邦より移り來るもの也、和訓には種々の說あれども、十に八九は上古の韓音韓語、或は西土の音の轉ずるもの也、

すべて此論者の心は、はるかの上代には、此御國には人もなくて、いはゆる無人嶋(シマ)の如くなりしを、韓より移り來て後に、人は出來たりと思ふにや、又人はもとより有ながら、韓漢と往來せざりし以前は、すべて物もいはず、瘖のごとくにて有し事と思ふにや、もしもとより人あらば其人みな物いはずには居まじければ、おのづからの言語ありし事論なし、然るに今言語はみな異邦よりうつり來れりとは、いかなる強言(シヒゴト)ぞや、又音とは漢字音をいふ歟、字音はもとより外國より來れること論なし、されど上古には字音の言はあることなし、言に字音をまじふるは後の事也、又訓とは皇國言をいふ歟、皇國言は神代の始よりおのづからの皇國言にして、其めでたく妙なる事、さらに諸の戎狄言(カラコトバ)と同日に論ずべきにあらず、但し韓國と往來はじまりて以來は、數千言の中にはまれ〳〵三韓漢の戎言のうつりたるも無きにはあらず、論者のこゝに擧たる數言の中にも、全く漢字音なるも韓語なるも、なきにはあらざれ共、其餘多くはもとよりの皇國言なるを、しひて皆韓語なりといへるもの也、たとひまれにはさることも有りとも、そのまれなるを引出て證として、千言萬語みな然也とせむは牽強にあ

らずや、殊にこゝに出せる言どもの說は、鹿を馬也といへりしよりも甚し、又數千言の中には、他國とおのづから似たるも同じきもなどかまじらざらむ、又古へ韓の國々は、多く皇國に服屬して在つれば、つねに往來しげく、たがひに此方にも彼方にも久しくとゞまり居たりし人も多かりしかば、言語のみならず、衣服器財風俗なども、此方より彼方へうつりたるも多しと見ゆるに、それらをすら返りて彼より此に移れる物とするは、深く思はざるひがとなり、但し其類をもしひて彼を本也といひ曲るぞ論者の趣意とはありける、抑皇國は、文字を始として、後には天下の制度までおほくから國を用ひ玉ひ、人の心さへことごとくからになりぬる故に、上古にいまだうつらずならはざりし以前の事まで、ことごとく後の格を以て推さむとするは、からぶみ學者の癖也、もし異國と似たるものあるをもて、みなかれにならひて移れる物ぞといはゞ、鳥獸草木のたぐひも同じきが多く、又人の形も頭面手足口目耳鼻まで全く同じきは、これらももと漢にならひて作れる物とせむ歟、又人もその始はから人の來たるが漸に多くなれる也、鳥獸ももとはかしこより率て來たる也、草木もから國の種をまきひろめたる也と強說せむとする歟、山川などはいかに、これらももとかの國より繪にゝせてはこびもて來し也といはむかわらふべし／＼、殊に言語は、萬國おの／＼異にして、そのつかひやうも又各異なるもの也、その例をこゝにいはゞ、皇國にては、形を見る、聲を聞、言ず爲と無しなど、いふを、漢國にては、見形聞聲不言無爲とやうに、體用をさかさまにいへり、諸外國みな此格なり、其外も異なること多き、これに准へて知べく、又餘の國々の言も、おの／＼異なるを准へてしるべし、これ言語はその國々の自然の事にして、他よりならはざる明證也、かゝるを他國にならひて、本のいひざまを改め變ることを得べけむやは、もし他國の人皇國にうつり來て、雜居するときは、其人の言語皇國言にこそうつれ、皇國言のその人の言にうつる物にはあらず、上件の子細どもをも考へず、大たゞよそに論じて、人をまどはさむとするはいとをこ也かし、

姓氏

國朝諸姓、其元三韓の官名及其言語に出るもの多し、是又上古此邦にても、韓の官職を用ひらる、一證とすべし、諸氏の中に、韓國より移り來たる人共の子孫の姓尸は、やがてその本國の官職などをとられたるもなきにあらざれ共、もとよりの皇朝の人の姓尸は、みな本より皇國の地名又はその職などによりたる物にして、韓の官名などによれるもの有ことなし、然るに是をおほく韓より出たりと思ふは、例の古へに昧き故歟、はた強言歟、さてこゝに擧たる臣連縣主直等の類は加婆禰也、これ外國には無き物にて、當べき字なき故に、日本紀にはこれをも姓と書れたれ共、姓とは別なる物也、後世には尸ノ字を借り用ひて、姓と別てり、佐伯をこの中へ出せるは笑ふべし、さて加婆禰もみな本より皇國の言にして、各其義ある事なるを、例のみな韓國の官名にあてむとせる、いと〳〵迂遠なる附會にして、一ッも似つかはしきはなし、誰か是を信せむ、又宿禰の義は、釋にいへるごとく少兄也、又皇子に大兄と申す御名もこれかれ有、これらももとよりみな皇國言也、大と少と對へていふ例古言に多く、兄といふ稱もつねに多し、いかでか他國にならへりとせむ、そのうへ高麗の大兄少兄の事は、もと魏書のかの國の傳に、其官名有二謁奢太奢大兄小兄之號一といひ、北史には官有二大對盧太大兄大兄小兄云々凡テ十二等一といへれば、大兄の上に謁奢太奢或は大對盧太大兄などいふ有也、然るを皇國にては皇太子皇子などの御名に、その謁奢等の尊きをとらずして、次々なる卑き大兄の稱をならひ取り玉ふべきやうなし、高麗の官名はおのづから同じきか、又はこなたの稱をとれるにもあらむかし、

國號

日本の號、西土の書に考ふるに、唐以前の書に見あたらず、云々日本紀を始め上古日本の字を用ゐるは、みな追記なると知べし

此論にまよふ事也、但しかゝる事まで、たゞ西土の書をのみ考へて、此方の古書に考へざるはいかに、古事記に日本といふ字なきうへは、他を尋ぬるには及ばぬ事也、又唐以前といへるもたがへり、隋以前とこそいふべけれ、唐の書共には、日本とある也、猶國號の事は、己がさきに國號考一卷あり、論者の如く古へに昧き考へにては、詳なることは知べきところにあらず、

倭ハ倭ノ和義忌みなやまとゝ訓ず云々、養德と書しより考ふれば、やまとは倭奴の轉語なること必せり、

大倭大和などゝ書るをば、おほやまとゝよむ事也、たゞやまとゝいふに、大ノ字を加へてかける例なし、然るをこれらをもやまとゝ訓ずといへるは、例の古へにくらきなり、さて倭和等の字の事も、國號考に委くいへり、やまとを養德と書れしは、聖武天皇の御時たゞしばらくの間の事にて、その始終續日本紀に見えたり、是はたゞ音の似たる美字を擇て、改められたるにこそあれ、いかでか倭奴の轉語ならむ、美號を立むとして、倭奴などいふ名を取ㇾ玉はむ物かは、此論などは、聖武天皇の御代にあらたに擇ばれたる字なることをも考へしらずして、例のみだりにいへるもの也、又倭奴の事も、昔より大に誤り來れり、そのよしは馭戎慨言に辨ず

木あるをもて木の國、火あるをもて火の國といふ類は古かるべし、其餘國號は古書に見えたるに、後世名づけて追記したる物也、始より此名あるにあらず、按伊弉[illegible]共に[illegible]の轉ずるものなり云々

天下諸國の名又郡縣鄕等の名、いづれも古いとふるし、たゞ其文字は後につけたる物にして、古くは字も有、音にかけるも有、訓を借れる有、種々也、其中に字音を借用ひたるやう、地名には一種の格あり、すべて地名に字音を用ひたるは、みな假字にして、字に意はなき也、然るに論者のいふところは、漢國の國の如く、名と字とを一に心得たるにて、古學をせずして名といへるは、皇國の古書に昧き也、木ノ國火ノ國の如きも、後には紀伊ノ國肥ノ國と書るにはあらずや、これらにても、

木の名と字とは別なる物にして、名は字にはかゝはらぬ事をさとるべし、されば餘の國名もみな字は後の追記なれども、名は本より有て古きを、此紀ノ國肥ノ國に准じて知べし、これらはいとよく分れたる事なるに、猶わきまへしらぬにや、かへす／＼古へにくらきと也、又伊弉忍穂云々などは、いふにもたらぬをこごと也始よりしていく度か此居西子を引出て、汁にも菜にも肴にも用ひたるこそ、いとも／＼をかしけれ、

容飾

上世文身黒齒被髪す云々、文身いづれの時に禁ぜられしを知らず、履中紀によれば、應神仁徳の朝に止められしならむ

上世男黒齒の事所見なし、からぶみ又後世の書にいへるは、據とするにたらず、被髪の事はくさ／＼考へ有事長く又こゝに緊要の論にもあらざれば畧しつ、黥面文身の事は上に既に辨したり、履中紀によれば云々とは、黥面の事なるべし、彼紀に文身の事は考ふべき事なし、黥面の事は、阿曇ノ連濱子が死罪を宥めて黥之事、又飼部の黥の氣を、淡路島に坐て伊弉諾ノ神の悪ませ給へるによりて、飼部を黥ことを止玉ひし事、履中紀に見えたり、これらをいふなるべし、されどこれらの事は返りて、上古より黥面すると無かりし證とこそすべけれ、いかにといふに、もし黥する事上古よりなべての風俗ならば、死罪に行はるべきほどの重き罪を、これにかへ玉ふべきにあらず、たとひ既に應神仁徳の御世に止られたり共、それは猶いと近き事なれば、上古よりの風俗を、人はさのみ耻辱とも思ふまじければ也、又上古より近代までの風俗ならむには、伊弉諾ノ神いかでか其氣をにくみ給はむ然れば此二ッの事をもて、黥は上古の風俗にはあらざりし事をさとるべし、飼部を黥せしは、別にゆゑ有し事なるべし

衣服

上古衣服たゞ千早あるのみ、千早の製、一條の布を用ひて、その横幅の中間を裂て、頭を出し、其両端を以て結束す、小野妹子入隋にも是を着し行しと見えたり、

千早といふ服は古書に見えたるをなし、然るを上古にこれを着したりといふは、例の論者の妄説也、たゞ和名抄に末曽太に襅、襅襅衣、師説知波夜、未詳と見えたり、未詳とは、此字漢には字書にも何にも見えざる故にいふ歟、又ちはやと訓るを疑ひたるか、いづれにまれ此物は、今論者のいふが如き物にはあらず、天武紀には襷をたすきともよみ、神業の謂なるべし、但し是をもちはやと訓べきか、いまだかならず、中古以来巫覡の着する千早といふ物は、上古の意須比の遺製にして、その着説なるに見れる也、意須比の事なき、論者は夢にも知らぬなるべし、さて上古の衣は千早のみ也といへるは、例のからぶみに明衣皆以横幅結束相連女人衣如単被穿其中央貫頭而着之といへるを據として、是を着したる躰、其見苦しき図を書併して、千早の製也といへり、皆唱て皇国をいやしめおとさむための妄説也、もはやは襲にせし製と見ゆれば、本製皆かくの如き物ならむや、卿論百須佐之男命は韓人、神武帝の御父は呉泰伯が裔といへるに、その御子たちは何にて韓衣呉衣を住捨て、裸躰同前の千早のみを着給へるぞや、もし韓呉の風うつりなば、そのかみより韓衣も呉衣も有べき筈なり、殊に尻口のあはぬといふは此論者の事也けり、又小野妹子隋へもこれを着て行たりといふも、下文に継体天皇の時より書籍の事輸入せしたりといふと、自語たゞまぎれ相違せり、いかに、妹子が隋にまかりしは、推古帝の十四年也、それよりさへ十一年に、十二階の冠をさへ製せられたるに、いかでかは論者のいふ千早のこときたる物のみを着して、異国へは渡すべきぞ、これは隋書に男子衣裙襦、其袖微小云々頭亦無冠云々至テニ隋王始テ制冠といへるを、心得たがへていふなるべし、

後世千早に襷の字を用ひ、千早を着たる背の躰、たすきをかけたる如き故に誤用るならむ、たゞ千早は神代といふ此事なり

和名抄に知波夜とあるは、襷一字の訓にして、襷（タスキ）とは別なるを、たすきをかけたる如き故にとは、大なる相違也、すべて論者の説かくの如き疎漏多し、心をつくべし、又千早ふる神代とは此事也といへるは、腹をかゝへて笑ふべし、何をない共引出て證據にせむとするから、かゝる稚（ヲサナ）き事をさへいふ也、袖あらばこそ振（フリ）もすべけれ、圖の如くにては何をふりしにか、かへす〳〵わらふべし、さて襷（タスキ）につきて論者の此段の説の非なることをいはゞ、抑襷（タスキ）は、神代より膳羞の類又は供神物をとりまかなふ人の掛る物にして、古語に忌部の弱肩（コワガタ）に太襁（フトダスキ）とりかけといひ、祝詞にも襁掛（タスキカク）る伴の緒といひ、景行紀に磐鹿（カ）六鴈（ムツカリ）の、蒲をもて手襁（タスキ）として、膾（ナマス）を作りて進（タテマツ）りし事なども見えたり、今の世にも食物をとりまかなふ者のこれをかくる、同じ事也、されば是はその供神物食物に、袖の觸（フレ）むことを憚り恐れて、袖をかゝげ束するために掛（カク）る物也、もし論者のいふ所の千早の如き衣ならむには、袖なければ襷（タスキ）をかくべき由なし、是にて上古の衣に袖も有し事を知べし

叡福寺縁起に葬禮の古圖あり、其地を掘り又墓を治むる人、千早を着たるあり、其躰後漢書魏志晉書等にいふところのどし、

これを千早といひて、古への衣服のさまとしたるは例の强（シヒ）ど也、これはたゞ墓地を堀（ホル）とて、土泥に穢れむ事を避（サケ）て、ことさらに袖もなく短き物を着たるなるべし、今の世とても葬の壙（アナ）を堀（ホル）者などは、かくの如きさまなるを、是また今の世のなべての衣服の例として可ならむやは、

應神帝御宇縫女二人を貢ぜしより、始て君臣韓衣を着たり、然れども庶人に至りては裸形なりしとぞ

縫女を貢ぜしは、物縫ふ事の巧なる女をめされし也、これより以前に裁縫の制なかりしにはあらず、此後雄畧帝の十四年にも、呉國より衣縫女を貢じたり、これを以て應神帝の御時のも、裁縫の始めにはあらざりし事を准へ知べし、もとより此方にも有ながら、猶まされるがあれば、韓よりめされしとは、此外の事にも例有也、海東諸國記といふ朝鮮の書に、皇國

の事共をいへる、天皇代序の中に、應神天皇十四年始制衣服と記せるも、此縫女の來りし事を誤りていへる也、此天皇代序はすべて、後世の年代記やうの俗書を取て記せるもの也、さてこゝに應神天皇の御時より始て韓衣を着たりといふも、後に唐服を用ひられしに准へて、おしはかりにいへる物にて、何の據もなきこと也、日本決釋とて引るは、かの皇記のたぐひとこそ聞ゆれ、

河內國石河郡山中古塚に土物一枚を堀出す、其躰左衽狹袖左の如し【圖有】

土物のたぐひは、たゞ人の大よその形を造れるまでにて、衣服などのこまかなるさまは、くはしくは造りわくべきにあらざれば、論ずるにたらず、今の世にても紙雛(カミビナ)などいふ物を見よ、衣服のさまは甚麁にして、袖だになきを、古への土物も思ひやるべし、されどこゝに擧たる圖を見るに、まことに上古の衣服の大よそのさまは、是にて似たらむ、但し此を韓服に似たりとて、必韓を取れるとするは非也、すべて衣服のさまは、いづれの國も大躰は似たる物なれば、おのづから韓と似たる事も有べし、又韓國にならへる事も有べし、いかでか一偏にはいふべからむ、狹袖の事も是に同じ、さて衽の事は、かの河內國の土物のみならず、所々の古人などにも、古く見ゆるは多くは左衽なるを、續日本紀に、養老三年二月初、令天下百姓、右襟とあるを合せて思へば、これより以前は、庶人はみな左衽なりし事疑ひなし、此衣服の制なども、推古天皇の御時より見えて、御世々々を經て次第に漢國の制になりて、持統天皇の御世に百姓の服制も有しに、其後養老に至るまで左衽を改められざりし事は故あるべし、是によりて思ふに、漢國は右衽にして、左衽をば夷狄の風といやしむる事なれ共、よく思へば實にはいづれをよしとも其定むべき事にあらず、されども西國みな右衽なりとも、かならず左衽にて宜しき理あるべし、諸の異國の服つゞ左衽歟、又本より右衽の國もある歟、あきらかには知らね共、他國はいかにもあれ、皇國の古へ左衽なりしからは、これ皇祖大神の定めおき給へる正しき制にして、かならず然るべき道理有ける事なりけし、かく

てもし萬國みな左袵ならむには、其中にたゞ一國のみ別に右袵なるべきよしなければ、漢國も共に上代は左袵なりけむを、聖人の智術にて、ひとり右袵に改めて、他國と異なるけぢめをなして、己が國は中國也、他國は夷狄也といふしるしとなしたる物なるべし、然れ共中國は右袵夷狄は左袵と分るべきゆゑはなき事なれば、いかでか是にかゝはるべき、すべてかの國の聖人といふものは、かやうの新作をなして、天下後世をあざむけるたぐひいと多し、然るを後人その右袵なるを以て、誠に中國なるしるしぞと思ひたふとぶから、後にはかの國の風をしたひならひて、右袵に改めたる國ども有べし、皇國もかの養老の時に改められて、今は千有餘年右袵になれたる故に、今の世の心にては、左袵はいかにも夷狄の風にて、正しかるまじき事と思ふめれども、左袵になれなば又右袵をいかゞと思ふべし、實には何れを正し共、人の心もて定むべきにあらず、何事も皇祖大神の定めおき玉へる皇國の制こそまことに正しきにはありけれ、古への左袵を耻の如くにおもふめるは、漢國にへつらへる後世の心也、

喪　葬

此段みな無稽の説也、ことごとく論辨あれ共、あまり事長くなれば、こゝには默しつ、其説を聞むとならば、さらに問へ、答ふべし、

祭　祀

天照大神梭を以て身を傷崩じ玉ふ、石窟【陵也】の前に於て、天鈿女俳優をなす、これ又辰韓より傳る巫をして神を祭らしむる古俗也、

梭に御身を傷ひて神ざりましゝは、稚日女尊なるを、天照大神とはいかゞ、かくの如く古傳を私に亂りていはゞ、何事かいはれざらむ、又天照大御神のしばらくさしこもり坐ましゝ石窟を、陵也とはいかゞ、そもそも此大御神はすなはち今日ま

のあたり天にましまして、四海萬國を照し給ふ日の大御神にましまして、常しへにましまます事、辨をまたず、古傳昭々たる物也、然るに近世なまさかしき學者、例のからぶみの小理になづみて、これを信ずるとあたはず、たゞ此國土に在し上古の人ぞと思ふから、くさ／＼臆度の妄説をいひ、やゝもすれば崩御と申し、御陵の事を論ずるは、いともかしこくゆゝしき狂言也、もし此大御神崩御ましまさむには、天地は黒闇になりて、たちまち此世はほろびうせぬべきものをや、あなかしこ／＼、又天竺なる伴僕を、辰韓より傳ふる古俗也とは、例の牽強の甚しき、辨をまたず、

神籬を比毛呂岐と訓ずるは、もと新羅の辭にして、それを假て用るもの也、嘖鍬韓音比毛呂岐也、天ノ日槍が携へ來たる

熊神籬も、その父祖の主なるを知べし、

嘖鍬韓音比毛呂岐也とは、例のさらに據なきこと也、ヒムとヒモと通じ、レとロと通ずるから思ひよれる妄説也、すべて論者の附會みなかくの如し、かゝることをいひて、世の愚人をまどはさむとする心は、いと／＼あさまさし、熊神籬の事は、往年或人此名を疑ひて問へるに、答へたる考へる有、聞むと思ふ人は別に問べし

磐境と草をいふ也、云々磐境の字の音波安加なれば、又つひに草ノ字の訓となれり、

又例の妄説也、これ下文に引出たる古事記の叢々迦木を、強て草の木の義とせむとて、思ひよれる附會也、そはサハサカのサハを畧すればハとなり、サカのサはアと横通の音なるから妄にこれを磐境の字音といひなして、愚人をあざむけるもの也、少しも智識ある人、かゝる淺はかなる説を誰かは信ぜむ、

天照大神御陵、日本紀以下に見へず、故に當時天照大御皇居大和國高市郡にあることを日本紀に依て知べし、然れば御隱れたる地も、他國にあらざると知べし、和州の事記せる物に、天ノ香山を天隱山とも書ッにされば、天の隱れの山にて、天照大神の御陵たると知べし、續古今集に云々神武紀に云々

神別記といひて近世僞作せる書に、天照大神の都は豐前國也といへるを、或人天祖都城辨といふ書を著し、これを實として、天祖都城辨々となづけて一卷有、今高市にいふところ、多くかの或人の說に類せる故に今くはしくは辨ぜず、此大御神に御陵の事をいふが非なるよしも委しく辨々にいへり、又大和に高市郡又天香山あるとは、天上なる高市香山を擬したる名也、ともぐ\大和國は後に皇居たるべき事、神代より幽契ありし趣、往々に見えたれば、天香山などは、神武天皇以前より既に此名有と見えたり、又香山を隱山と書る事、古書にはさらに無きと也、隱(カクル)のク°は清音香山(カグヤマ)のグ°は濁音にて、かやうの清濁も古言は精嚴なるを、混淆していふは後世の俗解也、又續古今集の哥を引たるは、ここにをさなし、後世の哥はもとよりかやうの事の證とするにたらざるうへに、此哥の意は、風土記に此山天上より降れりとあるをよめるにこそあれ、又神武紀に云々の事の如きは、天上の靈區を擬したる山なるが故也、

和　歌

按に八雲の詠素戔鳴尊の御詞なれば、三十一字ともに辰韓の辭なると知べし云々王仁難波津の哥も是に同じく、難波津にといふは、此邦の地名、咲やこの花以下は、みな百濟の詞なると知べし、されば文字の多寡によらず、哥は韓の古俗なると明らか也、

此條などは辨ずるにも及ばず、甚しき强說也とは、たれもよく心得つべし、但しなにはつの哥を、世に王仁が作といふにつきては、いさゝか疑ひをなす人もあらむか、かの哥は王仁が作にはあらず、後の人の作なると疑ひなし、すべて哥は、意も詞も、その時代ぐ\のふり有て、あらそひがたき物なるに、此哥は決して應神仁德の御世などの風調にあらず、はるかに後の口つきなれば也、かの高き屋にのぼりて見ればといふ哥は、延喜の御時日本紀竟宴の、時平大臣の哥のすこし訛れ

る物なるを、仁德天皇の御製也といひ傳へたるたぐひにて准へ知べし、たとひ王仁が哥にもせよ、皇朝に參りて三十年にも及ひしころの事なれば、こゝの語言をもよくならひ得てよみたりとせむも何事かあらむ、又須佐之男命を韓人也といふも、もとより論者の私事（ワタクシゴト）にて、さらに據もなき事なれば、八雲の詠辰韓の詞也といふ云も、辯を費すにたらず、

國史

日本紀をよむには、先ッ此國の事は辰馬の二韓よりひらけ、かたはら弁韓の事も相まじはると心得、これをわすれずしてよまざれば解しがたし云々

此數言にて論者千歳の惑ひをみつから顯はしたり、こゝにをかしきたとへあり、富士山の上より望めば、朝日の出るとき、阿彌陀如來三尊の御來迎なりとて、かの山にのほる人皆まち拜むと也、此俗說にまどへる人の目には、いかにもかの三佛の形の如く見ゆる也、今の論者の見もこれに同じ、日本紀をことごとく三韓の御來迎也と心得て見る故に、ことごとく三韓の御來迎と見ゆるは、まことに然るべきと也、日本紀すべて漢意の潤色多く、卷首に古天地未剖云々のたぐひは、全く漢籍をとれりといふ事などは、誰かこれを知らざらむ、此類の事によりて疑ひをたつは、普通の學者の見解にして、めづらしからず、又からぶみと心ばへの似たる事あるによりて疑ふも、いまだしきこと也、おのつから似たる事も有合せる事もなどかなからむ、似たるをもて疑かはゞ、佛書には猶よく似たると共多きをや、すべて古言古意を詳に明らめて、古事記と相照してよく見るときは、うたがふべき事もなく、解せずといふことなし、然るに論者三韓より起ると見ざれば解しがたしと思ふは、古書に疎くして、古言古意を明らむるとあたはず、たゞ漢意になづめる先儒の註釋につきて見る故に、ことごとく疑ひ有て解しがたきから、萬の事韓よりひらけたりと心得たる也、かくていつしか己も其論を立ことをすゝむとするから、ことごとく牽強附會の說をなして、みづから覺えず愚人も笑ふべきほどの淺はかなる事共をさへいふに至れり、又すべ

て神代の事を疑ふも、みな漢籍の小理に溺れて、おのが小きさかしら心を先とするが故也、此漢籍の穢を清くはなれて、一たび古學に入て古言古意に明らかならば、おのづから疑ひはみな晴ぬべき物をや、

古事記の序に天武帝云々

是はまヿにあたれる論也、然れ共論者のとれる意とはいさゝか異也、其よしは古事記傳第二卷にいへるを考へて知べし、又序にかくの如き詔命のあるを以て、此記の正實にして虛僞なき事を證すべし、

姓氏錄序に云々三韓蕃賓稱二日本之神胤一云々

此文の意は、古へ三韓より歸化せし人の子孫の、先祖を僞りて、皇國の神の御末ぞといひなせるまぎれの有しをいふ也、然るを論者これを逆にとりなして、さやうのまぎれのあるも、もと須佐之男命の韓の人なるヿを、掩ひかくすより起れりといへる、例の強ヿ也、又論者の意の如きは、須佐之男命を、日本紀に記されたる如く、もとより此國の神として、新羅へ渡り給ひて、かの國にいませる間の子孫としても同じ事なれば、もと辰韓より出玉ふといふ證據には少しもならぬ事なるをや、

應神帝の所出をかくし云々

此天皇の所出をかくしたる事、何の書にもいまだ見あたらず、古事記にも日本紀にも仲哀天皇の御子也といふヿはいと明らか也、然るに論者今かくいふは、上の皇統ノ條に、此帝の御事をいろ〳〵疑はしといへれば、仲哀天皇の御子とあるは僞にて、實の御父を隱したりといふヿなるべし、抑此天皇、仲哀天皇の御子にあらずといふ事は、近世ある狂儒も種々いへり、すべてからぶみにおぼれて、ひたすら彼國を尊くせむと思ふともがら、吾皇統の神代よりつゞかせ給ふ事を妬みて、何事をなり共見出て、しひていひ破らむとする心から、かゝる邪說をも巧み出せる也、そは日本紀に仲哀天皇は九年春二

月五日に崩玉ふ、まづ此俄に崩玉ふを邪説の疑ひの始めとす、さてその九月に皇后開胎とあれば、此御懐妊は八年の十二月よりの御事なるに、應神帝の御誕生は十二月十四日なれば、十三箇月にあたれり、又からぶみ後漢書魏志などに、此皇后の御事を年長不嫁事鬼神道能以妖惑衆於是共立爲王侍婢千人少有見者唯有男子一人給飲食傳辭語といへる、この男子一人を疑はしといふ據とするか、大かたこれらの外に疑はしといふべきものなし、抑御父天皇の俄に崩給ひしは、神の御さがのによれり、又懐妊十三箇月にして生るゝは、今もある事にて、めづらしからず、殊に此時の御事は何事もみな、神のことなる御はからひなれば、さらに凡人のうへをもてとかく申すべきにあらず、然るをかの漢籍どもに、事鬼神道能以妖惑衆などゝいへるは、戎狄の人たゞ尋常の小理になづみて、皇神の道の靈異きことわりをしらざるが故に、此皇后の神の御教にしたがひて、齋祀をおごそかにし給ひ、さまぐ\靈異有し御事どもを、ほのかに傳聞てあやしみ思へるなり、又かの侍婢千人云々の女王は、筑紫の僞僭の者のしわざなるを、魏の使それにあざむかれたるなれば、男子一人云々も論にたらぬ事也、此事われさきに馭戎慨言に委く辨せり、ひらき見てさとるべし、されば應神天皇仲哀天皇の御子にましますを、何の疑はしき事かある、もしこれをしひて疑はしといはゞ、天下古今の人の父、みなうたがはしといふべし、

素戔嗚尊は韓より渡り給ふ故に、新羅を父母の根の國といふ

これは神代紀に、吾欲從母於根國と此神のの給へる事也、根ノ國といふは夜見の國の事にて、伊邪那美ノ命のまします故に、從母とのたまへり、古事記にも同じく妣國とこそあれ、父母の國とのたまへる事は、何の書にも見えざるを、母ばかりの國といひては、人の信ずまじきを恐れて、私に父ノ字を加へてまぎらかせる巧ことをこなれ、そのうへもし根ノ國といふが西韓にして、此神其國より渡り玉へるを掩ひかくす物ならば、母ノ國とも記さるべきにあらず、況や父母ノ國とは

いかでか記されむ、かやうの事共をよくも思ひはからずして、みだりにいへる故に、皆しひごとなること、あらはるゝぞかし、

これらのとに、書をよむ人の眼高からざれば、共に議じがたく、癡人の前に夢をとくが如し、

これ又近代普通の學者の常の見解也、ひたすら強て皇國をいやしめおとすを眼高しと心得たるは、返りて眼も心も卑くして漢籍におぼれ惑へる故也、今一層眼を高くして見よ、その非をさとるべし、わが古學の眼を以て見れば、外國はすべて天竺も漢國も三韓も其餘の國々も、みな少名毘古那ノ神の何事をも始め玉へる物とこそ思はるれ、されば漢國にてこと〲しくいふなる伏羲神農黃帝堯舜などゝも、その本はみな此神よりぞ出テつらむを、かの國などには神代の傳說を失ひて、今に至るまで、この始めをしらぬこそいとほしけれ、此事は猶くはしき考へ有ていふもの也、されどとにかくにからぶみのまどひの除こらぬ人には、まことに癡人ノ前に夢をとくがごとくになむ、

天明五年乙巳十二月　　本居宣長

水草のうへの物語

今はむかし、あめつちの池とて、いと大きなる池のほとりに、夏のころ夕つかた人々よりあひて、何くれとむかし今の物がたりしつゝ、すゞみゐけり、中に年おいたる、むかしその池はりしほどより始めよくしり居て、五十年ばかりにもや成ぬらむ、そのをりはとありきかゝりき、卅年あまり さきには 冬いみじく寒くて、此池こと〲くにこほりわたりて、そのひのうへを人のかよひありきし事も有き、その後又みな月ばかりに久しくひでりのしたりし年は、水のこりなくかれにしぞかしなど、いと久しくなりぬる事共を、いとよくおぼえゐてかたる、池の面にはみ草どもさま〲いとしげかる中に、

まなび草こそよにめでたき物にすなる草の、ものよりこゝにめにたちて、こゝかしこに生まじりて、こゝちよげにさかえたる、夕露の玉のひかりにもてはやされて、いとすゞしくおもしろく見わたさるゝを、東のかたのみぎはにちかき一本なむ、こゝなくかゞけしいとまばらに、西のかたなるがひろごりきたるにおしけたれて、それふしなごしたるくきの本より、まだいとわかきわか葉の、ひとつふたつ水のうへにはつかに見えたるを、この翁めとゞめて、大かた此池にまなびてきこてかくいとしげゝはおひにてあれども、まさしきはこのめぐみそめたる、一本の中のわか葉のみこそあれ、いとよく似てはあれども、にしのかたなるはみなびじゝのにはあらずなむある、まさしき学草は、まことはなきて、よにすぐれたる花なむさくを、としごろ池の水ぬるみたるけにや、たえてさかずなりぬるを、この若葉のかく生出そめつるは、水も寒くなりて、いま又花さきぬべきにこそは有けれ、むかし此たねどもまきそめしも、まろはよくしれるをやなど、こまかにかたる、かくいふおきなが名は、かみよの みふみこぞいひける、やう〳〵暮ゆく まゝに、ほたるどもひかり出とびちかひ、こゝかしこ水草のうへにもしげく見えたる中に、かのかゞけたる一本のまなび草の中なる若葉のほしに、たゞひとつすがりゐたる、名は大やまとのまさ道、いとちひさくかひなげなるつらつきをつきて、此物がたりをきゝゐたるを、又西のかたにひろごりたるうき草どもには、いとあまたゐたる中に、からごゝろの鉄面呂といふ、此東なるわかばのうへにこびうつり来ていふやう、まうとはいさむるかなるものかな、あの翁が物語は、みなそらごとにこそあれ、人のいのちよ、われらがよになすらへて思ふに、いかに長しとも一とせのほどにはよも過じを、五十年にも成ぬにひなきこそて、此池のはじめの事どしも、見たるけるやうにかたりなすよ、又まなびぐさといふ物ゐるて、此水の上をふみありきつるなど、すべてうることわりあるべくもあらず、又花さくまでのまなび草は、此ようこがるわが書ぞといふなるも、もはらうけられず、われらがふる西こそ、くきも葉もこよなくいるはしくさかえてはあれ、なれといへば、げにいとあやしうおぼつかなき事になれ

れもさけど、人といふもの、こよなく命のながゝなるものとしきけば、五十年あなたのと、かならずしるまじ共さだめずたくなむ、又さばかりひさしきよゝをへにけむほどには、さま〴〵めづらかなる事共も、などかなからむ、われらいとはかなきいのちにて、春秋をだにしらぬみの、おふけなくいかでかは人のうへをばたはやすくおしはかりしるべきといふに、さまろうちわらひて、さはこの池のうちに、蛙こそ春のほどよりうまれ出て、命長きものはあれ、いでかたらひ來て此事さだめむといへば、かたへなるみくさのかげより、漢經史(カンケイシ)あざなは聖賢(セイケン)といふ、おとな〳〵しげなる蛙とび出來て、あなかまたまへ、なにどもおのれよくしれり、此みぎはにむかし物語すなる人どもは、此ほど暑くなりてこそ、すゞみにこて此わたりにはほのめくなれ、いにしうづきのころまでは、さらに人といふもの見えざりし物を、去年よりあなたのことはいかでかしらむ、このまなび草のたねまきそめし世の事など、しりがほにかたるこそいとをこなれ、すべて此池の水くさどもは、いづれも〳〵この春おのがいときなかりしほどにこそつのぐみそめしか、それよりあなたになでふ草葉かはあらむなど、ことおほくいとかしかましく鳴つゞくるを、みぎはなるおきなつく〴〵と聞居て、

おひそめし根ざしもしらでまなび草末葉のうへを何かあらそふ、あなはかなとぞ、夏むしかはづのたとひはしも、ことふりにたれど、をかしくおもひ出らるゝまゝに、筆のついで二ひら三ひらのこれるかみの有けるに

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年七月二十一日增訂再版印刷
大正十五年七月二十五日增訂再版發行



（本居宣長全集
第五卷奥付）

再校訂者　本居清造

發行者　東京市本郷區森川町十二番地　吉川弘文館　代表者　吉川半七
印刷者

印刷所　[illegible]　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區[illegible]町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町二一二　國際美術社

